

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 02983 5816







不刊新錄

發行所 杏月堂 青島

東京市神田區錦町一丁目十六番地

印刷所

山崎印刷株式會社

東京市本區錦町三丁目十六番地

印刷所

平井

東京市本區錦町三丁目十六番地

發行所

三

東京市神田區錦町一丁目十六番地

大正三年六月十日發

百人一管一

(共費)

大正三年六月十日發

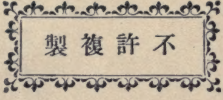
杏月堂

(國山製本)

(岡山製本)

大正三年六月七日印
大正三年六月十日發行

有朋堂文庫
百人一首一夕話
(非賣品)



不許複製

編輯兼
發行者

三浦理

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者

平井登

東京市本所區番場町四番地

印刷所

凸版印刷株式會社工場

東京市本所區番場町四番地

東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行所
有朋堂書店

上永久が我に親しきをしりて、たのみつたへおこせるは、正月の望の日なり。ひらき見も
 をへず、ふと其事をおもひ出侍りて、今夜しも、とりあへず萬水樓のかり居の窓に、かた
 ぶくまでの月見つよ、昔にさへ打むかふことちして、書きしるし侍るも、さるべきゆかり
 ならざらむやはいふ。

長門 介景樹

其節もいれり、ふさをもつて、へんじりる計し、
 一首の燈さきもあつて、世にひるふさをもつて、
 こころ天野四王女もいふ、世にあら玉の二十平也、
 こころ天野四王女もいふ、世にあら玉の二十平也、

百人一首一夕話

跋

ことし天保四とせといふまで、世はあら玉の二十年ばかりにもや成りぬらん、おのれ百人一首の歌どもを注釋して、世にひろめんとする事ありけり。其百首が中に、やすらはで寐なましものを云々の歌を、人にかはりて赤染がよめりしは、きはめて望の夜ごろなりけん。其證もあらばと、ふるき文どもをしらべ煩ひける折しも、難波なる尾崎雅嘉翁も、はやくより此百首を説きて、わきてよみ人の事實をしもつばらかにしるしものせりと聞傳へ侍りて、かの翁は世に名高き物識人ならんには、かの歌よみけむ年月をもしらるべきよしもやと、その頃同じ難波にありける穗井田忠友がもとへあつらへつかはして、こととひし事なん侍りし。其時の書は、果してこの一夕話なりけらし。さるが草稿のまよにて有りけんを、文海堂のあるじ松村忠敬、その翁の志を世にとけしめんとて、此年頃にしらべ清めて、こたび梓にのほせんとす。そのしりへに、おのが一言をもくはへよと、やがて彫工井

尾崎雅嘉大人著

大石眞虎圖

年魚市郡故郷

天保四年癸巳秋新刻
浪華書肆
敦賀屋九兵衛梓
...

百人一首一夕話 終

したがひまるらせたる人々は、夢の心地して悦ぶ事かぎりなし。さて鎌倉の使者秋田城介義景、出羽前司行義等、かの朽たる門の傍に傘を取寄せ、番屋として箒をたかせて、よもすがら守護したれば、翌日邦仁君御元服の儀式あるべしとて、一條左大臣良實公、左中辨定嗣等参られ、良實公加冠の役、定嗣理髮の役にて御元服なし奉られければ、其夜やがて冷泉萬里小路殿へうつらせ給ひ、閑院殿より神璽寶劔をわたされて、御即位の儀式をとり行はせたまへり。これすなはち後嵯峨院なり。かくて左大臣良實關白として新帝を輔佐し奉られ、同年六月西園寺右大臣實氏公の女姑子を納て女御とし、冬十月皇妣源通子を追尊て皇后位を贈られ、外祖父参議源道宗に従一位左大臣を贈らせたまひ、十一月に大嘗會を行はせ給へり。此帝は後鳥羽院の御孫順徳院の御甥にて、久しく世に落ぶれさせたまひしに、此度はからずも帝位につきたまひしは、全く御父皇土御門院賢王にてましませしかば、配所にてはうせたまひしかど、御こころざし神慮にや叶はせたまひけん、四條院世を早くしたまひて、其御子孫なかりしかば、ふたよび帝位の此君にさだまりたまひしは、不思議にも目出度かりし御事なり。

實父子、外戚の權を擅にせんが爲に、御讓位の事を促し奉られければ、止事を得ずして御位をおりさせ給ひ、二歳にならせ給ふ皇子秀仁君、御讓りをうけさせたまへり。これすなはち四條院なり。しかるに仁治三年正月、四條院御年十二にて崩じ給ひ、皇子もましまさざりしかば、何れの宮をか御位につけ奉らんと、鎌倉の評議まちくなりけるに、北條泰時朝臣、鶴が岡へ参りて鬪をとられければ、河波にてかくれさせ給ひし土御門院の皇子、邦仁君にぞ定りける。かよりければ、鎌倉の使者城介義景都に馳上りて、此事を告奉らんとす。此邦仁君は、承久の亂の時は、御年わづかに二歳なりしかば、御父土御門院土佐へ遷らせたまひし時、御母がたの外舅源大納言通方卿にあづけおかせたまひしかど、通方卿早く世をさられしかば、御祖母承明門院の御方により居させ給ひて、今年二十三歳にならせたまへど、いまだ御元服もせさせたまはざるに、はからずも此たびの事出来ければ、鎌倉の使者城介義景、承明門院のおはします土御門殿へ参りければ、門は葎茂り、扉は苔生ひ、柱も半は朽て、哀れなる御栖なるに、内にさし入てみれば、猶しも草深くて、人の通ひし跡もなし。故源大納言通方卿の養子たる定通朝臣、なえ萎れたる烏帽子直垂にて、中門に立出て、義景に對面せらる。義景は切戸の脇に畏り、此度の御位は、阿波院の若宮御つぎあるべきにて候と申て立出ぬ。此事を聞て、若宮につき



文信云

そつろきえいふ

うんれふう

りれく

い〜の

い〜

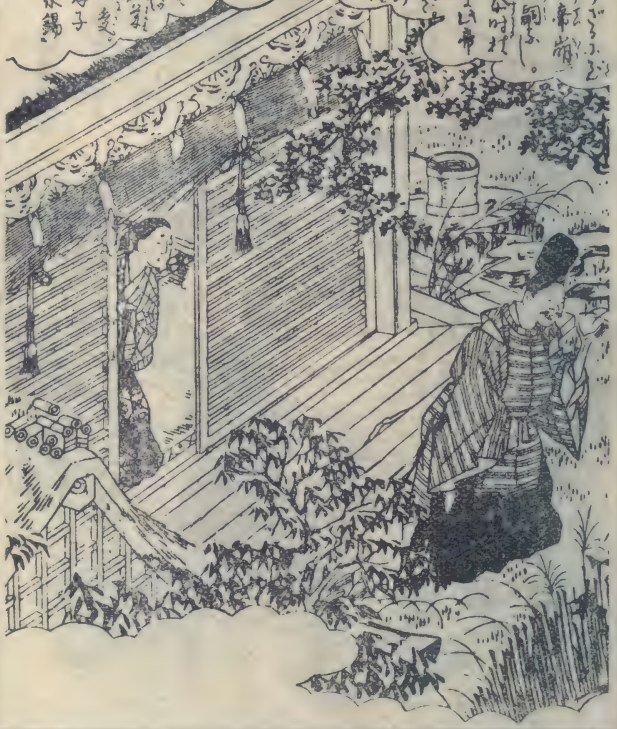
あ〜

か〜

〜



不才了らるる
 う。則ち帝前
 權のほ嗣ふ
 小未奉りて
 人こそいひ帝
 此皇命
 務官の
 内よか
 て丸
 五の位
 不道
 ちよわ
 丈夫の
 大あま
 たくは
 へい
 詩曰孝子
 匪匱永錫
 永親



新久乃乱起人々
 為のい前土御門
 帝未見時より
 十少家く傳人多
 とい共列しり世
 家二帝遠鳴に
 うけりまゝ
 時陽い帝乃
 此事小あ
 なくれ
 都る人
 都る人
 まろえ
 くに
 帝と見松
 と傳てて人
 ん成、
 遠島、
 びし、周、



らずして、番匠ばんしやう只今ただいま大切たいせつなりと、御詞みことばをぞ賜たまはりける、かよりければ、今は降雪ふるゆきも物ものならずして、夜よも明あひにければ、御送りおくりの人も参り重りかさな、御迎むかへの輩ともがらも加くははりしほどに、此者このものどもに道みちをふみわけさせて、阿波國あはのくにへならせたまふとて、

うらくに寄よするしら波なみこと問とはんおきの事ことこそ聞きまほしけれ

などよませたまへり。かくて阿波國あはのくにの畑はたといふ所ところにつかせたまひ、この所ところにてうき年月としつきを明あかしくらさせたまひけるが、寛喜三年十月十二日、阿波國あはのくににてかくれさせたまへり。此時御年三十七、土御門院つちみかどのみんと號がうし奉ほうる。此帝順徳院みかぜへ御位みくらゐを譲ゆづらせ給たまひし後に、御子十三人おはしましき。第二の御子邦仁君こくにひこぎみ、次に尊守そんしゆ、道仁だうじん、道圓だうえん、靜仁じやうじん、最仁さいにん、尊助そんじよ、仁助にんじよの七法親王ほふしんわう、又正親町院おほぎまちのみん、仙葉門院せんえふちのみん、准三宮諄子じゆざんげうじゆんしなど三人の皇女くわうじよましく、増仁あうじん、懷仁くわいにんの御僧おんそうもおはせしとぞ。摂都さてみやこには土御門院崩ほうじ給たまひしよし聞きかせたまひて、御母修明門院おんはしゆめいのみんの御おんなけき大おほかたならず、うき事ことのうへに又またうきことを聞きくことよと、かきくどかせ給たまふ折をりしも、院いんの阿波あはにて手てなれさせたまひし御調おんてう度ご、御手筈てはたやうの都みやこへのほりたる中に、隱岐國おきのくにより御父上皇ちちじやうくわうの贈おくりらせたまひし御おんふみ、女院じよういんの御消息おんせきなども有ありければ、今更いまさらに御日おひをもあけさせたまはず、なけきかなしませたまふことかぎりなし。しかるにことし貞永元年ぢやうえいの冬ふゆ、今上後堀川院御年二十二きんじやうごほりかはのみんにならせたまふに、關白教くわんはくのり

りて、配所へおもむかせたまふに、御外戚土御門大納言定通公、泣くく御車をよせ奉りたまひ、君臣互に悲涙にむせばせ給へり。御供には、少將雅具朝臣、侍從俊平朝臣、女房三人、醫師一人ぞまゐりける。御みちすがらも、哀れなる事ども多かりけるが、ほどなく土佐國につかせたまふに、御栖居のあまりにちひさきよし申せば、阿波國へうつらせたまふほどに、阿波と土佐と兩國の中山にて、俄に大雪降出でて、前後の道も分がたく、御輿かきもあゆみかね、上下の輩行やらざりければ、御輿をかきすゑて、いかなるべしともおほえざるに、院御なみだにくれさせたまひて、

うき世にはかよれとてこそ生れけめことわり知らぬわが涙かな

と詠じさせたまへり。こよに都よりめしつかはれたる番匠あり。眉目かたちよかりければ、侍次郎と名づけられたりけるに、此度の御供つかまつらんと頻りに望み申けるを、田舎にて造作をもせばこそ番匠をもめしつれめ、たゞく罷りとどまれよと仰けれど、あながちにすよみてまゐりけるが、こよかしき者にて、斧鎌など持て、あたりの木にのほり、枯たる枝ども多く伐おろし、御輿の前にとりつみて、火を焚てあて奉り、供奉の武士共の前にも、又燒火をしたりければ、供奉のともがら悦ぶ事かぎりなく、院もすこし御心のびさせたまひければ、歎感淺か

院と申奉りしは、後鳥羽上皇の御子なり。後に土御門院と追號し奉る。去ぬる承元三年三月、上皇の御はからひとして、させる御あやまちもなく御位を御させたまひ、御弟みこの順徳院を御位につけさせたまひければ、さすがに御父上皇をうらみ奉らせたまひて、常に父子の御中不快なりしかば、此度の御隠謀にもかかつてあづかりたまはざりし故、上皇新院はおのゝ遠島にうつされたまひしかど、此中院に於ては、鎌倉よりもかくの沙汰に及ばずして、其まよ都にさしおき參らせられしところに、中院勅諛ありけるは、承元のいにしへ、位を押おろさせたまひしその恨淺からずといへども、一度帝位にのほりし事、これ全く父上皇の厚恩なり、しかるに上皇遠島にうつされたまひ、朕ひとり都に安堵して住ん事、不孝の罪のがるべからず、朕も同じく遠國に住べしと、九條禪定殿下、ならびに右大將公經卿に仰せられしかば、此旨を鎌倉へ仰せつかはされけるに、二位禪尼、并に右京權大夫義時、叡慮の程を大に感じ奉り、御いたはしくは思はれしかど、勅命なればいなみ奉らず、土佐國へうつし奉るべきにぞ定められける。中院は去年の春、若宮一方まうけさせたまへり。これは御母承明門院の御兄土御門宰相中將通宗卿とて、早世したまひし人の女の腹にてましくければ、通宗卿の舍弟中院大納言通方卿の許にあづけ置せ給ひて、同じき閏十月十日、鷹司萬里小路の御所より、御出立あ

らせたまひて、彼人々の褒詞もそひたり。すべて昔よりこのかた、天子の御歌に御堪能も數多ありけれど、みなそれぐにほしいまよなる御よみくちどものおはしますに、此帝の御製ばかりは、すがた麗しく、御よみくちやはらかして、しかもたどしく、まことに後世の模範とすべき御風體のよし、或緇紳家の説あり。又此帝、俊成卿を並びなくいみじき此道の聖とおほしめされければ、八雲御抄にかよせたまふにも、凡中比よりこのかた、此道に得たる人もすくなし、たゞ經信ちかくは西行があとをまなぶべし、その様は別にあらず、たゞ詞をかざらずして、ふつくといひたるが聞よきなり、これをば此道の堪能にていひ出たるやうを、今の世の人あしざまにとりなして、一定平懐に片腹いたき事にて有ぬべし、俊頼、俊成、いづれにもわたりたらば、そのやうを學ばんこそいたく題そるまじけれとも宣まへり。又此帝、御こよろばへは土御門院よりもすこしことめきて、洒落なるところのまします御生質なりけれど、御治世の間、鎌倉に對して憤らせたまふ事はあらざりけるに、御父後鳥羽上皇、此帝の御母修明門院を御寵愛のあまりに、いまだ四歳にてまします時、土御門院を廢して御位につけさせたまひ、御みづから政務をいろひたまふ上に、鎌倉を亡さんと企てたまひし故、其わざはひこの帝の御身に及びて、少しの御罪もあらざるに、佐渡へ遷幸なし奉りしこそいたましけれ。扱其時、中

九條殿此御うたをたまはらせたまひければ、いよく數行の御なみだにくれたまひ、御かへしの長歌あり、其反しうたに、

厭ふともながらへて經る世の中のうきにはいかで春を待べき

其外彼國にてよませたまひし御製に、あはれにも恐れおほくもおほゆる御うたども多かりしが、仁治三年九月十三日、彼國にて崩じ給へり。其時御年四十六歳なりしとぞ。後に寛元元年、御骨を奉じて大原の法華堂の側に納め奉れり。百練抄に曰く、寛元元年四月廿八日、佐渡院の御骨を康光法師首にかけ奉りて、大原に渡御ならせたまつり、五月十三日に、大原の御墓所に納め奉るとあり。是は御父後鳥羽院の御骨も此所に納め奉りたるによりてなり。此帝佐渡におはしましける時、延應元年、後鳥羽院隱岐にてかくれさせたまひ、御骨を大原に納め奉るよしを聞せたまひて、

入る月のおほろの清水いかにして終にすむべき影をとむらん

とよませたまへりし。此帝御在位の御時は、もとより聰明にましくければ、唐、倭の書籍をよませたまひ、ことに和歌をよく詠せたまへりければ、御作の書も、八雲御抄、禁秘抄などあり。又御集を紫禁和歌草と名づけらる。此御集の外に御百首一卷あり。定家家隆の兩點をと

國に遷し奉るに、御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將能氏朝臣、甲斐左兵衛佐範經朝臣、上北面には藤左衛門大夫康光、女房には右衛門佐以下三人ばかりぞ御供にはまゐりける。かくは聞えしかども、爲家朝臣は一先の御送りも申されず、都に止られけるは、いかなる故にてか有けん。又花山院少將能氏朝臣も病によりて、路のほどより歸り上られしかば、院にはいとぞ御心ほそくて、宸襟をなやまされけり。越後國寺泊につかせ給ひて、これより御舟にめされけるに、甲斐左兵衛佐憲經、やまひ大事に及ければ、御船にものらずして寺泊にとどまり、こよにて保養せられけれど、其病日を逐て重りけるほどに、終に寺泊にてむなしくなられたり。順徳院は免につけ角につけ、御なみだのみとどまらず、日數もすでに重りしかば、遠き海山をこえて佐渡國につかせたまふ。都より御送りとして、したがひまゐらせしものども、駕輿丁にいたるまで、御いとまをたまはりて歸り上り候はんと、度々申上しかども、汝等に別れなば、何をたよりにかなぐさまん、今日ばかり、明日ばかりと、御別を惜ませ給ひ、今暫しくととどめさせおはします勸慮のほどこそ、おそれおほくもいたましけれ。御送りのものどもが都へかへのほるたよりにつけて、長歌をつらねさせたまひ、九條殿へ贈らせたまひけるおくに、

ながらへてたとへば末に歸るともうきは此世の都なりけり

ふたや何人

果久紀はるかきの中門前なかつかどまへ
中細言なかつこゑ家行けいこう
左米紀さめいきと有あり
得えるもの

風俗通云

南陽鄆縣有耳谷

谷水甚美云其

山有大菊水榭

山上流下得真

滋味谷中有

二十餘ふたご一不

復ふたご并な飲

此水上壽百二三

十中百餘下七八十

名之史大



太平記曰

佐基の臣藤原朝臣東一下句

有し時、名をさし之に

美しき、美しき、美しきの軍に

光、搜々、隠直、ま、好い

罪、上、依、同、来、一、百

下、三、三、三、三、三、三、三

都、赤、陽、縣、菊、水

と、ふ、四、か、と、さ、さ

ア、ア、ア、ア、ア、ア、ア、ア

遠、さ、若、の、若、れ、は、は

今、ハ、杖、み、の、上、上

威、さ、ま、ま、ま、ま、ま、ま

さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ

夫、を、か、の、杖、さ、さ

た、れ、ク、れ

い、い、い、い、い、い、い、い

さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ

に、あ、い、い、い、い、い、い

に、あ、い、い、い、い、い、い

に、あ、い、い、い、い、い、い



猶々あまりのある昔の世の事どもよと、よませられたるなり。

順徳院の話

此帝は後鳥羽の第三の皇子にてましくけるに、父帝殊に御鍾愛有ければ、承元二年、上皇の御計ひとして、先帝土御門院、させる御失徳の事もあらざるに、にはかに是を廢して、順徳院を御位に即させられ、同じき四年十二月廿八日、御年十四歳にして太政官の廳に即位したまひ、翌廿九日從三位藤原立子を女御としたまへり。しかるに此時、鎌倉には源實朝將軍として北條義時執權たりければ、天下の威權鎌倉につよくして、朝家を蔑にしける故、御父上皇ふかくこれをふづくみたまひ、殊に當今御年幼少にまします故、みづから禁廷の政務をとり行ひ給へり。然るに承久元年正月、實朝將軍、公曉が爲に失はれ給ひしかば、今年七月、左大臣藤原道家公の御子頼經を迎へて三代の將軍とせり。然るに同じき三年四月、帝の御父後鳥羽上皇、鎌倉を亡さん事を思しめしたよれしより、都の大亂となりしに、程なく鎌倉より大軍向ひて、官軍敗れければ、當今の御位を卸し奉り、御父帝、御兄弟帝なども、おのく遠島に遷し奉るべき由、鎌倉の執權泰時など相はからへるによりて、今年八月廿二日、當今順徳院を佐渡の

順德院

御諱守成、後鳥羽院第三の皇子なり。御母は修明門院、建久八年九月十日に生れさせたまへり。正治元年十二月親王となりたまひ、承元四年十二月廿八日御即位あり。承久三年四月御讓位、太上天皇とならせたまひ、仁治三年九月十二日佐渡に崩じたまふ、御年四十六。

百敷やぬる姿乃たそれくれぬよも

あ母あま里あるまあくあま々刺

新後撰集雜下に、題しらすとあり。御集の紫禁和歌草には、建保八年三月の比詠せられたる二百首の中に入れてあり。此御製のこよろは、百敷とは禁裏の事なり。帝の御徳のおとろへさせたまふことを、ふるき軒端とよませられて、ふるき軒のはじが荒ぬれば、しのぶ草といふ草がはゆるものなるによりて、その草の名によせて、むかしのすなほなりし御代をこひしのぶにも、

院のんの靈れい祠しに申まをし賜たまへと申まをさくと云々うんなん。こよに元弘建武げんこうけんむよりこのかた、聖せい怨えん世よに滿みちて國くにを亂みだしたまふと、記文きぶんのあるによりて四海しかい治ちまらず、一朝いつてう朴すくならざる事ことひとへに期ごによれると、今いまおもふところありて、坐いますところの號がうを以もつて、水無瀬みなせの神かみと申まをさんは宜よろしかるべしとあり。此せんみやう宣命せんみやうは新文章博士しんもんじやうはかせ章長あきながが草くさうするところなりと記しるしたり。此みなせ水無瀬みなせは上皇じやうくわう御ご在世ざいせいに、わきて御心みこころを留とどめたまひし所ところなるよしは、増まかどみに又またいはく、水無瀬みなせといふところに、えもいはずおもしろき院のんつくり、しばくかよひおはしましたつと、春秋はるあきの花はなもみぢにつけても、御みこころゆくかぎり、世よをひどかして、あそびをのみし給たまふ。所ところからはるくくと河かはにのぞめる眺望てうぼう、いとおもしろくなん。元久げんきうの比ひ、詩しに歌うたを合あはせられしにも、とりわきてこそは、

見渡せば山もとかすむ水無瀬河ゆふべは秋となに思ひけん

これすなはち上皇じやうくわうの御製ごせいなり。かくみこころをとどめさせたまひしところなりける故ゆゑ、末すえの世よにほこらをたてられて、水無瀬みなせの神かみといはひ奉たてまつらせ給たまへるなり。水無瀬川みなせがはは山崎やまざきの南みなみ、廣ひろ瀬村せむらにあり。其西にしを水無瀬山みなせやまといふなり。此所ここは津國つくに山城やましろのさかひなれば、歌枕うたまくらにも、或あるひは津國つくにとしるし、又山城やましろともしるしたり。

させたまへるぞ、あはれにもなさけふかき御事ごじなるとて感じかんじあへり。これを遠所歌合えんじょうたあはせといひて、今の世いまよにももてはやせり。かくて隠岐おきにまします事十九年なりしかば、世よの人、隠岐院おきのゐんと申奉まをれり。後に延應元年えんおう二月、御年六十歳ごしにして隠岐おきに崩ほうじたまひければ、彼國かのくにの苅田かりたの山中さんちゆうに於おて火葬くわさうにし奉り、故もとの北面ほくめんの土藤原能茂とふじらひといふもの、御骨おんこつを收めて都みやこに歸りければ、其御骨そのおんこつを大原おほはらの西林院さいりんゐんに藏そきめ奉り、顯徳院けんとくゐんと申奉れり。其後仁治二年そののちじんぢ二月、法華堂ほつげだうを大原おほはらに造りて、彼御骨かのこつを移し奉る。此事このじを増鏡ますかぢにしるしていはく、延應元年えんおうといふ廿二日、六十にてかくれさせ給ひぬ。御骨ごこつをば能茂よしもちといひし北面ほくめんの、入道にふだうして御供ごごにさぶらひしが、首くびにかけて都みやこにのほりける。さて大原おほはらの法華堂ほつげだうとて、今もむかしの御座ござの所々ところと、三昧料さんまいれうに寄られたるにて勤つとめたえず、此法華堂このには、修明門院しゆめいもんゐんの御沙汰ごさたにて、故院こゐんわきて御心みこころとどめたりし水無瀬殿みなせどのをわたされたりとしるされたり。又後愚昧記こうぐまいきにはく、寛元三年三月十二月、公家宸筆くひしんひつの御書ごしよを、御白川ごしらかはの院ゐん、後鳥羽院のちのりんのゐん、土御門院つちみかぎのゐん等の法華堂ほつげだうに獻けんぜしめたまふとあり。さて後嵯峨帝のちのさかぎみ御位ごくらゐに即つせたまふに及び、顯徳院けんとくゐんを改めて御鳥羽院ごのりんのゐんと稱し奉り、寶治元年四月に、北條時頼ほつじゆうときより、御鳥羽院ごのりんのゐんの祠ほこらを鎌倉かまくらの鶴が岡つるをかに建て、新宮しんぐうと稱し奉り、又はるかの後明應三年八月、津國水無瀬つのくにみなせに後鳥羽院ごのりんのゐんの靈祠れいしを建て、神號しんがうを奉らるゝ、宣命せんみつに曰く、天王てんわう恐れみ恐れみて、掛かまくもかしこき後鳥羽ごのりんのゐんの

人々は、懷舊の情わすれがたきのみにあらず、歡慮のほどをかしこみあはれみ奉りて、われもわれもと歌をよみて奉りければ、上皇御みづから歌合にしたまひて、判の詞をもつけさせたまへり。

左 御製

人ごころうつりはてぬる花の色にむかしながらの山の名もうし

右

家 隆

なぞもかくおもひそめけん山ざくら山とし高くなりはつるまで

又山家といふ題にて、

左 御製

軒はあれて誰か水無瀬のやどの月すみこしまゝの色やさびしき

右

家 隆

さびしさはまだみぬ島のやまざとを思ひやるにもすむ心地して

上皇御みづから此歌合の判の詞をかよせたまひて、まだみぬ島を思ひやらんよりは、年久しく住ておもひ出なは、今すこしこよろざし深きかたにやとて、みづからの御うたを勝とつけ

をまるらせられたる中に、和歌所のむかしの面影、かすくゝわすれがたしなど申て、つらき命のけふ迄も世にながらへ候こそ、うらめしく候へなど、さまざまあはれなる事どもを書きつゞけて、奥に、

寐覺してきかぬを聞きてわびしきは荒磯波のあかつきの聲

上皇はこれを御覽じて昔の事どもを今のやうにおほしめし出されて、御袖をしほらせたまひ、なみ間なきおきの小島の濱びさし久しくなりぬ都へだてよ
こがらしのおきの柚山吹しをりあらくしをれて物思ふころ

と詠せさせたまふぞあはれなる。又折にふれてよませたまひし御歌をかきあつめたまひて、御后修明門院の御かたへ送らせたまへる中に、あはれなる御うた多かりし、

みなせ山わが故郷はあれぬらんまがきは野らと人も通はで
かさし折る人も有ばやこと問んおきの深山に杉はみゆると
限りあればさてもたへける此うさを民の藁屋に軒を竝べて

かくものわびしき御すまひに年月を送らせたまふにも、かねて御数奇の道なりければ、都の便につけては、歌の題をつかはされて、人々の歌をめされければ、昔御かたはら近く仕へ奉りし

とよませたまひて、うちしをれさせたまふ夕ぐれに、沖のかたよりらひさき舟のこぎ來るが見えければ、例のあまの釣舟のかへり來るならんと思しめしたるに、さにはあらで、都よりの御使にてぞ有ける。墨染の御衣、夜の御衾などやうのものを、此比の夜寒につけて、隱岐の海邊の御すまひを思し召やられたまひて、御母七條の女院より贈らせたまふなりけり。上皇は御母ぎみの御ふみを御覽じて、龍顔におしあてさせたまひ、しばし御なみだにむせばせたまひしが、やうく御心をとり直させたまひて、くはしく御覽するにあさましくもつれなき命をながらへて、年月をおくり侍るとも、命のうちに今ひとたび見もし見え奉らん事もやと、それを頼みにこそ明しくらしさぶらへなど、かよせたまひしかば、

八百よろづ神もあはれめたらちねのわれ待えんとたえぬ玉の緒

と詠じたまひ、其御使をことにいたはらせたまひて、しばしはとどめ置たまひぬ。都よりの御使は御母ぎみのみならず、こよろざしある人々は、此たよりにつけて、こよかしこより消息を奉るを御覽するにつけては、少し御つれなくもなぐさみたまへり。家隆卿は、新古今集の撰者にも召しくはへられし人にて、常々歌の御會にもめされて、殊にむつまじくめしつかはせたまひし人なれば、ことに君をこひしく思ひ奉らるゝあまりに、卷かさねてかきつらねたる消息

知らめや憂きみを崎の濱千鳥なくく絞る袖のけしきを
かくて御舟にめされ、荒き波路を過させたまひて、八月五日隱岐國阿摩郡苺田の郷につかされたまふ。御所とて造り設けたる苺ぶきの庵の、見るもいぶせき所へ入らせましくけるに、海水岸をあらひて、風の木をわたる音のはけしかりければ、

我こそは新島もりよ隱岐の海のあらき波風こよろして吹け
同じ世に又すみの江の月やみん今日こそよそにおきの島守

など詠ませたまへり。かくて今年も暮れぬ。春になりたれど、都には事ははりて、何の賑はしきこともなく、たどほのかに霞み渡れるそらに、遠近の島々をながめやらせたまふのみにて、それにつけても過にしかたの戀しく思しめし出されて、御袖のかわくひまなきに、

うらやまし長き日影の春にあひて鹽くむ蚕も袖やほすらん
春もいつしかふけ過て夏になりければ、茅の軒端に雨のふり過るを御覽じて、

あやめ茸くかやが軒端に風過ぎてしどろに落る村さめの露
など詠せさせたまふ。又秋になりぬれば、

故郷をわかれ路に生る葛の葉の秋はくれども歸るよもなし

かやうにあそばされけるとなん。さて明石につかせたまひて、こよはいづくぞと御尋ねあり。
明石の浦にさふらふと申上ければ、

都をばくらやみにこそ出しかど月はあかしの浦にきにけり

と口ずさませたまへば、白拍子龜菊、

月かきはさこそ明石のうらなれど雲居の秋ぞなほも戀しき

美作と伯耆とのさかひなる中山といふ所を越させたまふに、向ひの岸に細道あり。いづくへか

よふ道ぞと御尋ね有ければ、都へ通ふ古き道にてさふらふと申上けるに、

みやこ人たれふみそめて通ひけん昔の道のなつかしきかな

とあそばされけり。かくて日數をかさねさせたまふほどに、廿七日、出雲の國大濱湊につかせ

たまふ。これより御舟にうつし奉り、警固の武士どもは大略御いとまたまはりて、三尾が崎と

いふ所より都へかへりのほりければ、御母七條の女院と、御后修明門院とへ、御文をことづて

させたまへり。七條の女院へは、御ふみのおくに、

たちちねの消やらで待つ露の身を風より先にいかで問まし

又修明門院の御方へは、

参りて、かく申上げれば、今更に驚かせ給ひて、こはいかになり行く身の上ならんと歎かせ給ふ事かぎりなし。當時近衛家實公攝政にておはせしかば、此度いかにもして、しがらみともなりて、流れゆく我身をとどめたまへかすとあそばしたる御ふみのおくに、

墨染の袖になさけをかけよかし涙ばかりに朽ちもこそすれ

とあそばされて、さし遣はされしかば、家實公もなみだにむせびながら、御乳母卿の二位にあはせたまひ、勅命のほど怖れ入りさふらへども、君君にてわたらせたまふ御時こそ、臣が攝政の威もさぶらふべけれ、今は天下の政みな鎌倉より相はからひ候へば、ちから及びさぶらはずとて、二位の局をぞかへされける。かくて上皇はあやしけなる御輿にめされ、御供は殿上人出羽前司重房、内藏權頭清範入道まゐられしが、清範は俄に道のほどよりめしかへされ、施薬院使長成入道、左衛門少尉能茂入道、并に伊賀の局、白拍子龜菊、僧一人、醫師一人まゐりけり。已に都を出させたまひ、水無瀬殿を通らせたまふとて、年來此殿にて御あそびありし事などを、おほしめし出さるれば、皆夢かとのみ思しめさる。せめてはこよにだに置ればやおほしめさるれどかひなし。

たち籠むるせきとはならで水無瀬河きり猶はれぬ行末の空



世の中は
つゆの海に
いっか
筆を
見よ
心入
今
年
人



あらんかと疑ひて、武藏太郎近く参り、弓の筈にて御車の簾をかよけて、改め奉るこそ、理
ながらあまりに情なく見えけれ。やがて上皇も鳥羽殿へ幸なりて、内に入せ給へば、武士
共四方を圍みて守護し奉るのみにて、常々御傍に近づき奉られし臣下は一人も見えず、女御
更衣もましますさず、たゞ御一所おはします御心の程ぞ、あはれにも勿體なき。同じき八日、六
波羅より御出家あるべきよし申入れたれば、すなはち御戒師をめされて、御髪をおろされたま
ひ、御法名を良然とあらため奉りけるに、たちまちに變りはてされたまへる御姿を、信實を
めして似せ繪にうつさせたまひ、御母七條院へ奉らせ給ひければ、御覽じもあへず、御日もく
れさせたまふ御こよちして、御寵愛の御后修明門院を誘ひまゐらせられて、一つ御車にて鳥羽
殿へ御いとまごひに幸あり、御車をさしよせて事のよしを申させたまひければ、上皇御簾を
引やられたまひ、龍顔をさし出させたまひて見えおはしまし、とくく御歸りあれと、御手に
て御沙汰ありければ、兩女院はいよく御目くれて、絶入らせ給ふもことわりなり。同十三日
北條武藏太郎時氏、同掃部助時盛、又鳥羽殿へ参りて、隱岐國にうつし奉るべきの山、鎌倉よ
りのはからひにて候と奏す。上皇もかねてより、遠島に遷幸あらんとは思し召まうけし事なが
ら、已に御出家ありし上は、よも遠流までは有べからずと思しめされける所に、時氏、時盛等

途におほしめしたれし事故、かつて光親のいさめを用ひたまはざりしかば、今は止事を得ず、命に従ひて陣中に在けるを、軍破れて後、東軍是を捕へて殺害せり。然るに、上皇の宮中を點檢せし時、たましく光親のさよけられし諫疏數十通を見出で、これを義時にさよぐ。義時は是を見るに、光親の申されし所、みな今度の御企を思しとまらるべき事を勧め奉る直言なりければ、義時此卿を殺せし事を後悔せり。かくて洛中靜謐の後、諸軍鎌倉に凱陣しければ、今年七月當今順徳院の御位を廢し奉り、後鳥羽上皇を隱岐國に遷し奉り、順徳院を佐渡に遷し、上皇の御子雅成を但馬に遷し、頼仁親王を備前に遷し奉るべく定めらる。さて北條義時、新に持明院守貞の御子茂仁親王を御位につけ奉れり。是すなはち後堀川院なり。此茂仁君は高倉院の御孫にして、御母は藤原陳子と申て、中納言基家卿の女なり。是より後は、天子の御讓位踐祚の御事など、ことごとく鎌倉よりとりはからふ事となれり。さる程に泰時のはからひとして、後鳥羽上皇を先づ鳥羽殿へうつし奉らんとて、七月六日、武藏太郎、駿河次郎、武藏前司、數萬騎の勢を相具して院の御所四辻殿へ參り、鳥羽殿へ遷し奉るべきよし奏聞しければ、上皇かねておほしめし儲けさせたまひたる御事ながら、さしあたりては御心惑はせ給ひて、先女房達を出さるべしとて、出車に取のせて遣出すに、もし謀叛の者共が、此女車に忍びて乘たる事も

上皇大に周章し給ひ、山田次郎、伊藤左衛門尉をして、叡山の衆徒三千に將として勢多を守らしめ、甲斐宰相朝俊、伊勢前司清定、佐々木判官、小松法印をして、二萬騎に將として宇治を守らしめ、帝と上皇とは、叡山に幸し給ひしに、已に東軍泰時等宇治川に到りぬ。官軍橋板を放ち亂杭を構へ、鏃を揃へて河邊を守りけるに、此時大に雨ふりて、河水漲り、波浪蕩々として渡るべからざりけるに、泰時大河を事ともせず、軍兵を麾ねきて、其身先河におり立ければ、芝田橋六兼義、佐々木信綱等魁して渡しければ、數十萬の東軍歩騎を連ねて渡りけるに、さしも漲る大河の波も、是が爲にせかれてたよざりけり。此時、官軍は陣勢を壯にして、矢石を亂し發しければ、東軍死傷甚多し。然れども寄手その死をかへりみず、討るよ者を踐こえて岸に上り戦ひければ、攻鼓の音、矢さけびの聲、天地を動かすに、さしもいさみし官軍、色めきたちてひらきなびく所を、寄手の軍兵勝に乗てすよみたよかふ。こよに於て、官軍の大將たる佐々木廣綱、筑後知尙等悉く討死し、殘兵大に潰えければ、泰時、時房、直に洛中に入、六波羅に在て餘黨を誅しける故、洛中の騒動漸にして靜まりぬ。今度上皇、鎌倉を亡し給はんとと思しめしたよれし時、寵臣按察使大納言藤原光親卿をして相議せしめ給ひけるに、光親あらかじめ其事の成るべからざるを知りて、諫を獻ずる事はなはだ切なりけれど、上皇一

ず、其上三浦胤義等の在京の士共、多く志を上皇に通じて、京都の守護伊賀判官光季を殺す。こゝに於て、院宣を發して兵を五畿七道に召るゝに、狎松丸といふ無雙の早足のもの有り、院宣を持して鎌倉に來り、武田、小笠原、千葉、小山、宇都宮、三浦、葛西等の一族を催促す。時に三浦義村、上皇の招に應ぜずして、此由を義時に告ぐ。義時大に驚き、二位尼公の命と稱して群士を募ければ、鎌倉に在所の士、ことごとく尼公の館に馳集る。尼公簾の中に居て軍事を問るゝに、泰時が曰く、今鎌倉の小兵彼大敵に當り難し、遠近の兵を募りて、關を足柄、宮根の二道に構へ、官軍の下向を待て戦はんにはかと。時に大江廣元が曰く、烏合の兵たのむにたらず、もし兵を集るが爲に數日を費す間に、官軍四方に起らば大事たらん、只速かに兵を進めて戦はんには如じなど、衆議決し難かりければ、義時此兩議を尼公につぐ。尼公の曰く、上洛せずんば官軍を敗り難かるべし、速かに都に發すべしと申されければ、時房、泰時、十萬餘の兵に將として東海道より向ひ、武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衛門朝長、結城左衛門尉朝光等五萬餘騎に將として東山道より出づ。式部丞朝時、結城七郎朝廣、佐々木太郎實信等四萬騎を帥て北陸道より進み、東軍凡十九萬人齊く進みて上洛す。爰に於て、官兵は株川、洲保、市脇等の砦を守て、東兵を遮る。時房、泰時しきりに諸城を拔て都に迫ければ、後鳥羽

などとも詠ませ給へり。しかるに承久二年四月、上皇御企ありて、鎌倉を亡さんと欲したまへる事は、上皇かねて鎌倉の權威つよくて、王威の衰ふるを憤り給ひ、御讓の後、白川院の古事にならひたまひ、北面、西面の士を置せたまひけるに、上皇、ある時熊野に幸し給ひけるに、信州の士仁科盛遠といふ者、途中にして幸にあひ奉りけるが、彼盛遠が子、歳十五なりけるに、容貌ことに麗しく見えければ、上皇其色にめでさせたまひ、盛遠に請て西面に侍せしめ給ひければ、此縁によりて、父の盛遠も院參せり。しかるに、此よし鎌倉に聞えければ、執權義時これを怒り、鎌倉恩顧の士、その許しなくして院參をほしいまよにすることは、柳營の命を輕んずるなりとて、遂に盛遠が領地を沒收しければ、上皇義時に勅して、其地を返し與へしめんとしたまふに、義時これを肯ひ奉らず、又上皇御寵愛の白拍子龜菊に、攝州長江倉橋の兩庄を賜はりけるに、鎌倉より置ところの地頭、龜菊を侮りければ、龜菊此事を上皇に訴へ奉る故、上皇又義時に告て、地頭を改め易んとし給ふに、義時是を拒み謝して、地頭の事は、故幕府頼朝それくの忠功によりて定め補する所に候へば、犯せる罪なきに、私を以て改めがたく候とて、是を果さず。こよに於て、上皇義時を恨み惡みたまふ事大かたならずして、いよく鎌倉を亡さんと思し召立けるを、先帝土御門院、とかくに諫めたまへども用ひたまは

にしても擲められざりければ、御船より、上皇みづから權をとらせたまひて、御誼ありけり。其時、彼八郎すなはち擲められけり。水無瀬殿へ引てまゐりたりけるに、めしすゑて、いかに汝ほどの奴が、これ程たやすくは擲められたるぞと、御たづね有ければ、八郎申けるは、年來捕手むかひ候事、其數をしらず候が、山にこもり水に入て、すべて人を近づけず候、此たびも北面の人々向ひて候ひつるほどは、物の數とも覺え候はざりしが、御幸ならせおはしまし候て、御みづから御掟の候ひつる事、かたじけなくも申上べきには候はねども、船の權ははしたなく重きものにてさふらふを、扇などをもたせられ候様に、御片手にとらせおはしまして、やすやすと御おきて候ひつるを、少し見まゐらせ候ひつるより、運つき力もよわくと覺え候て、いかにも遁るべく覺え候はで、からめられ候ひぬと申上たりければ、御けしきあしくもあらで、おのれめしつかふ奴なりとて、ゆるされて御中間になされにけり。かくて後は、みゆきの時は烏帽子がけて、くより高くあけてはしりければ、興ある事におほし召されたりとぞ。又此帝は、王道のおとろへ行ことをくちをししく思しめして、再興なされたくおほしめす御心ありけるにや、御位の時の御製にも、

奥山のおどろが下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせん



堆屋の帝は何の...
 影の人は...
 市一段...
 ほむの羽け上直...
 行ゆめは...
 体せ...
 慎之



上皇 守成親王を寵愛したまふによりて、御位をゆづらしめたまへるなり。これより土御門院を新院と稱し奉り、上皇みづから本院と號して、政務を執せたまへり。是より先に、上皇鳥羽殿、白川殿などにおはしまし、又水無瀬に離宮を造らせて、前栽、遣水などをこのませたまひ、歌よみどもを召れて、風流の御遊など有り。又上皇御廟も無雙の御わざにて、承元二年四月七日、此道の長者と號し奉るべき由、按察使泰通卿、前陸奥守宗長朝臣、右中將雅經朝臣など連署して表を奉れり。然るに、上皇武事を好ませたまふ御性質なりければ、刀劍をうつ事を好ませたまひ、みづからうたせたまふ時の御相槌は、九條太政大臣時信公、二位僧都、大宮中納言等の人々なりし。さて正月より十二月に至るまでの番鍛冶をさだめたまひ、備前則宗、粟田口國安、其外名ある鍛冶共を召れて、刀をうたしめ給へり。後に隱岐國へうつらせたまひても、猶彼國にて、十二月の番鍛冶を置せたまひ、御手づからうたせたまふ刀の御銘を助秀ときらせたまへり。菊一文字の刀も此御時の事なりし。又御力の強くわたらせたまひし事は、此御時代に、交野八郎といふ強盜の張本あり、今津に宿したるよし聞しめして、北面のともがらをつかはして、搦めさせらるゝとて、やがて御幸なりて、御船にめされて、其様を御覽せられけり。彼奴は究竟のものにて、捕手のものども四方をとりまきて責るに、とかく飛違ひて、いか

しめ、當年九月に靜を都にかへされたり。翌三年の春、義經ひそかに奥州秀衡が館に赴んとて、近士十餘人と共に山伏の姿になりて奥州に赴ける。同年六月、頼朝先に安德帝入水の時、寶劔も海に入れば、西國の海人共に命じて、是を探らしむるといへども、終に得ずしてやみぬ。同じき四年、頼朝ふたよび東大寺を修造せらる。五年三月伊達泰衡義經に叛き、其弟泉三郎が義經に従ふを以て、是を殺し、同年閏四月、泰衡義經を攻て、是を衣川の壘に殺せり。今年八月、頼朝大軍を引て奥州に到り、國衡と戦ひ、國衡軍敗れて戦死しければ、同じき九月、兵を進て、平泉に到りて泰衡を討つ、泰衡厨川に奔る時、泰衡が家人河田次郎、主を弑して降ければ、奥羽悉く定りける故、十月頼朝鎌倉に凱陣あり。其後建久九年正月、當今後鳥羽院御位を太子爲仁君に譲らせ給へり。是則土御門院なり。是より後鳥羽院は太上天皇と申て、鳥羽殿、或は白川殿に住せたまへり。翌年正治元年正月、頼朝薨ぜられければ、嫡子頼家二代の將軍たり。建仁元年、後鳥羽上皇和歌所を定め給ひ、源家長を開闔として、藤原清範、同じき秀能、鴨長明等寄人たり。又詔して、通具等をして新古今集を撰せしめ給ふ。元久二年正月、當今土御門院十一歳にて元服し給へり。承元四年十一月、當今御位を御弟守成親王に譲り給ふ。是すなはち順徳院なり。帝此時御年十六歳にして、御失徳の事なしといへども、後鳥羽

んと思はれけるに、頼朝の妻政子、もとより靜が舞の上手たる事を聞ければ、靜を召て、その藝を見んことを願はれける故、頼朝是をめすに、病と稱して出ざりければ、政子これをほいなく思はれけるが、或日頼朝、政子と共に鶴が岡へ詣でらるゝに、靜をも召連れらる。其折にも、政子又靜に舞を望まれければ、止事を得ず、其命に従ひて舞うたひければ、頼朝夫婦をはじめとして、貴賤ともにこれを感じけるが、其歌の詞に、とかく義經の事を悲しみしたふ心あらはれて、鎌倉の繁榮をいはふ詞は、少しもあらざりければ、頼朝、我今日神に詣でて、幸を祈るに、いまはしき歌をうたひ、愁ひ貌にて立舞ふ事、奇怪なりと怒られける故、近習の人々も色をうしなひけるに、政子、頼朝にむかひて申さるゝは、むかし石橋山の軍の時、わらはひとり伊豆山にとどまりて、君の安否をしらざるほどは、まことに魂も消るばかりにかなしく思ひ侍りき、これを以て、今の靜が心を察し侍れば、君にへつらひて笑を獻せず、御とがめをもかへり見ずして、姿にも詞にも、憂ひをあらはすは、貞女のみさをには侍らずやと申されければ、頼朝、此いさめをむべなりとして、衣装あまた靜に賜はれりとぞ。しかるに、靜懷妊の由なりければ、猶しばし鎌倉にとどめて其子を生しめ、若男子ならば、是をうしなふべきよし命ぜられけるに、月満て安産しけるが、果して男子なりければ、安達新三郎をして其子を害せ

寺を燒き、猛威をふるひて、朝政をほしいまよにするによりて、京都の貴賤大に是を苦しめり。かよりければ翌元暦元年正月、頼朝是を怒り、義經をつかはして義仲を追討せられ、義仲江州粟津に敗死せり。同年二月、平家攝州一の谷に城を築きて、兵士十萬を聚むるよし聞えければ、範頼、義經、是を攻落す。同年九月、平家範頼と備前の小島に戦ひ、平軍破て八島に歸る。翌文治元年二月、義經兵を率て八島の皇居を焚く。同年三月長州壇浦に戦ひて、大に平軍を破り、宗盛、清宗などを生捕ければ、安徳帝入水し給ひて、平家悉く亡びたり。今年五月、義經生捕る所の宗盛父子を引て、鎌倉に赴くに、頼朝梶原景時が讒言によりて、義經を腰越驛に止めて鎌倉に入られず。同六月、宗盛父子を江州篠原に誅す。同年義經伊豫守に任せらるるよに、頼朝、土佐坊昌俊を京都に遣して討しめんとす。昌俊都にのほりて、義經の堀川の第を襲ふといへども、敗北して鞍馬山に奔るに、義經の家人、昌俊を鞍馬の山奥より執へて都に歸りければ、義經昌俊が首を斬て六條河原に懸く。同年十一月義經を討ん爲、頼朝大軍を引て駿州黄瀬河に到られければ、義經都を落られけるに、義經の妾靜を和州吉野山に捕ふ。文治二年三月、頼朝靜を鎌倉に召て、義經のありかを問しむといへども、實ならざる事をのみこたふる故、猶その實を問しめんが爲に、なだめて鎌倉にとどめらる。其後頼朝、今は靜を都にかへさ

治承四年二月平清盛のはからひとして、當今高倉院、御位を東宮言仁君にゆづらせたまふ。此時東宮三歳にておはせり。御母は建禮門院平徳子と申て、太政入道清盛の女なり。此東宮を後に安徳天皇と申奉れり。然るに今年、清盛都を攝州福原に遷されしが、其費莫大なりし。同年八月、源頼朝豆州にて兵を起す。是すなはち、去年伊豆に流されし文覺上人の勸によりてなり。頼朝ひそかに上京して、藤原光能によりて院宣をこひ、北條時政、佐々木秀義等と共に謀反し、先山木兼隆を討に、兼隆力盡て自殺す。斯て頼朝、相州石橋山に軍立するに、大庭三郎景親大軍を率て來り戦ひければ、頼朝軍破れて宮根に奔る。さて宮根を出て後、畠山重忠も源軍に降りければ、頼朝の軍威漸く張大になりたり。清盛此よしを聞て、惟盛、忠度、知教をして頼朝を討しむるに、平軍未だ戦はずして敗北す。此時源義經、奥州より黄瀬川に至て、先頼朝に對面しければ、十二月、頼朝相州鎌倉に新館を造る。翌年養和元年正月、高倉上皇崩じ給ひ、同年閏二月平清盛薨ぜらる。同年九月木曾義仲、城長茂と信州筑摩川に戦ひ、長茂敗北して越後に歸る。平家義仲と會戦ひて、平軍敗北す。それより義仲、師を帥て洛中に入れれば、平家安徳帝を奉じて西國に奔るによりて、高倉院の皇子尊成親王、四歳にして位に即せ給ふ。是則ち後鳥羽院なり。今年九月、平家西國より四國に奔る。十一月義仲、法住

後鳥羽院

御諱は尊成、高倉の院第四の皇子、御母は七條院、治承四年七月十五日に生れさせたまひ、建久九年正月十一日皇子爲仁を立て皇太子としたまひ、即日御位をゆづらせたまふ。後隱岐國に遷幸ありて、顯徳院と申す、又後に後鳥羽院と稱し奉る。

人も我も人も字も免志阿ちたなと

よ我おもふ由ゑにを乃おもぬみは

續後撰集雜中に、題しらすとあり。此御歌の意は、今の世の有様にては、人ををしくも思ひ、又人をうらめしくも思ふ事ぞ。かやうにおもふも無益なる事ながら、世の中のことをとやかに思ふ故に、もの思ひをするわが身なればといふことなり。

後鳥羽院の話

たえにけりとぞ。

なはの海を雲居になして眺れば遠くもあらずみだの御國は
ふたつなくたのむ誓はこよの品の蓮の上のうへもたがはず
八十路まであるかなきかの玉緒はみださで救へ救世の誓に
憂ものとわが故郷をいでぬとも難波の宮のなからましかば
あみだぶと十度申して終りなば誰もきく人みちびかれなん
かくばかり契りましますあみだぶを知らず悲き年をへにけり
かくて九日に、兼て其期をしり、酉の刻に端座合掌して終られぬ。本尊をも安置せざりけれど、
只今生身の佛來迎したまはんすれば、本尊よしなしとぞいはれける。さていたどきを洗ひ、よ
きむしろなどしかせられけり。今年八十歳なりし。後世天王寺村に家隆卿の墓を築きて、碑を
たてたり。碑文は享保六年に、安井門主大僧正道恕かよせたまへり。家隆卿の子を隆祐といへ
り。從四位侍從にて、是も和歌をよくせられしかば、定家卿人にかたりて曰く、隆祐壯年の歌
は、その麗しき事 殆父の家隆にも及ぶ程なりしが、年よりの歌は、かへりてその初に似ず
と申されたるよしを、隆祐きよて、恨みて曰く、しからは何ぞわが若き時の歌は採たまはざる
と。又定家、家隆の歌を賞美しながら、少し亡室體ありと申されしが、果して三世にして其嗣



以圖早報

之念而業

佛終無

成佛之日

矣學佛

者徒惹

眼入較

易

家傳の如改の如
人して佛
はふまゝ又
おほくは
階は
はま
ら



さとりえて心の花しひらけなば尋ね先に色ぞ添ふべき
家隆卿七十七になられける年、七月七日九條前内大臣のもとへつかはされける、

思ひきや七十七つの七月のけふの七日にあはんものとは

さだめてこれが返しの歌もありけんかし。

又松殿僧正行意、疾篤かりし比、假寐せられける夢に、信貴山の毘沙門天に参りて、一人の神人に逢たるに、彼神人行意の名を呼て一首の歌を唱へたまふに、其聲心耳に徹すると覺えて目さめたれば、日比の病頓に愈たり。其歌は建保年中九月十三夜、禁中の御宴に家隆卿のよまれたる、

長月の十日あまりのみかはら河波きよく澄める月かな

といふ歌なりしとぞ。又家隆卿は、若き時より後世のつとめはなかりけるが、嘉禎二年十二月廿三日病に侵されて剃髪し、名を佛性と改めて、やがて津國に下り、天王寺に居られけるが、次の年、或人の教によりて、俄に彌陀の本願に歸して、他事なく念佛せられけるに、四月八日七首の歌を詠せられける。

契あれば難波の里にやどり來て波の入日を拜みつるかな

るよは、圓位は往生の期已に近づき侍りぬ、此歌合は愚詠をあつめたれども祕藏のものなり、未代に貴殿ほどの歌よみはあるまじきなり、おもふ所侍れば、これを附屬し奉るなりといひて、彼二卷の歌合をさづけられけり。家隆卿は重代の歌よみにはあらねど、よみくち人にすぐれて、新古今の撰者にくはより、重代の達者たる定家卿にならびて、其名を殘せるは、いみじき事なり。彼二卷の歌合は、宰相の局のもとに傳はりて有けるにや、御裳濯河歌合の表紙にかきつけたる、

藤波をみもすそ河にせき入ても、枝の松にかけよとぞ思ふ
かへし

俊成卿

又二首をそへられける、
藤波もみもすそ河の末なればしづえもかけよ松のもとには

同 じ 卿

契りおきし契の上にそへおかん和歌の浦路のあまの藻鹽火
此道のさとりがたきを思ふにもはちす開けば先たづね見よ
かへし

圓位上人

わか の 浦 に しほ き 重 なる 契 を ば かけ る 焚 藻 の 跡 に て ぞ し る

信宗極殿
 家隆
 別時の雅
 河内
 紙を
 して
 ありしに
 如き
 こと





ると、十訓抄にかゝれたり。又定家卿も勅を奉じて集を撰する時は、いつも家隆の歌を多く採入れられたり。其互に推重せられたる事かくのごとくなりしとぞ。又後鳥羽院、後京極殿にとはせたまひけるは、朕、歌を學ばんと欲す、誰をか師とせんと仰せられければ、家隆をすよめ奉りて、此人は當世の人麿にて侍るなりと奏せられしとぞ。元久年中上皇の勅を奉じて、通具等と共に新古今集を撰ぜられけるが、素より上皇に昵近せられければ、隱岐にうつされさせ給ふ後も、遠所より題を賜はりて、歌をさよけしめたまへり。家隆は一代のうちに歌を多くよみたる人にて、凡六萬首ありけるが、今傳はる所は十が一にも及ばず。其家集を玉吟集とも、壬二集ともいへり。正徹が曰く、家隆卿の歌は、詞きよてさつくとしたる風體をよくよまれたり、定家卿大に賞美して、新勅撰には、ことに家隆の歌を多く入られたれど、亡室體とて、子孫の續かざる姿ありとて、恐れたまひしとかや。又西行法師、昔よりみづからよみ置れたる歌を抄出して、三十六番につがひ、御裳濯河歌合と名づけて、色々の紙をつぎて、慈鎮和尚に清書をたのみ、俊成卿に判の詞をかよせ、又一巻は宮河歌合となづけて、これも同じ番につがひて、定家卿の侍従なりける時、判の詞をかよせ、諸國修行の時も、笈に入て身を放たざりけるを、家隆卿のまだ若くて、坊城の侍従とて、寂蓮の塔となりて同宿せられけるに、尋ね行て申さ

從二位家隆の詔

家隆卿は壬生の中納言光隆卿の第二子にて、母は大皇太后宮亮實兼のむすめなり。家隆卿、寂蓮法師の婿にて有しが、若き時、寂蓮に相具せられて俊成卿の家に行き、門弟となられたり。俊成、人にかたはるゝは、家隆は後の世の歌仙となるべき人なり、我に見參の度ごとに、和歌の故實難義などいふ事はとはせず、いつも、歌よむべき正しき心はいかに侍るぞ、といふ事を問るゝなりとて、深く心に感ぜられしが、果して歌を以て其名をあらはし、定家とともに世に稱せられたり。ある時、後京極殿家隆に對して、當時の歌人は誰をか第一とすべきと仰せられけるに、家隆、いづれとも分ち難くさぶらふとばかり答へて、心におもふやう有りけに見えければ、後京極殿、いかにくとしきりに問せたまひければ、ふところよりたよう紙を落して、やがて退出せられけり。かのたようがみをとらせて御覽するに、歌かきてあり。

明ば又秋のなかばも過ぬべしかたぶく月のをしきのみかは

といふ定家卿のうたなりけり。家隆、此殿のかゝる御尋ねあらんとはかねて知らるべくもあらず、もとより此歌のおもしろくて、書て持れたるなるべし。これらぞ用意の深きたぐひなりけ

從二位家隆

家隆卿はじめ宮内卿に任ぜられ、從二位にいたる。俗本に從三位に作るはあやまりなり。此卿を世に壬生の二品と稱したり

風ろよき飛々乃小河此由ぬく祀そ

ころ姿ろ飛々乃志るく飛々々は

新勅の撰集夏部、寛喜元年女御入内の御屏風にとあり。此女御と申は、光明峯寺攝政道家公の御女にて、御入内の後、後堀川院の御后とならせられて、藻壁門院と申奉れり。此歌のころは、涼しき風が吹て、そよめく榎の木葉といふことを、ならの小河といふ名所にかけて、此ならの小河の夕ぐれのけしきを見れば、あまりに風がすどしさに、秋のやうにおもはるよが、此河邊に六月の末にするはらへのやうすが見ゆる、此なごしのはらへぞ、まことに夏のしるしなりけるといふ事なり。榎の小河は山城の名所なり。

の歌人たりしかば、正二位權大納言となり、後宇多上皇の勅を奉じて、新後撰集、續千載集等を撰せられ、嘉曆四年剃髮して法名明釋と號し、建武五年八十九歳にして薨ぜらる。其子爲明二條家を相續して歌よみの名高かりしが、新拾遺集の撰者たりし時、四季の部を撰して病死せられければ、勅詔によりて、其弟子たる頼阿法師をして、戀雜の部を續撰せしめたまへり。爲明卿子息早世によりて、二條家の歌道斷絶せり。

爲家卿、播州の細川の庄といふ知行所を、嫡子の爲氏に譲るべき由申されたるに、後妻の腹に爲相生れられし後、彼細川の庄を爲相に與ふべきよし、券文を書いて残されしかば、爲家卿没後に至りて、爲氏、爲相、彼庄を争ひて兄弟不和になれしかば、爲相の母剃髮して阿佛と申せしが、鎌倉に下り、此事を將軍家に訴へられしに、爲家卿の證文あるを以て、彼庄遂に弟爲相の有となれり。是より愈兄弟不和にして、爲氏、爲相各一家を立らる。兄の爲氏卿を二條家と號し、弟の爲相卿を冷泉家と號せり。爲相の母阿佛後に北林の禪尼と稱して、女ながらも才學ありければ、爲相卿をたすけて冷泉の一家を興されたり。此人の作に十六夜日記一卷あり。是は彼細川庄の公事によりて、鎌倉へ下られし時の道の記なり。其時東海道の大井川にてよまれたる歌に、

おもひ出るみやこの事はおほる川かはせの石の數も及ばじ

此うたあまねく人の耳に残れり。然るに兄の爲氏卿は、曾祖父俊成卿より傳來の二條家の歌道を繼て、正二位權大納言に任せられ、才思秀られしかば、連歌をもよくし、能難題の歌をもよまれて、其名高かりしかば、龜山上皇の勅を奉じて、續拾遺集を撰し、弘安八年に剃髮して法名を覺阿と號し、翌年六十五歳にして薨ぜらる。其子爲世も父祖の業をつぎて、二條家正統

永二年七月の條に曰く、天明に退出の間、去々年より養ふところの猫、放犬の爲に噉殺さる、曙の後放ち出す、年來予更に猫を飼ざりしに、女房此猫を儲けて後、日夜これを養育せしかば、これを悲しむ事人倫に異ならず、三年已來つねに衣の中にあり、他の猫は、時々啼叫ぶ事あれども、此猫は其事なし、荒たる屋四の壁全からず、隣家そのへだてなくして、放犬多くして致すところ歟と、かよれたり。定家卿、著述の書は、詠歌大概、雨中吟、未來記、萬時顯註密勘、僻案集、毎月抄、源氏奥入等なり。家集は拾遺愚草、同員外等なり。明月記は其家の日次の記録なり。此外に、此卿の奥書ある書あまた有といへども、皆後人の偽作なり。又もの奥書に、戸部尙書とかよれたるは、民部卿の唐名なり。此卿の子息を爲家といへり。嘉祿の初藏人頭に補せられ、參議に任じ、從三位權中納言に進み、權大納言に任ぜられ、後嵯峨院の勅を奉じて、續後撰集を撰し、正元年中に、續古今集を撰せられ、康元年薙髮して、名を融覺と改めらる。世に民部卿入道、或は中院禪門とも稱したり。建治元年、七十八歳にして薨ぜらる。其子爲氏、爲教、爲相とて三人あり、爲氏は正二位權大納言たり。弘安八年、剃髮して覺阿と號す。此を二條家と稱せり。其弟爲相、兄の爲氏と共に歌よみの名高かりし。此爲相の母は安嘉門院の四條とて、歌よみなりしが、爲家卿の後妻にて、爲氏は繼子なりし。然るに、

わすれじな宿はむかしに跡ふりてかはらぬ軒に匂ふ梅がえ

此事は兼好の徒然草にも、京極入道中納言は、猶ひとへ梅をなん軒近くうゑられたりける、京極の屋の南むきに、今も二本侍るなりと書けり。されば此梅、南朝の比までも残りて有けるなるべし。此卿九條にも家ありけるにや、明月記建仁元年の條に、申の時許九條に歸るとあり。同書に八月廿二日、私に九條の宿所に向ひ、夜に入りて馬に騎て家に歸るとあり。又磧礫集に、大納言爲廣の云ふ、我曩祖中納言定家、明月記の日次を勘るに、今日は病氣に逼り、或は九條小倉の別業に行ぬと書れたり。此外北邊の亭といふ家も有けるにや、此亭の北には、出雲路の道祖神の社、南には梅忠の社、西には一條西殿等ある事、明月記に見えたり。又彼記に、寛喜三年十月十八日、日來寒風甚雨に依て本所に宿せず、北邊の小屋に宿すとあり。又正徹物がたり、定家卿母におくれて後、俊成の許へ行て見たりしかば、家をば秋風吹あらしめて、いつしか俊成も心細ありさまに見えしほどに、定家の一條京極の家より父の許へ、玉ゆらの露もなみだもとどまらずなき人こふるやどの秋風と詠みて送られたるうたをのせたり。又定家卿猫を愛せられたること、明月記に見えたり。建

爲家卿、此時右衛門督なりし故、唐名にて金吾と書れたるなり。此入道より定家卿へ色紙の染筆を頼れし故、いそぎ書て、夜に入て、子息の爲家卿にもたせて贈られたるものなるべし。今の世に残れる小倉色紙の形に大小あり。あるひは反古の裏などにかよれるなどもあるは、彼の時の下書にてや有けん。もと百枚ながら世に傳はりたるを、足利の時亂世うちつどきければ、あたり重寶の一時に亡びうせん事もはかりがたしとて、東野州常縁、宗祇法師と半をわけて持傳へたる由、彼聞書に見えたり。それらのちりほひたるが、たま〜今も残りて、諸家の重寶となりたるなるべし。搦定家卿自らの記録を、明月記と名づけられたる事は、或時、住吉の社に詣でられたるに、汝月明なりと明神ののたまへるよし、夢想を蒙られしによりて、かくは名附られたるなり。又京極黃門と稱するは、此卿の家、二條の北、京極の西にありたる故なり。黃門は中納言の唐名なり。此京極の家にてよまれたる歌は、拾遺愚草に、

宿からぞ都のうちもさびしきは人めまれなる庭の月かけ

又此家にてみづから植られたる梅有けるよしは、風雅集に、

定家卿はやう住みける家にしばし立入りて、ほど經侍りける折から、かのみづからうゑて侍りける梅の木に、むすびつけける、



漢とよあけの年

みかづのつらみこころ

なつみのへち軍の

さかり千金を

りもいひ

かの小倉の

さつしやまは

ふりま

とま

うら

ち

ち

ち

あやう



此時定家卿は、父俊成卿の喪に籠りて、其撰に預られざりければ、此集なりて後、花やかなる歌多く入て、實なる歌のすくなきを見て、定家卿心ゆかずおもひて、小倉の山莊に隱居せられし後、實なる歌どもを百首撰びて、山莊の障子に、色紙に書て押れたるなりといへり。しかれども新古今集は、建仁元年十二月に、院の勅を承はり、同じき三年四月に、其書成りて奉りたるに、後鳥羽院御撰みにて、或は外の歌を加へ、又削などし給ひければ、年月を経て元久二年四月に竟宴ありて、承元元年六月、初て彼集を世に行はせ給へり。俊成卿は右の元久元年十一月に薨せられたれば、彼集撰定より後の事なり。歌の花實の事も、定家卿の心にさも思ひ給はじ、貞永元年に、一人して撰ばれたる新勅撰集にて、其心足りぬべき事なるに、それより後文曆の比、書れし百人一首を待て云べき事にあらねば、此東野州の説はうけがたき事なり。又百人一首を、文曆の比かよれしといふ證は、明月記文曆二年の條にいはいはく、五月乙未、朝空晴る、予文字を書事知らず、嵯峨の中院の障子色紙形予にかくべき由、彼入道懇切なり、怒に筆を染て、これを送る古來の歌、天智天皇より家隆、雅經卿に至る、夜に入て金吾に示し送るとあり。定家卿みづから記せられたる明月記の文かくのごとくなれば、これは歌を撰れたるにはあらず。さて此中院入道は、宇都宮彌三郎頼綱入道蓮生の事にて、爲家卿の室の父なり。

家卿いへこよに住すてよまれたるうたは、新後撰しんごせんに出いでたり。

住すめしあとなかりせばをぐら山やまいづくに老おいの身みをかくさまし

又また此山莊このさんざうを嵯峨さかの家いへともいへり。玉葉ぎよくみづに

前中納言さきののちのみ身みまかりて後のち、前大納言さきのだいなごん爲ため家嵯峨いへの家いへにすみける比くら申まつかはしけ

る、
後鳥羽院ごさぎほのゐん下野しもつけ

たづねばや見ぬいにしへの秋あきよりも君きみが住すけんやどはいかにと

又同じ集おなじあひに

前中納言さきのちうなごん定家さだいえはやう住す侍はんべりける嵯峨野さかがのの家いへのあとを、右大臣みぎのちじんのつくりあら

ためてかよひ住すけるに、八月はつぎ廿日はつか、定家卿さだいえきやうの遠忌ゑんきに佛事ぶつじなどして、人々ひとびとう

たよませ侍はんべりけるに、秋懷あきのくわい舊ふるといふことを、

爲ため相あひ

めぐりあふ秋あきのはつきのはつかにも見ぬ世よをとへば袖そでぞ露つゆけき

扱定家卿さていかまやうを小倉山莊こくらさんざうにて、百首しゆの和歌わかを撰えらばれし事を、世よにいひ傳つたへたる説せつは、東野州とうのやしう、宗祇法そうぎほふ

師しに申まけるは、新古今集しんこきんしふは、通具みちぐも、有家ありいへ、定家さだいえ、家隆いへたか、雅經等まさつねらうに仰おほせくだ、撰えらびて奉ほうりけれど、

蘭省花時錦帳下

廬山雨夜草菴中

といふ句などを吟じて歌をよむ時は、其歌もおのづからこよろ深く、しらべも高くよまるゝなりとのたまへり。これらの心もちひ、父俊成卿の桐火桶の事にも劣らざりしなり。又此卿小倉山の山莊の事は、明月記建永二年四月廿七日の條にいはいはく、三月より嵯峨を以て本所とす、今夜宿すべきよし、宣憲朝臣これを示すによりて宿すと有り。然れば、かねて嵯峨の小倉山に、山莊をいとなみおかれたるが、今年三月よりそこを本所にして、住れたるなるべし。此山莊の跡は、嵯峨の清涼寺の西二町ばかり、愛宕路の北にありて、中院といひし所なり。定家卿こよにてよまれし歌は、續古今に、

露霜のをぐらの山に家居してほさでも袖のくちぬべきかな

又風雅集に

忍ばれんものともなしに小倉山のきばの松ぞなれて久しき

又拾遺愚草に

結びおきし秋の嵯峨野のいほりより床は草葉の露に馴つよ

後に子息の爲家卿も、老年にいたりてこよに住れし故、此卿をも中院大納言と申せしなり。爲

さとり知られたる故に、此勅撰の業を早く成就せんと思はれければ、殊に力を用ひていそがれけるに、此書いまだならずして、帝かくれ給ひければ、定家卿大に遺憾の事に思はれたり。此事を、明月記の文暦元年八月七日の條に記して曰く、撰集いまだ巻軸をなさずして、主上の大喪にあふ事、わが不幸にして、大に本意を失へば、其草稿をとどめて益なしと、勅撰の草稿廿卷を中庭に焚棄つとあり。其後天福元年十二月、剃髮して名を明静と改め、仁治二年八月廿日、八十歳にして薨ぜられたり。此卿、上皇の御意に逆たまへる事ありて後、歌の事をもおとしめて論じたまひしかど、當時諷詠の道大に興りて、歌よみたちあまた出けるにも、其才みな定家に及ばず。藤原季經、僧顯昭など、博學の聞えありけれども、詠歌に於ては、此卿に及ばざる事遠かりしとぞ。又定家卿、わが家にて歌をよまるよに、かならず南面の障子をひらかせて、遠く外を望み、衣を整へ正しく座してよまれたり。此事を人に申されけるは、つね々々心をきよく正しくしてよみならはざれば、高貴の御前にてよむ時、心あわただしくして、よみ誤る事ありと申されしとぞ。又申されけるは、歌よまんと思ふ時は、先白樂天が

故郷有母秋風淚
 旅館無人暮雨魂

と作れる詩の句と、又、

不足ふそくのうらみあり。其父俊成卿ちちしゆんせいきやうは三位さんみにて終おはられけるに、此卿きやうは正三位じやうさんみに敍じよせらるゝといへども、猶なほその心に足りたれとせずして、怨うらみ懟うたふるの詞ことばなど、度々たびたび述懐じゆつくわいの歌うたにあらはされたり。その上うへ、ともすれば人ひとにほこり、勝かつことを好このみて人とあらそはれける故ゆゑ、後鳥羽上皇ごさきほじやうくわうもはじめのほどは、御寵愛ごちやうあいありけれども、後のちにはその所行しよぎやうをうとませたまひしに、傍かたはらより讒言ざんげんするものも有りれば、ますくうとみ屏しりやけたまへり。其故そのゆゑに、後鳥羽院口傳ごさきほのみんくでんといふ書しよにも、定家ていかは才學さいがくたぐひなけれども、心術しんじゆつすこぶる正ただしからず、推獎おしやすむるところ有あるにいたりては、私わたくしなき事ことあたはず、且かつみづから高たかぶりて他人たにんを見みくだすを以もつて、あるひは其そのよみうたを稱しょうするに、わが得意ごくいの歌うたにあらざるを譽ほひれば、かへりて忿いかりの色いろを面おもてに現あらはせり、又定家またていかのうたは、他人たにんの摸うつし學まなぶべきものにあらず、いかにとなれば、もつばら流麗りうれいの姿すがたを尙たつびて、意味深いみふかきことを主しゆとせず、かの人ひとに勝すぐれたる才さいを以もつて、歌うたを作ることに巧たくみなり、ことを以もつて、其歌そのうたのすがたよく麗うるはしきさまをなせども、骨力こつりよくに於おては、よわき所ところあるなりなどと、そしらせたまへり。かくのごとく後鳥羽上皇ごさきほのち、後のちには此卿きやうをうとみ思おもしめしける故ゆゑ、御謀反ごびはんの事ことにて、隱岐國おきのくにへ遷うつされさせたまふ時の御供ごともにははづれられけるは、かへりて此卿きやうの幸さいはひといふべし。扱さて其後そのちに後堀川院ごほりかはのみん、新勅しんちよく撰集せんしふ勅撰ちよくせんの事ことを定家ていかに仰出おほせされけるに、此時このとき、帝みかどほどなく御位みくらんを讓ゆづり給たまふべき御心みこころあることを

あしたづは雲居をさして歸るなりけふ大空のはるよけしきに

かくてほどなく定家卿に殿上の出仕をゆるされけり。其後定家、和歌に巧なる名いよく高か

りければ、漢學を好みて詩をもよくせられ、其餘弓を射、馬に乗などの諸藝ありけれど、皆歌

に蔽はれて顯れざりけり。後鳥羽院、ある時定家卿を小御所に召れ、和歌を判ぜしめたまひて

勅詔ありけるは、汝をひそかに此所にめすは、朕汝を重んずる故なり、然れば朕にむかひて

和歌の事を批判するに、汝が心の底に思ふことを残さず、少しもはどかるところなく申べし、

しからざれば、朕が汝をめす本意にあらずと宣ひければ、定家深く叡慮のあつき事を感じ奉ら

れたるよし、明月記にみづからしるされたり。さて元久の始め、上皇の勅によりて、源通具、

藤原有家、家隆、雅經等とともに新古今集を撰せらるるに、はじめは四季戀雜の部、いづれも

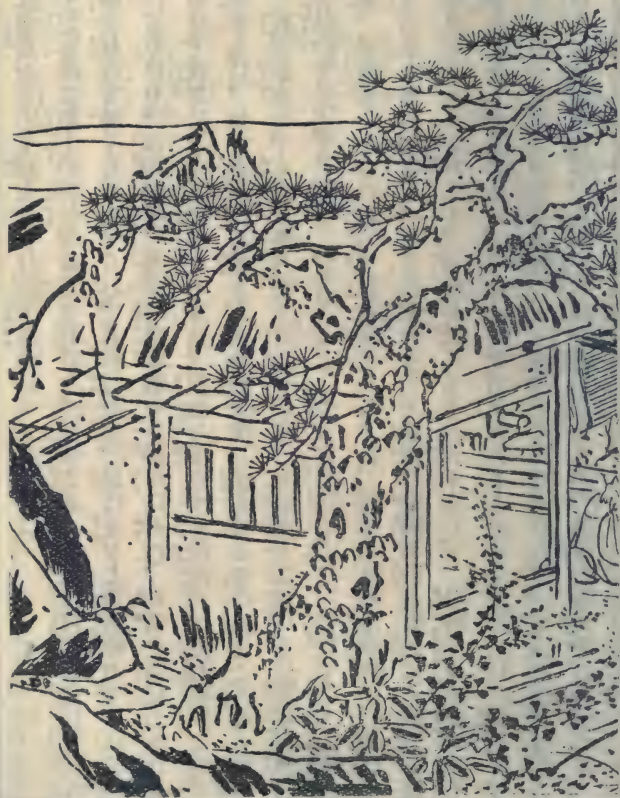
卷頭には、古人の歌を置れたるを、上皇勅詔ありて、定家、家隆の歌を卷頭に入替させ給ふ事

あり。又承元のはじめ上皇の仰にて、當時和歌に名ある人々をして、最勝四天王院の障子にお

さるゝ名所の歌をよましめたまふに、上皇みづから其うたどもをえらびたまひ、定家のうたを

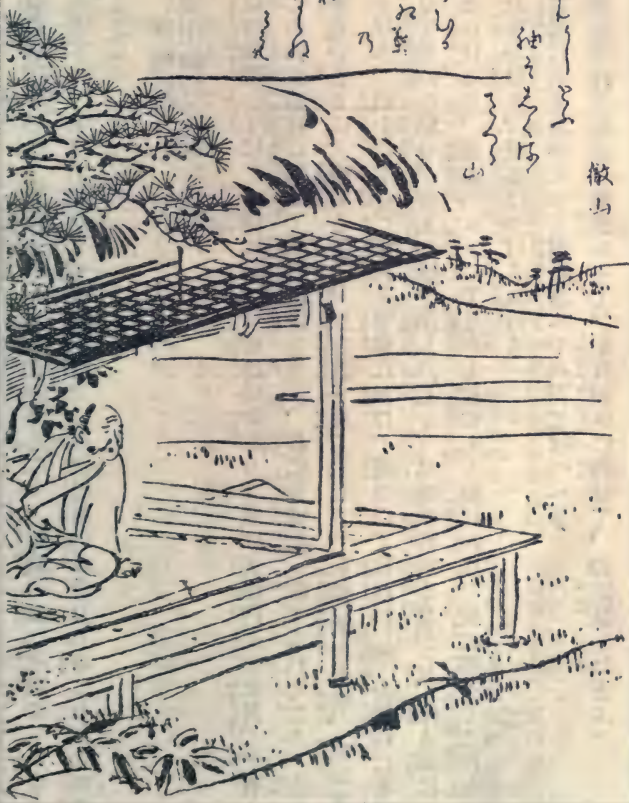
多く採用ひたまへり。それより官位昇進いよくすみやかなりけれど、定家卿は、性質人に競

ひて、騒しき所ある氣象なれば、とかく官職を望む心やまず、其才を自負せられければ、常に



しーる
ゆーる
乃茶
しり
木
乃

傲山



我身も彼來ぬ人を待わびて、戀こがれつくするといふ心なり。松帆の浦は淡路の名所なり。やくやもしほのやの字はたすけ字なり。夕なぎとは、日ぐれに風のなぎたる事なり。和の字をなぎとよむなり。

權中納言定家の話

定家卿は五條三位俊成卿の子にて、母は若狭守親忠の女なり。是は美福門院の女房、伯耆といひし人なり。はじめ藤原爲經に嫁して澄信朝臣を生み、後に俊成卿へ嫁せられしなり。定家卿はじめの名は光季といひしに、季光と改め、又定家と更られたり。此卿若りし時、文治元年、何事の起にかありけん、殿上にて源雅行と争論に及び、燭を以て雅行の頬を批れたる事あり。此越度によりて勅勘を蒙り、殿上の籍を削られしを、父俊成卿驚きながら、深き罪にもあらじと思ひたゆまれけるに、勅勘のまゝにて其年もむなく暮ければ、俊成卿深くこれをうれひ、歌をよみて此事を歎き、職事につけられける。

あしたづの雲居にまよふ年くれて霞をさへやへだてはつべき
職事此うたを奏聞せられければ、御感ありて、定長朝臣に仰せて、御返歌をたまふ。

權中納言定家

治承壽永の間、正五位下、文治五年左近衛少將兼因幡、安藝權介を歴て正四位に轉じ、建元年中左近衛權中將兼美濃介、建曆元年從三位、建保年中參議治部卿正三位に進み、尋で民部卿に遷る。貞應元年參議を辭し、安貞元年進で正二位に敘せらる。貞永元年權中納言に任じ、尋で帶劔を授けられ、天福元年祝髮。

來ぬ人浅ま川母乃浦乃也ふ取たよ

なぐなぎを志母乃身もあはれは

新勅撰集戀三に、建保六年内裏の歌合にとあり。此うたは、萬葉集の

なきすみの、船瀬の見ゆる、あはちしま、松帆のうらに、朝なぎに、玉藻かりつよ、

夕なぎに、もしほやきつよ云々

といふ長歌を、本歌にしてよまれたるなり。今此歌のころは、まてどもくこぬ人を待といひかけて、其松帆の浦の夕なぎとて、日ぐれに風のなき時にやく藻鹽の火にこがるよやうに、

も、いとふりたるに、なつかしきほどの若木のさくららなど植ゑわたすとて、公經のおとど、

山ざくら峯にも尾にも植ゑおかんみぬ世の春を人や忍ぶと

又中務内侍日記に曰く、弘安八年七月五日、北山殿に行啓御幸もなりし、十九日妙音堂の御幸

なりとあれば、もと大地にて、帝の行幸なども度々有たるところと見えたり。又玉葉集に、琵琶

の道につきていさよかうれふる事侍りける、祈り申さんため妙音堂へまゐりける折ふし、雪ふ

かく降て侍りければ、

入道前太政大臣

音たえてむせぶ道にはなやむともうもれなはてそ雪の下水

又太平記に、康安二年三月十三日、西園寺の舊宅へ還幸なる、これは后妃遊宴のみぎり、先皇

臨幸の地なれば、樓閣玉をちりばめて、客殿雲にそびえ、丹青を盡せる妙音堂、瑠璃を展たる

法水院とあり。これらの文によりて考ふるにも、其莊嚴思ひやるべし。此古跡は、今の北山の

鹿苑寺なり。寺は今京極小山口に遷し、本尊彌陀、并に地藏の像等今にあり。西園寺殿の第は、

大北山村の北、鹿苑寺の東にて、築土の跡今に存するよし、土人いへり。公經公は、寛喜三年

十二月、病によりて出家せられ、法名を覺空といへり。此時六十六歳なりし。すなはち後の西

園寺家、洞院家の祖なり。

拾芥抄に曰く、衣笠岡の良、太政大臣公經の家を北山殿と號すと。又相國寺御塔供養記に曰く、一條の太政大臣公經、北山の山莊を結構して、西園寺といふ御堂をぞ建られける。額をば光明峯寺殿かよせ給ふ。供養の願文は、菅原爲長卿草せられけるとあり。又増鏡に曰く、おほきおとど公經、そのかみ夢見たまへる事ありて、北山の邊りに、世にしらすゆよしき御堂をたてよ、名をば西園寺といふめり、此ところは伯三位資長の領なりしを、尾張國松枝といふ庄にかへ給ひてけり。もとは田島などおほくて、ひたぶるに田舎めきたりしを、更にうちかへしくづして艶なる園につくりなし、山のたよすまひ木深く、池のこよろゆたかに、わたつ海をたたへ、嶺より落つる瀧のひゞきも、實に涙もよほしぬべく、こよろばせ深きところのさまなり。本堂は西園寺、本尊の如來まことに妙なる御姿、生身もかくやといつくしう顯はれさせたまへり。又せんみやく院は藥師、功德藏院は地藏菩薩にておはす。池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動尊、此不動は、津の國より生身の明王の篋笠うち奉りて、さし歩みておはしたりと云々。又石橋の上には五大堂、成就心院といふは、愛染王のさまさぬ祕法とりおこなはせらる。又法水院、化水院、無量光院とかやとて來迎のけしき、彌陀如來廿五の菩薩、虚空に現じたまへる御すがたも侍るめり。北の寢殿にぞおとどは住たまふ。めぐれる山るときは木ど

車の轡や。用徒の
考ふ紀ふは世に傳へ
皇國の夢をいふ
文をいふは世に傳へ
あり。由因をいふは
傳へ。いふは世に傳へ
重史をいふは世に傳へ
車の轡や。用徒の
考ふ紀ふは世に傳へ
皇國の夢をいふ
文をいふは世に傳へ
あり。由因をいふは
傳へ。いふは世に傳へ
重史をいふは世に傳へ





入道前太政大臣

西園寺公經公、貞應元年八月太政大臣に任ぜらる。

花さるぬ阿々々乃庭乃也た那とて

ふ里也くも乃彼己あみか里あ里

新勅撰集雜部に、落花をよみ侍りけるとあり。歌の意は、梢の花をさそうてちらす、嵐のふく庭が、雪のふるやうに見ゆるが、此花のゆきならずして、年ふりゆくものはわが身にてありけりとよめるなり。

入道前太政大臣の話

西園寺公經公の事なり。坊城内大臣實宗公の二男にして、母は前中納言基家卿の女なり。公經公嘉祿年中に、北山に西園寺を建立せられし故、西園寺殿と稱して、後々も家の稱號となれり。

る故、これらの地名をとりあはせて、心に思はるゝ事をいはずしてしのび居らるれば、何事もえぞ知り侍らず、願ひ望みたまふことあらば、つほのいしぶみの如く、くはしく書きつくして、見せ給へといふ意なり。壺の碑は、奥州宮城郡市川邑より南、多賀城の址にあり。其碑の面に、多賀城京を去る事一千五百里、蝦夷國の界を去ること四百二十里、常陸國の界を去ること百十二里、下野國の界をさること二百七十四里、靺鞨國の界をさること三千里、此城は神龜元年歲甲子に次る。按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人の置ところなり。節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝彊修造す。天平寶字六年十二月一日とあり。此いしぶみの事を慈鎮のよまれたる歌二首あり。

陸奥の壺のいしぶみ行て見んそれにもかたしたど惑へとは

思ふ事いなみちのくのえぞ知らぬ壺の石碑かきつくさねば

又西行のうたに、

陸奥はおくゆかしくぞ思ほゆるつほのいしぶみそとの濱風

扱慈鎮和尙は、堀川院の嘉祿元年九月廿五日、七十一歳にて入滅したまへり。

皆人のひとつの僻はあるごとよわれには許せしきしまの道

とありければ、門主これを御覽じて、沙汰のかぎりなりとて、其後は又申させ給ふ事もなくて
やみたまひしとぞ。又右大將頼朝鎌倉より上洛の時、慈圓道までむかへに出たまひし事、東
鑑に見えたり。又家集の拾玉集にも、頼朝と贈答のうたあまた有て、頼朝卿都より鎌倉にか
へらせたまふ時、慈圓の贈られたる歌、

あづま路のかたに勿來の關の名は君を都にすめとなりけり

かへし頼朝卿、

都には君にあふさか近ければなこそそのせきは遠きとを知れ

又新古今集に、前大僧正慈圓、文にてはおもふほどの事も申つくしがたきよし、申つかはし侍
りけるかへりごとに、
前右大將頼朝

陸奥のいはでしのぶはえぞ知らぬかきつくしてよ壺の石碑

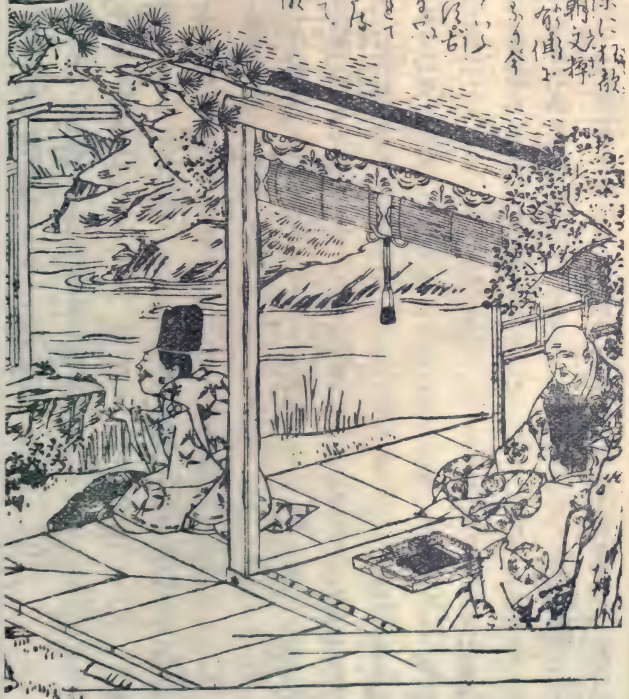
とよまれたるも、此時のことなるべし。これは慈圓より頼朝へふみをさよけて、何ごとも心に
おもふほどの事は、えこそ申さねと申遣はされたるかへりごとなり。此歌のこころは、陸奥に
磐手郡磐手山あり、又信夫郡信夫山等あり、又蝦夷も奥州の地なり、壺の石碑も奥州にあ

どかやうに出来たる、よろしきよし申されて、千首ながら見終りて後、壬生の二品家隆卿にも見すべきよし申されけり。かくて家隆卿へも見せられければ、これも多く點を合せてかへされけり。これよりいよく、歌道にすよみて、遂に道の宗匠として、父祖の跡をますく興されたる事、全く慈鎮和尚の教訓によれるものなり。又奈良の一條院の御門主は、慈鎮の御弟なり。ある年の八月十五日の暮がた、中門にたよすみたまひける折しも、御力者あまた御庭を掃除しけるに、傍輩ども、いかにこよひは慈圓坊の歌よませ給ふらんと、いひあへるを聞きめし、さて翌日、慈鎮の御許へ状を進ぜられし様は、恐れある申事ながら、又心底を残すべきにてもさふらはず、和尚は今一山の貫首として、三千の衆徒の棟梁にておはしませば、眞言、止觀の兩宗をこそ鑽仰もせられ、興行も在べき事に候へ、しかるに日夜歌をのみよみ給ひて、風月の戲をもてあそびたまふ事、釋門の義にも背き、かへりて凡俗の體に著せられ給はん事、勿體なく候、御室のめしつかひ候奴原、去ぬる夜の月につけて、御身の上の事を申し沙汰仕り候、まして天下のものいひ、さこそと推量仕り候へば、向後は此道を御措き候へかすと存じさふらふと、教訓狀を進ぜられしかば、慈鎮、御返事によろこび入候とて、おくに一首の歌をかきたまへり。

野村胡堂
 けしき
 あり
 遊
 古
 今
 大
 伴
 中
 山
 い
 一
 種
 一
 種
 一
 種



白氏文集に極致
 あい又本朝文粹
 にも打寄有俱と
 詩の一作あり今
 上相ゆゑに
 まふあはれに古
 和打寄有俱と
 然れどもあきて
 抗擧しんは
 さきかへして
 かの水をた
 殿に挿
 かせま
 へてし
 ちて無
 しくさ
 うて果
 かな



心なしと人はのたまへど耳しあれば聞さふらふぞ庭の松風

とよみて、かへしを送られたり。後鳥羽上皇此贈答を聞せたまひて、無心座の宗行が慈圓に對して、耳しあればと詠みたるがなまさかしきぞと、勅説ありて笑はせたまへり。此和歌所の松は、上皇ことに御心をとどめさせ給ひし木なり。後に隱岐へうつらせたまひても、此松に押つくべしとて、遠所より御製を贈らせたまへり。

いにしへの花ぞあるじを慕ひける松は人をも思はざりけり

此御歌出されて後、此庭の松ほどなく枯にけるとぞ。又爲家卿若かりし時、和歌の道不堪能なりければ、祖父俊成、父定家のあとを繼ぐ身として、此道不堪にては世の人に交りても詮なれば、出家せんと思立て、日吉社へ御いとま申しにまうでられけり。其ついでに、慈鎮和尚のもとへまるりて、所存のおもむきをのべて、暇を申されけるに、慈鎮、爲家卿のとしはいくつぞと問はせたまふに、廿五歳になり侍るよし申されければ、いまだ是非の見ゆべきとしにては侍らず、先出家を思ひとどまりて、歌道の稽古をふかくつみての上の事にせらるべきよし申されければ、爲家卿この教によりて、出家をも思ひ止まりて、五日が間に、千首の歌をよまれけり。さてよみ終りて、父の定家卿にみせ申されければ、先立春の歌の十首を見て、立春の歌な

んと申されしに、西行の曰く、密教をまなびたまはど、先和歌をよみならひたまふべし、和歌をよまざれば密教の奥旨は得られずと申けるを、深く感心せられしとぞ。後鳥羽院の仰に、慈圓僧正の歌は、大抵西行が風體なり、すぐれたる歌はいづれの上手にもおとらねど、とかくめづらしきさまを好まれたるよしのたまへり。扱此慈圓は、度々天台の座主になり、又度々辭退せられし事、愚管抄に見えたり。建曆二年より後四度座主となりて、其度々ほどなく辭退せられしは、建曆の比、南都の衆徒と清水寺と爭論の事出來て、それ故に辭退せられし事もありとぞ。後鳥羽院の御時、柿本、栗本とて、歌よみの座を分ちて置せ給ふ事あり。柿本の方は尋常の歌よみどもにて、是を有心座と名づく。栗本は狂歌とて、賤くよろしからぬ歌よみどもの座なり。是を無心座と名づく。其有心座の方は、後京極殿、慈鎮和尚以下、其時代に秀逸の聞えある歌人達なり。又無心座には、光親卿、宗行卿、泰覺法眼等の名高からぬ人々なり。水無瀬宮の和歌所に庭をへだてて、無心座をおかせ給ふに、其庭に大なる松あり、風吹て殊におもしろき日、有心座の方より慈鎮和尚、

こころあると心なきとがなかに又いかに聞けとや庭の松風

といふうたをよみて、無心座の方へ贈られければ、無心座のかたより宗行卿、

ら三藐三菩提の佛とは、無上正遍智とて、此うへもなくたどしき智恵のすぐれたる佛といふ事にて、其佛たち、何とぞ今日我入りたつ杣山に、冥加とて目に見えぬ所より御力を加へられて、よき材木をきり出すやうに守らせたまひ、此叡山に中堂を建立する我に、ちからをそへたまへとよまれたるなり。三藐三菩提を、さみやさほだいとつめてよむがよみくせなり。扱此慈圓の歌のこころは、徳もなき愚僧が身には不相應におほきなる事なれど、世の中の萬民の祈りをし、此叡山に住といふすみ染の袖を、彼下萬民の身の上におほふやうに、祈禱をもする事かたとよまれたるなり。此歌千載集に、法印慈圓と書て入られたり。千載集は、文治三年に撰ぜらるれば、其頃は法印位なりしが、建久二年十一月、權僧正にて天台の座主となられたるよし、記録に見えたり。

前大僧正慈圓の話

法性寺入道前關白太政大臣忠通公の御子なり。延暦寺の座主覺快法親王の弟子となりて、初の名を道快といひしが、養和元年十一月に慈圓と改められたり。慈圓といふは諡號にて、嘉禎三年三月八日に此號を贈らる。後には吉水和尚ともいへり。若かりし時、西行に和歌を習は

前大僧正慈圓

愚管鈔に曰く、座主前大僧正、又還補、建曆二年正月宣命、五十八、治一年にして公圓法印に譲り、又辭退、同年十一月南京の衆徒清水寺爭論の事出来る。仍て辭退、前大僧正慈圓再還補、同三年十一月宣命、五十九、治一年建保二年六月十日又辭退

おほけ取く字たよ乃民よおほぬあ取

己あぬ川ぢぢはよはとぢぢ免乃ぢぢて

千載集雜中に、題しらすとて入たり。我たつ柚とは、後世に叡山の異名のやうになりたり。此事は、叡山の開祖傳教大師中堂建立の時、材木を伐とて柚に入られし時の歌に、

阿耨多羅三藐三菩提のほとけたち我たつ柚に冥加あらせたまへ

とよまれたり。此うたのわがたつ柚とは、今日愚僧が木をきりに入たつ其柚といふ事にて、山の名にはあらず。此うたをよりどころにして、後々に叡山を我立柚とよめるなり。扱あのかた

強盜交野八郎の話

上皇白拍子龜菊を寵し給ふ話

上皇鎌倉を亡さんと謀り給ふ話

鎌倉の大軍上洛の話

宇治勢多合戦の話

上皇を鳥羽殿へうつし奉る話

上皇隱岐國へ遷幸の話

遠所歌合の話

上皇隱岐にて崩御の話

北條時頼上皇の祠を鶴が岡に建つる話

水無瀬の社の話

順徳院御製譯

佐渡國に遷幸の話

土御門院遠國へ遷幸の事を望み給ふ話

土御門院土佐より阿波へ遷幸の話

中山にて大雪にあはせ給ふ話

土御門院の若宮八幡宮の神慮によりて御即位

の話

明月記題號の話

定家の家處々にありし話

定家猫を愛せられし話

爲家卿の話

阿佛尼鎌倉に下らるゝ話

爲世卿爲明卿の話

從二位家隆 歌譯

家隆卿寂蓮の増たりし話

一代の詠歌六萬首ありし話

家隆の歌を亡室體といふ話

天王寺にて七首の歌を詠ぜらるゝ話

家隆塚の話

子息隆祐の話

後鳥羽院 御製譯

高倉院御讓位の話

頼朝豆州に兵を起す話

義經黄瀬川にて頼朝に對面の話

木曾義仲筑摩川合戦の話

平家安徳帝を奉じて西國に落つる話

範頼義經義仲を討つ話

靜吉野に捕はるゝ話

政子靜に舞所望の話

後鳥羽院御讓位の話

後鳥羽上皇刀劍をうたせ給ふ話

百人一首一夕話 卷之九

目録

前大僧正慈圓 歌 譯

叡山をわがたつ袖といふ話

柿本栗本の話

慈圓爲家卿の出家を止めらるゝ話

人ごとに一つの癖の歌の話

壺の石ぶみの話

入道前太政大臣 歌 譯

公經公西園寺建立の話

北山山莊の話

權中納言定家 歌 譯

定家卿初の名光季といひし話

定家卿殿上にて雅行をうたるゝ話

俊成卿の歌によりて定家の勤事を許さるゝ話

定家卿漢學弓馬の諸藝の話

定家後鳥羽院の寵衰ふる話

定家卿剃髮明靜と號する話

小倉山莊の話

百人一首の事明月記によるべき話

宇津宮彌三郎入道の話

して、禁裏きんりの御會ごくわいなどの時ときも、三行五字ぎやうごじに書かるゝ事ことが變かはりて、其外そのほかは二條家にじょうけと異なる事ことなきよし、徹書記てつしよきもいへり。此雅經卿まさつねは、和歌わかに堪能かんのうなるのみならず、蹴鞠しうきくを好このみて、兄あにの宗長卿むねながとともに其世そのよに名高なだかかりしが、後のちに兩家りやうけとわかれ、兄あにの宗長卿むねながを難波家なんばけと稱しょうし、弟まごの雅經卿まさつねを飛鳥井家あすかひけと稱こして、殊ことに飛鳥井あすかひは、歌うた、鞠きく、兩道りやうだうの譽高ほまれたかし。順徳院じゆんたくゐんの御時ごとき、高陽院かうやうゐんにて御鞠おんまりありしに、刑部卿ぎやうぶ宗長むねなが、右兵衛督ひやうゑのく雅經まさつねなど其人數そのにんじゆにて、又またなき見ものなりしよし言傳いひつたへたり。雅經卿まさつねの子こを教定のりさだといひて、正三位じやうざんみなりしとぞ。

ついでに

中書王の侍

袴の明而瑠

アトとる乃

大

アト

積

備の倉

法の解と

あや

あや

あや

あや



唯任の通ふまはるくはあはれ
蹴鞠のほろとていふ舎見の
つとたにわがあはれを
宗とて唯任と称し。唯
任卿を花鳥井かき物と
おと花き井まをせ物
歡の巻たし既上車山
殿れ内時原風の巻紙

花鳥井
大仙言
唯親
御の
傳達

押やむ



香川陶師船を造る時
お座りして玉の
去む時其今小雪竹
これ地回付おる
とを地小布
傳木入道
霜よこれふ
たうい
もの

參議雅經の話

雅經は權大納言忠教の曾孫、刑部卿賴輔の孫にして、父は刑部卿賴經、母は顯雅の女なり。雅經若かりし時、花山院の釣殿に寓居せられし比、日ごとに賀茂の社に參詣せられしが、ある時歌をよまれたり。

世のなかに數ならぬ身のともちどり鳴こそわたれ賀茂のかはらに

しかるに、賀茂の社司に夢の告ありて、かうくの歌よみたる者あらんに、汝必其人をもとめよと明神の告けさせたまふと見て、社司あまねく其歌よみたる人を尋ねもとめ、からうじて雅經を尋ね得て、彼夢の告を語りければ、雅經、さてはわが述懐の歌よみたるを、明神のあはれませたまふにやと、いとたふとく心に感じおもはれけるが、これより官途にすむことを得られたりとぞ。さて建永の比、越前介、加賀介より左近衛少將などを歴られたるに、ほどなく後鳥羽院の勅を奉じて、源通具、藤原定家等と共に、新古今集の撰者になられ、後に參議になりて、承久三年に、五十二歳にて身まかられたり。歌は俊成卿の弟子にて、其子孫も代々二條家の弟子の分なり。總て二條家の懷紙の書法は、三行三字なるに、雅經の子孫は爪鳥井家と稱

參議 雅經

雅經、建仁建永の比、越前加賀介、左近衛少將、承久二年從三位、同年十二月參議たり。

みよく此乃屋ま此秋のさ侍よふあそ

ぬる侍と侍望く此秋も宇川あり

新古今集秋下、擣衣のこころをとあり。擣衣とは、衣をうつとかきてきぬたの事なり。歌の意は、よしの山の秋風が夜のふくるまよに、身にしむやうに覺ゆるに、ふるさととなりたるよしの里人が、夜寒にわびて衣をうつ音の聞ゆるが、あはれなりといふ事なり。よし野をふるさといふは、昔は吉野の離宮とて、皇居のありたる所なれど、後に天子の行幸もなきやうになりたれば、ふるさとといふなり。

郎泰村以下十人、次に若君三虎御前御輿に召るれば、御輿の左右には、佐貫次郎以下十人、歩行にて扈從せり。殿上人には伊豫少將實雅朝臣、諸大夫三人、侍三人、醫師には權侍醫頼經、陰陽師には大學助晴言、護持の僧は大進僧都寛喜なり。次に後陣の隨兵十六人、次に後陣は引下りて、義時の舍弟北條相摸守時房にてぞありける。其夜の酉刻に、政所始の儀式を執行はる。此若君、後に征夷大將軍藤原頼經と申せし。扱御幼稚の程は、二位の尼公御後見として、簾中におはして天下の政事を聞給ふによりて、時の入尼將軍と號して怖れあへり。舍弟義時は執權と號して、政道大小となく心のまよにぞ執行ひける。實朝公武事にはうとき人なりしかど、歌の道には志し深くして、定家卿の弟子の内にて、常磐井相國と、衣笠内大臣と、此鎌倉の右大臣とは、いづれも歴々たる歌よみにて、殊に實朝公は近體を好まれます、萬葉集の古風をよく詠れし故、定家卿も及ばざる風骨ありと申されたり。家集を金槐くわいしふり。又文學をも好まれて、源仲章を師とし、其外蹴鞠なども嗜みて、風流好み給ひしかど、武事に疎かりし故、其終をよくせられざりしこそ遺憾なれ。

無常むじやうに心を驚おどろかして、むなしく歸かへりのほり給たまふに、駿河國浮島するがのくにうきしまが原はらを通とほりたまふに、霞かすめる空そらの長閑のじかなるに、姿すがたも見えぬ雁かりの聲こゑを聞きて、左衛門督實氏さむざねうぢのきやう卿きやう、かくぞ詠えいぜられける。

春はるの雁かりの人にわかぬならひだに歸かへる空そらには鳴なきてこそ行いけ

扱さて鎌倉かまくらには、京都きやうとより將軍の御跡目あそめ御下向ごかうあらん事を、内々ないくき議ぎせられけるが、二位にゐの尼公にこうのた

まひけるは、故頼朝こよりとも卿の御妹いもうめ、一條いちじょうの二位能保よしやす卿の北きたの方かたの腹はらにまうけ給たまひし姫君ひめぎみは、すな

はち右大將うだいしやうきんつねきやう公經こうけい卿の御臺所みだいじやうにておはさすや、その腹はらの姫君ひめぎみは、九條左大臣くじやうさいじんみちいへこう道家公たかの北きたの政所まんどころ

にそなはりたまへり、此御腹このはらの三男なんの若君わかぎみ、三虎君みつとらぎみ今年二歳ことねんさいにてましますよし、これぞ母方はとがたに

つきての源氏げんじなれば、故頼朝こよりともの御ゆかりにまぎれなし、此若君このわかぎみを鎌倉かまくらへ申し下くだしまるらせて、

將軍しやうぐんと仰あやぎ、三代將軍だいだいの遺跡ゆゑせきを全まくし奉たてまつらんとしたまへば、義時よしときこれに同どうじ、やがて御使者ししやと

して、舍弟しやてい相摸守時房さのみかみときみを京都きやうとに上のぼせ、強しひて此事このことを望のぞみ申まをされしかば、六月三日むつきみ宣下せんげを蒙かうりて、

七月十九日しちがつじゅうくにちに、鎌倉かまくらに著つかせ給たまひければ、義時よしとき大倉おほくらの宿しゆくしよ所に、兼かねてより新造しんぞうの御所ごしよを構かまへ置おきて、

是いに入れ參まゐらせらる。其行列そのぎやうれつ、諸人しよじんの目を驚おどろかせし事ことどもなり。先まは乘輿じやうよの女房にようぼう達たち其數そのかずをしら

ず、次に雜仕つぎ一人にん、乳母めのと二人ふたにん、御局みつぼねは右衛門督さむざねの局かみ一條局いちじょうなり。此外ほう、北條相摸守ほうじやうさむの北きた方も供

奉たてまつせらる。次に先陣せんじんの隨兵ずゐひやうは、三浦太郎兵衛尉みつうららのびやうたろうべゐ尉ゐ朝村あさむら以下いげ九人くわにん、狩裝束かりしやうそくの人々ひとびとは、三浦左衛門次みつうらささむち

し髪びんの髪かみを御首くびのかはりとして、棺くわんに納なめて葬はうりたるよし、東鑑あづまかぢみに記しるせり。今いま按あんずるに、慈じ鎮ちん和尚くわしやうの愚管抄ぐくわんせうに、此時このときの事ことを記しるして、公曉くけう義村ぎむらが宅たくへ行ゆくと出いでたよれたる時とき、一人じん實朝さねちかの首くびを持もちて従したがふ者ものありしが、其夜そのよ大雪おほゆきの積つもりたる中なかに、岡山おかやまのありけるを越こえ、義村よしむらがもとへ行ゆける道みちにて討手うってに行ゆきあひ、そこにて討うたければ、其時そのとき、彼首かのくびを持もちて従したがひたる者ものも討うたれたると思おもへて、實朝さねちかの御首くびは、後のちに彼岡山かのおかやまの雪ゆきの中なかより求もとめ出いでたりとするせり。然れども、送葬そうさうの後のちに出いたる故ゆゑ、東鑑あづまかぢみにはわざとしるしもらせるなるべし。されば故右大將こうだいしやう頼朝より頼朝よりこのかた、鎌倉かまくら三代將軍だいしやうげんの威權ゐけんも、只一時ただいちじに消失きえうせて、無主むしゆの世よとなり、諸人しよじん暗夜あんやに燭ももしびをうしなひたる心地こころぢせしに、頼朝よりの後室こうしつ二位にの尼公にこうは、北條ほうてう義時よしときの姉君あねぎみなる故ゆゑ、義時よしときをはじめ北條ほうてう一家いけの人々ひと々、并ならびに廣元ひろもと、入道にふだう覺阿かくあ、三善みやうぜん康信かうのぶ、入道にふだふぜん善信ぜんしん已下いげ、宗徒むねざの老臣らうしん會合わいがふして、一日いちにちも鎌倉かまくらに將軍しやうぐんましまさずしては叶あふまじ、然れども頼朝よりの御子孫ごしそん、已すでに斷絶だんぜつに及びぬる上うへは、都みやこより冷泉宮れいぜいのみや、六條宮ろくじやうのみや、御兩所りやうしよの内うちいづれにても御下向ひかうを願ねがひ、實朝さねちか公こうの後嗣こうしとして四代よだいの將軍しやうぐんと仰あひ、義時よしとき後見こうけんし參まらすべしとて、同じおなき二月ふたつき十三日じふさんにち、白尾しらな信濃しなの守行しゆけい光みつを使者ししやとして、都みやこに上のぼせ、仙洞せんどうの叡聞えいもんに達たつすといへども、帝御兄みかどごきやう弟京あにみやう鎌倉かまくらに立たちならびたまはん事こと、いかゞ有あるべきとて勅許ちよくきよなかりけり。かくて此度このたび、大臣だいじんの大饗だいきやうにつきて、都みやこより下くだりたまひし公卿くみやう、殿上人てんじやうび、はからざる眼前がんぜんの

近づき得られざりけるところに、此頃義典、忍やかに來りて申けるは、此度實朝公右大臣に昇進したまひ、明年の正月には、鶴が岡の神前にて拜賀の儀式を行はるべき由、しかも夜陰の事にて候へば、年來の御本意を遂られ候はん事、此時に候べしとすよめしかば、公曉も思ひ定めて、今夜の手筈を待居られけるが、實朝公は父頼家の敵とはいひながら、其比公曉は幼少にて、何事も辨へられざりしかど、實に頼家を弑せしは、北條なる事をも粗しられたる事なれば、實朝をうつからには、北條をも生おくべしとは思はれず、今晚御劍を持しは義時なりと思ひあやまちて、恨なき仲章をも討れたるなり。義時はかくあらん事を察し、虛病をかまへて其場を逃れし事、奸惡の甚しきものなり。さて今晚公曉に徒黨したる者どもを、今夜中に討取るべしと、二位の尼公より仰出されし故、信濃國の住人中野太郎助能、少輔阿闍梨勝圓といふ人を生捕て、義時の館へ引來る。此勝圓は公曉の弟子たりしによりてなり。扱又、其内意を通じて者共を討取り、又餘類の者の坊を皆焼拂へり。かくて翌廿八日の曉、加藤判官次郎を使として、此大變を京都へ奏聞せられ、同日辰の刻、御臺所御落飾あり。又武藏守親廣以下、御家人百餘人出家し、戌の刻に、實朝公の遺骸を勝長壽院の傍に葬り奉るに、御首のありか知れざりし故、五體不具にて葬り奉る事恐ありとて、昨日公氏へ、記念にせよとてたまはり

討手の定景行合たりければ、雜賀次郎それとみるより、やがて公曉に組附たりければ、心得たりとて互に強力の事なれば、雌雄を争ふところを、定景太刀をとりて公曉の首を討落し、やがて其首を持かへりければ、義村すなはち義時の亭に持參して、實檢にぞ入ける。公曉今年十九歳、是は故將軍頼家卿の君達にて、當時鶴が岡若宮の別當職なりしが、北條義時、いかにもして天下を掌握せんと、多年思慮を廻しければ、白川左衛門尉義典といふ佞奸の者を、忍やかに相語らひ、兼て公曉に申させけるは、當將軍實朝公は、正しく御父頼家卿の敵にておはせずや、早く討奉りて怨を報じ、御父への孝養にそなへ給へとぞすよめさせける。これみな義時の謀計にて、實朝公を公曉に討せ、又公曉をば將軍家を弑せし謀反人なりと披露し、搦捕りて首を刎ね、頼朝卿の子孫を斷て、我身自然と天下の權を奪はんと工けるこそ恐しけれ。公曉はもとより其心剛強にして、氣早なる人なりけるが、義典に勧められて義心鐵石の如くになり、いかにもして父の仇を討んと思ふより、毎夜御所中に忍び入り、女の姿にもてなして、こと彼所と窺はれしが、其身もとより兵術に達し、早業、早走、凡人とも見えざりければ、若人にあふ時は、風の發るが如く、烏の飛に似て、行方もしらす逃失らる。さるによりて、其頃御所中にては、變化の物ありとて男女ともに恐怖れけり。かく伺ひねらはれけれども、實朝公に一度も

ばし支へて敗北しけれど、公曉は此坊中にあらねば、寄手は空しく引退きぬ。公曉は兼ね狙ひつる實朝公をたやすく討おほせて、早く其場を立去り、我本坊へは歸らずして、口比後見たる備中阿闍梨の雪の下北谷の宅へかけ入て、居たる膳にむかひて、食する間も彼首を放たず。やがて此所より使者を義村の館へつかはして、今將軍の職闕たり、我は先將軍の嫡裔なり、願はくは足下これを計議せらるべしと、申遣したり。これは義村の子息駒若、公曉の弟子たりしかば、そのよしみを思ひて義村を頼まれたるなり。義村此よしを聞て、先將軍頼朝公以來の事を思ひて、そごろに落涙せしが、使者に對して偽り諾ひ、先私宅へ御來臨あるべし、やがて御迎への軍兵をつかはし候はんとて、使を返し、直に義時のもとへ此よし申遣はしければ、子細に及ばず、公曉を誅し奉るべしと下知しければ、義村一族を集めて評議し、公曉阿闍梨は、武勇ありて尋常の人にあらずとて、勇敢の者を選びけるに、長尾新六定景その選みに當りて、討手に定まりければ、黒革織の甲を著し、西國の住人にて強力の聞えある雜賀次郎、その外郎從五人を具して、公曉の在所、備中阿闍梨の宅に赴く。此時公曉は、義村の迎の軍兵の來るを、今や今やと待居られけるが、餘に待遠なりとて、鶴が岡のうしろの峯にのほりて、窺がはれけれど、むかへの來るべきけしきも見えねば、さらば義村が宅に行んとて出たよれける、途中にて、

画工真直方
 神に解愈の
 例に實をい
 ず也其言
 坂神ありし
 解愈之相
 中解愈
 其言
 實神只
 夜知
 神に
 神とい
 として帝
 解愈
 一
 神の
 小神在
 人



前の石橋を下り、列立し給へる公卿の前を揖して、下襲の尻を長く引き、笏を持って、静々と過
行きたまふ所に、いづくよりか忍びよりたりけん、石階の際に於て、白き薄衣を被きたる女と
おほしきが、見物の體にて、將軍をさし窺き奉ると見えしが、やがて御傍につとより、下襲
の上にあがり、薄衣とりて投すて、かくし帶たる太刀を抜手も見せず、はたと斬る。初の一太刀
は笏にてうけさせ給ひしかど、次の太刀にてあへなくも御首を打落し、又次の太刀にて、御供
に具せられたる文章博士仲章も斬殺さる。因幡前司師憲も疵を蒙りけるが、翌日終に死したり。
さて彼曲者は、御首を引提て馳去ければ、列び立給ひし公卿をはじめ、御供の輩、蜘蛛の子をち
らす如く迷惑ひて、その騒動大かたならず。此時義時は病によりて中門の外に退き居て、是を
しらす、其外數千の武士ども、鳥居の外に在しは追々に聞つけて馳入るに、第一番は武田五郎
信光といふものなりしが、目ざすところの敵何者といふ事をしらせれども、一の刀を打かくる
時、親の敵はかく討ぞといひける聲を、公卿たちあざやかに聞けたるよしなりければ、さては
八幡宮の別當とせられたる公曉阿闍梨の所爲なりとて、我一と彼の公曉の雪の下の本坊へ押寄
せたり。此時公曉の方人する悪僧ども、坊中にてこもりて討手とせめたよかふに、寄手の内
にて長尾新六定景、子息太郎景茂、同次郎胤景、親子兄弟一番乗をあらそへり。扱悪僧どもし

き時より今にいたるまで、未だ涙のこぼるゝと申事を覺え候はざるに、今日君に調し奉るに、
 思はず頻に涙の溢れ候は、たゞ事ならず覺え候、それにつきて存じ出候事は、先將軍頼朝卿東
 大寺供養の節、御裝束の下に腹巻を著させられ候例もさぶらへば、是非ともに御用心の爲腹巻
 を著たまふべきよし申上らるゝに、又仲章が申には、大臣大將に昇りたる人の腹巻を著るは、
 例なき事なりとて、又これをも止めしかば、廣元重ねて申べきやうもなくて黙しぬ。又今日秦
 公氏をして御髪を梳しめたまふに、實朝公手づから鬢の髪を一筋ぬきて、これを記念にせよ
 とて公氏に賜はれり。又御庭の梅の花を見たまひて、

出ていなばぬしなき宿となりぬとも軒端の梅よ春をわするな

かゝる不祥の歌をよみたまへり。かくて廿七日の暮がた南門を出御の時、いづくよりか鳩の飛
 來りて頻に鳴たり。今日供奉の行粧は、公卿、殿上人を始として、隨兵のともがらは銘々黒糸
 緘、小櫻緘、萌黃緘、藤緘等の鎧を著して、一千騎の武者花々しく出立ち、御車の前後を供
 奉せり。此日夜に入て雪降出で、二尺餘も積りたるに、酉刻より出御ありて、鶴が岡の神宮寺の
 樓門に入せらるゝ程より、御劔を持って扈從したる執權義時、俄に不快なりとて、神宮寺にて御
 拜の後、御劔を仲章朝臣に譲りて、其身は中門の外に退きぬ。實朝公は八幡宮に奉幣終りて、寶



實はる朝庭ふ城ふ
成る骨やえとしふ

曾祖先小過大に
元騎借ふ保

なりて

そと徳は神ふ
源の正統子

ふ重人遊さる

官へ食ふ而後

森の葉とこそ

しと高村小宗

氏はあつと

もそくは又月

もろ

あて

然

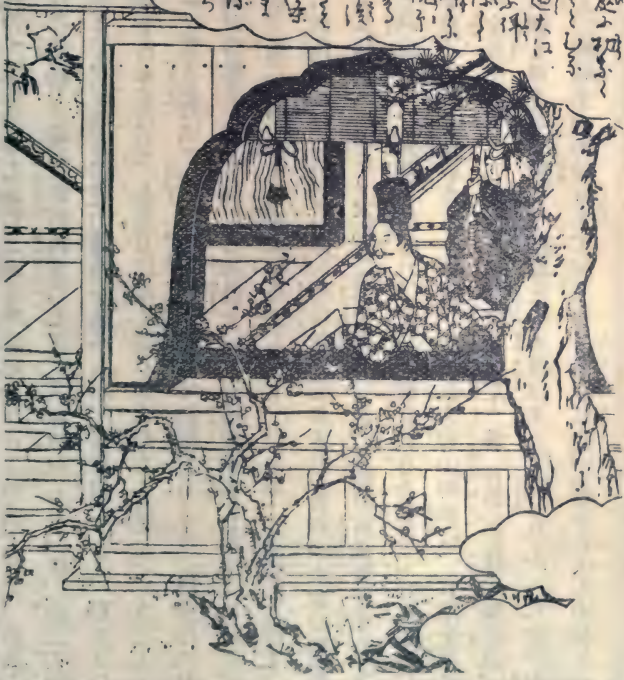
あ

は

は

は

は

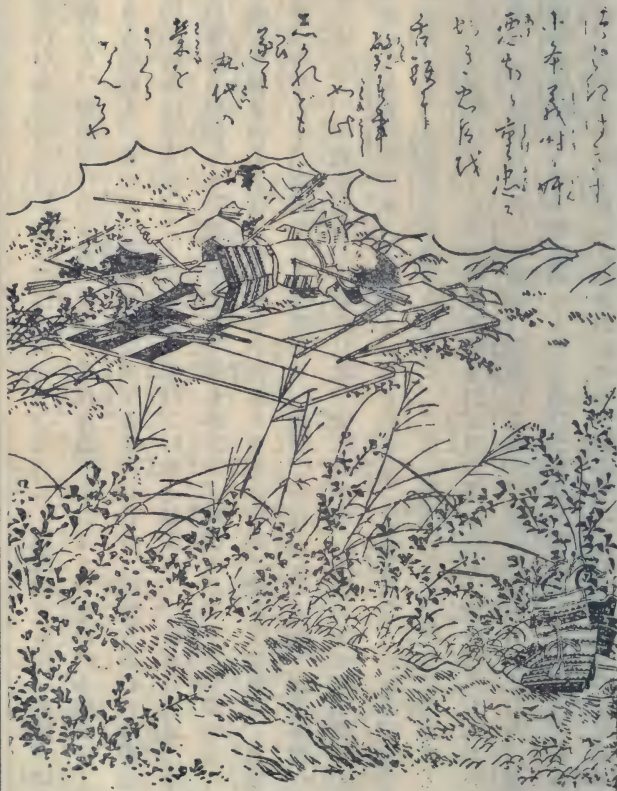


命じて、もろこしに渡る爲の大船を造らしめたまふ。和卿命をうけて役夫を督し、晝夜をわかつたすいそぎて大船をいとなみ造れり。其費數百萬金にして、大船成就しければ、由比の浦に船おろしして、是を漕試んとて、實朝公御覽の棧敷を構へられ、事嚴重にして、數百人の工夫を水中に立て、これを曳卸さんとすれど、あまりに重く造りたる船なる故にや、すこしも地上を離るゝ事なくて止ければ、其大船は、徒に由比の濱邊にて朽果たりとぞ。扱今年六月、先に政子の計ひとして、實朝公の猶子とせられたる公曉を、鶴が岡の別當に補せられければ、公曉頗不平の志を抱けり。翌六年、政子に従二位を授りて、是より二位禪尼と稱す。かゝる所に、今年十二月、實朝右大臣に任せられければ、翌年承久元年正月、實朝公右大臣拜賀の爲、鶴が岡八幡宮に詣給ふべきに依て、都より大納言藤原忠信、中納言藤原實氏等を始めとして、姻好ある公卿たち鎌倉に下向ありて、大饗を行はれ、かねて社參の日を擇ばしめたまふに、正月廿七日亥の刻を以て期とす。時に廣元申さるゝには、かゝる大切の御參に、夜陰を用ふる事不虞の恐あれば、晝の儀に定めて然るべしと申すに、文章博士源仲章、か様の儀式は、古來より必夜陰を用ふる事に候と申さるゝ故、今は廣元も力及ばずして詞をひかへたり。斯て出御あらんとする前に、廣元、實朝公の御前に出て諫て申さるゝには、廣元人となり候て後、若

なり、我これを思ふに、先君頼朝卿は莫大の勳功ありて、帝より官位昇進の事を仰出さるゝ度ごとに、恐れ入て辭したまへり、これ則長久の福を子孫に残さんとと思せし故なり、當將軍は御歳わづかに二十五にして、尺寸の功なく、常に蹴鞠歌詠を事として、望みを極官にかけ給ふ事、亡國のきざしなるべしと歎かはしく存するなり、足下は當家の老臣たるに、いかにして諫めたてまつられざるやと。廣元が曰く、拙老もかねて此事を歎息すといへども、敢て諫を奉らず候、今幸に此密意をうけたまはれば、急ぎ諫を奉るべしとて、それより廣元詞を盡して諫むといへども、實朝、これを拒みてのたまひけるは、汝が申す所我これを察せり。しかれども、我往事を思ひ以後をはかるに、源氏の正統は我代に絶ぬべし、子孫には相續すべからずと思へば、此身あくまで高官に登りて、家名を後世に残さん事、わが望むところなり、汝等またいふ事なかれとありければ、廣元もせん方なく、心に愁ひながら退きぬ。さて後鳥羽上皇は、兼て鎌倉の權勢をにくませたまへりければ、實朝官位昇進の事は、わざと請にまかせて許させ給へり。これは諺に、おごるもの久しからずといふが如く、官位高くなるまよに、ますく驕の心つりて、みづから倒るゝを待せ給へるなり。かくて實朝公は、いよく陳和卿が詞を信じ、宋朝に入て、育王山を拜せんと思ふ心頻なりければ、群臣の諫を用ひず、今年の冬和卿に

子とし、剃髪せしめて、名を公曉と改めさせられしが、今年政子又これをはからひて、實朝の猶子とせられしなり。其後建保三年、北條時政七十八歳にして豆州の奥山に卒す。同じき四年六月、宋人陳和卿といふ者鎌倉に來りて、實朝に謁す。此陳和卿は、先年唐土より日本に來りて、東大寺の大佛を造りしものなり。其時頼朝、和卿が法徳ある事を聞て、是にまみえんと申されしに、和卿辭謝して曰く、君は天下草創の主にして、人命を絶給ふ事おびたゞしければ、吾輩謁見を願ひさぶらはずとて、遂にまみえざりしに、今年殊更に鎌倉に來り、實朝公に謁せんと願ければ、實朝大に喜びて、和卿をめし招かる。和卿、實朝を見て拜首しければ、實朝も又答拜せらる。和卿が曰く、君敢て吾を拜し給ふ事なかれ、君は前生にては、もろこし育王山の禪師たり。其時吾前生にて君の弟子なりし故に、今日來りて君を拜し、師弟の道を盡すなりと云り。これより先に實朝の夢に、一人の老僧來りて前身を告ると見られしが、今和卿がいふところ符合するを以て、和卿が言に惑ひて、大にこれを信じ、唐土に渡りて、前生に住たる育王山を拜せんとおもふ念を生じたまへり。今年實朝權中納言に任せられ、同じき七月、左近衛中將に轉任せらる。然るに、實朝猶昇進を望みて、右大將に任せられんと欲するのこゝろざし有ければ、義時是を聞て、廣元を招き、密に語て曰く、仄に聞けば、我君猶昇進の望みまします山

近常、成清等これをみて共に討死しければ、殘兵もことごとく戰死しける故、義時、時房は兵を引て鎌倉に歸れり。かくて牧の方は、重忠、重保を讒し殺しても、姦惡の心猶止す、此上は實朝公をもなきものにし、わが婿の朝雅を立て將軍とし、いよく權勢を振はんと思へり。此時實朝は時政の館におはする故、たよりよしと思ひ、時政とはかりて、かゝる企をせしなり。しかるに政子此事をもれ聞て大に驚き、俄に長沼五郎宗政、結城七郎朝光をつかはして、將軍を義時の亭にむかへ移されしかば、時政惡事の洩たるを覺り、難を恐れて剃髮し、其妻とともに北條に蟄居す。今年六十八歳なり。こよに於て、義時、五條判官有範、後藤基清、佐々木盛綱等を京都に遣して、朝雅を殺しめ、鎌倉には、廳て相摸守平義時を以て執權として、將軍を輔佐せしむ。今年實朝公の家人、朝親といふもの、京都より鎌倉に來り、新古今集を獻す。實朝甚これを悦ばる。此集奏覽を経ていくばくならざる故、いまだ竟宴に及ばずといへども、實朝もとより定家卿の弟子にて、和歌を好まれ、且此集に頼朝の歌を撰入せられたるを以て、頻に見ん事を希はれける故、定家卿、朝親にことづつてこれを贈られしなり。翌年建永元年十月、實朝前將家頼家の子公曉を猶子とせらる。公曉初の名は善哉といへり。頼家、時政に弒せられし後、公曉山野を流離へありかれたるを、政子はを哀みて、鶴が岡の社司尊曉の弟



國道多きと即ち忠臣
 儼然此の心なり
 川を渡りて
 多きとの和漢
 天争之臣
 報すなり
 共子蔵け
 史記の
 芳名を
 系に
 末乃
 如き
 とい



臣をたすけんとするは、わが繼母たるを以て、讒者とせんとするなるべしと、言せたりければ、
義時、時房、止事を得ずして是に従へり。此時重保鎌倉にありければ、佐久間某をして是を
討しむるに依て、重保遂に自殺せり。義時、時房等、重忠を討んが爲に大兵を發して、武州の二
俣川に軍だちす。近國の軍兵旗を荷ひ、兵糧を齎して、鎌倉の軍に屬しければ、軍卒山谷に充
ち、旌旗村野を蔽へり。重忠は無實の罪を陳んが爲に、從兵百三十騎にして鎌倉に赴かんとする
道にして、討手已向へる山を聞き、重臣本田近常、榛澤成清、重忠に向て申けるは、今此途
中にして討手の大軍に出合なば、一騎が百騎に當るとも、我兵勝利を得ん事難かるべし、兵を
本國にかへし、討手の襲ひ來るを待て戦ひ候はんと申ければ、重忠の曰く、否然らず、正治の
軍に、梶原景時一宮の館を退きて中途にして誅に伏せり、これ暫時の命を惜むに似たる譏りあ
り、今敵軍大なりとして、兵をかへして勝負の可否をはからは、實に反逆の志あるに似るべ
し、しからば重忠逆臣の名を蒙るのみならず、先君賴朝の御目がねをくりますに似たりとて、
其まよ小勢にて敵軍に向ふ。義時、時房、大軍に將として是を取圍むに、重忠みづから百騎を
左右にして挑み戦ひ、討手の軍兵を殺す事甚多しといへども、大軍を支へたよかふ事能はず
して、終に愛甲三郎季隆が爲に命を殞せり、重忠此時四十二歳なりし。重忠の二男重秀、并に

られしよしを世にいひふらさしむ。此時頼家二十三歳なりし。此子細を洩聞たる頼家の家人等、大に怒り憤りて謀反せんとするを、北條義時武士どもに命じて、ことごとく討とらしむ。翌二年六月、時政の後妻牧の方、義時、時房を遣はして、畠山重保、并に其父重忠を殺さしむ。此事の起りは、去年十月坊門前大納言信清卿のむすめ、京より鎌倉に下向して、實朝の室となり給へり。北條政範及び畠山重保等、上洛してこれを迎ふ。時に京都の守護源朝雅、時政の婿たるにより、其權をかりてみづから高ぶり、諸士を侮りけるに、重保その無禮を怒りて、朝雅を辱しめたる事あり。牧の方、鎌倉にて此よしをきとて、大にふづくみ怨みて、重保反逆の企あるよしを時政に讒しければ、時政妻の詞に惑ひて大に怒り、義時、時房をして、重保、重忠を殺さしめんとす。義時、時房、詞を等くして諫めて云く、重忠は治承よりこのかた、忠功指を折てかぞふるにいとまあらず、殊に先將軍その忠實を鑒み給ひて、子孫をも奉護すべきの遺詞あり、しかるに今何の故を以て、不義を存じ、逆意を企てさぶらはんや、願はくは實否をたゞして後、誅を加へたまへと申ければ、時政ふたとびいふべき詞なかりしに、牧の方これを聞て大に怒り、備前守時親を遣して、義時、時房にいはしむるは、重忠父子が謀反すでに發覺せしかば、君の爲家の爲を思ひて、其事を夫時政に告たり、しかるに汝たち言を巧にして逆

皆此計に同ず。ことに於て佛事にかこつけ、使をつかはして能員を招くに、かゝる秘計ある事を悟らず、能員、時政の館に至る時、忠常、蓮景、廊下に伏して能員が過る所を組伏て刺殺せり。能員が從卒走り歸りて、此由を告げれば、一族郎從、皆一幡君の館に籠りて謀反せり。時政禪尼政子の命にかこつけて、義時、泰時、重忠、義盛、忠常等をしてこれを計らしむるに、諸軍すゝみて一幡君の館を圍みければ、能員が一族ふせぎたよかふといへども、大將なれば力盡て、館に放火し、一幡君を害してみな自殺せり。此時頼家、嫡子一幡君、并に舅能員が死を聞て大に怒り、時政を討んが爲書を發して、義盛、忠常等を召す。堀藤次書を持って彼二人の館に向ふ。忠常は漸くこれに應ずれども、義盛は従はずして、此よしを時政に告ぐ。時政、則ち工藤小次郎行光をつかはして、かの使せし親家を殺し、加藤次景廉をして忠常を殺さしめければ、頼家難の身に及ばん事を恐れて、にはかに剃髪せらる。時政政子と相議して、頼家を伊豆の修禪寺に蟄居せしめ、弟の實朝を以て鎌倉の主とす。實朝ことし十二歳にして、征夷大將軍に任ぜらる。實朝は頼朝の二男にして、童名八千幡君といへり。頼家と同じく政子の腹に出生せらる。かくて時政、頼家を豆州に配せし後、ますます權勢を恣にせんとおもへど、猶後の害をおもんばかりて、潛に人を豆州につかはして頼家を害せしめ、頼家修禪寺にて病死せ

ければ、頼家謹で命をうけたまはるよしこたへられけれど、少も其行を改められず。此時諸士連書して梶原景時が罪を頼家に訴へければ、景時鎌倉を出兵して、其領地たる相州一宮に引籠り、翌二年正月、一族をあつめて反逆をくはだてけれど、其事ならずして誅に伏せり。其次の年建仁元年二月、城四郎長茂謀反して、これも誅に伏せり。かくの如く近年反逆の輩相つどきて起るといへども、頼家は蹴鞠の戯にのみふけりて、政事を聞れざりければ、北條泰時、しばくこれを諫れども聽れず。然るに今年八月、將軍頼家病重くして、醫療の驗もはかばかしからざりければ、將軍の職を辭し、天下を以て二分とし、關西三十八箇國を以て弟の實朝に譲り、逢坂關を域として坂東二十八箇國を嫡子一幡君に譲らる。ことし一幡君六歳なり。時に一幡の外祖比企能員、わが孫たる一幡わづかに二十八箇國の主となれば、權威の恣ならざることを憤り、頼家に説すよめて、實朝、并に北條の一族を滅さんとす。折しも禪尼政子障子のあなたにおはして、ほのかに此事を聞ければ、いそぎて父の時政に告らる。時政大に驚きて、大江廣元、并に仁田忠常、天野蓮景等と相議し、兵を發して能員を討んとす。時に蓮景が云く、これはさのみ事騒しくとりはからふには及び申まじ、たと何となく詭り誘ひて、彼を御館に招きよせ、力者をしてこれを討しめたまへと申ければ、時政をはじめ相議する人々、

て營中に入らる。景盛參州より賊を討て歸るに、其妻を奪はれたる由を聞て、不平の志を抱
きしが、謀反の徵あるよし鎌倉に流言しければ、頼家これを聞より、彼四人の近侍、并に大江
廣元等とこれを議せらる。廣元が云く、昔鳥羽の帝は源仲宗が妻を奪ひて宮中に入れたまへ
り、祇園女御これなり、其後仲宗を隱岐に流さる。しかれば已に其例あり、いはんや景盛は先
將軍の御時より已來、當家に近侍して恩澤を蒙りながら、僅に一婦人の事によりて、君を恨み
奉る事以外の外の事なり、早く是を誅するにしかじと。ことに於て、頼家急ぎ兵を募り、小笠
原彌太郎を將として、景盛が館を圍まんとせらる。母の政子此よしを聞給ひ、趨りて景盛が館
に入り給ひ、使を馳て頼家を諫められけるは、古將軍他界の後、悲歎いまだ止ざるに、汝妄り
に戦ひ争ふ事を好む、これ亂世のはしを啓くものなり、早く此事を思ひ止まるべし、さなくば
此母も景盛と共に死せんと、申遣されければ、頼家、母公の命もだしがたくて、兵を止られた
り。さて政子、佐々木盛綱を以て再び頼家を諫めてのたまひけるは、汝先將軍の基業をうけ
つぎながら、政道に怠りて民の苦みをしらす、女色に耽りて世の謗をかへりみず、其うへ左
右近侍の輩、ことごとく辨佞にしておもねりへつらふもの共をしたしみ、譜代勳功の士を疎ん
ず、故に忠賢の輩、心に恨を含むもの多し、願くは今より後、其行を改むべしと、申遣され

吾いのちもつねにあらぬか昔みし象の小川を行てみんため
とよめり。此類のうたなり。

鎌倉右大臣の話

土御門院の正治元年正月に、征夷大將軍源頼朝薨ぜられしかば、嫡子頼家十八歳にして二代の將軍たり。頼家の母は北條時政の女政子なり。頼家、又頼朝の業を繼れければ、宣下を蒙りて諸國の守護を奉行すと雖も、性質懦弱にして、訴訟を糺し、賞罰を行ふ事能はざる故、鎌倉の營中に於て、同年四月新に問注所を造り、三善善信を執筆職として公事を決せしめ、又時政、廣元、善信、并に三浦義澄、八田知家、和田義盛、梶原景時、比企能員、藤九郎盛長等をして、政務を執行はしめられければ、天下大小の政事盡く此輩の計議に決せり。然るに頼家、又小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等の四人を近侍として、常に傍を去しめず、其外は古老の家臣といへども、たやすく見ゆる事を許されざりければ、彼四人の輩驕を恣にして、威を鎌倉に振ふ事限りなし。同年七月、頼家、足立景盛が妻の艶色ある由を聞て、其夫景盛を參州の盜賊の討手につかはし、其際に中野能成を景盛が家につかはし、彼妻を奪はせ

鎌倉右大臣

實朝公、建仁三年九月從五位上に敘し、征夷大將軍に補せられ、建曆三年二月正三位建保四年六月權中納言、同六年十月内大臣、同年十二月右大臣左大將元の如し。同七年正月薨す、時に二十八歳なり。

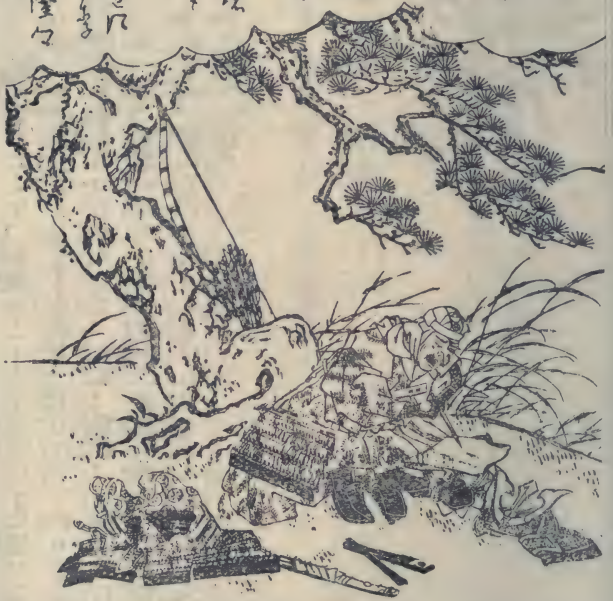
と乃那あはけもよもかを那渚まゝ

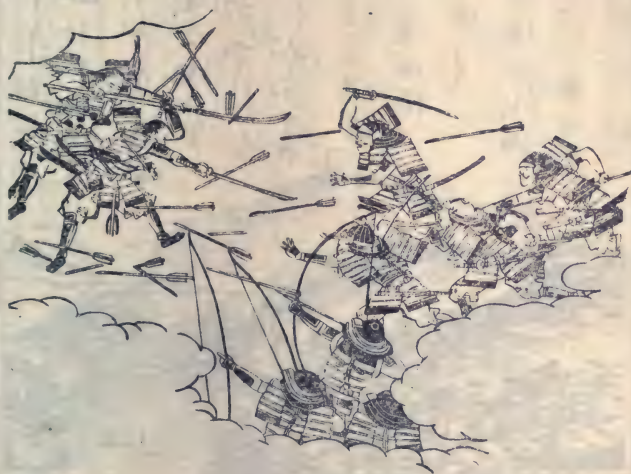
阿ま乃茂ふも乃津あてあ那も

新勅撰集鞠旅部に、題しらすとあり。歌の意は、此人間世界がいつまでも常に變らぬものにてもあれかし、此海際の渚をこぐ蟹の舟の、綱をつけて手にて引ゆく景色のおもしろさよ、命さへあらばいくたびも來てみるとよめるなり。かなしは、ほめて感ずる意なり。すべてあまり景のよき所をみては、いくたびも見たく思ふ故、わが命までがをしく思はるよといふやうによりたるが、萬葉集などの古風なり。既に萬葉第三に、帥大伴卿の歌に、

り。御年三十歳なりしとぞ。頼政は武略のみならず、和歌をよくして風流の才に富たる身にてありながら、よしなきいきどほりによりて高倉宮をもすよめ奉り、其身年老て終りをよくせられざりしこそほいなけれ。其女の讚岐も歌よみの名高くして、有家、雅經、家隆などにもおとらざる人なるよし、定家卿はのたまへり。家集一卷ありて、其中に御製の御かへしなども見えたり。又沖の石のといふ歌をよまれて後、沖の石のさぬきとよばれたるよしいへり。又女にて十三經をもよみたる人のよしもいひ傳へたり。

扇村
 芝
 清
 小何ふ
 こころを
 玉
 三人
 苔の
 下陰
 世のあは
 夕
 あつて道に
 くら
 寶隆





新しき起

環ひし西河を

下り嶺にあり

徳の地あり

千古に

名記あり

と



賈誼^の過^の夫^の論^の不^の

殺^の函^のに^の國^の

據^の雍^の州^のに^の地^の

と^の權^のと^の不^の

治^の勢^の田^の將^のと

王^の城^のの^の敵^の函^の

ふ^の故^のに^の所^の

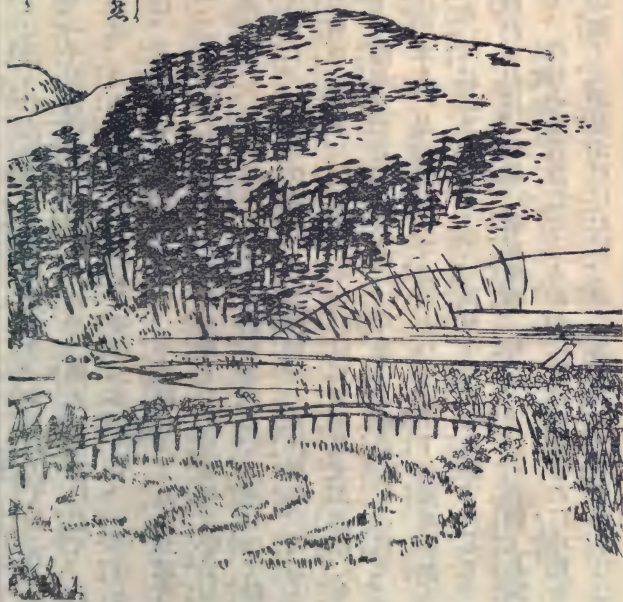
成^の文^のと^の其^の

橋^のと^の年^の

古^のに^の教^の度^のと^の意^の

進^のと^の防^のと^の意^の

遠^のと^の新^のと^の意^の



くして且兵少し、しかるに敵をこゝに待うけん事よき謀にあらず、南都に入て戦を決せんにはしかじと。三井寺の衆徒、頼政等、一千五百の軍兵を以て、宮を守護して南都に赴く。此節宮軍事によりて三夜いね給はざりければ、身心勞れて快く馬に乗給ふ事能はず、三井寺と宇治との間にて七度落馬したまひければ、其疲れを養ひ奉らん爲に、平等院に入て息はせ奉る。此時清盛、知盛、忠度、重衡等をして二万餘騎に將として、是を追撃しむ。平軍追て宇治川に到るに、川水漲り流れて渡るべくもあらぬに、宮の軍早く宇治橋の板を刎ね、川岸に據て陣をとる。平軍猶豫してわたり戦ふ事能ざるに、三井寺の衆徒、筒井淨妙、一來法師等、残るところの橋桁を渡りて、平軍と戦ふに、其輕捷兩軍の目を驚かせり。時に足利又太郎忠綱、年十七なりしが、平軍に魁して大に呼び、漲り立たる川に入るに、平家の萬卒此勢を借て、續て川を渡しければ、さしも廣き宇治川の水も、是にせかれて流れあへず、川下は陸地の如くになりければ、三井寺の衆徒、頼政が輩、今は是までなりとて、萬死を侵して血戦すれども、寡きは衆きに敵せずして、宮の軍大に敗れければ、仲綱、舍弟兼綱、仲宗、及び六條藏人仲家等思ひ思ひに討死して、頼政も自殺せり。今年七十五歳なりしとかや。宮は此まぎれに南都をさして落給ふに、平軍これを追て、雨の如く矢を射かけければ、終に矢に當りてかくれさせたまへ

けれども、宮は早く落給ひしかば、信連と宮女三人とを生捕り、又頼政の館を圍み、残り留りたる渡邊、競等を捕へて六波羅に還る。宗盛、信連を引出さしめて謀反の事を問に、信連是に答ふる様甚いさぎよかりければ、清盛これを聞いて、信連が勇氣に感じ、其死罪を免す。宗盛又競をめして問て曰く、汝何とて頼政と共に落行ずして其家に留りたるやと、競こたへて曰く、主人頼政、何事をも我にしらせず候程に、残り留まり候といふ。宗盛又曰く、汝我に従はんや、頼政に従はんやと。競はいはく、頼政常に我を疑ひて密事を知らせいはず、主人ながらも其恨なきにあらねば、只願はくは向後君に仕へ奉りて、忠勤を盡し侍らんと。宗盛大に此言をよみし、許して終日側に侍座せしむ。然るに日の暮るに及て、競、宗盛に申やう、願くは一正の良馬を賜はらん、しからば我馳往て頼政を討侍らんと。宗盛、則良馬を引せてこれに與ふ。競直に其馬に打乗り、馳て三井寺に至り、則其馬を仲綱に獻じければ、仲綱大に悦びて、鬘をきりて平宗盛の三字を馬の脊に焼印して、これを六波羅に放つ。宗盛是をみて、怒り悔むといへども及ばず。かくて高倉宮は、三井寺に入せたまふといへども、とかくに不勢なりければ、書を叡山と興福寺とに通じて援兵をこひたまふに、叡山の衆徒はこれに應ぜず、興福寺の衆徒は命に應じて宮の軍を援んとしけれども、いまだ果さず、頼政等相議して云く、三井寺の地狹

一も
 信連更
 屋だけ
 大言す
 吉皆忠
 部
 字成買
 耐と
 人。固固
 此中驚く
 伴に今
 全ふし子孫
 いまきて血食
 夏



為倉比呂所集互
 見しは頼又父子
 護りおこなふ井寺
 後一おこなふ寺乃
 人々東野羅教を獨
 信連懐然として踏止
 兵卒は後をよみ防ぎ
 猛勇いしは捕ひ
 平卒はけりとも
 點ありしは
 多勢官すも免
 侍連は信連
 官如く人の中捕
 六波羅へしは
 辱鞠向てあ



ぶらふ、しかれども平家の勢を畏れて、手を出す者候はず、君には法皇第二の皇子にてましましながら、建春門院の讒によりて、かくひそまりまします事の恐れ多くさぶらふに、何ぞ大義を思し召たよせられて、父帝の御憤をも慰めたまはざるなど、勧め奉りければ、宮にもやうやく御心を傾けたまへり。しかれども、とかくに平家の勢を憚りて、いまだ御心を決したまはず。時に少納言惟長といふもの有て、よく人相を看定めければ、時の人相少納言といへり。頼政ひそかに彼と謀りて、相術の事を以て宮に説て申けるは、臣、君の御面を見奉るに、正しく帝王の相おはしますに、天下の事何ぞおほしたよざるやと。宮こよに於てはじめて御心を決し給ひければ、頼政大に悦び、十郎行家をして、高倉宮の令旨を持しめて關東に赴かしむ。行家東國に下りて、宮の令旨を傳へければ、頼朝等の源氏多くこれに従はんとす。此事深くつむといへども、いつしか洩て都に風聞有ければ、平清盛大に怒り、則ち三條實房、頭辨光雅等をして、三百騎に將として高倉宮を捕へ奉りて、遠國に遷し、其徒黨を誅せんとしけるを、頼政早くこれを知りて、使を高倉宮に馳て急を告奉る。こよに於て、宮は三條を出て三井寺に落給ひ、長谷部信連一人留りて御殿を守る。官兵宮を圍むに、信連防戦力を盡し、人を殺す事夥しとへいども、多勢に敵する事能はずして、遂に虜となりければ、官兵たどちに馳入て搜し求め

二條院讚岐の話

讚岐は二條院の官女にして、源三位頼政のむすめなり。父の頼政は三河守頼綱の孫、兵庫頭仲正の子にして、源頼光の裔なり。もとより弓馬の道に達して和歌に長ぜり。近衛院の仁平三年四月、禁裏に怪鳥ありて、夜毎に鳴て殿上を過ければ、人は是を鶴なりといへり。是より主上御惱ありけるに、醫禱ともに験なかりければ、頼政に命じて、これを射さしめたまへり。是より頼政いよく、武名高くなりたるに、高倉院の治承四年四月に謀反せらる。其故は、先に頼政の男伊豆守仲綱良馬を飼たり。その名を木下と號けて、甚これを愛しけるに、平宗盛これを聞き、人をして是を所望せしむ。仲綱深く惜みて是を與へず。宗盛怒りて、いよく請て止ざりければ、仲綱止事を得ずして、彼馬を宗盛に贈る。宗盛其贈る事の遅きを怒て、彼馬の名の木下を改めて仲綱と號し、其名を馬の脊に焼印してこれを厩に繋ぎ、舍人をして毎に仲綱々々と呼しめて、是を嘲哂す。仲綱此事を聞て深く憤り、遂に父頼政と共に謀反せり。然れども勢の平家に敵すべからざるを知る故、頼政、仲綱、密に三條高倉宮に參り、詭て申けるは、近頃平家の一族權勢に誇り、至尊を犯し、民人を苦しめ候故、諸國の義士共常に不平の心を抱きさ

二條院讚岐

二條院御諱を守仁と申奉る。にでうのみんいみなもりひと後白川院第一の皇子にて、御母は皇太后宮懿子と申、ごしらかはのみんだい わうじ はいくわうたうこうぐいし大納言經實卿のむすめなり。つねざね保元三年御年十六にて即位し給ひ、永萬元年七月御年ほうげん せし さいごふん さいし三十三にて崩じたまへり。

己の袖をくむむみと先ぬ沖乃ひく乃

必ぞ大了者ふもか己くはも歌

千載集戀二に、寄石戀といへる心とあり。せんざい こひの いしによするこひ こころ歌のこころは、わが袖は汐干の時も目にかとらぬおきな沖中の石のやうなるものにて、人にはすこしも知られぬ涙にぬれて、かわく間もなき事ぞといふこころなり。

良經公の家集いへのしふを月清集げつせいしふといへり。これは平生讀歌へいぜいよみうたに作名さくみやうをかよせたまふに、秋篠月清あきしのつききよとしるされたる故ゆゑなり。又能書のうじよの聞きこえ高くして、後世こうせいにいたりても後京極様ごきやうごくやうとて傳つたはれり。御子おんこ三人あり、道家みちいへ、敎家のりいへ、基家もさいへと申せしなり。

皇、歌の事に於ては殊に推重し給へり。しかるに建永元年三月、當今土御門院、良經の亭へ行幸ならせたまはんと有ければ、良經公門牆館舎を構へ、修理嚴重にして御駕を待奉られけるに、何者ともしれず、良經公の寢所に忍び入り、天井より槍を指下し、突殺して逃去ければ、帝甚惜みかなしませ給ひ、詔して、其盜賊をあまねく搜し索めしめたまへども、終に捕へ得ずといへり。此事を論じたる説あり。日本史の細註に曰く、世に傳ふ、良經一夜寢に就に、天井より槍を降してこれを刺せり。何もの仕業といふ事を知らず。一摺紳家の藏書に曰く、これは菅原爲長の所爲なり、此事其代にはふつに知れざりしを、良經十一世の孫、關白政基、菅原在數のもとより書籍を借たまひしに、その書籍の縫際に、後京極殿を死して志を逞しくせしといふ數字ありければ、はじめて爲長の所爲なる事を知り給ひ、直に在數を召て、これを殺して、以て先祖の讐を報ぜられしといへり。然れども親長記に據るに、明應五年關白政基、在數を召て其無禮を責め、其子尙經と共に謀て、手づから是を殺し給へりとあれば、良經、爲長の事に相與からざるべし。蓋良經の暴に薨ぜられし事、傳説紛紜として其たしかなる説を得ず。又相傳へていふ、建仁元年、新古今集勅撰の節、菅原爲長其序をかよるべかりしを、良經公これを押へて作らしめ給はざりしかば、爲長憾みて、人をして是を殺さしむといへりと云々。扱

方の衣ころもが下へしかると事なり。秋の末すえつかたの夜寒よさびの頃ころに、ひとりねする事のわびしさをよま
せられたるなり。しかるに萬葉まんえふの歌うたに、

我わがこふる妹いもにあはさず玉たまのうらに衣ころもかたしきひとりかもねん

とあり。下句しもくま全く同じ事なり。契沖けいちゆうは此歌このうたを引ひいて、萬葉まんえふはひろきものなれば、下句しもくま此全句ぜんくなる
事を覺おぼえたまはざりけるなるべしといへり。眞淵まぶちは、萬葉まんえふの句くを用もちひられしといへり。いづれ
にしても、此歌このうたの難うたとすべきにはあらざるなり。

後京極攝政前太政大臣の話

後京極ごきやうごく殿どの、御名なを良經よしつねといへり。祖父そふは法性寺ほつしやうじ忠道公ちゆうだうこう、父ちちは後法性寺ごほつしやうじ兼實公かねじつこう、母ははは從三位じゆい藤原
秀行ひでゆきの女むすめなり。後鳥羽院ごすうはのの建久二年けんきゆうにん六月、良經公よしつねこう左大將さだじやうたりし時、藤原能保ふじやうの女むすめを娶めとり給たまひし
に、源みなもとの頼朝使よりともつかしをさよけて、其婚禮こんらいを册かしてたり。同九年正月、帝御位みかぎみくらひを皇子わうじ爲仁ためひとに讓ゆづり給
へり。初帝はじめみかぎ爲仁ためひと君きみを立て皇太子くわうたいしとせんと思おぼし召めしけるに、良經よしつねこれを拒こはみて果はたされざりしかば、
今年こんねんに至いたりて、謀はかりごとを定さだめて御位みくらひを讓ゆづらせ給へり。是こゝを土御門院つちみかどのと申奉まをる。此時よしつね良經公よしつねの蟄居ちつきよ
をゆるして本位ほんゐに復かへし、内大臣元うちだいじんもとの如ごとし。良經公よしつねもつとも和歌わかに長ちやうじたまひしかば、後鳥羽上ごすうは

後京極攝政太政大臣

良經公、權中納言を歴、正二位に敘せられ、建久元年權中納言に轉ぜられしかど、病によりて官を免れ給へり。同六年起て内大臣となり、正治元年左大臣に轉じ、建仁二年内覽を蒙り、同年十二月攝政となり、元久元年正月從一位、同年十一月左大臣を辭し、同十二月太政大臣たり

たゞしくは眼々や志をよ乃ぞ望し給ふ

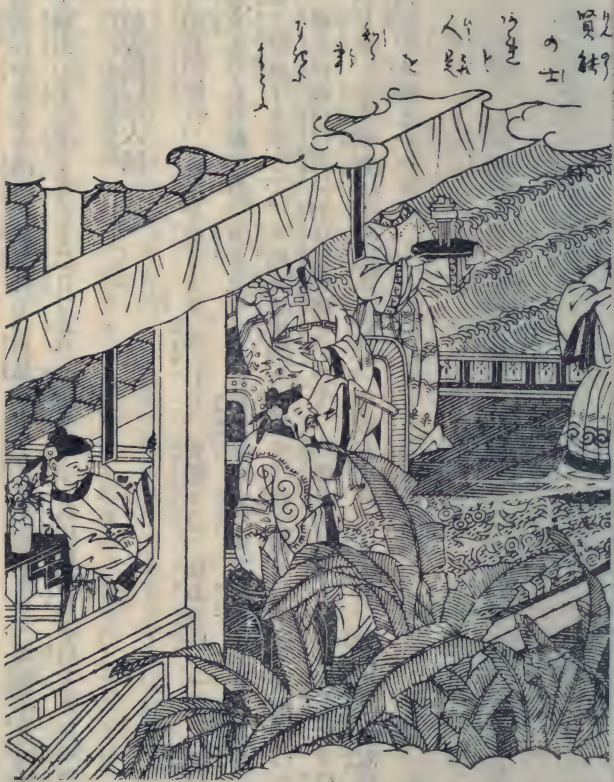
大祐もりぬくたむせりあを祿望

新古今集秋下に、百首のうたたてまつりし時、とあり。歌の意は、きりぐすは秋の末、冬初の初になれば、床の下へ来るものなるが、其きりぐすのなく霜夜のさむきむしろの上に、帶をもとらずに著物の片一方を下に敷ながら、ひとりねる事かとよめるなり。さむしろは狹筵と書て、たゞ敷物の事なり。それを霜夜の寒き事にかけていへり。衣かたしきは、丸襟をすれば片一

とよめり。血の涙の事はもと漢土の故事にて、周易にも、注血連如とあり。又韓非子に、楚人下くわそのあらたま和いだし其せ璞ざんを抱もて楚山の下に哭こすること二日三夜、涙盡なだつきて、これに繼つぐに血を以もつてすといへり。

殷富門院大輔の話

後白川院の皇女殷富門院は、御名を亮子と申奉たてまつれり。安徳天皇、後鳥羽院、二代の准母じゆんぼにして、順徳院の養女やうぢよとならせ給へり。文治三年六月に門院號を奉たてまつり、建保四年四月に崩ほうじたまへり。御母は從三位成子と申して、大納言季成卿の女むすめなり。此大輔といふは、門院につかへ奉れる官女くわんぢよにて、祖父は後白川院の判官代行憲はんぐわんだうぎやうけんといひて、高藤公の後のちなり。父は從五位下信成のぶなりといへり。一説いつせつに信成のぶなり、本名説輔もとのなざきすけといひしよしなり。信成のぶなりむすめ二人あり。姉は殷富門院の播磨はりまといひ、妹は同院の大輔たいふといへり。



不^レ和^レ漢^ノ献^レ人^ノ石^也！
そ^ノ新^ニ及^テ通^スな^ク存^スの

足^レと^テ法^列
漢^ノ林^ノの^レ位[？]

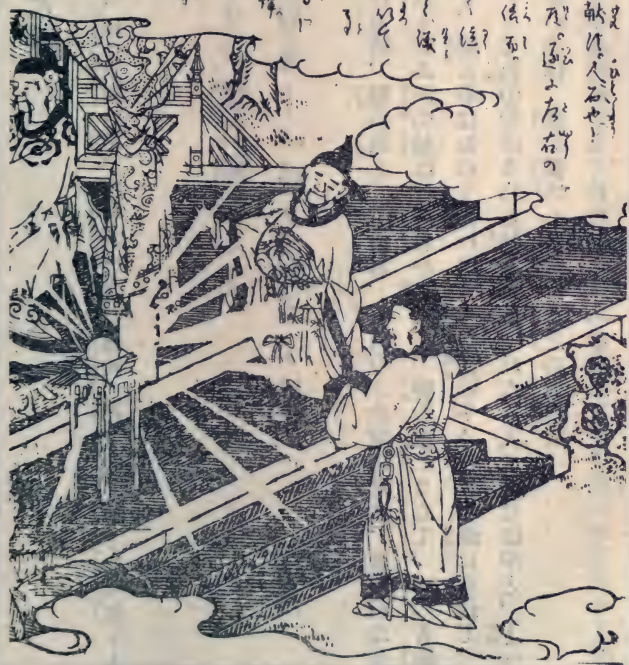
昆^ノ山^ノ林^ノの^レ位[？]
無^レと^テの^レ位[？]

と^レ多^ク不^レ法^ノ子^ノ
韓^ノ非^ノ子^ノ

如^クて^レ位[？]
返^スと^テ又[？]

の^レ馬^ノ有^ル
多^クの^レ位[？]

か^クて^レ位[？]
秀^トと^テ位[？]



殷富門院大輔

殷富門院は、後白川院の第一の皇女にし、二條院、高倉院、式子内親王とも御兄弟なり。

みそそや那茂くまに蛭比袖ぬふも

ぬきふるぬきくみぬそあそくは

千載集戀四に、歌合し侍りける時、戀の歌とてよめる、とあり。此歌の意は、彼つれなき人に見せたき事かな。奥州の雄島といふ所の蛭は、和布を刈たり、鹽を汲たりして、いつも袖は濡にぬるよが、其蛭の袖さへも、濡る事はぬれてあれど、わが袖のやうに血の涙にぬれて、色の變る事はなし。此涙にぬれくくて色のかはりたる袖を、彼つれなき人に見せばやと、上へかへしてよみたるなり。涙の色をいふは、血の涙の心なり。貫之の歌にも、

しら玉に見えしなみだも年ふればからくれなるに移ろひにけり

と、しんじやう眞靜ものがたりなり。明月記にも、めいげきひたと内親王へないしんわうまるられたる事書のせてありとのたまへりと云々。

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

のと、すべて緒に縁のある詞をつとけたまへるなり。

式子内親王の話

此内親王、もとより和歌をよくし給ひし事、齋院紀に見えたり。平治元年に、加茂の齋院に立
せたまひ、准三宮の位にならせ給ひしかど、嘉應元年、御病によりて職を辭したまひ、建久八
年に、藏人兼仲、僧歡心が事によりて、都の外に出し奉らんとせられけれど、其儘になりて、後
薙髪したまひ、御法名を承如法と申せし由、又齋院記に見えたり。後の書に、大炊御門の齋院
とも萱の齋院とも、高倉宮ともあるは、皆此内親王の御事なり。さて此式子内親王と定家卿との
みそか事を、昔より世にいひ傳へて、謠曲にも作りたり。此事たしかに物に見えたる事はなけ
れど、溪雲院殿の御物がたりを記したる溪雲問答にいはいく、式子内親王と定家卿との事、世に
いひ傳へたり、されど何にも見えたる事なし、或人のいふ、此事父の俊成卿ほのきよたまひ
けるが、ある時、定家の常に住給へる所を見たまへば、玉の緒よたえなば絶えねの歌かきたる
内親王の手跡あるを見たまひて、定家が心をつくすもことわりとおもひて、終にいさめ申され
ずとがたる、何の書にあるぞと問たりしに、かやうにかたり傳へたと聞置しよし中人ありき

式子内親王

後白川院ごしらはのみんの御むすめにて、御母ははは從三位成子なりこといへり。大納言季成卿すえなりの女むすめなり。後白川院皇女二人ましくて、第一の皇女を殷富門院いんふもんと申し、第二の皇女を式子内親王しやくしないしんと申せしなり。

玉乃伐よぬえをばぬえ祿形あはるるを

志乃ぬるまを乃よこををばはは

新古今集戀こひ一に、百首ひゃくしゅの歌うたの中に、忍戀しのこひの心こころとあり。歌の意こころは、玉たまを緒をとは、もと玉たまをつなぎたる糸いとの事ことなり。それを魂たましひの緒をとかよはして、命いのちの事ことにいひならはせり。此歌は、わが命いのちがたゆるならば、たえよかし、此まよながらへ居ゐるならば、人目ひとめをつよみ忍しのぶ心こころがもしよわる事もあらんかと案あんじらるよ。もし人めをしのぶ心こころがよわりて、浮名うきなが世間せけんへもれたらば、かなしからんによりて、といふ意こころを言殘いひのこしたるものなり。玉の緒をといふからに、絶ゆるのながらふる

かさどる官くわんなれども、此別當べつどうはたど呼名よびなにてや有ありけん。此人このひとは大皇だいくわう太后宮たいこうぐう亮すけ俊隆したかの女むすめなり。
俊隆したかは具平親王ぐへいしんわう五代ごだいの孫まごなり。

心によみあはせたるものなり。みをつくしは淺瀬をしらす棒杖の事なり。

皇嘉門院別當の話

皇嘉門院は、法性寺關白忠通公の御むすめにて、御母は大納言宗通卿のむすめなり。續古事談に云く、門院の御名を聖子と申せしが、聖の字を上下にわけてよめば、聖ははらむといふよみありとて、王子をはらむといふ心にてつけ奉りけるを、或人難じていはく、聖の字の下のつくり王にはあらず、王といふ字なり。王はむなしといふよみあり、むなしき子をはらみたらん、此御名はどかりありといひける程に、たゞならぬ事にて、御産の月になりて、御祈何くれと犇めくほどに、水を多く生せたまひにけり、かよる事はさのみこそは侍るに、果してむなしき子なりける、いと不思議の事なりけりとあり。今按ずるに、聖の字を別てば、耶王となりて、王は王にあらずといふはうべなり、されど、もとより耶といふ文字なければ、孕とよむべきいはれなし、又王の字に、むなしといふ訓もあるべからず、字書に王は善なり、澄なり、又挺生なりとも註せり。すべて中古の書にひがごとを書つたへたるが多ければ、古書といへども心してみるべきものなり。さて此歌ぬしは、皇嘉門院につかへ奉りし女別當なりけるにや。別當はものをつ

皇嘉門院別當

皇嘉門院は崇徳院の后にて、大治三年二月に立后あり。久安六年二月に門院號を奉
り。

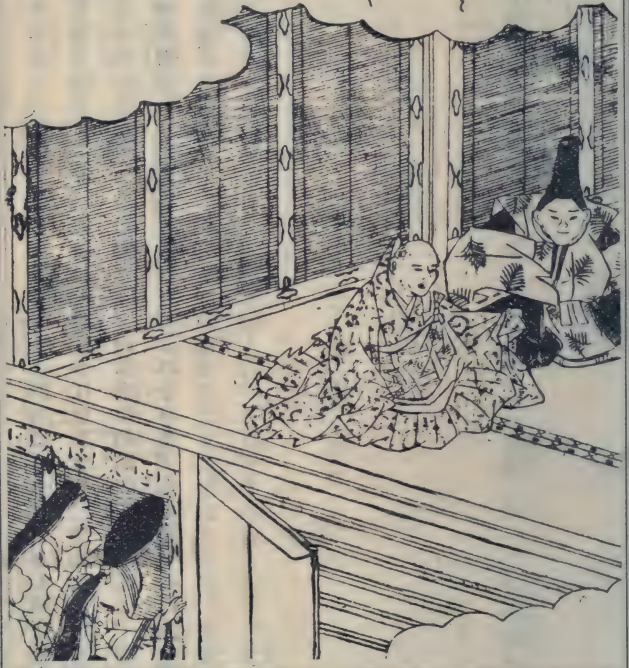
なみは江乃あゝ此の里祿乃むせよゆる

身浅はくして居たむ日ぬはるた

千載集戀三に、攝政、右大臣の時、家の歌合に、旅宿逢戀といへる意をよめるとあり。此攝政
とは、後法性寺入道前關白太政大臣兼實公の事にて、兼實公まだ右大臣なりし時、其家にて
歌合せられし時の歌なり。歌の意は、津國の浪華あたりにて、ふと或人に逢初めて、彼浪華江
に生てある芦の刈たる根に、一つ節の残りてあるといふ事を、假に寐たる一夜と言かけて、わ
づか一夜の契り故に、我身を盡すまで、一生の間其人を心にわすれず、戀こがれて年月を渡る
べく思はるよといふ心なり。彼なには江にみをつくしといふもの有故、わがみをつくすといふ

記にしるしおかれたり。其文に云く、建仁二年七月廿日午時、御所に參上す、左中辨少輔入道の思ひ禁じ難し、幼少の昔より久しく相馴たる事數十回、いはんや和歌の道に於ては、傍輩誰人ならんや、已に以て奇異の逸物なり、としるされたり。これをみて、定家卿も心に深く寂蓮を重ぜられし事のしらるゝなり。

かき
あはれ
うしろ
かき
あはれ
うしろ



莊周密觸の多し
 多しが都人の後
 但、命を執り世
 上り名利はあ
 りよ、比す頭北
 寂蓮 故の
 有り
 知奇に
 辨ト軽し
 一を莊子
 小一はさ
 ひーあ
 一マ



昭とは、一日もかゝすまゐりて争はれけり。此時、顯昭は聖にて獨鈷を持ち、寂蓮はかまくびをもたけていさかひけり。徳大寺家の女房たち、例の獨鈷かまくびと名附られたりとぞ。鴨長明の曰く、御所に朝夕侍りし比、常にも似ずめづらしき御會ありき、六首のうたに皆姿をかへてよみて奉れとて、春夏はふとく大きに、秋冬は細くからび、戀旅は艶にやさしくつかうまつれと仰せられしかば、いみじき大事なりけるに、其座にまゐりて列れる人々は、殿下、大僧正、定家、家隆、寂蓮、予と六人なりき、愚詠にふとおほきなる歌に、

雲さそふあまつはる風かゝるなり高間のやまの花ざかりかも

此歌は、かねて春の歌あまたよみて寂蓮に見せ申せし時、此たかまの歌をよしとて點合れたりしかば、此度書て奉りてき、既に講ぜらるゝ時にいたりて、是をきけば、寂蓮の歌に同じくたかまの花をよまれたり、我歌に似たるは違へんなどおもふ心もなく、ありのまよにことわられたる事、いと有難き心なりしぞかし、といはれし。又寂蓮の申さるゝは、歌といふものはよきものにて、ゐのしよなど云ふおそろしきものも、ふするの床といへばやさしくなるを、もとよりやさしきものを、おそろしく詠みなすは、あまりに無下なる事なるよしはれたりと、順徳院は八雲御抄にしるさせたまへり。さて寂蓮の卒せられし事を、定家卿みづからの記録の明月

寂蓮法師の話

寂蓮は俗名を定長といひて、俊成卿の甥にてありしが、若かりし時、俊成卿養子とせられけれど、定家卿生れられければ、自ら退きて、出家せられたり。もとより才智ありて、歌よみの名世に高かりし。其頃顯昭法橋も歌よむことを自負せられしに、寂蓮と友だちなりけれど、顯昭は博學にして、才思は少し寂蓮に及ばず、寂蓮は文學はなかりけれど、歌には堪能なりし。顯昭の曰く、和歌の藝は至て難きものにあらず、其故は、寂蓮不學なれども猶歌よむことを能すと。寂蓮の曰く、天下の藝のよくしがたきものは和歌に過るものなし、其故は、顯昭博學なりといへども、猶歌に堪能なる事能すと。又寂蓮、人に對して申さるゝには、手をならふも、おとりたる人の文字は學びやすく、あがりさまの人の手跡は習ひ似する事かたしといへり、しかれば、我等がよまんやうに歌をよめといはんには、季經卿、顯昭などが、幾日案ずともえ詠れじ、我は彼人々のよむやうには筆さし濡して、いとよく書てんなどいはれたり。其比徳大寺殿に、歌の間といふ所あり、寢殿の西の角の間なり。六百番歌合の時、左方、右方の人々、日々に此歌の間に参りて、評定をくはへ、左右の申詞を書れたり。自餘の人数は参らざる日あれども、寂蓮と顯

寂蓮法師

父は醍醐の俊海阿闍梨といへり。俊成卿の弟なり。寂蓮俗の時は定長といへり。左中辨、中務少輔從五位下なり。建仁二年七月廿日卒す。

まづを先乃露もまゑむぬま幾れそみ

たゞぬちれ母る阿たれはふく祀

新古今集秋下に、五十首の歌奉りける時に、とあり。歌の意は、はらくと一しきり村雨が
ふり過て、その露もまだひあがらぬ槿の葉へ、霧が下よりたちのほりて、ほのぐらうなる秋の
夕暮のけしきのあはれさよと、いふ意をいひのこしたるなり。むらさめは、ひとしきりづつむ
らむらとふる雨をいふなり。

ことぐくは信しんじがたきものなり。又西行吉野よしのに住すまれたるよしいひて、其古跡こせきを昔清水こけしともしづく
の庵あんともいひ傳つたへ、西行のうたとて、

とくくと落おちるいはまの昔清水こけし汲み乾くますほどもなき住居すまひかな

といふうた、あまねく人の耳みみにあり。これを西行のうたとおもふは、大なるおほきひがごとにて、一いつ
向かうになき事ことなり。とかく名高なだかき人ひとの上うへは、後のちの世よにあとなき事ことをいひ出いでて、附會ふくわいする事こと多おほし。
まことの西行のよしのにてよまれたる歌うたは、

よしの山やまやがて出いでじとおもふ身みを花はなちりなばと人まぢや待まちらん
これこそまことの西行のうたなれ。

かへして東國へ下られたり。又西行みづからよみたる歌を左右に番ひて、定家卿の少年にてまだ侍従なりし時、これが判の詞を乞れたり。それを宮川歌合といふ。後に西行人のもとへ贈られたる狀に、侍従こそ歌判して出し候へ、これもよからんするにこそ、とかよれたり。さて又文治の末に、東山の雙林寺にいほりをむすびて、花を植られたり。常に釋迦如來の入滅の日終りをとらんことをねがひて、

ねがはくは花のもとにて我死なんそのきさらぎの望月の比と詠まれしが、果して建久九年二月十六日七十三歳にて、此所に往生を遂られたり。此よしを聞て、左近中将定家朝臣、菩提院三位中將のもとへつかはされける、

もち月の比はたがはぬ空なれば消えけん雲の行方かなしな
かへし

三位中將

むらさきの雲ときくにぞ慰むる消えけん空は悲しけれども

後鳥羽院口傳に、西行は才思天成にして、常人の學び得るところに非ず、人麿の後身といふべしとのたまへり。西行の家集を山家集といふ。又御裳濯河歌合、宮河歌合、撰集抄などの著述あり。しかれども今世に流布する所の山家集、撰集抄、ともに後の人の筆の入たるものにて、

とよまれければ、彼あるじの遊女うちわらひて、

世をいとふ人とし聞けばかりのやどに心とむなと思ふばかりぞ

とかへして、いそぎ内に請じ入れぬ。たど時雨のほどのしばしの宿とせんと思ひしに、此歌のおもしろさに一夜のふしどとしたり。其あるじの遊女は、今は四十餘りにもやあらん、みめことがらさもあてにやさしかりき。よもすがら何となき事どもかたりし中に、此遊女のいふやう、いとけなかりしより、斯る遊女になり侍りて、年比其ふるまひをし侍れど、いとほいなく覺えて侍り、女は殊に罪のふかきよしうけたまはるに、此ふるまひをさへし侍る事、誠に先の世の宿習のほど思ひしられて、うたてしく覺え侍りしが、此二三年は、此心いと深くなり侍りし上、年もたけ侍れば、様をまかへんと思ひ侍るよしへりといふ事、今流布する撰集抄にあれど、此江口の里の故事、同じ書に、尼の事と遊女の事とふたつありて、何れかまことならんと覺つかなし。又、西行東國行脚の頃、今度都に千載集といふ勅撰有と聞て、都をさして上り來る道にて、はからず登蓮法師に逢たり。先勅撰の事を尋ねられければ、早世間に披露ありて、御歌も數多入りて侍りといふ。西行又とはれけるは、其集に、鴨立澤の秋の夕暮といふ歌入りて侍るやとあるに、登蓮それは見及び申さずと答へられければ、さらば其千載集見ても詮なしとて、又引

花女は名を
おきく
梅入
今宵
高々
神刻
中野
おし
おし
おし
おし



とくちずさまれければ、彼尼かのあまいそがはしく周章あわてはしりながら、何なにとてか聞きけん、彼板かのいたをなけ
すてて、

月つきはもれ雨あめはとまれとおもふには

とつけたり。さも儂いろうにおほえて、見過みすげしがたかりければ、此庵このいほりに一夜ひさよとまりて連歌れんがなどして、曉あかつき
がたに、つれたる僧そうのくちずさみけるは、

こよろすまれぬ柴しばのいほかな

又あるじの尼あま

都みやこのみおもふ方かたとはいそがれて

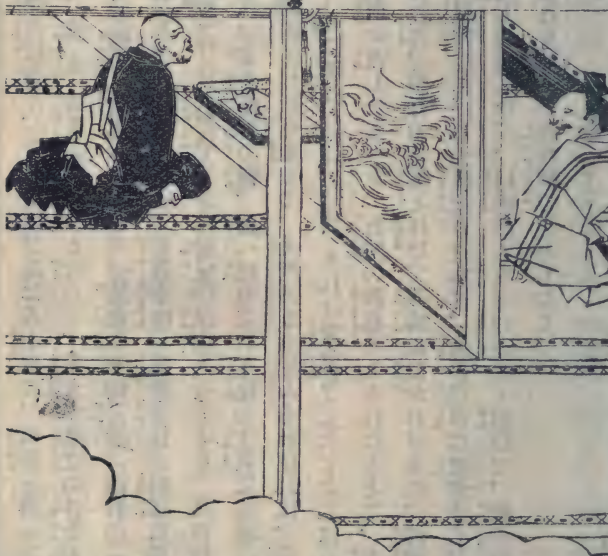
とつけたり。六十餘州ろくじふよしうをありきて、多おほくの人を見馴なほたれど、これほどの人にはあはず、あはれ
此尼男このあまこにてあらば、とかくこしらへすよめていざなはましものをお思おもはれたり。此つれの聖ひじりも、
立出たちいっる道みちすがら、さても戀こひしき江口えぐちの尼かなといはれしとぞ。又此江口このえぐちのさとにて雨あめのはれま
を待まちあひだ、しばし宿やどをからんとせられし家いへのあるじは、遊女いうぢよにて、ゆるすけしきの見えざる
に、西行さいぎやう何なにとなく、

世よの中なかをいとふまでこそ難かたからめかりのやどりを惜おしむ君きみかな

れを拜受せられけるが、わづかに門外に出て、そこに遊びたる小兒に、彼猫を與へて過られ
たり。此度鎌倉を通られたる事は、俊乗坊重源上人と約して、東大寺建立の沙金勸進の爲
に、奥州に赴く順路たるによりて、鶴岡に詣でられしなり。陸奥守秀衡入道、西行の一族なり
ければ、奥州へ志して下られたるなり。其後嘉禎年中、北條泰時、海野幸氏が射禮に精きを以
て、時頼に傳へしむるに、西行の告られたる射法を擧て、射家の法則とせしとぞ。又西行在俗の
時、初は徳大寺家の家人なりければ、多年修行の後、都へ歸りて、年比の主君にておはしける
むつまじさに、後徳大寺左大臣の御許にたどり参りて、先門外より見入られければ、寢殿の棟
に繩を張られたり。怪しく思ひて、人に尋ねられければ、あれは鳶を居させじとて、はられたる
なりと答ふるを聞て、鳶の居る事何か苦しかるべき、此殿の御意もしられたりとて、其後は参
られざりしとぞ。又治承二年九月の比、西行ある聖と伴ひて西國に赴かれけるに、津國の江口
の里を過んとせられたる折しも、村雨のはけしく降來りければ、人の門口に立やすらひて、内
を見入れられければ、あるじの尼とおほしきが、村雨のもるをいぶせく思ひて、板一枚を手
もちて、あちこちと走りありきたるをみて、西行何ごころもなく、

賤がふせ屋をふきぞわづらふ

我角
 中
 門
 音
 小
 拾
 好
 昔
 塊
 如
 人
 一



漁翁は古大將の道
 として馬の道と
 とせられ
 千里を月をわく
 れ故の
 かねて冬
 には頼朝
 ちふはまほ
 成腰をた
 西行のゆ
 離人を
 白浪乃
 指を
 響ふ
 是は懐



十五日、西行謙倉を通られける時、頼朝卿、鶴岡へ御參詣ありしに、老僧一人鳥居のほとりに徘徊しければ、怪しくおほしめして、梶原景季を以て名を問しめたまひけるに、西行と申す者のよし答へられければ、頼朝卿奉幣の後、心しづかに對面して、和歌の事をも談すべき由、仰せ遣されけり。西行承りぬるよし申して、宮寺を拜み廻りて、法施などせられけり。頼朝卿は早く歸館したまひて、西行を招きたまひ、營中にして御物語有けるに、歌道并に弓馬の事ども、條々御尋ね有ければ、西行申さるとは、弓馬の事は、在俗の昔なまじひに傳來いたし候へども、保延三年に遁世いたし候時、先祖秀郷以來九代嫡家に相承いたし候兵法の書ども、ことごとく焼捨て候、兵家の事は罪業の因たるによりて、かつ以て心底に残し留めさぶらはず、皆忘れはて侍る、又歌を詠ずる事は、花月に對して感の動き候折節には、僅に三十一字を綴り侍るのみにて、全く奥旨は存じ侍らず、しかれば此も彼も申上へきところ侍らず、しかしながら、恩問をうけ奉りて、答へ奉らざるもあまりに不敬に侍れば、弓馬の事に於ては、すこし心に覺え候事を申上さふらはんとて、兵法の事どもを具に述べられければ、すなはち俊兼に命じて、その詞をしるしとどめさせたまへり。かくて明る十六日の午の刻、西行營中を退出せらるるに、しひて留めさせたまへども、固く辭せられければ、頼朝卿白銀の猫を賜はれり。西行こ

ならば、一途に佛道修行の外他事あるべからず、しかるに數奇をたてて、こゝかしこに嘯きあ
りく條にくき法師なり、いづくにても見あひたらば、かしらを打割るべきよし、つねぐいは
れたり。文覺の弟子ども、西行は天下の名人なり、若さる事もあらば珍事たるべしと歎きける
に、或年の高雄の法華會に西行まゐりて、花の蔭などがめありきけり。弟子どもこれを、か
まへて上人に知らせじと思ひて、法華會も果て坊へ歸りけるに、庭に物申候はんといふ人あり。
上人たそと問れたりければ、西行と申ものにて候、法華結縁の爲にまゐりて候、今は日も暮候
程に、一夜此御菴室にて明し候はんとて、参りて候といひければ、上人、内にて手ぐすねを引
て、思ひつる事叫ひたる體にて、明り障子を明て待居られけるが、しばし西行の顔を打守りて、
これへ入給へとて入れて對面して、年來承り及び候て、見參に入たく候ひつるに、御尋ね悅
び入候など、念比に物語して、非時など變應し、次の朝又齋など進めて歸されけり。弟子たち
手に汗をにぎりつるに、無爲にかへされたることを悦び思ひて、上人はさしも西行に見あひた
らば、かしら打割んなど御あらしまじごとにのたまひしに、殊に心しづかに御物がたり候ひつる
事、自此の仰にはたがひて候と申ければ、あらいひがひなの法師どもや、あの西行は、此文覺
に打れんずる頼つきか、文覺をこそ打てんずるものなれと、申されけるとぞ。又文治二年八月

れたり。出家の時は保延六年十月十五日なりし。西行在俗の時は、家富たる上に、君の寵遇も尋常ならずりに、よくも名利を棄られたるとて、心ある人々は嗟嘆しあへり。其妻も又尼となりて、高野の天野といふ所に住て、練行して一生を送られたり。西行常の言に、桑門は家なし、行脚して身を終るべしといはれしが、出家の後、關東、西國、遠として往ざる所なく、わが心に入たる所にては、歌を詠じて樂しまれたり。伊勢の二見浦にいたりて、假に菴をむすび、草を藉て茵とし、石に穴して硯とし、和歌の會には扇、或は花筐を用ひて文臺にかへられたり。つねづみづから嘆じていはく、人間の一生はいく程もなし、來世近きにありと。又ある時、遠江に行とて、天中河の渡にて、船頭、乗人のあまりに多しとて、先に乗れたる西行を船より上らるべしとて叱りけるを、聽ざる顔して居られければ、舟人怒りて西行を打けるに、頭より血出て面に流れかよりけれど、少も怒れる色なく、従容として舟より上られたり。時に西行に従ひたる僧、これを怒りければ、西行の曰く、我は法の爲に旅行してこよにいたれり、彼等に凌ぎ辱しめられて死にいたるとも憾るところにあらず、かやうの心をもたざれば、剃髮染衣したるかひなし、汝はいまだ世を遺るゝ事能はず、我徒なるべがらずとて、こよより別れて彼僧をかへされたりとぞ。又高雄の神護寺の文覺上人は、西行を憎まれけり。其故は、遁世の身と

衛尉ゑいじゆうとて有けるに、目を見合せたるばかりにて、外の人にも知らせず、さりけなくいさよかけしきもかはらで居られたりしは、有がたき心なりしと、西住後に人に語りけり。これもよく物に堪忍かんにんせる類るいにて、心をよくもて静めぬ人は、何事もはななくしく、けしからぬ賤しづの女めなどが物歎ものなげきたる聲こゑけしきなるは、あさましき事ことのよし、十訓抄じゅくせんそうにも書れたり。又或時あるとき、一族いちぞくの左衛門尉さゑもんじゆうのりやす憲康けんかうと共に鳥羽殿とろはどのに朝あすして、歸りさまに別わかるよとて、又明日と相約あひやくしけるが、翌朝よくてう又同どうじく朝あさせんとて憲康けんかうを誘よそひに行れけるに、其家そのいへに人の哭聲なくこゑの聞えければ、怪あやしみて是を問ふに、憲康けんかう昨夜頓死のりやすやくやさんししたるよしなりければ、筆濟ふできよ惕然てきぜんとして出家しゆつげの志こゝろざしますく、決けつせり。かよりければ、其情そのじやうを陳のべて官くわんを辭じせられけれど、上皇そのさい其才そのさいを惜をしませ給ひて、御許ゆるしあらざりけるが、或時あるとき、義清よしきよ外とほに遊あそびて家いへに歸り來るに、彼女かのじすめの四つになりけるが、父ちちの歸りたるをよろこびて、嬉うれしけにうちゑみつゝ出迎いでむかへて、衣ころもを牽ひきてたはぶるよを見て、義清よしきよ心に甚はなはだいとをししく思ひけるが、ふと心づきて、我出離わがしゆつりを妨さまたぐるものは是に過すぐる事なし、恩愛おんあいを割斷きりたつ事はこれを始めとすべしと思ひて、かの女じすめを立蹴たちけに蹴落おこしけるに、女じすめはいよく、父ちちをしたひ泣なきて逃にじもやらぬを、心強つよくかへり見もせで、家いへを出られければ、家の人々ひとびと驚おどろき怪あやしむ事限りなし。義清よしきよ其夜そのよより妻子さいしを捨すて、嵯峨さかに行きて僧そうとなれり。此時廿三歳なり。扱さて法名ほふなうを圓位えんゐと號がうし、後に西行さいぎやうと改あらためら

西行法師の話

佐藤義清は、藤原秀郷九代の孫にして、代々武勇の譽ある家に生れられしに、義清殊に勇氣ありて弓射るわざをよくし、すこぶる六韜三畧の兵法に通ず。後鳥羽院に仕へ奉りて、北面の士となり、從五位下に敘し、左兵衛尉に任ぜらる。生得和歌を嗜みて、其妙に到りければ、後鳥羽上皇其才を愛したまひて、殊なる寵賞あり。しかれども素より榮利を喜ばずして、常に世を遁るゝ志ありき。或時、上皇義清を檢非違使に補せんと思しめしけるに、義清の心に、檢非違使は罪人を糺明する職なれば、好まざる事に思ひて、固く是を辭せられたり。其後、鳥羽の新殿成就の時、上皇當時の名人共に命じて、晝障子の和歌を奉らしめ給ふに、義清、即日十首の歌をよみて奉られければ、大に歡感有りて、朝日丸といふ御劔を下し賜はり、宮中よりも亦恩賜ありければ、親族こそりて義清の譽を賀しけれど、其身は是を樂まず。又鍾愛のむすめありて、みつよつばかりなるに、重く煩ひて限なりける比、北院の北面の者ども弓射て遊びあへりけるに誘はれて、心ならずのよしりくらしけるに、郎等男の走り來りて、義清の耳に物をさよやきければ、心しらぬ人々は何とも思はれず、西住法師、其程はまだ男にて、源次兵

鶴岡社つるがせ參公まき曉實朝あきつねを斬る話

實朝公あきつねの首雪中くびせつちゆうより出る話

尼將軍あましやうぐんの話

參さん 議ぎ 雅みや 經けい 歌か 譯やく

雅經みやけい賀茂かもの社日參やしろにつさんの話

飛鳥井家あすかゐ懷紙書法けくわいししよほふの話

歌翰兩道かまくりつうだうの話

長經公賊の爲に殺され給ふ話

新古今集序者の話

後京極殿書風の話

二 一條院讚岐歌譚

頼政鶴を射る話

仲綱が馬を木下と名づくる話

高倉宮に謀及を勧め奉る話

宮三井寺に落ち給ふ話

長谷部信連防戦の話

宇治川合戦の話

頼政自殺の話

沖の石の讚岐といふ話

鎌倉右大臣歌譚

頼朝卿薨去の話

頼家二代將軍の話

頼家足立景盛が妻を奪ふ話

比企能員北條の一族を亡さんとする話

諸軍一幡君の館を圍む話

頼家伊豆に蟄居の話

二侯川軍立の話

時政豆州にて卒去の話

宋人陳和卿鎌倉に來る話

渡宋の大船を造る話

實朝右大臣に任ぜらるる話

百人一首一夕話 卷之八

目録

西行法師歌譚

西行（西行の俗名）義清（義清なる）話

西行二見浦に住する話

文覺西行初めて對面（對面）の話

銀（銀）の猫（猫）の話

江口遊女（江口）の話

雙林寺菴（雙林寺）の話

御裳濯川宮川歌合（御裳濯川宮川）の話

吉野苔清水（吉野苔）の俗説（俗説）の話

目録

寂蓮法師歌譚

寂蓮（寂蓮）顯昭獨鈷鎌首爭（顯昭獨鈷鎌首）の話

三體和歌（三體）の話

皇嘉門院別當歌譚

式子内親王（式子）内親王（内親王）歌譚

内親王齋院（内親王）を辭し給ふ話

定家卿（定家）に御名立ちたる話

般富門院大輔歌譚

後京極攝政前太政大臣（後京極）歌譚

賴朝卿後京極殿（賴朝）の婚禮（婚禮）を冊るゝ話

らあまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

あまはたのむさびとてく。あまはたのむさびとてく。

ともしするみやぎが原はらの下露したつゆに花すりごろもかわく間まぞなき

東路あづまぢを朝あさたちくればかつしかの眞野まののつぎはしかすみ渡わたれり

夕ゆふされば野のべの秋風あきかぜ身みにしみてうづら鳴ななりふかくさのさと

はじめの歌うたはすがた清きよけに遠白とほしろければ、たかまの山やまことになひて聞きゆ。ともしの歌、詞ことばづか

ひやさしければ、宮城みやぎが原はらに思おもひよれり。あづま路ぢのうた、わりなく思おもふところある體ていなれば、

かつしかのまのの繼橋つぎはしさもと聞きゆ。秋風あきかぜのうた、物ものさびしきすがたなるにより、深草ふかくさの里さとこと

にたより有り。これらにて心得こころえつべしなど、いろくくに譬たとへをとりて人ひとに示しめされたるよしなり。

又また此こゝ法師ほふしの自讃じざんのうたは、

みよし野のの山やまかきくもり雪ゆきふれば麓ふもとのさとはうちしぐれつよ

とよまれたるなりといへり。

播磨なるしかまにそむるあながちに人を戀しと思ふ比かな

思ひ草葉末にむすぶ白露のたま／＼来ては手にもたまらず

これらの歌なり。飾磨に染るあながちとは、播磨の飾磨郡にて染る褐布のことなり。それを強
といふ詞につづけたり。又露の玉といふことを、白露の邂逅といひかけたり。これらを秀句と
はいふなり。一には秀句ならねどたと詞づかひおもしろく續けつれば、又見どころあるなり。

あさでほすあづま乙女のかや筵しきしのびでも過す比かな

あしのやのしづはた帯の片結び心やすくもうちとくるかな

今ははやあまのとわたる月の舟又むら雲にしまがくれすな

これらのうたなり。一には名所をとるに故實あり。國々の歌枕に數もしらす多くあれど、其歌
のすがたにしたがひてよむべき所のあるなり。たとへば、山水を作るに、松を植べき所には岩
をたて、池をほり、花をさかすべき地には山をつき、眺望をなすが如く、其所の名によりて、
歌のすがたをかざるべし。これらいみじき口傳なり。もし歌の姿と、名所とかけ合すなりぬれ
ば、事たがひたるやうにて、いみじき風情あれど、やぶれて聞ゆるなり。

よそにのみ見てややみなん葛城やたかまの山のみねの白雲

和歌乃風情をものに

かきつゝわづらひ

輝し半空の月

古今けふをけ

先よき

信也

おん

うし

よみ

つ

つ

つ

つ

つ

つ



おもひかねいもがり行けば冬のよの河風さむみちどり鳴なり

此歌ばかりおもひかねあるたぐひの歌はなし。六月の末などの暑き日も、これをだに吟ずれば寒くなる、ある人は申せしなり。すべて優なる心詞なれど、わざともとめたるやうに見ゆるは、歌にとりて失とすべし。たゞ葉を結ぬ峯の梢、色を染ぬ野邊の草葉に春秋につけて、花の色々をあらはすがごとく、おのづから風情のよりくる事を、やすらかにいへるやうなるが、秀歌なり。故實の體といふ事あり。よき風情を思ひえぬ時、心のたくみにて作りたつべきやうをならふなり。ひとつにはさせる事なけれど、たゞ詞つゞき匂ひ深くいひながしつれば、よろしく聞ゆるなり。

風のおとに秋のよ深くねざめして見はてぬ夢の名残をぞ思ふ

一には古歌の詞のわりなきをとりて、をかしくいひならせる、又をかし。

わがせこをかたまつ宵の秋風は萩のうは葉をよきてふかなん
狩人の朝ふす野邊の草わかみかくろひかねてきどすなくなり

これらのうたなり。又きよよからぬ詞をおもしろくつゞけなせるが、わざとも秀句となれるあり。秀句とは詞をいひかくるなり。

月さゆるこほりの上にあられ降りこよろくだくる玉川のさと

是は、たとへば庭に石をたつる人の、よき石を得ずして、ちひさき石どもをとりあつめて、めでたくさし合せつゝたてたれど、いかにもまことの大きな石にはおとれるやうに、わざとしたりが失なり。匡房の歌に、

しら雲と見ゆるにしるしみ吉野のよしのの山の花さかりかも

これこそよき歌の本とはおほゆれ。秀句もなくかざれる詞もなけれど、姿うるはしく清けにいひくだして、たけ高く遠白きなり。たとへば白き色は異なる句もなけれど、もろくの色にすぐれたるが如し、萬の事極めてかしく見ゆるは、かへりてすさましくあさはかなり。此歌の體は、やすきやうにてきはめてよみ得がたし。ひと文字もたがひなば、あやしの腰折れになりぬべし。又、

心あらん人に見せばや津の國のなにはわたりの春のけしきを

これは、はじめの歌のやうに限りなく遠白くなどはあらねど、優にたをやかなり。たとへば能書のかける假名の文字の如し、さして點をくはへ、筆を揮へるところもなけれど、たどやすらかに事すくなにて、しかもたへなる歌なり。又、

俊惠法師の話

俊惠法師は、父の俊頼朝臣につゞきて歌よみの名高く、鴨長明も此人の弟子なりし。俊惠の住るゝ家を歌林苑といひて、毎月歌の會をせられたるよし、彼長明の無名抄に見えたり。俊惠他人の歌を見て、さまざまにたとへをとりて論ぜられたり。其論に曰く、尋常のよき歌は、たとへば堅紋の織物の如し。其艶にすぐれたるうたは、浮紋の織物を見るが如く、そらに景氣のうかべるなり。ほのぼのと明石のうらの朝霧に島がくれゆく舟をしぞおもふ。月やあらぬ春や昔のはるならぬ我身ひとつはもとの身にして。これらこそ餘情うちにもり、景色そらにうかびてはあれ。又させる風情もなけれど、詞をよくつゞけつれば、おのづから姿にかざられて、此徳を具する事もあるべし。空頭のうたに、うづら鳴まのの入江のはま風にをばななみよる秋のゆふぐれ。これまたがはぬ浮紋の歌なるべし。たゞしよき詞をつゞけたれど、わざともとめたるやうになりぬるは、又失とすべし。或人の歌に、

俊 惠 法 師

大納言經信卿の孫にして、俊賴朝臣の子なり。

ともほあふ物思ふまほそ明るらぬ

祿屋乃むまをるはき取あ里々里

千載集戀二に、戀のうたとて詠めるとあり。歌の意は、夜どほしにものをおもふ此頃は、夜が明たらばものにまぎれて、うさをもわすれんと思へば、はやう夜なりとも明よかしと思ふに、まだ明やらすして、すこしもしらまぬ閨のすき間までが、彼人の心のやうに氣づよくつれなきやうに思ふといふ事なり。これは拾遺集に出たる増基法師の

冬の夜にいくたびばかり寐ざめして物おもふ宿のひましらむらん
といふうたを本歌にしてよまれたるなり。

ことなかりしといへり。扱清輔の著述の書は、袋草紙、奥儀抄、初學抄、一字抄、牧笛抄、今撰抄などあり。

承安二年三月十九日於一寶莊嚴院講之。講師石見介成仲宿禰、讀師右京權大夫賴政朝臣。此外垣下の人々は、太宰大貳重家、皇后宮亮季經、盛方、伊豆守源仲綱、片岡禰宜、從四位上加茂政平、散位藤原憲盛、散位祝部忠成、學生藤原尹範、僧顯昭等にて、其人々も皆歌を詠じたり。此垣下の人衆の中なる僧顯昭は、清輔の弟にして、國學に精く、其比いにしへの學に心をよせし人は、此顯昭一人なりし。古今集の註、袖中抄などを著されたるにて其名高く、後世まで傳はれり。六百番歌合の時、寂蓮法師と徳大寺殿の歌の間にあらそはれたる故、獨鈷かまくびと名をつけられらるよしへるも、此人の事なり。又長明の無名抄に、俊成卿と清輔朝臣と、二人ながら歌の判に偏頗ある事をいへり。偏頗とはかたよりたる事なり。其事を顯昭論じていはく、此頃和歌の判は、俊成卿と清輔朝臣と、いづれを左とも右とも定めがたき事なり、然れども、此兩人ともに偏頗ある判者にて、其さまかはりたり、俊成卿は我も僻事をすると思へるけしきにて、人の難する時にいたくもあらがはれず、清輔朝臣は外よりみれば、いみじく清廉なるやうにて、偏頗なることをすこしもけしきにあらはさず、清廉とは、いさぎよくすなほなる事なり、さて人の少にても判のこゝろを難じ顔なるを見ては、日比の清廉なるけしきを損じて、あらがひ論ぜられしかば、後にはみな人其癖を心得て難すべき事あれどもいひ出る

和奇を以て
 七時
 の
 初
 あり
 まる
 に
 中



尚書會の氏支那
行題とてしるべき
と詩會ふるも
後藤経臣の

けしき

おれ

けしき

けしき

けしき

けしき

けしき

けしき

尚書會

あ

あ



ちる花はなは後のちのはるともまたれけりまたも來くまじき我がさかりかも

散位さんみ藤原敦頼あつより

ましてしばし老木おいきのはなにごと問はん經へにけるとしは誰たれかまさると

大常卿だいじやうけい顯廣王あきひろのおほしむ

年としをへて春はるのけしきはかはらぬにわが身みはしらぬおきなとぞなる

前石州別駕祝部成仲さきのせきしうのべつがはふりなりな

なよそぢによつあまるまで見る花のあかぬは年としにさきや増すらん

李部侍郎りほうじ永範ながのり

いとひこし老おいこそ今日けふはうれしけれいつかはかよる春にあふべき

予ま爲きん三代だいのじとく之侍讀しちじゆんのたいり追お七旬しちじゆん之類るい齡ねい位い昇のぼ三品さんぽん今列いましちそう七叟しちそう故有ここのさよう此興このきよう矣や

右京權大夫源頼政うきやうごんのたいふよりまさ

むそぢあまり過すぬる春はるの花はなゆゑになほ惜しまるゝ我がいのちかな

散位さんみ大江維光おほこのこれみつ

としふりて身みさへおほ江にしづむ身の人なみくくに立たちいづるかな

かれたり。

暮春白川尙齒會和歌序

前大長秋給事藤原清輔

あはれ、すべらぎの君の御まつりごとを、よろづの民も承安き、ふたとせの春野邊の草、彌生の月、林のうぐひす歸りなんとする比、もよせ川にちかづきて、みづはぐみ八十坂にかゝりて、こしふたへなるどちあひかたらひて、おほくつもれる年をあはれびて、たかきよはひをたふとぶあそびは、もろこしよりはじまりて、わが國にもつたはれるをや。われらかうべにはゆきの山をいたゞけど、心はきえぬものなりければ、はだへは氷の梨になりても、柿のものと風をわすれがたみなり。いざや大原のあとをたづねて、小町のことばにうつさんとならし、なよのおきなひとつ所にもなひて、老髪の名もむつまじみ、しら川のわたりにまうきたりて、水にのぞみ、花にたはふるゝ興にぞあるらし。清輔昔は秋のみやまべの草のうちにかすまへられて、おのづから色めかしきことのもいへりけん。今は日くれ道とほきなけきにそみて、春の心もわすれはてにしも、ちとせにひと度あへることのよろこばしさに、萬代までのあざけりを残しつるをなん、はぢ思ひけるとしかいふなり。

暮春白川尙齒會和歌

藤原清輔

藤原清輔の話

清輔は堀川院、鳥羽院、崇徳院、三代の朝に仕へて、殊に歌よみの聞え有て、勅詔によりて詞花集を撰せらる。後又二條院の勅によりて、續詞花集を撰せられけれど、其書奏覽より前に帝崩じたまひければ、今の二十一代の勅撰集には入らざるなり。此續詞花集には、俳諧體の歌を戲笑歌として部を起られたり。戲笑歌の名目他の集には見えざるなり。又清輔は平生こよろを歌學に委ねられし故、其才識をこよろみんとて、此事はいまだ見及ばれじと思ふ事共を、さし出して問ふに、いづれも皆研き究めてありたるよし。つねに晴の歌をよまんと思はるゝ時は、とかく大事は古き集を見るべき事なりとて、萬葉集をかへすぐ見られしよしなり。承安二年の三月、清輔年來の望みによりて、長壽の人々をあつめ、自身も其中に加はりて、尙齒會といふ事をせられたり。その所は白川の寶莊嚴院にて行なはれし。尙齒とは、よはひをたつとぶといふ事にて、白氏文集にも其事有り。それを學びてせられたるなり。其會に預る人々は、散位藤原敦頼 八十四 神祇伯顯廣 七十八 日吉禰宜成仲 七十四 式部大輔藤原永範 七十一 右京權大夫源頼政 六十九 清輔朝臣 六十九 前式部少輔大江維光 六十三 都合七人なりき。其序文は清輔か

藤原清輔朝臣

左京大夫きやうかうのたいふ顯輔あきほの子こなり。正四位下じやうゐ大皇太后宮たいくわうたいこうぐう大進だいじん兼かみ長門守ながののかみたり。承元年しやうげん年中なごうに卒すつす。

なありるそまぬ此頃やゝ乃そ終ぎ

すゝぞみゝ世ぢひはそおむくた

新古今集しんこきんしふ雜下ざふに、題だいしらずとあり。家集いへのしふには、いにしへ思おもひ出いでられけるに、三條内大臣さんじょうないだいじんの未いまだ中將ちゆうじやうにておはしける時、つかはしけるとあり。昔むかしの事ことをおもひ出いだされたる比ころ、よみてつかはされたるなり。歌のこよろは、此こまよに生いながらへて年月としつきを過すこすならば、其時またには又また今いま此こ比ころの事ことを戀こひしのぶやうにやならん、その證據しやうこには、うき事ことぞと見みたりしむかしの世よが、今いまにては戀こひしきによりてといふ事ことなり。

かにといはれけるに、かぎをもとめうしなひてと答へけるを聞て、何となく口すさびに、
かぎあづかるもしやうの大事や

といはれたりけるを、こともなき女房のありけるが、うちきよてとりあへず、

あけくれはさせることなきものゆゑに

とぞついたりける、たはぶれにても俊成卿のいひいだされたる事に、きもふとくぞ付たる、女
は恐しきものなりと、著聞集にしるせり。又俊成卿は、此道の長者にておはしけれども、ある所
にて富士の鳴澤といふことを、なるさと詠みあやまれたる事有ければ、徳大寺殿とひとつに
番ひて、なるさの入道、名なしの大將といはれ給ひしこそ遺恨なれと、長明はいはれたり。さ
て此卿を五條の三位といふ事は、五條室町に住れし故なり。家集を長秋詠藻といふ。此長秋と
いふ事は、皇太后宮の御殿をもろこしにて長秋宮といふによりてなり。著述の書は、古來風體
抄なり。

常にうたよむ心得を申さるよには、歌はかならず才覺をふるひて、繪師の繪の具を盡し、作物司の木の色をさまざまにわりすゑたるやうにはあらざるべし、たと詠みあけうちながむるに、けにと覺えて、をかしくも聞ゆるすがたあるべしといはれたり。又外より此卿に題詠をこふ者あれば、やゝ其よみがたき題なりとおもはるれば、先家人、子弟をしてこれをよましめ、その詞と心とのとるべきものをえらび、それを潤色してわが歌とせられたり。故にすぐれたる歌多しといへり。又定家卿わかしくして殿上人たりし時、後白川院の叡慮にさかひて勘氣を蒙り引籠りておはせしが、其年も暮たれど、許させたまふべき御けしきの見えざれば、父の俊成卿、此事を歎きてよまれたる歌、

芦たづの雲居にまよふ年くれてかすみをさへや隔てはつべき
此歌を主上叡覽ありて、いたく感心したまひ、此卿の甥の定長朝臣に仰せて、御製の御かへしを下されけり。其御製は、

芦たづは雲居をさしてかへるなりけふ大空のはるよけしきに
かくて御門の御けしきなほらせたまひ、定家卿の勘氣をゆるさせ給へり。又此卿、最勝光院の花見られたるついでに、御堂を明させて拜んとて、預りを尋ねられしに、遅く來ければ、い

せしかば、俊成卿申さるゝには、

夕ざれば野邊の秋風身にしみてうづら鳴なりふかくさのさと

これをなん身にとりてのおもて歌とはおもひ侍ると、いはれしかば、俊惠申すには、世にあまねく人の申侍るは、

おも影に花のすがたをさきだてよいくへ越えきぬ峯のしら雲

是をすぐれたる御歌のやうに申侍るは、いかごと申ければ、俊成卿、いさ、よそにはさもや定め侍らん、猶みづからは、先に申せし歌にはいひ較ぶべからずとぞ言れしと云々。又俊成卿常に歌をよまるゝ時は、古き淨衣を着てたどしく坐し、桐火桶をいだきながら心をこらしてよまると事にて、聊もくつろぎたる姿をせられざりしが、歌の出來たるさま何となく心たどしくして、其ことばやはらかに調ひければ、世の人、桐火桶の體といへり。此卿老後に至りても、耳目ともにおとろへず健なりければ、禁裏の御會にも度々參られ、御鳥羽院の御師範たりければ、いたく御寵ありて、建仁三年、此卿九十歳なりければ、光孝天皇遍昭に賀を賜ひし例にならばせ給ひ、禁中の和歌所に於て九十の賀を賜はり、屏風褥なども設させたまひ、御製の歌と鳩の杖とをたまはりければ、子息たち俊成卿をたすけて、殿上にのほられしとぞ。又俊成卿、

れんとわけ入りたる山の奥にも、ものかなしげに鹿が鳴て居るといふ意なり。

皇太后宮大夫俊成の話

俊成卿わかかりし時、母方の祖父藤原顯隆の養子となりたまひて、名を顯廣といひしが、後に俊成と改名せられたるなり。一説には顯輔の養子といへり。和歌は基俊を師として、古今集の傳もかの人より受られたり。其頃基俊と俊頼と、兩人ながら世に名高き歌よみなりけれど、中あしくて、其弟子どもかたぐに流義をたてよ譏りあへり。俊成卿もとより基俊の弟子にて有けれど、一途に基俊の事を譽られず、俊頼に於ては其歌の風體よき事をほめ、基俊に於ては其學力の長じたる事をほめられたり。或人俊成卿に不審していふ。足下には師匠基俊のにくまると俊頼の歌を好みたまふときく、これいかなる事に侍るやといへりければ、俊成申さるよは、下官はたど歌を見てしたひ侍るのみなり、其人がらによる事には侍らずと、申されければ、時の人俊成卿の心に偏頗なきを尊べり。俊成卿自讚の歌の事は、俊惠法師の物語にいはく、五條三位俊成の御許にまうでたりしついでに、御詠の中にはいづれをか勝れたりとはおほす、人はよそにてさまざまに沙汰し侍れど、それをば用ひ侍らず、正くうけたまはらんと思ひ侍ると申

皇太后宮大夫俊成

俊成、御堂 關 白道長公四代の後、大納言忠家の孫、權中納言俊忠の第三子なり。
母は伊豫守敦家の女、又一説に顯隆の女といへり。仁安二年正月正三位、承安二年
二月皇 太后宮大夫、安元二年九月六十二歳にして出家、法名釋阿と號す。元久元
年十一月晦日九十一歳にして卒す。

世乃取あは道大をあ々まおをむひる

るま乃おくみをくあを取くあは

千載集雜部に、述懐の歌よみ侍りける時、鹿の歌とてよめるとあり。述懐とは、思ひをの
ぶるといふ事にて、わが心になしき事にもあれ、うれしき事にもあれ、何にても心におもふ
事をよみあらはすをいふなり。此歌のこころは、嗚呼まよならぬ世のなかよ、いづかたへなり
とも引こまんと思ふその道もなき事かな。それをいかにといふに、心に深く思ひ入て世をのが

かりけるものなりとて、十八首しほを入いれられたりけるに、夢ゆめのうちうちに、來りて涙なみだを流ながしてよろこびをいはるよと見られければ、ことにあはれがりて、今いま一首しほを加くへて廿首にじゅうしほにせられたりとぞ。又また藤原忠實公ふぢはらのたげねこう、鏡かげみの遊女いうぢよをめされ、歌うたをうたはしめたまふ事ありけるに、俊頼としよりのよまれたる、世よの中なかはうき身みにそへるかけなれや、といふうたを歌うたひたる由よしをきよて、永縁僧正えうえんそうじやうは、いつもはつねのことちこそすれといふうたを、琵琶法師ひはほふしにかたらひ物をあたへて、こよかしこにてうたはせられたる事を、をかしき事ことに思おもひて、人々ひとびとの語り傳つたへたるを、道因だういん又またこれを聞きて、いか許ばかりうらやましかりけん、めくらどもをかたらひて、何なにひとつ引出いきでものをもあたへずして、わが歌うたをうたへくとせめてうたはせられしことを、人ひとまたいひ傳つたへてわらひけれど、これもひたすらに歌うたこのまるよ心こころより、かやうの事こともありけるなるべしとて、そしらすなりぬ。

くるも口惜く
 依りてわ
 過つて。たど
 るまやうて
 経る前かたかの
 怪くほきてす
 甲一箱の袋い
 たるまよきとを
 直つてはほい
 通取は所の使はす。
 依りては子載集を撰ま
 日一このほいほい
 十八前まかえらるる
 不あくる。い
 けてはほいほい
 らるる。い
 ぬ道はほいほい
 七人



二軒の後の馬府故
糸海大相國は
ゆきも音譜の便
此後後子勅院有

ついでとやや
ついでとやや

美せとやや
美せとやや

まはとやや
まはとやや

まはとやや
まはとやや

まはとやや
まはとやや

まはとやや
まはとやや

まはとやや
まはとやや

まはとやや
まはとやや



馬飼どもにとらせらるゝ事なり。しかるに敦頼馬の助として彼装束をとり收めて、馬飼どもにあたへず、これは假借するなり、他日其價をむくゆべしとて、そのまゝに打過られければ、馬飼ども、度々これを請へども與へられざりしかば、馬飼ども大にこれを恨めり。明年敦頼、齋宮の行列の事を司どる役にて、一條大宮を過らるゝ時、彼馬飼ども、思ひがけず出來り、口々に責罵り、果には敦頼の衣冠より襪帶までもはぎとりければ、敦頼はせんかたなく、あかばかりにて逃歸られけり。敦頼もとより馬助なりければ、是より後は、はだし馬の助と人々異名しけりとぞ。扱後に剃髮して道因と名を改められたり。道因歌の事に志深かりし事は、七八十になる迄、秀歌よませたまへと祈らん爲に、かちにて住吉へ月詣せられたり。ある歌合に、清輔朝臣、判者にて道因の歌を負せたりければ、わざ／＼判者のもとにまゐり、實々涙を流して泣恨まれければ、清輔、何ともいはん方なし、歌の事につきて、未だかほどの大事にはあはざりしと、人々にも語られけり。又道因九十ばかりにもなりて、耳などもおほるなりけるにや、會の時は、殊更に講師の座の際に分寄りて、脇もとにつと添居て、みづはさせる姿に、耳をかたぶけつゝ他事なく聞れけるけしきなど、等閑の事とは見えざりき。俊成卿勅を奉じて、千載集撰ばれし事は、彼法師うせて後の事なり。されどなきあとにも、さして歌の道に志しふか

道因法師

祖父は對馬守敦輔、父は治部丞清孝。道因俗名敦賴、從五位下右馬助たり。

思むと必せても命の阿るも乃成

うたみぬるぬりかこぬを里々里

千載集戀三、題しらずとあり。歌の意は、年月に其人の事を思ひくして、今は思ひうんじたるが、さやうにありても戀死もせず、命はあるものなるに、うき事にえこたへずに、とかくこほれやすきはわが涙にてありけりといふ事なり。

道因法師の話

道因在俗の時、名を敦賴といへり。内大臣高藤公の裔にて、崇徳院に仕へ奉り、從五位上左馬助となれり。保延四年、寮の御馬の事を掌りしが、舊例にて其事終れば、其時の装束を下司の

上徳大寺左大臣實定卿じやうとくの家にて、元三げんさんの儀式ぎしきをとり行なはせたまひし事見えたり。かの物語ものがたりを琵琶ひばに合あせてかたるときは、實定卿さねさだを、しつていのきやうとすみてかたることなり。

かなふべきにあらねば、浮世うきよにながらへんよりは、千尋ちひろの海うみにも沈しづまばやと思おもひつよ、小舟こぶねに便船びんせんして、有ありし人の戀こひしさに、都みやこ近ちかき所ところにてともかくもならんとて、波なみの上うへにたよひけるが、船ふねの中うちのなくさみには、日ひ比ひら好このめる琵琶びばを弾だんじけるが、終つひに津つの國くに住すみの沖おきにて、海かい上じやうをはるかに見渡みわたして、

はかなしや波なみの下したにも入いぬべし月つきの都みやこの人ひとや見るとて

とうちながめ、忍しのやかに念佛ねんぶつして、海うみの中なかにぞ入いにける。かよりければ、同船どうせんの人ひと々びびあはやとおどろきさわぎけれども、ふたよび其そのかたちも見えざりければ、せんかたなくてこぎ過すけるに、いつしか彼女かのをんなの入水じゆすゐの事こと、最期さいごによみたる歌うたの事ことなど、都みやこにてとりぐにうはさありければ、徳とく大寺だいじ左大將さいしやう此こゝよし傳つたへきよたまひて、胸むねうちおどろきたまひ、嚴島いつくしまにてしばしがほどなれど、たどならず思おもひけるに、われをしたひてうかれ出いで、はてくは身みをあだなるものになしけるものよとて、人ひとしれず不便ふびんにも、かなしくも思おもはれけれど、今いまはせんすべなくて、彼かれが爲ために佛ぶつ事ことなど内々ないくにてとり行おこなひ給たまへりしとぞ。長明ちやうめいが無名抄むみやうしやうにいはいく、此實定卿このさねさだのさやうはいみじき歌うたよみてありけれど、無明むみやうの酒さけといふことを、無名むみやうとこゝろえられたるにや、なまなき酒さけとよみたまひしかば、其後そのちは名ななしの大將たいしやうといふ異名いみやうをつけられ給たまひしよしへり。又平家物語へいけものがたりに、主しゆ

は、徳大寺の大納言殿、今度大將に漏させ給へりとて、御祈誓の爲に、はる／＼と嚴島へ御参籠七箇日したまひ、よのつねの人の社参にも似ず、おほしめし入たる御ありさまも尊く見えさせたまへる上、事にふれて御情ふかく、内侍どもを殊に不便におほしめしければ、又もの御まゐりもありがたければ、都まで送りつけ侍りしに、さまざまいたはらせたまひて、御引出物賜はりて下り侍るに、いかでかかくと巾入れずして歸んとて、参りさぶらふ、と申ければ、入道もとよりいちじるき人にて、涙をはらくと流したまへり。やゝありて宣まひけるは、近衛の大將は家の前途なり、歎かるよもことわりなり、それに都のうちに靈佛靈社おほきに、此佛神をさしおきて、西海はるかに漕下り、此淨海が深く崇めたのみ奉る嚴島まで参詣せられたるこそいとをしけれ、明神の御照覽も測りがたし、其上今度の大將は理の當然なりしを、入道がはからひにて、宗盛を舉たるによりての事なりとて、けしからず泣給ひ、内侍共をもてなし、引出物など下されけり、扱程なく、重盛左大將にておはせしを、辭し申させて右に遷し、實定卿を舉て左大將となされければ、同年五月八日、御よろこび申あり。今日佐藤兵衛近宗を左衛門尉になされける上、但馬國城崎の大庄を賜はれり。これ全く近宗が謀の神妙なりしむくいなりし。扱も有子は、徳大寺殿の何となき言の葉を得て、思ひ日々にまさりけるが、とても其事



瀬島町仲ノ

市村島

田心地

推古天皇二十二年

十一月

...

...

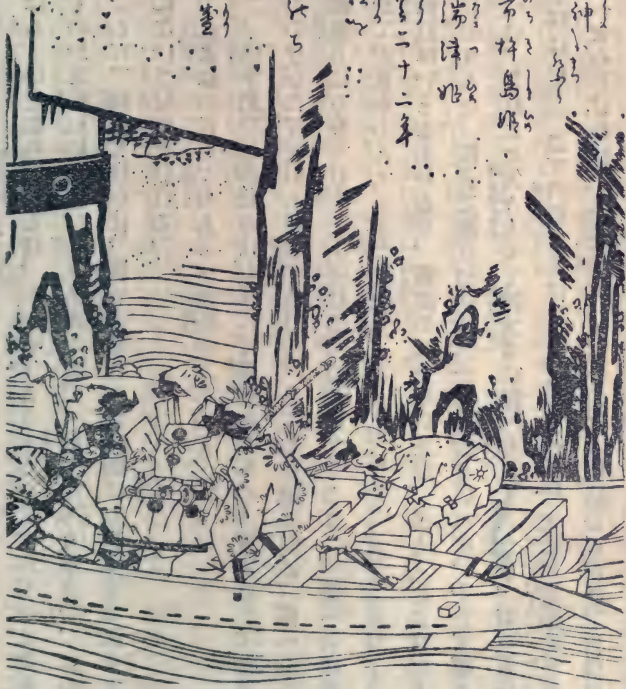
...

...

...

...

...



郷をもわすれぬべしと思はるゝほどなり。ある時、かの有子とくまゐりて、たゞ一人御前に侍らひけるを、汝は此國のものかと尋ね給ふに、貌うちあかめて、御こたへも申さず、はづかしけなるありさまの、いとよし有て御覽じければ、實定思し召人たる御けしきにて、たよう紙に歌をかきて、有子がまへになげさせたまひける、

やまのはに契りていでんよはの月めぐりあふべき折をしらねど

有子此御うたをたまはりて、堪ず思ひしめたるけしきにて御前をたちぬ。實定はたゞ尋常の情に思し召けるを、内侍はしのびがたくぞおもひしづみける。さて七日過ぬれば、都へかへり上りたまふに、内侍どもも御送りにぞ参りける。有子はさらぬだにかなしきに、都へのほり給ひなん後は、よそにてもいかでか見奉らんとて、きぬ引かづきてふしにけり。外の内侍ども、一夜の泊まで御供申して、明ぬればいとま申けるを、實定のたまひけるは、又もと思ふ見参もいつかはと覺えて、あかぬ思ひのするを、都まで送りつけ給へかしと仰せければ、やがて都まで送り奉る。鳥羽の渚に舟をつけ、これより人々上りて徳大寺の館へ相具したまひ、兩三日いたはりて、さまざまの引出物を賜はれり。さて内侍どもはよきついでなれば、太政入道殿の見参に入らんとて、西八條の御館へまゐりければ、入道出あひて、いかにと問給ひければ、内侍申ける

のかた君につかへ奉りて、代々既に大臣の大將を歴たり。しかるに今宗盛に越られて世にへつらはん事、身の爲、家の爲、人の嘲を招くべければ、出家せばやと思ふが如何あるべきと仰せられけるに、近宗申けるは、御出家までにはあるべからず、勿論今度大將に漏させたまふ事、朝家をうらみ奉るべきにもあらず、ひとへに太政入道の我意の所行なり、かゝるとき世に生れあはせたまへる御事、口惜しけれども、賢は愚にかへると申す事も候へば、今はいかにもして入道の心をとらせたまひて、一日なりとも、大將となりたまふべき御謀こそ大切なれ、それにとりては、安藝の嚴島へ御參詣ありて、ほに出して此事を祈り申させたまへ、彼明神をば平家深く崇め奉りて、其社に内侍といふものを居られ侍り、彼内侍ども毎年一度は上洛して、入道の見參に入ると承れば、かゝる御事有ける由語り申さば、入道もいちじるき人にて、思ひ直さるる事も侍らんと申ければ、近宗がはからひ然るべしとて、やがていつくしまへ詣でられ、參籠七箇日なりけるに、其間内侍ども常に參りて今様朗詠し、琴琵琶ひきなどして、旅のつれづれを情あるさまになくさめければ、實定卿もたどならず御目をかけられたり。此内侍の中に、有子といふものあり、十六七にやなるらん、年若くて、常にはまるらず、時々見え來りけるが、希代の琵琶の上手にして、あてやかなる事柄ものいとをしきかほかたちにて、是をみれば、故

覺優長にましくける上、家の重代なれば、今度大將となりたまはんは相違なき事なるべきに、宗盛に越えられたまへるこそ極りなき御恨にて有けれ、定めて御出家もやあらんと、人々申沙汰しけるほどに、大納言を辭し申て、山家の柄に籠居したまへりしが、嵐はけしき朝、前中納言顯長卿につかはされける、夜半にふくあらしにつけて思ふかな都もかくや秋は淋しき顯長卿かへし、

世の中にあきはてぬれば都にも今はあらしの音のみぞする

實定は既に山ふかく籠居して、出家あるべきよし披露ありければ、禁中にも仙洞にも、驚ろき思しめしけれども、此度大將にもらせし事は、太政入道のはからひなれば、末の世こそ心うけれとおほしめしながら、別に仰せ出さるゝ事はなかりけり。こゝに實定卿の身近くめしつかはせ給ふ侍に、佐藤兵衛尉近宗といふものあり。事にぶれて賢しき者なりければ、何事にもへだてなくうちとけて仰せ合されけり。是によりて、實定彼近宗をめして宣ひけるは、平家は桓武帝の後胤とは名のれども、無下にふるまひ下して、わづかに下國の受領を拜任せしに、忠盛はじめて家を興して、昇殿を許されし子孫なり、わが家は閑院の始祖、太政大臣仁義公よりこ

くも、かしこくも思はれしとぞ。又此大臣の御方へ、西行法師常に参られしに、或時、寢殿のやねに鳶を居させしとて繩をはられたることあり、それを西行が見て、鳶のとまりたらん事何ばかりくるしかるべき、此殿の御心もさばかりにこそとて、其後はまるらざりけるよしきけり。しかるに、後に綾小路宮のおはします小坂殿の棟に、繩を曳れたりしかば、彼例の思ひ出られしに、まことは此寢殿のむねに烏のむれるて、御庭の池の蛙をとりければ、それを御覽じ悲しませたまひて、繩を曳せたまひしよし人のかたりしを聞て、御ころばへのいみじくたふとく覺えしかば、徳大寺殿にもいかなる子細かありけん、おほつかなき由、兼好はいへり。又此徳大寺殿の寢殿の西の角の間を歌の間といひて、六百番歌合の時などは、あまたの歌人ども日々に参りあひて、歌の事どもを論ぜし所なるよしいへり。扱嘉應三年四月に改元ありて、承安元年といふ。此年三月に、清盛入道の第二の御女、十五歳にて入内あり、中宮徳子と申けり。妙音院入道師長公、其時は内大臣左大將にておはせしが、太政大臣を望みたまはんが爲に、大將の官を辭し申されけり。今度は後徳大寺實定卿、御理運の大將たるべきに、おもひもよらず平家の嫡子小松大納言重盛、今まで右大將にておはせしを左大將にうつし、弟の宗盛中納言なりしを右大將として、兄弟左右の大將となり給へり。後徳大寺實定は、一の大納言にて、才

後徳大寺左大臣の話

實定公和歌に堪能なりし事は、高倉院の嘉應二年の頃にや、道因法師、人々を勧めて、住吉社に於て歌合せられし時、此大臣大納言にておはせしが、社頭月といふ題にてよみたまひし歌、

ふりにける松物いはずとひてましむかしもかくやすみの江の月

其歌合の判者は俊成卿なりしが、殊に此歌を感心せられ、外の人々もほめのよしりたる事なりしに、其頃徳大寺家の知行所、筑紫の瀬高庄より貢米を都につみのほれる舟、津の國に入らんとしけるに、俄に難風吹出て已に、其舟くつがへらんとするに、舟人どもとかくふせぎけれども、今はかうよと見えたる時、いづくよりも知らず、一人の老翁出来て、彼舟をかひくしく漕直せしかば、大風高波もさはらずして、つよがななくうかびければ、舟人どもよろこびあやしみて、翁はいづくの人にて、かくあやふかりし舟をかひくしく漕ぎ浮べてすくひたまはりしぞといへば、彼翁のいはく、殿の、松ものいはごとよみ給ひし御歌のおもしろさに、此あたりに住む翁がまゐりたるよし申せといひて、いづちともなく失たるこそふしぎなれ。後に思へば、住吉の明神、彼うたをめでたまひて、まさしく御すがたを現はしたまへるにやと、たふと

後徳大寺左大臣

實定公さねさだこうと申す。大炊御門右大臣公能公おほひのみかざきんよしこうの子なり。母は中納言信忠卿のあたせの女むすめなり。祖父を徳大寺左大臣實能公とくだいじのさねよしと申せし故、此おとゞを後徳大寺殿ごとくだいじのどのといへり。壽永二年正月内大臣、文治二年十月右大臣、同五年七月左大臣、建久二年六月出家、時に五十三歳なり。

時鳥を羨川るかそ哉あむむきそ

あゝ何里何所乃川羨う乃ふきる

千載集夏部、曉せんざいしふなつのあかつき開あかつきはせり郭さく公こうといへることをよみ侍りけるにとあり。歌の意は、時鳥が鳴たりしと思ふかたを見やりて居れば、何も目にかよるものはなくて、たゞ曉あかつきがたの月が空に残りてあるばかりなりと、眼前がんぜんのけしきをよみたるものなり。在明あひの月つきとは、夜よふかく出て空そらに在ありながら夜よの明あるといふ意こころなり。

の后に立たせ給へり。此堀川は、神祇伯顯仲のむすめにして、前齋院の六條といふ人の妹なり。女の歌よみにて名高かりし人なり。續世繼に、此人の事を堀川の君とも、兵衛の君ともいへり。此人の家集一卷あり。其中に、新院の御前にて、時鳥の歌十賜りて、御返しとくくとめせば、やがて書きて參らせてしかど、皆わすれにけり、これひとつぞ見ゆる、といふことがき有りて、

みどり子やふりわけ髪のむかしより厭でやみぬる時鳥かな
とありしおほんかへし、

きかでのみわれぞやみぬる時鳥君はちとせもきかんとすらむ
又新院の百首の中とことがきしたる歌もあれば、待賢門院に仕へたる女房なるゆゑ、其御子たる崇徳院の御前にもさぶらはれたる事と見えたり。又其集に、具したる人のなくなりたるを歎くに、をさなき人のものがたりするに、

いふかたもなくこそ物は悲しけれこは何事をかたるなるらむ
といふ歌あり。これをみれば、其夫に別れられたる事知らるれど、その人誰なる事をつまびらかにせず。

待賢門院堀川

待賢門院の御父は、閑院大納言公實卿なり。康治二年御落飾、久安二年にかくれさせたまへり。

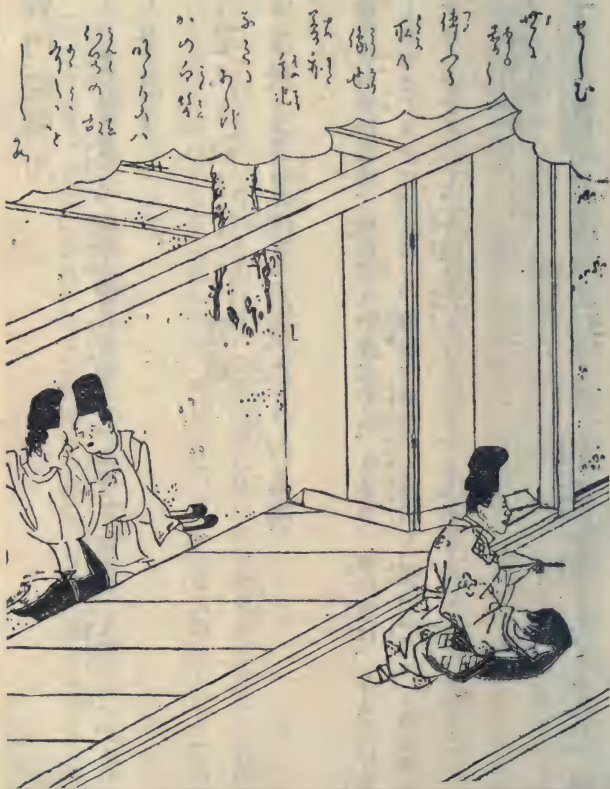
あゝかゝりまゝにほもゝるに黒髪乃

こと此こそあをばも乃茂大りおもゑ

千載集戀上、百首の歌奉りける時、戀のこころをよめる、とあり。歌の意は、をとこの心が末ながくかはる事もあるまじきかは知らねど、朝起き別れたる跡にて、髪のみだれてあるやうに、とやかくと案じすがせられて、今朝は色々にもものをおもふ事ぞといふ意なり。

待賢門院堀川の話

待賢門院、閑院大納言公實卿のむすめにておはせし時、白川院の御養子とならせられ、鳥羽院



蘇魚魚房王中
 人智に以入
 悪く申す
 有侍
 白河流
 今も
 願怖
 信怖
 是也
 寫



りて、その風體ふうていをあらためられたり。顯輔けんぽ常におもて歌といふ事をたてて、古人こじんの歌三首うたを擧あげられたり。後拾遺集ごしゆいしふの戀こひの歌うたの中には、

① ゆふぐれはまたれしものを今はたゞ行くらん方を思ひこそやれ
これを表歌おもてうたとし、又金葉集きんえふには、

待まちしよのふけしを何なにになけきけん思ひ絶えてもあられる身を
これをすぐれたる歌とせり。又みづから撰えらばれたる詞花集しくわしふには、

忘わすらるゝ人目ひとめばかりをなけきにて戀こひしきことのなからましかば

此うたを彼かのたぐひにせんと思ふといはれたり。又此人このひとのよまれたる歌うたの中に秀ひいでたるは、

あふと見てうつつのかひはなけれどもはかなき夢ゆめぞ命いのちなりける

此歌うたを俊頼朝臣としよりは感じていはく、これはむくの葉はみがきして、鼻油はなあぶらひける歌なり、よのつねの人ひとならば、うつつのかひはなけれどもはかなき夢ゆめぞうれしかりけるとよまよし、誰たがかくは詠よまんぞとほめられけり。扱さて此顯輔あきすけを六條家ろくじょうけの和歌わかの一流いちりゆうといへり。六條家ろくじょうけといふ事は、父ちちの顯あき季すゑより六條烏丸からすまるの家に住すまれし故、後々のちちまでもかくは言傳いひつたへたるなり。顯輔けんぽの子こは、清輔きよすけ、重家しげいへ、顯昭けんせう法師ほうしにて、孫まごは有家ありいへ、知家ちいへなり。いづれも名なある歌うたよみたちにてありしなり。

左京大輔顯輔の話

顯輔あきすけの父顯季ちちあきすけは、春宮ごうぐう大進隆經だいしんりゅうけいの次男じなんなり。大納言實方さねかたの養子やうしとなられ、歌うたをよくよみて一家いっかの風ふうをなされしが、常つねに人麿ひとまろを慕したはれしに、先まきに藤原兼房ふぢはらのかねふさ、夢ゆめに人麿ひとまろを見て、其夢中そのじちゆうの像ざうを畫ぐわ工こうに描かせ、後のちに白川院しらかはのゐんに獻けんぜられしを、顯季あきすけかねて信しんずる人麿ひとまろの像ざうなる故ゆゑ、甚はなはだそれを懇望こんぼうし、白川院しらかはのゐんにこひ奉りて彼像かのざうを申まをおろし、右衛門大夫信茂ゑもんたいふのぶしげを頼たのみて、是これを寫うつさせ、藤原敦光ふぢはらのあつみつにこひて其贊そのさんを作つくらせ、源顯仲みなもとごのあきなをしてかの贊さんをかよせ、元永ひんえいの初はじめつかた、源俊賴げんしゆんなどを招まねきて、彼かの人麿ひとまろの影供えいくを行おこなはれけるが、それより後のち、毎年まいねん是これを祭まつらるよよしを帝みかぎきこしめして、其篤そのあつきころざしを賞しやうしたまひ、讃州さんしゆうの里海士邑さとのおまを賜たまはりて、人麿影供ひとまろえいくの祭田さいでんとせしめたまへり。しかるに其後そのち、白川院しらかはのゐんの御物ごもつたりし人麿ひとまろの像ざうの本紙ほんし燒失せうしつしければ、今は顯季あきすけの寫うつされたる像ざうばかりになりける故ゆゑ、顯季あきすけいよくこれを重寶ちゆうほうとして、自誓みづからちかひて、我子わがこといへども和歌わかを善よくせざる者ものには、是これを傳つたふべからずと思おもはれたり。しかるに末子はつし顯輔あきすけ特に歌うたをよくよまれたる故ゆゑ、彼像かのざうを讓ゆづられたり。此顯輔あきすけは和歌わかに譽ほまれありければ、詞花集しくわしふをも勅ちよくに依よりて撰せんせられたり。俊成卿しゆんせいもはじめは顯輔あきすけの養子やうしとなられて、名なを顯廣あきひろといひ、此人このひとの風體ふうたいを詠よまれたれど、後のちに基俊もとよしの弟子でしとな

左京大夫顯輔

顯輔あきすけの父は、房前公ふさぎさきこうの子、魚名うななの後にのちして、正三位修理大夫じやうみしゆりの輔季あきすけといへり。顯輔保延三年じゆさん從三位、同年左京大夫さきやうの、久安四年きうあん正三位、久壽二年きうじゆ五月出家しゆつひせらる。

秋あをふぬ那むく雲乃ぬえよと里

も里いけるは姿のあを乃ををあせ

新古今集しんきん秋上あきのに、崇徳院すむくゑんに百首しゆの歌奉りうたたままつける時とき、とあり。歌の意こころは、秋風あきかぜが吹來ふききれば、たなびきたる雲くもがその風かぜにふかれて、きれぐになる、そのあひだより、きらぐともれ出いでたる月の影かげのあざやかさよ、といふ意こころなり。

源みなもとの兼昌かねまさの話

此兼昌かねまさは、堀川ほりかは院の次郎じらう百首ひゃくしゆのよみ人びとの中うちに見えたる人ひとにて、其行そのぎやう狀じやうつまびらかならず。此あはぢしまかよふちどりのといふ歌うたを本歌ほんかにして、定家卿ていかきやうのよまれたる歌うたあれば、早く世よに聞えたる歌うたにてありけるなるべし。續後拾遺旅しよくごしゆゐるたびの部ぶに 定家卿さだいえ、
旅寐たびねする夢路ゆめのぢはたえぬ須磨すまの關せきかよふ千鳥ちとのあかつきの聲

源 兼 昌

父は美濃守俊輔といへり。敦實親王六代の孫なりし。兼昌は二男にして、從五位下、皇后宮の大進たり。

阿そち志まのよぬ千鳥乃かぐふゑふ

いよく祢を免ぬまよ乃勢たもを

金葉集冬部に、關路千鳥といへる事をよめる、とあり。歌の意は、こよひ此すまの浦に旅寐をして居れば、此浦にさしむかひてある淡路島より、通ひて來る千鳥の鳴聲に、ふと目がさめて物あはれに思ふが、此須磨の關をもる者は、幾夜もく此ちどりの聲に目がさめて、物淋しきねざめをする事にてあらんと、思ひやりたる心なり。

靈りやうを祭まつらしめたまひ、粟田あはだの宮みやと號がうしたまへり。今年こんねん文化十年ぶんかじゅうねん、崇徳院すゑとくゐん六百五十回ろくひゃくごじゅうごの聖忌せいぎにあ
たらせたまふとて、白峯しらみねの御廟ごべうに播紳家しんしんけより和歌御奉納わかごほうなふの事ことあるよし、讚岐人語さぬきびごれり。

りと申ければ、猶も御靈をなだめ奉られんとて、元暦元年正月、後白川帝の勅によりて、春日の末、北河原の東に御廟を造營せらる。此所は大炊殿の跡にして先年の戰場なり。今年正月の比より、民部卿成範卿、式部權少輔範季、兩人を奉行として造營せられけるが、成範卿は故少納言入道信西が子息なり。信西保元の軍の時、御方にて專事を行ひ、新院を傾け奉りしものなりければ、其子たる成範、造營の奉行神慮憚り有とて、成範を改めて權大納言兼雅卿奉行せられけり。かくて程なく御廟成就しければ、同年四月十五日、崇徳院御遷宮の儀式あり。法皇御宸筆の告文を書せ給ひ、權大納言兼雅卿、紀伊守範宗勅使をつとむ。御廟の御正體には御鏡を用ひらる。此御鏡は、先に御遺物を兵衛局に御尋ありけるに、とり出て奉りける八角の大鏡にて、もとより金銅にて普賢菩薩の像を鑄つけたるなり。それを此度箱に納め奉られぬ。さて遷宮の儀式は、先權大納言兼雅卿拜殿に著て再拜畢り、法皇の告文を披かれて又再拜あり、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣に其告文を下したまふ。兼友告文を祝し卒りて、前庭にて是を焼ぬ。さて故教長卿の子玄長を以て別當とし、故西行法師の子慶縁を以て權別當としたまへり。今日遷宮の様、事に於て嚴重なりけるとぞ。又此御廟の東の方に、故宇治左大臣頼長公の庶をもたてさせたまへり。それより後建久四年に勅ありて、毎年八月に勅使をつかはされて、其御

とよみて、支度といふ山寺に遷らせたまひても、年久しくなりにければ、御跡なきもことわりと覺えて、御墓はいづくぞと問ひければ、白峯といふ山寺にありときよて、尋ねまるたりけるに、あやしの下藤の墓よりも猶草茂くして、其寺は住持の僧もなくて、いとものさびしかりければ、

よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん

とよみて、七箇日逗留して、花を手向け、香をたき、讀經念佛して、聖靈決定往生極樂と回向し奉りて立けるが、御廟のかたはらに松の有けるもとを削りて、なからん時のかたみにもとて、一首の歌をぞ書つけける。

久に經て我後の世をとへよ松あとしのふべき人もなき身ぞ

かく書しるして出けり。後の世に久の松とて、好事の人々の歌よみなどするは、此松の事なり。新院讚岐にて崩御ありし後は、讚岐院と申奉りしが、治承元年六月廿九日、追號ありて崇徳院とぞ申ける。かやうに御靈をなぐさめ奉られけれど、猶御憤の散ぜざりけるにや、同じき三年十一月十四日に、清盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押込め奉り、太政大臣以下四十三人の官職を止め、關白殿を太宰權帥にうつす。是唯事にあらず、崇徳院の御崇な

昔御覽むかしごらんせしものなれば、やがて御前おまへへも召めれたくはおほしめしけれど、問とふにつらさもおもひ出いぬべし、又またかゝるあさましき貌かたちを見えん事もつよましければ、中々なかよしなしとて、只御涙ただなみだをのみぞ流ながさせたまひける。彼人院かのみんの御けしきかくくと申ければ、蓮如れんによけにもとて、一首を詠えいじ見參けんざんに入いれたまへとて、

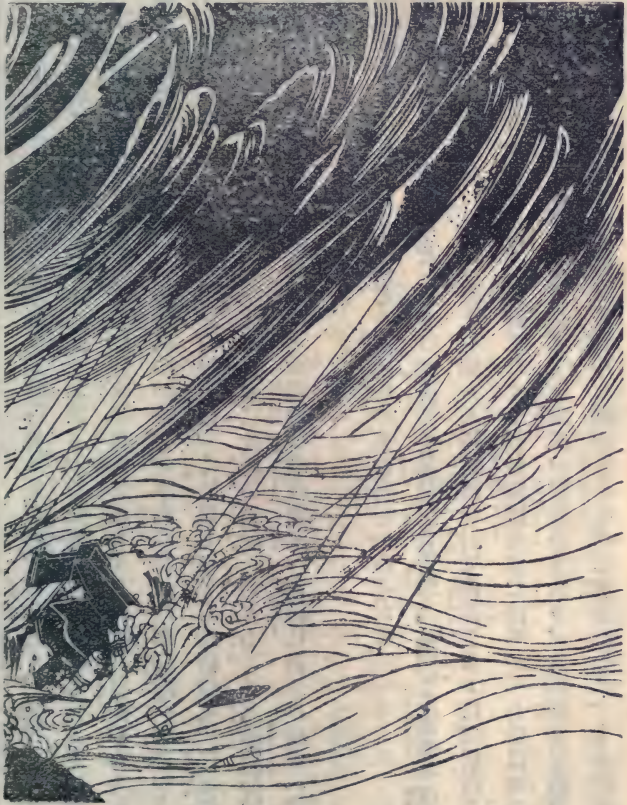
朝あさくらや木丸きのまるどのに入いりながら君きみにしられでかへるかなしき

院御返歌いんごへんかあり、

朝倉あさくらやたど徒いたづらにかへすにもつりする蠶あまの音ねをのみぞなく

蓮如れんじゆいとかなく覺おぼえて、これを笈おひに入いれて、泣々ななくみ都みやこへぞかへりける。其後長寛そのちちやうくわん二年八月二十四日、御年ごとし四十六にて、讃岐さぬきの支度しどにて終つひにかくれさせ給ひけり。讃岐さぬきへ御下向ごかうの後九年にぞなりたまひける。白峯しらみねといふ山寺やまでらに送り奉り、火葬くわさうになし奉りけるが、御骨おんこつはかならず高野かうやへ送おくれとの御遺言ごゆいごんありけるとかや。其後仁安じんあん二年の冬の比ひ、西行法師さいぎやうほふし諸國しよこく修行しゆぎやうのついでに、讃岐さぬきの國くにに入いりて、松山まつやまの津つといふ所ところに行ぬ。こゝは新院しんいんの流ながされて渡わたらせたまひし所ところぞかすと、思おもひ出いし奉り、昔戀こひしく尋たづねまゐらせけれども、其御跡みあともなかりければ、あはれに覺おぼえ奉りて、松山まつやまの波なみにながれてこし舟ふねのやがて空ひらしくなりにけるかな

す、後生までの敵にこそと仰せられ、御舌の先をくひきり給ひ、其血を以て、御經の軸の本毎に御誓狀をぞあそばしける。其文、書寫し奉る所の五部の大乘經を以て、三惡道に抛籠畢ぬ、此大功徳の力に依て、日本國の大魔王となりて、天下を亂り國家を惱さん、大乘甚深の回向何の願か成就せざらん、諸佛證知證誠したまへ、顯仁敬て白す、とあそばし、讚岐の海の千尋の底に沈めたまへり。其後は御爪もきらせ給はず、御髪も剃せたまはず、生ながら天狗の形に現れておはしますこそ恐ろしけれ。其比都に、小川の侍従入道蓮如とて、世を捨たる上人あり。昔は陪從にて、御神樂の次などには、幽に見參に入參らせけるばかりの人なれば、さしも歎き思ひ奉るべきにもあらねど、大方情深き人なりければ、只一人みづから笈をかけて都を出で、遙に讚岐國へ下りて、御所のわたりによそながら立廻り見けるに、目もあてられぬ御有様なり。いかにもして内に入り、かくと申入ればやと、志深く伺ひけれど、守り奉る武士厳しくとがめければ、むなしく其日も暮にけり。折ふし月くまなかりければ、蓮如心をすまして、笛をふきてよもすがら御所をめくりけるに、曉方に黒ばみたる水干袴きたる人内より出たり。便をよろこびて相共に内に入れてみるに、柴の御所の様など、まことにいふせき御住居なり。蓮如涙に咽びながら、有つる人して、かくと申入れたりしかば、院はさしも戀しき都の人なる上、



入れまるらせければ、わづかに宮女三人みやづかへしける。扱程なく、國司眞島といふ所に御所を造りければ、それにうつらせおはしましけるが、又志度の鼓が岡といふ所にすませたまへり。四方の築垣たゞ口ひとつ明て、日に三度の供御まるらする外は、事問奉る人もなく、つれづれと明しくらさせたまふ御歎きの積にや、御惱の事有ければ、關白殿へよきやうに申させたまへと、仰有けれども、御披露もなかりければ、今は思し召きらせ給ひて、三年の間に、五部の大乘經をあそばしあつめて、かゝる遠國に此經を捨置ん事も心うし、御經ばかりは、都近き八幡鳥羽邊まで入れまるらせばやと、御室守覺法親王へ彼經に御ふみをそへて申させたまふ其御ふみの奥に、

はまちどりとあとは都へかよへども身は松やまに音をのみぞなく

とよみ給ひて、書をへさせたまひしかば、御室より此御文を以て、關白忠通公へ仰られける故、忠通公又主上へ申上られければ、主上少納言入道信西を召て仰合さるゝに、信西さる事いかでか候へきと、大に諫め申ければ、御許しなくて、彼御經をすなはちかへし遣はさる。御室よりも力及ばせられぬよし御返事ありければ、新院此由聞しめすより、大に怒らせ給ひ、今は今生の事を思ひ捨て、後生菩薩の爲にとて書奉る經の置所をだに宥されねば、今生の怨のみにあら

す。院も都を出させたまふべきよしは、内々聞しめしけれども、けふあすとは思しめさざりしところに、正しく勅使参りて事定まりしかば、御心ほそくおほしめさるゝに、新院の一の宮を、父のおはしますほどいかやうにもなし奉れと、華藏院僧正寛暁が坊へわたし奉る。僧正しきりに辭し申されけれども、勅説背きがたくて請取奉り、御出家なさせ奉れり。翌廿三日、未だ夜あけざるほどに、仁和寺を出させたまふ。美濃前司保成朝臣の車をめさる。佐渡式部大輔重成が郎等御車さしよせて、先女房たち三人を御車にのせ、其後新院御車にめされければ、女房たち聲をひとしくして泣悲しめり。まことに日比の御幸には、庇の車を廳官などによせしかば、公卿、殿上人、庭上におりたち、御隨身左右に連り、官人、番長、前後に従ひしに、これば怪しけなる男、或は甲冑をよろひたる兵どもなれば、目もくれ心も惑ひて、泣かなしむもことわりなり。夜もほのくくと明行けば、鳥羽の南の門へ御車をやり出すに、國司季頼朝臣、御船并に武士兩人をまうけて、草津にて御船にのせ奉りけるが、勅説なればにや、御船に召れて後、御やかたの戸には外より鎖をぞおろしける。是を見て、御供にしたがふ者はいふに及ばず、あやしの賤の女迄も、袖をしほらぬはなかりけり。ほどなく讚岐につかされたまひしかど、國司いまだ御所を造り出さざりければ、當國の在廳散位高季がつくりたる、松山の一字の堂に

清盛以下の武士に命じて誅せらるべき由、勅詔重かりしかば、義朝今は力なく、涙を押へて、鎌田次郎に申されけるは、綸言かくの如し、父を討ば五逆罪を侵すべし、君に背かば不忠の者となるべし、いかどすべきと有しかば、政清かしまりて申すには、恐入り候へども、愚なる御説に候ものかな、私の合戦にて討たまはんこそ其罪も候はんすれ、これは朝敵となりたまふなれば、終にのがるまじき御命なり、たとひ御承りにて候はずとも、時日をめぐらすべき御命ならぬにとりては、御方に侍らはせ給ひながら、人手にかけて御覽候はんより、同じくは御手にかけてまるらせられて、後の御孝養をこそよく／＼せさせたまはんすれと申せば、さらば汝計へとて、なく／＼内へ入られけり。かくて爲義は鎌田次郎介錯して、首實檢の後、義朝に賜はりければ、圓覺寺に納め墓をたて、卒都婆などいとなみて孝養をぞいたされける。されど義朝、眞に父を助けんとおもはんには、なにか其道なかるべき。今度の恩給に申替るとも、わが身を捨るとも、いかでかこれをすくはざらん、勅命にしたがふといへども、實は義に背ける故にや、無雙の大忠なりしかど、ことなる勸賞もなく、其上いくほどもなくして、其臣長田が爲に身をほろほしけるこそあさましけれ。かくて保元二年七月廿一日、藏人左少辨資長、綸言をうけたまはりて仁和寺へまゐり、明廿三日、新院を讃岐國へうつし奉るべきよしを奏聞

りしを左京大夫に遷されて、義朝を左馬頭にぞなされける。去程に新院は、御室をたのみ參らせて入せたまひしかども、門跡には置申されず、寛徧法務が坊へぞ入參らせられける。御室は五の宮にてわたらせたまへば、主上にも仙洞にも、御兄にておはしましけり。此よし五の宮より内裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成をまるらせられて、新院を守護し奉られけり。あまりの御心うさに、かくぞ思しめしつゞけさせたまふ。

おもひきや身をうき雲となしはてよあらしの風にまかすべしとは

うきことのまどろむ程はわすられてさむれば夢のこよちこそすれ

かくて近仕の人々、或は遠國へ落行き、あるひは深山に逃隠れて、其行方を知らざれば、謀にて、少納言入道信西陣頭に於て、其人は其國、彼人は彼國と配所を定めらるよ由披露せしめければ、扱は命ばかりは助からんとや思ひけん、皆出家の形になりて、こよ彼所より出来るを、それぐに刑に行はれけり。さて爲義も、忠政も、おのゝゝ出家のすがたとなりたるを、尋ね出して誅せらる。爲義法師が首を刎べき由、左馬頭義朝に宣下せられければ、宥め置べきのむねやうゝに兩度まで奏聞せられけれ共、主上逆鱗ありて、清盛既に伯父を誅す、何ぞ緩怠せしめん、甥は猶子の如しと云り、伯父豈父に異ならんや、速に誅すべし、もし違背せしめば、

藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速に其功をいたす由、叡感ねんごろなり。すなはち周防判官承りて、三條烏丸新院の御所へ馳向ひて焼拂ひ、頼長公の壬生の亭をば、助經判官うけたまはり發向して、火をかけけり。同じく謀反人の宿所ども十二箇所、各檢非違使ども行向ひて追捕し、焼拂ふ。こよに於て、京中はしづまりたれども、南都の方さま未だしづまらざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に、宇治橋の守護の爲に、周防判官季實をさし遣さる。扱同十一日夜に入て、關白忠通公もとの如く氏の長者になりたまへり。去ぬる久安の比、左大臣になり給ひしが、今又もとにかへりたまへり。扱子の刻ばかりに及て、不次の勸賞行はれ、安藝守清盛を播磨守に任じ、下野守義朝を左馬權頭になされけるに、義朝申しけるは、此官は先祖多田滿仲法師はじめて賜はりしかば、其跡芳しく候へども、もとは左馬助に候、今權頭に任ぜらるゝ條、莫大の勳功にしては、更に面目とも覺え候はず、朝敵をうつ者には半國を賜はり、其功世々に絶すとこそ承れ、其上今度は、父を背き兄弟を捨て、一身御方に參りて合戦を致す事、自餘の輩に越え侍り、是勅命の重きによりて背きがたき父に向ひて、弓を引き矢を放つ、全く希代の珍事に侍り、然れども身の不義を忘れ、君命に隨ふ上は、他に勝るゝ恩賞何ぞなからんやと申ければ、此條尤道理なりとて、中御門中納言家成卿の子息、高季朝臣左馬頭た

殿の烟けぶりの中をまよひ出たまひて後は、其行方ゆくへをしらざりければ、残りとどまる者共ものどももみな逃にげうせて人なし。さらば少輔内侍すけないしがもとへとて、入れまゐらせんとすれども、それもきのふけふの世の中なれば、諸事しよじにむづかしくや有けん、敵たてけども音もせず。かよりければ、今は御身をよせらるべき家もなきに、光弘等みつひろらも、ならはぬ業わざによもすがら御興みこしをつかまつり、明あけなば捕とらへからめられて、いかなる憂目うれめをかみん事と心ほそく思へども、山中さんちゆうにて水きこしめしつるばかりなれば、とかくして智足院ちそくゐんの方かたへ御幸みゆきなし奉り、あやしけなる僧房そうぼうに入れ參らせて、おも湯などをぞすよめ奉りける。新院これにて御髪みげおろさせたまひければ、家弘も髻切もこりきりてけり。かくては終つひにあしかりなん、何處いづこへか渡御せせぎよあるべきと申ければ、仁和寺にんわじへこそゆかめ、それもよも入れられじ、たゞおして輿こしを昇入かきいれよと仰せられければ、御室おむろへぞなし奉る。此仁和寺じんわじの門主守覺もんじゆしゆかく法親王ほふしんわうは、鳥羽院とりはのゐん第五の宮にて、新院と御連枝ごれんしなりけるが、折しも故院こゐんの御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありて、御留主おんるすのほどにてぞ有ける。かくて家弘は、これより御暇いとま申して、北山きたやまの方へまかりける道にて、修行者しゆぎやうじやに逢あひしかば是をかたらひ、戒かいを授かりて、出家しゆつげの形かたちにぞなりける。そもく、此度の亂らんは、七月十一日寅の刻こくに合戦かっせん始まり、辰の時に白川殿しらかわやぶれて、新院も頼長公も、行方ゆくがたしらす落おちさせ給ひければ、未ひつじの刻こくに、義朝よしとも、清盛きよもり、内裏だいりへ歸り參りて此由このよしを奏聞そうもんす。

來りさふらはん、いかにも急がせ給へと申せば、武士どもは皆いつちへも落行べし、まろはいかにもかなはねば、先こよにて休むべし、もし兵ども追來らば、手をあはせ降を乞てなりとも、命ばかりはたすかりなんと仰せられけれど、判官を始として、おのく命を君に捧けぬる上は、いづかたへかまかりさふらふべき、東國などへひらかせさふらはど、いづくまでも御供つかまつり、御行末を見果まるらせんと申ければ、まろもさこそと思ひしかど、今は何とも叶ひ難し、とくく退散して命をたすかるべし、おのくかくてあらば、命を敵に奪はれなんと、再三強て仰られければ、此上はかへりて恐ありとて、武士ども鎧の袖をぬらしながら、皆ちりぐになりて、爲義、忠政は三井寺の方へぞ落行ける。家弘、光弘ばかり残り留りて、谷の方へ引おろしまるらせて、御上に柴打かけ奉り、日の暮るよをぞ待にける。新院御出家ありたきよし仰せられけれども、此山中にては叶ひがたきよし申あけ、日暮ければ、家弘父子して肩に引かけまゐらせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來知たる家に行きて、興を借てのせ奉り、いづくへ御供つかまつるべきと申ければ、阿波の局の許へと仰ありしかば、家弘父子ならはぬわざに御輿をかきて、二條を西へ大宮まで入れ奉れども、門戸を閉て人音もなし。さらば左京大夫が許へと仰せらるれば、又大宮を下りに三條坊門までかき奉れば、教長卿は、此曉白川

公うちうなづかせたまひて、やがて御けしきかはりけるが、舌のさきをくひ切て吐いだされけり。さるにてもいかどし奉らんとて、玄顯得業といふ僧の輿にかきのせて、十四日に奈良へ入れ申しけれども、我坊は寺中にて人目もつよましとて、近きあたりの小家に休め奉りけるが、終に其日の午の刻ばかりに、事きれさせたまひければ、其夜般若野の五三昧に納め奉る。藏人大夫經憲、最期の宮づかへねんごろにつかまつりて、すなはち出家して、忠實入道殿のわたりたまふ禪定院にまゐり、ありつる御行跡ども委しく語り申ければ、北政所、公達、みな泣かなしみたまふ事かぎりなし。忠實入道殿は御手を顔に押あてよ、御涙せきあへたまはぬを、見奉るも哀れなり。さて新院は、爲義をはじめとして、家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入せたまふに、山路けはしくて難所多ければ、御馬を止めて、御步行にてぞ登らせたまひける。御供の人々、御手を引き、御腰を押奉りけれども、慣せ給はぬ御ありきなれば、御足より血ながれて、あゆみわづらひ給ひて、絶入せたまひけり。人々なみ居て守り奉りけるに、早御目くれけるにや。人やあるとめされければ、皆聲々に名乗けるに、水やあると召れければ、我もわれもと求むれどもなかりけり。然るに、法師の水瓶を持って南の方へ通るを、家弘こひうけてまゐらせけり。是にすこし御けしきなほりて見えさせたまへば、おのく官軍さだめて追





れども叶はず、次第しだいによりたりたまふさまなり。矢目やめを見れば、喉のどの下より左の耳みみの上へぞ通とほりける。さかさまに矢の立ちたるこそふしぎなれ、神矢かみやなるかといふものも有りけり。かくて血のさらに止まらざりければ、白青しろあをの狩衣かりぎぬも、緋あけにそまるばかりなり。御目はいまだはたらけど、物をも更に宣のたまはず。さらば暫しばらく休め奉らんと思へども、敵軍てきぐん追來るよし聞えければ、經憲つねのりが車くるまとりよせてかきのせ參らせ、嵯峨さかの方へおもむき、經憲が墓所ひしよの住僧ぢゆうそうを尋ぬれども居ざりければ、あれたる坊ぼうに入れて、その夜はこよにとまりけるが、明ある十一日のおした、頼長は未だ目のはたらきたまへば、御父忠實公たやざねに見せ奉らんと思へば、奈良へ下しまるらすべしと、梅津うめづの方へおもむき、小舟こぶねを借かりてのせまるらせ、上に柴しばなどとりおほひ、桂川かつらがはを下りに落おし參らするに、日暮ひくれければ、其夜は加茂河尻かものがはじりに止りて、明る十三日に、木津きづへ入たまふに、頼長御こよち次第に弱よわりて、今はかぎりと見えたまへば、柞はこその杜もりの邊へんより圖書つしよ允俊成すけよしなりを以て、興福寺こうふくじの禪定院ぜんぢやういんにおはします父忠實公ちちもに、此よし申させければ、すなはちむかへ參らせたくはおほしめされけれども、あまりなる御心みこころうさにやありけん、氏うぢの長者ちやうぢやたるほどの者の、兵仗ひやうぢやうの前まへにかかる事ことはある、さやうの不運ふうんの者に對面たいめんせん事よしなし、音おとにもきかず、目めにも見ざらん方にゆけといふべしと、仰おほせも果はてず涙なみだにむせばれけり。俊成すしなり歸りまるとりて此よし申ければ、頼長

勢いきほひを助たすくるに、折をりしも西風にしかせはけしくして砂いさごを吹ふきあけ、火勢くわせい炎々えんえんとして白川しらかは殿どのにうつりければ、院軍いんぐん目を開あく事能あたはずして、度きをうしなふにいたる。官軍くわんぐんは勝かつに乗のりてときをつくり、をめき叫きけびて攻撃せめうちければ、院軍いんぐん大に潰つぶえてくづれ走る。此時いま右衛門えもん大夫たいふ家弘いへひろ、其子そのこ中宮ちゆうぐう侍長じやうみつひろ光弘みつひろ、馬うまに乗のりながら白川しらかは殿どのの春日かすが表おもての小門こもんよりはせ参まゐり、官軍くわんぐん雲霞うんげの如ごとくせめ來きたりさふらふ上うへ、猛火みやうくわ既すでに此御所このごしよを覆おほひ候まゐり、今は叶かなはせたまふべからず、いそぎ何方いづかたへも御まひらき候まゐべしと申まをせば、只今ただいま出來いでる事ことのやうにて、新院しんいんは東西せいぶをうしなひて御仰ごやうてん天てんあれば、頼長よりながは前後ぜんごにまよひ、只汝ただなんぢ此度たびの命いのちたすけよとばかりのたまひけり。其内そのうちに新院しんいんも御馬うまにめされたりけるが、あまりに危あやふく見えさせ給たまへば、藏人くらんじんの信實のぶざね、御馬うまの尻しりに乗のりて抱いだき参まゐらせ、頼長よりなが公こうの馬うまの尻しりには、四位少將しゐのせうしやう乗のりて抱いだきけり。かくて東ひがしの門もんより出いでたまひ、北白川きたしらかはをさして落おちさせたまふところに、いづくよりか射いたりけん、流ながれ矢や一筋すぢ來きりて頼長よりながの頸くびの骨ほねにたつ。成隆なりたか急いそにこれこれを抜ぬき捨すてけれども、血ちのはしる事こと夥おびたしければ、あぶみをも踏ふみ得えず、手綱たづなをも執と得えずして、眞倒まつきかさに落おちたまふに、成隆なりたかも續つづきて落馬らくばしたり。式部しきぶ大輔たいふ盛憲もりのり、頼長よりながの御頸おんくびを膝ひざにかきのせ、袖そでを顔かほにおほひて泣居なみたり。藏人くらんじんの大夫たいふ經憲つねのりも馳來はせきたりて、抱いだきつきけれどもかひなし。延頼のぶよりは早く松まつが崎さきの方かたへ落行おちゆきけるが、此體このていを見るみるより、甲冑かっこうを脱ぬぎすて、經憲つねのりと共に小家こやのありけるにかき入れて、先疵さすの口くちを灸きうしけ











曰く、爲朝たのぢいまだ廿歳はたちにもたらざるに、敵詐てきいつはりて強勢がうせいなる由よしをいひふらせらるらんとて、鎌田かまた政清まさきよをしてこれを候うかがはしむ。鎌田百騎かまたひゃくきばかりにして爲朝の陣ぢんにむかひければ、爲朝呼よほはりて、寄手よせての名なをとふ。謙田政清かまたまさきよと名乗なもあへず、弓ゆみを引ひて射いつけたるに、其矢や爲朝の面おもてに當あたりければ、爲朝大いに怒いかり、直たに門かどを開ひらいて馳はせ出いでければ、須藤家季すどういえす、惡七別當衆あくしちべつたうしうの若者わかものども二十八騎にじゅうはちき、大おほに呼よほりて爲朝たのぢに從したがふ。政清急まさきよきふに馬うまを返かへして逃走にひはしりければ、爲朝これを追おふ事こと甚急はなはだきふなり。政清まさきよやうく遁のがれて、義朝よしぢもの陣ぢんに入り、大おほに驚おどろき歎たんじて曰いは、爲朝たのぢが弓勢決ゆんせいけつはして近ちかづきがたく候か、政清坂東まさきよはんとうにて數度すざい戰場せんぢやうに臨みしかど、いまだかくの如ごとき人ひとを見みず候かと申まなければ、義朝麾下よしぢもかに下知ひぢしていはく、爲朝たのぢは若わかかりし時ときより鎮西ちんせいにありて、船軍ふねぐみに馴なたりといへども、未いまだ騎馬きばの戰たたかひに委くはしからず、いざ騎馬きばにて挑いぢみ戰たたひ、急きふにこれをととり挫ひぐべしとて、軍兵ぐんびやうどもを指揮しして進すすませれば、長井實盛ながののさねもり、須藤季通すどうすむとむち、諸軍しよぐんに魁きまして急きふに爲朝たのぢもが陣ぢんをせむ。ことことに於おいて、爲朝たのぢもが麾下へいしの兵士へいし多く討死うちじし、或あるは手てを負おふものすくなからず。然しかれども、爲朝たのぢもはいまだ戰たたかひの勢いきほひ屈くつせず、義朝よしぢもの左右さいうに出いでて、大鏃おほさかりや矢やを以もつて是これを射いるに、ひとつも徒矢あたやなくして、中あたるもの命めいをおとさざるはなかりければ、義朝よしぢもの軍兵ぐんびやうおのづから開ひらき靡なびくに、爲義たのよし、忠政等たけまさらも又機またきに乗じよじて戰たたかふにぞ、官軍くわんぐんしばく利りを失うひける。此時このとき義朝軍よしぢもぐんの危あやきを見て、風上かざかみより火ひを放はちて、戰たたかひの

しかば、爲朝の計畧はむなしくなりたり。しかるに義朝方に又此よしを傳へきよて、則奏して曰く、新院の御方には、明日南都の加勢を待て來り戦はんとしたまふよしにさふらへば、今夜我軍兵ども院の宮を圍みて、其不意を討候はゞ、勝利を得ん事必定に候とて、衆議これを然りと致し候よし、申上ければ、天皇軍戦の事は武士に如ざれば、ともかくもはからふべきよし仰られて、直にこれをゆるしたまひしかば、義朝、清盛、頼政等、軍を率ゐて、急に白川宮を襲ひ奉れり。此時頼長、大軍襲ひ來るよしを聞て、大に恐れ、計の出る所を知らねば、先戦士の心をとらんが爲に、にはかに爲朝を以て院の郎從に補し、其餘數輩に官を授けんと云れければ、爲朝怒て曰く、今日の勤は敵を亡すを以て急とす、吾はもと鎮西八郎にて事足りさふらふとて、其官を受ず、既に官軍おそひ來ければ、義朝は爲義の守れる東の門に向ひ、清盛は爲朝の守れる西河の表門にぞ向ひける。此時清盛が先鋒、伊藤景綱、伊藤五、伊藤六、進んで爲朝が陣を攻るに、爲朝是を射て伊藤六が胸板を貫き、背を徹して、伊藤五が鎧の袖に其矢止まりければ、清盛が士卒慄き恐れて進まざるに、山田惟行諸卒の畏るよを見て、大にのよしり、馬を躍らしてすよむところを、爲朝又これをも射倒しければ、諸軍ますます股を戦はして進み得ず、清盛も大に恐れて、楯を爲朝につく事能はずして、春日の門に引退く。義朝此由を聞て、

品々
台を用い
新築の家
三軍の
装束
あねといふ



まふなりと推量すりやうしたまひて、大にこれをふづくみ思おぼして、御心ごころいよく不平ふへいなりしかば、遂つひに左大臣よrina頼長ながとはかりて、御位みくらを篡うばはん事を思おぼしたちたまへるなり。然れども少しも色いろに出いしたまはずして、ひまをうかどひたまひけるに、今月いまづき法皇ほう崩ほうじたまひて、都みやこの中物うちもの寂さびしければ、此この隙ひまをうかどひ得えて、ひそかに兵へいを催もよほし、其變そのへんに乗じようぜんと思召おぼしめし、先密まづみつ々つにて源みなもとのためよし爲義たけのよしと、平たひらの忠政ただまさとを召めされければ、此二人このふたり召めして諸君しよじんを率ひきゑ、新院しんゐんの白川宮しろがはのみやにぞあつまりける。しかるに、其事そのこと早く禁廷きんていに洩聞もれきこえければ、帝大みかどに驚おどろかせ給たまひ、直ただちに詔みことりを下くだして、急きふに軍兵ぐんびやうを召めれるに、源みなもとのためよし爲義たけのよしの嫡子ちやくしよ義朝よしとも、源頼政よりのまさ、平清盛等たひらのきよもりらう、兵へいを率そつして内裏だいりを守まもれり。此時このとき新院しんゐんには、爲義たけのよし、忠政等ただまさをして軍事ぐんじを議ぎせしめたまふに、爲義たけのよしの八男やんちのめ爲朝たけのちか進しんみ出いて申まをけるは、夫兵それへいは神速しんそくをたつとぶと申候まをへば、今晚こんばん暗やみに乗じようじて皇居くわうきよを襲おそひ奉まをり、風かぜの勢いきほひによりて火ひを放はなちさふらはど、義朝よしともいか程いぢやう勇武ゆうぶなりとも、出いて戦たたかふいとま候まをまじ、清盛きよもりはもとより不武ふぶの者ものにさふらへば、物ものの數かずにも候まをはず、さて天皇てんわうの御輿みこしを促もよほさるよと見奉たてまつらば、御輿みこしかき丁ちやうどもをわれらことぐく射殺いころし、天皇てんわうを奪うばひ奉まをらん事こと、瞬またもく内うちに候まをと申まをけるに、頼長公よりのながその計はかりごとに從したがはれずして申まをされるは、傳つたへ聞きくに、明日あふりちは南都なんだの衆徒しゆだ一千餘よきた來きたり救すくふよしなれば、此この援兵えんべいを待まつて戦たたかふにしかずとのたまへり。爲頼たけのちかその御詞ごことばに服かたせされども、頼長よりのながとかくに今晚こんばんの夜討ようちの義ぎを聞入きこ入れられざり

て入内せしめ、皇后とせられしかば、是より頼長の威勢日々に盛になりたり。同年六月、又藤原皇子を以て中宮とせらる。此皇子は藤原伊通のむすめなるを、關白忠通養うて中宮にかしづき納られたるなり。初め忠通弟の頼長と其威をあらそひて、兄弟不和なりしに、頼長多子を養うて后とし、いよく其權を恣にせらるゝによりて、兄の忠通公もまけじだましひに、皇子を養うて中宮にそなへられしより、ますます兄弟其威をあらそはるゝやうになりたり。しかるに久壽二年七月、近衛院十七歳にて崩じたまひければ、法皇の御はからひととして、鳥羽院第四の御子雅仁を以て位につけ奉らる。是すなはち後白川院なり。雅仁御母は待賢門院にして、崇徳院と御同母なり。此年保元と改元ありしに、七月鳥羽法皇五十四歳にして崩じたまひ、同月崇徳院謀反を起したまへり。此御謀反の趣意は、先に新院美福門院の爲に、罪なくて天位を廢せられたまひけれど、近衛院早世ましくて、譲らせたまふべき皇子もなかりければ、諸卿ともに新院の御子重仁、御繼目たらんと思ひ、新院も密によるこばせおはしけるに、美福門院物妬み深き御心より、此度、御子近衛院早世したまへるは、新院の咒詛したまひしなるべしとうたがはせたまひ、又新院の御事を法皇に讒したまひしかば、法皇これより又新院の御心をうたがひたまへり。此故に新院は、今度も御子重仁を繼目としたまはずして、雅仁を位に即しめた

崇徳院の語

此帝、保安四年二月、五歳にて位に即せられ、關白忠通公、攝政たり。それより十七年を経て、保延五年五月、御父鳥羽上皇、御寵愛の藤原得子後に美福門院と申奉る御子體仁君をうみたまひければ、上皇御悅斜ならず、すなはち今上崇徳院の御養子としたまひ、崇徳院の御后皇嘉門院を養母としたまへり。上皇、此體仁君を御寵愛のあまり、同月これを立て崇徳院の東宮と定めたまへり。かくて又翌年の永治元年、上皇御落飾ありて鳥羽法皇と號し奉る。其年の十二月、法皇の御計として、俄に當今崇徳院の御位を廢して、體仁君を位に即たまへり。これすなはち近衛院なり。崇徳院は御在位十八年といへども、いとけなくして御位につかされたまひしかば、今年わづかに二十二歳にて御位を廢せられ給へり。させる御あやまちはなければども、法皇美福門院の愛におほれたまひて、其御子を早く御位につけんとて、かくはからひたまひしなり。これより崇徳院を新院と號し奉る。此時、體仁御年三歳なりしかば、法皇もつばら政事を擅にし給へり。かくて近衛院の御代となりて、久安六年三月、藤原多子を以て皇后とせらる。多子は徳大寺中納言公能のむすめなり。容貌美麗なるを以て、左大臣頼長これを養女とし

崇徳院

御諱は顯仁、鳥羽院第一の皇子、御母は待賢門院なり。元永二年五月廿八日、三條からすまるとい、うま
 鳥丸の亭に生れさせ給ふ。保安四年二月、五歳にて御即位あり。保元二年七月、仁和寺にて御出家、同月讃岐國に遷幸有り。長寛二年八月、彼國にて崩御。治承元年七月、崇徳院と諡を奉らる。

瀬伐を居こひをみをあるゝぬた川に

已きてもはなみ阿そをぞおもぬ

詞花集戀上、題しらすとあり。御製の意は、淺瀬の流が早き故、川中にある岩に堰ると水が兩方へわかれてながるれど、末にては又ひとつにながれあふやうに、人をこひわぶることよのせつなきに、其中をさまたぐる人ありて一旦別るとも、末にては又もとの如くよりあはんと思ふ事ぞと、戀のこころを瀧川にたとへてよませたまへるなり。

俊しゆ 惠んえ 法ほふ 師し 歌 譚

鴨長明 俊惠の弟子たる話

俊惠他人の歌を物に喩へて論ずる話

俊成の秀歌を難ずる話

俊惠自讃の歌の話

内侍共清盛の館に參る話

内侍有子入水の話

實定公社頭月の歌の話

貢米の船難風に遭ふ話

西行徳大寺家に參る話

名なしの大將の話

道因法師歌譯

はたし馬の助の話

歌合に負けて清輔を恨む話

盲法師を責めて讀歌を誦しむる話

皇太后宮大夫俊成歌譯

俊成顯隆の養子となりて顯廣といひし話

基俊の弟子となられし話

俊成自讃の歌の話

桐火桶の歌の話

後鳥羽院の御師範たる話

九十賀の話

なるさの入道といひし話

芦たづの歌の話

俊成賤の女と連歌せられし話

藤原清輔朝臣歌譯

續詞花集戲笑歌の話

尙齒會の話

百人一首一夕話 卷之七

目録

崇徳院 御製譯

美福門院の話

官軍白川殿を襲ふ話

鎮西八郎の話

新院讚岐に遷らせ給ふ話

西行白峯の歌の話

久の松の話

源兼昌 歌譯

左京大夫顯輔 歌譯

人麿畫像の話

俊成卿顯輔を師とせられし話

表歌の話

六條家の和歌の話

待賢門院堀川 歌譯

後徳大寺左大臣 歌譯

實定公顯長卿贈答の歌の話

佐藤兵衛近宗の話

内侍有子の話

老後らうごに至て、彼寺かのてらの門もんを過すさせ給たまふ度毎たびごとに、覺おほえず顔かほを赧あかめたまひて、その拙つたなきを恥はぢたまひしとぞ。扱忠さてたぢうちこう通公しそくの子息もこひねを基房もこふさ、兼實かねざね、兼秀かねひで、兼房かねふさと申しき。兼房かねふさは太政大臣たじやうだいじんちう從一位るにいたりたまひて、世よに禪林ぜんりん寺殿じどのと稱なづしき。

道公は、應保二年六月に剃髮して、法名を圓觀と號し、法性寺の側に別業を營まれし故、世に法性寺入道殿と申き。此法性寺はもと九條の河原に在て、昔貞信公の建立したまひし寺なり。又桂里に別業を造りたまひ、こゝにも行かよひたまひて、詩歌をたのしみたまひけるが、長寛二年に、六十八歳にて天年を終り給へり。此忠通公、は鳥羽、崇徳、近衛、後白川、四代の帝の關白となり、二度攝政になり給ひ、又二度太政大臣となりたまへる事、昔より類なき事なりし。又其頃は、歌の道世に一旦廢りたりけるを、此入道殿歌を好み給ひし故、幼き時より、歌合などを平生の弄にせられて、基俊、俊頼などの其時の歌よみどもに、人々の名をかくして判をもさせられけり。かやうの事どもをせられし故、歌の道ふたよび起りて、世に盛になりたり。又佛道をも信じたまひ、最天台宗の學に通じ、兼て眞言を學びて、僧覺鏝を信じ給ひ、敬禮を厚くせられたり。もとより人となり温厚にして、喜ばるゝ事も怒らるゝ事も形にあらはさず、和歌は風格至て高くして、秀逸なるものはほとんど人麿の風ありしといへり。嘗て白川帝の勅を奉じて、續本朝秀句三巻をつくりてこれを奉り、又和漢の詩歌を纂めて、藤原基衡に贈りたまへり。其上晩年に至て、書法大に精しく巧みにかよせ給ひ、みづから一家の風をなして、後世に法性寺殿流と稱せられ給へり。此公若かりし時、最勝寺の額を書たまひしが、

が、いくほどなく大亂起りて、頼長公薨せられしかば、忠通公舊の如く氏の長者となりたまへり。頼長公は性質さかしくて才氣あり、少して學を好み、和漢の事に兼達せられけれど、才に任せて詐の謀をなしたまへり。兄の忠通公は寛仁にして人を愛し、文藝絶倫にして詩を巧にし、歌に秀て、兼て草書、隸書をよくし給ひければ、世に譽を得たまひけるを、頼長末子としてこれをそねみそしりていはく、詩歌は細小の藝、草隸は曲伎なり、ともに朝廷の急務にあらず、賢人君子かならず是を事とせんや、といはれたり。これらの故を以て兄弟御中よからず、常に權威を以てさからひたまひしに、父の忠實公ひとつに頼長を愛し、忠通をにくみて、頼長をして關白忠通の權を押しめんとせられけるこそ不覺なれ。然るに法皇忠實が不義を拒みたまはず。帝はこれをうれひたまふといへども、忠實の大權をいかにもしたまふ事あたはず。こよに於て、頼長ますます威權を壇にし、終には新院の御企に與し奉りて、無慙なる死を遂られ、後の世までも宇治惡左府と呼ばれたまへり。扱其後、父の忠實公も頼長の罪に坐せられて、流罪にあはれんとしける時、關白忠通公深くこれを歎き、藤原通憲を以て奏して曰く、父忠實罪ありとは申ながら、まのあたり流罪に處せられさふらはど、臣何の面目ありて、朝廷に立さふらはんや、と悲しみ歎かれければ、帝これが爲に忠實の流刑をゆるさせたまへり。扱忠

より定まらせ給はねば、みだりに御答申上がたしとて、天位を定めさせたはまん事は、至りて
重き御事に候へば、臣何ぞ輕々しく選み奉らんとて、再三辭し申されければ、法皇重ねて仰せ
けるは、朕今汝が言を以て、太神宮の託宣となして是を聞ん上は、固く辭する事なかれと、宣
ひければ、忠通頓首して申されけるは、聖諭かくの如きに及べる事に侍れば、臣敢て愚意をつ
くさずばあるべからず。四の宮親王におはして御歳すでに二十九にならせ給へば、宜しくこれ
をたて給ふべし、いにしへより長ずるを立る事、國家の利にさふらふ、その上男を捨て女をた
て、父を捨て子をたつる事、皆非道に侍りと申上られければ、法皇善しとのたまへり。こよに
於て、皇嗣相違なくさだまりたまひしかば、しかる上はとて忠通百官を率ゐて、雅仁親王を
高松殿にむかへ奉りて、これを立らる。是すなはち後白川帝なり。かよりければ、忠通關白舊
の如くにして、此君を輔佐し奉らる。これより先に、頼長公放肆に政を行はれければ、御兄
ながら忠通公は、關白職は名のみなりしが、此時に至りて主上に奏せられけるは、今陛下あ
らたに四海を治めたまひ、綱紀をとよのへさせたまへば、政の本正しからずばあるべからず、
臣が如き不才の者を用ひたまふべからずば、關白職を罷て弟の頼長に授け侍るべし、然らざ
れば、臣が内覽氏の長者をかへし賜はるべしと奏せられければ、帝尤の事におほしめしける

もせさせたまはず。是は帝の頼長をにくませたまふは、皆忠通のしわざなりと思しめされし故なり。さて仁平三年に至りて、帝御目をわづらはせたまひける故、御位を雅仁親王の御子に譲らんとと思しめされければ、忠通勅旨をうけて、法皇に此事を奏せらるゝに、法皇又うたがひ思し召るゝは、忠通幼主を立ておのれが威福を專にせんと欲し、常に讓位の事をすよめたれど、朕が聽さざる事を恐れて、わざと帝をして病と稱せしむるならんとて、すなはち忠實に宣ふやう、忠通意を用て謀る事かくの如し、天下これより漸に亂るべしと宣まへり。扱忠通は帝の仰せられし御讓位の事を、法皇に再三奏せらると云ども、法皇只、大體を聞き忠實と議るべしとのみ仰られければ、忠通もせんかたなく、其儘にて止れたり。かくて頼長は驕り傲る事日々甚しくて、後には法皇の近臣をも凌ぎ辱しむるに及べり。然るに久壽二年七月、帝御惱重らせ給ひ、終に御年十七にて崩じたまへり。此時に至て法皇思しめしけるやう、四の宮は長ぜさせたまへども、生質躁しくおはしませば、天位を繼せたまはん事おほつかなしとて、忠通をめてしてひそかに議りてのたまはく、帝蚤く崩じたまひて嗣なし、天下第一日も主なくばあるべからず。暉子は帝の同母の妹なり、重仁は上皇の第一子なり、守仁、雅仁は子なり、誰か其可ならん者ぞ、汝宜しく其一人を選べしと仰られければ、忠通心に思はるゝは、法皇の御心もと

たまふに、忠通申上られけるは、弟頼長其性凶く險しきところ侍り、渠もし重臣となりて幼主を輔佐し奉らば、四海其禍を蒙り侍るべし、しかし父忠實臣がかやうに申よしを聞侍らば、かならず大に怒りて臣を責侍るべし、臣今父に従はんとすれば、君に忠ならず、所詮忠孝二つは全くしがく候まよ、父に負き申すべしと申上られければ、法皇此旨を忠實に示し給ふに、忠實果して大に怒り、兵士に命じて忠通の朱器臺盤を奪はせ、ことごとく頼長に授けて、氏の長者の號をも奪ひ、遂に父子の義を絶して、其宅地莊園をも奪れければ、忠通は唯備前國のみを知行とせられけれ共、實父の所爲なれば心にも懸ずして居られたり。先に忠通、嫡子基實に元服させんとて、知行の國々をして、其供給の事を辨へしめんとせられしに、かくの如く知行をも奪れて、その備も空しくなりぬ。其後基實の元服、次男基房の著袴にも、威勢おとろへられたる折なれば、公卿の輩來り會する人なし。唯藤原宗能、忠基、經定、其事に預られたり。しかれば、此子息達に敍位昇殿の命もなかりしに、崇徳院と皇嘉門院とは、殊に其家に臨幸ならせ給へり。此帝は兼て頼長が奢恣なる事をにくませたまひ、忠通を親しくおほしめされける故なり。かくて仁平元年元日の節會に、頼長内辨たりけるに、帝御帳に入て出させたまはず、翌日法皇に觀えさせたまふ時、忠通御供に従はれたり。然るに法皇御けしき悪くして、御物語

願はくは父忠實が罪を宥められ、父子の對面を得候て、其禮を全くいたしたく侍り、父官職を廢せられ、子として登庸せられ候はん事、人情のしのびざる所にさふらふと、申上られければ、法皇、忠通の孝心を感じたまひ、父の罪をゆるして、忠通を従一位にすよめ、左大臣に任じ給へり。忠通の家皇居に近かりければ、朝參のたびに諸卿に先だちて昇殿せられ、政事ととり計らはるゝ事すべて條理正しく、專先例故實によられければ、法皇いよく、忠通を重んじたまへり。久安元年、忠通公に石見國を賜はらんとする時、忠通つねぐ、大和國を得たく思はれければ、ひそかに人をつかはして、大和國內を點檢させられけるに、興福寺の僧徒大に起りて、これを拒みける故、石見を賜はる事になりぬ。これより先に、忠通公備前と伊賀とを知行せられけるが、こゝに於て三國を總領せられぬ。此時弟の頼長これをそねみ譏りて曰く、忠通二朝に攝政として三國を食租とす、榮華そなはれりといへども、貪り汚るゝの名をいかどせんとするにやといはれけり。然るに父の忠實公、ことに頼長を愛して、忠通をにくまれければ、忠通をよびていはるゝやう、汝よろしく内覽の職を弟頼長に譲るべし、他日頼長又汝が子孫にかへしゆづるべしといはれけるに、忠通默然として答へられざりしかば、忠實法皇に奏して忠通を召せられて、彼が心底を聞き召たまはるべく願はれけり。かくて法皇其旨を忠通に諭し

雲くものかよりてある空そらと、ひとつにまがひて見ゆる沖おきの白波しらなみのけしきが、おもしろしといふ心こころなり。久方ひさかたは空そらの枕詞まくらことばなり。沖おきつのは助字たすけじにて心こころなし。此歌舟このうたふねといふ字じをよみ入れずして、こぎ出いでてとばかりにて、船ふねの事ことを聞きせたるものなり。古ふるき歌うたにあまた此例このれいあるなり。

法性寺入道前關白太政大臣ほつしやうじのにふだうきさきのくわんはくたじやうだいじん

此大臣おとぎ御名なを忠通たてみちう公こうと申しき。父忠實ちゅうたせねこう公こうは堀川院ほりかはのゐんの長治二年十二月に、右大臣うだいじんより關白くわんはくとならせ給たまへり。其後しらかは白川のほあわうたせね法皇忠實いまま公こうを忌いせ給たまふ事ことありて、輔佐ほきの臣しんを易かへんと思おぼしめしければ、密ひそかに其人物ひびがらを選えらみ求もとめさせ給たまふに、しかるべき人物じんぶつのあらざりけるに、忠實たてせね公こうの子この忠通たてみちの如ごとき人ひとはあらじと思おぼし召めして、すなはち忠通たてみちをめして諭さしづしてのたまはく、汝なんぢが父忠實ちゅうたせね朕ちんが心こころにたがふ事ことありといへども、父ちちはおのづから父ちちたり、子こは自ら子みづかたる事ことなれば、今いまより汝なんぢを以もつて父ちちの職しやくに代からしめ、執政しつせいの臣しんとせんと思おもふなりと、仰おほせられけるに、忠通たてみち申まを上あられけるは、仰おほをいなみ奉たてまつる事こと畏おそれおほき事ことにさぶらへども、臣しんが家代々いへだい重職じゆうしやくを忝かたじけなくす、故ゆゑに父子ふし其職そのしやくを授まづけ受うけるの儀式ぎしきさぶらふ、凡おほそ詔みこと降くだりさぶらふ時は、家いへに於おかたるもの、子こたるものに命めいじて、重職じゆうしやくをうけつがせさぶらふ事ことに侍はんべり、今いま愚父忠實ふたせね、主上しゆじやうの御怒いかりに觸ふれ奉まをり、執居ちつきよ致いたしまかり在間あるあひだ、

法性寺入道前關白太政大臣

父は知足院關白忠實公、母は六條右大臣朝房公の女なり。天仁、天永の比正二位
權中納言、保安二年關白氏の長者、同三年左大臣從一位、四年攝政を改めて關白と
なり、永治元年又攝政となり、久安六年又攝政を改めて關白となり、康治三年八月
上表して關白を辭し、應保二年六月法性寺にて出家せらる。此時六十七歳、翌長寛
二年二月薨す。

こたのもろこた出く見きも久方比

くもるよまあぬお幾津志をのみ

詞花集雜下に、新院位におはしましよ時、海上眺望といふ事をよませ給ひけるによめる、と
あり。此新院と申は崇徳院の御事なり。眺望ははるかに見渡すことなり。扱歌のころは、わ
たの原は海上をいふ、その海上へ舟をこぎ出してむかうを見れば、その海が果もなく遠き故、

仲秋ちゆうしゅう十二日なほ猶まさ正好まさよき之夕ゆふ也なり浮世せい八十回くわい是非これ暮齡くれい哉にあらずや月つき歎なげ老なげ誠まこと矣なり
斯言このこと其詞そのことば云い

むかしみし人は夢路ゆめぢに入いはてよ月つきとわれとになりなりにけるかな

人々ひとびとおもしろく感じかんじあはれしとぞ。又また基俊もとよし、或時あるとき城外けいがいをありかたる道みちに堂だうあり、其かたはらにむくの木有ありけるが、六歳むつきばかりなる小童こわら彼樹かのきにのほりて、むくの實みを取とてくひけるに、こよをば何なにといふぞと問まれければ、やしろ堂だうといふなりと答こたへけるを聞きて、基俊もとよし何なにとなく口くちすさびに童はらにむかひて、

此堂このだうは神かみかほとけかおほつかな

といはれたりければ、此こわらはうちきよてとりあへず

ほうしみこにぞとふべかりける

とつけたり。基俊もとよしおどろきてふしぎに覺おぼえ、此こわらはたどもものにあらずと、人々にいひて興きようぜられき。基俊もとよし著述ちやくしゆつの書しよは、悦目抄えきめきう、新歌仙しんかせん、新撰朗詠集しんせんらういしふ、相撲立等すまひだてらうなり。保延四年ほうえん薙髮ちりぼつして法ほふ名みやうを覺かく舜しゆんといへり。もとより家柄いへがらの人ひとにて、衆しゆに重おもんぜられけれど、才さいを恃たのみて、人に傲ほこられける故ゆゑ、官位くわんゐも顯達けんたつせず、わづかに從五位下じゆゑ左衛門佐さゑもんすけにて終をひられたり。

る人いみじく笑ひけり。基俊是を聞きて、安からず思はれれどかひなかりけり。又或時、人
和歌を詠じけるに、基俊かたはらによりて深く歌を案じ入て、われしらす聲にあらはして、
めざましきまでちるもみぢかな

と吟ぜられたるを、其座にありける顯仲入道これをもり聞きて、かたはらに居たる右馬助何が
しが歌出来かねて歎くにさよやきていはく、早く此上の句をよみそへて出されよと教へられけ
ば、右馬助悦びて、教の如く、上の句をつけて、わが歌としてさし出したり。扱一座みなよみ
はてよ披講の時、右馬助もとより下臈たるにより、先此歌を講じければ、基俊聞きて、大に興
醒たる氣色なるを、顯仲ほよゑみて聞居られたり。扱次々に講じて、土座の基俊の歌を講ずる
に、彼右馬助と同じ下句なりければ、顯仲わざと知ぬ顔にて會釋して、右馬助はよく思ひよら
れたり、歌仙たる基俊ぬしと同じ下句なる事、今日の名譽なりと申されければ、基俊はわが歌
をぬすみ聞れたるとは思はずして、いよく不請のけしきなりし。これも基俊兼て人々と申あ
しかりける故、あざむかれたるなり。基俊老後に帥大納言にさそはれて、堀川左大臣のもとに
参られたりけるに、月前歎老といふ題にて、人々歌よみけるに、一句の序代あるべしとせめ
られければ、のがれがたくて、かくぞ書つけられける、

基俊秀娘の
 通の歌の
 人清源と見ゆ心
 口き極りて批報
 幣の行はるるに
 人其多可と慰む
 磯波歌仲あり
 中をいひて新節
 せりしうし新節
 此れ其後成り
 けりて後世
 之新家行
 祖と仰ぐ。



くちをしや雲居くもるがくれにすむたつも思おしふ人には見えけるものを

基俊是を見て、鶴たづの事と心得て、たづは澤さばにこそすめ、雲にすむ事やはあると難なんじて、負まけになしてけり。されど、俊頼其座そのざにては詞ことばもくはへず、其時法性寺殿ほつしやうじじの、こよひの判はんの詞ことば、おのく、
掟おきてまるらせよと、仰せられける時に、俊頼これは鶴たづにはあらず龍たつなり、彼楊公かのやうこうが眞まことの龍たつをみんとおもへるこよろざしの深ふかかりけるによりて、彼かれが爲ために眞まことの龍たつのあらはれて見えたりし事のあ
るを、よめるに侍はんべり、とかきて出したり。基俊も宏才まことの人なりしかど、おもひはかりもなく人の
歌うたを難なんずる癖くせの有ければ、事に觸ふれて失多しつたほかりけり。基俊琳賢りんけんとも中あしかりければ、雲居うんこじに
ても、俊頼の歌を基俊の難なんぜられし時、貫つらぬき之の歌うたを引ひいて嘲弄てうろうせられぬ。又ある時、琳賢りんけん思おもひよる
事有て基俊をたばからんと思ひ、後撰集ごせんしふの歌うたの中に、人もあまりにしらず耳遠みこほき歌うたのかぎり廿
首むすをえり出し、しかるべく書かつがひて基俊もとよしのもとへもて行ゆけり。さて申まをさるゝには、或人あるひとのこ
とやうなる歌合うたあはせをして、かちまけを知らまほしくつかうまつるに、判はんつけて給へとて、とり出
られたりければ、基俊これを見て、後撰集ごせんしふのうたといふ事をふつとおもひよらず、おもふさま
に難なんぜられたりけるを、琳賢りんけんこよかしこにもてありきて、基俊もとよしに逢あつては梨壺なしつぼの五人もはからひ
も物ならず、基俊はあはれ上古じやうこにもすぐれたる歌仙かせんかな、これ見たまへとて輕慢きやうまんしければ、見

君がやどにてきみとあかさん

とつけたるを、何のめづらしけもなきをいみじく感ぜられき、さてのどかに物語して、基俊の詞に、久しく家に籠り居て、今の世の人のありさまなどもえしり侍らず、此頃誰をか物知たる人にはつかまつりたると、問はれしかば、九條大納言、中院大臣、雅宣などをこそは心にくき人には思ひて侍るめれと申せしかば、あないとをしとて膝をたよきて、扇を高くつかはれたりし、かやうに師弟の契りをば申たりしかど、よみくちにいたりては俊頼には及ぶべくもあらず、俊頼はいとやんごとなきものなりしと、申されたり。俊成卿のかく論ぜられしは、基俊古き歌のすがたを好まれたる故なるべし。定家卿の詞にも、近くは亡父俊成、此道を習ひける基俊と申しける人、此ともがら未の世のいやしきすがたをはなれて、常に古きみちをこひねがへりとのたまへり。まことに基俊は堀川院の御時に、歌のすがたを昔にかへさんとせられしは、よきこよろざしにて有けれど、古き事をまなべる人なくて、ほどなく後のすがたに流れたるは惜き事なりし。基俊つねく俊頼の下にたつ事を欲せずして、これにさからひて、歌をも難ぜらるる事多かりき。法性寺殿にて歌合ありけるに、俊頼、基俊二人判者にて、よみ人の名をかくして、當座に判じけるに、俊頼のうた、

は火にてやくものなる故、三界の火宅にくるしむ衆生にたとへたるものなり。抑此基後の契り
おきしとよまれたる歌のころは、先だちて光覺が事を御契約下されてより、かの御詞のさし
も草の露の恵みを、命にかけて頼みにいたしさぶらふに、嗚呼其かひもなく、今年秋も過行べ
くなり侍れば、かの九月の講師の御さだめに、又もやもれ侍らんとよまれたるなり。

藤原基俊の話

基俊生得文才ありて和歌をよくし、又兼て詩をよくせられたれど、人にほこりて當世を見下し、
とかくに人を批難することを好まれば、それにつけてそしりを得らるゝ事多かりし。俊成
卿は基俊を師とせられたる故、後世二條家の和歌の祖を基俊とせり。俊成卿人に語りて曰く、
そのかみ年廿五になりし時、基俊の弟子にならんとて、和泉前司道經をなかだちにて、彼人と
車に相乗て基俊の家に行向ひたる事ありき、彼人其時は十五なりしに、其夜八月十五夜にてさ
へ有ければ、亭主基俊ことに興に入られて、歌の上の句をいはれたり、
なかの秋とをかいつかの月を見て
と、やうくに詠じ出られたりしかば、予これをつくとして、

られてより、今に相續する事にて、十月十六日は鎌足公の忌日なれば、其日に行はるゝ事なり。扱此興福寺の維摩會に講師をつとめたる僧は、やがて禁中の最勝會の講師となる例なれば、維摩會の講師の請待にあふ事をいたく待望む事なり。さて此講師を定むる事は、藤原氏の長者たる人の沙汰せらるゝ事なれば、基俊愛子の光覺に此講師をつとめさせたくおもはれ、兼て法性寺太政大臣忠通公へ願ひおかれたる事なるに、たびくもれて外の僧に定まりしかば、其事を恨み奉られけるに、忠通公の答に、しめちが原と仰せられたり。此しめちが原と仰せられし心は、彼清水の觀音の歌とて、

たどたのめしめちが原のさしも草われ世の中にあらんかぎりは

といふ歌の有によりて、忠通公もたどく頼みにせよ、われ此世にあらんほどには、光覺を講師に定めんと仰せ下さるゝ事と心得て、ことしこそはと頼み思はれけるに、又其年も洩たる故、此うたをよみて奉られたるなり。此講師の定めは毎年九月にある事なるに、ことしの九月も過る比まで音づれも聞えぬ故の事なり。さて彼觀音の歌のこころは、六帖に、

しもつけやしめちが原のさしも草おのがやまひに身をや焼らん

とある歌の心なり。しめちが原は下野國の名所なり。さしも草は今のもぐさの事なり。もぐさ

藤原基俊

祖父は堀川右大臣頼宗公、父は正二位右大臣俊家公、母は下野守順業の女なり。從五位左衛門佐たり。崇徳院の保延四年、薙髮して法名を覺舜といへり。此時八十四歳なりき。

契をあたふを露茂の乃ち母

あそ被ることしの阿姿を以て免

千載集雜上に、僧都光覺維摩會の講師の請をたびくもれにければ、前太政大臣に恨み申けるを、しめちが原と侍りけれど、又其年に洩にければ遣しける、とあり。此光覺といふは、基俊の子息にして、興福寺の僧權僧都たり。摩維會は、興福寺にて、十月十日より十六日まで、七日が間維摩經を講ぜらるゝ事なり。此事は大職冠鎌足公病によりて、百濟國の尼法明かすよめにより、維摩經の問疾品を讀誦せられ、病平癒し給ひしかば、和銅七年、淡海公維摩會を興行せ

のさすべきなし、俊惠しゆんゑの歌も又またいたれりといふべし、されど俊頼しゆんらいに比ひするに、及およばざる事遠とほし
といはれたりとぞ。

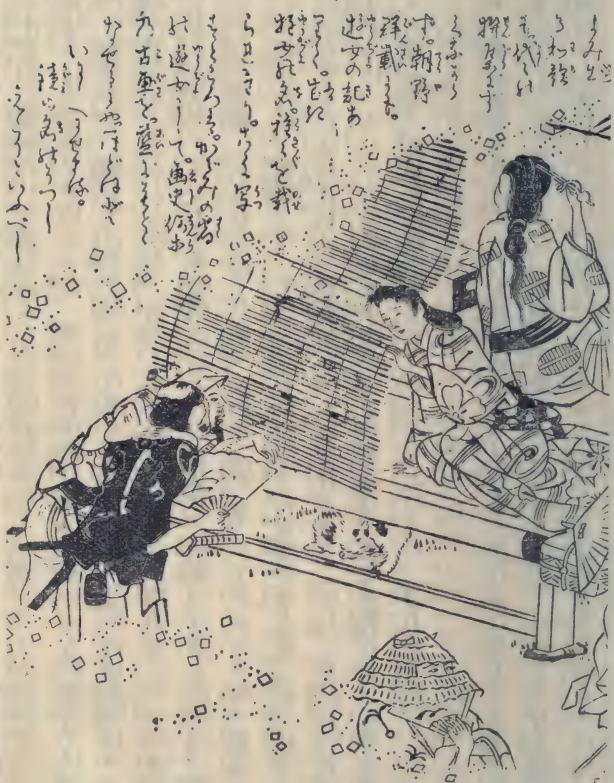
の物仰せらるゝにさし應へするやうやはある、便なし、といはれければ、明兼はにがりにけり。これは無理なる難を申かくる人ありけれど、重き人故さしひかへて聞居られたるを、明兼聞かねて、俊頼を援けんと口入しければ、かへりて俊頼にしかられたるなり。かやうに俊頼は濃厚なる生質なりければ、歸服する人多かりしよしなり。扱俊頼の著されたる書は、髓腦、無名抄等なり。又父の大納言經信、後拾遺集の撰を心よからずおもはれける故、難後拾遺といふ書をあらはして、彼集をそしられけるが、其難後拾遺は、全く經信卿一人の才覺にて出來たるものに、世の人思ひけるが、後に俊頼の子息俊惠法師人に語られけるは、吾妹の女逝去の後、かれが遺物を開き見る處に、父俊頼のかよれたる物少々これあり、其中に、件の難後拾遺の草案あり、しかれば難後拾遺は、祖父經信と、父俊頼と相共に作られたる物なるべしといはれたりとぞ。又家集を散木奇歌集といひて、今も世に傳れり。此散木といふことは、莊子より出て無用の木といふ謙退の義なり。然るに、奇歌とつづけたるは心得ぬ事なり。是は棄るといふ字と奇の字とを、いつの程よりか書誤りて傳へたるものにて、もとは散木棄歌集と名附られたるにて、無用の棄れ歌といふ義にてや有けん、契沖の考へられたるも面白し。俊頼の子俊惠法師も歌よみの名高かりし。しかれども俊成卿の人に申さるゝは、俊頼の歌は鍛練精巧にして疵

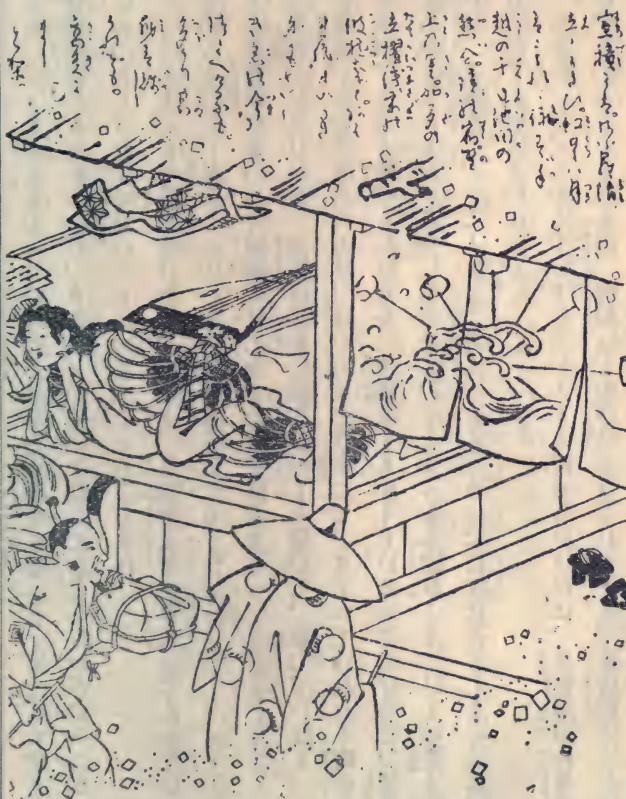
しなのなる木曾路の櫻咲にけり風のはふりよ透間あらずな

これは、信濃國はきはめて風早き所なる故、諏訪明神の社に風の祝といふものを置いて、これを春の初に深く物に籠おきて、祝して百日が間尊み重んずる事なり。しかれば其年は、すべて風靜かにて、民の業をなすによしとなり。自然とその籠たる物のすき間ありて、日の光を見せつれば風收まらずといへり。其ころを俊頼はよまれたるなり。此風のはふりの事は、先に能登大夫資基といふ人、俊頼にかたりて曰く、かやうくの事承りてさぶらふ故、歌によまんと思ひ侍りといはれたれば、俊頼こたへて曰く、それは無下に世俗の事なり、かくのごとき事さらくよむべからずといはれければ、資基はそのよしを存ずるところに、後日にこれをわがものとしてよまれしは、もつとも腹黒なる事なりとて、資基は、先に俊頼に談ぜし事を後悔せられしとぞ。又大相國宰相にておはしける時、歌合せられけるに、夏月を俊頼、

光をばさしかはしてやかどみ山みねよりなつの月は出らん

とよまれたるを、峯より夏の月は出らんと侍るは、秋冬は谷より出けるにやと申す人のありければ、俊頼述る方なくて居られたるに、大判事明兼下座にさぶらひて、いさよか口入を申たりけるを、俊頼腹たよしきけしきにて、おのれがやうなる侍などはたごそ居るべけれ、公達





つたへたればこそ、かゝる遊女いぢぢよまでうたひけれ。此事このことを永縁僧正えいもんそうじやうた傳へきよて、うらやましく思はれければ、琵琶びば法師ほふしどもをかたらひ、さまざまのものを取らせなどしてわがよみたる、

きくたびにめづらしければ時鳥ときといつもはつ音ねのこゝちこそすれ

といふうたを、こよかしこにて謠うたはせければ、時の人ひび、又此僧正またこのそうじやうをすき人びびとなんいひける。又雲居寺うんこじのひじりのもとにて、秋あきのくれの心を俊頼としよりのよまれたるうた、

あけぬともなほ秋風あきかぜの音づれて野邊のべのけしきよおもがはりすな

此歌名このなをかくして出いだしたりけれど、基俊もといしは俊頼としよりの歌なるべしと思ひて、難なんじていはく、いかにも歌うたは腰こしの句くの末すえに、ての字じすゑたるは、はかしくしき事ことなし、さよへていみじく聞き悪にくきものなりと、口くちあかすべくもなく難なんぜられけるを、俊頼としよりはともかくもいはれざりけるに、其座そのざに伊勢いせの君きみ、琳賢りんけん居ゐられたりけるが、基俊もといしにむかひて、ことやうなる證歌しょうかこそ、ひとつ覺おぼえ侍はんべれといひ出いられければ、基俊もといし聞きて、いでく承うけたまはらん、よもよきうたにてはあらじといふに、琳賢りんけん、

さくら散ちるこの下したかぜはさむからで

といふ貫之つらゆきのうたを吟ぎんじて、しかもでの字じをながくと詠えいぜられければ、基俊もといし顔かほの色いろ眞青まきぎになりて、物ものもいはずうつぶきたりける時とき、俊頼としよりはしのび笑わらひせられしとぞ。又俊頼としよりのうたに、

みたるには優れりとぞ、いはれけるといへり。此郭公の歌は、天曆の御時御屏風に、淀のわたりする所にと、ことがき有て、壬生忠見、

いづ方になきて行らんほとよぎす淀のわたりのまだ夜ふかきに

とよまれたるにて、拾遺集にも載たる歌なり。さて又或時、法性寺殿にて會ありけるに、俊頼参られたり。兼昌講師にて歌よみあぐるに、俊頼の歌に名を書れざりければ、しばし見あはせて、打しはぶきなどして、御名はいかにとしのびやかにいひけるを、たどよみたまへといはれければ、よみあけるそのうた、

うの花のみなしらがとも見ゆるかな賤かかきねも年よりにけり

とかきたるを、兼昌しきりにうなづき感じけり。やがて此うたの中に、我名をよみ入られたれば、わざと名はかよれざりしなり。此よし殿きかせ給ひて、めして御覽じて、いみじう興せさせたまひてけり。又富家入道殿へ俊頼まるられける日、近江の鏡宿 傀儡どもまるりてうた歌ひけるに、

世の中はうき身にそへる影なれや思ひすつれどはなれざりけり

此うたをうたひけるはいと興ありけり。これは俊頼のよまれたる歌なるに、はやく世上にいひ



生々見

ハ
ク
ク
ク

ク
ク
ク

ク
ク
ク

ク
ク
ク

ク
ク
ク



俊頼もと連歌を好まず、和歌の體を害するを以てなり。しかるに金葉集に多く連歌を載られ、又高陽院の命によりて、和歌の式を纂めて奉らるゝにも、又連歌をのせられたり。是は我好まざる事によりて、人の美名を覆はじと思ふ心なり。其頃藤原基俊、亦和歌を能して世に名ありけるが、常に俊頼と争ひて其中よからず、基俊嘗て人に謂て曰く、俊頼は文才なくして和歌をよくす、たとへば馬のよく道をありくが如しといへり。俊頼これを聞いていはく、文時、朝綱が如き才學博きものさへ、いまだ秀歌あることをきかず、躬恒、貫之、詩名はきこえざれども、和歌をよくするに害あらず、しかれば基俊の申條誣たる事にあらずやといはれたり。基俊其才を自負して、常に他の歌を判するに至りては、口を極めて評し駁る事を専とせらるゝ故、時として疎漏の失あり。俊頼は生質濃厚なりければ、人これを愛するもの多し。此故を以て、當時の譽ますます、此人に歸したり。又俊頼人にかたりていはく、白川院、淀に御方違の行幸有りけるに、曉になるほどに、むかひの方に郭公一聲ほのかに鳴て過ければ、一首詠ぜまほしくおほえしに、ある女房舟の中にありて、しのびたる聲にて、

よどのわたりのまだよふかき

とながめられたるは、時にのぞみてめでたかりき、人々も感歎して今にわすれず、新らしくよ

源俊頼朝臣の話

俊頼歌をよむにたやすくはよまず、心をいれて案じられ、物に感ずる事ありてよき歌の出來たる時は、これを書つけおきて、さもおもふ時、出して人にも示されたり。又人のいまだよまぬ新奇の事どもを詠出たる人なり。或時、藤原實行、藤原長實と、躬恒、貫之のまさりおとりを論ずるに、いづれとも決せざりければ、此事を白川法皇にうかどひ奉られけるに、法皇のたまひけるは、朕何ぞたやすくこれを辨せん、此事は俊頼に糺すべしと仰せられければ、彼二人此よしを俊頼に告るに、俊頼打うなづきて、躬恒をかるぐしく思ひたまふなと、いはれければ、長實の曰く、しからば貫之おとり候やと。俊頼又いはく、たどぐ躬恒をかるぐしくおもひ給ふなとばかりいはれたるは、深き心有てあらはにいはれざりしなるべし。其頃朝廷をはじめ奉り、公卿の家々に歌合ある時は、多く俊頼を推て判者とせり。俊頼常にいはるよには、和歌を判するもの十徳を備ふるにあらざれば能はざる事なり、いはゆる徳望、門地、明辨、強記の類なりといへり。徳望とは、人にめざされ仰がる事なり。門地は家柄なり。明辨は明かに別つ事、強記は物覺のつよき事なり。扱天治のはじめ勅を奉じて、金葉和歌集を撰せらる。

源俊頼朝臣

大納言經信の第三子なり。母は真高といふ人のむすめなり。俊頼はじめ右近衛少將に任ぜられ、空の權守右京大夫をかれ。進みて從四位上に敘せらる。

空の聖なる人哉そい勢比やまおれ

そあゝあまきとそふ比はぬも比哉

千載集戀二に、權中納言俊忠家に戀の十首の歌よみ侍りける時、祈不逢戀といへるこころを、とあり。歌の意は、これまで我にうくありける人を、何とぞなびくやうにと、初瀬の佛へ祈りしに、此はつせの山おろしのやうに、かの人もはけしくてなびかぬが、かやうに山おろしの如くはけしくあれと、祈りはせぬものといふ事なり。

とよまれたれば、女房たち案にたがひて、返しもえせでやみにけり。此うたのころは、東國へ行くには、先逢坂の關をこえて行く事なれば、逢坂の關のこなたもまだ見ぬ身なれば、東の事は知らずさふらふといふ事にて、和琴をあづまごとといふによりて、事と琴とをかねてよまれたるなり。匡房老後天永三年の比、病つきて剃髪せられ、七十一歳にして薨ぜられたり。此人を世に江帥と稱したり。其子隆兼は式部少輔、維順は式部大輔たりし。

をし出しけり。隆方實政を罵する詞に、さまでもなき待幸の同じさまかなといひてけり。實政は多年の東宮の學士にて老者なりければ、かく嘲りたるなり。實政泣くく、此事を訴へ申ければ、是をやすからず思しめしめて、御位をつがせ給ひて後、隆方が官を罷されたるなり。しかるに此度、匡房の中されたる事を深く思しめし知られるにや、其時までは出居の御座にて、供御はまるりけるに、御前に誰かあると、問はせ給ふに、隆方さぶらふよし人の申ける時、かれにむかひてえ物はくはじと仰せられて、内にてぞ供御はまるりける。これ則、匡房の諫を納たまふ御心より、隆方に對はせたまふ事を恥思しめしたるなり。又或人内々匡房に向ひて、後二條院の御學問はいか程におはしまし候やと、問ひければ、佐國ほどにやおはしなさんと、答へられければ、國王のさほどまで學問せさせ給へりし事を、其人感じ思ひけるとぞ。匡房、和歌よりは詩文を以て世に名高かりし。少き時、秋日閑居賦を作られたるに、藤原明衡これを賞して曰く、其鋒森然たり、定めて敵するもの少からんと。又或時、禁中を竹みありかれけるに、わかき學者の事なれば、不風流なる人ならんと、女房たちあなづりて、匡房をみすのきはに呼よせて、これを彈たまへとて、和琴を押し出したりければ、匡房とりあへず、あふさかの關のこなたもまだ見ねばあづまのことも知られざりけり

いたりて、朝廷の故實とすべき書を編集せられけり。すなはち今の世に傳はれる江家次第第二十卷これなり。此江家の書籍は、いにしへより度々の火災に燒ざりしが、匡房卿、二條高倉にくらを立て、書籍どもを入置れけるを、或人郡の中は火災恐るべきよし申ければ、匡房卿のいはく、日本國失ずば此書籍も失べからず、朝家失べき期來らば、此書籍もうすべし、火災恐るゝに足すと申されけるが、後に仁平の比、彼書籍みな燒うせけるに、果して其後は朝家もなきが如くにおとろへ給へり。匡房卿、後三條院の東宮にておはせし時より、學問の御師範たりしが、帝御位に即せたまひて後、宸筆の宣旨をかよせたまひて、伊勢大神宮へ奉らんとせさせたまふ事有ける時、匡房御前にさぶらはれけるに、よみきかせたまふ其文に、朕位に即て後、一事として僻事せずといふ事をかよせ給へりければ、匡房、此御詞いかど侍るべからんと申されけるに、ことの外逆鱗ありて、汝何事を思ひてかよる事を申やと仰られければ、匡房申上られけるは、先に藤原實政を以て左中辨とし給へり、これ常陸辨隆方を超させたまふに侍らずや、其事はいかに侍らんと申上られければ、帝御心におほし合させたまふ事やありけん、御氣色すこしなほりて、其宣命はよみもはて給はず、もちて内に入らせたまひけり。此帝いまだ東宮におはしましける時、春日詣のありけるに、和泉の木津にて、隆方と實政と舟遊をしていさかひ

まよ、試こころみにめし出して問侍もんじらんとて、匡房まがらふに此由このよしを申されければ、匡房まがらふ謹つとむで答こたへられける
 は、天竺てんぢくには那蘭陀寺ならんたじ戒賢論師かいけんろんしの住所ぢうしよ、震旦しんたんには西明寺さいみやうじ圓淵法師えんえんほふしの道場だうぢやう、日本にほんには六波羅密寺ろくはらみつじ
 空也上人くうやうじんの建立こんりふ、何れも寺門じもん北きたに向ひ候と申されければ、頼通よりみち公大こうだいに其強記そのきやうきを歎賞たんしやうせられたり。
 匡房まがらふ其より文章得業生もんじやうぎやうせいに補ほせられ、對策及第たいさくくわだいせられけるが、みづから才さいをたのみて世よを憤いきり、
 迹あとを山林さんりんに晦くらまさんと思はれけるを知りて、權中納言ごんちゆうなごん經信けいしんこれを諭さとしていはく、汝命世なんぢのみよの才さいを
 懐いだきながら、何ぞみづから其身そのみを愛あいせずして、俄にわかに隱遁いんどんせんとするやとて、大おほに諫いさめられしか
 ば、此意見このいけんを用ひて、隱遁いんどんの志こころざしを止とまれけり。それより後三條帝ごさんでうてい、白川帝しらかはてい、堀川帝ほりかはてい、三朝てうに
 仕つかへて、官位昇進くわんゐしやうしんせられけるに、承曆しやうりやく年中ねんぢゆう、高麗國かうらいこくより日本にほんの名醫めい丹波雅忠たんばのまさただを請こひける時、匡
 房まがらふをして高麗かうらいの返牒へんてふをかよしめられけるに、其文もんの中に、
 雙魚さうぎよ難達なんたつ鳳池ほうち之浪しがたし扁鵲へんじやく豈あに入けいりん雞林けいりん之雲いらんや
 といふ句くあり。此句このくを人々聞傳ひとびとつたへて、めでのよしりけるが、其後彼國かのくにの商人あきびや太宰府たさいふへ來きたれるが、
 此句このくを紳おびに書かきてありけるとぞ。此雙魚さうぎよといふは、もろこしにて魚うをの形かたちに文ふみを封ふうすること有あゆる、
 書翰しよじやくを雙魚さうぎよといふなり。鳳池ほうちとは、禁中きんぢゆうの御池みいけの事ことなり。扁鵲へんじやくは、もろこしの名醫めいの名な、雞林けいりん
 は、高麗かうらいの別名べつみやうなり。さて此大江家このおほえけは先祖せんぞ音人おとんど卿せい以來いらい、代々だいだい博識はくしきの人おほ多おほかりしが、此卿このせきやうの代よに

其高砂の尾上よりこなたの、ひくき外山の霞が、たよすにあれかしといふ事なり。

權中納言匡房の話

匡房はいとけなき時より、人に優れて才智あり。四歳の時、始て書をよみ習ひ、八歳にして史記、漢書をよみ通し、十一歳にて詩を作られたり。其事は十一歳の時、父の成衡朝臣に具せられて、土御門大臣の御許に参りて、此春より詩を作りさふらふよし、成衡申されけるに、大臣疑はしくおほしめして、雪裏春松貞といふ題を出して、詩を作らしめたまふに、抄物、切韻なども持合せられざるに、筆を染てやがて書て奉られければ、大臣まことに優れたる事なりとて、此詩を持って参内したまひ、帝の御覽に備へられければ、歡感ありて、學問料を賜はれり。これより名譽日々にして、盛に人に賞せられぬ。其頃關白頼通公宇治の平等院を建たまはんとて、權大納言源師房卿とともに宇治に往て、造營の地形の事など示しあはさるゝに、四足的大门を北向に建る例にしへに有ける事にやと、師房に問給ひけるに、師房其例を覺悟せられざりければ、頼通公へ申さるゝには、其例未だ覺悟いたし候はず、大江成衡が子江冠者いまだ無官にてさふらへど、下官が車の後にのせてまゐり侍り、彼の若者はよく故事をおほえ居候

權中納言匡房

先祖は大江音人なり。匡房寛治八年權中納言となり。永長二年太宰權帥となれり。
其後康和四年權帥解任して、正二位に敘せられ、長治三年又權帥に任じ、天永二年
大藏卿となり、同十一月に、七十一歳にして薨ぜらる。

をあせふ乃尾上れせくは咲みあま

せをふれあまみあまもあはあま

後拾遺集春上に、うちのおほいまうち君の家にて、人々酒たうべて歌よみ待りけるに、遙に山の櫻を望むといふ事をよめるとあり。此うちのおほいまうちぎみといふは、内大臣といふ事にて、すなはち二條關白師通公なり。其家にて人々酒をたまはり歌よみたる時、遙望山櫻といふ題にてよみたるなり。歌の意は、此高砂は播磨の高砂の事にあらず、山の惣名を高砂といひたるなり。其山の尾上とて頂上より少し下りたる所の、櫻の咲たるをこよより見るほどに、

にかぎれり。攝津の二字をつといふ一字により、紀伊の二字をきと一字によむこれなり。紀の國、もとは木の國といひて、神代に五十猛の神、天くだりたまふ時、多く樹のたねをもて降り、播植て青山をなし給ひけるが、其神のまします國故、木の國といひ初めしなり。攝津はもと舟のつく便よくて、津々の多き國ゆゑ津の國とのみいひしを、元明天皇の和銅六年五月に、勅詔ありて、五畿七道諸國の郡の名、郷の名まで、二字にしてよき名をつくべきよし仰下されし事あり。其時より攝津、紀伊などかきたる事なるべし。大和ももとは倭の一字、和泉ももとは泉の一字なりし。又三字の國名をも二字に約めしは、上野、下野なり。此二箇國ももとは、上毛野、下毛野とかきたり。

観望いふまじ
よそはいつ
りばふまじ
けつ文と
強ふまじ
西行法師
いふ



け歌のぬし俊忠卿は、俊成卿の父にて、歌よみの名高かりし人なり。此紀伊のかたへよみて贈られたる、人しれぬおもひありそのといふうたのこころは、人には知られず内證にて思ひのある事なるが、其思ひのあるといふことを、風のたよりにてなりとも、よるひそかにいひ知らせたしといふ事にて、有といふ詞を、ありその浦にいひかけ、夜の事を波のよる事に言かけたるものなり。有磯の浦は越中の名所なり。其歌のかへしに、音にきくたかしの濱のといふうたを贈りたるにて、此歌のこころは、かねて人のうはさに高う聞侍るあだくしき心のある人の仰せらるゝ事は、聞人れ侍らじ、何の詮もなうあだなることばを聞入れて、果々は袖をぬらして泣やうなる事もあらんによりてといふ事なり。あだなることばを聞入ることを、あだ波を袖にかくるといひなしたるものなり。

祐子内親王家紀伊の話

此紀伊といふ人は、散位平經方の女にして、紀伊守重經の妹なり。兄の受領によりて紀伊を呼名とせしなり。祐子内親王の御家に仕へし故、其家の紀伊とも、中宮の紀伊とも云り。紀伊の二字をかな一字にてきとよむ事なり。凡日本六十餘國の中にて、假名一字によむ國は二箇國

祐子内親王家紀伊

祐子内親王は後朱雀院の皇女なり。御母は中宮嫺子。長曆二年四月に生れたまひ、延久四年御ぐしおろしたまひて後、二品の宮と申奉れり。

音よたぐぬあ志乃そまねあぬ波そ

あぢゝをぢく乃ぬれもあろまね

金葉集戀下に、堀川院のけさうぶみあはせによめる、中納言俊忠、人しれぬおもひありそのうら風に波のよるこそいはまほしけれ、といふ歌有て、其かへしに、此紀伊の歌あり。是は堀川院の御時に、禁裏にて殿上人の歌よみたちに仰せて、宮づかへの女房たちに、けさうの歌とて戀の歌をよみて遣はすべきよし、勅せられたる事ありて、銘々色々の風流の紙どもに、戀のうたをかきて贈られ、又女房たちより其かへりごとをせさせたまへり。これを艶書合といへり。けさうとは懸想とかきて、人にこころをかくる事なり。それ故艶書をけさう文といへり。此か

に、彼旅宿の庭に大なる槻の樹有て、月に障りければ、從者に命じて直に此樹を伐せ、よもすがら明月に對して琵琶を弾じ、歌を朗吟せられたり。其風流英氣かくの如くなりしが、承徳元年、八十二歳にして太宰府に薨せられたり。此卿別業を桂の里に構へ、時々吟遊せられたれば、世に桂の大納言とも稱せり。其子に基綱、俊頼の二人有て、ともに歌をよくせられたり。

網にかよれり、とばかり申されけり。是はいみじき神なりとも、狐のすがたにてはしり出たらんを、射るに何の科かあらんといふこよろなり。此白龍魚服の事は、もろこしの故事にて、龍が魚のすがたになりて、波にたはぶれて浮び出たりけるほどに、豫且といふものの網を引けるにかよりて、かなしきめを見て大海にかへり、龍王に訴へければ、龍王ことわりて云く、汝何とて魚のすがたとはなりけるぞ、さればこそ網にはかよりたれ、今より後さる事をすまじきなりといへり。經信此故事を以て、決斷せられたる故、彼狐を射たるもの罪を免れたるとぞ。經信卿歌に長ぜられたる事は、順徳院の仰に、延喜よりこのかた歌の見るべきものなし、只公任經信の二人のみ殆古風に近し、しかれども世に知ものなし、後の人、楚國に屈原あるが如くいはんとのたまへりしとぞ。經信卿の時代に、藤原通俊も歌をよくよみて自負せられ、つねく經信、匡房等と互に論難せられけれど、匡房の歌は通俊には少し劣られけり。通俊、白川院の勅によりて、後拾遺集を撰ぜらるゝに、經信此撰者の列に預られざる事を、世の人不審しけり。後拾遺集成て後、經信是をみて、頗不滿の心ありけるにや、遂に難後拾遺集をあらはして、彼集の事を譏られたり。經信、寛治年中に正三位に叙せられ、嘉保元年、太宰權帥となりて、翌年西府に赴かれたり。其道にて、筑前の筵田の驛に一宿せられしが、折しも八月十五夜なりし

させ給へと、祈念せられければ、此ばけもの、何かは祟をなすべきとて、かきけして失ぬ、さだかにいかなるもの姿とは、見おほえざりしと、經信卿のかたられしが、朱雀門の鬼などにや有けん。彼鬼はすきものにて、かやうの事も折々有しとぞ。此詩歌ともに公任卿の朗詠集に入られたれば、其歌を吟ぜられしに感じて、其詩を唱ひたるなるべし。又經信卿は俊忠中納言とともに、當世の鞠の長者として其餘諸藝に達し、もとより風流なる人にて、しかも事を決斷するに甚すみやかなりしとぞ。其事は承暦四年、高麗王惡瘡をやめるよしにて、日本の名醫丹波雅忠を給はらんとこひ申たり。雅忠は、後漢靈帝の裔にして、正四位下主税頭、丹後守たり。高麗國王、雅忠が醫術のすぐれたる事を聞及び、此度王則貞といふ商人に書を言傳て、太宰府に達す。其書中に、奉_二聖旨_一訪_二問貴國_一といふ文ありければ、其文言禮を失ふを以て、其贈物を返さんやいかゞなど陣の座の定に及で、さまざま評議ありけるに、大納言經信卿、其座へ遅く參られけるが、高麗王惡瘡をやみて死なん事、日本の爲苦しからぬ事に侍りと、いはれたる一言に事定まり、雅忠をつかはすべからずといふ事になりたり。又ある處に、野干を神體としたり社_の有けるに、其社のほとりにて狐を射たる者あり。此射たるものの罪ありなしの事を陣の座にて評議あり。諸卿さまざまに論ぜられける中にて、經信卿、白龍も魚服すれば豫且が密

いかなる事にもすべて泣なざる人なりければ、異名いみやうを犬目少將いぬめせうしやうと云れたる人なりしが、今宵こよひは人
 にすぐれて袖そでをしほるばかりにて、隆綱たかつな、俊明としあきらともに起て舞まはれたり。樂終がくをばりて、院禪いんぜん、慶禪けいぜん、
 箏さうのことを弾ひき、おるじの尼あまぎみ琴きんをひき、經信つねのぶ卿けい、長俊ながとし、琵琶びばを弾ひかれたる時は、誠まことに人々なみた涙
 にむせびて、宵よひの樂がくの時には勝まさりておもしろかりけり。かくて夜明よあけにけれど、日の出ひるほどま
 で歸かへりもやらず、興きやうに入いり。此あるじの尼あまは、もと五節ごせちの命婦みやうふにて、麗景殿れいけいでんの女御にようごに仕つかへた
 る女房にようぼうなり。またともなき好すきものにて、朝夕あさゆふごと琴ことをさしおく事なかりけり。それを經信つねのぶの執しゆし
 て、かく人々ひとびと伴ともひてとぶらはれたるなり。又經信つねのぶ八條やちじょうわたりに住すまれける比ころ、九月ながつきばかりに月つきあ
 かよりける夜よ、空そらをながめて居ゐられしに、きぬたの音ねのほのかに聞きえければ、
 からころもうつ音おときけば月つききよみまだ寐ねぬ人を空そらにしるかな

といふ歌うたを吟ぎんぜられけるに、前裁せんざいのかたに、

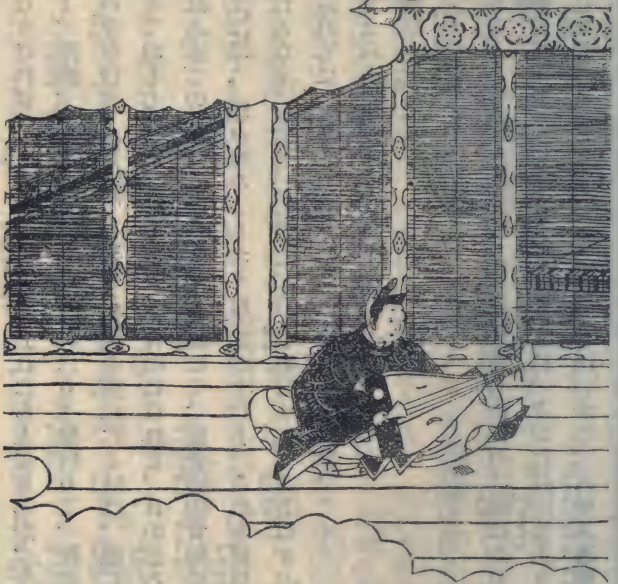
北斗星ほくしうせい前横ぜんぎやう旅雁りよん

南樓なんろう月下げつか擣か寒衣かんい

といふ白樂天はくらくてんが詩しを、まことにおもしろき聲こゑして、高たからかに詠えいずるものあり。誰たればかりの人ひとに
 て、かくめでたき聲こゑしたらんと覺おぼえて、おどろきて見みやられたるに、そのたけ一丈いちぢやうあまりもあ
 らんとおほえて、髪かみのさかさまに生おひたるものにてありければ、こはいかに、八幡大菩薩はちまんたいぼさつたすけ

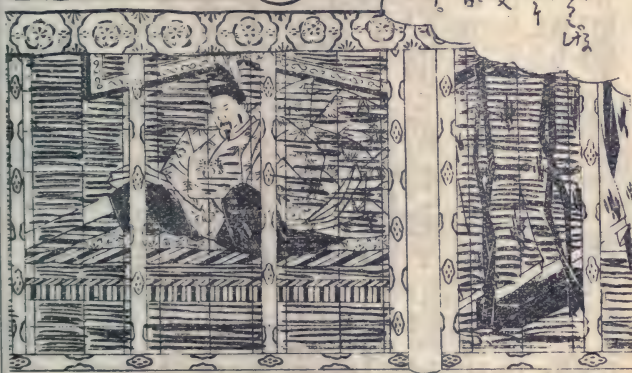
指動は繪
の身。所。御
お記。よ。お
迷の。人。
後。の。足。存。府
竹。作。の。の。の
可。事。は。の。

回へんぞ



お家又と上と書とけ
琴邊は事。諸と
けて。或。失一交
世の是あ。右
引。上の上の事。
江中酒吉人の

成。鏡。い。い。い。
近。あ。あ。あ。
室。相。あ。い。い。
お。お。お。お。
お。お。お。お。
お。お。お。お。
お。お。お。お。



ば、再兩人をして二つの琵琶をとりかへて弾しめたまひしに、此たびは立象まさりて聞え侍り、しかれば、器物の優り劣りあるに侍らず、弾く人の巧拙による事に侍りと奏せられければ、帝實もと思しめされ、又立象をも弾しめたまふに、果して其詞の如く、いづれ劣り優りあらざりければ、大に感ぜさせ給ひけるとぞ。又經信或人にいはれるは、立象などといふ琵琶は、いかやうにしらべても調べ得ぬ時あり、資通大貳、此琵琶を弾ける時、調べ得ざりければ、父濟政、今日琵琶仕るべからず、彈まじき日なり、琵琶の僻めるなりとぞ申ける、我ら白川院の御遊の時、呂の遊の後、律にしらべなす時、終にしらべ得ざりし事あり、古人の申せし事、誠なる哉といはれけり。又或年の十一月許り、月明かりける夜、經信卿を始として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、樂人三四人、又宰相中將隆綱は管絃者にあらざりしかど、好ものなりければ是を伴ひ、又少將俊明も伴ひて、各車に乗て、五節の命婦といふ官女の、今は世をそむきて嵯峨に隠れ住る家に行けり。柴の戸を入てみれば、物あはれにて板屋のところなくあれたるに、軒のしのぶ草をわけてもり來る月の、簾のうちまでさし入てくまなきに、香染の儿帳を押出て對面したるけしきは、誰もく心すみておほえたり。さて秋風樂三反、蘇合などの曲をつくして、萬秋樂の序より五帖迄ありけるには、涙落さぬ人なし。此人々の中に、俊明は

大堰川遊覽へ
 行くとくかたは
 其の風光と
 多岐妙も貫
 一軒の舟
 公徳の船の老
 世も門もこふ
 文の種樹人
 近きすい
 娘もほつて
 好むとつて
 名をきと



君が代はつきじとぞおもふ神風やみもすそ川のすまんかぎりは
と詠れけり。其後或人の夢に、唐装束したる女どもならび居て、此歌を吟詠し、おのく歎じ
ていふやう、此歌によりてこそ帝王の御ことぶき増長したまふべけれといへり。果して帝は七
十七歳のよはひをたもたせたまへりと、言傳へけり。又承保三年十月白川院大堰河に行幸あり
ける日、詩歌管絃の三の船をうかべて、其道々の人を分てのせられけるに、經信卿遲參の間、
主上の御氣色ことの外あしかりけるが、しばし待れて參られたり。此經信卿は、詩も歌も管絃
も三事ながら兼まなびたる人にて、河の汀にひざまづきて、何れの船なりともよせ候へといは
れたるは、時にとりていみじかりけり。かくいはんとてわざと遅く參られたるなるべし。さて
管絃の船に乗て、詩と歌とを獻ぜられたり。三船にのると云しは此事なり。先に大納言公任も
三船にのられたる事有ければ、此兩人を三船の才人といひ傳へたり。經信卿もとより管絃の道
に妙なりければ、或時、帝經信をめされ、琵琶の名器たる立象と牧馬とを取出させ給ひ、先牧
馬を彈させたまひて問てのたまはく、此二つの琵琶、何れがまされると仰せられけるに、經信
奏せられけるは、むかし一條院源信明、信義兄、弟をめして、此二つの琵琶を彈こよろみさせた
まひしに、信明立象を彈じ、弟の信義牧馬を彈じ侍り。然るに、牧馬まさりて聞え侍りけれ

群臣ぐんしんおのゝく和歌わかを獻けんぜし時、經信つねのぶ序代おじよだいを作つくられたり。其時の歌に、

沖おきつ風かぜふきにけらしな住すまよしの松まつのしづえをあらふしら波

此うたをみづからもよしと思はれけるにや、常つねにみづから歎たんじていはれけるは、古今集こきんしふに載のるところの躬恒みづねが、

すみよしの松みかぎを秋風あきかぜふくからにこゑうちそふる沖おきつしら波

といふ歌は、たとへば七間四面しちけんしよめんの寢殿しんでんの南みなおもてに、御簾みすの所々ところところ破れたる中に、何なにの宮みやなど申まをす人ひとのおはしまさんに参まゐりて、中門ちゆうもん廊らうより入いりて寢殿しんでんの御階みはしの間にまゐりて、御物語みものがたりうけたまはらんやうなる歌うたなりと申まをされけるが、ある時とき、子息こゝしの俊頼としより朝臣あそんを呼よびて言いはれけるは、古今集こきんしふの、松まつを秋風あきかぜふくからにといふ躬恒みづねが歌うたを喻たとへていはど、大臣だいじんに任にんぜらるゝ人の如ごとし、わが詠よみし沖おき津風つかぜふきにけらしなの歌うたは、彼任かのにん大臣だいじんの大饗だいじやうの日ひ、中門ちゆうもんより入いりて史生ししやうの席せきにつくほどの風體ふうていならんや、いかがといはれければ、俊頼としより申まをされけるは、此こゝ仰おほいかが、御歌おんうた全く躬恒みづねに劣おとり侍はんべらず、しかれども古今集こきんしふの歌うたたるによりて、先任まづにん大臣だいじんにたとへさぶらふべし、御うたは一いちの大納言だいなごんにて、尊者そんじやとして南階なんかいよりねり上のぼりて、對座たいざに居ゐ給たまはんとこそ存ぞんじ候まをへと申まをされければ、經信つねのぶさらばさもありなんや、いかが有あべきとてよろこばれけりとぞ。又承曆しやうりやく二年にん殿上てんじやう歌合うたあひの歌に、

大納言經信の話

源經信は六條院右大臣重信公の孫にて、權中納言道方卿の第六子なり。博學多藝にして、殊に和歌をよくせられしかば、藤原公任と並びて世に稱せらる。長元歌合の時、經信生年十八歳にて參河權守たり。兄の經長は藏人辨たりしが、帝經長に命じたまひて、彼歌合を四條大納言公任卿に就て判ぜしめたまはんとす。此時公任卿は長谷に住れしかば、經長勅に依て長谷に赴くに、弟の經信所望して、兄經長の車の後に乘て行れけり。公任卿經信を見て、足下には何の爲におはしたるぞと申されければ、經長のいはく、舍弟經信も歌合御評定の事を承はりたきよしにて、所望して參上いたしさふらふと申されければ、公任卿經信の篤き志を感じて、彼歌合の判の事どもを具に示し聞されたり。又後拾遺集撰集の時、經信卿の歌の、

おほる河いは波高しいかだしよ岸のもみちにあからめなせそ

といふが入りてありけるを、經信強てこひて此歌を拔すてられたり。さて申されけるは、これは、無下の棄歌にて、後みん人に恥るなりといはれたり。然れどもよき歌にて有けるにや、はるかの後年に、俊頼朝臣此うたを金葉集に入られたり。又延久の比、帝住吉にまうで給ひて、

大納言經信

つねのまきやうちやうけんはじめじゆ
 經信 卿 長元の初從五位下參河權守、長 曆 寬徳の間 刑部 少輔、左馬頭、少納
 言、永承中正四位下、天喜治暦の間右大辨、參議、延久の初正三位左大辨、承保二
 年權中納言、永保の初權大納言、寬治中正三位たり。

夕をきそりとあゝの稻葉れぞ津社て

あゝのまはやゝあゝあせろぬゝ

金葉集秋部に、師賢朝臣の梅津の山里に人々まかりて、田家秋風といふ事を詠るとあり。歌の
 ころは、日暮になれば、田舎の家の門さきにある田の稻葉にそよくと音づれて、其まよ芦
 にてまろくふきたる家へ、秋風が吹て入るといふころなり。たとへば人の外よりとひ來る時、
 先門口にて案内をこひ、扱奥へ通るやうに、門田にそよめきてほどなく丸屋へ吹入る秋風のさ
 まをよくよみたる事なり。

おどろきてこれを問ひければ、此所は良暹せいてんが舊房きゅうぼうなり、いかで乗のりながら行ゆかんと申まうされければ、人々感歎かんだんして皆下馬みなげせられたりとぞ。扱あつかその良暹りやうぜんの住すまれたる房今ぼういまにあり。或僧あきそうかたりて云いはく、此舊房きやうぼうの障子しやうじに、良暹りやうぜんの書かきつけられたるうた、いまだ消きえずして残のこれりとぞ、

山ざとのかひもあるかな時鳥ときどりことしもまたではつね聞きつる

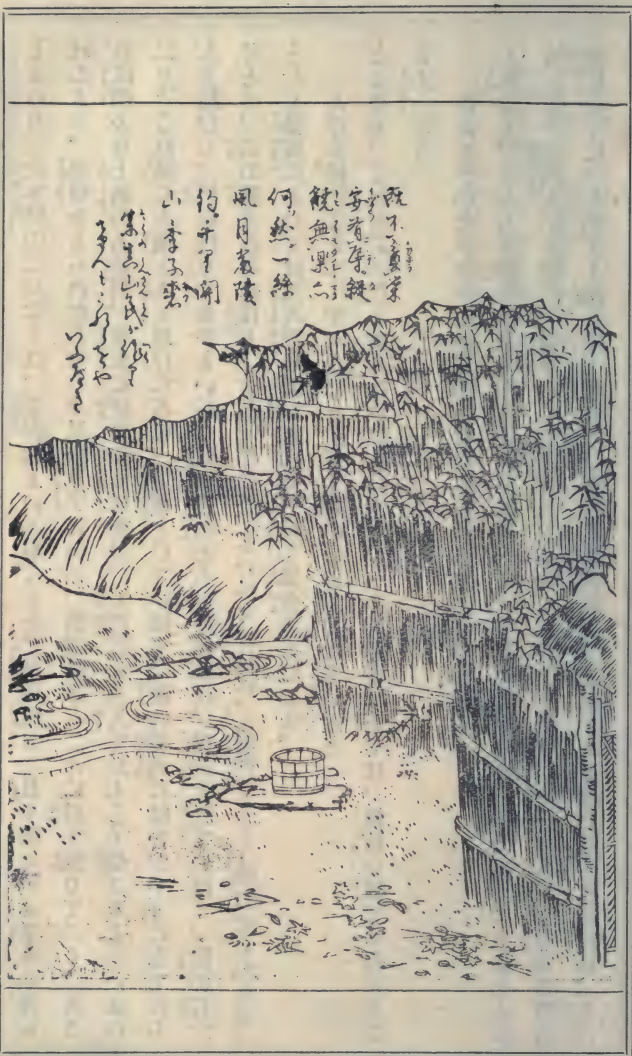
とよめり。此本歌のながなくは、汝が鳴といふ事なるを、良遅誤りて長く鳴といふ事と心得られしより、恥辱をとられたるなり。又袋草子にいふ、良遅あるところに於て語りて云く、ある日江州より上洛のあひだ、會坂に於て時雨にあひ、石門にたち入てかしく濡ざりしといはれたり。これ優なる儀と人よ思ひたるに、懷圓とひていはく、關の岩角にはいかやうにしてたち入り給ひし、門の侍りつるやといへるに、返答あらざりければ、懷圓又笑ていはく、關の石かどとは、石の廉ある事に侍り、しり給はざるかといへりければ、良遅いよく、閉口せられたり。とかく懷圓にあひては度々難を蒙られたり。但し爲仲のうたにも、

あづま路のことづてやせんほとよぎす關のいはかど今ぞ直なる

とよめり、これも石の門とおもはれたるにやといへり。此事に於ては、懷圓の難ぜられたること尤なり。

あふさかのせきのいはかど踏みならし山たち出るきり原のこま

と詠るも、さかしき岩の角ある所をもふみならして、立出る霧原の牧の駒の駿足なるよしよめるなり。石門といふ義は、論ずるにも及ばざるあやまりなり。又袋草子に、人々大原なる所に遊に行くに、おのく馬に乘て行けり。然るに俊頼朝臣、にはかに下馬し給へりければ、人々



既不_レ^レ夏_レ涼
 安_レ者_レ涼_レ殺
 競_レ無_レ樂_レ心
 何_レ然_レ一_レ絲
 風_レ月_レ蒼_レ陸
 約_レ半_レ半_レ開
 山_レ寺_レ子_レ雲
 第_レ幾_レ山_レ民_レの_レ街_レ子
 子_レ人_レと_レ行_レく_レや
 了_レる_レや

此ごろのやどの烟ぞ先たゆる終のたきどの身はのこれども
此歌のことがき舉白集には、東山に住うかれし給ひし頃とあり。難舉白集にて、策傳の許へ贈ら
れたる事しられたり。扱又良暹のうたに、まくり手といふ事をよまれけるに、住吉の神主津守
國基、まくり手といふ事やはあると難じければ、良暹、やしほの衣まくり手といふ事あり。如
何。國基いふ、それは僻事なり、まぶり出といふ事あり、それを書き誤れるなりといふ。良暹
しばらく案じて、古歌に、

風越の峯よりおると賤の男がきそのあさ衣まくり手にして

と侍るは、是もまぶり出をあやまれるにやといふに、國基詞なかりしよし、十訓抄にしるせり。
又良暹歌に名高き人なりしかど、郭公のうたを詠みあやまれたる事あり。袋草子にいはいはく、
先達も誤る事あり、良暹は、郭公ながなくといふ事を、長く鳴くといふ心と存ずるなり、俊綱
朝臣のもとに於て、五月五日郭公をよめる歌にいはいはく、

宿ちかくしばしながなけ時鳥けふのあやめの根にも比べん

懐圓これを嘲弄して、ほとと鳴て、きすとながむるにやといへり。是は古今集のうたに、
時鳥ながなく里のあまたあれば猶うとまれぬ思ふものから

北きたにあたり。乙訓おつくに郡のこほりの大原おほはらにはあらざるなり。此所こゝに住れたる證據しやうこは、後拾遺集ごしゆゐしふに、良暹りやうぜん法師ほふし大原こほに籠り居ぬと聞てつかはしける、
素意そい法師ほふし

みくさるしおほろの清水しみづをこすみて心に月のかけはうかぶや

かへし、

良

暹

ほどへてや月もうかばん大原やおほろの清水しみづすむ名ばかりぞ

此贈答そんたふあり。此瀧たきの清水しみづといふところの事は、顯昭けんせうの袖中抄しゆうちゆうせうに、能因のういんの歌枕うたまくらを引ひいていはく、瀧たきの清水しみづは、山城國大原おほはらの郷さとにありといへり。或人の申せしは、江文えぶんの東ひがしにあり、良暹りやうぜんが大原おほはらの山莊さんざうの邊へだちと云々とあり。今草府村寂いまくさふむらじやくくわうみん光院ひがしみなみの東南ちやう二丁にぢやうばかりに泉いづみあり。土人どじん、これを瀧たきの清水しみづといへり。良暹りやうぜん大原おほはらに住れける頃ころ、伏見修理大夫ふしみしゆりのだいのもとへ物ものこひにやるとして、よまれたる歌うた、

大原おほはらやまだすみがまもならはねば我がやどのみぞ烟けぶりたえたる

此うたのこころは、大原おほはらに住すめてまだすみならはねば、こころは炭すすをやく所ところにて、つねに烟けぶりのたえぬ所なれど、此方こゝは不自由ふじゆうにて、わが家いへばかりは朝夕あさゆふの烟けぶりもたえ待るといふことなり。此歌うたをとりて、近世東山の長嘯きんせいひがしやま大原ちやうせうにすまれし時、安樂菴策傳あんらくあんきくでんのもとへ、金子きんすかし給たうびよといふ文あやの奥おくによみてかきそへられるうた、

良暹法師

父祖ふそつまびらかならず。ある説せつに、祇園ぎんの別當べつたうにて、母ははは實方さねかたの家の女めのわらは、白菊しらぎくといひし人なりともいへり。

そむ志をみ宿茂ぬちみくく眺むきて

みづくをれあゝ阿婆比由ふく終

後拾遺集秋上に、題だいしらすとあり。歌のこころは、あまりに物ものさびしさに、わがやどを出てあちこちをながめわたせば、こよもかしこも、さして變かはる事もなう、同じやうにさびしき秋あきの夕暮ゆふぐれのけしきぞといふことなり。

良暹法師の話

此法師の住れたる所すまは、山城國愛宕郡の大原なり。是は都みやこの北三里きたりの外ほかにありて、八瀬村やせむらの

みやこをばかすみとともにたちしかど秋風ぞふくしらかはのせき

此歌をわが心にもよくよみたりておもはれければ、我身都に在ながらこの歌を世の人の中へ出さん事無念なりと思ひて、人にもしられず久しく籠り居て、顔の色を黒くせんとして、日ごとに日にあたりなして後、陸奥へ修行に出てよみたるよいひて、彼歌を人に披露せられけり。又これに似たる事あり。待賢門院の女房に加賀といふ人あり。或時よみたる歌に、

かねてよりおもひし事よふし柴のこるばかりなるなけきせんとは

此うたをみづから感じて、年比になりけれど人にも見せず、同じくばさるべき人に契りて、さて其人にわすられたらん折に、此歌を贈らば、後々集などに入たらんおもても優なるべしと思ひ渡りけるに、いかなる事のふしにか、花園大臣に物申しそめてけり。はたして思ひし如く、大臣のかれがたになりたまひたる時、かのうたを参らせければ、おとどいみじくあはれにおほしにけり。扱後にも、かひなくしく千載集に入られにけり。しかも此歌によりて、ふし柴の加賀と人もよびけるとぞ。今の能因のふるまひも是に似たる事なりし。能因の著せる書は、立々集、八十島の記、歌枕等なり。

新日

一、長柄の橋と遊舟
 人権と云ふべし。夏は金
 て、人作柳む。秋は長
 者、つよのちて、人作
 かな。橋成武、柳て
 人形、つよのちて、人作
 ら、守、つよのちて、人作
 遊、日本、紀、仁、徳、帝、の
 刻、よ、河、田、の、堤、を、築、く
 以、て、人、と、公、水、伸、と、刻
 事、と、刻、と、公、水、伸、と、刻
 茂、田、建、村、の、事、と、刻
 一人、ふ、あ、な、ま、う、二、河、の、能、心
 水中、に、櫻、何、何、神、ある、と
 是、と、信、ふ、事、と、刻
 何、の、所、に、何、の、事、と、刻
 人、作、の、事、と、刻
 人、是、以、て、其、事、大、小
 信、ふ、事、と、刻
 智、西、川、釣、村、に、事、と、刻



日本後記曰嵯峨天皇
弘仁三年依勅造橋
深田西成郡長柄橋

云

文德實錄曰仁壽三

年九月戊子朔戊辰

攝津國長柄寺長柄三

國河頃羊橋梁斷

絕人馬不通請准

以川置二隻船以通

濟彼許之云



ふところより錦の小袋を探出たり。其中に鉤屑一筋ありけるを見せていはく、これはこれ、長柄の橋をつくりし時のかんな屑なり、我これを寶の如く愛する事久し、今日君が爲にとり出たりと申されければ、節信大によろこび、此人も又懐より紙につよみたる物を出せり。能因とりて開き見られたれば、蛙の干ほしなり。節信曰く、これはこれ、井出の蛙に侍りとて、相共に珍らしがりて、悦をつくして別れられたり。又伊豫守藤原實綱といふ人あり。任にあたりて伊豫に赴くに、能因此人につきて下られたり。折しも夏の初なるに、久しく旱しければ、民の歎き浅からざるに、神は和歌にめでさせ給ふものなり、こよろみに歌よみて三島の明神に奉るべきよしを、國司しきりにすよめられければ、能因、

あまの川苗代水にせきくだせあまくだります神ならば神

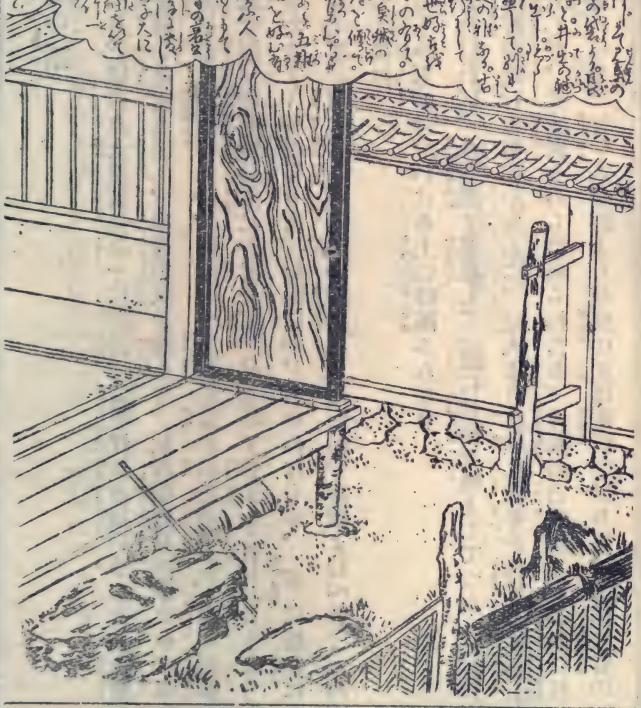
とよめるを、みてぐらに書て神司してさよけたりければ、炎旱の空にはかにもりわたり、大雨ふりて三日三夜やまざるほどに、きのふまで枯わたりし稻葉、おしなべてもとの緑の色に復りにけり。たちまちに天災をはらふ事、唐の貞觀の帝の蝗をのぞかれたる故事にもおとらざりけりとて、國司をはじめ民百姓ども、感じよろこびあへり。扱又能因歌の事につけては、いたりてすきものなりし事は、ふとよまれたるうたに、

東洞院ひがしのとういんの家に宿せられたり。それは、此家の南庭なんていに櫻さくらの樹きある故に、其花をもてあそばんが爲なりし。此公資きんすけは歌よみの相摸さがみが夫なり。能因のういん此家へ來らるゝ時は、いつも勸童丸くわんどうまるといふ童子わらわ一人をめしつれられたり。扱公資きんすけの孫の公仲きんなかに教訓けうくんせられけるは、とかくに歌をすき給へ、すきぬれば歌はよまると物ぞと、いつも此事をいひて諫めすよめられけるとぞ。此事はすなはち公仲の子の有經ありつねが、清輔朝臣きよすけのあそんにかたられける趣なり。能因のういんはきはめて小食せうじよくなる人にて、兼房かねふさ朝臣あそんの許もとに來らるゝ時も、菜さいは食せずして、わづかに飯いひばかりを食くれしかば、兼房かねふさ怪あやしみて、食事じの時ときうかどひ見るに、彼勸童丸かのくわんどうまるをめしよせて、彼がふところより紙かみにつよみたる物ものをとり出て、飯いひに加くはへて食しよくせられたり。粉こなの如ごときものなりしが、何物なにものにかありけん、いぶかしかりしよしなり。又兼房かねふさ、ある時能因のういんと同車どうしやして二條東洞院にじょうとういんを通とおられしに、能因のういん俄はかに車くるまより下おりらるゝ故ゆゑ、兼房かねふさあやしみてその故をとふ。能因のういんのいはく、こよはこれ昔ひかしの伊勢御いせのみの古跡こせきにして、其時そのときの松まつ猶なほ今いまにあり、豈無禮あにぶれいにして過すぎんやとて、かちを行いく事こと數す百步ひゃくほにして、彼松かのまつの木きの見みえぬ程ほどにいたりて、又車のらに乗のりたり。歌うたの道みちを重おもんぜらるゝ事ことかくのごとくなりしとぞ。又帶刀たてびき藤原ふじはらの節信ふしのぶといふものあり。好事かうずの人ひとにてありけるが、或時能因のういんに逢あひて、相互あひたがひに心こゝろのあひければ、よろこぶ事こと甚おほし。能因のういん、節信ふしに向むかひて、はじめて見參けんさんいたしたる引出物ひきだすものに見みせ奉たてるもの侍はたらりて、



三つ人あま。
 りて、
 百年と。
 家の資財を
 傾て求し、又
 君は一雙の
 精振として
 集りて、
 冬に杖、
 調れ、
 未だ、
 多、
 を、
 喜、
 下、
 け、
 用、
 さ、
 君、
 扱、
 又、
 一、

此の節、信りて、
 木の根は、
 行、
 と、
 人、
 境、
 五、
 行、
 細、
 僧、
 あり、
 解、
 恒、
 枝、
 と、
 と、



能因法師の話

能因俗名を橘永愷といへり。橘の左大臣諸兄公十代の孫、遠江守忠望の子なり。永愷わかかりし時、文章生にて肥後の進士と號し、生得和歌を嗜めり。此時藤原長能歌よみの名世に高かりしに、ある時永愷外に往く所有けるが、はからず長能の家の前を通るに、車の輪損じければ、替車をとりにつかはず間、彼長能の家をやどりて、はじめて對面をこひ、日比まうでたく存ぜしが、今日はからずかうくの事侍りて、御家をやどるのみならず、幸に對面たまはる事よろこばしきよし申して、直に長能と師弟の契約をせられぬ。扱歌よむべきころばへとはれければ、長能申さるゝには、

山ふかみ落てつもれるもみぢばのかわける上に時雨ふるなり

かやうに詠ぜられよと示されければ、永愷深く感服して、遂に長能を師としてつかへられたり。昔より歌の事につきて、師匠を定むる事なかりしに、此人より和歌に師弟を稱する事始れり。其後永愷剃髮して融因と云しが、又能因とあらためられたり。津國の古會部といふ所に住れし故、世に古會部の入道ともいへり。毎年古會部より花盛の比は都にのほりて、大江公資の五條

能因法師

父は肥前守元愷ちよひぜんのかみもとせきといへり。又一説せつに、遠江守忠望の子なりしが、兄の肥前守元愷ちよひぜんのかみもとせきの養子やうしとせられし故、俗名そくみやうを永愷ながせきといへり。

嵐ふくこむ秘此や万此もこち葉を

ぬいぬれあそれみく姿あま々

後拾遺集ごしゆゑしゆゑの秋下に、永承四年えいしやう、内裏だいりの歌合うたあはせに、とあり。歌の意こころは、あらしの吹くみむろ山やまのもみぢ葉はが、其まよ龍田川たつたがはへ散來ちりきて流ながるよが、錦にしきとみゆるといふ事なり。三室山みむろやまは大和やまとの高市郡たけちのこほりにあり。龍田川たつたがはは龍田山たつたやまのふもとに流ながれて、平群郡へびりのこほりなれば、高市郡たけちのこほりよりは外ほかの郡こほりをもへだてよ、はるか西北にしきたにあたりて、川かはの流ながれさへ異ことなれば、三室山みむろの紅葉もみぢがこよに流ながるべきにあらず、いにしへも歌うたよむ人の地理ちりをよく考かんがへられざりし事ことあるなるべしと、契沖けいちゆうはいへり。

法性寺殿流と稱する話
最勝寺の額の話

祐子内親王家紀伊 歌 譯

堀川院 艶書合の話

権大納言 匡房 歌 譯

匡房四歳にして書を読む話

江家書籍の話

隆方實政争の話

匡房 東琴の歌の話

源俊頼朝臣 歌 譯

難後拾遺作者の話

淀の渡の歌の話

我名を歌によみ入るゝ話

鏡宿 遊女俊頼の歌をうたふ話

基俊俊頼不和の話

風のはふりの話

藤原基俊 歌 譯

維摩會講師の話

しめちか原の歌の話

俊成 基俊を師とする話

基俊俊頼の歌を難ずる話

法性寺入道前關白太政大臣 歌 譯

頼長忠道不和の話

百人一首一夕話 卷之六

目録

能因法師歌譚

能因小食の話

井出の蛙長柄の橋の鮑屠の話

三島明神に雨を祈る歌の話

白川の關の歌の話

ふし柴の加賀の話

能因古曾部の家の話

良暹法師歌譚

大原山莊の話

長嘯子大原の歌の話

まふり手の話

郭公長鳴とよみたる歌の話

關の石門の話

大納言經信歌譚

經信三船の才の話

支象牧馬の琵琶の話

犬目の少將の話

怪物詩を吟ずる話

高麗王日本の名醫をこふ話

天下判者の話

れり。其年五月九日、三條院にて崩じ給へり、御歳四十二なりし。御遺詔にて、山城國岩蔭といふ所にて火葬にし奉り、御骨を北山に藏め奉れり。一説に、御即位の後に、御耳と御目と明らかにならせられし故、長和二年の十一月に、明教といふ僧に詔有りて、仁壽殿に於て修法せさせられしに、帝の御夢に、彼明教が左右の耳と目との中より日月を出して、帝の御兩眼へ入れたてまつると御覽じけるが、それより後、御目も御耳も、もとの如く明らかにならせられし故、同年十一月に、明教を僧正位に敍せられしよしあり。

後、ほどなく長和二年に禁裏炎上しければ、宸襟をなやまされて、久しく御位におはしまさんともおほしめされざりしゆゑ、新内裏造營の事をいそがせたまひけれど、おほしめさるゝやうに早くも調はざりし故、くちをしく思し召れけるに、三年めの長和四年十月に、新内裏造營事終りければ、やがて御わたまし有けるに、ほどなく又その年の十一月に、皇后宮の御湯殿より火をあやまちて、新内裏残りなく焼亡しけるにより、帝枇杷殿へ立のかせたまへり。いつしかと急がせ給ひて、晝夜をわかつたず造營ありて、みがき建てたるごとき新内裏の、一月もたよすしてかくの如き災にかよりたる事なれば、帝は世の中の事をあぢきなくおほしめされたり。先に新内裏の造營をいそがせたまひし事は、造營とよのひなば、御位譲りの儀式もとよのへさせんとおほしめして、とく急せたまひしに、かく再焼失せしかば、かへすく口惜くおほし召れたり。さればとて、又造營の畢るを待せたまふべきにもあらねば、猶しも御心ぐるしく思しめすによりて、いよく御惱もおもらせ給ふやうなれば、いかさまにせんと宸襟を勞したまひけるが、其年のしはすの十日あまりに、冬ながら月のいと明らかなりし夜、よませられたる御歌が、彼心にもあらで憂世に永らへば、といふ御製なり。さて翌年長和五年の正月十九日に、御位を春宮にゆづらせたまひ、其後寛仁元年四月に、御ぐしを下されて、法名を金剛淨と申奉

ぐらせたまひて、かくうつくしけにおはするを、え見ぬこそ心うけれ、くち惜しけれとて、ほろほろと御涙をおとさせ給ひけるこそ、あはれにもかしこくも有けれ。此宮の御前にわたらせたまふ度毎に、さるべき物をかならず奉らせたまへり。此御眼病の御事によりて、さまざま治療せさせたまへども其しるしなく、もとより御風おもおはしますとて、醫師ども大寒小寒の水を御ぐしにそよがせたまへと申ければ、氷りふたがりたる水をおほくかけさせたまひけるに、いといみじく震ひわなよかせたまひて、御色もかはりおはしましたるを、いとあはれに悲しく、人々も見まるらせけるとぞ。是より先、御病により、金掖丹いふ薬を召たりけるを、其薬服したる人は、かく目をやむなど人は申せしかど、實は桓算内供奉といふ僧の、御ものよけにあらはれて申けるは、御首に乗居て、左右のはねを打おほひ申たるに、打はぶき動かす折に、少し物を御覽するなりとぞいひける。かく御位をおりさせ給ひし事は、實は叡山の中堂にのほらせたまはんとての事なりしに、のほらせたまひても、其しるしおはしまさどりしこそ口惜しけれ。御惱本復せさせ給はずとも、少の験はあるべかりけるに、さしもなきは、其山の天狗の惱せ奉る故にやなど、人も申せしとぞ。御在位の時より御惱がちにて、御心地をわづらはせ給ひ、其上に、何かと御心苦しく思しめさるゝ事多かりし。其事は、御即位あらせられて

三條院の話

一條院寛弘八年六月、御惱重らせ給ひければ、御位を東宮居貞親王にゆづらせたまひて、程なく崩じ給へり。此親王は冷泉院第二の皇子にましくて、貞觀元年正月三日、外祖大納言兼家卿の東三條の第にて生れたまひ、寛平二年七月十六日、春宮に立たたまひ、同日御年十一にて元服したまへり。今年寛弘八年十月、御位に即せ給ひしが、御年三十六歳なりき。かくて御世を保たせたまふ事五年にして、長和五年の正月御惱によりて、御位を春宮敦成親王に譲りたまひ、太上天皇の尊號をうけさせ給ふ。此時、春宮わづかに四歳なりしかば、外祖道長公攝政たり。帝は御位をおりさせたまひて後、御目をわづらはせ給ひけるが、人の見奉るには、いさよかも常にかはらせたまふ事おはしまさどりけり。御まなこもいと清らかにおはしまして、いかなる折にか、時々は物を御覽する時もありけり。みすのあみ緒の見ゆるなども仰られて、一品の宮ののほらせたまひけるに、辨のめのとといふ女官御ともにさぶらひしが、さしぐしを左にさしたりけるを御覽じて、あこよ、何とて櫛は悪くさしたるぞと、仰せられたる事もありけり。此宮をことにいつくしみ給ひて、御ぐしのいとうるはしけにおはしますを、御手にてさ

三 條 院

御諱は居貞と申たてまつる。冷泉院の第二の皇子なり。御母は贈皇太后藤原起子、太政大臣兼家公の御女なり。寛弘八年十月即位、長和五年正月讓位、寛仁四年四月御出家、九月九日三條院に崩じたまふ、御年四十二。

心よも何とて字哉とよあかへそ

六む志あるる魚哉とそ乃以哉あ耶

後拾遺集雜上に、例ならずおはしまして、位などさらんと思しめしける比、月のあかよりけるを御覽じてとあり。御歌のこよろは、とても長く此世には居まじとおもへど、思ひの外此うき世に存命して居ば、其時には戀しくあるべきこよひの月かなと、よませられたるにて、御下心には、ほどなく位をさらんとおもふ故、禁中の月を見るは今年ばかりなれば、位を去りて後に、今夜の事を思ひ出して、戀しくおもふべき事かなといふ心を、ふくめ給へるなり。

泉堀川の北と西のすみなりといへり。又信實朝臣の今物語にはく、むかしの周防内侍が家の、あさましながら、建久の比まで、冷泉堀川の西と北との隅にくち残りてありけるを、行きて見ければ、我さへのきのしのぶ草と、柱に昔の手にて書ついたりしがありける、いとあはれなりけり。これを見てある歌よみのかきつけける、

これやその昔の跡とおもふにも忍ぶあはれのたえぬやどかな

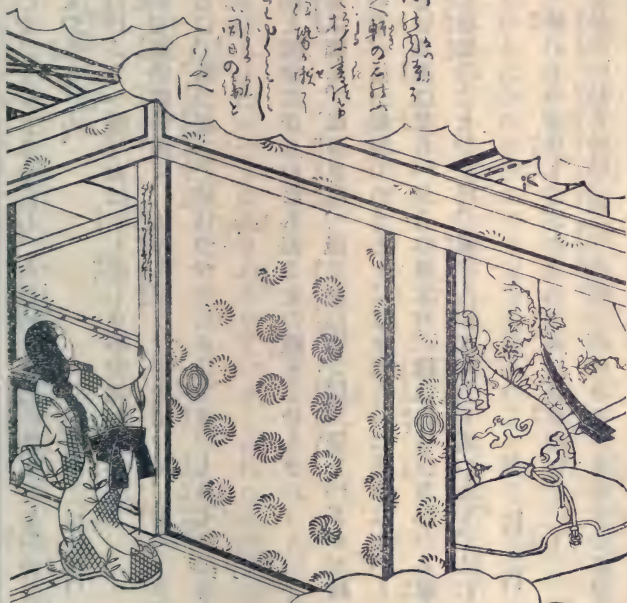
又西行法師の山家集に、周防内侍、我さへのきのと書きつけけるふるさとにて、入々おもひをのべける、

古へはつゐるし宿もあるものを何をかしのぶしるしにはせん

などともよめり。かくのごとく後々の歌よみにもしのばれたる人なり。



周防は内侍
様之朝の云は
そとにまはる
らんは皆に
かゝるしや
家々同様の
と



ひての比、さみだれひまなくもりくらし、六月朔日またかきくらし雨ふりければ、先帝の御事などおもひ出ることや侍りけん、

周防内侍

さみだれにあらぬけふさへ晴せぬは空も悲しき事や知るらん

といふうた有り。又同じ集の雑の部に、後冷泉院うせさせ給ひて、世のうき事など思ひみだれてこもり居て侍りけるに、後三條院位につかせたまひて後、七月七日にまゐるべきよしおほせごと侍りければ、

天の川同じながれと聞きながらわたらんことの猶ぞこひしき

といふうたあり。帝王系圖に、後冷泉院、後三條院、白川院とつどかせ給へば、此内侍の仕へられしは後冷泉院にて、後三條院のめさるよにはまゐられたる事なるべし。白川院の女房、堀川院につかへしなどいふ説は然るべからぬ事なり。扱此内侍住なれたる家をはなれて外へうつられたる事あり。金葉集のことがきに、家を人にはなちて立つとて、はしらにかきつけ侍りける。

周防内侍

住わびてわれさへ軒のしのぶ草しのぶかたぐいおほき宿かな

といふ歌有り。此事を長明の無名抄に、周防内侍のわれさへのきのしのぶ草とよめる家は、冷

かよりて枕がな欲しやと、ちひさき聲にていはれたるを聞て、大納言忠家といふ人、これをまくらにしたまへとて、かひなを簾の下よりさしいれられたる時、よみたるなり。歌のこころは、此みじかき春の夜のしかもはかなき夢のやうなるたはぶれごとにて、君のかひなを手まくらにいたしなば、まことのわけもなきに、何のかひもなく人にかれこれ名をたてられ侍らん、その名こそ惜き事にて侍れといふ心なり。かひなくといふ詞に、かひなといふ字をたち入れられたり。さて其時忠家卿のかへしに、

契りありて春のよふがきたまくらをいかどかひなく夢になすべき

とよまれたり。此意は、いなさやうにては候はず、そこもととわれらと、もとより言かはしたる事ありて、此春の夜のふけたるやうに深き心ありて、さしいれたる此手まくらを、いかにしてかひなき夢のやうにし侍らんと、これも又たはぶれて、わざと心ありけによまれたるなり。此忠家卿は俊成卿の父なり。

す ほうのな いし
周防内侍の話

此内侍、後冷泉院につかへられたる證據は、後拾遺集哀傷の部に、後三條院位につかせたま

まひ、平調、大食調、残りなく數をつくさされる事、眞に千載の一遇なるよし中務は申けり。此時僧正行尊、并に法性寺の座主仁實、御前に侍はれけるに、御遊の程に、花園左大臣殿の彈せられし立象の琵琶の三の緒きれたりけるに、行尊ふところより琵琶の緒をとり出して奉られければ、左大臣殿これをかけかへてよもすがら彈せられ、曉がたに人々御前をまかりたよれたり。昔宇多の法皇大堰河御幸の日、泉大將の烏帽子落たりけるに、如夢僧都、三衣箱より烏帽子をとり出られたるにおとらぬ用意なりと、人々こそりて行尊の心もちひを賞しけるとぞ。扱此歌のことがきに、大峯にて思ひがけすさくらの咲たりけるを見てよめると有るを思へば、三月の末四月の初の事にてやありけん。そもく大峯入の事は、役行者熊野より分そめられし事にて、熊野の發心門より入るを順の峯入といへり。其後此山に大蛇すみて、人の入る事難かりしを、醍醐の三寶院の祖聖寶僧正、吉野より分入初られしなり。それよりこのかた皆人吉野より入る事になりたれば、此峯入の事は、役小角を開祖とし、聖寶僧正を中興とすることなり。或説に、峯入の初は、役の小角熊野より發心門、十信十住十行十回向十地等覺妙覺芳野へ出づ、是は順の峯入なり。芳野より入るを逆といふ。聖寶吉野より入て妙覺より發心門にいたる。是を逆の峯入といふ。聖寶以下みな逆の峯入なり。四月の峯入を花供といふとあり。

思ふほどにと、心なき花に對しても、言ふやうによまれたるなり。あはれは、嗚呼と感ずる詞なり。

大僧正行尊の語

行尊は、出家ながらも小一條院の御孫なりければ、初は三井寺の平等院の僧正たり、保安四年に、延暦寺の座主となり、天治二年三月に、大僧正に任ぜられ、始めて熊野三山の檢校山伏修驗道の事を修せられたる由、中右記に見えたり。さて此行尊、三井寺にて少阿闍梨と申せし時より、大峯葛城はいふに及ばず、遠き國々の山々などに苦行しありかれたり。後に白川院鳥羽院などの護持僧となられ、圓満院の祖師、天臺の座主と稱して、修驗道に高德ありける事、諸書に見えたり。行尊は行徳の尊きのみにあらず、歌に巧にして、能書の聞え有ければ、入滅の後も假字の手本など世に残りて、人の賞せしなり。又世間に住する心のやさしかりける事を、十訓抄にもしるせり。鳥羽院の御時、行尊護持僧にて常に内裏にさぶらはれけるに、つれづれなる日管絃の御遊ありけり。花園左大臣有仁琵琶の役、宰相中將宗輔箏の役、樂人時光は笛、女房は和琴、帝は御笛をあそばされ、中務少輔忠宗を庭上にめされて、箏箒を仕まつらしめた

大僧正行尊

小一條院の御子、參議基平卿の子にて、三井寺平等院の僧正たり。保延元年三月五日入滅あり。

もゆををりあをせをとおをる山櫻

そあをり母あみ志るむををあ志

金葉集きんえふしふぎふの雑ざつ上じやうに、大峯おほみねにて思おもひがけず、さくらの咲さきたりけるを見てよめる、とあり。大峯おほみねへ山入やまいりする時じ節せつは、春峯はるみね入いりするを順じゆんの峯みねといひ、秋あき入いりるを逆さやくの峯みねといふなり。行尊ぎやうそんは順じゆんの峯みね入いりにて、深山ふみやま木きの中なかに、思おもひがけもなく櫻さくらのさきてあるを見て、詠よまれたる歌うたなり。扱うた歌かの意いは、かやうなる山やま中なかに、唯ただひとり咲さきてあるさくらなれば、外ほかに友とももなきやうすなり。われも又またひとり此山このやまへわけ入いりて、おもひがけなく此花このはなを見つけたる事なるによりて、汝なんぢと我われとたがひに感かんじ入いりて思おもひあふべき事なれば、汝なんぢもさやうにおもへ山やまさくらよ、此花このはなより外ほかにしる人はなしとわれも

下^{した}もゆるなけきをだにも知らせばやたど火^ひの影^{かげ}のしるしばかりに
といふ歌にてありしなり。

相摸の話

後冷泉院の御時、一品の宮の女房乙侍従、相摸守公資とかならひければ、夫の受領によりて相摸と呼れしなり。其夫公資も歌の上手にて、夫婦いたりてむつまじかりしが、ある時夫の公資、かねて望みたりし大外記の官の事を願ひ申されしに、諸卿僉議ありて、公資大外記の拜任よろしかるべきよし定められけり。時に小野宮右大臣實資公、意見を申たてられけるは、公資は妻の相摸を懐抱きて秀歌を案ぜん程に、役儀をかくべきものなりと嘲られければ、一座の人々もひそかに笑はれけり。此一言によりて公資かねて、望みし大外記の事空しくなりたり。此小野宮實資は、實頼公の孫にして、學問に博く、詩賦をもよくしたまひ、小右記といふ記録をもつくられたるほどの人なりしかど、性質かどくしきところおはして、人をそしりそこなひたまふ事どもありけり。扱相摸、歌に名高かりし事は、順徳院の御詞にも、女の歌にしては赤染衛門、紫式部、相摸などはむかしにも恥ぬ歌人なりと、ほめさせたまへるにても知るべし。又此うらみわびほさぬ袖だにといふ歌は、榮花物語根合の巻に、永承六年五月五日、殿上の歌合の五番の左にて勝たる歌なり。其時の右方は右近少將經俊朝臣にて、

相 摸

みなもとのよりみつあそん
源頼光朝臣のむすめなり。あるせつ或説に、ほんみやうおとじじう本名乙侍従といひて、にふだういつほんみや入道一品の宮の女房
なりしよしいへり。

恨みこむほきぬ袖ぬみあるも乃哉

あむみくちあまねくあそびたて

ごしふゐしふこひの後拾遺集戀四に、えいしやう永承六年、だわり内裏の歌合にといふこと書あり。がき永承は後冷泉院の年號なり。うた歌
のこころは、つれなき人をうらみつくして、うんじはてよ、いつもなみだにぬれてかわかさ
ぬわが袖そでさへあるに、まだ此上このうへによそより何かなにといひたてられて、此戀故こひゆゑに朽くちはつるであらんと
思ふわが名なこそをしき事ことなれ、といふ事なり。

怒りて、自分の従者をして、親王の奴を打擲せしめ、ほとんど命も危き體なりければ、親王も大に怒らせ給ひ、此よしを帝に訴へたまひし故、帝逆鱗ましくて、藏人藤原永信に勅し、宣旨を下して檢非違使を遣はされ、定頼の従者、ならびに其事に預りたる中務丞源光成、進士橘爲通等を召捕へしめたまふ。其時左大臣道長公、奏聞せられけるは、すべて諸司の官人進士の輩、罪有て召捕るゝ事は、勅命を以て某に傳ふべき事に侍り、しかるに藏人永信、恣に計らひ候事奇怪の事に侍りとて、先永信が罪を論ぜられければ、帝も暫く勅宣をとどめたまひ、定頼の従者ばかりを捕へて、五ヶ年の間、其行事の役をとどめさせたまへり。或年の大嘗會に、定頼行事たるべきところに、攝政頼通公、もとより定頼の懦弱にして事に怠らるゝ事を知りたまひければ、右少辨藤原資業を以て定頼の代役たらしめ、人々に語りて申されけるは、定頼、才能ありて賢き事はかしこけれど、緩怠なる事又甚しとのたまへり。又定頼、或時關白頼道公の仰なるよし詐りて、源顯定を嘲られし事あり。然るに頼通公早く是を聞て、怒てのたまひけるは、攝政關白の身分として、輕々しく人を嘲弄する事あらんやと、仰せられけり。定頼の所行譏るべき事もまじりたれど、父に孝行ありし事は、人の知るところなりしといへり。

一人の奴僕を
 針灸に託る者
 けし、わ百
 地、
 一人と成て
 懐と恩
 懐の、
 如し出入候
 音、
 大、
 懐く、
 此、
 とも、
 あり



物更上等の物に
 者下に此の侍僕に
 公の家の令女に
 らふをきき安物春日
 幸に折らまはし
 加へて使者とて
 取しに衆と
 置あり

周
 朱
 水
 瓶
 品
 時



るを網代守といふなり。かやうにして待居れば、河の水が其柅の間にせかれ入るにつれて、彼床の簀の上へ氷魚がよりて來るをとる事なり、その柅をあじろ木といふなり。

權中納言定頼の話

定頼生質よそほひよくて、歌に巧に、能書の聞えあり。其父に孝心ありし人なり。一條院、大堰河へ行幸有ける時、定頼父の公任卿とともに帝の供奉として、おのゝ歌よみて奉らるるに、公任卿の心に、定頼よき歌をよまれよかしと念じ居られしに、講師次第に歌をよみ上る。定頼の歌を公任耳をとめて聞ければ

水もなく見えわたるかな大堰河

とよみ上げれば、あまりに手づつなる事をいひ出されたると思ひて、公任卿、顔色かはりけるに、

みねのみみぢはあめとふれども

とよみ終りければ、公任卿おもはずうちゑまれたりとぞ。又長和三年に、帝春日の社に行幸したまふに、定頼行事の役たり。しかるに定頼の從者と敦明親王の奴と鬭争出來りけるに、定頼

權中納言定頼

大納言公任卿の一男にて、母は昭平親王の御むすめなり。寛弘年中侍従右近衛少將を歴て、長元二年に權中納言に任ぜられ、長久三年に正二位、同五年仕を致して、明年正月十八日、五十二歳にて薨ぜらる。

朝ほろろ宇ち乃河霧ぬ江くみ

あふそ徳己ぬほせく乃阿志徳た

千載集冬部、宇治にまかりて侍りけるとときよめると有り。歌のこころは、夜の明がたにみれば、此宇治川に、夜のうちより立渡りてありたる霧がたえくくに晴て行ば、次第々に河瀬々々のあじろ木あらはれて、見えわたるけしきの面白さを、ありのまよによみたる事なり。扱霧といふものを秋のものとはばかり思ふ人あれど、冬も春もたつものなり。又網代といふものは、近江の田上川や、山城の宇治川に帆を左右にならべうちて、其下の方に床をかきて、篝火をたき居

たまはざりしが、伊勢より上のらせたまひし後のちは、自由じゆうにかよひ参りたるに、又此ほどはきびしくいましめられておはする故ゆゑ、まことに彼伊勢かのいせにて、齋宮さいぐうにおはしませし時に立返りたるやうにて、まよならぬ此比このころかなといふこころなり。さて又御殿ごてんの勾欄かうらんに結びつけられたる歌うたには、

みちのくの緒をだえのはしやこれならんふみみふますみ心こころまどはす

此歌うたは、奥州あうしうにをだえの橋はしといふはし有り、君きみとわが中なかはそのやうなるものなるにや、絶たゆるといふ橋はしの名ななる故、ふみを見もし見ずもして、心を迷まよはするなりといふ事ことにて、橋をふむ事をふま章あひらにいひかけたるなり。扱あつかまた、今はたゞ思おもひたえなんの歌うたも此比このころの歌うたと見えたり。此道雅みちまきはさして名高なだかき程ほどの歌うたよみにてはあらざりしかど、此齋宮このさいぐうの御事おんことに附つきてよまれたる歌うたにも、いたくよき歌うたどもありけるよしいへり。

の事はさしおきて、おもひきり侍らんといふばかりの一言なりとも、人だよりならず直におん目にかよりて、申すよしもあれかしと思ひ侍ると、詠たるにて、あふことのまよならぬ故、思ひあまりてよまれたる事なり。

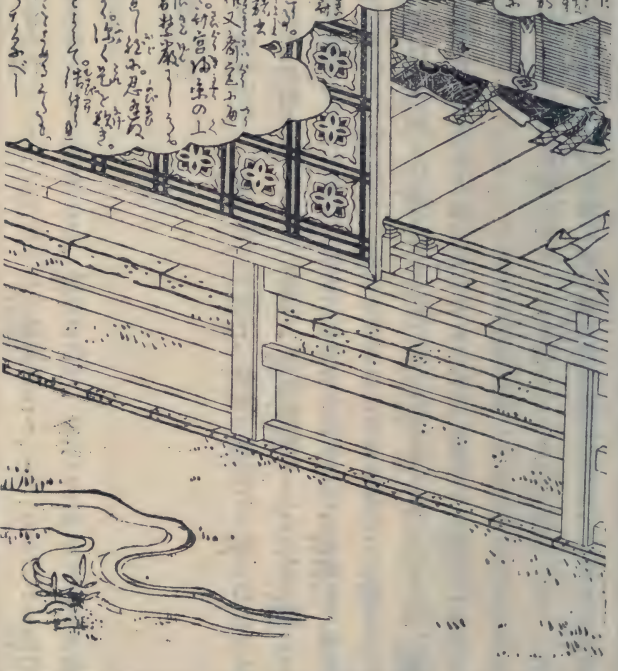
左京大夫道雅の話

道雅公、前に長和五年に、三條院の第一の皇女常子内親王、伊勢の齋宮より歸りのほらせ給ひて、皇后宮におはしましたれど、御殿のせばきよしありて、外の御殿にうつしおき奉りしに、しのびて通はるよし世間に風聞ありければ、院にも其よしきこしめして、彼齋宮の御めのと、のしわざなるべしと怒らせたまひて、彼めのとを追しりぞけさせたまふほどに、其年もくれて、寛仁元年になりたり。彼齋宮は、道雅と中絶えたる事をいたく歎き思しめしけるに、道雅中將も跡をたえて、通ふべきよすがなくなりし故、風のたよりにて、ひそかに齋宮に参らせたるうたに、

さかき葉のゆふしでかけしそのかみに押しかへしても渡るころかな

此うたのこころは、齋宮にておはしましける時には、榊に白ゆふをかけて、みだりに人をよせ

奇あつた九月に
 旬吉日に御座り
 候と申し川東の
 へりまゝに御座り
 横領人其儀式
 おに召はせ玉ふ
 官おれ玉ふ
 皮府又朝政辨
 載ふ見んくら業
 平保衛と便し一科
 古上通とあり
 仔細物語乃じ終止
 小是と業通和又奇色お
 をう年あせし。竹宮ゆまの上
 下つてはれも其おせ教し
 娘せの退しと一はふ思き
 なることあり候き。かくも
 侍敷の櫛に致としく。侍敷
 しもあ。今いも。まも
 かしれとて。さふま



左京大夫道雅

童名を松君と申せし。儀同三司伊周公の御子なり。母は大納言源重光の女なり。長和五年從三位左中將、萬壽三年四月左京權大夫に遷され、天喜二年七月、六十三歳にて卒せらる。

今をぬくおもむぬえをむせもあまげ

むせけくあふてぬよ志をぬ

後拾遺集戀三に、伊勢の齋宮わたりよりのほりて侍りける人に、忍びてかよひける事を、おほやけも聞しめして、まもりめなどつけさせたまひて、しのびにもかよはずなりければ、よみ侍りけるとあり。これは、後の話のところにいふ。常子内親王に密通せられし事なれど、わざと齋宮わたりより上りたる人と、ひかへて書たるものなり。まもりめとは、目つけの人の事なり。扱歌の意は、申したき事がやまくあれど、自由にならぬやうになりしかば、今はたど外

納言がなれる果のすがたなりしとぞ。此駿馬の骨の故事は、戰國策にあることなり。郭隗といふもの、燕の昭王に謂て曰く、いにしへの人君、使者を遣し、千金を齎せて、千里を行く馬ある事を聞けば、他國に往てこれを買しめたまふに、其使いまだ參らざるに、彼馬已に死したり、然るに彼使者、死したる馬の骨を五百金に買てかへりければ、天下其君の馬を好みたまふ事を知れり、こよに於て、其後一年の程に、千里をかける駿馬三疋まで其國にいたれり、今王まこと天下のよき士を得んと欲したまはど、先某より始めて用ひたまへ、それがし用ひられなば、某より勝れるもの來らん事うたがふべがらずといへり。清少納言も、われ年老たりといへども、用ひたまはど才智ある人も參り仕へんものをと、いきどほりて申されしなるべし。此清少納言の家は、父の元輔の住れし家のあとなり。その證は新古今集に、

元輔がむかしすみ侍りける家のかたはらに、清少納言すみける頃、雪いみじう降りてへだての垣もたふれ侍りければ、申しつかはしける。

跡もなく雪ふるさとはあれにけり何れむかしのかきねなるらん

といふ歌見えたり。

赤染衛門

かけられたる御詞を聞より、取あへず御簾をかよけられたるなり。是よりいよく皇后の御寵愛まさりて、此事を帝へ奏聞ありければ、内侍にもなさるべくおほし召されけれど、其比彼儀同三司伊周公、花山院へ狼藉の御ふるまひ有し流罪の事などにて、かれこれ物さわがしかりしほどに、其まよになりたり。此人のあらはせし枕の草子は、今も世に傳はりて名高き書なり。此書を枕の草子と名づけられたる事は、或時皇后定子の御前に、内大臣伊周公紙をたてまつられしかば、皇后清少納言にのたまひけるは、此紙に何をかよまし、帝の御前には史記といふ書をかよせ給へるものと、宣まひければ、清少納言、申うけ侍りて、枕にこそはし侍らめと申されければ、さらばとて彼紙を賜はりたるなり。それよりふることや、今ある事や、何やかやと書れたれど、猶多くある紙の數なれば、それをかきつくさんとせしほどに、うつよなき事どもを書つけしよし、彼草子にかよれたり。はじめ其紙を申うくる時、枕にこそはし侍らめと申されたる故、やがて此草子を枕のさうしと名づけられたるなり。清少納言老後に零落せられたるに、若殿上人あまた車して彼家の前を通られに、家の體もことの外破壊したるを見て、少納言も無下にこそなりにけれど、車の内にていふを聞て、彼家のうちより簾をかきあけて、鬼女のかたちの如き女法師、顔をさし出して、駿馬の骨を買すやといひたり。これすなはち清少

おはしければ、彼皇后かくれさせたまひて後、兄弟の御方なれば、清少納言も参りかよはれたるなるべし。此人は、女ながら學問有りて才智秀られしが、或年のきさらぎ晦日に、風吹て雪すこし降りけるを、宰相中將、

すこしはるあることちこそすれ

といふことを主殿司していひおこせて、此上句をとくくとせめけるに、清少納言、

そらさむみ花にまがひてちる雪に

といひやりければ、いとみじくめでられけり。又ある年の冬、雪ふりたる後に、皇后定子女房たちにむかはせたまひて、香爐峯の雪はいかにと仰せられしかば、清少納言、直に座を起て御前の御簾を捲上られたり。此事を聞きて、人々少納言の才のすみやかなりしを稱美せり。十訓抄には、此事を一條院の御前にて有し事のよし記せれど、清少納言みづから書れたる枕の草子によりて、皇后の御前にての事とさだむるなり。扱此香爐峯の雪の故事は、唐の白樂天、老後に廬山の麓に草堂をむすびて住れし時の詩に、

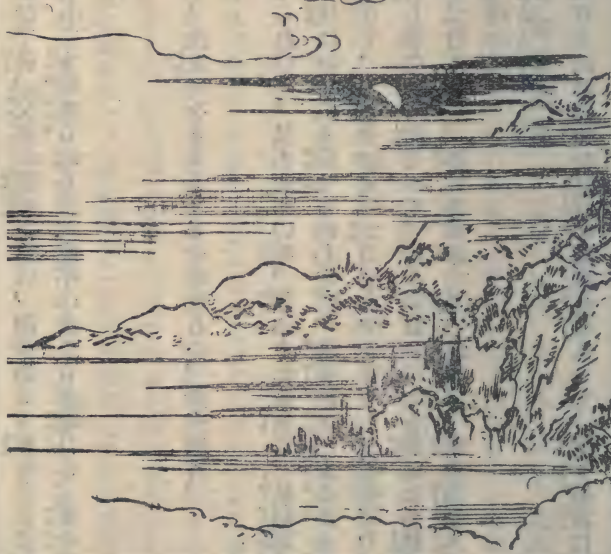
遺愛寺鐘歌枕聽 香爐峯雪撥簾看

と作られて、すなはち白氏文集に入たり。此詩の句を皇后には御會得ありて、清少納言に仰せ

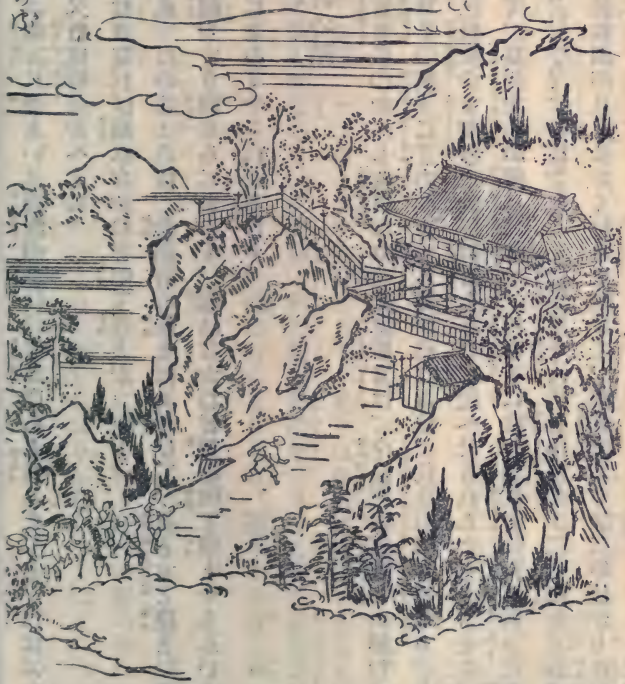
才たけ蓄用たくわいを
使もち功こうに
ふふ十じゅう々
轉まわ愈いう
格かく割ごくは
かかふふつつるる水

促う進しん凱がい嘉か解かい
秦しん國こく函くわん關かん在
晴は未ま以い所しよ夏げ之し
千せん宿しゆく之し道だう也や
轉まわ授じゆ目め下げ鈴りゆう叮てい叮てい
物もの望ぼう遠

此こゝ五ご筆ひつ之し
出い至し台たい同どう之し
寫か於お本ほん實



孟嘗君
 加?の故
 投助成
 鶏鳴は一
 曲聞と
 函谷九
 牛復馬
 敗鼓の皮



のごとき空ごをのたまふ御方に逢といふ逢坂の關は、妾はゆるし侍るまじと、たはぶれて詠みてやられしなり。其時又行成卿のかへしに、

逢坂は人こえやすきせきなれば鶏はなかねど明て待とか

とよみて贈られしなり。此うたのこころは、彼函谷の關とはちがひて、男と女と逢といふ名のある其逢坂の關は、人の越やすき關なるによりて、鶏はなかねど戸を明て待とやらんいふとなりと、又たはぶれて返しによりてやられたるなり。

清少納言の話

清少納言は、一條院の皇后宮につかへし女房なり。此皇后宮は、中關白道隆公の御むすめ定子と申せし御方なり。枕草子の所々に宮のおまへと書かれたるは、此皇后の御事なり。しかるに榮花物語に、清少納言三條院の女御淑景舎の御もとに、宮仕へせられしよししるせり。此女御も道隆公の御むすめにて、皇后定子の御妹なり。枕草子には、淑景舎の御事所々に出たれど、此御もとに宮仕へせられたるよしは見えず。彼皇后定子は、長保二年十二月にかくれさせたまひ、御妹の淑景舎は、長保四年八月にかくれさせ給ひて、御姉君よりは二年ばかり生残りて

らふと申こされたる故、清少納言の返事に、夜前はまだ夜が深からんと存じたるに、鶏が鳴たると仰らるゝ其鶏の聲は、函谷關の事にてさふらはんといひやられたるなり。此故事は史記にありて、孟嘗君といふは齊の國の人なりしが、秦の國へ行て、昭王の相となりて居られたるを、或人讒言して孟嘗君を殺さんとしければ、秦の國を遁れ出んとて、夜中に函谷關といふ關所迄落來られしに、此關の控にて、鶏の鳴ぬうちは關の門を開かざるによりて、大に當惑せられし所に、此孟嘗君、平生あまたの客を扶持しおかれたるが、其三千人の食客の中に、此時つき従ひて來たる者に、鶏の聲のまねをよくする者ありて、其まねをしければ、まことの鶏の聲とや思ひけん、此關所の鶏も鳴出しければ、關守例の如く關門をひらきし故、孟嘗君はつゝがなく落のびられしといふ事あり。これはまことの鶏にあらざりし故、鶏のそら音と歌にもよむ事なり。行成卿の鶏の聲にもよほされて歸りしよしいひおこせられたるは、まことにあらず、かこつけ事なりといふ事を、函谷關の故事によせていひやられたるに、又そのふみの返事に、行成卿が、否、これは函谷の關にてはさふらはず、そこもとに逢といふ逢坂の關の事にてさふらふといひおこされし故、又清少納言が此うたをよみて贈られたるなり。さて此うたの意は、彼函谷關の關守はまだ夜の明ぬうちに、そら鳴の鶏の聲にてたぶらかさるゝとも、世の中に君

清少納言

少納言は官名なり。清原元輔のむすめなる故。清少納言とよびしなり。一條院の皇后定子につかへし官女なり。

と茂み免て鶏のせむ祢をそあるとを

とみ何ぬぎあれ抄巻をゆるぎ志

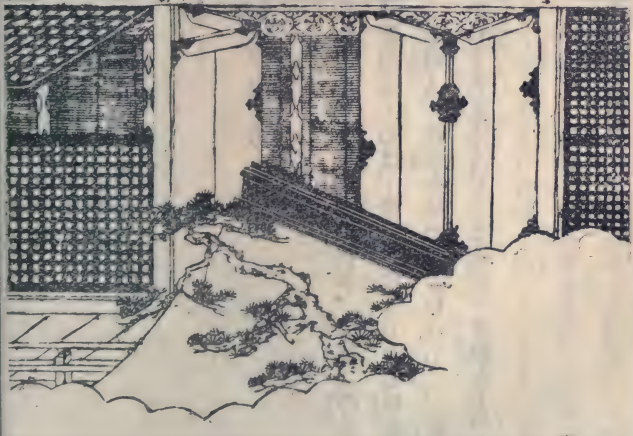
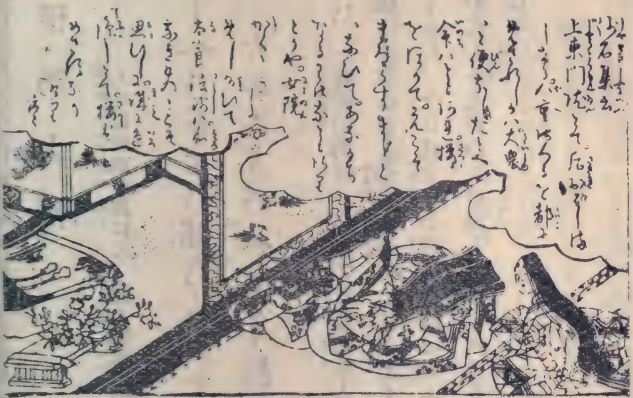
後拾遺集雜二に、大納言行成ものがたりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればとて、急ぎ歸りて、つとめて鶏の聲にもよほされてと、いひおこせて侍りければ、夜ふかよりけん鶏の聲は函谷の關のことにやといひつかはしけるを、立かへり、これは逢坂の關に侍るとあれば、よめるとあり。これは大納言行成卿と物語などして夜を更されたる時、行成卿がこよひは禁裏に物いみせさせたまひて、おのれも其物忌にこもり侍ればといひて、急ぎ歸られしが、行成卿、翌早朝、清少納言のもとへつかはされしふみに、夜前は鶏の聲にせつかれて、早々歸りさふ

伊勢大輔の話

父輔親、伊勢の祭主たりし故、其むすめを伊勢大輔とよびたるなり。これも上東門院の女房にて、歌よみの名高かりし人なり。筑前守高階成順といふ人の妻になられたる由、後拾遺集に見えたり。しかるに宇治大納言物語には、伊勢大輔越前守にていみじうやさしき人の妻になられしが、逢初し比、夫の石山へこもられて音信のなかりしほどによみて、やられける、

見るめこそあふみの海のかたからめ吹きだにかよへしがのうら風

此歌は、近江の湖は海松や、和布が生えぬ故、それよせて近江の石山へ行たる人にあひ見る目はかたくとも、志賀の浦風なりとも吹かよひて、夫の音信を聞せよといふ心なり。此うたをよまれて後、其夫のなさけ殊更にまさりて、子孫も榮えしが、六條大貳、堀河大貳などといふ人は、此大輔の孫なりといへり。此物語に、越前守とかけけるは、後拾遺集の筑前守を書誤りたるにや。同人か別人か其つまびらかなることを知らず。



伊勢大輔

大中臣能宣の孫にて、祭主輔親のむすめなる故、伊勢大輔といへり。

ふみへ乃あふ乃都乃八重をくぐ

々ふふ々乃へみり母むぬるあふ

詞花集春部に、一條院の御時、奈良の八重櫻を人のたてまつりて、その折り、御前に侍りければ、其花を題にて歌よめと仰ごと有ければとあり。歌のこころは、今は昔になりたる彼奈良の都の八重ざくらが、今日此九重の君の御前に匂ふこと哉と、此花をほめてよむうちに、當代をほめ奉り、いにしへと言ひてけふとうけ、八重といひて九重とうけたる所が、手際なり。九重は禁裏の事なり。

あはれといひてけり。扱さてそれより身の熱ねつもさめて、よろしくなりけりとぞ。此歌うたのいくべき方かたといふ詞ことばも、往いくと生いくとをかねてよめるなり。さて程ほどへて後のちに、小式部こしきぶ身みまかりける時、母ははの式部しきぶかなしまるゝ事こと大方おほかたならず、院いんにもいとをしく思おもしめしければ、失うせにしかども、其年そのとしに賜たまはる絹きぬを母ははの式部しきぶがもとへ遣つかはされけるに、小式部こしきぶ内侍ないしと書かきつけたる籍ふだあるをみて、母ははのよめる、

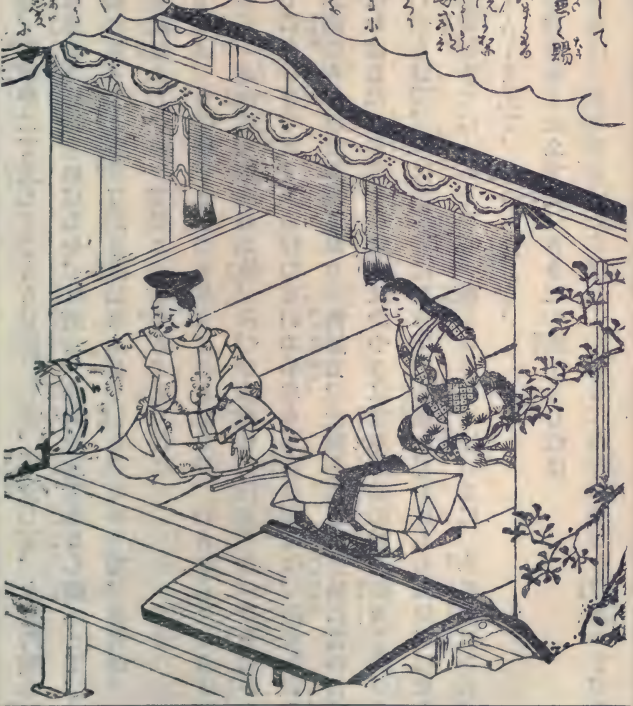
もろともに苦この下したには朽くちずしてうづもれぬ名なをみるぞかなしき

小式死して
 後其年並く賜
 ふ。三。絹。御。奉。寄。書。
 使。て。母。式。親。

式部とて
 籍は有
 一。也。更

て。一。首。の
 母。使

親の子は愛
 小



を思ひ人おもひびとにしたまひける比ひ、御所勞ごしやうらうにて久しくこもらせ給ひしが、平愈へいゆして、上東門院かみとうもんゐんの御方おんかたに参り給ひけるに、小式部臺盤所こしきぶだいばんじよに居られけるを、教道公のりみちこう、其前そのまへを通て退出し給ふとて、此比このころ死なんとせしを、何とて問はざりしと宣ひながら過たまふを、引とどめ奉りて、小式部、

死ねばかり歎なげきにこそは歎なげしかいきて問ふべき身にしあらねば

と詠よみかけられたり。此ころは、君の御やまひの事をうけたまはりて、わらはも死ぬるばかりになけきに歎なげきて居侍り、しのぶ中にてさふらふ故、みづから行きて問奉るべき身に侍らねば、いよく死ぬるばかりになけきて居さふらひぬといふ事なり。古き詞には、往くをいくといへり。それを生るといふ詞ことばにもかけて詠めるなり。教通公、此歌を聞きて感情かんじやうにたへたまはず、やがてかき抱いだきて局つぼねにおはしたりとぞ。小式部はかやうに當意たうい即妙そくめうの歌を折々せりりよみけるよしなり。其後小式部重くわづらひて、今はかぎりになりて、人顔ひとがほなども見しらぬほどになりてふしたりければ、母の和泉式部いづみしきぶかたはらにそひて、額ひたひをおさへて泣けるに、小式部目をわづかに見あけて、母の顔かほをつくくくと見て、息のしたより、

いかにせんいくべきかたもおもほえず親おやにさきだつ道をしらねば

とわなよきたる聲こゑにて申ければ、天井てんじやうの上にあくびしさしたるらんとおほゆる聲こゑありて、あな

橋立はしだてをふみても見ぬといひなしたるものにて、大江山、幾野いくの、天の橋立はしだての三つの名所めいしょを詠み入よて、思ふ心をあらはしける歌なり。

小式部内侍の話

和泉守道貞いづみのみちさだのむすめなり。母ははの和泉式部いづみしきぶ、小式部こしきぶを生うて後のち、夫道貞病死をつとみちさだびやうししければ、此むすめをつれて藤原保昌ふじはらのやすまさに嫁かしけり。小式部幼少こしきぶのちやうせうの時より歌うたよくよむといふ聞きこえありけるに、其才ぎえを妬ねたみて、小式部こしきぶがうたは、多くは母ははの和泉式部いづみしきぶよみて與あたふるなりといふ人も有ありけり。然しかるに其比ころ母ははの式部しきぶは、夫保昌をつとやすまさと共に丹後たんごに下くだりて居ゐけるが、京きやうに歌合うたあはせありければ、小式部内侍こしきぶのないし、其歌合うたあはせの人数にんじゆにとられてよみけるを、中納言定頼ちゆうなごんさだより卿きやうたはぶれて、小式部こしきぶの局つぼねに参まゐるに、丹後たんごへつかはされたる人ひとは歸かへりまゐりたるや、母御ははごのもとより使つかひはまゐり來こずや、いたう心もとなくおほすらんといひて、局つぼねの前まへを過すせられけるを、簾みすより半なかばかり出いでて、わづかに定頼さだよりの直衣なほしの袖そでをひかへて、此大江おほえやまいくの道の遠とほければといふうたをよみかけよれば、定頼さだより卿きやうおもひの外ほかに呆あきれて、こはいかに、かゝるやうやはあるとばかりいひて、返歌へんかにも及およばず、袖そでを引ひはなちて逃にげられけり。小式部こしきぶ、これより歌うたよみの名世なよに高たかくなりけり。また大おほ一二條どうのくわんじゆ關白せうはく教通公きやうつうこう、小式部こしきぶ

小式部内侍

父は和泉守橘道定、母は和泉式部なり。母の召名につきて小式部といひしなり。

大江や万々比々道乃を母々々

まぬぬみも見を阿ま乃そくそ

金葉集きんえふしふぶの雜上に、和泉式部いづみしきが、保昌やすまさに具して丹後國たんごのくにに侍りける比ころ、都みやこに歌合うたあはせのありけるに、小式部内侍せいのないしうたよみにとられて侍りけるを、中納言定頼ちゆうなごんきだより、局つぼねのかたにまうで来て、歌うたはいかどせさせたまふ、丹後たんごへは人ひとつかはしけんや、つかひはまうで来こずや、いかにこころもとなう思おぼすらんなど、たはぶれてたちけるを引止ひきとどめて詠よめるとあり。この事は、おくの話ものがたりの所にしるせば、こよにはいはず。此歌のこよろは、母ははの往ゆきて居ゐらるゝ丹後國たんごのくにへ下くだるには、丹波路たんはぢの大江山おほえやま、幾野いくのなどといふ所ところありて、その名なさへおほきなるやま、幾いくばくともしれぬ野のといふやうなる所にて、道みちのほども遠とほきによりて、未いまだたよりも、文ふみも見侍みまらずといふ事ことを、彼丹後かのたんごにある天あま

ど、夫をつぎまき匡衡卒ひらそつせられて後、尼あまになられ、舉周たがろかも子こをまうけられしは長久二年ちやうきうの事にて、其後のちい
つこゝろの比ひまで存命ぞんめいせられたるかは知らねど、榮花物語えいげはものがたりは寛治六年くわんじまでの事あるによりて、くはし
く年數ねんすうを考かんがふれば、衛門ゑもんのよはひ百二十歳さい迄までもながらへられねば、其年數ねんすうあはざるなり。し
かれば、榮花物語えいげわの作者さくしやを衛門ゑもんとせんはおほつかなき事なり。猶此物語なほの考ものがたりは、安藤あんどう爲章ためあきらの
説せつもある事なり。

人に誇る心ある人なれば、其先祖は歴々なるに、近年官位の昇進とごほりて、不満足なる心をかきて與へたまはば、公任卿うけさせたまはんと申されし故、匡衡、妻の詞にしたがひて、彼表文のはじめに、臣は五代の太政大臣の嫡男なり、曩祖忠仁公より已來、といふより次第に數へたてよ、我身の不幸なる事を書つゞけてもて參られければ、公任卿、此下書を見て大に感じ悦ばれたり。これ全く妻の衛門が才に出たる事なり。然れども、夫の匡衡卿も名高き學者にて有し故、道長公の殿中にては、女房たちが此赤染を、匡衡の衛門とよびたるよしなり。さて舉周といふ子あり。和泉守にて有しが、彼任はてて後重病をやまれしに、住吉明神の御崇なるよしいひふらせしかば、母の衛門、

かはらんといひし命はをしからでさてもわかれん事ぞかなしき
たのみては久しくなりぬ住よしのまつ此たびのしるし見せなん
ちとせよとまだみどり子にありしよりたゞ住よしの松を祈りき

といふ歌をよみて、御幣三本にかきて、彼社へ奉納せられければ、其夜の夢に、白髪の翁か此御幣を手にとりたると見てより、彼舉周やまひ愈げるとぞ。又女有て江の侍従といへり。これも歌よみの名あらはれし人なりし。扱此衛門、榮花物語を作られたるよし、ふるく言傳へたれ

事かなといふ事なり。

赤染衛門の話

衛門の母は、初は平兼盛の妻なりしに、懷妊のまよにて離別せられければ、生たる子をつれて、大隅守赤染時用に嫁せられたり。彼時用、衛門尉にて有し故、其むすめを赤染衛門といひしなり。生長して大江匡衡の妻となり、御堂關白道長公の北の方倫りに仕へられたり。和歌に巧にして、和泉式部と名をひとしくせらる。これを上東門院の女房といふ説は、すこしたがへり。門院の御母の官女なり。其頃藤原公任所存ありて、中納言を辭し奉らんと思はれしが、其表文の下書を、當時の名儒たる紀齊名、大江以言などを頼みて書せられけれど、何れも公任の心にかなはずりしかば、あらためて大江匡衡にあつらへられたり。匡衡よんどころなくうけがひて、家に歸らるよより、甚難儀なる面もちにて居られたれば、妻の衛門あやしく思ひて、その様をとはれければ、匡衡其仔細をかたりて、齊名や以言のごとき才學ある人の書たる文章さへうけがはれぬ事なるを、おのれいかでか書得んと思ふ故、心ぐるしく思ふなりとかたられければ、衛門しばらく思惟して申さるとは、わらはが思ひよりさふらふは、彼公任卿は、生得

赤染衛門

赤染氏は、日本紀天武紀に、赤染徳足といふ人見えたれば、此人の子孫なるべし。
衛門、父は大和守時用、一説に、兼盛の女といへど、よりどころたしかならず。

やすらそくもあまうものをせとぬあそく

あぬぬくまて此津袋袋み志あそ

後拾遺集戀二に、中關なかのくわん白少將はくせうしやうに侍りける時、はらからなる人に物いひわたり侍りけり、たのめて來ざりけるつとめて、をんなにかはりて詠めるとあり。これは中關なかのくわん白道隆公はくみちたかこうがまだ少將せうしやうにておはせしとき、衛門ゑもんの兄弟あやうだいの女をんなにからかひて、月日を経たまひしが、ある夜來んと約束やくそくして頼たのみにさせおきて、來たまはざりける翌あすの朝あさ、早さうくに彼女かのをんなに代りて、衛門ゑもんがよみてやられたるなり。歌のこころは、かやうなる事と知り侍らば、待あはさずにねやう事にて有りたるものを、來んとたまひし故、宵よひより待て、西にしの空そらへかたぶく迄までになりたる月つきを、ひとり見侍りし

大貳三位の話

此人は左衛門佐藤原宣孝と紫式部との中にうまれたるむすめなり。太宰大貳高階成章といふ人の妻になりて、後一條院の御乳母にめされ、三位の官を賜はりし故、夫の官によりて、大貳の三位とよばれしなり。狭衣四巻を作れり。後世に源氏狭衣とならびて、名高き物語草子なり。此狭衣を作られたる時代の事は、紹巴の説に云く、一條院寛弘の比、紫式部、源氏物語を作れり、それより四十年ばかり後の作にやといへり。此物語は、母の作られたる源氏物語のおもかけなる書きざまと見えて、其文章は世にめでたきものなり。扱此三位の妹に辨局といふ人あり。これも後冷泉院の御乳母となられたり。其事も榮花物語の楚王の夢の巻、殿上花見の巻などを見れば明らかに知らるゝなり。

大貳三位

父は左衛門佐宣孝、母は紫式部なり。名を賢子といへり。

阿里万やまるあれをく原風ぬけを

ひてぢとむを找とせ社屋をまてる

後拾遺集戀^二に、かれぐなる男の覺^{おぼ}つかなうなど言ひたりけるによめる、とあり。中のたえだえになりたるをとこのかたより、わが疎遠なる事はいはずして、かへりて三位の心をおほつかなく疑^{うた}がはしきよしひおこせたる時、よみたるにて、歌のこころは、津の國^{くに}にありま山といふ所^{ところ}ありて、そのあたりに、猪名の篠原といふところもあり。彼有馬山より猪名のさよ原さして風が吹來れば、さよの葉がそよくとすれあふ、其所よといふ詞を、それよといふ事にして、まことにそれよ、來もせぬ人のこころこそおほつかなけれ、こなたにはわすれはせぬものをといふことなり。そよとは戦ぐといふ事にて、葉と葉とすれあひて音のする心なり。

おほしといへり。扱此紫式部のむすめ一人あり、名は賢子といへり。亦和歌をよくして狭衣をあらはすなり。

此の書の中を讀むと、上流の貴族の生活や、朝廷の儀式や、和歌の創作や、
 当時の政治や、人物の逸話などが、細やかに描かれており、
 非常に興味深い内容です。特に、紫式部の娘である賢子の生活や、
 彼女の和歌の才能が、この書を通じてよく知られることができます。
 また、当時の社会の風俗や、人々の生活様式についても、
 多くの情報が得られます。この書は、日本の歴史や文化を
 知る上で、非常に重要な資料の一つです。

べからず。熊澤氏の孝經外傳、或問の説をこよに擧ぐ。其説に曰く、源氏物語の好色の事は作
物語にして、いふほどの事は大かた實事なり、昔の政の禮と樂との教をのみかける書は、見
る人すくなきによりて、終には絶失たる書籍多し、好色は人情の好むものゆゑ、おもては色ご
のみ事をもつばらに書きて、内證には、昔の禮樂風俗を、後々までいひ残すやうに書たるもの
なり、色好みどもの物語を釣糸にして、いにしへの遺風や、禮樂のよき事を書置れし趣意をも
しらすして、世間に源氏をよむ人は、多くは好色の媒となる事なり、源氏物語の實事は、錦
のやうなるものなり、世間の源氏をみる人は、かの綱ばかりを見て、眞の錦をしらざる故、只
好色の書のやうにて、主意をうしなひて傳れるは惜き事なり、先神事祭禮の古法、葬式の服色
の濃き薄きへだてのある事など、くはしく記してあり、又其時代の頭中將、源氏の大將は今
の諸候にくらぶれば、中より上の大身なるに、彼頭中將と源氏の君と同道して參内せらるゝと
て、朝飯に粥と強飯とをまるる事あり、早朝の參内にて、晝ならでは退出せられぬ故、粥ばか
りにては堪がたき故、力に強飯を參ると見えたり、源氏の君嵯峨へ行て日を歴給ふ時も、強飯
より外は用ひられざりしさまにかけり、これらの事にて、上代の質素にして、清美なる風俗
のしらるゝなり、又後世の糸竹の傳にも絶たる秘曲ども、源氏物語にのみ止まりて、ある事も

露しけきよもぎがもとのむしの音をおほろけにてや人のたづねん

とあり。これを見ても、彼女房に箏を教へられたることの知らるゝなり。又日記の中に、箏のことと和琴調べながら心にいれて、雨のふる日琴柱倒せなどいひ侍らぬまよになど書れたり。扱源氏物語を作られたる事は、長保三年に夫宣孝に別れられてより、後三四年ばかりやもめ住して居られし時の事なるべし。無名抄の説に、村上帝の御むすめ、大齋院より上東門院へ、めづらしき物語のさぶらはゞ見せさせたまへと、請につかはされし時、門院、式部をめしてつくらせられたるよしいへり。又其外さまざまの趣意をたて論ずれど、いづれもおほつかなき説どもなり。扱又石山の觀音に祈請して、須磨、明石の兩卷よりかき始めたりともいひ、大般若經の料紙を本尊に申うけて、書たりなどいふ説どもも、名高き古人達の言傳へたる事なれど、用ゐられぬ説々なり。又源氏物語を好色の書のやうにおもふは僻事なり。式部は前にもいふやうに、才徳備りたる人なれば、種々様々の世間にありたる事どもをとりあつめて、人々の心得にも、戒にもなるべきやうに、心をふくみて書きたるものにて、まことに人情、世態を盡したるかきざまなり。又文章に於ては、古今の名文たる事、今更いふに及ばざるものなり。但し此物語を好色の書とて賤しめ貶しむる儒者の論どもあれど、大意をうまく辨へぬ論どもは取る

べし。扱紫式部といふ名の事は、藤原爲時のむすめなりし故、始めは藤式部といひしを、源氏物語を作られし時、紫の上の事をすぐれて面しろくも、あはれにも書かれし故、彼上東門院の御殿にて、藤式部といふ呼名をあらためて、紫式部と號せられたるなり。又一條院源氏物語を叙覽ありて、御稱美の上、式部は日本紀をよく諳じたる者なりと仰られしより、左衛門の内侍といふ官女が、式部を日本紀の御局と申たるよしなり。式部の父爲時は、藤原時郷の弟子にて、名高き學者にして、歌をもよくよまれし故、式部も幼少の時より學問の志し有りて、兄の惟親史記をよまれし時も、傍より見覺てよくよまれたり。それ故父の爲時申されけるは、此むすめ男子にてあらましかば、生長の後和漢の舊記にも涉り、朝廷の故實にも通すべきに、女にてほいなしなど、つぶやかれしとぞ。式部寡になられし後も、夫宣孝の殘しおかれし書籍どもを見てのみ月日を過されし故、かたはらの女どもが、婦人の御身にてかやうに學問を好ませ給ふ故、不幸にて早く寡にならせられたるなるべしなど、ひそかにそしりたり。また箏をよく彈けけるにや、千載集に、上東門院に侍りける時、里に出たりける比、女房のせうそのついでに、箏傳へにまうでんといひて侍りければ、つかはしけるといふことがき有て、式部のうたに、

たまへり。

すき物ものと名なにしたてれば見る人のをらで過するはあらじとぞ思ふ

此こころは、梅うめは味あじはひの酸すきものなるを、好すき者ものとかよはせて、紫むらさ式しき部ぶ源げん氏じ物もの語ごを作りて、色いろ好このみといふ名なにたちてあれば、見る人ひとが梅うめを手た折をるごとく、式しき部ぶを其そのまゝに見みすごす事ことは有あまじと思おもふと、たはふれたまひしなり。さて此こ返へん歌かを式しき部ぶのよまれたるは、

人ひとにまだ折をられぬものを誰たれか此こすきものぞとはくちならしけん

これは、さやうに仰おほせらるれど、夫をつとより外ほかの人ひとにはまだ手た折をられぬものを、たれか色いろごのみなりと申しふらし候さうらふぞといふ事ことなり。扱あたま其その比ひ、式しき部ぶ渡わた殿どのにいねられし夜よ、戸とをたゞく人ひと有ありて聞きて居ゐられたれど、おそろしさに音おともせずして、夜よを明あされたるに、其その明ある朝あした、道みち長なが公こうよりつかはされし歌うた、

よもすがら水くひな鶏ひなよりけになくくぞ横まがの板いた戸どをたゞきわびつる

くひなよりけにとは、くひなよりまさるほどにといふ事ことなり。此こかへしに式しき部ぶ、

たゞならじとばかり叩たたくくひな故ゆゑあけてはいかに悔くやしからまし

かやうに身みを堅かたく持もちて操あその正ただしき人ひとにて、まことに才さい徳とく兼かね備そなりたる女むすめといふは、此こ紫むらさ式しき部ぶなる



しなり。歌の意は、月も空をめぐりてば又出るものなるが、久しぶりにてめぐりあひて顔を見たるは、むかしの友だちなりし。その人かとも見わけぬあひだに、雲にかくれたるこよひの月のやうに、早くかへりし其人の残りおほさよといふ事なり。

紫式部の話

式部の夫は右衛門權佐藤原宣孝といへり。長保三年四月廿五日宣孝卒せられて、後再他に嫁せず、身を堅く持て、後に上東門院に仕へ奉れり。此門院の女房達は、皆歴々たる才女共なりしが、其中にて、此式部は才智ある貌もちもせず、甚おとなしき人なりけれど、學問は格別に優れられたり。其證は、寛治四年に、上東門院まだ中宮と申奉りし時、式部に白氏文集の樂府を習はせたまひし事あり。其比門院の御父御堂關白道長公、式部が夫に別れて後やもめながらに宮仕へするに、容儀うるはしく才智ある女なる故、たびくたはぶれ言などのたまひけれど、品よくもてなして御心にしたがふ事なかりし。さやうの事どもは、彼式部の日記にて窺ひ知らるゝなり。寛弘六年の比、式部の作られし源氏物語、門院の御前にありけるを、道長公御覽ありて、例の御たはぶれごとありしついでに、梅の折枝に敷てありし紙に、御歌を書せ

紫式部

申納言兼輔の曾孫、從五位下藤原爲時のむせめ、母は攝津守爲信のむすめなり。右衛門權佐藤原宣孝の妻となりて二人の女を生り。姉の賢子は、太宰大貳高階成章の妻となりし故、後に大貳三位といひ、妹は辨局といひて、後に後冷泉院の御乳母となれり。

巡りあむてこゝろをり社をも分ぬまふ

くもあく社ふくとそ此川幾あ耶

新古今集雜の上に、はやくよりわらは友だちに侍りける人の、とし比經て行逢ひたるが、ほのかにて、七月十日ごろ、月にきほひて歸り侍りければ、と有り。はるかに前かどよりをさな友達にて有たる人が、年數をへて後出逢ひたるに、たしかに其人とも思ひさだめぬあひだに、七月十日比の夕月のかくるとにおとらず、彼人もはやく歸りたるを本意なくおもひて詠みたるよ

とかきたり。式部しきぶこれを見るよりあはれと思ひて、此童わらはに奥おくのかたへ來こよといひて、呼入よびいれけ
るとぞ。此うたは、もみぢの青あせかりしを、襖あせか借りしとかけて、こひの心をあらはしたるものな
り。襖あせは上に著さるものなり。又いつのとしの事にか、式部、加茂かもにまゐりけるに、わらうづに、
足をくはれて、紙をまきたりけるを見て、神主かみぬしたて忠頼、

ちはやふるかみをもあしにまくものか

といひたりけるに、式部しきぶとりあへず、

これをぞしものやしろとはいふ

とつけたり。下加茂しもがもの社やしろなりける故、かくいへりけるとぞ。此連歌れんがは金葉集きんえふしふに入いれられたり。さ
て又式部、播磨書寫山はりましょしやざんの性空しやうくうしやうじん上人じやうじんに贈おくりたる歌、拾遺集しゆいしふに入いりたり。

くらきよりくらき道みちにぞ入ぬべきはるかにてらせ山やまのはの月

これは法華經ほけきやうに、從くらきよりくらきに冥入みやうに冥永不聞みやうえふつみやうをきかず佛名ぶつもんといふ文あり。其心こころをよみたるにて、世よに名高なだかき
歌なり。さて後に式部しきぶ尼あまになりて寺てらに住すまひたり。其寺てらは小御堂こみだうといひて、御堂みだう關白道長公せうやくみちながの御領ごりやう
なりしを、式部しきぶに賜たまはりしが、後に誠心院しやうしんいんといへり。俗ぞくに和泉式部いづみしきぶといふ寺てらあり、すなはち是
なり。式部しきぶ、本名ほんみやうを辨内侍べんのないしと云いひ。今世いまよに傳つたはる所ところの辨内侍べんのないし日記にき、其自記みじきなるものなり。

りによき歌よみたまへといひければ、式部しきぶ

ことわりやいかでか鹿しかのなかがざらん今宵こよひばかりの命いのちと思へば

かく詠よみたりければ、あすの狩かりはとどめてけり。此保昌はうしやうに忘わすれたりける比ひ、貴船きぶね明神みょうでに詣まうでて、御手洗みたらしに螢ほたるのとぶを見て、

物ものおもへば澤さはの螢ほたるもわが身みよりあくがれ出いづるたまかとぞみる

とよみければ、社やしろのうちより、

おく山やまにたぎりて落おつる瀧たきつ瀬せのたま散ちるばかり物ものなおもひそ

といふ歌を、明神みやうじんの返かへしによみたまへると覺おぼえたるに、果はたしてそのしるし有ありしといへり。又またい

つのほどにかありけん、式部しきぶ忍しのびて稻荷いなりへ詣まうでけるに、田た中なか明神みやうじんの西にしのほどにて、にはかに時雨しづれ

しければ、いかどすべきと思ふに、田たをかりける童わらべの襖あそといふものを乞こひかりて、著きて詣まうででけり。

歸かへりのほどに、雨あめも晴はれければ、此こあをを彼かのわらはにかへしにけり。さて次の日つぎ、式部しきぶ宿やどにあり

てはしのかたを見出みいだして居ゐたるに、大おほきやかなる童わらはのふみを持もてたよすみければ、あれは何なにす

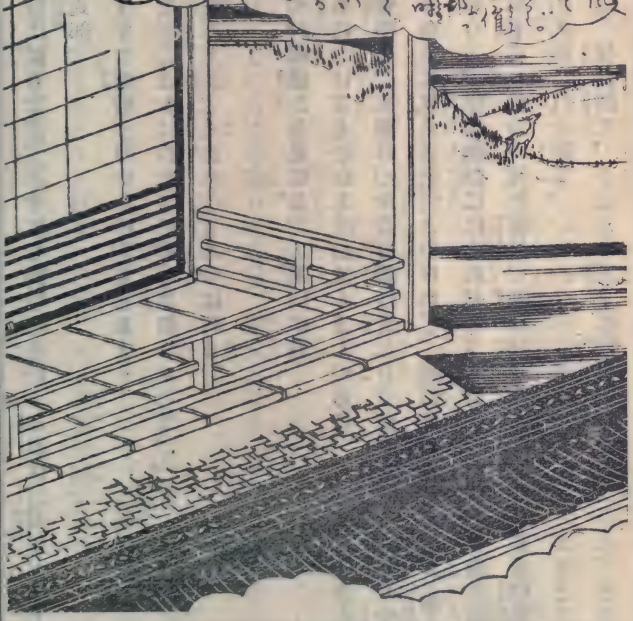
るものぞと問とはせければ、此文このふみを參まゐらせ候まうはんといひて、さしおきたるをみれば、

時雨しづれする稻荷いなりの山やまのもみぢ葉ははあをかりしより思おもひそめてき

律の官より
けいふの田に
これとす。毎
夜兔杖の
藁の束を
あまふ。其の
寒く見ゆ
あつはる女
よと。深く
をきかへせ
其のけまは
てり。その翌日
播磨の佐伯郡
芭蕉を献す。同
後。兔杖の藁を
帝室に献す。佐伯
を



鹿も 鹿も 鹿も 鹿も 鹿も
 静寂の如に感し
 や。只声 只声 只声 只声
 能人 能人 能人 能人
 保昌 保昌 保昌 保昌
 舟屋 舟屋 舟屋 舟屋
 ねろ ねろ ねろ ねろ
 鳴 鳴 鳴 鳴
 まる まる まる まる
 一首の 一首の 一首の 一首の
 か かく かく かく
 鹿 鹿 鹿 鹿
 切 切 切 切
 こ こと こと こと
 仁 仁 仁 仁



す。扇あふぎさしいでてとりつ。こよひは歸かへりなん、あすはものいみといふなれば、長居ながるせんもあや
しと人の思はんとのたまへば、式部しきぶ

こよろみに雨あめも降らなん宿やじすぎで空そら行く月のかけやとまると
かく申しければ、しばしのほりて、こまかにかたらひ置おきて出いたまふとて、

あぢきなく雲居くもの月にさそはれて影かげこそ出いれこよろやは行く
ありつる文ふみをみれば、

我われゆるゑに月をながむと告つげつれば誠まことかと見みに出いでて來きにけり

と書かせたまへり。此宮みやは、何事なにじにつけてもをかしくおはしましつるに、あはくしきものに
思おもはせまるらせたるが、心こころうく覺おぼゆと、式部みづから日記にきに書かたり。此帥宮そののみやはじめはかやうに
て、式部にふかき御心みこころさしもなきやうに見えさせたまひけれど、後には御上おんうへをも去さり奉たてまつらせ
給たまひて、一向いっかうに御妻つまにせさせ給たまへりと、宇治物語うぢものがたりにはあれど、さもなかりしにや、後には丹後たんご
守藤原保昌かみふぢはらのやすまさが妻つまとなりて、丹後たんごへ下くだられたり。其比保昌やすまさ、明日あす狩かりせんとて、武具ぶぐども取集とりあつめた
る夜よ、鹿しかのいたく鳴なければ、妻の式部しきぶこれを聞きて、いであなあはれや、明月あすしな死しんずるといた
く鳴なにこそとて、心憂こころうかりければ、保昌ほうしやう聞きて、さほどに思おもさば明日あすの狩かりはとどめん、そのかは

和泉式部の話

越前守大江雅致のむすめ式部、和歌をよみたるが、和泉守橘道貞の妻となりたる故、夫の守名によりて、和泉式部と呼ばれたり。此道貞の胤にて、小式部といふ女を生たり。後に夫道貞死したりければ、上東門院に仕へられたり。上東門院と申すは、一條院の御后にて、寛弘五年四月に中宮に立せ給ひ、御名を彰子と申し、後に上東門院と號し奉れり。是は御堂關白道長公の御むすめなり。此御前につかへし女官いづれも名高かりし人々にて、和泉式部も其中一人なり。式部若かりける時、冷泉院第四の皇子帥宮、しのびて通ひたまひける比、久しく音せさせたまはざりけるに、其宮に仕へしわらはの來りけるに、御文もなくてかへりまゐるに、

またましとかばかりこそはあらましか思ひもかけぬけふの夕ぐれ

と書きてことづてたるを、かの童宮のおまへにもてかへりて參らせければ、まことに行ずして久しくなりにけりとて、心ぐるしうおほせしにや、やがておはしましたり。式部も月をながめてはしらの方に居たり。せんざいの露きらくと置きたるに、人は草葉の露なれやと、のたまはするさまいうに愛でたし。御扇に御ふみをいれて、御つかひのとく參りにければとて賜は

和泉式部

越前守大江 雅致のむすめなり。母は越前守保衡の女といへり。

あはせぬ世に母ありおをむてよ

よまむをぬむ乃阿ぬ大ををあ眼

後拾遺集戀三こひのに、こよち例れいならず侍りける比ひ、人の許もとにつかはしける、とあり。これはやまひにをかされて、こよろもちも常つねにかはりてものうかりける時、思ふ人のもとへ詠よみてやりたるうたなり。歌の意こころは、此ほどはやみふして、もはや此世このよに久ひさしくも居ゐまじと思ひ侍るはんべによりて、この世このよの外ほかの、先さきの世このよにての思ひ出おもしだしくさにもなるやうに、何とぞ今いま一度君きみに逢あひあはさるる事こともあれかしと思ひ侍るといふ事なり。

べきにと、いふ歌よむものなりと。定頼の曰く、式部が歌には、遙にてらせ山のはの月をこそ
世よもつ以て秀歌しうかと稱し候はいかゞ。公任きんたふのいはく、案内かんだいをしらざる也、闇くらきよりくらき道みちにぞ入ぬ
べきは經文きやうもんなり、末すえの、はるかにてらせは、彼文かふんに引ひれていで來きたれる詞ことばなり、こやとも人ひとをと
いひおきて、末すえにひまこそなけれとよむは、凡人ぼんにんの思おもひよる事にあらずといはれたり。

又新古今集に、敦道のみこのともに、前大納言公任の白川の家にまかりて、又の日みこのつかはしける使につけて申侍りける、

和泉式部

折人のそれなるからにあぢきなくみしわがやどの花の香ぞする

此敦道親王と申奉るは、冷泉院の皇子三品帥宮の御事にて、和泉式部は彼宮の御思ひ人なりし。又公任の著されたる書は、北山鈔、和歌九品論義、新撰髓腦、前五十番名所和歌集、拾遺抄、深窓秘抄、金玉集、和漢朗詠集等なり。公任學問の業を高岳相如にうけられたる故、朗詠集の中に、多く相如の句を收められたり。又三十六歌仙を選まれたる事は、六條の具平親王と和歌の事を論ぜられし時、公任卿、親王にむかひて、まことに貫之は歌仙にて候ふと申されければ、親王は人麿には及ばじと仰せられけるを、公任心ゆかず思はれけるが、後日におのく秀歌十首宛を書いて合せられしに、八首は人麿の勝にて、二首は貫之の勝となりしかば、公任いよいよ不満足におもはれて、それより退いて、自分に三十六人の秀歌を撰みて、左右にこれを合されたるなり。公任卿の子の定頼卿も、其世にならびなき能書にて、和漢の才人なりし。袋草子に曰く、和歌は人の心々なり、定頼卿、父の公任卿に問て申されけるは、式部、赤染衛門、何れか勝れたる歌よみに候や。公任答ていはく、一口の論にあちす、式部は、こやとも人の云

る故、藏人所の衆、瀧口出納、御倉女官、主殿司の下部どもにいたるまで、そこらのものども
是をみると、皆東の陣へ競ひあつまるほどに、彼死骸を殿上の疊ながら、西の陣より出せと
申付られければ、引ちがへて西より出しけるに、一人の見物なくて陣の外へ出しければ、父の
三位來りて、彼死骸を迎へとりてけり。其後十日許して、教通の夢に、藏人の靈來りて、死の恥
をかくさせたまへる事、世にもわすれがたし、東の陣より出ましかば、多くの人に見えなまし
をといひて、手をすりて泣くく、悦ぶと見えてけり。公任卿、此教通を婿にとりて、婿入の時
に、和漢朗詠集二巻を撰して厨子に置れしとなり。まことにゆよしき引出物なりといへり。此
朗詠集は長谷の別莊にて撰ぜられしにや、今に山城の北岩倉に、朗詠谷といふ古跡残り。さ
て、公任卿萬壽元年に、寵愛の女に後れられて、哀慕に堪ず、遂に表を上りて仕へを致し、
長谷の別莊に籠りて僧となられたり。公任は生得色を好まざる人にて、其妻も先に尼になられ
たれば、此度僧となりても獨居して、常に閑寂を樂しみ、長久二年に七十六歳にて身まかられ
たり。世に此人を四條大納言と稱せり。又北白川に公任山莊の古跡有り。拾遺集に、北白川の
山莊に、花のおもしろく咲て侍りけるを、見に人々まうで來りければ、
春來てぞ人もとひけるやまざとは花こそやどのあるじなりけれ

公任

りてけしきばかりゆづるよし會釋せられけるに、齊信卿辭する事もなくて、やがて拍子をとられたるが、おもひの外なる事と、あへなく覺えて、始終聞れければ、ひとつの失もなくめでたく拍子とられけり。さて事果て、公任、齊信にむかひて、いつのほどより此事御沙汰候ひけるにやと、申されければ、齊信公事の道にて候へば、かたのごとく用意つかまつれりとぞ答へられる。此事によりて、右衛門督齊信、公任を超て官をすまされけるを、いとほいなき事におもひ、虛病をかまへて參内もせられず、其上に中納言の職を辭せんとて、表をたてまつられけるに、主上匡房を御使にて、これは事ありけなる辭表なればをさむまじきなり、先齊信に一階を超られよと、仰せ下されしが、いく程なく大納言に任せられ、正二位兼按察使に進まれぬ。ここに於て、齊信中納言を超て一階官をすまされければ、公任よろこびにたへずして、かくぞよまれける。

嬉しさをむかしは袖につよみけり今宵は身にもあまりぬるかな

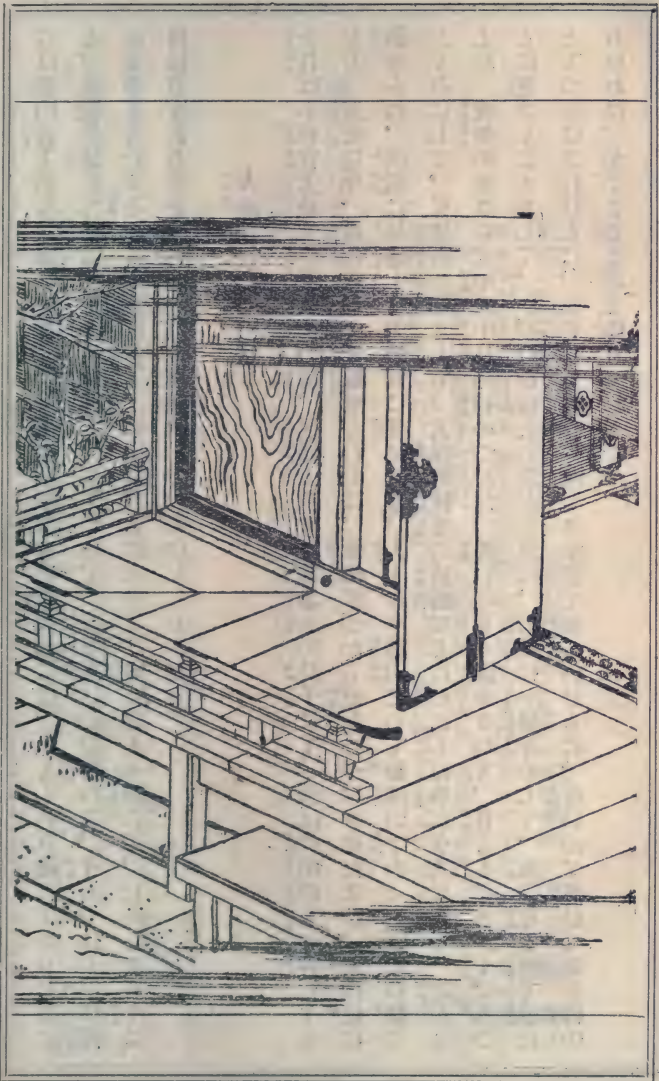
公任卿の婿を教通といへり。教通圓融院の御時、頭中將にて殿上にさぶらはれけるに、式部丞藏人藤原貞高といふ人、大盤に付ながら頓死したりけるを、教通奉行にて、奏司下部をめてしてかき出させられけるに、何方より出し申べきと申ければ、東の陣より出べきぞと申されけ

しらく／＼としらけたる夜の月かけに雪かきわけて梅の花をる

と申されければ、大にめでさせたまひ、歡慮あいらよことにうるはしかりけるに感じて、ゆよしきまでに落涙らくるゐせられければ、主上しゆじやうも御袖おそでをぬらさせたまへり。公任きんたふ此世の思おもひ出では此事に侍はんべるとて、申出いでらるゝたびごとに袖そでを絞しぼられけりとぞ。又或年またあるとし、御堂みだう關くわん白道はくちう長公ながこう、大堰河おほゐがはにて遊覽いうらんしたまひけるに、詩しの船ふねと歌うたの船ふねとをわけて、おの／＼其道みちに名なある人ひとをのせられたるに、公任きんたふ卿けいには、何いづれの船ふねにのらるゝぞ、と仰おほせられければ、和歌わかの船ふねに乗申のりすべきよし申して、

朝あさまだきあらしの山のさむければ紅葉もみぢのにきしきぬ人ぞなき

といふ歌を、彼舟かのふねの中うちにてよまれたり。其後そののち人に申まをさるゝは、何いづれの船ふねにのらんと思おもふぞと仰おほせられたるは、心こころおとりのせられたる事ことなり、しかし詩しの船ふね乗のりて、此歌このうたほどなる詩しを作りつくたらば、名なを揚あぐべき事ことなりしをといはれたり。此こゝうたを、花山院くわさんのゐん、拾遺集しゆゐしふを撰せんぜられし時とき、紅葉もみぢの衣ころもと直なまして入いるべしと仰おほせられけれど、しかるべからずと申まをされて、もとのまゝにもみぢの錦にしきとして入いれられたり。又圓融院えんゆうゐんの御時おほとき、大堰河遊覽おほゐがはいうらんに、詩歌しうた管絃くわけんの三みつの船ふねにのられしとも云いへり。又後ご一條院いちじゆうゐんの御時おほとき、清暑堂せいしよたうの御神樂おほかむらに、公任きんたふ拍子ひやくしとるべきにて有ありけるが、期ごに望のぞみて、齊信卿さいしんけい上臈じやうらふにて上かみに居ゐられたりけるに、管絃くわけん者しやにあらねば、拍子ひやくしの事ことをよも承伏しょうふくせじと思おもひて、笏しやくをさしや



には瀧の音とあり。扱歌の意は、此瀧は嵯峨天皇の御時代には、おもしろき瀧にてありたるよし、其瀧の流れて落る音は絶えて久しくなりたれど、高き名はいひ傳へて、今もやはり世に聞ゆる事ぞといふ心にて、瀧の音と上にいひたるによりて、瀧に縁ある詞にて、むかしより今に傳はりてある事を、名が流れて猶聞ゆるとつゞけたるものなり。

大納言公任の話

公任は小野宮太政大臣實頼公の孫、三條太政大臣頼忠公の長子にて、母は代明親王の御むすめなり。天元三年、清涼殿にて元服せられしに、帝御手づから冠をさづけさせたまひ、正四位に敘せられ、次第に昇進して大納言に任ぜらる。人となり聰明にして和漢の才あり。殊に和歌にたくみにして、又能書の聞えあり。其餘管絃等の諸藝などにわたらぬ事なき人なりし。若かりし時、或年のきさらぎ中の十日の初めつきた、雪いみじく降かさねて、月ことにあかく、木ごとくに花さくこよちして、いづれを梅とわきがたきに、公任の中將をめして、梅の花を折て參れとてつかはされけるに、ほどなく雪をも散らさず折て參られけるに、帝いかと思ひつると仰有ければ、かくこそよみて侍りつれとて、

大納言公任

てんしん せいりやうでん けんぶく
 天元三年清涼殿にて元服せられ、正四位下に敘せられ、尋で侍従となり、永觀、寛
 わ あつだ さこんのさんちやうけんをほりいよ こんのかみ
 和の間、左近衛權中將兼尾張伊豫權守となり、正四位上にすくみ、永祚の初め藏
 ざのかみ ぼせ
 入頭に補られ、備前守を兼ね、正暦三年參議に拜られ、長徳、長保の間、左衛門督、
 けびる しのべつたう
 檢非違使別當をかれ、申納言に任ぜられ、正三位に敘せられ、又大納言に任ぜらる。

瀧乃音を絶くむせまくな理ぬまを

なみせなるあきくなほ姿たえ々ま

しふる しふぞふの
 拾遺集雜上に、大覺寺に人々あまた罷りたりけるに、古き瀧を見て、とあり。大覺寺は遍昭寺
 にし
 の西にあるよし、拾芥抄に見えたり。嵯峨上皇のおはせし所にて、瀧を落し、瀧殿をつくら
 せて御覽有し所なりしが、此時代には、其かたばかり残りて、瀧は無ししが、そこへ人々と共
 に往て、ふるき瀧の跡を見て詠れしなり。拾遺集には、瀧の糸はたえて久しくとあり。千載集

遷せんにあひたまふ事をいきどほり給ひ、帝みかどを恨うらみて髪かみをきらせ給ひけれど、帝みかどは此中宮このちゆうぐうをますく
寵愛ちゆうあいしたまひて、遂つひに皇子わうじを生うませたまへり。それ故ゆゑに此度伊周公たひいしゆうこう兄弟けいだいを許ゆるされて、同四月二人
ともに歸洛きらくあり、寛弘五年准大臣くわんこうしゆんだいじんになられたり。此人このひとみづから儀同三司ぎどうさんしと號がうせられたるにて、
常つねの官くわん名なの例れいにはあらざるなり。

ど、男の心のかはるうきめを見んよりは、かはらぬさきに死にたしといふ意なり。

儀同三司母の話

儀同三司は官名にて、三公と儀が同じ事なりといふ意なり。此伊周公より始めて近代も有り。又従一位の唐名を儀同三司といふは別の事なり。扱此儀同三司の母と申すは、従三位高階真人成忠のむすめにして、従三位貴子と申す。中關白道隆公の室となりて、儀同三司伊周公と、中宮の定子とを生み給へり。後拾遺に、高内侍とあるも此御方の事にて、女ながら男まさりに文章をも書たまへり。扱御子の伊周公は、正暦三年に、十九歳にて權大納言に任ぜられ、同五年内大臣に任ぜられ給ひしが、長徳二年に、花山法皇鷹司殿の第四の御女に通はせ給ひ、毎夜忍びて幸なりけるに、此時伊周公は、彼第三の女に語らひ給へりければ、法皇その女に通はせたまふと思ひ誤り、弟の隆家と示しあはせ、法皇の通はせ給ふ道にて、御車に弓を射かけられければ、法皇あやふき目にあはせたまひて、逃のびさせたまへり。此事によりて今年四月に、内大臣伊周公を太宰權帥に左遷せしめ、其弟隆家を出雲權帥に貶して、都を追拂はせらる。翌年三月、中宮定子敦康親王を生せ給へり。これより先に、中宮御兄弟たる伊周、隆家の左



人の藪あゝ〜。其れまの
 好悪〜して。徳をい
 れのあわ〜。そと
 もと〜。い
 えま〜。い
 伊周は二をむ
 二を〜。伊周公の
 ち波補法は
 長臣た〜。と。
 招も〜。然もよ。
 婦女の〜。お舟
 ち〜。海軍の車
 を〜。すひ
 かく〜。い
 悪道更〜。まね
 ます。伊周は〜。いづ
 れの〜。い
 け〜。極具の



儀同三司母

儀同三司伊周公の父は、中關白道隆公なり。伊周公正暦三年十九歳にして權大納言正三位となり、同五年大將を越て内大臣に任ぜられ、長徳二年事に坐せられて太宰權帥に左遷せられたまひしが、同三年京に召かへされ、寛弘五年准大臣として封千戸を賜はり、同七年三十七歳にて薨ぜらる。

己をき志乃行末よてもあぬ々禮は

々ぬ茂の養り乃以此志を有耶

新古今集戀三こひのに、中關白なかのくわんはくかよひそめ侍りし比ころとあり。中關白道隆公なかのくわんはくみちたかこう、其比ころはまだわかよりしに、此儀同三司ぎどうさんしの母も成忠のむすめと申せしほどに、しのびてかよひしたまひし時のうたなり。歌の意こゝろは、いつまでもわすれまじといふ人の言葉が、末々すまぐまでは頼たのみにし難がたきによりて、かやうに深切しんせつにいうてたまはる今日けふきりのわが命いのちにてもあれかし。命いのちほど惜おしきものはなけれ

兼家公の返事に、夜前そなたへまるりたれど、門を明たまはざるゆゑ、夜の明るるまで立て待べしと思ひつれど、禁裏より御使たまはりたれば、よんどころなく歸りぬ、外にて明せしにやとうたがはるよもむべなる事ながら、などかきて、彼歌のかへしに、

けにやけに冬の夜ならぬ横の戸もおそく明るはわびしかりけり

これは彼女君のうたに、ひとり寐をしてよの明るを待は、いかほど久しきものと思しめさるよぞと、よみたまへるをうけて、まことにそなたの申さるよ冬の夜の明るを待間は久しきものにてあらんが、その冬の上にはあらぬ横の板戸も、遅く明るを待は、くるしきものにて有けりといふ心なり。扱此嘆きつよの歌の事書を、後拾遺集には、其夜の贈答のやうに書きたれど、かけるふの日記をみれば、翌朝の贈答なり。又兼家公の御事を、後拾遺には、入道攝政と書き、大鏡には、大入道殿と書るは、いづれも後の稱號を書たるものにて、此女君に通ひ給ひし時は、まだ右兵衛佐と申せし程の事なり。又顯昭の色葉抄に、道綱の母を本朝三美人の中の一人といへり。又兼家公夫婦の御事、ならびに御子道綱卿の事どもは、彼蜻蛉日記と大鏡とに委ければ、こよにもらしつ。

ふこよろなり。なけくはためいきをつく事なり。

右大將道綱母の 話

道綱みちつなの母は、藤原倫寧ふじはらのとねやすのむすめなり。東三條とうさんじょうの攝政兼家公せつしやうかねいへんこう、天曆八年てんりやくの比ひはまだ兵衛佐ひやうゑのまけといふ
輕かろき御身みにてありける時、此倫寧このとねやすのむすめのもとへ通かよひたまひて、度々たびく歌をよみかはされしが、
明あきる年の八月廿日はつがに、道綱みちつなを生うみ給たまひしかば、ほどなく兼家公かねいへんこうの北きたの方かたとなりたまへり。兼家かねいへ
公こうのしのびて通かよひたまひしほどの歌などを書かきあつめて、蜻蛉日記かひろふの日記と名なづけられたるは、すな
はち此道綱このみちつなの母ははの作つくなり。其日記そのにきには、天曆八年てんりやくより後天延二年のちてんえんまで、およそ廿年ふたじゅうねんばかりの事も
あり。扱あつか彼日記かのにきの天曆九年てんりやくの所ところに、十月じゅうがつの末すゑに、三夜さんやばかり打續うちつづきて兼家公かねいへんこうのおはせざりし事
有ありて、曉あかつきがたに門かどを叩たたく音ねせし故ゆゑ、おはせしにやと思おもはれたれど、此程このほどは外ほかに通かよはせたまふ
所ところのありけなれば、わざと門かどを明あけたまはざれば、定さだめて例れいの所ところへおはしけんと思おもひ居ゐたまひけ
れど、翌あくる朝あさになりて、

なけきつとひとりぬる夜の明あるまはいかに久ひさしきものとかは知る

とよみて、いつものふみよりは引ひつくりろひて、うつろひたる菊きくの花はなにさしてやりたまひしかば、

右大將道綱母

道綱^{みちつな}の父^{ちち}は、東三條^{とうさんじょう}の攝政兼家公^{しやうかへい}なり。道綱^{みちつな}、長徳二年^{ちやうとく}右大將^{うだいしやう}に任^{にん}じ、同三年^{どうさん}大納言^{おほなごん}、長保三年^{ちやうほう}正二位^{じやうに}、寛仁四年^{くわんにん}薨^{こう}す。母^{はは}は正四位下^{せいしやう}倫寧^{りんねい}の女^{むすめ}にして、長能^{ながたふ}の妹^{いもうと}たり。

嘆たけいゝひとをぬるとの明るまを

いあよむをくきもれとあへる

拾遺集戀四^{しゆいしふしよひ}に、入道攝政^{にふだうせつしやう}まかりたりけるに、門^{かど}をおそく明^{あけ}ければ、立^{たち}わづらひぬといひいれて侍^{はんべ}りければ、よみて出しけるとあり。此^こことがきは、入道攝政兼家公^{にふだうかへいこう}わかよりし時^{とき}、此御方^{おんかた}へかよひたまひけるに、ある夜門^{よかど}を遅^{おそ}く明^{あけ}られければ、兼家公^{かへいこう}の詞^{ことば}に、先^{まづ}ほどより門^{かど}の外^{そと}に立^{たち}わづらひたるぞと、内^{うち}へいひ入^{いれ}させたまひければ、内^{うち}よりよみて出^いされたる歌^{うた}なり。歌^{うた}のこゝろは、門^{かど}を明^あるあひだの遅^{おそ}きをさへ、さやうに仰^{おほ}せらるゝが、わらはがうちなけきつくゝして、ひとりねる夜^よの其夜^{そのよ}あけまでのあひだは、いかほど久^{ひさ}しく待遠^{まちひほ}なるものぞとおほしめすぞとい

大僧正行尊歌譚

おほみねじゆんぎやくみねいり
大峯順逆峯入の話

ぎやうせんのかじよ
行尊能書の話

ぎやうせんじは
行尊琵琶の緒を懐にせられし話

しやうほうそうじやうさんほうみんそ
聖寶僧正三寶院の祖たる話

周防内侍歌譚

三條院御製譚

みかごねのやま
帝御目を病せたまふ話
だいりすえんしやう
内裏敷度炎上の話

日本紀の局の話

式部筆をよくする話

源氏物語 好色の書にあらざる話

大貳三位 歌譯

狭衣の話

赤染衛門 歌譯

擧周の病によりて詠歌の話

榮花物語衛門の作にあらざる話

小式部内侍 歌譯

教通公小式部を愛し給ふ話

母の式部歌を詠じて小式部の病愈る話

伊勢大輔 歌譯

清少納言 歌譯

函谷關の故事の話

香爐峯の雪の話

枕の草子の話

左京大夫道雅 歌譯

權中納言定頼 歌譯

相摸 歌譯

相摸公資の妻となる話

百人一首一夕話 卷之五

目録

右大將道綱母 歌 譯

蜻蛉日記の話

儀同三司母 歌 譯

花山法皇鷹司殿の御女に通ひ給ふ話

伊周公左遷の話

大納言公任 歌 譯

大覺寺瀧殿の話

大壺河三船の話

和漢朗詠集の話

式部赤染勝劣の話

和泉式部 歌 譯

式部保昌の妻となる話

貴舟の社にて歌をよむ話

稻荷詣に袍をかる話

性空上人に歌を贈る話

紫式部 歌 譯

式部寡住の話

道長公式部に戯れ給ふ話

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

其言正也と云ふは、能く説くは、其の言の正なりと云ふ也。

藤原道信朝臣の話

一條院（てうのゐん）の正曆（しやうりやく）三年六月、太政大臣（だじやうだいじん）爲光薨（あつ）ぜられしかば、相摸公（さうもこう）に對し恒徳公（かうとくこう）と諡（おくりな）せらる。其子道信朝臣（みちのぶのあそん）悲（かな）しみ思（おも）はるゝ事果（はて）しなけれど、親（おや）の喪（も）は一箇年（かねん）にして除服（じやくふく）するが常禮（じやうれい）なれば、其制（せい）にたがふ事能（あた）はずして、服（ふく）をぬがれし時、

かぎりあれば今日（けふ）ぬぎすてつ藤（ふぢ）ごろもはてなきものは涙（なみだ）なりけり

時の人此歌（ときの人）を聞（き）て、其孝心（かうしん）を感じ（かん）けり。其後（しご）正曆五年（しやうりやく）、粟田右大臣（あはだうだいじん）道兼公（みちかねこう）、道信朝臣（みちのぶのあそん）を養子（やうし）とし給（たま）ひ、北（きた）の方（かた）の御妹（いもうと）をめあはせ給（たま）へり。此事（このこと）は榮華物語（えいかわものがたり）の見（み）はてぬ夢（ゆめ）の卷（まき）につまびらかなり。又（また）同じ卷（まき）に、長徳（ちやうとく）のはじめ小野宮（おののみや）實資（さねすけ）、式部卿（しきぶきやうのみや）宮（みや）の御（おん）むすめたりし花山院（くわざんのゐん）の女御（にようご）にかよはるゝ事（こと）を聞（き）て、道信（みちのぶ）の中將（ちゆうじやう）よまれたる歌（うた）に

うれしさはいかばかりかは思（おも）ふらんうきは身（み）にしむ心地（こころち）こそすれ

此歌（このうた）にておもへば、道信（みちのぶ）も彼女御（かのにようご）にけさうせられたるにやあらんといへり。

藤原道信朝臣

祖父は九條右大臣師輔公、父は法住寺爲光公、母は謙徳公のむすめなり。道信の官位は、左中將、從四位、正暦五年、廿三歳にして卒せらる。

明ぬきはくるゝも乃ぞそゝ理ありと

あ母うちら免したるを母と々りあ

後拾遺集戀^二に、女^{をんな}のもとより雪^{ゆき}のふり侍^{はんべ}りける日、歸^{かへ}りてつかはしけると有^{あり}て、二首^{しゆ}ある中^{うち}の一首^{しゆ}なり。此歌^{このうた}の意^いは、夜^よが明^{あけ}たれば又^{また}其日^{そのひ}が暮^{くれ}る、日^ひが暮^{くれ}たらば又^{また}往^{ゆき}てあはるゝ物^{もの}ぞとは知りて居^ゐながら、別^{わか}れ際^{ぎは}にはやはりうらめしう思^{おも}はるゝ此夜^{このよ}あけの頃^{ころ}かなといふ事^{こと}なり。後拾遺^{ごしゆい}に、此うたとならびて入^{いり}たる今一首^{いましゆ}は、

かへるさの道^{みち}やは變^{かは}るかはらねど解^とくるにまどふ今朝^{けさ}のあは雪

といふ歌なり。

残れるを見て、公任、

けふ來ずば見でや止まし山ざとのもみぢも人もつねならぬ世に

とあり。又西行法師みちのくへ下られける時、野中に目にたつさまなる塚ありけるを、人にとはれければ、これを中將の墓と申すとこたへければ、中將とはいづれの人ぞと問ければ、實方朝臣の事と申しけるに、折しも冬の事にて、霜がれの薄ほのくくと見え渡りて、物がなしく覺えられて詠まれたる西行のうた、

朽もせぬその名ばかりをとどめ置てかれ野の薄かたみとぞみる

此歌新千載集に入たり。實方朝臣の子を朝光といひしが、それも歌の上手なりけるとぞ。

詠みたるなれど、兩國にわかれて後は、彼松は出羽に侍るなりと申ければ、實方大に悦び、出羽に越て彼松をも見られたり。老翁は壺釜大明神とぞ聞えし。初實方、行成卿を亂冠に及れし時、勘事を蒙られ、陸奥に下りて歌枕見て參れと仰られしかば、其國に下らるゝより、かやうに名所あまた記しつけて奉られけれど、勅免はなかりしなり。さて又實方奥州にて笠島といふ所を過られけるが、道のかたはらに一つのほこら有けるを見て、實方村人に、是は何の神なるぞと問れば、村人申けるは、都の出雲路の道祖神の御むすめ、父の神のいからせたまふ事有て、此國へ棄られたまふを、此所のものども祠をたてよいはひ祭り侍るなり、靈驗ある御神にてさふらへば、殿にも御下馬ありて、額づかせたまへと申ければ、實方いかりて、さやうのけがらはしき神に下馬するやうやはあるとて、乗うちを過られけるに、其馬たちまち倒れ死せしが、實方もほだなく身まかられたり。實方陸奥にて身まかれしに、終身藏人頭の官にて昇進せざりし事を恨まれける故、死後にも其執心や残りけん、雀となりて、禁中の小臺盤を喰れけるよしいひさわぎければ、其靈を神にいはひこめられたり。鴨の橋本の社それなりと兼好もいへり。又實方の家は、白川にありしと見えたり。新古今集に、世中はかなく人々多くなくなり侍りける比、中將實方朝臣身まかりて、十月ばかり白川の家にまかりけるに、もみぢの一葉

園々
 佐治の志けりて今も
 あらじ詩の概行ふ如
 けを連於おもふ。又和歌
 の余流ある詞前
 意深くあましく下樹
 お通し。いひまほ
 ず。あふれ人を
 かく威下お通
 凡何術とまほ。
 輕薄のかまらま
 けまけままま
 大いんや。又偏舟題
 曲流とまほいんか
 しくよ政跡とまほ
 おまほまほ
 ちれ



皇の御道
 皇鳴の郡に入里。藤
 中ね東方の塚。い
 けりなまな人
 こそ。そまう遠
 く。止後の望と。
 みねあ。皇鳴と
 細律の社かみの
 今あまを形也。此
 ころのむら。そ
 あ。みつれは
 こそ。あまを
 こそ。善師。皇鳴も。
 あり。雨のつよ
 皇鳴といは
 こそ。あま
 皇鳴といは
 こそ。あま



歌、

ことづてん都のかたへゆく月の木の下くらく今ぞまどふと

木の下暗くといふ詞に、下鞍といふことをかくして詠るなり。さて實方陸奥へ下りて、五月五日に、軒に菖蒲を葺んとするに、彼國には菖蒲のなかりければ、水草は同じ事なりとて、安積の沼のかつみをぞふがれける。それより後は、かの國人もこれを見ならひて、端午にはいつの年もかつみをぞ葺たりける。又或説に、實方陸奥に下りて、みとせがあひだ名どころどもを尋ねしるされけるに、あこやの松のありどころ知れざりけるが、正しく此國にあるよし聞たるものをとて、猶もこよかしこをたづね問ひけれど、知りたるものもなかりければ、尋ねわびてやすらひつゝ行れけるほどに、一人の老翁にあへり。彼翁實方を見て申けるは、御邊は物おもひする人にこそおはすらめ、何事をか歎きたまふと問ふ。あこやの松を尋ねわびさふらふと、答へられければ、老翁聞て、いと情ふかき事に侍り、それは古き歌に、

みちのくのおこやの松の木高きに出べき月の出やらぬかな

とよめり、此事を思ひ出て、都よりはるぐと尋ね下りたまへるにやといへば、實方さにこそ侍れとこたふ。翁いはく、陸奥と出羽と、もとは一國にて侍りし故、みちのくのおこやの松と

かう程の亂冠に預かるべき事こそ、心に覺え侍らね、其仔細をうけたまはりて後の事にも侍らんものをと、ことうるはしくいはれければ、實方は詞しらけて遊られけり。其折しも半部のかなたより、主上始終を御覽有て、行成はいみじきものなり、かくまでおとなしき心あらんものとは思はざりけりと、賞美したまひて、其比藏人の官の明たりけるに、多くの人を越て行成卿を藏人になされ、實方は中將の官をめしあけられ、歌枕みて參れとて陸奥につかはされけるが、一旦の不禮をとがめさせたまへれど、もとより才ある人なりければ、あはれませたまひ、奥州へ往るゝ時、殿上へめされ、御酒など賜はり、位を一階すよめて遣されし。此時右近中將師宣といふ人、日比實方とへだてなき友なりければ、實方なくくいとまごひして陸奥へ下られし後、かの國より師宣のもとへおこされたる歌、

やすらほでおもひ立ちにし東路にありけるものをはどかりの關

此歌の心は、君の勅勘を蒙りて都に足をとめず、思ひたちて奥州にくだりしが、東路にも猶世をほどかるといふはどかりの關は有たるものを、さやうなる名のあらんとも思はず、都をほどかりてとく立出し事よといふ事なり。又此別に大納言公任も、馬の下鞍といふものをつかはすとて、都の月をこひざらめやはといふ歌をそへられたり。其かへりごとに、實方のよまれたる

藤原實方朝臣の話

實方朝臣、叔父濟時の養子となりて一條帝に仕へ、歌よみの名高かりしが、或年の春、殿上のをのこども、花みんとて東山の邊へ行れけるに、俄にこよろなき雨の降出ければ、人々さわぎあへるに、實方の中將木のもとに立よりて、

さくらがり雨は降りきぬ同じくばぬるとも花の蔭にやどらん

とよみて、梢もり來る雨にさながら濡れて、裝束もしほるばかりになりたるよしを聞傳へて、此事興ある事に人々思ひあはれけるに、又の日齊信大納言、かよるおもしろき事の侍りしと、主上へ奏聞せられけるに、そのをりしも行成卿御前におはしけるが、歌はおもしろし、實方のふるまひこそ嗚呼がましけれといはれけり。この詞を實方もり聞きて、それより行成卿にふかくうらみを含まれけるが、其後殿上に於て、ふと行成卿と争ひ論ぜらるゝ事ありしに、さきのいきどほりをや心にふくまれけん、行成卿の冠を笏にて打落し、小庭に投捨られたり。此時行成卿はすこしも怒れるけしきなくて、殿守司をめして、冠とりて參れとて、冠して、守刀よりかうがい抜きとりて鬢つくろひて居直り、いかなる事にてさふらふやらん、たちまちに

藤原實方朝臣

左大臣師尹公の孫なり。父の定時は侍従たり。叔父の濟時養ひて子とす。一條帝に仕へて侍従右兵衛權佐を歴、從四位上に敘せられ、左近衛の中將にいたる。

りくぞぬふえ屋をいぬたれを志を草

ぞくを志をくくを由るれをむ哉

後拾遺集戀一に、女にはじめて言ひつかはしけるとあり。歌の意は、かやうに思うて居るといふ事さへ、えいはぬによりてと云ふことばを、伊吹山といふ山の名にいひかけたものにて、伊吹山は下野の名所なり。其山にさしも草といふ草がはゆるなり。それは今いふもぐさの事なり。其さしも草といふ名に、さしも知らじなと重ねて云ひかけたものなり。さしものしの字は、助字にて、先の人がさうとも知るまじ、このやうにむねの燃ゆるほどにこがれて居る我が思ひをといふこゝろなり。

達二人おはしけるが、兄の舉周はいたう物思ひあるさまにて見えたまひ、弟の義孝はこちよ
けに見えさせたまひければ、阿闍梨いぶかしく思ひて、義孝にむかひて申されけるは、君は何
とていと心地よけにおはする、母上は君をこそ兄上よりもいみじう戀ひ聞え給ふめれと、申さ
れければ、義孝、

時雨にはちぐさの花ぞ散りまがふ何ふるさとに袖ぬらすらん

とよみたまひて又、

昔契蓬萊宮裏月

今遊極樂界中風

とぞ誦したまひける。此夢がたりを聞く人、さてこそ極樂には生れ給へるにはあれと、云ひあ
へり。此義孝の御子は、能書の名高き侍従大納言行成卿なり。

戌の年、天下に痘瘡のやまひおこりて、若き人々のゆくりなく失しが、此義孝の御兄前少將は朝のほどに失たまひ、この後少將義孝は其日の夕がたに、はかなくならせたまへるこそ便なけれ。此程までは、名醫といへども痘瘡の治術を知らざる事にて、貫膿とて水もりたる時に、柚の針などにて、膿をとりし故、あへなく死する人多かりしは、淺ましき事なりし。さるにても、此兄弟の公達の一日の中にうせさせたまひしは、あまりに本意なき御事にて、御母北の方の御こゝちいかなりけんといをし。此度義孝病重くなりたまひて、今は世に生べくもおほえたまはざりければ、母上に申し給ひけるやう、おのれ死侍りぬとも、早く例の作法にせさせたまふな、しばし法華經誦し侍らんと本意の侍れば、生かへりまうで來侍らんとたまひて、方便品をよみたまひながら失せたまひければ、母北の方、彼遺言をわすれたまふべきにはあらねど、悲しさに物もおほえず、とりみだし給へるあひだに、心もしらぬ人のしけるわざにや、義孝の御屍を枕かへして、例の亡者の作法の如くしければ、よみがへりたまはずなりにけるが、後に母北の方の御夢に見えたまひて、

しかばかり契りしことをわたり川かへる程にはわするべきやは

とよみ給へり。わたり川は三途川の事なり。さてほどへて、賀縁阿闍梨と申す僧の夢に、此公

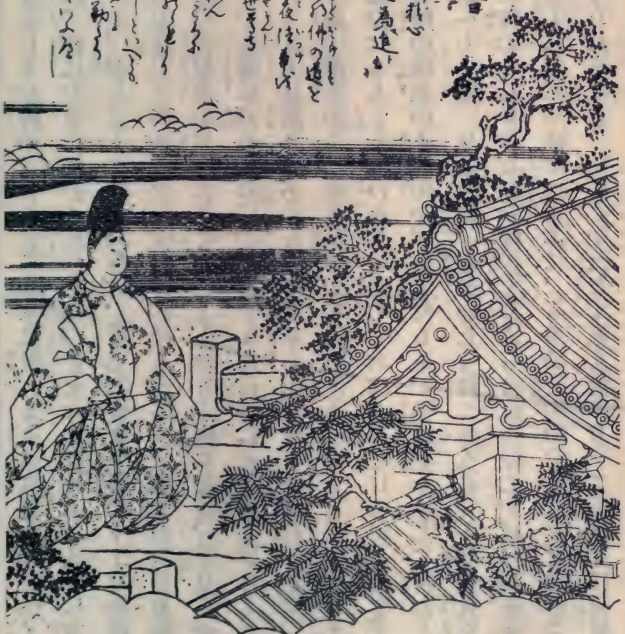


江月照松風吹
 永夜清涼河竹
 為佛神戒法心
 地印當露空會
 夜靜上衣
 證通不 主贊



身處狂蹤
練心於此
名定為擔
警速見定為速

異者此よの侍の道と
信し服の夜は事
凱路一やせきち
小引
信
の
の
の



かどひ見れば、彼寺の東のはしなる紅梅の、いみじう盛りに咲たる下に立せたまひて、滅罪生善往生極樂といふ文をとなへ、西にむきて、いくたびも額づかせたまひけり。此夜は空の霞み渡りたるに、月はいとあかくて、御なほしのいと白きに、さしぬきよき程にくよりあけ、何色にか、色ある御衣どものこほれ出たる御やうだい、云ふべくもあらず。御顔の色の月影にはえていと白う見えさせたまふに、御鬢莖の目にたちてうつくしかりし様などを、彼見えかくれにつきて來りし人のかへり來て、女房に語りければ、いよくあはれにめで感じけるとぞ。又ある時、殿上の御遊ありしに、こと人は皆こよろぐに狩装束めでたくて出立れけるに、此少將は白き衣どもを重ねて、かう染の薄色のさしぬき花やかならぬ色あひにて、さし出たまひたるが、中々に心をつくしよそほひたる人よりもいみじう美しくおはしましけるに、常の事なれば、法華經御口につぶやきて、紫檀の珠數の水精のかざりしたるを、袖に引かくして持たまへる用意など、優にやさしく見え給へりとぞ。又ある時、雪のいたう降たりしに、一條左大臣殿に参りたまひて、御前の梅の木に雪のつもりたるを一枝折て打ふらせたまひしかば、御身の上にはらはらとかよりたるを、なほしにてはらはせたまふに、うらの花やかなりしが打かへされて、梅の色さへそれにもてはやされたるなど、いはんかたなく見え給へり。さるほどに天延二年甲

御父の心におほしめしけるは、年の程よりはゆゑしくしたるものよと、ねんごろにほめさせ給はんと思ひしに、なほざりの御あしらひなりければ、本意ならず思しめして、御堂殿の御むすめの上東門院へ又かくと申上られけるに、中務といふ歌よみの女房、此よし門院へ傳へて申上ければ、門院の御かへりごとに、いとこまかなる下の句の心にて、殊に有がたく聞ゆるは、人麿、赤人、又昔のめでたかりし人々のふたよび生れたるならんと、仰せらるよよし申傳へて、中務もわたくしに申しそへける。

萩のはに風おとづるよゆふべには萩の下露おきぞ増しける

此事を聞傳へて、其頃は天下にやさしきわざなりと申あへり。扱此義孝少將は、年若くして佛の道を信ぜられ、なみくの公達のやうに、浮れありきて女にたはふる事などはし給はざりけるが、いかなる折にか有けん、うちわたりにて、ある女房の局したる細殿に立より給ひければ、女も例ならずめづらしくおほして、物がたり聞えさせけるに、やうく、夜中にもなりやしぬらんと思ふほどに、たちのきたまふを、猶いづかたへおはしますぞとゆかしく思ひて、人をつけて見せたりければ、禁裏の北の陣より出たまひけるほどより、道すがら法華經をいみじくたふとく讀みたまひ、大宮通を上へおはして、御氏寺の世尊寺におはしつきぬ。猶ひそかにう

藤原義孝の話

謙徳公けんとくこうの北きたの方は代明親王よあきらしんわうの御おんむすめなり。此御腹おんはらに藏人前くらうごさきのせうしやう少將たからちか、後少將のちのせうしやう義孝よしたかとて二人の御子ごあり。義孝よしたかも舉周たかちかもすがたかたちうるはしき生質せいしつなりけれど、とりわきて弟の義孝よしたかすぐれたまひければ、兄あにの舉周たかちか少しねたまると心ありて、兄弟きやうだいむつまじからぬ事もありけり。或年あるねん、一條院でうのひんの御前おまへにて、人々びびと連歌れんがしけるに、

秋はたど夕ゆふまぐれこそたどならね

といふ旬くの出来いできたりけるを、人々びびと聲こゑ々に詠なじて、たびくになりけれど、是こゝにつくる人ひともなかりけるに、義孝よしたか少將せうしやう此時このとき十二歳さいなりけるが、

萩はぎの上うへかぜはぎの下露したつゆ

と附つられければ、人々びびとおどろきて賞歎しやうたんしあへり。父ちちの攝政せつしやう殿大どのおほきに感心かんしんありて、これをばうちこめておくべき事ことかはとて、又の日御堂あだうのくわん關白くわんはく道長公みちながこうに、此小冠者ここのくわじやがかやうくの事つかまつ仕りさふらふと、仰上おほせあひられければ、道長公みちながこう、子こといふものはよくくいとをしきものにて候さふらふとばかり仰おほせられて、ことなる褒美ほうびの御詞おんことばもなく、かへすくおもしろくさふらふとばかり仰おほせられければ、

藤原義孝

謙徳公けんとくこうの三男さんなんにして、御母ははは代明親王よあきらしんわうの御むすめなり。謙徳公けんとくこうは一條攝政でうせつしやう伊尹公これたごこうの御事ごじなり

君りぬ先ま找たりりぶきをり命いのちをる

あうくをりあせおもむくるりあ

後拾遺集ごしよゐしよこひの戀二こひのに、をんなのもとよりかへりてつかはしけるとあり。歌うたのこころは、逢ぬうちには、そなたゆゑならば、命いのちにかよはるやうなる事が出来いできても苦くるしからず、命いのちにかへても逢あひたきと思おもひて、をしくもなかりし命いのちまでが、一度いちど逢あうて歸かへりしより、急きふにをしくなりて、しかも長生ながいぢして、行末ゆくすゑ久ひさしくそひたしと思おもふ心こころになりたる事かなといふ事なり。長ながくもがながのは、こひねがふ心なり。

は、汝おもはざる昇殿をもゆるされて、主上の御子日などあらん時召れなば、其時いかなる事を申して祝ひ奉らんとは思ふぞ、親王の御子日に、かやうなる祝ひうたを詠むべきやうやはある、おろかなる不覺ものかなとて、いましめられければ、能宣ことわりに伏して、逃入られるとぞ。又ある時能宣、小野宮殿へ参られけるに、御簾のうちより、底に日影のありけるさかづきを出させたまひて、酒をすよめさせ給ひけるに、能宣朝臣とりあへず、

ありあけの心地こそすれさかづきに日影もそひて出ぬと思へば

とよまれければ、小野宮殿、しきりに感ぜさせたまひけるとぞ。誠におもしろく詠まれたる歌なり。杯を月にとりなして、日影もそひて出ると詠みたるなり。在明の月ならでは、いかでか日影もそひて出べき、誰もこれほどの歌はよむべしと、いとやすきやうに覺ゆれど、きとしたりる御方の御前などにて、耳をよろこばしむる事はなしがたき事なりと、西行も此事を賞せられたり。又順徳院も、能宣、元輔は重代の上しかるへき歌人なりと仰せられし。此能宣の子祭主輔親も、むすめの伊勢大輔も、みな歌よむ事に名高かりし人々なりし。

いふ事なり。

大中臣能宣朝臣の話

大中臣の姓の事は、中臣連鎌足公に藤原氏を賜はりしより、其子孫みな藤原氏となられしかど、文武天皇の御時、藤原氏の人の中にて神事にあづかるものは、もとの中臣の姓にかへるべきよし勅ありける故、此時藤原意美麿など、中臣の姓に復られしに、稱徳天皇意美麿の子の清麿に、又大の一字を賜はりてより、大中臣といふ姓出来れり。能宣の父祭主頼基も和歌をよくせられたれど、其子の能宣に至りて、いよく歌よみの名高くなりたり。天曆年中、萬葉集を昭陽舎にて訓讀する人數にあづかり、又坂上望城、源順、紀時文、清原元輔と俱に後撰集を撰して、世に梨壺の五人と稱せられたり。能宣わかよりし時、父の頼基に語られけるは、過つる比入道式部卿宮の御子の日に参りて、よろしき歌つかうまつりぬとて、

ちとせまでかぎれる松も今日よりは君にひかれてよろづ世やへん

といふ歌をかたりて、人々も此歌をよしと申し候といはれければ、父の頼基しばらく有りて、何とかおもはれけん、傍にありける枕をとりて、能宣をはたとうちて、怒りて申されける

秋とぞも。心
 領琴枕とよ
 てらふ清き
 是ハ命
 名分とす
 禮をゆきふ
 とはふあま
 鳴呼此人して
 けり又あま
 のき



猿おいてくよとておん
 けとけいけい
 けふふふふ。馬屋
 又比田天は穢ハ儘
 けうたかき。莫れと
 合して大あふふ
 合はるふ大めふハ
 たりといふんふも
 分るのふす
 くらき。村魚
 かれとすく
 けけいのけ
 者け一人
 けりふけけ
 け文のけ子
 のみりま
 まくもんり



大中臣能宣朝臣

神祇大副祭主賴基の子なり。はじめ藏人所に候し、讚岐權掾となり、天徳年中神祇少佑となり、ほどなく大佑に轉じ、安和の初少副にうつり、從五位下を授けられ、大副に轉じて祭主となり、累に正四位にすゝみ、正暦二年八月九日、七十一歳にて卒せらる。

み垣守あゑ乃ゑく火乃とるはをえて

むるはたえ川くも乃哉大哉おをる

詞花集戀上に、題知すと有り。歌の意は、御垣守とは、天子の御門を守護する人の事にて、衛門の官なり。衛士とは、其築土御門のあたりに火をたきて番をする者の事なり。衛はまもるとよむ字なり。さて、その衛士のたく火のやうに、よるは思ふ人をこひこがれて胸がもえ、晝はかの焼く火も消るが、我身も消入るやうになりつくして、心づかひをする事にては有るぞと

のあまたこもりてあるよしを聞て、ゆかしくおほゆる心をたはぶれていひやりたるなり。伊勢物語長岡の條にも、女どものむれ来るを、かりにも鬼のすだくなりけりと詠めり。此兼盛の歌によりて、謠曲の安達原は作りたるものにて、まことの鬼の事にあやなせるなり。

はく日記

後名村の遠江國不

良本村の遠江國不

のたのみのり

とら本村の遠江國不

のたのみのり

後名村の遠江國不

ありては遠江國不

のたのみのり

のたのみのり

のたのみのり

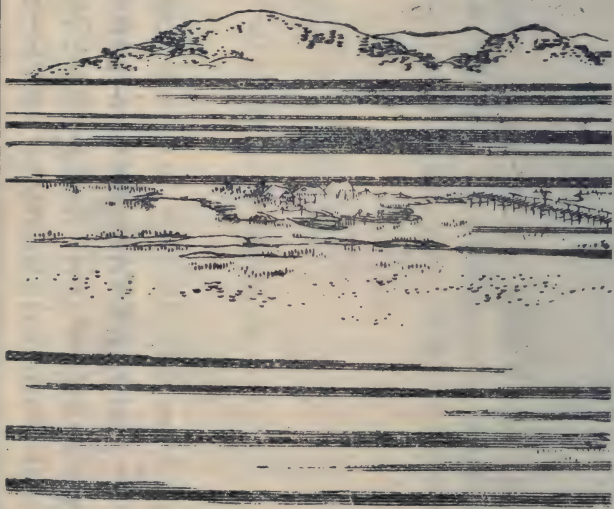
のたのみのり

のたのみのり

のたのみのり

のたのみのり

のたのみのり



和名抄云

渡名岐

三代實錄云

陽成天皇元慶八年九月朔

遣は國邊名橋長五十六丈

廣一丈三尺高一丈六尺云々

乃傳云夜日記

けり子おけり見しとせり

かいたつち馬いりおけり

ちわいて水のそとりの思の

くまみり

かきあふ家

もほまの

まや

あはれ

ゆは

わりの

袖

見かた



の人が何ともおもはぬによりて、彼波のくだくるやうに、わればかりものおもひをする此比かなと、歎きたるうたなり。

源重之の話

清和天皇の皇子貞元親王の孫にして、從五位上侍從兼信の子にてありけれど、兼信の兄の參議兼忠の子となりて、康保四年より次第に昇進せられ、長保二年陸奥國にて身罷りたる由、大系圖、拾芥抄等にみゆ。家集に、重之帶刀にて侍りし時、春宮に歌召ければとて、百首の歌あり。其百首の中に、年老たる山の歌處々にあれば、此帶刀の功勞によりて陸奥の任にて下りしにや。又奥州の任の歌に、實方朝臣のもとに、むつの國へ行に、いつしか濱名の橋を渡らんとて來るに、はやう焼にければとて歌あり。しかれば陸奥掾、日の中の人なるべし。又拾遺集兼盛の歌に、

みちのくのあだちが原の黒づかに鬼こもれりと聞くはまことか

とよみて、此歌の事書に、みちのくに名取郡黒塚といふ所に、重行がいもうとあまたありと聞て、いひつかはしけるとあり。これは女をわざと鬼といひなして、重之のもとにいもうと達

源重之

康保四年十月左近衛權將監に任じ、同月右近衛將監となり、安和元年十一月從五位下、二年正月相摸權介、天延三年正月左馬助、貞元元年七月相摸權守、長保年中陸奥にて卒す。

風找いたみ岩ういなののおのきのこ

くさけてもれ找れもふた詠り詠

詞花集戀上に、冷泉院、東宮と申けるとき、百首の歌奉りけるに詠めるとあり。これは冷泉院のまだ東宮にておはしましたしける時、百首の歌をさし上たる中のうたぞといふ事にて、此うたの意は、風をいたみとは、風がきびしきに依てといふ事にて、あまりに風のきびしさに、海の中の岩へうちかくる波がうちよせても、われとくだくるといふ事にて、波風のきびしきを戀のころの切なるにたとへ、海の岩をつれなき人にとへて、波のよするやうに寄りそひても、か

惠慶法師の話

るぎやうほふしとよむべし。兼盛の家集のこと書に、駿河へわたるに、あはづといふ所にるぎやうが来るに、逢はねばと假字にてかけり。此法師は兼盛、時文、重之などを友として、寛和の頃の人なりしが、播磨國の講師なりしよし、作者部類にいへり。此講師といふは、國々の國分寺に講師讀師をおかれし事のあるによりて、さやうの人にてやありつらんとおもはる。さて後拾遺集の秋上に、河原院にてよみ侍りけるといふこと書有りて、

すだきけんむかしの人もなき宿にたど蔭すめる秋のよの月
又續古今集秋上、河原院にて詠み侍りけるとありて、

草しけみ庭こそあれて年へぬれわすれぬものは秋のしら露
といふ歌も入たり。いづれも惠慶法師のうたなれば、同じ時によまれたる歌どもにやとぞ思はる。

惠慶法師

先祖、つまびらかならず。花山院の寛和の比の人と見えたり。

八重むぐらうけまるやとの淋くたふ

むぎふぢ見え祢阿婆はきみなり

拾遺集秋部に、河原院にて荒たる宿に秋來るといふ心を、人々よみ侍りけるにとあり。河原院といふは、六條坊門の南、萬里小路の東八町に在りて、昔融のおとどの住れたる所なりしが、大臣の在世には、此院の庭に奥州の塩釜の浦のけしきをうつされて、おもしろかりし所なるが、今はあれたる宿となりたるに、さびしき秋の時節の來りたることを題にて、人々とともによまれたるなり。さて歌のことは、八重むぐらとは、いやがうへに生えしけりたる草の事にて、其草のしけりてある此宿のさびしきに、主らしき人は見えぬが、秋はあひかはらず來たる事よといふ事なり。

あり
有けれど、一條院の御時、江帥の記されたるものにも、歌よみは道信、實方、長能、輔親、式部、衛門、曾根好忠と、此七人をあけられたり。又好忠三百六十首の日歌をよまれたる中に、
鳴けや鳴けよもぎが柚のきりぐす過ゆく秋はけにぞかなしき
といふ歌をきよて、長能が云く、好忠は枉惑のやつなり、蓬が柚といふ事やはあるべきとて、嘲りたるよし、袋草子にかゝれたれど、此歌は基俊の新撰朗詠にも選み入られたれば、難ずべきにはあらざるべし。

著ぬ。人々あやしみて、何者ならんと目をつけて見れば、曾根好忠なり。殿上人ども、かれ會丹が参りたるかと、ひそかに問れたれば、好忠かく問れて、さやうに候と答ふ。其時殿上人ども、今日の行事の判官代に、曾丹が参りたるは、召たる事かと問れば、判官代、左様の事候はずといふ。しからば外の人のうけたまはりて呼寄たるかと、彼是尋ねもて行に、すべてさる事うけたまはりたりと云ふものなし。こゝに於て行事の判官代、好忠の座し居たるうしろによりて、召もなきに何とてまゐり居るぞと問ければ、好忠いはく、今日の御遊に歌よみども参るべきよし、催したまふ由うけたまはり傳へて参りたるぞ、この参り居るぬしたちにおとるべき好忠かはとこたふ。判官代これを聞て、召もなきに何とておしてまゐりたるぞ、すみやかに罷りたてよと追たつるに、猶も座をたよざりければ、九條師輔公の嫡男たる法興院の右大臣兼家公、御弟の閑院大將公季公など、此由を聞たまひて、いきどほらせ給ひ、しや衣の頸とりて引たてよとのたまひければ、若くいさみたる下藤の殿上人ども、よき事に思ひて、好忠がうしろによりて幕の下より手をさし入れ、好忠が狩衣の頸をとりて幕の外へ引出しけるに、好忠おどろき、起上りて逃はしりければ、若き隨身、小舎人童ども、うしろに立て、手をたよき笑ひあへりしとぞ。好忠は一途に歌を好まれ、あまりに輕卒なる人なりければ、かやうの事も



此の忠を
誰か
は

菅原の忠を
誰か
は
不
私
は
好
は

び、其後は曾丹後と呼しが、末に曾丹後も事ふるしとて、曾丹とよびければ、好忠歎息して、嗚呼いつそたと云るゝ事ごと、申されしよし記せり。好忠あまりに歌の事を執して不覺をとられたる事あり。圓融院御位をさらせたまひて後、子の日の御遊あらんとて、船岡といふ所に出させたまひけるに、堀川より出させたまひ、二條通より西へ、大宮通より上へさしてならせたまふに、物見車ども明き所もなくたちかさなりたり。上達部、殿上人の装束、繪にかくとも及び難からん程なり。かくて院は雲林院の南の大門の外にして御馬にめされて、紫野に著せたまひければ、から錦の平張をうち、簾をかけ、板敷を構へ、勾欄を作るなど、其美々しき事限りなく、めぐりには同じき錦の幕を引たり。さて院の御前近きところに上達部の座あり、次に殿上人の座をまうく。其座の末に幕を引て歌よみの座をしきたり。院すでにおはしましつきたれば、上達部、殿上人、仰によりて座に著れたり。歌よみどもは兼々召ありければ、皆参りて、仰によりて是も次第に座につきたり。今日参りたる歌よみどもは、大中臣能宣、平兼盛、清原元輔、源重行、紀時文等なり。此五人は、かねて院の御所より、御廻文を以て参るべき由仰させたまひければ、皆衣冠を正して参りたるなり。かゝる所にしばらく有て、此歌よみの座の末のほどに、一人の翁の烏帽子を著て、下染の狩衣、袴の賤けなるを著たるが來りて、座に

曾根好忠

曾根の姓は、姓氏錄に、神饒速日命の六世の孫、伊香我色雄命の後なりと有り。
 然れども好忠の父祖はつまびらかならず。丹後掾といひ傳へたるのみなり。

ゆづのと棧とある舟人うちをぬえ

ゆくゑもしくぬふむのみちりな

新古今集戀一に、題しらすとあり。歌の意は、由良は紀伊國にある所にて、其由良の追門をこぎわたる船頭がかちをうち折たるやうに、われも思ふ人にいひよるたよりをうしなひて、いかやうになるとも行先の知れぬ戀の道かなと詠みたるにて、これも序歌のすがたなり。

曾根好忠の話

好忠の名を曾丹ともいへり。袋草子に、曾丹は丹後掾なり、然るに人々はじめは曾丹後掾とよ。

也而迫代
任大後の本
正月行ふ不
行大慶、大臣、大向
繁新、

今拾遺を
西宮、副地、大智、に、下
付、高、と、そ、ま、り、と
野、を、名、り、と、そ、ま、り、と
野、を、名、り、と、そ、ま、り、と

所、を、名、り、と、そ、ま、り、と
所、を、名、り、と、そ、ま、り、と
所、を、名、り、と、そ、ま、り、と
所、を、名、り、と、そ、ま、り、と
所、を、名、り、と、そ、ま、り、と



べき事にあらずと、人々感じけるとなり。かゝる御身の榮えを御覽じ置て、御歳五十にたらずして、同じき三年十一月に、四十九歳にて薨じ給へり。日比は奢を專とし給ひけれど、臨終の時、葬送の式を殊の外略すべきよし書おかせたまへり。されど御子たち、いかでかさやうにすべきとて、丁寧なる作法に行はれるとぞ。伊尹公歌を好みたまひて、しかも堪能なりけるが、或年、春日の使におはしまして、かへさに女のもとに遣されし、

暮ばとく行てかへらん逢ことのとほちのさとの住みうかりしも
女かへし

あふことは遠ちの里に年へてもよし野のやまとおもふなりけん

扱此殿の住せたまひし家を、後に世尊寺と號して、子孫の氏寺となしたまひけるが、はるか後の世にも、彼檀紙にてはられし壁は残りて見えしとなり。御子は親賢、惟賢、並びに右兵衛佐、前少將、義孝、後少將、又義懷、周舉、光昭、并に少將たり。又御女一人は冷泉院の御時の女御、次々の女君二人は法住寺大臣の北方にて打つどきたまひ、九の君は冷泉院の彈正宮と申せし御方の御上にならせたまひ、四の君はさだぎみの兵衛督の北方にならせ給ひしが、後に六條左大臣の御子の上にならせ給へり。

こよろなり。此あはれは嗚呼と感じて愛する心なり。

謙徳公の話

伊尹公は才智ありて容貌うるはしくおはせし上、和歌に巧なりければ、村上帝の天慶五年十月、和歌所の別當とせさせ給へり。其年坂上望城、紀時文、源順、大中臣能宣、清原元輔等に勅して、後撰集を撰ばしめ給ふ。後に此人々を梨壺の五歌仙といへり。梨壺は昭陽舎の事なり。此時伊尹公はいまだ藏人少將とぞ申ける。御父師輔公の遺誠にて、何事もあるを用ひて美麗をもとむる事なかれなど、儉約の事をもつばら仰せ置れるに、伊尹公は其子ながら兎角奢を好ませたまひしかば、御父の遺誠を違へさせたまはんと人々申けれど、彌榮え時めかせたまひて、帝の御祖父、東宮の御祖父にならせたまひ、御伯父實頼公薨せさせたまひければ、圓融院の天祿元年、右大臣に拜せられ、實頼公に代りて攝政となり、氏の長者にさへならせ給ひければ、世の中の事御心になははずといふ事なし。大臣の大饗とて、公卿、殿上人を饗應したまふ事のあるに、御家の寢殿の壁のすこし黒かりけるを俄に御覽じつけて、奥州檀紙を一面に押せ給へりけるが、中々に白く清らかなりけるとぞ。かやうの事などは、常の人の思ひよる

謙 德 公

一條攝政伊尹公と申て、真信公の孫、九條右丞相師輔公の一男なり。母は武藏守藤原經邦の女。天祿元年右大臣に拜せられ、續て太政大臣に拜せられ、正二位にすくみ、三年十一月、四十九歳にして薨せられしかば、正一位を贈られ、追て參河公に封ぜられ、謙德公と諡せらる。

哀を以ぬる人とおも母を

身此以ぬる人とおも母を

拾遺集戀五に、ものいひける女の、後につれなく侍りて、更に逢ず侍りければとあり。これはかたらひ居たる女が、後々に此方の事を何とも思はぬやうになりて、又とは逢ざりし時に、よみてやられたるといふ事なり。歌のこころは、今は此方を深切にいとをしともいひさうなる人は、世に有うとも思はぬ故、わが身が、らちもなう戀死ぬるやうになりさうなる事かなといふ

瓜やうのものを山のごとく器に盛らせ、さて金椀とて大きな椀に飯高々と盛上げ、水すこし入させて、箸とりあげ、二かき三かき廻し給ふと見れば、ことごとく喰盡し、又前の如く取寄て、取かへ引かへ食し給ふに、しばしの間に皆々残すくなくなりぬ。其めざましき事たとへんに物なし。重秀これを見て、大きに仰天し、いかに水飯なればとて、かやうに數かぎりもなくおびたどしく召上られなば、いつか御肥滿の治る時節有べからずとて、あきれにあきれつゝ其座を立て歸られけるとぞ。其後はますます肥ふとらせ給ひて、相撲人のやうに見えさせ給ひけるとなん。このことどもは宇治拾遺にもつまびらかに出たり。

あはれと思ひてとありて、初五文字を數へやるとし、下の句をむなしき空にとす。されば朝忠卿の歌なる事明らけし。又此卿、和漢の書籍にわたりて、學びの道くらからず、其才かしこく、世の聞えも高かりけり。常に笙の笛を好みて吹せ給ひけるが、其生質世にすぐれて、脊も高く肥ふとり給ひければ、立居につきてもくるしく、殊に笙を吹給ふ時には、いまだはしく思ひわづらひ給ふあまりに、重秀といへる醫師を招き寄せ、いかにもして瘦細るべき療治もやあると問はせ給ふに、重秀答て申やう、別にさる藥とてもさふらはねども、是はたど食物によりて御養生あらんにしく事あるべからずと申けるに、さらばいかにしてよからんやと、おして問ぜらるゝに、其仕様は、冬は湯づけ、夏は水漬にて召べきなり、さあればおのづから御身も細らせ給ふべしと答ふ。それより重秀かをしへのまゝにして召るれども、たど同じやうに肥ふとりたまへば、せんかたなくて、又重秀をよびて、汝が教し如くに、食事をなし試みたれども、今にすこしも其しるし有事なし、此うへはいかどせましと仰らるゝに、重秀も頭を搔き、おのれが申す如くなし給ひて、猶々太らせ給ふ事は曾て無き筈なるに、いかなる故に候やらん、先その水飯はいか程づつ召上らるゝや、承 たくこそ候へと申に、いふまでもなし、只今これにて食するを見よとて、やがて侍達を召て膳盤を取寄らるゝを見れば、いかにも見事なる鮎に、干

ずあの二字をつゞむれば、ざの一字となるなり。業平朝臣の、世の中に絶て櫻のなかりせば春の心はのどけからましの歌によく似たる趣なり。これらや、かの心あまりて言葉たらずといへる體なるべし。

中納言朝忠の話

朝忠は、名にしおはど逢坂山のさねかづらの歌よみたる三條右大臣の御子なり。中納言になり給ひて、三條中納言とも、土御門中納言とも云り。此朝忠中將たりし時、人の妻にて有ける女に忍びて逢給ひし事あり。女も思ひかはしてすみける程に、かの女の男人の國の守になりて下りければ、是もかれもあはれと思ひけり。扱詠で遣しける、

たぐへやる我たましひをいかにしてはかなき空にもてはなるらん

となん、下りけるに言ひやりけると有り。これは大和物語のおもむきなり。又此うた新千載集の離別の部に入て、ことがきに、いと忍びて通ひける女のをとこ受領になつて下りければ、彼女もまかりけるに遣しける、と有て、下の句をはるけき空にとせり。よみ人も謙徳公とあり。新千載集にはかくあれども、朝忠の家集に、人しれぬ中の女、をとこの司えてくだるに、男

中納言朝忠

朝忠は三條右大臣定方公の二男にて、母は中納言山陰卿の女なり。從三位右衛門督、土御命中納言と稱す。大和物語に、朝忠中將とあり。天曆六年參議、應和三年中納言、康保三年十二月、五十七歳にて薨ぜらる。

逢事比ぬ江て志あくはありなりみ

むぞ我もみ我もすくみぞくほ

拾遺集戀一に、天曆の御時歌合にとあり。歌の意は、人に逢といふ事の絶てなきものならば、人の心のつれなくかはるをも、又我身のあだなる契をむすびしことをも、恨むる事は有まじきに、なまなかに逢と云事のあるゆゑに、人をもかく恨むことよといへる心にて、一首のうへにいひつくさずして、おのづから其心をふくみて、聞かせたる歌なり。絶てしのし文字は、休め字にて心なし。なかくには、なまなかになり。ざらましとは、恨みすあらましといふ事にて、

房ふさが、もろこしへ行ゆとて詠よみたりける歌うたをかたりたまひけるとぞ。この權中納言ごんちゆうなごんは、本院大臣ほんゐんのおとぎの在あり原はらの北きたの方かたにうませたまへる子こなり。年としはよそぢばかりにて、かたちありさま美麗びれいにて、人ひとがらもよかりければ、世よのおほえも花はなやかにて、名なを敦忠あつたとぞいひける。又本院中納言おのゐんちゆうなごんともいひけり。歌うたをよむことの人ひとにすぐれたりけるに、かゝる事ことをよみ出いたれば、いみじく世よにほめられにけりといへり。此一條このいちじょうは、敦忠卿あつたと經通卿つねみちとの事ことをひとつに混まじて、かたり傳つたへたるものなるべし。とのもりの歌うたのぬしは、土御門權中納言經通卿つちみかどのごんちゆうなごんつねみちきやうなり。

陣じんの座ざにおはしけり。上達部かんだちめ二三人ばかり参り會あひてさぶらはれけるに、南殿なんでんの御前おまへのさくららの木き、大おほきにさびながら艶えんに見えて、枝えだも庭にはまでさしおほひ、美うつくしく榮さかえたるが、風かぜに吹ふきたてられて、ひまなく散ちりつもるが、波なみのうつやうなるを大臣見給おとぎひて、艶えんにやさしきものかな、土御門つちみかぢの中納言ちうなごんの参まゐられよかし、これを見せばやとのたまふほどに、はるかに上達部かんだちめの前さきを追おふ聲こゑの聞きえければ、宮人みやびをめして、誰たれが参まゐらるゝと問たひたまふに、土御門中納言つちみかぢのちうなごんのまゐらせたまふなりと申まをければ、大臣おとぎいみじう興きようある事かなとよろこびたまふに、ほどなく中納言参りて、座ざに著つや遅おそきと、大臣おとぎ、此花このはなの庭にはに散ちりたるやうを何なにと見給みふと宣のたまふに、中納言ちうなごんけにいじみくさふらふと申し給たまふ。大臣おとぎしからば御歌おんうたの遅おそくこそ侍はんべれと有あければ、中納言心ちうなごんこころに思おもひたまふやう、此大臣おとぎは、當時和歌たうじわかの道みちを極きはめたる人にておはしますに、はかなくしくもなからんうたを面おもてあつく出いしたらんは、よまぬよりもおとるべし、しかればとて、やんごことなき人のかく責こせめ給たまふ事を、もだしてやまんも興きようなからんと思おもひて、袖そでかきあはせて、かくぞ申まを上あられける。

とのもりのとものみやつこ心こころあらば此こゝはるばかり朝あぎよめすな

大臣おとぎこれを聞きたまひて、いみじくほめさせたまひ、此こゝかへしたやすくかなひがたし、おとりたらんは長ながき名なの恥はなるべし、せざらん事ことはあるべきにあらず、古歌こかを吟ぎんすべしとて、藤原忠

中納言敦忠の話

敦忠は本院左大臣時平公の三男にして、母は筑前守在原棟梁の女なり。棟梁のむすめ、初は時平公の伯父たる大納言國經卿の妻なりしに、此敦忠を懷妊のうち、時平公國經卿の館に行き、酒興に事よせて其妻を奪ひ歸られし事、菅家の條に委く云り。扱其後、時平公の北の方となりて、敦忠を生れし故、まことは國經卿の胤なり。然れども時平公の子とせられし故、延喜十七年二月に、十二歳にて昇殿せられ、同廿一年正月、殿上にて元服せられたり。此敦忠卿は、和歌を能するのみならず、管絃の道に達せられたり。天慶六年三月七日、三十八歳にて卒せられし後、禁中にて管絃の御遊ある時、博雅三位さはり有て參られざる時は、其日の御遊を止めらるゝよしを、古き人々は聞て、今は世も末になりて、管絃の妙手もなき事にて、敦忠中納言世におはせし時、管絃の道において、博雅三位がかやうに重んぜらるゝ事はなかりしにとて、つぶやかれしとぞ。また敦忠卿を世に本院中納言とも、枇杷中納言とも稱せり。この卿の山莊西坂本にありし事、拾遺集に見えたり。又今昔物語に、敦忠卿の事を擧たる一條ありて曰く、小野宮の太政大臣實頼公左大臣にておはしける時、三月中旬の比公事によりて參内したまひ、

中納言敦忠

延喜十七年二月十二歳さいにて昇殿しょうでん、同二十一年正月從五位下に任じ、殿上でんじやうにて元服げんぷくを加へられ、二十二年正月侍從せじじやう、延長六年正月從五位上、同年六月左兵衛佐さひやうゑのすけより次第しだいに昇進しょうしんし、天慶二年正月從四位上、同八月參議さんぎに任ぜられ、四年十二月近江權守あふみのごんのかみを兼ね、五年三月從三位權中納言ごんちゆうなごんに任ぜられ、六年三月七日、三十八歳にして薨こうぜらる。

逢見て乃後乃大々たいた後乃大々たいた後乃大々たいた

逢見て乃後乃大々たいた後乃大々たいた後乃大々たいた

拾遺集戀こひ一に、題だいしらすとあり。歌のころは、逢あはぬさきものおもひも大抵たいていの事にてはあらざりしかど、今逢いまあみて後ののちのころづかひにくらぶれば、あはぬむかしはかやうにも思おもひはせざりしと思ふといふころにて、逢あうて後のちにかへりて物思ものおもひのまさりたるよしを詠よめるなり。

迄は、萬葉集をよみとく人は稀なりしかば、至て規模なる事なりし。其時和歌勅撰の事有て、梨壺に於て後撰集を撰ぜしめたまふに、撰者五人の中にて、能宣、清輔、殊に勝れたりしよし、順徳院は八雲御抄に記させたまへり。又撰集抄の説に、むかし九條殿にて、さるべき人々七夕に扇合の事ありけるに、中務と聞えける女房の扇に、

あまの川かたへ涼しきたなばたにあふぎの風を猶やかさまし

といふ歌を書たりけるを、殿をはじめ奉りて、人々手毎にとり傳へて殊に感じけり。然るに元輔の扇遅くまるとりたりけるを見たまふに、をかしけなる手して、

あまの川あふぎの風に霧はれて空すみわたるかさよぎのはし

といふ歌を書たりけるが、おもしろくて心をわくかたなかりければ、此二つの扇勝にさだまりて、其外の扇どもは花のあたりの深山木のこよちして、心とどめて見る人もなかりけるとぞ。さて元輔は一條院の永祚二年六月、八十三歳にて卒せられたり。

と、契約せしにはあらずやと、末の句より初五文字へかへしていふ歌にて、心のかはりたるをうらみたるうたなり。此歌は古今集陸奥歌に、

君をおきてあだし心をわがもたば末のまつ山波もこえなん

とよめる歌によりて詠みたるなり。此本歌のこころは、奥州に末の松山といふ山あり、それは海邊の山なれど、いたりて高き山なる故、いかほど波の高くたつ時も、此松山を波のこすといふ事はなし。それ故、人のこころのかはらぬ事を、松山を波のこさぬといふなり。さるによりて、此本歌は、そこもとをさし置いて、外にあだくしき心をもつならば、あの末の松山を波もこすで有う、しかし末の松山を波のこすといふ事はとてもなき事なれば、わが心のかはることもなき事ぞと思ひたまへと詠みたるなり。

清原元輔の話

此元輔は内藏允深養父の孫、清少納言の父にして、下野守顯忠の子なり。母は従五位上筑前守高向利生のむすめといへり。清原氏代々歌よみの聞え有けるに、元輔にいたりいよく、其名高かりし。天曆年中、大中臣能宣等と共に和歌所の寄人となり、萬葉集を訓讀せられたり。其頃

清原元輔

元輔もとすけの官位くわんゐは、天慶五年正月河内權掾てんげいごんのけんじょうにんに任ぜられ、應和元年三月監物けんぶつ、二年正月中監物ちゆうけんぶつ、康保三年正月大藏少丞おほくらのせうじゆう、四年正月民部少丞みんぶのせうじゆう、十二月大丞だいじゆうてんに轉じ、安和二年九月あんな從五位下すはうのかみに叙せられ、十月阿波權守あはのごんのかみ、天延二年周防守てんえん、同年八月鑄錢長官ちゆうせんのかみを兼ね、天元元年三月藥帥寺の功勞こうらうによりて、從五位上じゆに叙せられ、寛和二年正月ひごのかみ肥後守ひごのかみに任ぜらる。

契りきぬりぬみみ袖を志母里川

まゑ乃ま川屋まゑみまを志おとせ

後拾遺

後撰集戀部ごせんしよこのぶに、心かはりける女をんなに、人に代りてかへ、と有り。歌の意こころは、まへかた中なかよかりし時契りちぎおきたる事あり、その契約けいやくせし時には、そなたもわれも、たがひに涙なみだにて袖そでをぬらしつくして、たとひいかやうの事があらうとも、末すゑの松山まつやまを波なみのこすやうに、心こころのかはる事はあるまじ

暇假六氣未給勅列
全密謀右方航原朝
巨番精云天上氣表在
左放君因受逢以左
為助

此合打時情
推之佐右の
縁川よりし
吾の心とし
なきも誤り
柳り敷と
なつくの
論あり
攝師と
よみあへ
時情北を
あす。時あ
時。時あ



天德四年三月
晦日於清涼殿

有歌合

講所

左

迎光朝臣

右

將推朝臣

判者

右大臣兼後

天德歌合

右忠見左惠盛

惠盛判詞云

小臣奉旨左右以

俱以優也。不移意

申惟為勅旨各

乞可敦養但控

下定申者小臣

謀大納言傳朝

臣致屋不養此

向在互跡揚答似

請我方之勝不臣



の小袴を今に持て、肩に懸られしよし、袋草子に記せり。さて此歌合に、左方は平兼盛、右方は忠見と番はせられしに、初戀といふ題にて、兼盛はしのぶれど色にいでにけりといふ歌にて、忠見は戀すてふわが名はまだきの歌なりけるが、左右ともに秀歌にて、判者小野宮左大臣實頼公、勝負を定めかねて、帝の天氣をうかどひ給ひけるに、帝微音にて、兼盛がしのぶれど色に出にけりといふ歌を吟じたまひければ、さては天氣左にありけるよとて、兼盛を勝にさだめられけり。其後、忠見は此歌合にまけたる事をものうく思ひ、むねふたがりて不食の病を生じたりけるが、すでに頼みすくなくなりたるよしを兼盛聞て、とぶらひに行ければ、忠見對面して、我いたはりは餘のやまひにはさぶらはす、御歌合の時、秀歌よみたると思ひ侍りしに、その詠みたまひし、物やおもふと人のとふまでといふ歌にまけ侍りしより、むねふたがりて、かゝる重病になり侍りぬと申されしが、終に此病によりてむなしくなられたりといへり。此事は沙石集に出たれど、家集を考ふれば、其後もながらへられたるやうに見ゆれば、其實否は確に知られず。扱此歌のことがきは、拾遺集に、天曆の御時歌合にと書かれたれど、實は天徳の歌合なり。然れども天曆、天徳、同じ村上帝の御時なれば、さのみ誤ともいふべからず。

しめして、藏人のもとへ賜はりける、

さくら花高き梢になびかすばかりやしなん折りわびぬとて

御かへしを奉る、

折わびて歸らんものかきしかけの山のさくらは雲居なりとも

さて宣旨たまはりて、御厨子所にさぶらひてさよけし歌、

年を経てひとときのなだに沈む舟波のよするを待つにぞ有ける

かやうに下賤の身ながら、歌故に帝の御愛憐をかうぶられたる人なり。又家集にて見れば、伊

豫に行たるに、よしある女のもとより、

音にきよ目にはまだ見ぬ播磨なる響のなだと云ふはまことか

と詠みておこせたるかへしに、

年ふれば朽ちこそまされ橋柱むかしながらの名にはたてども

又筑紫へ下らるゝ道にて詠る歌などあれば、彼國などへも行れしかど、其國々の任にて下られ

たるにはあらざるべし。後に天徳二年の正月、攝津の大目になりて、六位を授かれり。此天

徳の歌合の時、勅有て忠見を召れ、朱雀院の西殿に宿せられしに、田舎の装束のまよにて、梯

忠見幼名を多々といひ、其後忠實と改め、又忠見と更られたり。初は攝津國に住せしが、家貧しかりけれど早く歌にて名高かりしかば、幼少の時禁裏より召れし事ありしに、乗物なくしてまゐりがたきよし申すに、竹馬に乗て參るべきよし仰せ下されければ、よみてさよけける、

竹馬はふしかけにしていとよわし今夕かけに乗りて參らん

此意は、忠見は童子ゆゑ、竹馬に乗てなりとも參れと、仰せ下さるれど、竹馬はふしかけにて弱く候まよ、今日の夕日かけにのりて參りさふらはんといふ事なり。馬に鹿毛といふ毛色ある故、竹のふしかけ、日の夕陰とかよはして詠めるなり。夕陰にのるとは、輿に乗るといふ乗るの字と同じ心なり。これによりて、後世忠見の童形の像に、竹馬にまたがりたる所をかくは誤なり。扱其後も津國に身を沈めて居られけるを、延喜の帝めしあけさせたまひて、藏人所に候せしめ給ふに、退出せられし翌朝、俊頼朝臣を以て御製を下したまはりける、

見しかども何とも知らず難波瀧なみのよるにて歸りにしかば

忠見御かへしを奉る、

住吉のまつとほのかに聞きしかば満こし汐やよるかへりけん

帝また忠見を御厨子所にさふらへと、仰ごとありしに、其後宣旨の遅かりければ、奏せよと思

壬生忠見

みぶのたげみね 壬生忠峯の子なり。てんりやく 天曆八年五月、御厨子所の定額膳部たり。てんざく 天徳二年正月、攝津せつづの 權大目に任ぜられたり。

戀をてぬこり名をよと羨あぢみあり

むせと禮に大ぢれをむせ免とり

これも拾遺集戀一の巻頭に、てんりやくのおほんごさうたあはせ 天曆御時歌合にとあり。歌の意は、戀をするといふわが名はな 世間に早うたちたる事かな、誰も人には知れぬ事ぞと心得て、思ひそめたる事なるが、といふ事なり。まだきは早くといふ事にて、いまださやうなる事はあるまじと思ふといふやうなる心なり。

壬生忠見の話

みぶのたげみ

れ出たり。扱、天徳年中禁裏に歌合有ける時、兼盛わが歌を出して、其日衣冠正しく陣の座に居られけるが、其身は左方にて、右方は壬生忠見なりし。しかるに、忍ぶれど色に出にけりといふ歌、勝たるよしを聞くとひとしく、ひとり悦びて、其外の勝負の事は聞ず、拜舞して退出せられたりしとぞ。此人のむすめを赤染衛門といひて、これ又歌に名高かりし人なり。

平兼盛の話

兼盛もとより和歌を善して、漢學にもわたり、文才ある人なりしかば、少くして大學寮に入り、及第とて、學問の事につきて、帝の御選出しにあひ奉り、天曆の頃より次第に昇進して、天元二年に、駿河守に任ぜられて其國に赴かれたり。さて彼國の守たりし時、或女其夫が伊豆國にて、異妻をまうけて歸り來ぬよしを、國の守たる兼盛に訴へ出たる申文に書つけたる歌、

よこばしるきよみが關にせきすゑていづらふ事は永く止めよ
とよめり。其折しも源重之、陸奥より都にのぼるとて、兼盛の館に宿り居られしが、此申文の歌を見て、彼女にかへしせられたり。

關するぬそらに心の通ひなば身をとどめてもかひやなからん
これは、いと興ありし事なりけるにや、清輔も袋草子にするしおかれたり。又兼盛も何事にか有けん、朝廷へ願はると申文の奥に、歌をそへられたる事あり、
澤水に老い行くかけをみるたづの鳴く音雲井に聞えざらめや

昔は、かやうに訴狀に歌かきて出せる事まよ有りしにや、申文にかきつる歌、袋草子にかれこ

薄く意のか
 上書一々
 入て婢とふ
 父の刑と黙
 人、訴六者
 文未曉か
 してふふ中
 行く刑と陰
 くふる大
 代に

いふ魚盛あ人といふ故
 け國の守小位といふは
 同く河ふといふは
 りものそがたる貫文といふは
 かなりともたしやなべ



易い人謝 新ふる上被 研しめて
 歳屋下はくきく 下坂險く 下坂
 昔より之も 中子 唐あはして 下
 所ふ故ふ記と 早く
 部を 暇に 我 頼人の 如し
 くらふあらし 人

して 唐高の君 田を
 新て 決まら 林を
 用て 付て 西伯 上 所
 人より 周 此 界 入る
 研者 かくれ 野を 避る
 氏 伯と 長ふ 儀る
 二 君たふ 懸ふ 多し
 湘人 十 周の人 乃
 研とす 承ふ 西伯
 上 思ふ 千 所 下
 もて 其 田を
 徳と して



平兼盛

光孝天皇の皇子是忠親王の曾孫、太宰少貳篤行の子なり。天曆四年二月越前權守、天德五年五月山城介に任ぜられ、應和三年四月大監物、康保三年正月從五位上、天元二年八月駿河守、正曆元年十二月卒す。平の姓は桓武天皇の皇子一品葛原親王の御子、從四位下高棟王に、天長二年に平朝臣を賜りしか始なり。

志乃ぬきを色みひてみ々我戀を

も乃辱れもぬをむを乃をぬきて

拾遺集戀一、天曆の歌合にとあり。歌のこころは、誰にも知られまじくとつよみしのぶれど、色に出たる事かな、わが戀の心はと、上へ返していへり。下旬のこころは、何ぞもの思ひにてもあるやと、わが顔色を見て人が思ふほどまでになりたるよといふ事なり。

なり。さて淺茅生の生の字は、淺茅のはえてあるといふ心にて、よもぎの生である所を蓬生といひ、粟のはえてある所を粟生といひ、草木のはえたる園を園生といふ、みな同じ心なり。又此小野の小の字はつけ字にて、たゞ野の事なり、名所にはあらず。

參議等の話

扶桑略記に、天慶元年四月二十六日、右大臣源等を以て參議に任とあり。此人は嵯峨天皇の曾孫の源氏なり。すべて帝の御子を臣下とせらるゝ時は、源の姓を賜はる事なり。等は天曆五年正四位に敘せられ、同年七十三歳にて薨ぜらる。

參議等

參議は官名にて、三司に參り議るといふ事にて、左右の大臣内大臣の三大臣の政をたすけ行ふ役なり。等は源姓にて、嵯峨天皇の御子、大納言弘卿の孫にて、父を中納言希卿といへり。此希卿は、扶桑略記に、延喜二年正月五十四にて薨ぜらるるよし見えたり。

淺ちぬれ茂乃々篠原志乃ぬまを

阿は里ぬまをむむ乃々志茂

後撰集戀一に、人に遣はしけるとあり。歌の意は、淺茅とは、茅花の葉の事にて、其淺茅のはえてある野のさよ原といひて、篠をしのともいふ故、しのぶといふ詞の序にいひつゞけたるものにて、下の句にて戀のこころを顯はせり。これ序歌のすがたなり。つよみ忍ぶとすれど、しのびあまりて堪へられぬ程に、何とて彼人が戀しき事ぞと、わが心をわれながらうたがひたる

右近の話

大和物語に、此右近の事ありて、季繩少將のむすめ右近は、七條后穩子の官女にて有りけるが、權中納言某といふ人とかたらひけるに、彼男のわすれじとよろづの事をかけて誓ひけれども、わすれける後に、いひやりけると有て、此忘らるゝ身をば思はずといふ歌をのせたり。此右近の父を、交野少將といひたるよし傳へたるが、源氏物語、枕草子などに、かたのの少將といふものがたりの事をいへるは、この人の事をものがたりめきて作りしもの、昔ありたるにや。其書今傳はらねば、考ふべきよしなし。



誓ひて。

神よ、人の

かきつれは、

もよほし、

ふくあきと、

けほのか、

かゝる、

けし、

竹、

る、

け、

こ、

お、

秋、

そ、

あ、

右 近

右近少將季繩といふ人は、交野少將ともいへり。其人のむすめなるによりて右近とよびたるなり。

忘るる身我を思をまぢりむて

むせれれれぢぢ我くくを阿るりぢ

拾遺集戀四に、題しらすとあり。歌の意は、男に忘れられたるわが身のうれしさは、大體の事ならねど、そのわが身の事はおもはず、それよりはさまざまの誓をたてよ、いつまでもかはらじといひし男の身に、神や佛の御罰があたりて、命をうしなふ事もあらんかと思へば、其人の命がをしき事にてあるかなといふなり。

文屋朝康の話

新撰萬葉集といふ書は、菅家萬葉ともいひて、寛平五年の後の宮の歌合のうたと、是貞親王の家の歌合の歌とをあつめて撰したるものなるが、彼書に、此白露に風の吹しくといふ歌を載たり。しかるに後撰集に、延喜の御時歌めしければといふ事書をそへて、此歌を出せるは、不審なる事なり。此歌は、寛平の比是貞親王の歌合の時、朝康の詠れたるを、後に延喜の御時奉りし故、かく記されたるものによ。されば朝康は貞觀の頃より延喜の頃まで世に在し人なるべしといへり。

文屋朝康

父祖ふそつまびらかならず。一説せつに延喜二年大舍人允えんぎに任すといひ、又一説せつに光孝天皇の仁和年中にんわねんちゆうの人ともいへり。又或説あるせつに文屋康秀の子にして、大膳少進より大舍人だいぜんせうしん允えんぎになれりといへり。

志々露み風此ぬ姿々々秋此野そ

川々ぬ姿を宛ぬぬ姿をちりみたる

後撰集ごせんしふ秋中あきのちゆうに、延喜えんぎの御時歌おほんときめしければとあり。歌の意こころは、草の上くさのうへに置おきてある露つゆに風が一面めんにふきしく秋あきの野ののけしきは、緒なにぬきとほしてつなぎとめぬ玉が、ちりみだるとやう見ゆるといふ事なり。

山城やましろうに小野このの里さとといふ所ところ二つ有り。宇治郡うぢごほりの小野このの里さとと、愛宕郡おたぎのこほりの小野このの里さとと二箇所かしょ也。愛宕おたぎの小野このは叡山えいざん横川がはの麓ふもとの高野たかのといふ所ところなり。此所こゝは昔むかし惟喬これたかみの御子みこの御おぐしおろして住すませ給たまひし所ところにて、源氏げんじ物語ものがたりに、浮舟うきふねのかくれ住すましと書かけるもこゝなり。此小野このの里さとに深養父ふかやぶの建立こんりふせられし補陀洛寺ふだらくじといふ寺てらあるよし、源平盛衰記げんぺいせいすいきに見えたり。又井蛙抄せいあせうには、此寺このに深養父ふかやぶの住すまれたる由よしかけり。此寺このの跡あとは江文明神えざみみやうじんの社やしろと、静原しづはらとの間に在ありて、ところところぐぐに礎いしずゑあるところともいひ、又静原村しづはらのむらより半里はんりばかりの山やまのふもとに、古ふるき檜木かしのきの一株かぶある所ところなりともいへり。

清原深養父

清原の姓は、舍人親王の子孫、其外諸皇子の末にも賜れり。姓氏録に、清原眞人敏達天皇の御孫、百濟王の後なりともあり。深養父は、作者部類に、筑前介海雄の孫、豊前介房則の子とあり。又一説に従五位下内匠允藏人所の雑色とも云り。

夏乃夜もあ宵ありと明ぬる哉

くも乃ひ川ふ小川たをせるとぞ

古今集夏部に、月のおもしろかりける夜、曉方によめるとあり。歌の意は、夏の夜はさてもみじかきものなり、まだ宵の間ぞと思ひしに、其宵ながらに夜が明たれば、空を行く月は西に入はてずして、雲のいづかたに宿りてあるらんといふ事なり。

清原深養父の話

書を作れり。其書を紀氏六帖ともいふなり。此内侍は鶯宿梅の歌よみたる人なり。其事は天曆の御時清涼殿の御前の梅の木かれたりしかば、其代りになるべき木をもとめさせ給ひしに、西の京に、色こく咲たる木のありしをほり取らせ給ひけるに、彼家のあるじの女、其梅の木に是をゆひつけて參らせたまへとて、何か書たるものをさし出しければ、人々子細ある事にやと思ひて、かのゆひつけたる物を帝の御覽にそなへけるを、叡覽ありければ、

勅なればいともかしこしうぐひすの宿はと問はばいかどこたへん

と書つきたりければ、あやしくおほしめされて、何もの家ぞと尋ねさせたまひけるに、貫之のぬしのみむすめの住む所なりと申しければ、彼梅の木をかへし遣されしとぞ。これ鶯宿梅の故事にて、大鏡にくはしく記せり。此貫之の家の事は、勘解由小路の北、富小路より東の角なりしよし、無名抄にしるせり。下學集に、鶯宿梅の舊跡は二條の林光院なるよし記したるが、應仁の後二條の等持寺の傍にうつし、又相國寺の中に移し植たりとぞ。貫之家集二卷ありて世に傳はれり。又後世に三十六歌仙を定めたるに、左の第一を柿本人麿、右の第一を紀貫之とす。其世に重ぜらるゝ事かくのごとしといへり。



鶯名橋のほとり
心重赤き顔文あは
あはれい

ほ

丹之北

娘を

か

か

あ

は

あ

小

あ

母

あ



城通の御仲ら。城泉此い搬る。

いりいりの鳥はむしけりや。

人のあふふ。やいあふふのあれだ。

うりいり持てるの。詔あつし。

らる日人。たが父母と妻を

りて。野に。森の下に。ほく

かくら。子。の。異國

より。母國の。あ。と。たり

さん。と。い。の。わ

り。と。ま。の。も。た。ら

こ。と。ふ。人。と。と。と。

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら

り。と。ま。の。も。た。ら



らはすといふ心にて、蟻通しを、有と星といふ詞にかくしてよまれたるなり。後に天慶九年、貫之病を得て癒かたく思はれける時、源公忠に歌をよせて曰く、

手にむすぶ水にやどれる月かけのあるかなきかの世にこそ有けれ

かくてほどなく身まかられたり。さて貫之、萬葉集五巻を撰せられたるよし、順徳院の八雲御抄にしるさせたまへども、其書今は亡びて傳はらず。又勅を奉じて新撰和歌集を撰せられたれど、土佐の任に赴かれ、京に歸りて後、其書成りたるに、帝崩じ給ひしかば、奏覽を経ざりし事を、漢文の序にかきて、悲しみ悼み奉られたり。貫之童名を内教房阿古屎といひたるよし河海抄にしるされ、又歌仙傳といふ書に、貫之の父望行子なかりしかば、初瀬の觀音にまうでて子を祈られしに、夢中に經一卷を賜ると見て、其妻懷妊してまうけたる子なり、それ故貫之も成人の後、初瀬へ月まうでせられし事にて、其由は、此百首の中の、人はいさ心も知すといふ歌のこと書に、初瀬にまうづるごとにやどりける家に、久しくやどらでなど書けるにてしるべしなどいひ、又其坊の名を、雲井坊といひしなどいふ説々は、皆後世の推量にて、より所たしかならぬ事どもなり。扱貫之の子の時文も、和歌を善し、兼て能書の聞えあり、大膳大夫内藏助を歴て従五位上にいたり、又貫之の女も内侍となりて、歌の上手なりければ、古今六帖といふ

けても、此家にてうまれしむすめを、土佐へつれて下りしに、彼國にて身まかりたれば、今日も伴ひかへらぬ事を、貫之夫婦のかなしまれし事どもを、女文章のさまにかよれたる紀行を土佐日記といひて、今も專世に廣まれり。此紀行によりて、土佐よりなには往來する舟道の事、又此なにはの川口より山城の伏見あたりまで通ふ舟路の事どもを考へ合するに、いにしへと今とのかはりめ明らかに知らるゝなり。又いつの時にかありけん、貫之紀伊國に行て、都にかへりのほらるゝに、夜中に和泉の國を通られけるが、俄に乗たる馬、足を折りて進み行かざる所ありければ、不審に思はれたるに、道行く人のいふ、これは此所にいます神の所爲なり、年來社もなく知れる人も侍らねど、いとうたてしくとがめたまふ神なり、さきくもかやうの事侍りきと申ければ、貫之たどちに馬よりおり立ちて、旅中の事故、神にさよぐべき幣帛もなければ、たゞ手を洗ひひざまづきて、神のいましけもなき山にむかひて、そもく何の神とか申すと問へば、彼人蟻通の神となん申しさふらふといへば、

かきくもりあやめも知らぬおほ空にありと星をば思ふべきかは

と詠まれければ、彼馬たちまち起あがりて、常よりもまされる駿足となりたるよしいへり。此歌のこゝろは、かやうにかきくもりて、何のあやちもしれぬ大空に、星があらんとは思ひさふ

心づかひせられしよし見えたり。さて三十日に淡路の野島といふ所を過て、和泉のなだといふ所にいたれば、今は海賊の恐れもあらずして、船中の人々はじめて心落居たり。かくて二月五日、和泉の灘より船出して、住吉のわたりをこぎ過るに、風波あらくて舟のすまざれば、鏡などを海に入れて明神に祈られければ、海のおれもしづまりたり。二日津國のみをつくしのほどより出で、難波につきて川尻に入る。今の川口これなり。こよにて船の人々、男も女もひたひに手をあてよ、よろこぶ事限りなし。七日川尻に舟入りたちて、こぎのほるに、川の水乾てなやみわづらひ、舟の上る事かたく、八日も猶川のほとりに舟なづみて、鳥飼の御牧といふ所にとどまる。九日舟をひき上れども、川の水なければ、ゐざりにゐざりながら引上るに、渚の院といふところを見つゝ行く。これ河内國にて、今の牧方なり。十一日山崎の橋見ゆれば、うれしき事限りなしとぞ。十二日十三日兩日山崎に泊り、十四日雨ふりければ、こよより京へ車とりやられたるに、十五日車ひき來れり。十六日夕方より京に上り、夜ふけて京に入りたちて、うれしくわが家に歸り著て門に入られたるに、月あかりにみるに、おもひの外、家のこぼれ破れたるを見て、宿もりの心の不實なるが知られたるに、庭に池めきてくほまりたる水あり。あたりに松も有りけるが、五六年見られざりしあひだに、かた枝のなくなりたるを見るにつ

にて文をかく事は貫之に始まるよし、無名抄にもいへり。されば今かなふみを書きならふ人は、此貫之の古今集の序と、大堰河行幸の序と、土佐日記とを、模範とすべき事なり。大堰河行幸の序は、延喜帝の昌泰元年九月に、朱雀上皇大堰河へみゆきしたまひし時の歌の序をかなにてかゝれたり。其文は扶桑拾葉集に見えたり。扱延喜八年、貫之、土佐守となりて彼國に下られるが、土佐に五箇年居らるゝ中に、京よりつれて下られしいとけなきむすめに後られたり。さて承平五年の十二月、彼國の任滿たりければ、土佐を立て、廿二日に長岡郡の國府の館より出て、舟に乘られしに、廿五日前土佐守の館より、ふみを以てよびに來りければ、舟より上りて、廿六日迄彼館にて饗應にあはれ、廿七日土佐の大津より浦戸といふ所をさしてこぎ出で、廿九日大湊といふ所に舟繋りせられしかば、彼國の醫師藤蘇白散などを舟へもて來れり。此年小の晦日なりければ、元日も同じ泊なり。今日都の事を思ひ出て、小家のしめ繩、なよしのかしら、ひよらぎなどはいかにといひあへると有り。此所に八日迄風待して、正月九日大湊より出たち、十日奈半の浦に泊り、それより日を経て、廿一日土佐の安藝郡なる室津といふ所を舟出せらる。此度土佐國を出らるゝより、海賊ども此舟に寇せんとするよし風聞ありしかば、もとより海上の風波の恐ろしきに、海賊の恐もあれば、此舟の中にて、かしらも白くなるほどに、

のあるじが、貫之へ申すには、久しく此方にて一宿もせられねど、此方の宿はかやうに相かはらずさぶらふと、内より言出したれば、其宿の庭に植てありたる梅の花を折て、此うたを詠みたるといふ事なり。さて歌の意は、そのもとの心は前かどとは、變りてあるかなきかは知らねど、われは故郷のやうにおもひ居る此御坊の庭の花は、まことに前かどの通りの香にすこしもかはらず匂ふことと存ずるといふ事なり。これは彼のあるじが、貫之の中絶せられたる事をうらみていひ出したる詞を聞て、わざと打かへして、かやうに詠みかけられたるなり。貫之の家集には、此時宿のあるじのよみたる返歌をものせたり。

花だにも同じこゝろにさくものを植けん人のこゝろ知らなんとあり。此歌の意は、梅の花さへもむかしと同じ心に相かはらず咲ものなれば、此梅を植たる我心を、花のかはらず咲くにて知りたまへと答へたるなり。

紀貫之の話

貫之延喜年中勅に依て、従弟の友則、其外凡河内躬恒、壬生忠岑と共に、古今和歌集二十卷を撰せらるゝ時、其序を作られたり。都て其頃迄の作文は皆漢文の體をうつしたるものにて、かな

紀貫之

中納言長谷雄の孫にて、父の望行も歌に名高かりし人なり。延喜年中御書所預となり、越前權少掾内膳典膳、少内記等の官を歴て大内記に轉ぜられ、五位下を授けられ、加賀、美濃介となり、延長年中、大監物、右京亮に拜せられ、土佐守となる。後天曆年中玄蕃頭となり、從五位上にすすみ、木工權頭となり、同九年に卒す。

人そむぎ心もくはにぬるをせそ

そねむぎをりし乃りふ母むさる

古今集春上、初瀬にまうづるごとにやどりける人の家に、久しくやどらで、ほどへて後いたれりければ、彼家のあるじ、かくさだかになん宿りはあるといひ出して侍りければ、そこにたてりける梅の花を折りてよめる、といふことがきあり。是は、貫之、都より長谷の觀音にまうでらるゝ度毎に宿られたる宿坊に、久しく一宿もせず、程經て後行て案内を乞れたれば、彼宿坊

ひやくしゆた
百首の歌を一人してよみ始めし話

おほなかぎみよしのみあそん
大中臣能宣朝臣 歌 譯

よりもご
頼基能宣を枕にてうつ話

そのみやごの さかづきうた
小野宮殿にて盃の歌よむ話

ふぢ はらの
藤原義孝 歌 譯

せんかよ
義孝女に通はるゝ話

よしとかきやうだいほうさう
義孝兄弟痘瘡の話

ふぢ はらのさねかたのあそん
藤原實方朝臣 歌 譯

さねかたさくらがり
實方櫻狩の歌の話

かうぜい
實方行成の冠を打落さるゝ話

あうしゆくた
實方奥州へ下らるゝ話

あさかのねまはな
安積沼花かつみの話

あこや
阿古屋の松の話

しふしんすめひん
實方の執心雀に現する話

しらかは いへ
實方白川の家の話

ふぢ はらのみちのぶのあそん
藤原道信朝臣 歌 譯

みちのぶかうしんふか
道信孝心深かりし話

あはだうたいじん やうし
粟田右大臣の養子と成られし話

竹馬たけうまに乗りて参内さんないする圖づの話

天徳歌合てんたくとくに負けたる話

清原きよはら元輔もとすけ歌譯

萬葉集訓讀まんえふしふくくんどくの話
七夕扇合しつせふあひぎあはせの話

中納言ちゆうなごん敦忠あつたけ歌譯

敦忠管絃あつたけくわげんに長ぜられし話

敦忠容貌美麗あつたけようほうびれいの話

中納言ちゆうなごん朝忠あさたけ歌譯

人の妻ひとめに贈離別おくりありべつの歌うたの話

朝忠肥満大食あさたけひまんたいしょくの話

謙徳けんたくとく公こう歌譯

梨壺五歌仙なしつぼごかせんの話

檀紙だんしを壁かべに押さるゝ話
花山院くわさんゐんの女二にふたにの宮みやを火宮ひのみやと申せし話

曾根そね好忠よしのたけ歌譯

船岡子日ふなおかねのひの遊あそびの話

蓬が柵よもぎせきの話

惠慶ゑいけい法師ほふし歌譯

源重みなもとのしげ之の歌うた譯

百人一首一夕話 卷之四

目錄

紀貫之歌譯

初瀬寺梅の話

貫之始めて假名文を書れし話

土佐日記の話

津國河尻の地理古今にかはれる話

蟻通明神の話

鶯宿梅の話

清原深養父歌譯

文屋朝康歌譯

寛平歌合の話

右近歌譯

交野少將の話

参議等歌譯

平兼盛歌譯

申文に書添へたる歌の話

天徳歌合の話

壬生忠見歌譯

[The text in this section is extremely faint and illegible, appearing as a series of vertical columns of characters.]

藤原興風の話

興風は參議濱成の曾孫、正六位相摸掾道成の子なり。正六位上治部少丞となりて、院の藤太と號す。此興風の曾祖父濱成といふ人は、天書といふ國史と、和歌の式とを作られたり。其和歌式を世に濱成式といへり。されど今世に流布する天書も、濱成式も偽書なり。本書は早く亡び失せて傳たはらぬものなるべし。

藤原興風

昌泰三年正月相摸掾に任ぜられ、延喜十四年四月に下總權大掾に任じ、從五位下を授けらる

耆社茂るも志る人ふせん高砂乃

まほもむあゝ乃ぞもならぬくふ

古今集雜上、題しらずと有り。歌の意は、我は年よりて友達どもは皆過さりたる故、今は誰をかしる人にはせん、あの高砂の松は年久しきものなるが、これも昔からの友にはあらずといふ事なり。高砂といふ事は、歌によりて山の惣名とす。それは高き砂といふ事にて、砂が高き積りて山となりたることなり。此歌の高砂は、播磨國の高砂をいふなり。此所はもと海邊にて、砂の高かりし所故、高砂と名づけたるものなるべし。

紀友則の話

寛平年中に、禁中にて歌合ありける時、友則左方に連りて、秋の題の初鴈の歌をよまれしに、講師一座の歌を披講するに、友則の歌の初五文字を、春がすみとよみ上るを聞て、秋の題に春がすみと詠めるはけしからぬ事と思ひて、右方の人々ひそかにわらひ出したりに、次の句より、かすみて去し鴈がねは、今ぞ鳴なる秋霧の上に、とよみはてければ、はじめ笑ひたる人々面目なくおもはれたりとぞ。此後次第に昇進して、延喜四年七月に大内記に任ぜらる。友則は貫之の従弟にて、行年六十歳の時、古今集の撰者に加られしに、其撰集終らぬうちに、同じき五年二月に、六十一歳にて卒せられければ、貫之いたみの歌をよみて、彼集哀傷部に入られし。あすしらぬわが身と思へどくれぬまの今日は人こそかなしかりけれ

紀友則

紀氏は、もと建内宿禰の子孫にして、木の角宿禰、木の臣、都奴の臣、坂本の臣の後なり。中頃木の字を改めて紀の字とせられたり。友則の父は、一説に宮内權少輔ありとも。有友といひ、又の説には紀有常の子なりといふ。友則の官は寛平九年正月土佐掾、同十年正月少内記、延喜四年七月大内記に任ぜらる。位は五位なり。

久方の光乃とけたそる乃むふ

しほまゝ詠歌くそ歌のちるゝむ

古今集春下に、櫻の花のちるを見てよめるとあり。歌の意は、久方といふは、すべて天の枕詞なり。空のけしきののどかなる春の日なるに、何とて花はしづかなる心もなく、かやうにいそがはしう散るやらんと詠めるなり。

春道列樹の話

春道といふ姓せいの事は、貞観六年五月に、右京うきやうの人因幡權掾いなはのごんのじよう、正六位下物部門起ものべのかさねといふ人はるみちのすくねに、
春道宿禰はるみちのすくねといふ姓せいを賜たまはりたるよし、三代實錄さんだいじつろくに見えたり。後々のちも大和國やまとのくにに春道の森もり、春道の社やしろ
などといふ名なあれば、列樹りゃくじゆの先祖せんぞは其所いこより出たる人なるべしといへり。

春道列樹

從五位下雅樂頭親名宿禰の一男、文章博士正六位上、延喜二十年壹岐守に任ぜられ、又出雲守に任ぜらる。

やゝ河ふ風のあけぬる志あらこそ

なる程もあゝぬもこゝちなりあゝ

古今集秋下、しがの山越やまごえにてよめるとあり。志賀山越しがやまごえといふは、山城やましろの北白川の瀧たきのかたはらより上りて、如意にょいが嶽越だけごえに近江あふろの志賀へ出る道なり。さて歌の意は、此山河やまがはに柵しがらみはかけてあると見ゆるが、よくよくみれば、人の懸たるしがらみにはあらで、風かぜがかけたるなり。その故は水上みなかみより流れ来て、え流れおほせぬもみぢの落葉おちばが、よどみたまりてしがらみのやうになりてあるのぞといふ心なり。元來柵ぐわんらいしがらみといふものは、川の岸堤きしづみなどを水のくづさぬやうに、柵くしをうちて竹柴たけしほなどをからみつけて置くものなり。

びらきをあさほらけとよみかへて、舟の事にはかゝはらずして、夜の明る時分の事によみなせり。

坂上是則の話

是則の先祖は、もろこし人にて、後漢の孝靈皇帝四代の孫、阿知使主といふ人の後なり。皇國にしては、坂上田村丸より四代好蔭の子にして、延喜帝、朱雀帝、二代の朝廷に仕へたる人なり。此人才學ありけるにや、わかき時は延喜帝の御書所に候せられしが、後に大内記となられたり。大内記といふは、天子の詔の文を作り、記録の事をつかさどる役にして、儒者の官なり。又此人蹴鞠の達者なりければ、延喜五年三月廿日、仁壽殿に於て、殿上人并びに藤原董之、帶刀の長在原相如、榎井清郷などをめされて、蹴鞠せしめたまひし時、是則も此人數の内にてありけるが、二百六度まで連足に蹴て、ひとつも墮されざりしかば、帝ことの外に愛させたまひ、内藏の絹をたまはりし事、西宮抄の裏書に見えたり。これは是則まだ年わかくして、御書所の衆たりし時の事なり。是則の子望城は、さして歌にほまれある人にてもあらざりしに、後撰集の撰者にくはへられしは、父是則の譽高かりし故なるべし。

坂上是則

初御書所の衆にてありしが、其勞によりて、延喜八年正月大和權少掾に任ぜられ、同年八月大掾に轉じ、十二年三月小監物に任ぜられ、同十五年中監物に轉じ、十七年正月少内記、廿一年正月大内記となり、延長二年正月從五位下に叙せられ、加賀介に任ぜらる。卒年つまびらかならず。

朝日さき有明此月ぞみるほてよ

とくれくをぞふぬれる志は由伎

古今集冬部に、やまとの國にまかれりける時に雪の降けるをみて詠めるとあり。歌の意は、ほがらかに夜の明たる時にみれば、有明の月のかけかと思はるほどまでに、此よしのの里にふりてある雪よといふ事なり。朝ほらけといふ詞は、萬葉集には朝開とありて、朝早く船を漕出す時分の事なり。舟を出す事を開船といふは、漢土にてもいふ事なり。しかるに中世以後は、あさ

度不覺の名をとられたる事あり。或時宣旨によりて、春の歌奉られけるに、白雲のおりる山と詠れたるを、躬恒これを難ぜられしが、其後ほどなく天子の御位かはらせたまへり。帝の御位をおりさせたまへるを、おりるのみかどと申すによりての事なりしとぞ。

は、近衛大將にて、召つれたまひし忠岑は、近衛の隨身なり。弓箭を帶して御供にまゐりしなり。近衛を、歌には近きまもりと詠めり。古今集の長歌に、かくはあれどもてるひかり、近きまもりの身なりしを、たれかは秋の來る方に、あざむき出て、とよめり。衛門は禁門をまもり、近衛は禁中の閤門を守り、天子を近く守護し奉る役なり。忠岑左近衛の番長なりしを、後に衛門の府生となされたる事をいきどほりて詠めるなり。誰かは秋の來る方に、あざむき出でみかきより、外衛もる身の御垣守、とよまれたるは、此衛門の府生の陣は宜秋門なる故なり。番長は後撰集にも、左近のつがひの長とかけり。是は左右合せて十六人あるなり。忠岑又延喜年中禁中の歌合に、ありあけのつれなく見えしといふ歌をよまれしに、帝深く其歌をよろこばせたまひ、御隨身に擢で、遂に昇殿を許され、御書所に候せしめ、貫之、躬恒等とともに古今集を撰せしめたまへり。忠岑嘗て和歌の十體をさだめられし時、貫之を先師土州の刺史と書れたれば、歌は貫之の弟子なりけるにや。土州刺史とは貫之土佐守なりし故なり。後代に至りて、後鳥羽院、古今集の中の秀歌は何ならん、と近臣に尋ねさせ給ふ時、定家、家隆兩人ながら、此有明のつれなく見えしとよめる歌を第一のよし奏せられしとぞ。忠岑長壽を保たれて、康保二年までながらへ、九十八歳にて身まかられたり。忠岑はかばかり歌に堪能の人なりけれど、一



詩小奥
 禮に幸
 かつと和歌
 をゆふ等
 まくして
 舞小遊
 楽と
 まつて
 天地
 を
 思
 神と
 威せ
 去し
 とも
 ゆる
 一
 一



月をいふなり。つれなくとは、先の人^{さき}がわが心のほどを何とも思はぬといふ心なり。曉^{あけ}は夜^よ明前^{あけまへ}をいふなり。

壬生忠岑の話

忠岑、和泉大將藤原定國の隨身たりし時、或夜定國酒に酔て、左大臣師尹公の御館へ深更に及て參られければ、師尹公おどろき怪しみ給ひ、いづくへ參られたるついでに立寄られたるぞと仰せられて、少し無興氣に見えける時、忠岑、定國卿の供にてありけるが、松明を持ながら階下にひざまづきて、

かさよぎのわたせる橋の霜のうへを夜半に踏分けことさらにごそ

とよめり。此歌の意は、彼家持の歌の、鵲の渡せる橋におく霜のといふを本歌にして、此方の主人がかやうに霜の降たる上を、夜中にふみわけて參りさふらふは、外へまゐりしついでにはさふらはず、此御館へわざく參られ候なりといふこゝろなり。師尹公これを聞せたまひて、忠岑隨身として、かやうに主人の事をよき様にとりなせしを感じたまひ、夜の明るるまで酒宴したまひ、其上定國にも忠岑にも引出物賜はりたるよし、大和物語にしるされたり。此和泉大將

壬生忠岑

壬生みぎの姓せいは、天足あまたらしひこくに彦國おしひこ押人おしひとの命いのちの後のちなりとも、崇神すじんてんわう天皇のちの後のちなりともいへり。後ごう世せい壬生みぎをみふとよむは、壬じんはみづのえといふ字じなるによりて、みと讀よめるなるべし、古ふるきものにては壬生みぎをにぶとよめり。源順げんじゆんの和名わみやう鈔せうには、壬生みぎをたゞちに爾布にふとかなをつげられたり。

有明ありあけ比ひ川がはきあぐこ江くわく日ひり禮れいと理り

阿あか律りつたそあ理り字じ羨せんも比ひ波はあ志し

古今集戀ここの三さんに、題だいしらすとあり。歌の意こころは、在明ありあけの月つきは、夜よの明あるのを知らぬ顔がほして空そらにあるが、われも宵よひのほどより彼人かのひとのもとに行ゆたるに、彼人かのひとは何なにとも思おもはず知らぬがほして、われに逢あぬ故ゆゑ、ほいなう別わかれてかへりしよりこのかた、いつの夜よも、かのほいなうてわかれし時じ分ぶんになれば、先夜さきのよの事ことが思おもひ出いだされて、曉あかつきほど憂うれものはなしと思おもふ由よしなり。在明ありあけは十五夜あひご以後いごの

をしく思はれしよしなり。躬恒の官を、御書所の預となり、又御厨子所に候すと記せり。此御厨子所といふは、天子の御膳を設け司る所なり。厨はくりやと訓する字にて、俗に臺所と云が如し。清少納言の枕の草子に、くりや女のいとよけなるさし出たとあるは、御厨子女といふに同じ。世俗に飯炊ぎ水汲む下女をみづし女といふも、此御厨子所の名によりていひならはし來れるなり。されば水仕とかくは推量の宛字なり。

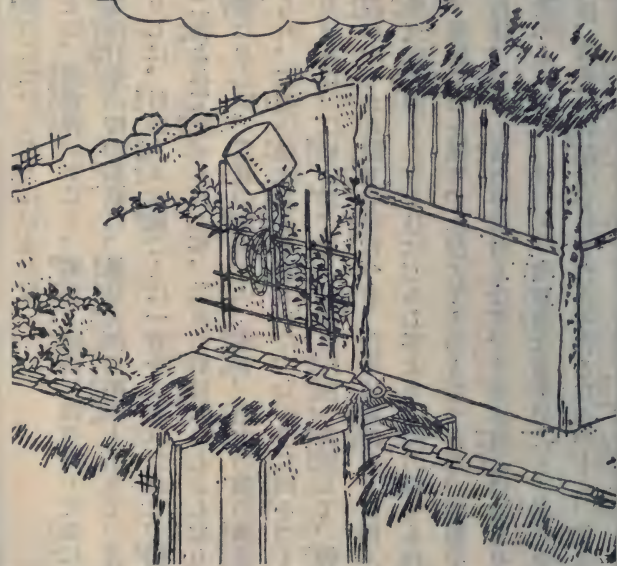
引うゑし人はむべこそ老にけれ松のこだかくなりにけるかな

といふ歌有り。淡路のまつりごとと人とは、淡路掾の事にて、躬恒、淡路に四年ありて都に上られたる時の歌なり。又延長四年、大堰河行幸の時の和歌に、散位凡河内躬恒とありて、其行幸の日題九つ出されて、讀人は六人なりしに、外の人々は題ごとに一首をよまれたれど、躬恒は鶴江に立りといふ題の外は、一題に二首よみて獻ぜられし事、其日の眉目たりしよしなり。後の世に、三條の大相國檢非違使の別當たりし時、二條の帥と二人、躬恒、貫之の歌の勝劣を論ぜらるゝに、三條相國は躬恒をほめられ、二條の帥は貫之を譽られて、たがひに詞をつくして争はれけれど、事はつべくもあらざりければ、二條の帥、此よしを白川院へ奏聞して、御批判をこひ奉られけるに、院の仰には、朕いかでか此勝劣を定むべき、此事は俊頼などに問ふべしと仰せられし故、俊頼朝臣に逢て、彼三條相國とあらしひはじめし事より、院の仰せられし趣まで、くはしくものがたられしかば、俊頼これを聞て、たびくうちうなづきて、躬恒をあなどらせたまふなとばかり申されければ、帥は心得ぬ事におもひて、さらば貫之はおとりさふらふや、いづれにも勝劣をさだめたまへとせめられけれど、俊頼猶はじめのごとく躬恒をあなどらせたまふなとばかり申されければ、さては我論は負にさだまりたるなるべしと、帥はくち

空見たりと世を夜
 月はまほしくあふ
 まはだすけと銀
 かさね。まゝあゝ人の
 こころはあはれと情。
 ちよと本が手にまゝあ
 なこころと。まゝ、
 かなしいまを

妙古今
 清き心あり
 心を空に
 心を空に
 心を空に

舟は
 舟は
 舟は



いっせつてんしつあつてふふや
一才一姓交情あつてふふや

いさへの人けとあみり人も

いさへにふ人いさへ

ほひあつてふふや

思ふもほつてふふや

又たたき

玉はたき

あのかは

あつてふふや

水はと入る

あつてふふや

あつてふふや

あつてふふや

あつてふふや

あつてふふや

あつてふふや

あつてふふや



凡河内躬恒の話

躬恒はもとより小身なる人にて、家も貧しかりけれど、歌をよまれたる故、寛平年中甲斐少目となり、延喜帝に召れて御書所に候し、又丹波權目、淡路權掾を歴て、和泉大掾にうつり、六位を授けられし。又古今集勅撰の時も、貫之、忠岑などと同列にて撰者に定められたり。帝ある時躬恒を階下にめされ、月を弓張といふはいかなる故ぞと、問せ給ひければ、恐れながら、とりあへず歌を詠じて答へ奉られける。

照る月をゆみ張としもいふことは山の端さして入ればなりけり

帝甚賞したまひて、御衣をたまはりけるよし、大和物語にいへり。又躬恒の家に櫻の木ありて、春毎に花ざかりには見に来る人多かりけれど、其花散たる後は、来る人もなかりければ、我がやどの花見がてらに来る人は散りなん後ぞこひしかるべき

是は世の人の薄情なる事をいきどほりてよまれたる歌にて、古今集にも入たり。又後撰集みつねの歌のことがきに、淡路のまつりごと人の任はてよのほりまうで來ての頃、兼輔朝臣の粟田の家にてと有りて、

凡河内躬恒

凡河内といふ姓の事は、もと天津彦根命の後、凡河内の國造等の子孫にて、昔は此姓の人、後の世の河内守の如くにて、代々河内國を治めしと見えたり。此躬恒も其河内守の子孫なりしと見ゆ。しかれども躬恒、良高といふ人の子なりともいひ、或は謀利といふ人の子なりともいひて、其父祖をつまびらかにせず。

心あてふ折らそや折らんそをばくも乃

お姿まをぞを勢は志らたぐれそ歌

古今集秋下に、白菊の花を見て詠めるとあり。歌のこころは、我こころのおしあてにて折うならば折られもせうか、初霜がましろに置いて、花の色を人に見ちがへさするやうなるしら菊の花なれば、といふこころなり。初霜は秋の末よりおく霜をいふなり。心あては、心に推量してそれとさしあつることなり。

のかるよとは、人ばなれになりたる意なり。

源 宗于朝臣の話

延喜廿年閏六月、光孝天皇第一の皇子、一品式部卿是忠親王出家したまひて、南院宮と申奉れり。此南院は四條の北壬生の西にて、此親王の家なり。宗于朝臣は此親王の御子たり。大和物語に、宇多院の花おもしろかりける頃、南院の公達これかれあつまりて歌よみなどしけるに、右京のかみ宗于のよまれたる歌、

來て見れば心もゆかずふる郷はむかしながらの花は散れども

とあり。又同じ物語に、南院のいまぎみといふは、右京のかみ宗于のむすめなり。それを兵衛のかみの君あやぎみと聞えける時、曹子にしばくおはし絶えにければかくなん、

かりそめに君がふしみし床夏のねもかれにしをいかで咲けん

とあり。これらの事にても、いよく本康親王の御子なりといふ説はあやまりにて、是忠親王の御子なりといふを、正しき説とすべし。

源宗子朝臣

父は光孝天皇の御子、一品式部卿是忠親王なり。一説に仁明天皇の御子本康親王の御子といへり。寛平六年正月從四位に敘せられ、承平二年十月に右京大夫正四位となり、天慶三年に卒す。

山里を冬をむ志をほを里々る

花を先をくはもり花ぬをおもふ

古今集冬部に、冬のうたとて詠めるとあり。歌のこよろは、山中の里はいつもさびしき所なるが、冬になりては、まことに物淋しさが、いつよりもまさる事ぞ。いかにといふに、春秋などは花やもみぢを都より見に来る人もあるによりて、よのつねの淋しき所なりと思ひしが、冬になりては、かのまれくに見たる人目もたえ、草もかれはてたりと思ふによりて、いよくさびしさがまさると、上の句へかへして詠みたるなり。萬葉集に、離の字を枯るとよみて、人目

新古今

履板のみぞ
かえりては
かまのほろに
三葉を大匠
つぎに

萬幡

楊柳の

よまれ

朱ふ

かり

くま

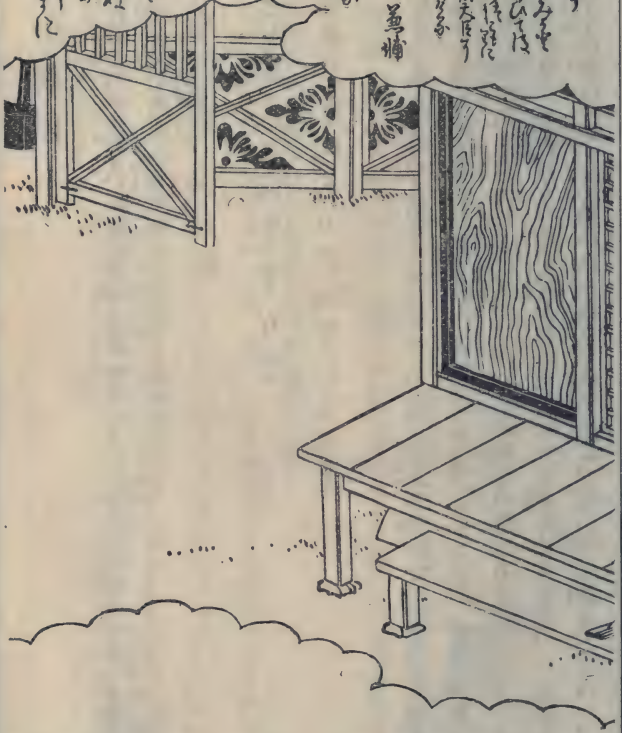
あや

くま

くま

くま

くま



後撰

右五好内侍不致論於臣
さあしてなきまゝに作りし
ふまをうしてなきまゝに
内侍ははるうりかき

後人一尺

かや

まろや

あまは

まろよ

あまに

かき

れや

あま

まろ

あま

あま

あま



る事のありて、かやうに戀しくはある事ならんと詠めるなり。

中納言兼輔の話

兼輔は加茂河の堤の下に家居せられしによりて、堤中納言といへり。又後撰集に、兼輔朝臣粟田の家にて、人につかはしけるといふ歌あり。

あしびきの山のやどりのかひもなし峯の白雲たちしよらねば
又同じ集に、兼輔朝臣死後に、紀貫之土佐よりのほり來て、かのあはだの家にてよまれたる歌あり。

植置きし二葉の松はありながら君がちとせのなきぞかなしき
又貫之に新撰和歌集を撰せよと、仰せ下さるゝ勅詔を、兼輔の申傳へられし事、彼集の序に見えたり。兼輔子四人あり。雅正、清正、守正、庶正等なり。

中納言兼輔

勸修寺家の元祖良門の孫、右中將利基の子なり。寛平九年七月昇殿せられ、同十年正月讚岐掾に任ぜられ、延喜二年正月七日從五位下、延長五年正月十二日從三位中納言、同八年十二月右衛門督を兼ね、承平三年二月十八日五十七歳にして卒す。

こり乃そとと流るゝい川と河

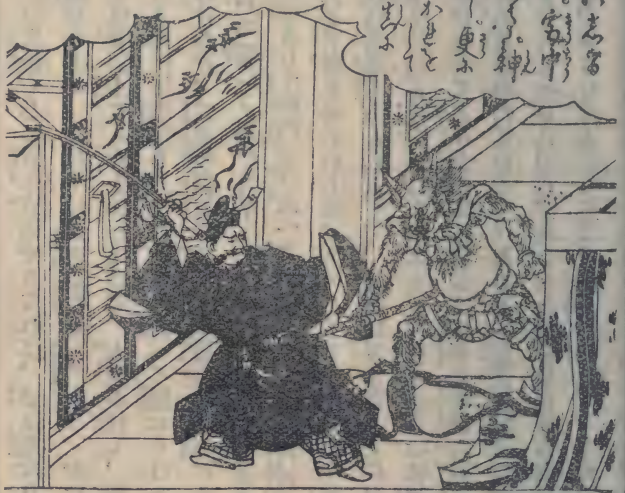
い川と幾ととあふむゝあるらん

新古今集戀一に、題しらずと有り。みかの原も、いづみ河も、山城の名所なり。涌て流るゝとは、泉は地よりわくもの故、涌てながるゝいづみと續けたるものにて、又いづみといふ詞より、いつ見きといひかけたるものなり。いつみきのきの字は、けりといふてにはをつめたるものにて、いつ見けりとてかといふことなり。さて歌のこころは、われは彼人をいまだ見たる事もなきに、かやうにこひしく思ふは、わがこころながら何たる事ぞと思はると、何時その人を見た

せさたまへり。忠平御子五人あり。太郎は左大臣にて實頼のおとなり。是を小野宮殿と申す。次郎は右大臣にて師輔のおとど、是を九條殿と申す。三郎は從五位下師保、四郎は師氏の大納言と聞え、正三位にいたり給ひ、世に桃園と稱して和歌を好みたまひ、家集を海人手古良といへり。五郎に又左大臣師尹のおとど、これも小一條殿と申せしが、正二位にて薨後正一位を贈らせたまへり。又女子一ところは先坊の御息所にておはせり。常に三人の大臣たちのまゐらせたまふ爲にとて、小一條の南勘解由小路には石たどみをせられけるに、おほよそ其一町のはどは、こと人はありがざりしとなり。

毛のむくくと生たる手の、爪長くして刀の刃のやうなれば、扱は鬼なりけりと思して、恐ろしきさまなれど、少しも臆せずして、おほやけの勅諭を承りて、かために参るものを捉ふるは何者なるぞ、あしくせば身の上ならんとのたまひて、太刀を抜て、彼鬼の手を捕へんとしたまひければ、あわてたるさまにて引放ち、うしとらの角へぞ逃たりける。又忠平公衆をすかせ給ひて、多く食したまひけるが、式部卿親王の家によき棗の木の有けるを、其枝を手づから花山院の北の對の西の妻戸の庭にさしたまひしが、後には其棗名木とぞなりける。後に法性寺攝政殿、六條坊門烏丸の亭より土御門の内裏へ参内せらるゝ時、此門前を通らるゝ度ごとくに、御車の簾を下し、前驅の人を下馬させられし故、人々あやしがりて其子細を尋ねければ、此亭に貞信公の手づから植られたる名木あるによりて、禮をいたすなりとのたまへり。又此亭の四面の築土のうへには、罹麥をひしと植られたるによりて、花ざかりには錦をおほひたるやうにありしかば、花山院とも申けり。又忠平公の家の邊に、宗像の明神の社ありけるに、忠平往來にかならず車より下て、社の前を過たまひけり。ある夜、宗像の神夢に見えてのたまひけるは、君には我より位高くて居させたまへるに、わが社の前を通らせたまふ毎に、我をうやまひたまふ事の心ぐるしく侍るよし、申させたまふと見て、後帝に奏して、宗像の神を正一位にすよめ

ともがけ志留
 雲にあつた。雲中
 寂憐ふあつた。神
 色白くあつた。更ふ
 髪は黒くあつた。髪を
 懐しむ。こゝろあつた
 英雄の資
 乳牙の
 冠の
 名
 上



拾芥抄曰貞信公

信公ハシラ建長八年六月

月二十六日ハシラ薨シタ靈

清德殿之侍臣

失色シタ去心中歸カヘ依

三寶珠ハシラ無新懼シタ丈

納者清貫ハシラ右中將

奔世尋常ハシラ不シタ

佛法ハシラ以兩人已

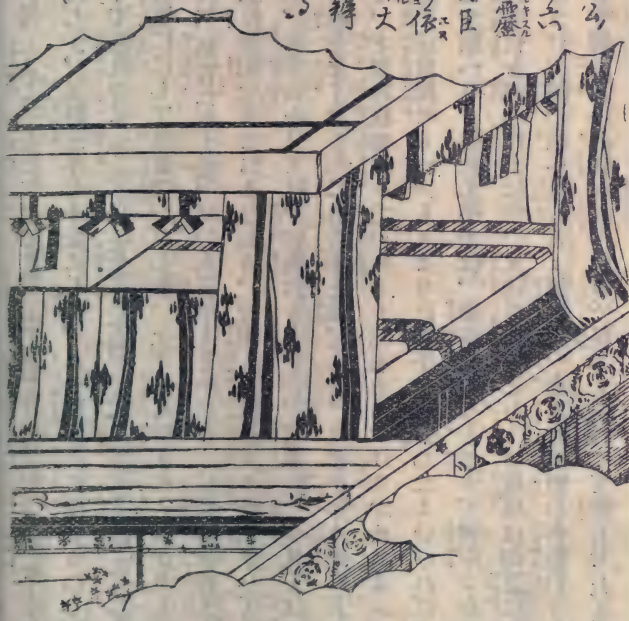
尚ハシラ其決ハシラ以ハシラ是

謂ハシラ之ハシラ

去信ハシラ公ハシラみハシラ分ハシラかハシラ

三ハシラ法ハシラ傳ハシラ依ハシラのハシラこハシラ

説ハシラふハシラとハシラ聖ハシラ八ハシラあハシラ



二年、准三宮として輦を許さる。今年六十歳たるにより、六十箇寺に勅ありて經をよましめ、忠平公の壽命延長を祈らせられしが、天曆三年七十歳にして、小一條の第に薨ぜられし故、世に小一條太政大臣と申き。かくて法性寺に葬りて、正一位を贈られ、追て信濃公に封ぜられ、貞信公と諡を賜れり。忠平公寛仁にして慈愛深かりし故、上下共に惜まぬ人なかりし。在世の時、兄の時平公、仲平公と共に、高官たりし故、時の人三平とぞ申ける。又延喜帝相人を禁中へめされて、太子并に左右の大臣を相せさせたまひし時、彼相人文獻彦太子を見奉りては、御容貌うるはしきに過たりと申し、時平公を見ては才智過たりといひ、菅丞相を見ては才能高きに過たりといひて、いづれも福を全くする相にあらすと論ぜしに、此忠平の末座におはせしを、かの相人はるかに指さして、才智容貌兼備りて、久しく朝家をたすけさかえたまふべき人は、此人ならんと云し事を、寛平法皇聞せられ、もとより此忠平を稱美したまひければ、御むすめ傾子と申すを忠平にめあはせ給へり。扱此忠平公は、菅原道真公と至りて御中よかりければ、つくしへ左遷の後も、常に音信を絶したまはず、兄時平公によりての嫌疑は御互になかりしとぞ。忠平公、ある時宣旨をうけて陣の座へ出らるゝ道にて、夜中に南殿の御帳のうしろを通りたまふ折節、何者とも知らず御太刀の石突を捉へたり。怪しとおほして探らせたまへば、

れば、歸り候はゞ其よし帝へ奏聞仕るべしと申上げて、よまれたりといふ事なり。さて歌の意は、此小倉山の峯のもみぢが心あるものにてあらば、今日法皇の御賞美にあひ奉りて、又當今もみゆきあるべき事におほせらるれば、此まよ色もかはらず散りもせずして、今一度のみゆきを待奉りたらばよからんといふ意なり。大鏡には、もみぢの色も心あらばとあり。

眞信公の話

小一條の太政大臣忠平公は、基經公の四郎君なり。元慶四年に、母の懷妊七月にて生れさせ給ひしかど、幼少の時より聰明の生質なりし。ある年、父の基經公極樂寺を建立せんとて、其土地を歴覽したまふ時、忠平、父と同車し給へりけるが、ある所を指さして、父君の佛閣を建させたまふには、此所より外にはあるまじく候はん、と申されければ、委しく其地形を御覽するに、まことにすぐれたる所にて有しかば、基經公、わが御子ながら奇妙なる小兒かなとおほしめされぬ。寛平年中、正五位下に敘せられて、左大臣に轉ぜらる。先に兄の時平公延喜格式を撰ぜらるゝとて、いまだ其功終らぬうちに薨ぜられしによりて、忠平續て是を撰せられ、格十二卷式五十卷の書となりぬ。同じき八年攝政となり、承平六年に、太政大臣に拜せられ、天慶

貞 信 公

忠平公、基經公の四男、母は彈正尹人康親王の御むすめなり。寛平年中正五位下に敘せられ、左大臣に轉ぜらる。同八年攝政、承平六年太政大臣、天曆二年准三宮、小一條太政大臣といひ、又花山院と稱す。

茂々山み祢のもこちそ心あふそ

ひるむむとむ乃み由委はとあま

拾遺集雜部に、亭子院大堰河に御幸ありて、行幸もありぬべきところなりと、おほせたまふに、事よし奏せんと申してとあり。亭子院は寛平法皇の御事にて、大堰河は山城の名所なり。扨御幸と書ても行幸と書ても、いづれもみゆきとはよめど、御幸は仙洞のみゆき、行幸は今上のみゆきなり。此こと書のことろは、寛平法皇大堰河へみゆきしたまひて、をぐら山のみみちのけしきを御覽あり、當今延喜の帝も行幸有べき所ぞと仰せられしを、此忠平公御供にてありけ

三條右大臣の話

定方公、醍醐天皇の朝に右大臣たり。中納言山蔭卿のむすめをめとり、朝忠、朝成、朝頼といふ三人の子あり。又一人の女子あり。これは先帝の女御たり。さて承平二年八月、六十歳にて薨ぜらる。一説には五十七歳といへり。其家三條にありし故、三條の右大臣と稱せり。

三條右大臣

定方公、勸修寺家の元祖、良門の孫内大臣高藤公の二男なり。母は宮内大輔弘益の女なり。延長二年正月、大納言より右大臣に任ぜらる。

名あつれば逢坂山此を祿り川

むせふ志と禊くくると志もりあ

後撰集戀三に、をんなの許に遣しけるとあり。歌のことは、名にしおはばのしの字は、助字にて心なし。人にあふといふ事を、名に負うて居るとならば、其山に生えてあるさねかづらを手にてたぐるやうに、其人が此方へ來る事もあれかしと詠たるなり。逢坂山は、近江の名所にて、さねかづらは五味子といふ實のなる草なり。かづらとは、葛かづら、葛かづらなどの如く、長く這うてあるもの故、手にて繰ることを、人の來るによせて詠めり。又寐る事を萬葉に、さねそめてなどよめれば、此さねかづらも寐ることにかけていへり。

夕殿夢
飛思情
然七二奇
殊燈挑
盡未終
飲下



漢土ふたつ
をみる明の
産下湯不
子

雲鏡法現

神魚

子里允梅一

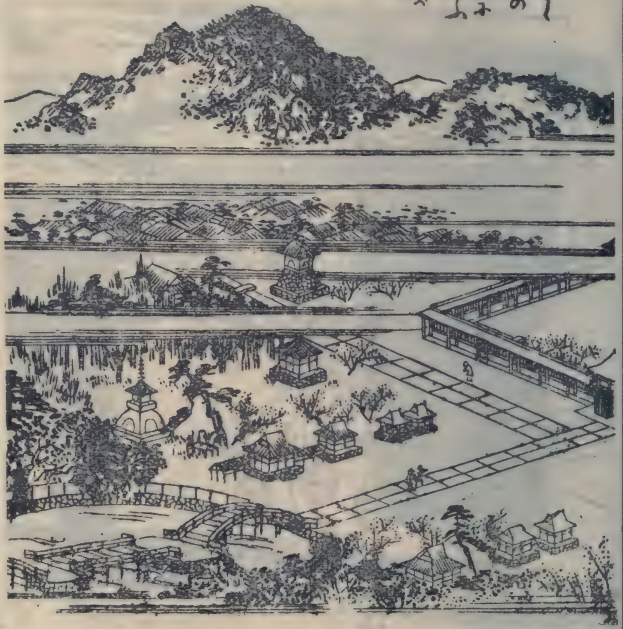
ねね

あつる美輝堂

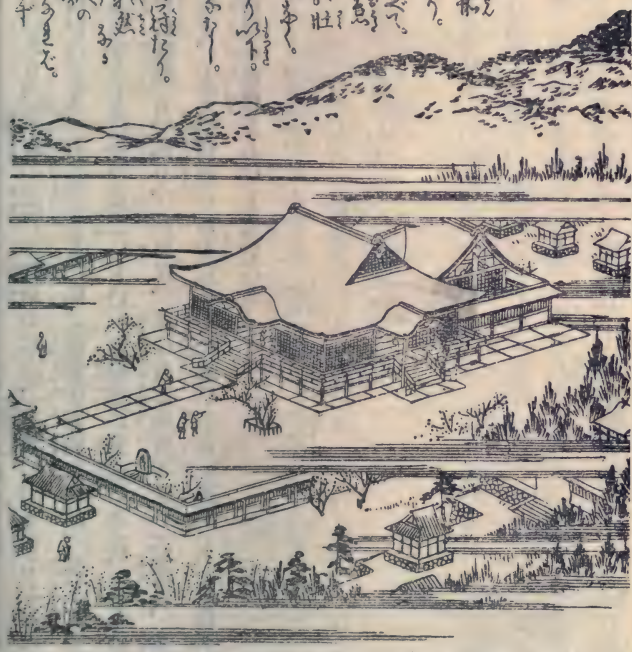
吐月

観者ち輝一

声澄



神席ハ筑前
 宗廟ニ在リテ
 四ツノ末祀息
 官殿ハ壯
 實不九國兵
 神意ハ自然
 信ハ
 宗廟ニ在リテ
 四ツノ末祀息
 官殿ハ壯
 實不九國兵
 神意ハ自然
 信ハ



すぐれさせたまへるなるべしといへり。山城の北野の御社の事は、諸書につまびらかなれば、此所には云ず。いづれの宮居にいつきまつり奉るも、同じ菅神の御靈なれば、其所にしたがひて、いませが如く、仰ぎ奉るべきことなり。又上にもいへる聖廟の稱號の事は、もとは孔子の廟を申すべきを、菅廟を後世に聖廟といへり。此事は、年中行事故實考といふ書に、菅家を北野に祠り、子孫世々其祠をなす、もと學曹神なるを以て、聖廟の號を勅許あり、其後天下にことごとく菅神の像を祭る、釋奠の遺風なるべしといへり。

かく生前に御こころをとどめられし木なればとて、鳥居の外なる道路の左右に、並木の櫻を植ゑて、櫻の馬場と號す。壽永二年の秋、平家の宗盛卿一門の人々と共に、安徳天皇を供奉し、都を落て筑紫に下り、八月十七日、太宰府に著れば、同じき十八日、平家の人々大臣殿を始め安樂寺にまうでて、よもすがら歌よみ連歌して、宮づかへせられける。中にも本三位中將重衡卿、

住なれしふるきみやこの戀しきは神もむかしに思ひ知るらん

かく詠みたまひしかば、人々まことにあはれにおほえて、みな袖をぬらされしといへり。按ずるに、此歌を盛衰記には、皇后宮亮經正の作とせり。然ども、玉葉集にも重衡の作とあれば、盛衰記の説はあやまりなるべし。さてこの御社の地は、竈山東にそびえ、天判山西にむかひ、染川前にあり、石踏川北にながれ、西にめぐりて思川となる。四王院大城の山北にそばだち、若城の驛南にあり、右に觀音寺あり。都府樓の跡、太宰府の官舎の地など、其西につらなれり。山川村里のけしき、林の木立まで見どころ多く、いづくの宮所よりも、ことに勝れたる佳境なり。鎮西府今はなくて、谷ふかき山ふところなれど、御社のおはします故、今も猶人衆多くていらかをならべりたり。かゝる靈地に、おのづから宮柱のふときましたちしも、神徳のいと

信貞しんていと號がうし、其嫡子ちやくしを信昇のぶたかといふ。是より大鳥居おほせりゐ、小鳥居こせりゐなどの家別いへれて、其子孫しさん相續あひつぎて、今に至りて社務職しやむしやくたり。近頃ちかごろ延寶四年えんほう、宮司みやづか檢校坊快鎮けんけうぼうくわいちん、文學ぶんがくにこころざしあらん人のたよりにもなれかしとて、神殿しんでんの乾いぬゐのほとりに、御社みやしろの文庫ぶんこを初はじめていとなみ作つくれり。衆力しゅうりやくをからずしてなりぬ。やがて四方しほうの國くにより、經文けいぶんその外ほか、もろくの書しよども多くこゝに納をさめ奉たてれり。この御社みしろは南みなみにむかへり。社前しやぜんに御池みいけありて、反橋そりはし二所ふたところにあり。其間に中鳥なかじまあり、直橋すぢはしあり。御池みいけのめぐり百八間ひやくはちま、凡宮地おんみやぢ東西五十三間とうざいごじゅうさんま、南北なんぼく百七十間ひゃくしちじゅうまあり。都みやこにて東風とうふうふかばと詠よませたまひし紅梅こうばい、一夜ひとよに太宰府たざいふにとび來りしと、世よにいひ傳つたへたる其梅そのうめを飛梅とびうめと稱しょうす。其木そのきは種たねを植傳うゑつたへて、今も御前おまへにある紅梅こうばいこれなり。

なさけなく折をる人ひとつらし我がやどのあるじわすれぬ梅うめの立枝たちえを

新古今集しんこんしゅう神祇部じんぎぶに入いりて、此歌このうたは建久二年けんきゅうにの春はるの頃ころ、つくしへまかりける者の、安樂寺あんらくじの梅うめを折をりて侍はんべりける夜よの夢ゆめに見みえけるとなると、左ひだりにしるされたり。又菅公くわんこう櫻さくらをもことに愛めでさせたまひしにや、後撰集ごせんしゅうに、家いへより遠とほき所ところにまかる時とき、前栽ぜんざいのさくらの花はなにゆひつけける、

さくら花はなぬしをわすれぬものならば吹來ふかん風かぜにことづてはせよ

菅原すがはらの右大臣うゝだいじん

饗宴後御茶事ハ毎正月七日ハ夜
 酒の酌は茶儀の老る男をばあて仰ぐ
 茶の湯と仰ぐは袖よくし茶が人
 自ら合て双をうり所はふふ其申
 社司も今もこれ奉出も是ふ
 茶儀ありてはかひあらずとも
 茶所きて遊園の式を習ていとふ

和漢三子因合白鸞正主春舞杖文宵頭其
 黒西蝦夷深紅背短而黒背胸及翻灰青
 帚撤赤羽尾及声口散而短鳴時護声西
 脚与拳加置其手故俚俗称字曾踏琴
 或以形聲聲變曰字曾担雄呼時唯也而
 大知本草ニ雄ヲテリウツト云紅ト雌ヲクウ
 トニアカト云其声如啼エニ名アク云



見えたり。中頃亂世となりしこのかた、四度の宴もたえて、久しく行はれず、今はたと七夕和歌の會のみぞ残れる。廿五日には歌の會所に社司あつまり、月次の連歌ありて、年々月々怠る事なし。又同じ所にて、年毎に結夏の間は、五日に一會して連歌を詠す。正月七日の夜は、先西の時許に、うそかへといふ事あり。其次に法事をなして、後儼あり、鬼とりといふ貧人からめて、鬼と名づけ、堂のあたりを引廻り、杖にて叩き、松の烟にてふすべて、鬼とりたりとてのよしる事、今に年ごとに絶す。いにしへは、觀音寺、武藏寺、安樂寺、此三所に行ひけり。又此國の香椎の宮、住吉の宮にも、昔此事有り。是鬼やらひなり。年の始め、寺のほとりの道行人をとらへ、面に象供をおはせ、身にいろどれるきぬを著せ、儼鬼と稱し、里の中ゆすりて、男女多く出て、是を打ちて、鬼やらひとす。鬼いたうくるしめり。此俗いにしへよりこれあり。此故に觀音寺のあたりは、此日行人なしといふ事、元享釋書に見えたり。今は道行人をなやまさずして、貧人に物を得させて鬼とするなり。武藏寺、觀音寺に、今は此事なし。此御社の祭禮、はじめは太宰帥となる人つかさどれり。其後菅原氏勅をうけて、かはるる御社の別當となり、六年を以て任じて祭禮をつとむ。後堀川院の御時、菅公九世の孫菅原善昇といひし人、おほやけのみことのにて西府に下り、社職をつとめ祭禮を司れり。後に祝髮して

烏帽子白張著たる役夫これを荷ふ。朝ごとに祭禮の行はるゝ事かくのごとし。又幸祭とて、年毎に卯月廿日、霜月廿日には、夜に入て神前に御食を供へ祭る事あり。其夜夏冬の御衣をもあたらしきを奉りて、ふるきを賜はりぬ。此祭いつの時よりかありけん、知らず。又いにしへ此御神の爲、年毎に四度の宴を行はる。正月廿一日の内宴、七夕、十月五日の殘菊の宴、是なり。凡此日は、別當以下社人ことごとく一所に集まり、歌を詠じ、文人詩を獻じて、詩歌管絃の會ありしとかや。此御神は極めて風雅におはしましければ、神の御心を慰めまらせん爲なるべし。匡房卿早春の内宴に、安樂寺の聖席に侍りて、詩ならびに序を作らる。其序文は、續本朝文粹に出たり。又康和四年の春、匡房卿安樂寺にて曲水宴を行はれるに、自序を作らる。其詞に曰く、

堯女廟荒 春竹染 一掬之淚

徐君墓古 秋松 掛三尺之霜

此句披講の時、御席鳴動せしとかや。其年匡房卿都にかへり、嘉承二年に、又都督になり給へり。或時匡房卿、安樂寺にまうでて五言の古調の詩一首を作らる。凡四百句あり。日本にて古今の大吟には先これを稱す。又西府の詩一首あり、三百句の五言なり。ならびに續本朝文粹に

とにつゞきて、笛大鼓などを鳴し、御社より榎寺まで、道の程音楽を奏す。其次に神馬三疋をひく。次に五別當いづれも馬に乗て供奉す。あとには三綱等馬にのり、其外神人多く扈從し奉り、遠近より來りて神輿にしたがふもの多し。宮司三人はさきだちて榎寺に行著て、むかへ奉り、其朝御旅所へ移しまるらせ、其日の未の時、榎寺を出させ給ひ、天滿宮の石の鳥居の傍浮殿に御入あり、廿四日の戌の時、もとの如く御席に返し入奉る。凡此時の儀式、餘所の祭のよそほひに勝れ、いと靜にして嚴重なれば、誰も見まほしき事におもへり。此國、となりの國の貴賤男女、神輿を拜まんとて、來りつゞふ者夥し。此春秋二度の大祭、今に至りて年毎に怠る事なし。此秋の祭は、匡房卿よりはじめて行はれしなり。且二月廿五日は御忌日なれば、此さきより毎年祭禮ありといへども、一年に唯一度の御祭は疎そかなるやうなれば、又秋にも祭り奉るならん。春秋に祭禮を行ふ事、もろこしにも例多ければなるべし。匡房卿勅をうけて、滿願院を御席のほとりに造立せらる。是又康和三年なり。六條院、仁安三年、始めて神前に日別の神食をそなふ。東鑑六卷に、安樂寺別當安能僧都、毎日御供を調味す、古來此事なしとあり。此安能が興行せし事にや。今に至て怠る事なし。今も行ふ其法は、大なる神器に一斗の御飯をうづ高く盛り、色々の供物御酒など供奉る。凡十五饌三十六器、神厨ありてこれを調へ、

ひ、八月二十一日、神體をかりに淨妙寺に移し參らせらる。二十三日、神輿宰府に歸りたまふ。僚官社司皆馬に乗りて供奉す。廟院の南に頓宮あり。神輿をそのうちに休めて、神事を其所の前におこなふ。翌日に宴終りて、夜に入て才子ひきて宴席をのぶ。是を祭の竟宴といふなり。神徳契_三退年_一といふ題を初て講ぜらる。序をば都督匡房卿かきたまふ。此祭禮年を経て絶ゆる事なく、いよく潤色をそへられけるよし、古今著聞集に見えたり。今は其作法、二十三日の曉に、神體をかりに榎寺の御旅所に遷し申さんとて、先宮司滿乘院あらかじめ齋戒し、神體をさぐり奉る時、暫く内外の燈を打消して、越殿樂を奏す。宮司、檢校坊、勾當坊もたすけてつかうまつれり。其後神輿にのせ奉り、御社を出しまるらす。神燈凡二十八、神輿の跡先にかよけ燈す。文人三人衣冠し、馬にのりて先驅す。もし御先に不淨の事あれば、文人祓をなす。其次に童子二人烏帽子素袍を著、馬に乗り、木にて作れる駒形をいたどきて先驅をなす。又童子二人、是も烏帽子素袍を著、步行して榊の枝を持ち、口に喝道を唱へて、みさきを追ふ。其次に一人御沓を持って、神輿の御先にたつ。神輿をば、駕輿丁十二人にてかき奉る。御輿の左右に松明をともす。龍をゑがけるきぬさしば持たる者二人、すけさしば持たる者四人、左右より神輿の上にさしばを翳す。ひで笠持たる者一人、御輿の御うしろにあり。樂人等神輿の御あ

かしこにて三年の春秋を送らせたまひしに、都にて愛させたまふ梅花をおほしめしいでて、東風ふかば匂ひおこせよと詠じたまひしかば、此梅はるかに飛去りて、配所の庭にぞ生たりける。されば夢の告ありて、折人つらしと惜まれし、西府の飛梅これなり。心なき草木までも、馴し御別ををしみ悲しみけるにや。其後、故郷の御庭の櫻はかれにけるとなん。此事を聞しめし及ばせて、

梅はとびさくらは枯るゝ世の中に松ばかりこそつれなかりけれ

さてこそ都の松は、御跡を追て西府には生たりけれ。追松と申すは是なりと有り。扱又太宰府安樂寺の寺跡は、筑前續風土記に曰く、天神の御廟地を安樂寺といふ。天原山廣院と號す。すなはち菅丞相を葬り奉りける所なり。菅公の御社、安樂寺ありし所に立し故、後迄天満宮を安樂寺といふ。圓融院の永觀二年、此御社の中門一字と廻廊を始めて作る。又同じ時、常行堂、寶塔院を建らる、皆是勅命にて作らせたまふ。此後相續きて代々の帝勅願にて、堂院多く作らせたまふ事舉てかぞへがたし。斯有し故、時を逐ていよく繁榮の靈區とぞなれりける。二月二十五日御忌日なれば、毎年祭禮あり。しかるに堀川院の寛治二年九月に、中納言匡房卿太宰都督に任じて下り給ふ。同じき康和三年に、都督夢想の事有りて、初て安樂寺の御祭禮を行

とこ契り置し事をわすれて、いくほどなく妻をまうけたりけり。今も昔もなさぬ中のならひにて、後の妻、此むすめをあながちに憎み、或時四五日も物をくはせずして、命をたよんとぞしける。此繼母のけしきをうらめしく思ひて、姉妹北野に参りて籠りけり。晝夜涙を流して、天神たすけさせたまへと、愁ひ申して、失にし母に孝養報恩をもせぬ身ならば、命をめせとぞ申ける。さるほどに、御託宣あらたにて、折節同じく此社に参籠したりける播磨守有忠といふ人、おどろきて姉を呼よせ、其故を問聞き、やがて連歸りて妻としけり。さて妹をも宮づかへせさせけるほどに、宮をうみまゐらせて、めでたくさかえ、父母の孝養を思ふさまにしける。かやうのたくひ猶あまたありて、荏柄縁起、北野縁起等の古き巻軸に載たり。又俗説に、菅公の御詠なりといひ傳へたる、梅はとびさくらは枯るといふ歌の事は、源平盛衰記に曰く、菅原の大臣、東風ふかばといふ御歌を詠みたまひしかば、紅梅つくしへ飛び行きければ、同じ所に並びてありける櫻の、御ことのはにかよらざる事をうらみて、一夜が中にかれけるを、源順がうたに、

梅はとびさくらは枯れぬすがはらや深くぞたのむ神のちかひを

又榻嶋曉筆に曰く、昌泰四年正月、菅丞相を太宰権帥に遷し、九州へ配流せさせ給ひけり。

みて奉りける。

おもひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりし昔を

と詠みたりければ、其日やがてしきしまといふ半物の女盗みたりけるが、手づから彼の衣をいたどきて、烏羽院の御前に狂ひまはりけるとぞ。又治部卿通俊の子に、世尊寺の阿闍梨仁俊とて、貴き人おはしけり。しかるに或女房、烏羽院に、彼仁俊女心のあるよしを讒言申たりけるに、仁俊やすからず思ひて、北野にこもりて詠みてさよけける。

あはれとも神かみならばおもふらん人こそ人のみちをたつとも

と詠みたりける時、かの女房くれなるのはかまを腰にまとひ、手に錫杖をふりて、仁俊にそらごとを言ひつけたるむくいよとて、狂ひをどりければ、院宣にて、北野より仁俊をめて、助くべきよし仰せければ、仁俊かの女に護身せられける程に、さはやかにさめにけり。仁俊には薄墨といふ御馬を引せたまひ、その上に種々の祿をぞたまひける。又承保二年の頃にや、西七條に貧しき銅細工人ありけり。女子二人持てありしが、十四十二ばかりにて、母わづらひけるに、此子供をいとねんごろにいとをしく思ひて、夫に返すく申置けるやう、あなかしこく、此子供のありつかんほどまで、繼母に見せたまふなと、泣々申して、はかなくなりけり。を

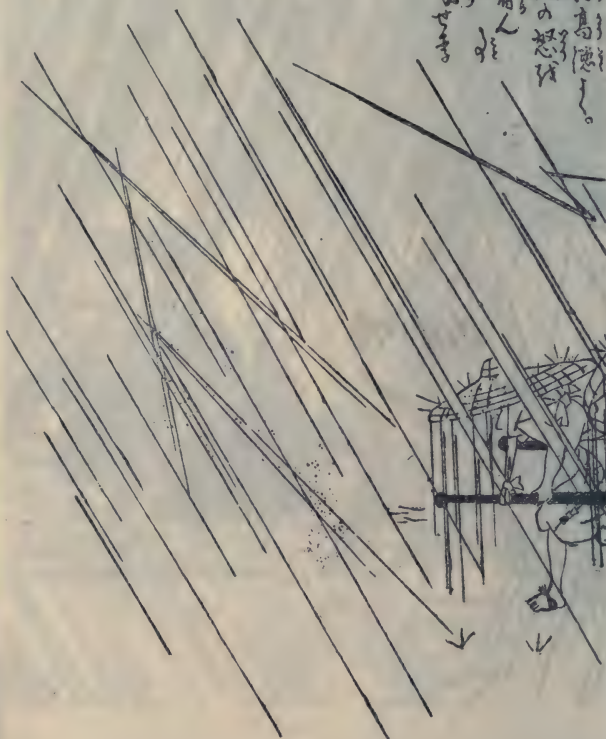
幡二所の宗廟に同じき尊號なり。又その神徳を尊びたまひて、聖廟とも號せるよし、貝原篤信の筑前續風土記に見えたり。又漆桶萬里の帳中香卷二十一に、本邦口傳に曰く、筑紫宰府の菅丞相祠堂の額に扁して、菅丞相靈廟の五字を懸く、神夢の中に託して曰く、我はもと謫官にして斯地に寓す、靈異によりて丞相等の號を追贈らせたまへり。しかるに廟の字は、廣の下に朝廷の朝の字あり、祠堂に於て宜とせず、幸に廟の古字庶なり。今より以後、我ために庶の字を用ひて廟の字を用ふべからずと、神託ありしといへり。又此外に、神靈託宣の事を古く記しつたへたる事どもあり。天慶五年七月十二日、西の京七條に住せし賤のむすめの、あや子といひし者に託宣ましくして、我昔世にありし時、しばく右近の馬場にあそべり、都のほとりの閑に勝れたる地、此所にしくはなし、されども非道の罪を蒙りて、西の海にしづむといへども、潛に彼所に行てあそぶ時ばかり、少し心もなぐさめば、祠をかまへて立寄るたよりを得せしめよと、託宣し給ひけれど、あや子、身のほどの賤しさに、社をもえつくらず、柴の菴のほとりにみづがきをむすびて、五年が間あがめまるらせけるに、天慶九年六月九日にぞ、おほやけより北野へは、遷し奉らせたまへりける。又待賢門院后の宮と申ける時、女房の衣うせたりけるを、あしざまにいはいはれる事、女房七口暇を申うけて、北野に籠りて、此歌をぞよ

時平公の御むすめの女御、御孫の東宮、時平の一男八條の大將保忠卿、其弟の中納言敦忠なども、つぎ／＼に身まかりたまひしかば、時の人これらをも菅公の御崇なりといひさわけり。かよりければ、延喜帝も菅公を左遷せしめ給ひし事をいたく御後悔ありて、延長元年に道眞公を本の位に復し、正二位を贈らせ給ひ、大富天神と號せられ、四人の御子の流罪をゆるされて、おの／＼本の位に復され、先年左遷の時の宣旨、其外左遷一件にあづかれる文書をことごとく燒捨てられ、菅神の靈を北野の社にいはひこめ給ひしに、同じき八年六月廿二日、清涼殿の坤に大雷落て、大納言清貫のうへのきぬに火つきてふしまろび、右中辨希世朝臣は貌やけて倒れ、是茂朝臣は弓を取て行ほどに、立どころに蹴殺され、紀蔭連等は炎にむせびて悶絶しければ、いよく菅公の崇なるよし、世にいひふらせり。其後一條院の正暦四年五月に、菅原幹正を筑紫の安樂寺につかはされ、道眞公に左大臣を贈らせ給ふ。此幹正は道眞公の曾孫なり。さて今年の八月四日に、祭禮を設けさせ給ひしより、後々それを例として、諸國にて漸々に社を建て、或は像を畫などして、天満天神と稱し奉りて、二十二社の數に入られたり。又同年の十月に、菅原爲理を遣されて、菅公に正一位太政大臣を贈らせ給へり。又いつの御時にかありけん、安樂寺の御社に天満宮と廟號をまゐらせらる。宮の字を稱する事、伊勢、八





只高徳し。
天の怒り
甯ん
水
必
せまき。



紙湯はき替りて憤を電もかす。
菅公のめきを賢寛ふ依て
西郡乃庵とせぬ。

公を死すといへ

いも天をんと

憤く。

をむく

官秘

霹靂

法世

軟

都に

生る時

加茂河の

洪水止

陸地とふね

陸地とふね



終らせ給へり。かよりければ、御屍を太宰府に近き四堂のほとりに御墓所を點してをさめ奉らんとしけるに、御車たちまち途中に止まりて動かす。これによりて、すなはち其所をしめて御墓所とす。今の神廟の地これなり。延喜五年八月十九日、安樂寺に初て菅公の神殿を建てられ、味酒安行といひし人これを奉れりしが、其後藤原仲冬相續でこれを奉行し、同九年にいたりて作り終れり。これ菅公を始め神とあがめまるらせし時、作りたる神殿なり。さて菅公筑紫にて薨じたまひし後、都に打つどきて災あり。或時は雷電霹靂して世の中暮ふたがり、いかにづちの音に多くの人肝たましひを碎きて、死まどひなどしけり。これ全く罪なき菅公を流罪に處せられし、そのたよりなるよし沙汰せり。或時、禁中に雷鳴おびたどしかりければ、清涼殿のうちに時平公一人太刀をぬき、虚空に向ひて、朝廷に仕へたまひし時も、わが次におはせしかば、神となりたまふとも、などか我に所をおきたまはざらんとて、立出られし。帝おそれおほしめして、法性房僧正のもとへ、宣旨三度下りしかば、禁裏へまゐられしに、鴨河の洪水俄に落て、陸地の如くになりて通られしが、やうく神の怒をこしらへなだめ奉りて、しばしはしづまり給ひしかど、延喜八年十月の頃にや、菅根朝臣は蹴殺されたまへり。同九年三月、時平公こよちなやみ給ふに、さまざまの御祈のしるしなく、三十九歳にて薨じたまへり。

こちしたまひ、常に一室のうちにのみ鬱々として日を送りたまふ。ある夕ぐれによませたまへり、

夕されば野にもやまにも立つけぶりなけきよりこそ燃えまさりけれ

又あめのふりけるに、

あめのしたかくるよ人もなればや著てしぬれぎぬ乾るよしもなき

又太宰府に都府樓あり。これは天智天皇の御時はじめて建させたまへる樓にて、官舎の地なり。

又觀音寺といふ寺あり。これも同じ帝の御時開基ありし所なり。されど道眞公は不出門行とい

ふ詩を作りて、いづかたへも立出でたまはず、

都府樓纒看瓦色 觀音寺只聽鐘聲

と作りたまへり。此一聯は、白樂天が遺愛寺鐘歌枕聽香爐峯雪撥簾看と作りしに

もまさりぬべしと、昔の博士どもは賞しあへり。菅公都にましませし時の御作の詩文を菅家文

草と名づけて、十二卷あり、又昌泰三年八月より後筑紫にて作らせたまへる詩文を後草と名づ

けられて、一卷ありけるを、延喜三年正月の頃、御心地例ならざりける時、此後草を箱の中に

納めて、中納言長谷雄卿のもとへ遣はしたまひしが、其年の二月廿五日、御よはひ五十九にて

読者此古沢抄
 秘しき思ひく
 賢人君子これよ
 ろしき事あり
 一歩すまじき
 間も招き
 茶は福あり
 此世は世
 賢と賢十
 一
 其悪と悪
 憎めるは
 此の世に
 一歩すまじき
 招き此世



はしましける姫君は都のうちに止められて、いとけなき君達二人は具しまるらせて、出させた
まへり。さて紅梅殿に愛せさせたまひし梅を御覽じて、心なき木々にも契り置いてぞ出給へる。

東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ

さくら花ぬしをわすれぬ物ならば吹こん風にことづてはせよ

此歌のゆゑに、つくしへ此梅はとびて参りたりといへり。かくて二月朔日、都を出て筑紫へお
もむかせたまふに、次第に道の遠くなりければ、御心細くおほしめして、北の方へ贈らせたま
へり。

君がすむやどの梢をゆくも隠るゝまでにかへり見しはや

ほどなく播磨の明石の浦に泊らせたまふ時、宿のあるじが、いたはしく思ひ奉れるを見たまひ
て、

驛長莫驚時變改 一榮一落是春秋

といふ詩を作りてあたへたまへり。さて筑紫太宰府につかせ給ひて、懐を述させたまふ詩に、

離家三四月 落涙百千行 萬事皆如夢 時々仰彼蒼

西府は人多けれど、はかしく物をも宣ひあはすべき人もなければ、異國に行きたまへるこ

べければ、右大臣の顯職を辭して、御身を全くし給ふべきよし諫められけれど、道眞公は、天下に大事のあらんに、我身のみ災を避けんとて職を退くべきにあらずと思しけるにや、清行の諫を用ひたまはず。果して今年、時平の黨の讒口にかよりたまひしこそ歎かはしけれ。此清行朝臣は、人となり明達にして、博く書をよみ、衆藝を兼學ばれるが、道眞公の御身に禍の及ばん事を愁ひて、かく諫められたるなるべし。かくて道眞公、はからずも左遷の宣旨下りければ、悲みに堪ずして、亭子院へさよけられし御歌、

ながれ行くわが身もくづとなりぬとも君しがらみとなりて止めよ

法皇此歌を御覽じて、御涙にむせばせ給ひ、帝と申せども我子なり、行て申さんになどか叶はざらんとおほしめして、正月晦日、十善の御足に泥土をふませ給ひ、上西門より豊樂院、眞言院を打過ぎ、清涼殿に近づかせ給ひて、かくと申せと仰せられけれど、菅根朝臣藏人頭にて有けるが、昔殿上の庚申の夜の御遊に、つらを打たれまゐらせたる恨ふかくて、此旨を奏し申さざりければ、法皇は世の中あぢきなく恨めしくおほしめして、大庭のむくの木のもとに立やすらひたまひて、夕日の山のはにかたぶく頃、空しく還御ならせたまへり。道眞公は勅宣重くして、男女の御子二十三人おはせし中に、男子四人は同じく四方へ流されたまひ、おとなしくお

眞公の諫をも、よく納れたまひしほどの御事なりけれど、御よはひ十七歳にて、まだ若くおは
しますに、御後は時平公の妹なるによりて、内外より讒せられければ、其のじつ否
及ばず、昌泰三年正月廿五日、道眞公の右大臣の官職を停めて、太宰権帥に左遷せらるよ
しの宣旨下れり。此度時平の讒せられし趣意といふは、はじめ朱雀院の御在位に、當今敦仁親
王と申せし時、朱雀院、御位を此親王に譲らんとしたまひし事ありき。その時道眞公申上られ
しは、君には御年もさかりにおはしませば、御位をゆづらせたまふ事は、いまだ遅からざる御
事にさふらはんと、申上たまひし故、其事はやませ給ひしが、又年を経て後に、今は位をゆづ
らんと思ふと、宣まひければ、此度は太子もすでに御生長の御事にさふらへば、しかるべき時
節にさふらはんまよ、さもおほしめされんには、いそぎて其御沙汰さふらへかすと、御すよめ
申されたる事あり。しかるを此たび讒して申さるよは、先に亭子院君へ御位をゆづりたまはん
とのたまひし時、道眞押へ止め奉りしは、君の御弟齋世の親王は、道眞の女の腹に生れたま
へるなれば、道眞の心底には彼親王を御位に即奉り、みづから一人として天下の權をとらん
と謀りさふらふよしを、詞を巧みにして讒せられしなり。去年十月の頃、文章博士三善清行、
ひそかに道眞公に書を贈りて曰く、算道の事につけて考へ侍るに、明年かならず天下に事ある

行ふべしと仰せ下されければ、道真大におどろきたまひて、しきりに辭し申させたまへど、さらに許したまはざるほどに、左大臣時平公、今日兩皇の道真を召れし事、よのつねならざるけしきを見たまひて、座をたちて陣の座へ退かれければ、道真兩皇へ奏し給ひけるは、只今臣を召れし事を怪しみおもふ人々も侍るべければ、詩の題を賜はるべしとて、春生柳眼中といふ題をこひうけたまひ、今日召の旨は此事なり、各此題にて詩を奉つるべしと申されければ、時平ももとの座へかへり参りて、詩の宴につらなり給へり。其日例祿の外に、兩皇并に后宫よりも御衣を道真公へかづけ給へり。これにつけても、時平公のけしき例に違ひて見えける。さて此兩皇の仰せられし事は、密々の儀なりけるに、いつしか世にもれて聞えければ、これより時平公、無實の讒言をかまへ、道真公を罪に落さんとぞ計られける。それに荷擔せし人々は、光卿、定國卿、菅根朝臣等なり。此人々偽て勅詔と稱し、陰陽寮の官人に種々の珍寶を與へて冥衆を祭らせ、皇城の八方に山野を定め、壓術を行はせ、雜寶を埋ませらる。此源光卿は帝の御舅なり、藤原定國卿は家柄もとより高かりしかど、二人ともに位は道真公の下にある事を無念に思はれ、菅根朝臣も道真公に憾ありける故、時平公これらの人々と交をむすびて、共に道真公を罪に落さんとせらるゝに、帝はもとより聰明におはして、常には道

時に昌泰二年、時平を左大臣に任じ、道眞を右大臣に任ぜらる。時平は放蕩濫行の人なれども、昭宣公の嫡子にて、代々大臣の家柄なりければ、當今第一の臣に定められ、時平の妹君は當今延喜帝の后にならせ給へり。又帝の外祖藤原高藤、仁明帝の御子たる源光、二人ともに大納言たりしかば、道眞おほしめされけるは、我身はもと儒家より起りて右大臣に任ぜらるれば、其位高藤、光等の人々の上にあるにあり、人々の上に立たんこと憚りある事なりとて、やがて表を奉りて、右大臣を辭したまひけれど、上皇も今帝も御ゆるしなく、たゞく幼主を輔佐し奉るべしとの御事にて、再三辭したまへども、終にゆるしたまはざりし。さて時平の道眞公を讒せられし起は、昌泰三年正月三日、延喜帝上皇の朱雀院へ行幸ありて、帝と法皇と御物がたりについでに、密々に仰せ合さるゝには、當時左大臣時平、右大臣道眞、相並びて政事を執行ふにつけては、さだめてきしらひさかふ事の出来んと思ひ侍れば、いづれ一人をとどめられたらんがよかりぬべしとて、叡慮をめぐらしたまふに、時平は大職冠九代の孫にして、昭宣公の一人たる上、御後の兄上なれど、齡も三十にたらず、其身の才、心の説なども、右大臣の道眞には及べくもあらず、道眞は重代の執政にあらねど、聖人の教を守り、賢を擧げ徳を貴べば、執政の任に當れりとて、兩皇の御前に道眞公をめされて、已後は一人にして天下の政をとり

なりと有て、誰しわざとも知れざりしが、後に當今の御所爲にて有けるよし知られたりとぞ。
 又同じき七年三月二十三日、延喜帝まだ春宮にておはしけるに、令旨を下されて曰く、我聞く
 唐土には一日に百首の詩を作りたる人有と、汝才智并なくして七歩の跡を繼り、しからば一時
 のうちに十首の詩を作るべしとて、題を賜はりしかば、其日の酉の時より戌の初までに作りて
 奉られし。

送春不用動舟車

唯別殘鶯與落花

若使韶光知我意

今宵旅宿在詩家

これも其中の詩にて有しを、後に大納言公任朗詠集に撰み入られたり。又次の年に同じく令旨
 をうけたまはりて、二時の中に二十首作りて參らせ給ひければ、人々昔も今もかよる事なしと
 ぞのよしりあひける。扨同じき九年、御年五十三にて權大納言に任ぜられ、右大將を兼らる。
 此時時平も大納言に任ぜられて、左大將を兼られ、道真と立ならびて政を執行はれけり。此
 時大臣の官なかりし故、大納言にて政事をとりに行はれたるなり。今年七月三日、宇多天皇御位
 を太子敦仁親王に譲り給ひ、朱雀院へ入らせられて亭子院と申奉りしが、御法體にならせたま
 ひし後は、寛平法皇とぞ稱し奉りける。此敦仁親王は、後に醍醐天皇とも延喜帝とも申奉れり。



折桂せつきいといふなり。是これは道眞みちまことの元服げんぷくしたまひて、學業がくげふを成就じやうじゆし、菅原かふらの家風かふうをいよく世よに廣ひろくしたまへと、行末ゆくすゑをいはひながら教訓けうくんしたまへるなり。道眞みちまこと其後そのち御年ごねん三十六三十六の時とき、陽成やうせい天皇てんかうの天慶てんけい四年四年八月八月晦日つごもりに、御父ごふち是善卿ぜぜんきやうに後おごれたまへり。是善卿ぜぜんきやう今年ことし六十九六十九歳さいなりし。此卿このきやうの著あしたまふ書しよは、家集いへのしふくわん十卷十卷あり。又文德もんてく實錄じつろく十卷十卷を、都良香みやこのよしかと共に撰せんせられ、又勅ちよくを奉ほうじて、貞觀ぢやうくわん格式きやくしきを大江おほえの音人おんじんと共に撰せんせられき。其後そのち道眞みちまこと、寛平くわんぺい四年四年に御年ごねん四十八四十八にて、宇多うたて帝ていの勅ちよくを奉ほうじ、類聚るゐじゆ國史こくし二百卷二百卷を撰せんせらる。翌年よくねん遣唐けんたう使しを定さだめらるゝに、道眞みちまことを大使たいしとし、紀長谷雄きのはせをを副使ふしとせんと思おもしめしけれど、此時このとき唐朝たうてうも末すゑになりて、昭宗せうそうの景國けいこく年中ねんぢゆうにて大亂たいらんの折せりなる故ゆゑ、此度このたびの遣唐けんたう使しは止やめられぬ。しかるに同年このねんの十二月じふにがつ、渤海ぼくかい國こくの使者ししや裴文籍はいぶんせきといふ者もの來きたれり。此人このひと道眞みちまことの作りたまひし詩しを見て、白樂天はくらくてんの風骨ふうこつありとて稱美しょうびせり。さて寛平くわんぺい六年六年九月くわんぺいの頃ころ、道眞みちまこと五十五十にならせたまふとて、門人もんじんたち貴たかきも賤いやしきも吉祥院きさちじやうゐんといふ寺てらにあつまり、酒宴しゆゑんをまうけて賀がせらるゝ所に、一人ひとりの老翁らうおう、わらぐつ、はどきしたるが、沙金しゃきんと文ぶんとを持もち來きたり、あゆみよりて賀が筵えんの案あんの上に置おけて、何なにともいふ事はなく急いそぎて立去たちさりぬ。人々ひとびとこれをあやしみければ、道眞みちまこと其そのふみを開ひらき見たまふに、其文言そのもんごんに、菅家くわんけの門人もんじんたち五十五十の賀がをせらるゝ由よしを聞きけり、よりて此この沙金しゃきんを贈おくる、金かねはおもふ心の輕かろからぬを表へうし、沙さはことぶきの限りなからんことを祈いのるしるし

臣おみに申まをさるよを聞きて、道真みちざねとりあへず作つくらせ給たまふ。

月輝つき如ごとく晴雪はる

梅花うめ似に照星ていせい

可憐あはれ金鏡きんきやう轉てん

庭上ていじやう玉房ぎよくはう馨きん

を

又また其頃そのころ、都良香みやこのよしかといふ學者がくしやあり。

道真良香みちざねよしかに従したがひて遊學いうがくしたまひけるに、貞觀ぢやうくわん十二年じふにねんの春はる

の頃ころ、良香よしかの家いへにて、人々ひと弓射ゆみける所ところへ行ゆきあひ給たまひければ、人々ひと思おもひけるは、道真みちざねは儒家じゆかの子こ

なれば、常つねに扉しほをとぢ、閨しきみを出です、學文がくもんのみせられて、弓ゆみなど手てに取とりたる事ことはなく、本末もとすえも

知しりたまはじと思おもひて、試こころみに御弓射おんゆみさせてんやと申まをされければ、道真みちざねやがて弓場ゆめばに立たち出でて、

弓矢ゆみやをさしはけて引ひわたし給たまひたるかたち、養由基やういうきが射いつきもかくや有ありけんと思おもふばかりに見み

えしが、すがたのみならず、放はなち給たまふ矢や、ひとつもの的まとをはづれざりければ、良香よしかをはじめて一

座ざの人々ひと、奇異さいいの思おもひをぞなしにける。さて清和せいわ天皇てんかうの貞觀ぢやうくわん元年げんねんに、十五歳じふさいにて元服げんぷくせられ、

同じき四年よんねんに文章生もんじやうせいに舉あげられ、下野しもづけ權掾ごんけんにならせらる。同じき十四年じふしよねん御年ごねん廿八にじはちの正月しんげつ、母伴ははとも

氏身うぢみまかりたまへり。此母君ここのかみもよく歌うたをよみたまへり。道真御元服みちざねごんげんぷくの夜よよませたまひし歌うた、拾しゆ

遺集ゐしふに入いりたり。

久方ひさかたの月つきのかつらも折をるばかり家いへの風かぜをもふかせてしがな

月つきの柱かぢらを折をるといふ事は、もろこしの故事こじにて、學問がくもんに上じやう達たつして、天子てんしより召出めしださるよ事を、

に、先ほど時平公へ進ぜられたるよし人々申すを聞て、身もだえして後悔せられけれど甲斐なかりけり。此北の方は、業平の孫にて、在原棟梁のむすめなりしが、時平公の家に參られて子を生れたり。これ則ち中納言敦忠なり。さて昌泰元年、大納言時平、大納言道眞、共に朱雀上皇の勅を受て、幼主を輔佐し奉らる。此時時平二十七歳、道眞五十四歳なりし。扱此菅原道眞公の祖先は、土師古人、其子を清公と申せしが、博學多才にして、嵯峨、淳和の御時代に、右大臣清原夏野、竝に諸の博士と共に令義解を撰して、大學頭に任ぜらる。其子を是善と申してよく家業を繼ぎ、文章博士、大學士と成給へり。此時禁中に大學寮あり。東西に曹司とて部屋あり。菅原、大江の兩家、其曹主となりて諸生を教授し、都て文學の事を掌らる。是善卿は孝經、論語、其外經書、史類をも講ぜられて、帝の寵を得られ、從三位參議に進み、後は菅原相公とて、時の儒宗と仰がれ給へり。此是善卿の家は、禁裏の南に在て、菅原院と申き。さて是善卿第三の御子道眞、字は三と申せしが、幼き時より祖父清公、父是善など傳來の學業をうけて、儒道を學び給へり。生得聰明の生質なりしが、文德天皇の齋衡二年、道眞御年十一の春、父の是善卿、島田忠臣といふ人に、御子道眞の才の程を試みさせんと思ひ給ひて、こよひは春ながら月も晴て、梅もおもしろく咲たるに、詩にても作りてあそびたまはんやと、忠

おはしまし、押出させなどしたまひけり。かゝる聰明の帝にておはしましけれど、道眞公、時平公、相並びて政事を執行はるゝ程に、博學徳行の道眞公と、放蕩濫行の時平公とを、思し分たまはざりしこそ是非なけれ。時平公の濫行の事は、或時時平公の方にて、人々物語するついでに、今の世に美人の聞えあるは、誰ならんと申されければ、平貞文わが心におもふ人故にや有けん、今の世の美人と申すは、殿の御伯父大納言國經卿の北の方のよし承はり候といふを、時平公聞とどめて、其後彼伯父國經卿の許へ、方違へに參るべきよし申遣はされければ、國經よろこびて、さまざま設などして待居られけり。扱其夜になりて、時平參られければ、種種饗應の上管絃の遊あり。酒郡になりたるに、國經よき琴を引出物にとて、時平に取らせられけるに、時平今宵の饗應には、北の方の見參に入待らんと、申されければ、國經いと安き事にさふらふとて、北の方をよび出されたり。此國經卿は年老て、北の方はいたう若かりければ、平生夫を厭ふ心有けるとかや。さて時平彼北の方を見らるゝに、貞文が申せしにも勝りてうるはしき容貌なりければ、國經にむかひて、今宵の引出物には、北の方を賜はらんと申されけるに、國經はいたく酒にゑはれたる折なりければ、ともかくもとて酔ふして居られたる間に、時平彼北の方を車に抱き乗て歸られぬ。しばらく有りて國經酔さめければ、北の方を尋ねらるゝ

みぢの錦にさふらふまよ、此にしきを神の御こゝろまかせに、ぬさと御覽じたまへと詠ませられしなり。ぬさといふは、神にさよぐる色々の帛の事なり。まにくは隨意とかきて、心まかせといふ事なり。

菅家の話

醍醐天皇は宇多天皇第一の皇子にして、御母は勸修寺の内大臣高藤公の御女、承香殿の女御と申奉れり。元慶九年正月朔日の御誕生にて、寛平九年七月、御年十三にて帝位に即せ給へり。其年はじめて群書治要をよみたまひ、學問を好ませたまふより、神明をうやまひ、佛教を崇め、人民を憐み、式條を定め、非を正し法を行ひ、政道を先とし給へり。さればにや、四海無事にして都に回祿の災なく、國土に炎旱の患なかりし。此帝は常に龍顏御こちよけに笑をふくませおはします。其故は、あまりに人のきすくにまめだちたるは、物にくし、すこしうち解けたる氣色にぞあるべき、さればものもいひよければ、大小の諫をも聞ん爲なりとぞ仰せける。これによりて天下に愁をいだく民もなく、恨をふくむ人もなかりし。また冬の夜の雪降り風はけしき時などは、さこそ國土の民どもがさむからめとて、よるのおとどに御衣を脱がせ

菅 家

菅原の姓は、もとは土師なりしが、土師古人といふ人、光仁天皇の御時大和國菅原の里に居す。依て土師を菅原に改む。菅家御諱は道眞、字は三と申す。小名阿呼。參議是善卿の第三子なり。貞觀年中文章博士より數官を歴て、延喜中右大臣に任ぜられたまふ。

此ぬむそぬぞもせり阿をま手向山

もこち乃乃志羨りこ乃美ふく

古今集躡旅部に、朱雀院奈良におはしましける時、手向山にてよみ侍りけるとあり。宇多天皇朱雀院といふ御殿に引籠らせたまひし時、奈良にみゆきし給ふ御供にて、手向山にて詠せられたるなり。手向山は奈良にあり。歌のこころは、今度此旅は、君の御供なるによりて、道々の神に手向る幣も用意せざりし、しかれば此手向山の神へたむけ奉るぬさは、すなはち此山のも

かへし、

千古朝臣

しづむ身みと聞きから袖そでに波なみかけてうしろやすくはいかでおもはん
といふ贈答あづたまあり。千古ちふるは千里ちとせの弟あとうなり。何事なにごとによりて籠居かごませられしにか、其事こと國史こくしに見えね
ば、委くはくしりがたし。

えありて、清和天皇の御侍讀たり。かつて勅を奉じて羣籍要覽四十卷、弘帝範三卷を撰し、又勅に依て、菅原是喜卿と共に、貞觀格式を撰み定められしが、此書の上表并に辨式の序、共に音人卿の作なり。陽成天皇の元慶元年十一月に卒せらる。其子は玉淵、千里、春潭、千古等なり。千里は第二子にて、此人も父の業を受繼て文學の聞えあり。殊に和歌をよくせり。家集并に句題和歌百二十首あり。漢文の序ありて、其末に寛平六年四月廿五日、散位從五位上大江朝臣千里とありて、勅に依て古人の詩句を搜り、みづからの歌をよみそへて奉るよし序文に見えたり。此月みればの歌も、白氏文集の

燕子樓中霜月夜 秋來只爲一人長

といふ詩句によりて、詠れたるなるべし。さて家集に伊豫の任に侍りける時、よみ侍けるとて、海山のめづらかなるにむかひても都に見ばとおもふこころあり

といふ歌あり。伊豫權守となりて彼國に下られたる時の歌なるべし。又同集に、罪なかりしかど、人の事につきてしばらく籠居すべきよしありし頃、式部大輔のもとへ、こまやかに申送りし文のおくに、

都まで波たち來ともきかなくにしばしだになど身のしづむらん

大江千里

大江氏は、もと大枝と書たりしが、参議従三位音人卿に至りて、表をたてまつりて
大江と改められたり。其子を千里といへり。官は伊豫權守、式部權大輔たり。

月をきそちくふも此大枝悲志々々

こりみむせ川此阿波ふそ阿ふ孫を

古今集秋上に、是貞のみこの家のうたあはせの歌とあり。歌のこころは、月を見れば、いろい
ろさまざまに物かなしうなる事かな、世界一統の秋にて、わが身一分の秋にてはなれどもと
いふ事なり。

大江千里の話

大江音人は平城天皇の曾孫にして、阿保親王の御孫なり。もつばら學問を好み、博覽宏才の聞

て析せつ檻かんすることゝを、しをるといふも同じ心なり。むべは宜ぎの字じにて、むべなる哉やとうけがふ事ことにて、俗語あくごに、さうあるべき事ことなりといふ心の詞ことばなり。あらしは和名わみやう鈔せうに、山下さんげに風かぜを出いだすなり。和名わみやうあらしと有あり。山やまといふ字じの下したに風かぜとかきて、山やまより吹ふおろす風かぜのあらくしき義ぎなり。

文屋康秀の話

此人このひともとより先祖せんぞもつまびらかに知れず、させる事實じじつも傳つたはぬ人ひとなれど、貫之つらゆきの古今ここんの序じよに、ぶんやのやすひでは、言葉ことばはたくみにて、そのさま身みにおはず、いはどあき人のよききぬ著かたらんが如ごとしと評ひやうせり。此このころは、康秀やすひでの歌うたはたくみにして、おもしろき所ところが、よき衣裳いしやうの如ごとく目にたてども、その歌うたの姿俗すがたにちかくていやしき所ところあるによりて、商人あまびせにたとへたるものなり。さはいへど、六歌仙むつかせんの一人ひとりと定められたる事ことなれば、尋常よつねの歌うたよみにてはあらざりしなるべし。又また彼集かのしふの眞名序まなじよに、文琳ぶんりんとあり。文ぶんは文屋ぶんやの一字いちを略りやくせるなり。琳りんは康秀やすひでの字あざなにて有ありけるにや。平たいら一定文たひらのだいぶんを平仲へいぢうといひ、三善清行みよしのきよつらを三耀さんきうといひし類たぐひなるべし。

文屋 康 秀

先祖せんそつまびらかならず。作者部類さくしやぶるいに、元慶九年げんげいねん縫殿助ぬひのすけに任ずとあり。古今集には三河掾みかはのじようとあり。文屋ぶんやの姓は、姓氏錄しやうじろくに天武天皇てんむてんわうの皇子二品長親王にほんのしんわうの後のちなりと云り。

吹くりゑよ秋に草木比去伐るまを

蒼るる乃り勢伐阿羅志を以ぬ羅堂

古今集あきの秋下いひでに出て、ことがきに、これさだのみこの家の歌合うたあはせのうた、とあり。是貞これさだのみこは、光孝天皇くわうかう第二の皇子わうじなり。歌うたのこよろは、山風やまかぜがふくゆるゑに、秋の草や木の枝葉えだはがをれふしも、しをれもするによりて、その山風やまかぜをあらしといふは、もつともなる事なるべしといふ事なり。此歌うた古今きんの序じよには、野邊のべの草木くさきのと有り。菅家萬葉集くわんけまんあふしふには、打吹うちふくに秋の草木くさきのと有り。又六帖ろくでふには、なべて草木くさきのと有り。此歌うたの萎しをるればといふ詞ことばは、しほたる事ことにはあらず。風かぜがきびしくあたりて、それに吹折ふきをちるよやうの心こころなり。それ故ゆゑに、假名かなもしをると書かくなり。人ひとをしかり

御ともにさふらひて瀧たきを題だいにて仰おほせごとにて、

秋山にまどふこころを山河やまがはの瀧たきのしらあわに消けちやはてよん
とよめる歌あり。

浮世

名の勝と

りくま

りくま

作供

と

水

くま

くま

穢け

たひの

くま

くま

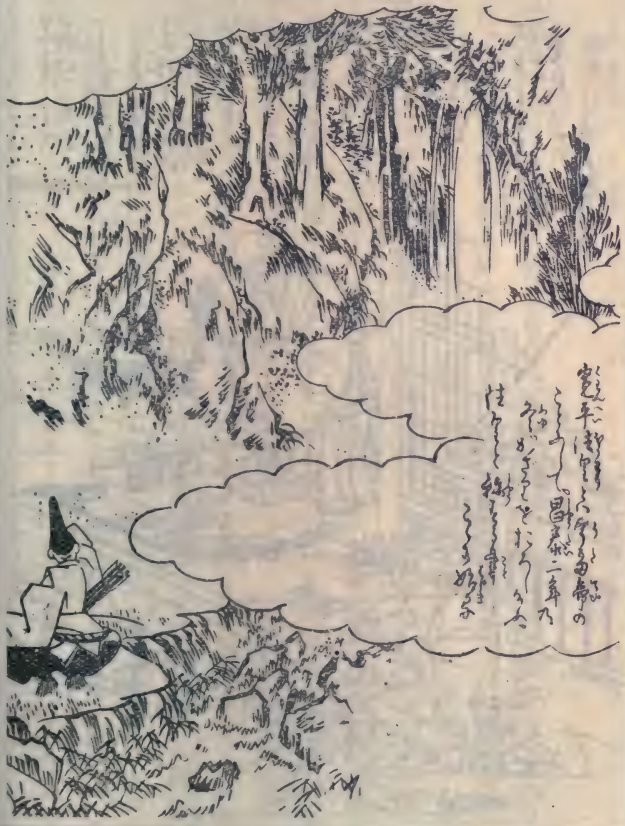
芝屋古大臣



宮

割

お



寛平御宇
 乙未年
 秋八月
 廿一日
 夕三
 百人一首

遍照者子
 ともお家也
 此世の御成
 業時と申すは
 しんごも黒髪
 をなでけや
 及びん〜
 出れ〜
 ち〜と
 赤わが
 あり〜
 かん〜
 自然なま
 自然なま



素性法師の話

よしみのげなき、出家して遍昭と名をあらためられし後は、もとの妻に逢ても避しりぞかれけるに、在俗の時の子に、右近衛少監立利といふが有けり。これも歌の上手なりけるが、遍昭のもとの妻、此立利を遍昭のもとへつかはしけるに、法師の子は法師がよきぞとて、此立利をも出家させられ、名を素性とつけられたり。素性後に雲林院に住して、權律師たり。又大和國石上の良因院の住持となられし。昌泰元年十一月廿一日寛平法皇、宮の瀧御遊覽の時、素性法師の良因院に住せらるよし聞し召れ、道のほどより召しにつかはされければ、素性とりあへず馬にのりて、道の程まで參られけるを、法皇甚よろこばせ給へり。かくて素性は、笠をぬぎ、鞭をあけて、所々の案内を申上られけり。其時法皇の仰に、今日供奉の者ども皆俗人たるによりて、素性の呼名を假に俗にしたがふべしとて、彼住せらるよ良因院の文字によりて、良因朝臣とよばせたまへり。さて、其日暮にければ、高市郡の右大將の山莊に一夜やどらせたまへり。其夜法皇の仰に、良禪師は和歌の名士なれば、先和歌をよみて旅の心をなぐさめらるべしとて、素性に歌を乞給へり。此時の事は、素性の家集に見えて、法皇宮の瀧御覽じに御座ましよに、

素性法師

初はじめの名は玄利ほろごしといへり。清和天皇せいわてんわうにつかへて、右近衛將監うごんゑのじやまげんたり。雲林院うりんゐんに住して、權律師ごんりつしに任にんぜらる。又石上良因院いそのかみりやういんゑんに住す。一説いつせつに俗名わくみやうを信時のぶときといへりとぞ。僧正そうじやう遍昭へんせうの子こなり。

いほ來むといひしをりりふ長月ながつき也

あまのあ々の月をまちいてけるあ歌

古今集戀四こひのに、題だいしらずと有り。歌うたのこころは、彼人かのひとがほどなう今いまのまに來こんと言いひおこせたるばかりにて、九月こころ頃の長ながき夜よに、まてどもく其人このひとは來こずして、在明ありあけの月つきを待まち出したる事ことかなといふ事なり。在明ありあけの月つきは、廿日はつかより後のちの月つきにて、夜よふけて後遅のちおそく出る故ゆゑ、空そらにありながら夜よの明あけるといふ心こころにて、在明ありあけとはいふなり。

朝開あさびらきあきばらけ朝朗あさらうの話

是則まじり翰たつに達せられし話

春はる道みち列つら樹き歌うた譯やく

志賀山しがのやまご越えの話

紀きの友とも則のり歌うた譯やく

藤ふぢ原はらの興おき風かぜ歌うた譯やく

濱成式はまなりしきてんしよ天書てんしよの話

聖廟の話

三條右大臣 歌 譯

貞信公 歌 譯

相者皇子大臣を相する話

忠平南殿の鬼に逢ひたまふ話

忠平棗を好みたまふ話

花山院築地に罍蓼を植らるゝ話

宗像神忠平の夢に見え給ふ話

中納言兼輔 歌 譯

堤中納言の話

源宗于朝臣 歌 譯

凡河内躬恒 歌 譯

月を弓張といふ事をよめる歌の話

大堰川行幸の時の歌の話

貫之躬恒勝劣の話

御厨子女の話

壬生忠岑 歌 譯

忠岑貫之の弟子たる話

忠岑禁忌の詞を躬恒に難ぜらるゝ話

坂上是則 歌 譯

菅公五十賀に帝より沙金を賜ふ話

菅公時平と共に幼主を輔佐し給ふ話

兩皇菅公を寵したまふ話

時平菅公を譏せらるゝ話

菅公左遷の宣旨下る話

菅公亭子院に歌を奉りたまふ話

太宰府にて詠じたまふ詩歌の話

菅公薨去の話

安樂寺に墓所を定むる話

都に雷鳴の災ある話

時平公薨ぜらるゝ話

菅公を本位に復したまふ話

菅公の靈を北野に祭らるゝ話

天満宮の廟號をまゐらせらるゝ話

西の京のあやこが話

待賢門院の半物衣をぬすむ話

阿闍梨仁俊歌の話

西七條銅細工の女の話

飛梅の話

太宰府祭禮の話

大江匡房卿の作文神慮に叶ふ話

太宰府の御社連歌の話

太宰府うそかへ鬼取の話

安樂寺景致の話

菅公櫻の御歌の話

重衡卿詠歌の話

百人一首一夕話 卷之三

目録

素性法師歌譯

素性良因院に住する話

宇多法皇宮の瀧御遊覽の話

文屋康秀歌譯

康秀の名を文琳と書ける話

大江千里歌譯

大江音人博覽の名高かりし話

千里文學ありて和歌に名高かりし話

百二十首句題の歌の話

千里弟千古と贈答の歌の話

菅家歌譯

延喜帝寒夜に御衣を脱せ給ふ話

時平公國經の北方を奪はるる話

菅公御先祖の話

菅原大江兩家の話

菅公始めて弓射たまふ話

菅公の御母詠歌の話

菅公類聚國史を撰したまふ話

唐の裴文籍菅公の詩を賞する話

て、九月九日に聞え給ひける。

世にふればありてふことをきくの花めで過ぎぬべき心地こそすれ
夢のごとく逢たまひて後、みかどつよみて渡らせたまふとて、え逢たまはぬ時に、

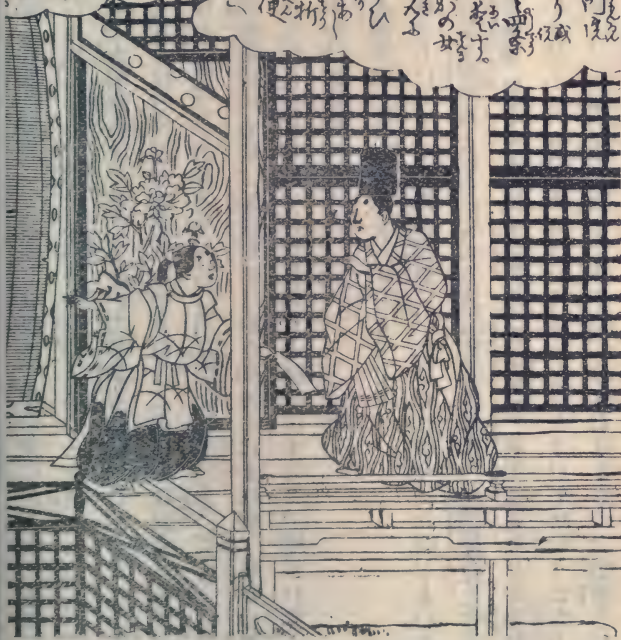
ふもとさへあつくぞ有ける富士の山みねのおもひの燃ゆる時には

此ほかにも、此御息所と贈答したまひし歌あまた見えたり。さやうにて事あらはれたるものなるべし。すべて此家集には、さまざまの女と詠みかはしたまへる歌、百六十餘首入たり。其中にも、ことに甚しき色ごのみの事は、御姨のおほひの大納言の北の方にておはしけるを、いと忍びてかよひ給ひけるに、かの北の方より、

荒る海にせかるよ海士はたちてなん今日は波間にありぬべきかな

此北の方うせたまひし時、いたみて詠ませたまへる親王の御歌も見えたり。大日本史此親王の傳に、好倭歌甚好色としるさせ給へるは、宜なり。又此親王の奏賀の聲は、烏羽の造道まで聞えたるよし、兼好はいへり。

古より侍おし。上東門は
 小。好むを女房あり。或
 中。御言。其。よ。を。を。す。
 あ。付。四。条。中。御。を。の。女
 け。房。に。い。て。た。の。女
 右。府。の。ま。り。か。う。し
 好。む。れ。か。た。に。役。あ
 る。て。人。と。す。折
 か。ほ。華。後。の。方。便
 品。と。さ。う。か。う。と。い
 け。ら。ふ。ま。さ。こ。れ。を。ば
 て。其。の。声。の。め。た
 け。よ。ふ。か。く。感。し
 右。府。の。ま。り。と。言。て
 身。に。袖。打。あ。り。て
 女。房。に。い。て。ま。り。



陽成天皇の御子元良親王は、いみじき色好みにておはしければ、今の世にある女の美麗なりと聞ゆるには、會たるにもいまだあはぬにも、常にふみをやりたまふことを業としたまへり。其頃枇杷の左大臣仲平公の御許に、女の童あり。その名をいちや君といひけるが、かたちありさま麗はしくて、心ばえもをかしかりければ、かなた此方よりねんごろにいひ寄りけれど、聞き入れざりけるに、或人しきりに心をつくして懸想しければ、辭みがたくて會にけり。其後は、此男しのびくく大臣の家の局に通ひけるに、元良親王これを知らせたまはず、彼女の美麗なるよしを聞て、度々人していはせたまひけるに、彼女男ありとはいはずして、唯つれなく返事をだにせざりければ、親王かくいひやり給へり。

おほ空にしめ結ふよりも果無きはつれなき人をたのむなりけり

女かへしはしたれど、終にあはざりけりとぞ。扨後撰集に、わびぬれば今はた同じといふ歌を入れて、京極のみやす所に遣されし由のことがきあり。此御息所と申すは、藤原褒子と申して、時平公の御むすめにて、宇多天皇寵愛したまひ、女御にて雅明親王載明親王などを生せたまへり。元良親王此女御に通じたまひしに、其事あらはれて憂めを見たまひし時のうたなり。此御息所の事は、元良親王の家集に、京極の御息所また亭子院におはしける時に、懸想したまひ

元良親王

陽成天皇第一の皇子、御母は主殿頭遠長の女なり。元慶元年從四位上、又三位に叙せられ、兵部卿又式部卿とならせたまへり。天慶六年七月薨す、御年五十四。

己む姫まそひほりたれ取志難波ある

み茂津く志そ毛阿そ草をぢれ毛ぬ

後撰集戀五に、事いで来て後に京極の御息所に遣しけると有り。歌のこよろは、かやうにうんじはてよ居れば、今は又いかやうにしても同じ事なれば、難波にある落標といふものの名のやうに、わが身を盡しはて、命をすてよも、君に逢まるせんと思ふといふ心なり。みをつくしといふものは、なにはの浦にたてよある棒杓の事にて、水の深さ浅さはかるしるしの帆なり。

元良親王の話

南無やくしあはれみたまへ世の中なかにありわづらふも同じやまひぞ
と詠よまれたれば、利生りしやうあり有ありて幸さいちを得えられたるよし書けるは、例れいのあとなし事ことにて、論ろんずるにたらぬ事なり。又伊勢いせと業平なりひらと贈答かうたふの歌ありといふは、時代じだいの違ちがひたる事にて、大なる誤あやまりなり。それは、かな文字もじのあやまりより起おこりて、枇杷左大臣びわの仲平公なかひらこうと伊勢いせとの贈答かうたふの事を、業平なりひらとよみたがへたるものなるべしといへり。

の方に前追の音してまるれば、歸り参りたりと申すに、とくくと仰せらる。道風は筆をぬらしまうけて、御前に候す。しかる所に伊衡物をかづきて來り、殿上の戸のもとにかづけ物を置いて、文を持ち來りて奉る。帝、これを開きて御覽するに、いみじく麗はしく書て、道風が書きしにもおとらず見ゆ。御息所のうたに、

散りちらす聞かまほしきを故さとの花みてかへる人もあはなん

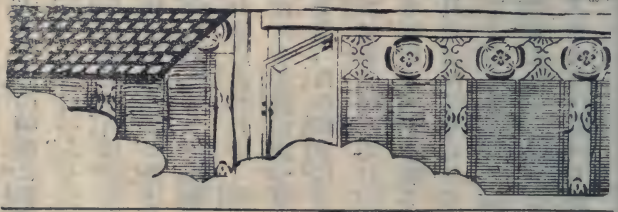
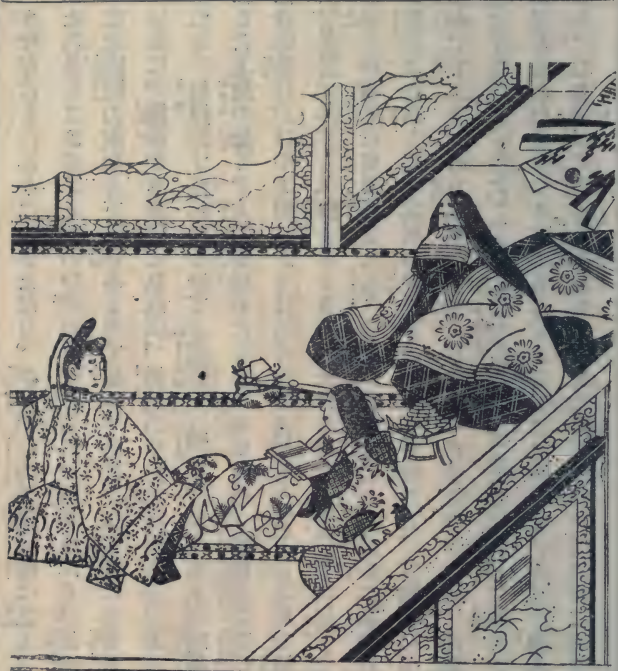
帝これを御覽じて、ことにめでさせたまふ。御前に侍ふ上達部殿上人等に、これ見よとてたまはせければ、をかしき聲どもにて詠するに、いみじく聞ゆる事がぎりなし。たびく詠じてのち道風は書けりとぞ。伊勢はかばかり世に愛られたる人なりしかど、年經て後、家をうりたまふ事、古今集の歌に見えたり。彼集に家をうりて詠める、いせ

飛鳥川ふちにもあらぬわがやども瀬にかはり行ものにご有ける

此うたの意は、あすか川は淵瀬のさだまらず、變りやすき川のよしいひ傳へたり。わが家は、其あすか川の淵にもあらねど、錢とかはり行ものには有けりといふ事にて、瀬にといふ詞を錢といふ字にかけて詠れたるなり。伊勢の御の世に落ふれたまひしことは、古今集の此うたにて知られたり。されど撰集抄に、伊勢の世にすみわびて、太秦に詣てよまれしといふうた有て、

きて故あり。伊衡これを聞て、世にはかゝる人も有けりとおもへり。しばしばかりありて、うつくしき女のわらはの、くれなるの袴きたるが、銚子を持って簾の内より出て、繪をかしく書たる盤に、さかづきを据てさし出したたり。又女房、蠻繪に蒔たる硯の宮のふたに、清けなる薄やうを敷きて、まぜくだものを入れてさし出たり。酒を勧めければ、盃をとりあけたるに、わらは銚子をもちて酒をつぐ。多しといへどもおさへてつぎたり。酒のむと知りたるなりと思ふに、いとをかし。飲みてさかづきを置んとするに、たびく強ひぬれば、四五度ばかり吞て盃を置くに、すだれの下より盃をさし出して、又のむべきよしをいふに、辭すれども頻りにしふるに、度々のむほどに大に酔たり。女房たち、少將を見るに、赤みたる顔つき、櫻の花に匂ひあひて、ことに美しく。さて、ほど久しくなりて後、紫の薄やうに歌をかきて、結びて、同じ色の薄やうにつよみて、女の装束を具して押出したり。物の色きはめて清らにいみじ。伊衡もひがけぬ事に侍りとて、取りてたちぬ。女房たち、少將の出るを見送りて、愛ることかぎりなし。門を出てかくるよまで見るに、伊衡のあゆみ行く後、姿、たをやかに麗はし。車の音も聞えずなりぬれば、いたうあはれに覺えて、居たりし茵のうつりがもなつかしき心地して、取去がたくおほえたり。かくて内裏には、伊衡は歸らずやくと、人して見せさせ給ふに、殿上口

れて、さすがにもふりたるさまなり。伊衡、中門の脇の廊に立て、人して内の御使に伊衡と申ものまゐりてさふらふと、いひ入れさせけるに、若きさぶらひ出來て、かなたへ入せたまへといへば、寢殿の南おもてに歩みよりて居るうちに、ふるびたる女房の聲にて、内に入らせたまへといふに、簾をかきあけて見れば、母屋のすだれはおろしたり。朽木形の几帳の清けなるが立ちたり。母屋のすだれにそひて、高麗端の疊をしきて、其上に唐錦の茵しきたり。板敷の磨かれたること鏡の如く、人の影残りなくうつりて見ゆ。伊衡入て茵のわきに居たれば、内よりそらだきの匂ひ、ひやよかにかうばしくほのくとかをり出るに、清けなる女房の額つきよきが、ふたりみたりばかり、簾よりすきて見えたり。さて簾のもとに近くよりて、内の仰事にさふらふ、若宮の御袴著に屏風調じて奉るに、色紙形にかよん料に歌よみ共に詠ませつるに、しかじかの所を思ひ落して、其所の色紙形にかくべき歌なし、其歌よむべき躬恆、貫之を召さするに、各他に行たり、今日になりて異人に命ずべきやうなければ、此歌只今よみてやらねなんやと、仰せさふらひつるといへば、御息所おどろき給ひて、かねて仰ありてよむとも、何でふ貫之、躬恆などがよみたらんやうにあらん、ましてにはかにはいかでか詠み侍らん、いとわりなき仰ごとなり、おもひがくべき事にもあらずとのたまふ聲、ほのかに聞ゆ。けはひけだかく愛敬づ



著の御屏風を調へさせたまふに、其屏風の色紙形にかく歌を、當代の歌よみどもに勅して詠ま
せられけるを、小野道風に仰せて、屏風に押たる色紙どもに書かせらるゝに、春の帖に櫻の花の
さきたる所に、女車の山道を行かた書きたる繪ありけるが、此所の色紙にかくべき歌をとり
残して、詠進せざりし人や有けん、道風はしつかたより書もて行に、此所の歌ひとつたらざる
よし奏しければ、延喜帝もいかゞせんとおほしめされ、にはかに誰にかよませんと仰せられて、
しばし歎慮をめぐらされけるが、敏行朝臣の子の伊衡少將を召れて、汝只今伊勢の御息所の家
に行て、しかくの事あれば、只今此歌を詠進せらるべきよし申せと命ぜられぬ。此御使に伊
衡をつかはさるゝ事は、此少將かたちありさまをはじめとして、たぐひなき人品なるによりて、
伊勢の御息所もはづかしく思されんとおほし召して、選出させたまふなりけり。この時伊勢
は、例のつれぐと物あはれに打ながめておはしましたけるに、思ひもよらず門のかたに、前驅
の音して、欄すがたなる人の入來りければ、誰にかあるらんといぶかしくおもひて、人して問
しめらるし、伊衡少將、伊勢の御息所の家に入て見るに、五條わたりなる所なるが、庭の木立き
はめて木暗く、前裁おもしろく植ゑわたされ、庭は苔砂青みわたりて、やよひばかりの事なれ
ば、おまへのさくらうるはしく咲たり。寢殿の南面にかけられたるすだれの、へり所々やぶ

伊勢の話

枇杷左大臣藤原仲平公、御年わかくして少將と申せし時、七條の后温子の官女たりし伊勢がもとへ、しのびくに通はせたまひけるを、かくすとすれど人みな知りければ、人目をはどかりて、少將のかよひたまはざりける頃、詠みて贈られし伊勢の歌、

人知れず絶えなましかば佗びつよもなき名ぞとだにいはいはましものを

仲平少將此うたを見たまひて、其後はたれはどからずかよひたまへり。扱ほどへて後に、宇多の帝伊勢を寵愛したまひて、御子桂宮をうみ奉られしかば、伊勢を貴びて御息所と申けり。宇多の帝は、後に亭子院とも寛平法皇とも申奉れり。桂宮は行明親王の御事なり。此伊勢は容貌のすぐれたる事はいふに及ばず、こよろばせのうつくしき人にて、和歌の堪能なりしことは、其時代に名高かりし貫之、躬恒にも劣らざりしが、宇多帝御位をおりさせたまひて、法皇とならせたまひ、大内山といふ所に入て、佛道をのみ行はせたまふにより、伊勢の御息所は世の中をあぢきなく思ひたまひ、家にこもり居たまひても、をりふしは禁中の事をゆかしくおもひ出て、あはれに淋しく年月を経たまひしに、彼宇多帝の御子たる延喜の帝の皇子の、御袴

伊 勢

父は伊勢守繼蔭、仁和の頃宮づかへに出て、父の伊勢守たるによりて、呼名をいせといへり。後に亭子院の王子を生奉られし故、貴て伊勢の御息所とも、いせの御ともいへり。

あよそ瀧み志あれたあ志れぬ志れはを

あそそあ乃と伐にあ志てとせむ

新古今集戀一に、題しらずとあり。難波瀧は、津國の難波の海邊にて、鹽のさよぬ時は干瀧となる所をいふなり。さて、そのなにはがたに生えてある、たけのみじかき芦のふしとふしとの間は、わづかなるものなるが、それほどのわづかなる間も、思ふ人にはあはずして、此世を空しう過せよといふことかと詠めるなり。

藤原敏行朝臣の話

村上天皇（醍醐天皇の御子）の御時、小野道風、能書の聞え高かりしが、或時帝、道風を召されて、古今の妙筆は誰をか最上とすると、問せ給ひければ、空海と藤原敏行とをこそ古今の妙筆とは申しさふらふべけれど奏せられぬ。天下に能書の名だたる道風の、かく賞せられたるを以て、敏行の凡筆にあらざる事を知るべし。此敏行は左近衛權中將として、書を能するのみにあらず、和歌にも殊にたくみなりしが、あまりに能書の名高かりし故、さまざまの妄説を世に言傳へしと見ゆるは、十訓抄に曰く、右兵衛督敏行不淨にて、人のあつらへける經をあまた書けるを、濟書の料紙をけがしけるとて、文字をあらひおとして、料紙をば帝釋宮にをさめられたり、其文字をあらひ捨たる水、黒大河となりて、敏行のよみぢのあたとなりけるこそ、よしなく思ゆれとあり。また一條禪閣の本朝語園に、敏行死して蘇生する後、一切經を自筆にてかきたり、終に二十七歳にて死せり、在世いくばくならぬに、かやうの早筆凡人にはあらざるべしといへり。

藤原敏行朝臣

父の按察使富士鷹は、鎌足公の孫武智鷹の事なり。三代實錄に、仁和二年六月從六位上、左兵衛權佐、右近少將に轉すとあり。母は紀名虎のむすめなり。伊勢物語には、業平の妹婿とかけり。

住れ江乃たあよとる波とるをるる

由免れあもむあむせ免とく罷

古今集戀二に、寛平の御時、きさいの宮の歌合のうたとあり。寛平は宇多天皇の年號にて、其御時代に、後の御殿にて歌合有し時の歌なり。此きさいの宮と申は、七條后温子の御事なり。歌のこよろは、先づ住の江のきしによる波の事をいひ出し、波のきしによるを夜にいひかけ、晝は人目をよけはどかる故、思ふ人のもとへ得かよはぬが、それがくせとなりて、よるの夢のうちのかよひみちにさへ、人目をよくるくと見るならんといふ事なり。

和天皇の天長二年に生れ、陽成天皇の元慶四年五月廿一日、五十二歳にて卒せらる。長明の無名抄に、業平中將の家は、三條の坊門より南高倉より西にて、高倉表に近くまで侍りき。柱なども常にも似ず、茅卷柱といふものに侍りけるを、いつ頃の人のしわざにか、後に例の柱のやうに削りなしてなん侍りし。なけしも皆まろにかどもなくて、まことに古代の所と見え侍りき。中頃晴明が封じたりけるとて、火にも焼ずして久しくありけれど、世の末には甲斐なくて、一とせの火にやけにけりとあれば、鎌倉將軍の時代までも、其家は残りて有たると見えたり。又同じ書に、河内國高安郡に、在中將の通ひけるよしは、彼いせものがたりに侍りき。されど其跡いづくとも知らぬを、かしの土民の説に、其あとさだかに侍りとなん。中將の垣内と名づけたる、すなはち是なりとあり。此は彼伊勢物語を作りものがたりとも知らで、かやうの説を世に傳へたるものなり。

ついでにそれと。かれ
 街をばんとんてい
 るさあ。ふすは
 であい。二の
 ぶちを。昔あ
 てふ。街を
 よび。さ
 か。中納言使
 六の。時
 白。さ
 人。さ
 よ。さ
 ろ。く。さ
 け。い。さ
 作。人。の
 ろ。と。人。持。と。





り、青き水あせがくると見ゆる、此このやうなる怪あやき事は、神代かみよにも有ありしとは聞かすといふことなり。からくれなるとは、赤あかき色いろをほめていふなり。むかしは韓からより來きたるものをめでて、から藍あゐ、からにしき、からくしけなどとも云いひたり。

在原業平朝臣の語

行平ゆきひら、業平なりひら兄弟あにいにて、歌うたよみの名なは兄あにの行平ゆきひらよりも勝まさられたれど、其行状ぎやうじやうは雲泥うんぬいの違ちがひなり。兄あにの行平ゆきひらは經濟けいざいの才さい有ありて、國家こくがに益えき有ある事を考かんがへて、もとより心正こころただしかりし人ひとなり。弟あにひらの業平なりひらは體貌ていぼう閑麗かんれいとて、すがたかたちは雅みやびやかなる美男びなんなりしかど、放縱はうじゆうにして拘かはらずとて、身みもちを我わがまゝにして物ものにかゝはらず、國家こくがを治をさむべき才學さいがくはなくして、和歌わかをのみよく詠よまれたるよし、三代實錄さんだいじつろくにもしるされたり。伊勢物語いせものがたりは、もとより作りものがたりなれど、業平なりひらの色いろを好このみて放蕩はうたうなりし事を刺そりて書かきたるものなれば、彼かのむかし男おとこ何なに々と書かたる中なかには、業平なりひらの所行しよぎやうの實事じつじも多おほくまじはれりと見えたり、さりとて彼物語かのものがたりを、皆みなながら業平なりひらの事こととせば、大おほに事實じじつをあやまるべし。中なかにも伊勢いせの齋宮さいぐうの御事ごじ、二條后にじうのきさきの御事ごじなどは實事じつじにても有ありけんかし。さやうのあやまち有あればこそ、正ただしき王孫わうそんながら、官位くわんゐの昇進しやうしんもはかくしからざりけれ。淳じゆん

在原業平朝臣

阿保親王第五の御子にて、行平卿の弟なれど、同胞にはあらず。母は桓武天皇の皇女伊都内親王なり。貞觀年中、左近衛中将、元慶年中兼相摸美濃權守たり。世に在五中将と稱するは、在原氏にて第五子の中將なりし故なり。

千早ぬるかみとをたあを龍田河

あはれくまきあゐふみはくくはせえ

古今集秋下、二條の後の春宮のみやすんどころと申しける時、御屏風に龍田河にもみぢ流れたるかたをかけりけるを題にて詠るとあり。此ことがきは、二條后がまだ後に立せたまはぬ先に、帝の御子をうませたまひて、春宮の御息所と申たる時といふ事にて、女御にて皇子をうみたまへば、御息所と稱し奉る事なり。歌のこよろは、ちはやぶるは神といふ枕詞なり。神代にはさまぐのあやしき事ども有しと聞くに、今此龍田川の繪を見れば、一面に赤き色の中よ

へ引退ひきりぞかれたる事の有ありしにや。しばしの事にて罪つみとすべきほどの事ならざりし故、正史せいしには載のせられざりけるなるべし。然しかるに此事につけて、俗説わくせつに、松風まつかぜ、村雨むらさめといふ二人の蟹あまにたはぶれられし事をいふは、西行さいぎやうの撰集抄せんじふせうに、昔行平ひかしの中納言ちゆうなごんといふ人、身みにあやまつ事有て、須磨浦すまのうらに流ながされて、も塩しほたれつと浦傳うらつたひしありきけるに、繪島ゑじまの浦うらにてかづきする蟹人あまびこの中に、世よの心こころにとどまりけるに便たよりたまひしに、いづくに住居すまひする人にかと尋たづね給ふに、此蟹あまとりあへず、しら波なみの寄するなぎさに世よを過すこすあまの子こなればやどもさだめずと詠よみてまぎれぬといふ事あり。これらを傳つたへあやまりたるものなるべし。

も富饒なれば、其土産に奇異の物多きを、徒に其國の郡司に任せて、恣に聚斂せしむる事、國司巡檢の往いたらざるが故なり。しかのみならず、此地海中に在て、唐人ども我國に來る時は、先此島に至りて、妄りに香藥等を採て、貨物に加ふる故、此島の人民はかへりて其産物を見る事を得ず。且海濱に産する奇石は、或は鍛鍊して銀を得、或は琢磨して玉と成ものなどあれど、多く唐人に奪取らるよよし、土民どもが申により、行平改めて此二郷を合せて一つ島とし、郡領を置き正税を定めて、妄りに他國のものを入れず、以後は全く國益となさんよしを言上せられければ、直に其請にまかするよし勅許ありし。これらの功によりてますます昇進し、元慶六年に中納言に任ぜられしに、寛平五年七十六歳にて薨ぜられし。俗説に、行平須磨の浦へ流されられし事をいひ傳へたるのみにて、其事正史に見えざれば、いぶかしき事なれど、古今集雜下に、田村御時に事にあたりて、津國すまといふ所に籠り侍りけるに、宮のうちに侍りける人につかはしけると有て、

わくらばにとふ人あらば須磨の浦に藻塩たれつゝわぶとこたへよ

といふ歌有り。田村とは文徳天皇の御事なり。行平經濟の才有て、器量すぐれたる人なりし故、事務の事につきていさよかさはる事など有て、おほやけの御咎めにはあらねど、みづから須磨

中納言行平の話

嵯峨天皇の弘仁の頃、新羅國の者ども肥前國に寇して、唐より我國に貢する船をうばひ、或は船中の絹、綿などを掠めければ、或時は軍兵をつかはして討取り、或時は新羅の人を捕へて、近江、駿河などに配流せしむといへども、時としては穀物をぬすみて船に積入れ、海上に逃去事など度々に及びぬ。しかるに在原行平は、經濟の才ある人なりければ、太宰權帥に任せられて、西國の事務をつかさどらしめたまへり。これより先に、筑前肥前等の六ヶ國の穀物を運漕して、對島國の年糧とする例なりしを、渡海運漕の便あしく、その船十に六七は海中に漂ひ沈み、或は船人の溺れ死する事ありて、つよがなく對馬に到着する事少かりしかば、行平奏聞を遂て、彼六ヶ國の運漕の廻米をとどめ、筑前の民を發して壹岐國の水田を營ましめ、これを對馬の年糧に充て、壹岐より年々都へ貢ぐ穀米をとどめて、其わきまへを筑前、肥前等の六ヶ國に課せられければ、これより年々運漕の費を省くのみならず、難船、溺死の患をまぬがるゝ事を悦ばざるものなかりし。又肥前松浦郡、庇羅、植嘉の二郷に、昔より奇石、香藥等を産するに、唐人の我國に來るもの、多く此奇石、香藥等を採かへり。もと此二郷、地勢曠くして、民戸

中納言行平

父は彈正尹、四品阿保親王、實母つまびらかならず。弘仁九年誕生、伊都内親王御子とし給へり。天長三年在原の姓を賜り、承和二年藏人頭に補せられ、齊衡二年從四位に敘せられて、因幡守に任ぜらる。後昇進して、元慶六年中納言に任ぜらる。

くち別きいあそ此山此峯よ生は

は津を志たあそいはるるを大さ

古今集離別部に、題しらずと有り。これは齊衡二年の正月に、行平因幡守になられ、其國に往るとして、京を出立ると時、人に詠て残されたる歌なり。歌のころは、京を起て、そなたに別れて行くその因幡國の、山の峯にはへてある松の木の名のやうに、そなたがわれを待といふ事を聞ならば、ほどなく今のまに京へ歸りて來んといふことなり。たちわかれいなばといふ詞に、わかれて行といふ心をかねたり。古き詞には、ゆくをいくとかきたる事多し。

まし／＼けるが、萬機ばんきの政まつりごとは基經公もつねこうとりはからひたまひて、君臣くんしんの御中睦なかむつまじかりし事どもな
り。又此帝みかど親王しんわうにて、小松宮こまつのみやにわびしく年月としつきを過すさせたまひける時、多く町人ちやうにんの物を借用しやくようし
たまひしかば、御即位ごそくゐの後町人のちやうにんども参内さんだいして、せめ奉りける故ゆゑ、納殿なうだんの物をいだして、かへし
與あたへたまひしよし記しるせり。

ひ、年號を仁和と改めらる。元年正月勅有て、攝津國爲奈野を以て太政大臣基經公に賜り、遊獵の地とせしめ給ひ、同年十二月仁壽殿に於て、僧正遍昭に七十の賀を賜はれり。これは遍昭若くして良峯宗貞とて、彼渤海國の使者來りし時、饗應の役にて有ける故、時康親王とも同席にて、むつまじくせさせ給ひし御好みによりてなるべし。さて同二年、基經公の子時平、十六歳にて元服せられけるにも、仁壽殿に於て帝御手づから冠をきせたまへり。又同年八月、禁裏に於て釋奠の禮を行はる。釋奠はくじまつりとて、孔子の聖像を天子の祭り給ふ事なり。又神泉苑に幸したまひて、鷹を放たせて池の鳥をとらしめ、或は芹川にもみゆきしたまひ、野口にいたりて鷹を放たせたまふは、すこぶる御狩をこのませ給ひし故なり。同三年五月、山城國乙訓郡の大原野を以て、先帝陽成上皇の遊獵の地に獻せさせたまひしが、今年帝御病にふさせ給ふより、御位を第三の皇子定省親王に譲らせたまひて、ほどなく崩じたまへり、御年五十八歳なり。山城國葛野郡 後の田邑の 陵に葬り奉れり。此帝はじめ小松殿におはしませし時、仲野親王の御むすめ班子と申を娶りたまひて、是忠、是貞、定省、忠子、爲子など申す皇子皇女をうませたまひしが、即位の後御妻班子に従三位を授けられ、女御と稱し奉り、後に皇后と申奉れり。此外にも女御、宮女などの御腹に生れたまふ御子あまたおはしまして、男女三十六子

あまを。其
 りと。ま
 う。始。文帝
 代。は。時
 呂。氏。は。礼。を。遂。し
 午。初。こ。進。と。進。不。
 大。位。の。少。を。す。
 く。昔。儉。ふ。く。
 光。孝。帝。は。如。る
 わ。を。あ。し。け。る。も
 其。如。て。と。さ。す。
 其。儉。乃
 み。ら。え
 され。て。



ふ類なり。

光孝天皇の話

仁明天皇第三の皇子時康親王、天長七年に東の京六條の小松殿にて生れさせたまひ、いとけなき御時より、好て經書歴史をよみたまひ、もとよりさとおだやかなる御性質なりける故、御祖母橘太后殊に御鍾愛にて、嘉祥三年中務卿に任せられ給ふ。此年渤海國の使者王文矩といふもの入朝して、此親王、外の親王達の中に在て、起居し給へるを見て、饗應の人に申て曰く、此皇子至て貴き相おはしませば、天位にのほりたまはん事、うたがふべからずといへり。又藤原仲實といふもの、よく人を相しけるが、ひそかに其弟宗直にいふやう、汝時康親王によく心を用ひて仕へ奉れ、此親王の御骨格よのつねにあらず、かならず帝王にならせたまふべしといへり。しかれども此親王、五十三歳まで小松殿におはしまして、常にまゐりかよふものなく、ものわびしく過させたまひしに、元慶八年、陽成帝にはかに御位をおりさせ給ふ時、基經公のはからひとして、此親王を新帝と定め奉られけるにて、彼王文矩并に、仲實がよく相せし事を思ひ合せて、貴くおほゆる人々もありけり。かくて五十四歳にて御位に即せたま

光孝天皇

御諱は時康、仁明帝第三の皇子、御母は贈皇太后宮藤原澤子、贈大政大臣總繼公の女なり。在位二年小松の天皇と申奉れり。

君あぬ先春比野よ出てこりあはせ

こあふ後をてよ由たをぬ望川

古今集春上、仁和のみかどの皇子におはしましける時、人にわかなたまひける御うたとあり。仁和は、此天皇の年號なり。みこにおはしましけるとは、時康親王と申せし時の事にて、人は臣下の人をいふなり。御歌のこころは、そこもとへ進ぜんと思ふ故に、まだ餘寒の頃にてさむき春の野へ出て、此若菜を摘たるが、わが袖に雪がふりかよりくして、さむき事にて有しといふ事なり。衣手は袖なり。君といふ字は、もと下より上たる人をさしていふ詞なれど、したしく思ふあまりには、我より下の人をも君といへり。夫が妻を君といひ、親が子を君ともい



古く原
 にはこれお
 ぼへきり
 けみきり
 乃れこれ
 ありの...

融れまの
 玉のあり
 色し
 ちまは
 空路か還
 あり
 あり
 大日
 小異
 あり

早く歸り去れとのたまふに、彼靈物、たちまち法皇の御腰を抱きければ、大におそれたまひて、半死半生の體にておはします。今日前驅の輩は、皆中門の外に候したる故、御聲遠きにいたらず、牛童のすこぶる近くさぶらひて、牛にもくはせ居たれば、件の童をめして、人々をして御車さし寄しめたまひて、乗らせたまふに、御息所の顔色青ざめたまひて、起たちたまふことあたはざりしを、とかくに扶け抱き乗せしめ、還御の後、淨藏大法師をめして加持せしめたまひければ、蘇生したまへりとぞ。此事は古事談にのせて、河海抄にも畧してしるされたり。此河原院の事は、古今集に、河原の左のおほいまうち君の身まかりて後に、彼家に罷りてありけるに、鹽がまといふ所のさまをつくれりけるを見て詠める、

つらゆき

君まさで烟たえにし鹽がまのうらさびしくも見えわたるかな

又いせものがたりにも、此院の菊の花うつろひ盛なるに、もみちのちぐさに見ゆる折、みこたちおはしまさせて、夜ひと夜酒のみしあそびたまひたるよし見えたり。此故事によりて、名所菊といふ題にて、逍遙院實隆公のよませたまへる歌、雪玉集にあり。

みちのくは名にのみきくの花もたど都の秋のしほがまのうら

融は、宇多天皇御位の後、從一位に進まれ、寛平六年に、輦に乗て禁中を出入するを許され、同じき七年の八月、七十歳にて薨せられしかば、正一位を贈らせ給へり。融公、生質遊樂を好み、鳥獸、虫魚、花木等を愛せられ、別業を宇治に構へて、陽成、宇多、朱雀の三帝を幸ならせ奉られしが、後の世に其別業を御堂關白求め領せられ、其子頼通公の代に寺として、平等院と名を改めらる。融公又嵯峨に山莊を營みて、遊覽の所とせられ、棲霞觀と名づけられしが、これも後には棲霞寺といふ寺になれり。今の清涼寺の東にある阿彌陀堂これなるよし、花鳥餘情に見えたり。又東六條の北、坊門の南、萬里小路の東、鴨河の西に四丁四方の地を極めて、河原院といふ殿を造り、池にはいろ／＼の魚、貝などを放ち、毎日難波の浦より潮を二十斛づつ汲ませ、鹽竈をたて鹽を焼せ、奥州の鹽竈浦をうつされし故、河原左大臣と稱せり。此河原院は融公薨せられし後、宇多法皇の御領となりたり。然るに法皇ある時、京極御息所と同車にて、河原院に渡らせたまひ、風景を御覽ありけるに、夜になりて月の明かなりければ、御車の疊を取おろさせて假に御座としたまひ、御息所とふさせたまひしに、此院の塗籠の戸を開きて、出来るものの音しければ、法皇何ものなるぞと咎めさせたまへば、融にてさふらふ、御息所賜はらんといふ。法皇のたまはく、汝存生の時臣下たり、何ぞ不禮の言を出せるや、

萩、月草などを布にすりつけたるなり。後には、もののかたちを板にほりて、それに色をぬりて、布をすることになれり。

河原左大臣の話

源融公は、嵯峨天皇の御子にて有けれど、仁明帝正四位に敍して、臣下としたまひ、貞観のはじめ正三位にすよめ、十四年に左大臣に拜せられ、元慶二年陽成院即位によりて、其輔佐の勞の爲に、正二位を授らるゝに、再三表を奉りて職を辭せられけれど、許し給はざりき。しかるに融公いかなる子細にてか、貞観十八年の冬より、門を閉て參内もせられざりけるに、陽成院狂亂したまひし時より、又朝廷に出られけり。此節關白基經公陽成院の御位を下し奉り、小松宮を新帝と仰ぎ奉らん事を、陣の座にて議せけるゝ時、融公、基經に對して申されけるは、此度帝御位を去りたまふにつけて、御親族の中を尋ねらるゝならば、融などもさふらふはと申されければ、基經公即答に、たとひ皇胤たりとも、一旦人臣の位に定り、源の姓を賜はりたる人を帝位につけ奉る例を聞さふらはすと、申されければ、融は舌を卷て默せられぬ。これによりて基經公、いよく光孝天皇の御即位の事を急ぎて定められたるなり。かく

河原左大臣

源の融、嵯峨天皇第十二の皇子、母は正四位下大原金子と申しき。仁明天皇の御子となされて、承和五年皇太子御元服の日、融も共に禁中にて元服したまひ、正四位下に敘せらる。それより昇進して、貞觀の始め正二位、同十四年左大臣に任ぜらる。六條の河原の院に住れし故、河原左大臣と稱す。

陸奥此若此ぬをちけり誰ゆ志よ

みぬきぢぢ然よ志よき取羅かくよ

古今集戀四に、題しらすと有て、四の句亂れんと思ふとあり。歌のこよろは、奥州の信夫郡より出るもぢずりといふものは、髪を亂したるやうにしどろもどろに、もやうをすりつけたるきぬなるが、われもたれゆゑに、心かみだれはじめしぞ。みなそこもとゆるゑの事にて、われと思ひ亂れたるにはあらずと、いふ事なり。もぢずりは、すり衣の事にて、むかしは藍、しのぶ草、

て、かなしき事ことかなとて、をうくとをめかせたまふがいたはしけれど、基經公もとつねこうかく申置まうしおきて退たい出しゆつし、急いそぎて百官くわんひきつを引連れ、御輿みこしを備そなへて小松殿こまつどのへ参まゐり、時康親王ときやすしんわうを迎むかへ奉ほうりて、直ただちに儀式ぎしきをとよのへ、御位みくらゐに即つけ奉ほうらる。是これを光孝天皇くわうかうてんわうと申奉まうれり。かくて先帝せんていは其そのまゝ陽成院やうせいゐんにこめ奉ほうりて、太上天皇たじやうてんわうの尊號そんがうを奉ほうりけるに、物狂ものぐるはしく渡わたらせたまふ事こと、漸やうやくうすらぎたまひしに、それより六年のちの後のち、寛平元年くわんぺい十月、御惱ごなうさい再發さいはつし給たまひて、或あるは琴ことの絃をを以もつて宮女きやうじよを縛しばりて水みづに沈しづめ、あるひは馬うまを馳はせて官人くわんじんの家に駈かけいり入いりて、人ひとをそこなひたまひしかば、京中きやうちゆうの人民じんみん恐おそれをのよく事こと、大方おほかたならざりけるが、ほどなく静しづまらせたまひければ、後のちには陽成院やうせいゐんより二條院にじゆうゐんにうつりおはしまして、村上天皇むらかみてんわうの天曆三年てんりやく、八十一歳はちじゅういちさいにて崩ほうじたまへり。

行かやうく侍れば、君御位に即せたまふべきよしをすゝめ奉られけるに、小松宮、再三辭
したまへど、基經公詞をつくしてすゝめまゐらせ、しかも事急にさふらふよし申上られければ、
それは何時のほどの事ぞとのたまひけるに、程を経候はどあしく候はんまよ、明後日よき日に
も候へば、其日とこゝろえさせたまへと申置て、基經公は急ぎて小松殿を退出し、たゞちに禁
中へ參られけるに、帝は今日も又木の上に人をのほせて、打殺したるを興じたまひ、笑ひ入て
おはするを見て、いと淺ましと思ひながら、さりけなき體にて奏せらるゝやうは、此程あまり
につれぐにおほし召さるべく存じ候て、競馬を催し侍り、行幸なりて御覽すべしと申さるれ
ば、帝もとより馬を好ませたまふ事なれば、大によるこばせたまひ、いつのほどぞと宣まふに、
明後日みゆきあるべきよし申さるゝを、よろこびたまひて、其日を待せたまへり。かくて其日
になりければ、基經公のはからひとして、上達部、殿上人の中にてよき人々をえり殘し、年老
て末みじかかるべき人々を供奉として、帝を御輿にめさせ、陽成院といふ御殿へ行幸なさせ奉
り、そこに御輿をおろさせて後、基經公威儀を正して、奏し申させたまひけるは、君には萬乘
の御あるじとして、御惱故とは申ながら、妄りに罪なきものを殺せさせたまへば、萬民歎きて世
は盡なんとあやぶみ候故、やむことを得ず、御位をおろし奉るなりと、申さるゝを聞せたまひ

陽成帝十
 年五月
 侍位に昇也
 然るに
 政を執習
 られしが
 帝深
 馬と好
 且清和
 山直乃
 め一人
 と近
 づか
 け



後、帝御惱にて物くるはしくならせ給ひ、生たるものどもをとり集めさせ、蛇に蛙を吞せ、猫に鼠をとらせ、犬と猿とを戦はせて殺させたまふのみならず、果には人を木にのほせて打殺させたまひ、すこしも歎慮にたがふものあれば、寶劍をぬきて、これを追走らしめたまふなど、まことに其御行ひ、すべて帝業に乖かされたまふ故、基經公たびく諫め奉らるといへども、用ひたまはざりければ、基經公歎息したまひ、今は御位をおろしまるるより外なしと思して、それより親王たち、又帝の近き御一族の中にて、帝位を繼せたまふべき御人體をうかどひありきたまふ。親王たちは、早く此事を心得たまひ、基經公によく見られたまはんとて、おのおのつくろひきらめき合ひ給ひけれど、基經公の心には、これもわろし、これもよくは見えたまはずとおほしけるが、仁明帝の御子時康親王の五十餘歳になられたまへど、いまに式部卿、上野大守にて、かすかに過させたまふ小松宮に参りて、何となく此よそほひを見奉らるゝに、破れたるみすのうちに、縁のやれたる疊におはしまし、もとどり二俣にとらせたまひたるまゝにて、直衣をも著たまはず、やすらかなるさまにて、基經公にむかはせたまひて、何事によりて立ち寄りたまへるぞとばかり宣へるさまの、いとけだかくおはしましたければ、この君、帝位につかされたまはど、かしこくおはしまさんと見奉るより、基經公、心底を残さず、當今の御惡

殿は、池河などの水の上へさして、かけ造りにたてたる御殿なり。居ながら魚の釣らるやうにして、かうらんのうちは板敷にしたるものなり。

陽成院の話

清和天皇貞観十八年、大極殿炎上して、小安殿、蒼龍樓、白虎樓、延休堂、及び北門、北東、西の廊百餘間類焼し、其火數日を歴て、漸く消けるに、又其年天下飢饉して百姓苦みければ、帝くらるを辭して、皇太子貞明にゆづらせ給ふ。此時、太子御年わづかに八歳なりければ、御母後の兄、右大臣藤原基經、幼主を輔佐して、天下の政を執行はれ、清和帝を尊て太上天皇と號し奉らる。其後、元慶四年十二月、清和上皇崩じ給ひ、同六年、陽成天皇元服し給ふ。此帝は貞観十年十二月、染殿院にて生れさせ給ひ、元慶元年正月二日、豐樂院にて御位に即せたまへり。此時御年十歳にておはせし。しかるに此帝御即位の後、殊に馬を愛したまひて、禁中の閑所に於てひそかに馬を飼しめたまひ、小野清和よく馬を飼ふを以て寵を蒙り、紀正直道術をよくするを以て、昵近となりけるが、清和が所行はなはだ不法にして、朝廷の儀式大に亂れければ、關白基經公此よしを聞せ給ひ、遽に宮中に入て、清和正直等を逐斥らる。其

陽成院

御諱は貞明、清和天皇第一の皇子、御母は贈太政大臣長良公の女、皇太后宮高子と申す。則二條後の御事にて、藤原基經公の妹なり。

津々波祢此峯と置ればるみあ乃河

ふむぢはを置てぬちをあ置ぬる

後撰集戀三に、つりどののみこにつかはしけるとあり。釣殿院といふは、光孝天皇の御殿の名なり。御むすめの綏子内親王に、此釣殿をゆづりて住しめ給ひし故、此内親王をつりどののみこと申奉りしなり。御歌のこよろは、筑波根もみな河も、常陸の國の名所なり。筑波山の峯のそのみねより流れ落る水が、ふもとのみなの河といふ河になるやうに、はじめは人しれず思ひそめたるわが戀も、つもりくくして今にては彼みなの河の淵のやうに、深うなりたりといふことなり。みなの河のみの字は、水の水の字にいひかけて、詠みたまへるなり。扱此釣殿といふ御

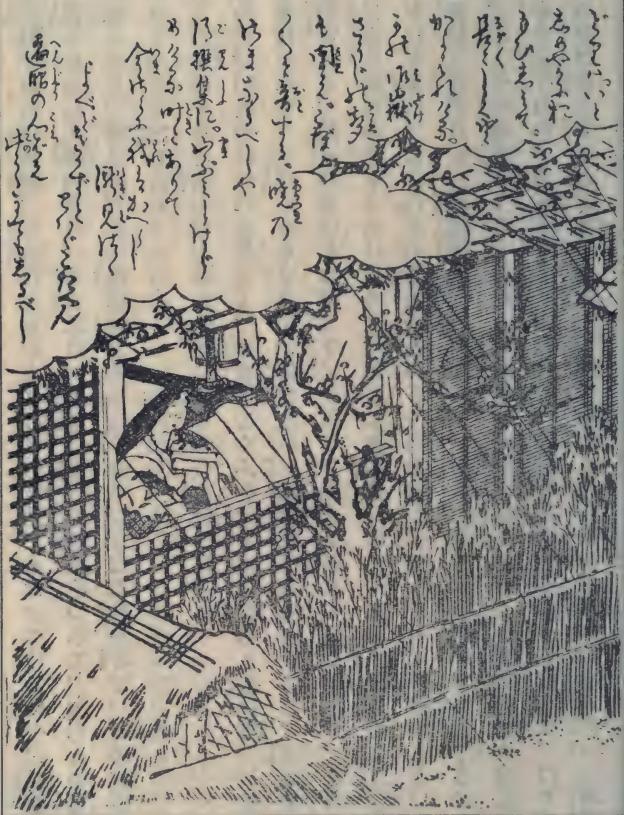
たれども、まことすくなし、たとへば繪えにかける女をんなをみて、いたづらに心こころをうごかすが如ごとしといへり。此このまことすくなしといふを、あしく心得こころうれば、貫つらゆき之本意ほんいに違たがへり。遍昭世へんぜうよに執著しふぢやくなしといへども、たはぶれて女をんなに贈おくられし歌うたなどの心こころを、まことすくなしといへるなり。遍昭在へんぜうざい俗せきの時男子ごきなんし二人あり。兄あには左近將監さこんのしやうけんなりしを、出家しゆつげの後のち、法師ほふしの子こは法師ほふしがよきとて剃髮ていはつさせ、素性そせいと號がうし、弟おとうとを弘延こうえんといへり。

せられし。扱出家の後も彼五條の女のもとへ、袈裟をあらひにやるとて、霜雪のふる屋の下にひとり寐のうつぶしぞめのあさのけさなりといふうたを詠みてやられぬ。かやうに僧となりても、歌の事は捨られざりけれど、世に執著する心はいさよかもなかりし人なり。ある時初瀬にて、もとの妻に行逢れたれど、早く避てすがたを顯はさず。清水にて小町にあやめられたれど、山住の苔の衣はといふ歌をよみすてて、たちまち其ところを迹去などせられり。かゝる徳行のあらはれたる故にや、貞觀年中常康親王、みづから住せたまふ雲林院を遍昭に賜はりて、そこに住しめたまひ、後に法務に任ぜられ、元慶三年に權僧正に任ぜられ、光孝天皇の御代に至て、遍昭の徳を重んぜられ、近江國高島郡の荒田百五十三町、別に封百戸を賜りて、元慶寺の座主とせられ、仁和二年に禁中に召るとに輦を許され、同年十二月、仁壽殿に於て七十の賀を賜り、寛平二年二月十九日、七十六歳に遷化せられぬ。元慶寺を花山の寺といひしに、遍昭此寺の座主たりし故、花山僧正といひ、又中院僧正とも良僧正とも申き。此遍昭は若かりし時、帝の崩御によりて、早く浮世を遁られたれど、徳行堅固の出家にて、しかも氣性の洒なる洛人なりければ、たはふれたる歌どもを詠みて、女に贈られたる事多し。實に貫之の古今の序に、遍昭の歌を評して、歌のさまはえ

くなりたり。此むすめの母の親、宗貞にあるじまうけすべきかたもなかりけるにや、供なる小舎人童には、鹽さかなにて酒のませ、宗貞には、廣庭に生たる若菜をつみて、むしものといふものにして茶椀にもり、箸には、かの庭に咲たる梅の花のさかりなる枝を折て、その花に母の手にて歌をかきそへて、出したたり。

君がためころものすそを濡しつゝはるの野に出てつめるわかなぞ

宗貞これを見るに、いとあはれにおほえて、引寄せてくふを、女はづかしう思ひて、伏したるまよにて顔を見をそむけたり。宗貞やをら立出て、供なる小舎人童を宿にはしらせて、車にてさまざまのものを取寄せて、此家にのこしおき、今又まるりこんとて別れて歸りけるが、それより後は、たえず此女のかたを來とぶらひけり。へだてなき友に、ひそかに此事を語るとて、萬の物をくへど、なほ五條にて食ひたりし若菜のあつものめづらしかりしには似すとぞいひける。さて其後嘉祥二年四月に、渤海國の使者來朝して、書を獻じける時、宗貞容儀うるはしき人なりければ、帝より彼使者もてなしに出させ給ひけるが、翌年三月、帝崩御したまひて、山城國深草山に葬り奉りぬ。さて其御葬送の夜より、宗貞行方しらすなられけるが、たどちに叡山に上りて慈惠僧正の弟子となり、剃髮して名を遍昭とあらため、もつばら天台宗の學問を



遍昭塔そそ存一昨良峰の末更と
 ついで宗藤あふけはあまもまも
 欲れんつはく女にあつては
 きなましはもまもあつては
 らんはまもり常はあつては
 けし。まもればあつては
 見ゆそく佛の道ふ
 入しゆの人あつては
 ともたつてはまも
 てもあつてはまも
 たくのあつては
 名のあつては



と、ひとりごとに吟じたれば、宗貞これを聞くよりそとろに心うかれて、

來たれどもいひし馴ねばうぐひすの君につけよとをしへてぞ鳴く

と、聲うるはしう吟じかへせば、彼女うちおどろける氣色にて、はづかしきさまを見えたる事よと思ひがほにて、物もいはず内に入り。宗貞やがて縁にあがりていふやう、なにとて物はたまはぬ、雨のわりなくふり侍れば、此雨のやむまでは此縁にかくて侍らんといへば、内より彼女の聲にて、かやうに荒たるすみかにてさふらへば、雨やどりしたまふとも、大路にまさりてわびしうおほし召さんことのはづかしうこそ候へ、まだ初春の空にて、さむさのたへがたう侍らんものをとて、みすのうちよりしとねさし出したれば、宗貞いとうれしくて、彼とねを引寄せて坐しぬ。さてつくづくとあたりを見れば、みすのへりも蝙蝠などのつよきたるにや、所々そこなはれたるに、内のしつらひのほの見ゆるに、昔ゆかしう、疊などよかりけれどふるびたり。かくて日もやうく暮ぬれば、宗貞いつともなしに簾のうちにすべり入りたれば、かの女は奥へ入らんとするを、引とどめて、何かとかたらふに、女今更にはづかしく、悔しとおもへどせんかたなき様なるに、雨は猶をやみもなく、夜ひとよ降あかして、又の日の朝になりて、少し空はれたるに、女は猶奥のかたへ退んとするをゆるさず。とかくするうちに日も高

の舞姫が、そらより下り來たる雲のかよひ路を吹とちよ。さあらば天つをとめがもとの天へえ歸るまじきによりて、此おもしろき舞のすがたを、今しばしこよに留めて見ん程にといふこよろなり。をとめは未通女とかきて、いまだ男をもたぬむすめの事なり。それを天女と見なして詠みたるうたなり。天津風のつの字は、助字にて心なし。

僧正遍昭の話

遍昭、在俗の時良峯宗貞といひて、仁明天皇に仕へ奉り、藏人頭にて常に玉座に近く馴奉られ、美男にして歌の上手なりし。宗貞ある年の正月十日、こよろざす所ありて出行れける道に、五條わたりにて雨の降出ければ、暫し雨やどりせんとて、荒たる家の軒にたよすみながら、奥のかたを見入らるゝに、五間ばかりなる檜皮ふきの家にて、人影も見えねば、宗貞何となく門内にあゆみ入て見れば、はしの間の軒に梅のいとおもしろく咲たるに、鶯も鳴居たり。人有けにも見えぬ簾のうちより、色こき衣の上に薄色のきぬを著て、たけだちよきほどなる女の髪いとながく見ゆるが、

よもぎおひて荒たるやどをうぐひすの人來と鳴くや誰とかまたん

僧正遍昭

俗名良峯宗貞といへり。父安世は、桓武天皇の御子にて、延暦二十一年、良峯といふ姓を賜はれり。宗貞は、仁明天皇の承和三年に從五位下左兵衛佐、十三年備前介兼左近衛少將たり。因て良少將といへり。僧となりて遍昭と號す。又良僧正とも、花山僧正ともいへり。素性法師の父なり。

阿は津の勢くを此あをむちぬ歩をちと

戎を免此はあゝ志も志をく免ぞ

古今集雜上、五節の舞姫を見て詠める、良峯宗貞とあり。五節の舞といふ事は、毎年十一月のなかの丑の日より、辰の日まで四日のおひだ、内裏にて儀式あり。辰の日は、公卿の家々の未だ男せぬむすめを選出されて、舞をまはせらるゝ事にて、是を豊明の節會といふなり。遍昭俗にてありし時、其舞をみて詠まれたるうたなり。歌のこころは、天ふく風よ、天女のやうなるあ

初め太宰府にありし時、唐人沈道固、鴻臚館にて筆が才ある事を聞き、たびく詩を以て唱和するに、其才の富艶なるを賞しけるとぞ。此鴻臚館といふは、すべて外國の人、我國に貢をささぐる時、其使者を接待する館なり。

今我解曰吉吉審察

頭一人堂平佛寺僧尼名籍

著者輝見讓與送近及

在京吏杖覽尚敏余調佛

世華上

小の管心名を家鶴佛ふはる

只府ふ以通入始了目是承

よる備夜と浮い始了戒

所とふりた。後にはゆも

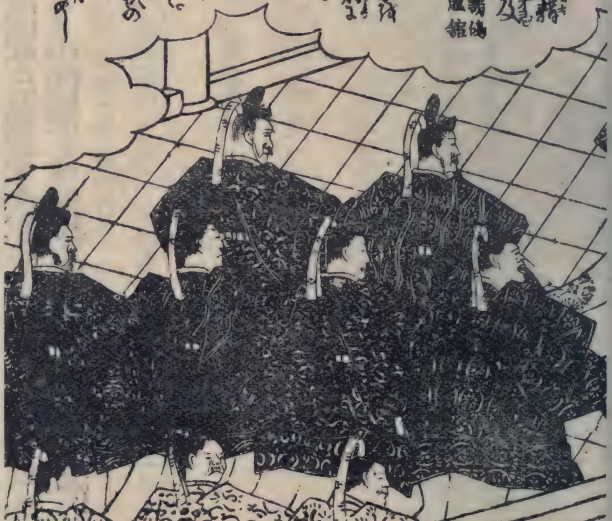
いふの道と浮も。先事

秋書不見。又今昔物徳

愛名を此徳と持ったんや

好むに徳あれ。例の海原巻の

言ふして。まじ



鳩臚トビノ館タテマハ朱シユ窗マダラの
東西トウシ也

聖ミコトをマシハ

家イヘとイハル

そのコトをシル

私シにイハ

鳩臚トビノ館タテマと

もシテ

あハらハらハらハ

寺テラとイハ

今イマにシテ

又マタも

年トシ々トシ

劫セキとイハ

鳩臚トビノ館タテマと

遠トホくシテ

之ノをシル

之ノをシル



やとて、俄にはかに病やまひと稱しょうして遣唐使けんたうしの役やくを辭じし、其そのうへ西道諒せいだうりやうといふ詩しを作りて、遣唐使けんたうしの事ことを譏そらるゝに、帝みかどへ對たいし奉たてまつりて忌憚いみはやかる語ことなど有ありければ、帝みかど大おほに逆鱗ひきりんあり、違勅ちちやくの咎とがを責給せめひて、死し罪ざいにも處しよせらるべき事ことなれど、一等いとうをゆるして遠流えんりゆうに處しよし、篁たかむらの官くわんを剝はぎて庶人しよじんとなし、同年十じゅうねん一月いちげつに、隱岐國おきのくにに流ながしつかはさる。篁たかむら少すこしも是こゝに屈くつせず、配所はいしよに赴おもむく道みちにても、謫行吟たくかうぎんといふ七十韻みその詩しを作つくられしを、聞傳きこつたふる人は内々ないくその度量たくりやうをぞ賞しやうしける。此この篁たかむらは生質直言せいしつちよくけんを好このみて、諂へつらはざる人ひとなりければ、當世たうせいに容いれられず、其上かみ才さいを妬ねたむもの多おほかりければ、此度このたびもかく遠流えんりゆうに處しよせられけれど、原來帝もとよりみかどの御寵愛ごちやうあいあり、させる大罪たいざいもあらざりし故ゆゑにや、翌年よくねん勅免ちやくめんありて、隱岐おきより召めしかへされて本もとの位くらゐに復ふくしたまひ、陸奥守兼式部少輔むつのかみけんしきぶのせうぶとせられ、又從四位下じゆしむひにすすめ、藏人頭くらうじゆのかみとして左中辨さちゆうべんをかね、參議さんぎに任にんぜられ、其後追々のちおしおし昇進しやうしんせられしが、文德天皇御即位もんてくてんわうごそくゐの頃ころ、篁たかむら病重やまひおもくなりて、やよもすれば參内さんないを怠おこらるゝ時は、帝みかど殊ことごとに憐あはれみたまひ、度々たびく勅使ちやくしをつかはされ、錢穀せんこくを賜たまひ、仁壽二年十月にんじゆにねんじゆげつには、其家いへにして三位さんゐを授まづけ賜たまはるほどの寵遇ちやうぐうにて、五十一歳ごじゆいちさいにて薨こぜられし。篁たかむら平生父母へいぜいふぼに孝心かうしん深く、家いへもとより貧まうしかりけれど、富貴ふうきを求めず、親族朋友しんそくほうゆうの爲ためには我祿わがろくをも分わかち惠めぐまるゝ事こと多おほかりき。常つねに文書ぶんしよを好このみ、和歌わかを能よくし、兼かねて能書のうじよの聞きえ有ありて、草書さうしよ、隸書れいしよをよくし、羲之獻之ぎしけんしの風ふうありける故ゆゑ、時ときの人ひとこれこゝれを學まなぶもの多おほかりし。

され候、但、ねがはくは遙望の遙の字をかへて、空望と改させたまはゞ、ますく絶唱と申べく候はんと、申されけるに、帝愕然として驚かせ給ひ、汝もとより此兩句を知れりやと仰られければ、篁謹で聖作の一聯、臣いかであらかじめ存じ候はんと、答へ奉らる。帝重ねてのたまふは、此二句は白樂天が句にて、もとは空望とありしを、汝が才を試んが爲、假に遙望とかへて示せしなり、實に汝は白樂天と詩情相同じきものなりとて、大に賞美したまへり。此時白氏文集わづかに一部わたりて、官庫にあるのみにて、世人いまだ見る事を得ざりければ、篁もとより知らるべきやうなかりしとぞ。扱其後篁春宮學士となりて、清原夏野と共に、勅を奉じて令義解を撰せらる。しかるに承和五年、藤原常嗣を聘唐大使とし、小野篁を副使として唐に遣はさるゝに、四艘の船次第に海に泛べしが、大使常嗣が船は太平龍と號して、もつとも堅固に造りたる船なり、副使篁の船はこれに次たる船なりけるに、いかどしたりけん、第一の船少し水のもる所ありければ、大使常嗣、篁の船と乗替ん事を請により、其趣奏聞に及びければ、帝其事を許させ給へり。篁此由を聞き、大に怒て曰く、先に綸命をうけたまはりし時、第一の船は大使、第二の船は副使と分配すでに定まれり、しかるに今破損の船を我に賜はれるは何事ぞや、篁身不肖なりといへども、何の面目ありてか常嗣が所爲に従がはん

とて數も知れぬ島々へかけて、篁が船は今日漕出したりといふ事を、京の人々にも知らせたけれど、流人の身にてたよりも自由ならねば、此うらの蟹の釣舟よ、そのものどもなりとも、京の人々に此よしをつけ知らせよといふことなり。

參議 篁の話

嵯峨天皇の弘仁の初めに、參議正四位下小野峯守、陸奥守となりて、其國に赴きけるに、峯守の嫡子篁、父に隨ひて奥州に在けるが、陸奥は牧の多き所なる故、篁彼國にある間は、常に馬を馳る事を業として、終にその術に秀られぬ。後、父峯守任果て都に歸りても、篁は馬をのみ好みて、文學をつとむる事をせられざりければ、帝此由を聞しめして、篁は峯守が子として弓馬の士となるはいたましき事なりと、歎かせたまふよしをうけたまはり、篁、大に慚恐れて、始て學問にこよろざし、先大學寮に入りて諸生となり、日夜學業をはげまれけるに、才智拔羣にして、程なく文名高くなられぬ。ある時、帝河陽館に幸したまひて、御製の詩句に、

閉閣唯聞朝暮鼓 登樓遙望往來船

此兩句を篁に示し給ひて、所存を申べきよし勅ありけるに、篁がいはく、聖作いみじくあそば

参議 篁

姓は小野、参議正四位下峯守の長子、はじめ文章生たり。天長年中從五位下、太宰少貳、又東宮學士、彈正少弼、承和二年從五位上、同十四年從三位。俗書に篁の歌字盡といふものあり。俗書たる事は勿論の事なれど、より所なきにあらず。篁の屑玉集といふ書有り、偏旁同じ字をあつめて童蒙の便とせり。

こゝれを屋をば島あそて六歳出ぬや

必ぞよそ津あそ阿はれ津里ぬ祿

古今集騎旅部に、隱岐國に流されける時、舟に乗て出たつとて、京なる人のもとへつかはしけりと有り。歌のころは、わたの原は海原の事なり。海は船にてわたるもの故、日本紀には海の字をわたともよませたり。原はすべて廣き處をいふ。天の原、野原、笹原、萩原などみなひろき事にいへり。さて此たび隱岐國へ流さるよとて、津國の難波の浦より出船するに、八十島

けるを、博雅はくが懇望こんぼうせられけれど、深くかくして、さやうなる曲きよくはを知らずとてをしへざりければ、博雅心うくおもひ、恨うらみて都みやこにかへり、それよりよなくひそかに木幡こまはたに行ゆて、彼盲人かのまうじんが家の前まへ裁ざいのうちにかくれて、うかどはるゝ事、百夜ももよにもなりぬ。これは彼盲人かのまうじんが祕ひする手てを、人ひとなき折せりにひく事もあらんかとおもひて、うかどはれたるなり。されども、かりにもさやうなる手てを弾ひかざりしが、既すでに百夜ももよに満みつる曉あかつきに、此法師このほうしふと起おき出いでて、心こころを澄すましたるさまにて、九月ながつきばかりの月のいたく明あかきに、此祕ひしたる手どもを三つながら弾ひかたり。さて弾ひかはてさせて、博雅はくが前まへ裁ざいの中うちより出いで来て、月頃つきころのねがひ叶かなひたるよしを申まをされければ、彼法師かのほうし打うちおどろきながら、博雅ひろまさのこゝろざし浅あさからざるに感かんじ、その手てどもを殘のこらずをしへ傳つたへて、その後のち法師ほうしはいづちにうせけん、行ゆく所ところを知らずといへり。世よに蟬丸せみまるを盲まう人じんなりといひ傳つたへたるは、此木幡こまはたの盲僧まうそうの事ことを、ひとつに混こんじたるあやまりなり。

いふ心にて、あふさかの關と名をつけたるものにてあらんといふ心なり。

蟬丸の話

宇多天皇の御子式部卿敦實親王と申せしは、管絃の道を好みたまひ、ことに其藝に精しくおはしましぬ。中にも琵琶に妙なりければ、みづから流泉、啄木の曲を作らせたまひけれど、秘して人には傳へたまはざりし。此蟬丸は彼親王の雜色なりけるが、これも琵琶を好みける故、親王の彈せたまふ流泉、啄木の曲をいつとなく聞覚えて、遂にその手を彈得られけり。後に親王に御いとまをこひ奉り、隱者となりて、所をさだめずいほりを結びて住れけるが、延喜五年の頃、逢坂の關のほとりに庵室を造りて住れけり。かくて時々琵琶を彈き、謠ひて樂しまれけるが、平生もてあそぶ琵琶の名を無名とぞいひける。蟬丸、隱遁の身となりて長生せられし故、老後に流泉、啄木の曲を博雅三位には傳へられたり。この三位は延喜帝の皇子、兼明親王の御子にて、皇太后宮大夫從三位源博雅と申せし人なり。さて此博雅も、ことに琵琶の上手にておはしけるが、またわらはにてをさなかりける比より、木幡といふ所に目つづれたる法師の、よにあやしけなるもの有り、それに琵琶を習はれけり。しかるに彼法師、琵琶の祕調三つあり

風俗通曰。枇杷此也。世樂家所。作
 不知誰也。以手枇杷用以為。長
 三尺五寸。佳。人與五行。四弦。
 象四時云。

此種を漢代に
 創りしものなり
 王昭君は中
 こよみ初め
 あり。皇國の
 此種はすれ
 人其の
 風俗通曰
 名物の琵琶
 かむくとお
 情拙の位
 周余味
 習人
 蓋し



蟬丸

姓氏せいしつまびらかならず。古説こせつに、仁明天皇にんみんやうの時の道人だうじんなり。常に髪かみをそらす、世の人翁おきなと號がうし、或は仙人あるひせんじんといひ、又延喜帝えんぎていの第四だいの皇子わうじなどいへるは、いづれもよりどころなき説せつ共にて、時代じだいもたがへり。又蟬丸せみまるの像ざうを盲人まうじんのさまに畫まがく事、わらふに堪たへたり。其事ことは下しもにつまびらかにいふべし。

大まき屋大此由くを歸るを別きてを

志るを志羅ぬを阿ふせり此勢た

後撰集ごせんしふぞふ雜ざ一いつに、逢坂あふさかの關せきに庵室あんじつをつくりて住すしに、行ゆきかふ人を見てと有ありて、行ゆくもかへるも別れつよとあり。逢坂あふさかの關せきは京きやうと大津おほつとの間あひだにあり。そこにいほりをむすびて住すれたる時ときのうたなり。歌うたのこころは、こよを逢坂あふさかの關せきといふは、是これは此關このせきをこえて京きやうより諸國しよこくへ行ゆく人も、諸國しよこくより京きやうへ歸かへる人も、こよを行過ゆきすてわかれては、知りたる人も知らぬ人も、又こよにて行ゆきあふと

たるものなるべし。又小町が雨乞の歌とて、

ことわりや日のもとならば照りもせめざりとては又あめが下とは

といふ、てにをはもあはざるつたなき歌を、世にいひ傳へたり。これは慶長の頃あるもののみたる狂歌のよし、雄長老の狂歌百首といふ附録に見えたり。まことの小町の雨乞の歌といふは、小町の家集に、

あめにます神も見まさば立騒ぎあまのとははのひぐちあけたまへ

といふ歌なり。これに混じて、右の狂歌を小町のうたといひ傳へたるものなるべし。猶小町の事につきていふべき事あまたあれど、くたくしければもらしつ。

世に業平は
 吾もあつて
 今付はあつて
 おかあは
 わいつまは
 粉衣の家
 今ふたに
 異術は
 此々か
 道と
 昔は
 音は
 傷を
 とも
 あり
 あり
 あり



口以差日
 在立中
 時為嫁
 伴在王
 家お梅
 月信在
 生望言
 侍更何
 心晴未
 小野西
 月
 くの一とたす
 心なきは
 ぬましふあや
 おしはれは
 異聞をた
 ちまの



その髑髏の目の穴より薄一もと生出たるに、風になびく音のかく聞えければ、あやしく覺えて、あたりの人に此事を問ふに、或人のいふ、小野小町此國に下り、此所にて命終れり、かの頭それならんといふを聞て、業平あはれにかなしく思はれければ、下句をつけられたり。

をのとはいはじすよき生けり

其野をば玉造の小野といひけるとあり。此事も怪しく論ずるに及ばぬ妄説なれど、ふるく言傳へたるにや、顯昭の説にも、小町は數十年在京して、好色の人なりしかど、本國へ歸りて死せしにより、八十島に屍のありしかとて、此あなめくくの歌を載られたり。又玉造小町壯衰書といふもの有て、さしも美人の名高かりし小町も、年老て道の傍に食をこひ、かばねを野邊にさらせし事を、漢文のさまに書て、其書の作者を安部清行とも、空海とも言傳へたれど、弘法大師は承和のはじめに遷化せられし故、小町とは時代違ふよしを兼好もいへり。此書の玉造といふ名の事、無名抄の玉造の小野の説にかよへり。且此壯衰書は、つたなき作り物がたりなれど、此事をふるく言傳へたるにや、東鏡に、建曆二年十二月、御所に於て繪合ありし時、大江廣元の獻せられし繪は、小野小町が一期の盛衰の事なかりしが、其日の繪數卷の中にて御自愛ありたるよし見えたり。是等の説どもを取りあはせて、卒都婆小町、關寺小町などの謠曲は作り

と詠みておこせければ、小町これを見て、いよく少將大徳なりけりと思ひて、日頃うらなくものがたりなどせし人なれば、逢てものもいはんと思ひて、彼僧の聲したる所へ行かれけれど、かきけすやうに失せて、一寺の中をもとめさすれど、いづくにか逃去れけん、其行がた知られざりしといふ事、大和物語にかきたり。仁明天皇を深草帝と申し、それに仕へられたる少將ゆゑ、深草少將といふ名をまうけ作りたるなるべし。又あなめくといふ歌の事は、無名抄に、業平朝臣、二條後のいまだたど人にておはしましたる時、盗み出て行けるを、兄上たちとどめてとり返されたるよし、伊勢ものだりに書けるが、日本紀式といふものにあるやうは、彼兄上たち后をとりかへしたまふ時、いきどほりやすめがたくて、業平のもとどりをきりてけり。されど誰ためにもよからぬ事なれば、人にも知らせず、心ひとつに思ひてうかれありかれけるが、業平髪をはやさんとて籠居られたる間に、歌枕ども見んとて、あづまの方へ行けり。陸奥にいたりて、八十島といふ所にてやどりたる夜、野中に歌の上の句を詠する聲あり。よくよく聞けば、

秋風あきかぜ

のふくにつけてもあなめく

と聞ゆ。業平あやしみて、聲する方を尋ねもとむるに、人はなくて、死人のかしらひとつあり。

て、其事虚實相まじはれり。謠曲に通小町といふ名有て、深草少將といふ人をまうけつくりたれど、さる名の人其代にはなき事なり。こよにひとつの考あり。大和物語并に後撰集に、小町と僧正遍昭と贈答の歌あり。これらによりて作りいだせるものなるべし。その事は、小町あるとしの正月に、清水にまうでられけるが、佛をふし拜みながら聞に、たふとき聲にて經陀羅尼よむ法師あり。小町あやしみて人をやりて見せられければ、篋ひとつ著たる法師の、腰に火打などのゆひつけたるなりといふ。猶其聲をきくに、いよくたふとかりければ、たど人にてはよもあらじ、もし少將大徳にやあらんと思はれけり。少將大徳とは、僧正遍昭の事なり。遍昭俗の時は、良峯少將宗貞とて、仁明天皇御寵愛の藏人にて、常に御側さらず召仕はせ給ひしかば、天皇崩御ありて、深草に葬り奉りし其夜より出家せられし故、少將大徳といふなりけり。扱小町はもし遍昭にやと思ひて、こよろみに人を遣して、こよひ此御寺に通夜し侍るがいたうさむきに、御衣ひとつかしたまへとて、

いはの上たひねに旅寐たひねをすればいとさむしこけの衣ころもをわれにかさなるといひやりたりける返しに、

世をそむくこけの衣はたどひとへかさねばうとしいざふたり寐ん

帝みかどこれを聞きせたまひて、いよく愛めでさせたまひ、御ごかへしの歌うたに、

さよらがたにしきの紐ひもをときさけてあまは寐ねすとたゞ一夜ひつよのみ

後のちに皇后此事このことを聞きかせたまひて、又大またにうらみたまひしかば、弟あに姫ぎ帝みかどに奏そうしたまふは、妾せま大宮おほみやに近ちかくさぶらひて、常つねに君きみの御ごよそほひを見奉まんとおもひ侍はんべれど、姉あね皇后きんご妾せまが事故じこに、帝みかどをうらみ奉まりたまふが心こころやましく侍はんべれば、こひねがはくは、妾せまを遠とほき所ところにさけ置おきたまへと請こひ給たまふ。こよに於おいて、天皇てんかう弟あに姫ぎの願ねがひにまかせ、河内かはちの茅渟ちねに宮室きやうしつをつくりて、弟あに姫ぎを住すましめたまへり。それより後のちは、度々たびたび日根野ひねのに狩かりしたまふ事はじめれり。これは御狩みかりにかこつけたまひて、茅渟ちねの宮みやに幸ゆめしたまはんが爲ためなりき。扱きこのそとほり姫ぎの御歌みうたの心こころばへと、小町こまちの歌うたの心こころばへと、よく似にたるよし、貫つらゆき之のかよれたるは、六歌仙ろくかせんの中なかにて難なんなき歌うたのさまは小町こまちなりと論ろんぜられしなるべし。此このこ小町こまちは仁明天皇にんみんてんかうの時ときの人ひとにて、采女うねめなどの如ごとく、いづれの國くにの郡司ぐんじなどの妹いもうとがむすめ、彼かかたちよき故ゆゑに都みやこに奉まりしにてもありけん、とかくに家系かけいのしれざる人ひとなれど、美人びじんの聞きえ高たかく、しかも歌うたに堪か能のうなりし故ゆゑ、古今集こきんしふにも、小町こまちがあねの歌うたとて入いられ、後撰集ごせんしふにも同おなじあね、又また小町こまちがうまごなどとかきて、歌うたを入いれたるにて、其名な高たかかりし事ことしらるるなり。此このこ小町こまちはあまりに名高なだかかりし人故ゆゑ、昔むかしより今いまに到いたるまで、さまぐの俗説ぞくせつをいひ傳つたへ

られん事必定に候、とても死しさふらはんには、此まゝ御庭にてむなしくなり侍らんとて、七日が間庭上に伏して歸らざれば、飲食をあたへたまへども辭して食はず、人なき隙をうかどひて、ひそかに袖の中なるほしいひをくらひてぞ居たりける。弟姫おもひたまふやうは、姉皇后の妬みをはどかる故に、帝の命に背くのみならず、忠臣たる烏賊津が命をさへ失はせん事、これわが罪なるべしと、やうくうけがひたまひて、遂に烏賊津と共に京にいたりたまひければ、天皇厚く烏賊津を賞したまへり。しかれども、兎角に姉皇后の御氣色よからざれば、弟姫の別殿を藤原に造りて、そこに居らしめたまへり。此折しも皇后御懷妊なりけるが、御子うませたまふ夕、帝始て、弟姫の藤原の宮に幸したまひし事を聞せたまひ、皇后御うらみ大かたならず、已に御産屋に火をつけて、焼死たまはんとしけるよしを聞せたまひ、帝大に驚かせたまひて、様々に皇后の御心をなぐさめこしらへたまへり。かくて翌年二月、天皇ひそかに藤原の宮に幸して、弟姫の御ありさまをうかどひ見たまふに、此夕弟姫も、何となく帝を戀しくおほしめしける折からなりけるに、帝の幸なりし事は知らせたまはずして、ひとりごとになうたひて宣まはく、

わがせこが來べき宵なりさよがにの蜘蛛のふるまひかねてしるしも

出すことなるに、今日皇后舞終りたまひて、其事をのたまはざる故、天皇御氣色あしくて、何故に常の禮法をうしなふやと、咎めさせたまひしかば、皇后ふたよび起て舞たまひ、舞終りて娘子を奉るとのたまひければ、天皇その娘子は誰ぞ、姓名を聞んとのたまひければ、皇后やむことを得たまはずして宣まひけるは、妾がいもうと名は弟姫と申しさふらふ、かたちすぐれて艶色衣を徹しさふらふ故、時の人、衣通姫と申侍るとのたまひければ、天皇御心うごかせたまひ、翌日使者をつかはして、弟姫をめしよばせたまふ。此時弟姫は、御母に隨ひて近江の坂田におはしけるに、勅使來りて、事のよしを申上ければ、弟姫は御姊皇后の御こころを畏れはどかりたまひて、まゐりたまはず。帝より七度めせども、猶固くいなみてまゐりたまはざりければ、帝御心よろこびたまはず、この度の使は、舍人中臣烏賊津使主といふものに勅して、弟姫を召しにつかはさる。烏賊津仰をうけたまはるより、先私宅に歸り、襦を袖のうちにつよみて坂田にいたり、弟姫の家の庭の中に平伏して、事のよしを申けるに、弟姫のたまふには、天皇のみことのりをかしくみ奉らぬにはあらねど、皇后の御心をいたましめたまはん事を思ふ故に、召しにしたがはざるなり、しかる上は、たとひ死すともまるるまじと申させたまふ。烏賊津申けるは、臣、主上の勅をうけたまはりて御むかへに參り侍り、今空しく歸り侍らば、罪せ

まへど、皇子は聞召しいれたまはず、御身を背けてものをも宣まはざりければ、大中津姫、恐れかしくみながら、御前を退きたまはざる事、五時ばかりに及べり。此時十二月の天にて、風もことに烈しき日なりければ、姫のさよけ持たまふ手洗水、御手のふるふにしたがひ溢れあふれて、御手に氷りつけば、今は寒氣に堪かねて、絶入らんとしたまひけれど、猶そのまよにて御前をたち去り給はざりければ、皇子此體を御覽じて、はじめて驚かせたまひ、急にたすけおこして宣ひけるは、位をつぐ事はいたりて重き事なるゆゑ、たやすくうけがはざりしが、さほどまでに群臣のこひ望む事ならば、何ぞいなみ果んやと、のたまふ御詞を聞たまふとひとしく、大中津姫御かほをふりあけて、皇子を拜しよろこびたまひ、群臣を召してのたまひけるは、今日吾君諸臣の請をゆるし給ふぞ、早々天皇の璽符を奉れ、とのたまひければ、群臣大によろこびて即日神璽を奉り、御即位の事を急ぎ奉りぬ。さて翌年の春二月、大中津姫を立て皇后としたまへり。後々此御腹に、皇子皇女あまた生れさせたまふ。しかるに、此天皇の七年十二月、新室にて酒讌したまふ事ありて、天皇みづから琴を撫たまひ、皇后起て舞たまへり。皇后舞終りたまひて、例の作法のごとく娘子を奉るといふ事を宣まはず。是は其時代の風俗にて、酒宴の席にて舞をまふ時は、其舞終れば、いつも上座の人に對して、娘子を奉るとて、美女を

小野小町の話

古今集の序に、をののこまちは、いにしへのそとほりひめの流なり。あはれなるやうにて、つよからず、いはゞよき女のなやめるところあるに似たり、つよからぬは女のうたなればなるべしと書かれたり。小町のうたは、むかしの衣通姫の御歌の筋にて、あはれとは愛する心なり。強からぬとは、艶なる體なり。又よき女のなやめるところあるとは、すなはちつよからぬことろなり。扱この衣通姫と申すは、允恭天皇の御后にて、弟姫と申奉れり。後の世に玉津島明神といはひ奉るこれなり。允恭帝は反正天皇の御弟にて、稚子皇子と申奉れり。反正天皇崩御ありて、いまだ御跡をつがせらるゝ儲君おはしまさざりければ、群臣相議して、御弟稚子皇子を御位につけ奉らんと申けるに、皇子多病なりとて、即位の事をうけがひたまはず、再三すゝめ奉るといへども、かたくいなみたまへり。其の時稚子皇子の妃忍坂大津姫、群臣の憂を察したまひて、みづから洗手水を取持ちて、皇子の御前にすゝみてのたまひけるは、今大皇帝位につかせ給ふことを辭したまふ故、空位にて年月を経んとす、此故に百官百司せんすべなくしてうれへ歎き侍り、大王諸臣の望にまかせて、強て帝位に即せたまへと、いさめ奉りた

小野小町

父祖ふそつまびらかならず。古説こせつに參議さんぎ篁たかむらの孫まごなりといひ、小野良實そのよしざねのむすめといひ、又常澄つねずみの女むすめ當澄まさずみの女むすめなどいふ説せつあれど、いづれもたしかならず。古今こきんに小野貞樹さだきと詠よみかはしたる歌うたあれば、此貞樹しんぞくの親族しんぞくにて有ありんと、契沖けいちゆうはいへり。

花は色をすはれりよあまをいふは花は

このあまをいふは花はあまをいふは花は

古今集はるの春下はるのに、題だいしらずと有り。歌うたのこころは、さかりを見んと思おもひ居ゐたる花の色いろは、うつろひかはりたることかな。無益むやくにわが身みが世せ事じにかまはりて、いく日もく物思ものおもひして居ゐたるあひだに、折をりしも春はるの長雨ながあめもふりたり、かれこれしてといふこころなり。ながめといふ詞ことばは、心こころにものおもひのある時は、何なにとなうむかうを見みつめて居ゐるものなり。それをながめといふなり。又またそれに長雨ながあめをそへていへり。

れられたり。これより先に、續古今集を撰ばるゝ節、此歌を入られんといふ沙汰有けれども、爲家卿は貫之が筆空しくなるとて、うけがひ給はざりしかば、入られざりけるに、其末葉たる爲兼卿の玉葉に入られたる事いぶかし。又樹下集といふものに、喜撰の歌とて、

けがれたるたぶさはふれじ極樂のにしの風ふく秋のはつ花

といふ歌あり。此二首はわがいはほはの歌の體とは大にかはりて、しかもいにしへのすがたにあらねば、とかく貫之の論にしたがひて、うち山の歌一首より外は傳らぬ事とすべきにこそ。

れたり。又寂蓮法師の家集に、宇治山の喜撰が跡などいふところにて人々歌よみける。秋の事なりとて、

あらし吹くむかしの庵のあとときえて月のみぞすむうぢの山もと

といふ歌あり。さて此法師は隱遁の人にてありければ、虎關が元亨釋書には窺仙とかきて、宇治山に住て密咒を持し、長生をもとめて穀物を食せず、藥を服せしが、或時雲に乗て去たるよし記せり。是は例の妄説にして、論するにたらずと云ども、いづれにしても世をいとふ心のありたる人なるべし。しかるに千載集の序に、宇治山の僧喜撰といへるなん、すべらぎの詔をうけたまはりて、やまとうたの式をつどれりけるとあり。されど、いづれの帝の勅をうけたまはりて作られたるといふ事たしかならねば、考ふべきやうなし。その上、今世に流布する喜撰式は、偽書なるべければ證すべからず。扱此喜撰法師の歌の事を、古今の序に、詠める歌多く聞えねば、かれこれをかよはしてよく知らずと、貫之の書れたれば、延喜の頃すでに此歌の外に、喜撰の歌といふものは聞えざりし事知らる。孫姫の式といふ書に、基泉の歌とてあり。このまより見ゆるは谷のほたるかもいさりのあまの海べゆくかも此歌を爲兼卿は、いさりの蟹の沖に行かもと直して、題しらず、喜撰法師と書て、玉葉集に入

喜撰法師の話

山城國宇治郡の事は、應神天皇第四の御子をおほさざきのみこ
菟道若郎子と申せしが、此皇子桐原の日桁宮を造り、大宮となしてすませたまへり、此御座
所をもとは許の國といひしを、こよに住せたまふ菟道若郎子御名によりて、のちに宇治郡と
名づけたるよし、古き風土記に見えたり。これによりて、後世その郡にある山を宇治山とい
ひ、川を宇治河、里をうぢの里、橋をさへ宇治橋と名づけたり。宇治山は、宇治郡の東、池
尾村の上のをぢらに在ありて、峯高みねたかくかたちまどかにして、はるかに帝城ていじやうに臨のりみ、山中さんちゆうに清いづみき泉ありて、四
季ともに水みづの潤うるる事なく、殊ことに幽邃ゆうすいなる處なれば、昔より世よばなれて住すむ人の籠かごりし地と見え
たり。されば喜撰きせん法師ほふしも此山やまを愛あいして、住家すみかをしめられたる故ゆゑ、貫つらゆき之もも宇治山うぢやまの僧喜撰そうきせんと書か
れたるなるべし。しかるに、此山やまを後々のちちの世には喜撰きせんが嶽たけといひ、其山そのやまの半腹はんぶくに大なる岩屋いはや
あるを、喜撰きせんが洞ほらとも名づけたり。鴨長明かものもちやうめいも宇治郡うぢのの日野ひのの外山げやまに住すみ、喜撰きせんの住すむ跡あとを
人にをしへたる文ふみにも、三室戸みむろどの奥おく二十餘町よちゆうちゆうばかり山中やまなかへ入いり、宇治山うぢのの喜撰きせんが住すむ跡あとあ
り、家はなけれど、室むろの石いしすゑなど定さだかにあり、これらかならず尋たづねて見るべき事なりと書か

喜撰法師

此法師の事は、系譜等見る所なしといふが正説なり。或は橘奈良丸の子といひ、又紀名虎の子なりといふは、よりどころなき説どもなり。貫之の古今の序に、宇治山の僧喜撰とばかりかゝられたれば、考ふべきよしなしといへども、かれこれにつき考へあはする事ありて、弘仁の頃の人とおもはるゝ事もあるよしなり。

我いほそ都れとほみ志あぢけり

と茂亨ちるほむむぞそいぬをり

古今集雜下に、題しらすとあり。歌のこころは、我いほりは、都よりは辰巳の方にあたりたる所に、たゞ此通に住で居ることなり。これといふも、うき世にあきて引籠りて居る事なるに、此山の名も世をうきものなりといふやうに、うち山くと人がいふことごと詠めるなり。

深き初昔はあはれ
 せうりほほ橋をたは
 るはてわくまうさ
 けふは昔はよまを
 もてあやまき
 藤原新ハクム
 カシは鏡あはれ
 好古小縁よけを
 たて。そ又文
 々よ坊やいふ
 然るも昔と
 け



繪島えじまの蜚あまをこめうた乙女歌をよむ話

在あり原はらのなり業ひらのあ平そん朝臣そん歌歌譯譯

業平いへの家の話

伊勢いせ物語ものがたりの話

藤原ふぢ敏行はらのさし朝臣ゆきのあ歌そん譯譯

小野道風そのたう表ふうをへう上たてまつる話

敏行能筆としゆきのうひつ一切いっさい經きやうをてづ手書からしよする話

伊い勢せ歌歌譯譯

枇杷左大臣ひのはさだ仲平いじん伊勢なかつらに通かよひ給たまふ話

宇多帝うだのみかぢ伊勢いせを寵ちよしたまふ話

伊勢いせの御ごの桂かつらの家いへの話

伊衡これひら伊勢いへの家にちよくし勅使しよの話

伊勢家いへを賣うる歌うたの話

元もと良よしの親しん王わう歌歌譯譯

親王しんわう好色かうしよくの話

親王しんわう奏賀そうがの聲鳥こゑと羽は迄まで聞きこえし話

良峯宗貞五條の女の許にかよはると話

遍昭小町贈答の歌の話

光孝帝遍昭に七十の賀を賜ふ話

陽成院 御製譯

釣殿の話

奥羽に夷賊亂を起す話

帝馬を好ませたまふ話

帝狂亂によりて人命を害し給ふ話

時康親王五十四歳にて即位したまふ話

河原左大臣 歌譯

融帝位を望まると話

河原院の話

融の靈寛平法皇を惱まし奉る話

都の鹽竈の話

光孝天皇 御製譯

渤海國の王文矩親王達の相を看る話

帝釋奠の禮を行ひたまふ話

帝町人共に債を還したまふ話

中納言行平 歌譯

新羅國の人肥前に冠する話

行平穀物運漕に功ある話

行平須磨に住む話

百人一首一夕話 卷之二

目錄

喜撰法師歌譯

喜撰の歌三首有りといふ話

宇治郡を許の國といひし話

宇治山古蹟の話

小野小町歌譯

衣通姫の話

謡曲に小町の事を作れる話

深草少將の話

蟬丸歌譯

博雅三位流泉啄木の曲の話

蟬丸盲人にあらざる話

木幡の盲僧の話

参議篁歌譯

嵯峨帝白樂天の詩を以て篁の才を試み給ふ話

篁遣唐使を辭する話

篁隱岐國に流さるゝ話

足利學校の話

篁の歌字盡の話

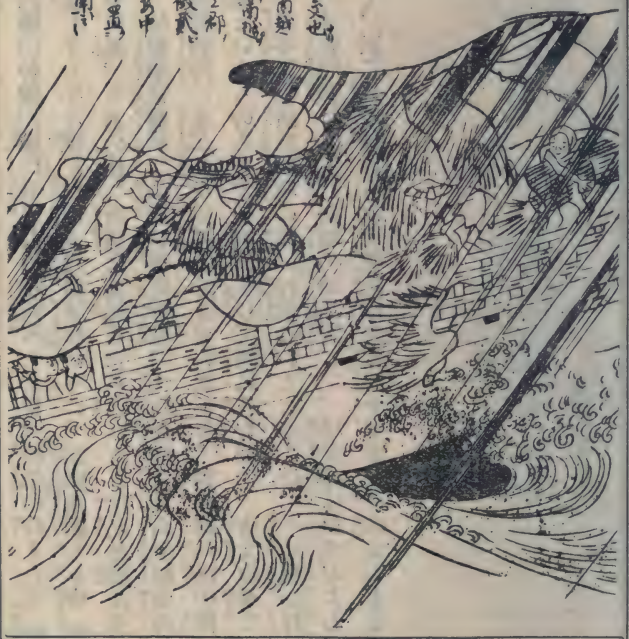
僧正遍昭歌譯

せし事を聞きせたまひしかば、此國の仲麿が家の衰おとろへたるを憐あはれ
正び白はく綿めん三百屯を賜たまはれり。其後そのご五十七年を歴へて仁明天皇の承和三年に、藤原常嗣と小野篁と
を唐使たうしに遣つかはさるゝ時、先年せんねんより以來、日本の使つかひの唐國にて死ししたる者八人に位記を賜たまはり、正
二位を贈おくらる。其詔そのみことに曰いはく、故留學問贈從二品安倍朝臣仲麿、大唐光祿大夫右散騎常侍兼御
史中丞北海郡開國公贈潞州大都督朝衡に正二品を贈おくるとかよせたまへり。初仲麿入唐の節、儼
人としてわたりたる、羽粟吉滿といふものあり。仲麿に従したがひて唐に在る間に、唐女を娶めとりて一子
を生うめり。其名を翼よくといひしが、天平五年廣成歸朝の節、仲麿にいとまをこひ、一子翼を伴ともひて
日本に歸かへりぬ。此翼といふもの生質聰明にして、歸朝の後出家して、學業殊に長ちやうずるよし、朝
廷ていに聞きえければ、還俗けんそくせしめて、正二位を授まづけられ、桓武帝の延曆十年まで存命ぞんめいせしとぞ。

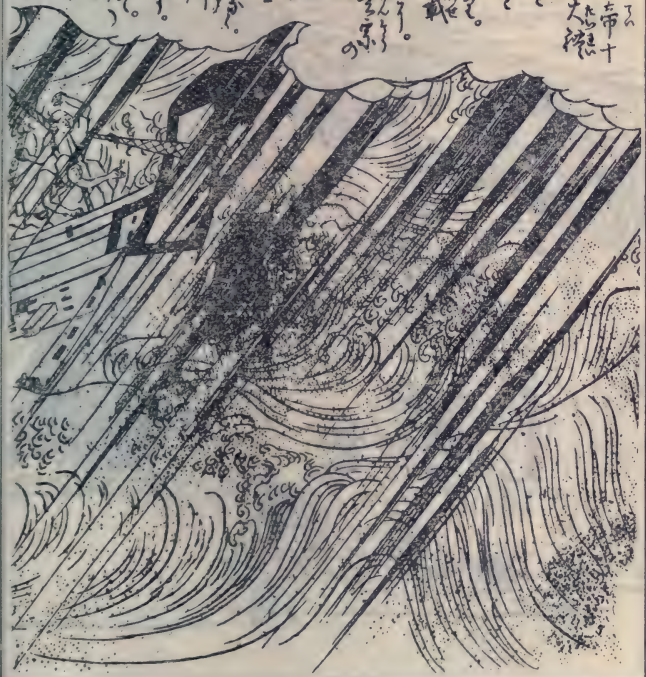
海上颶風不遠下
 安南國平便後
 新王即位於賓
 とやうに地
 新王

武備志曰

安南唐虞時南交也
 秦為象郡復拓南越
 道陀據之武帝平南越
 置交趾九真日南之郡
 光武以女子徵倒機貳
 及烏桓討平之建武中
 改交州置牧唐置
 都護府改交為南



遣唐使、推古帝十
 五年、けし文て大津
 菴我妹子を
 使して信と
 隨か通下しとも。
 及唐國史に載
 たり。やう中へ。
 仲魯ハ唐の玄宗
 の
 叶して。使朝
 こゝろく。延喜
 け中へ去り給へ
 右と申すふりか
 云望山に一軒
 下地へ亂れ給
 へ。此四をに使
 名乃傘を奪
 けしやうもの
 ほゆるけし



大佐日記曰。昨日おれ月

あふたま。き。む。り

あ。信。れ。仲。磨。と。ひ

々。ふ。人。か。ん。こ。は。と

と。ん。て。か。つ。う。さ。も

け。ふ。舟。に。の。り。な。き

〜。信。ふ。て。は。か。人

〜。れ。〜。あ。し。〜。〜。

〜。れ。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。

〜。〜。〜。



日本晃卿辭帝都

片帆百里繞蓬壺

明月不歸沈碧海

白雲秋色滿蒼梧

晃卿とは、仲麿唐にて改名して朝衡といひけるに、朝の字と晃の字と其音通ずる故、晃卿ともいひしなり。扱仲麿は難風の災をのがれ、しばらく安南に在て、唐朝に歸られければ、玄宗もとの如くに官を授けられ、御子肅宗皇帝の代にいたりて、上元年中に仲麿を左散騎常侍、安南都護といふ官に擢られ、又光祿大夫、御史中丞、北海郡開國公に轉ぜられ、三千戸の食邑をあたへられけるが、肅宗の御子代宗皇帝の大曆五年正月に、七十歳にして唐に卒せられければ、代宗又潞州大都督を贈官したまへり。彼仲麿とともに歸朝せんとしける清河も、終に唐朝にとどまられしが、此人は左大臣房前公の子なる故、孝謙帝殊に親愛したまひ、後に渤海國の使高元度にことづけて歸朝をすよめ給ひけれど、清河も強て唐朝にとどまり、名を河清とぞ改めける。しかるに光仁天皇の寶龜元年三月、新羅王より級湊金初正等を使として、日本へ貢せしに、不禮の事ある故、此使を咎へべき事なりしかど、此新羅の使、唐朝より仲麿清河等が書翰をことづかり來りたる功に免じて、其不禮を咎めず、太宰府に於て饗應せさせたまへり。然るに同じき十年五月、唐朝の使者孫興進秦岱期等日本に來りければ、右大臣河麿の館に於て唐使をもてなさせたまひ、綿三千屯を賜はりて歸國せしめたまふ。此使の便に、仲麿が唐朝にて卒

たりし大伴古麿おほざものふるまろこれを論じていはく、いにしへより新羅は吾日本へ貢を奉る國なり、しかるに今日新羅の使は東の上に列し、吾國の使その下に列する事、不快なる事のよし申ければ、唐の大將軍吳懷寶たいしやうぐんぐわいほう、古麿が肯ぜざる色を見て、直に新羅の使を引て、西畔第二の吐蕃國の下に列し、日本の使を大食國の上に列せしとぞ。此時玄宗、仲麿に命じて、今度の遣唐使を接待せしめられたり。さて、清河日本へ歸らるゝ時、仲麿も歸朝せんとて、玄宗にいとまを請ひて歸られんとしたる時、平生交をむすびたる詩人文人に書残されたる仲麿の詩あり。其詩は、文苑英華、唐詩品彙等にのせたり。かよりければ、仲麿の友たりし王維、包佶、趙驥など詩文を作りて贈別せしが、既に舟出せんとて、明州といふ海邊まで出られけるに、唐人饒別の宴を設て、仲麿をもてなしけり。夜に入れば、海上の月を見て、天の原の歌を詠れたれど、國音通ぜずして、唐人ども其歌の意を解する事能はざる故、漢語に譯して見せられければ、いづれも感嘆したりしとぞ。それより明州を出船せられたるに、はからず海上にて難風にあひ、既に魚腹に葬られんとせられしが、からうじて安南國に漂著しければ、清河と共に再唐朝に入られぬ。其時古麿と吉備公とは恙なく歸朝せらる。しかるに此度、仲麿日本歸朝の海上にて難風にあひ、溺れ死したりしよし、もろこしに風聞有ければ、李白は詩を作りてこれを哭したり。其詩は、

とし、阿倍朝臣安麿を大使とし、藤原宇合を副使として、唐へつかはされけるが、此時下道眞しもみちのま備臣びといふ安倍仲麿を留學生としてつかはさる。留學生とは、遣唐使の諸生として従ひ行く人しよせいをいふなり。此時仲麿十六歳なりし。其後十七箇年を経て、聖武天皇の天平五年四月に、又多またた治比廣成遣唐使たり。同じき七年三月、廣成歸朝の時、仲麿は唐朝の風をよろこびて、もろこしに残り留まり、吉備公ばかり廣成に従ひてかへられたり。此吉備公、十九年が間唐に在てならひ得られし、三史さんし史記、前漢、後漢、五經、其外陰陽道の事、軍制、陣法、并に諸藝の事共を記して、聖武帝へ獻ぜられけり。此時唐禮百三十卷、大衍曆一卷、立成十二卷、孔子及び十哲の像、測影鐵、尺鐵の方磬、律管樂書要錄、弓箭等をも捧げられしより、唐朝の禮樂制度はじめて日本に傳はれりかし。仲麿は唐朝に残りとどまられし故、立宗皇帝深く其志を愛て、名を朝衡と改めさせ、左補闕の官を授けて、御子儀王の友とせらる。さてほどなく祕書校書の官に遷られけり。又十五年の後、孝謙帝の天平勝寶二年、遣唐使を定めらる。此度は藤原清河を大使とし、大伴古麿と吉備公とを副使とせられたり。同じき五年正月、遣唐使の人々唐朝に入れば、立宗皇帝蓬萊宮に於て、外國の使者共の謁見をうけらるよに、日本の使の座を蓬萊宮の西畔の第一、吐蕃國の下に設け、新羅の使の座を東畔の第一、大食國の使の上に設たりけるを見て、副使

といふ人をまたもろこしへつかはされて、その清河に伴ひて、仲麿も歸られんとて、明州といふ所の海邊より出船せらるゝ時、唐人どもが、仲麿の爲に餞別の酒宴をしたるに、夜に入て明州の海の上へ、月のおもしろうさし出たるをみて、よまれたるなり。歌のこゝろは、天の原とは、その一面に廣き事なり。その空をはるかに見渡せば、おもしろう月が出てあるが、此月はわが幼少の時、奈良の都の三笠山より出たる月と同じ月なるが、此年頃久しく唐に住たる時、常々月を見たれども、かやうにはおもはざりしに、此たび久々にてふるさとの日本へ歸らんとおもひたちたる故にや、此明州の海上へ出る月をみれば、ふと三笠山へ出たる月の事がおもひ出さるゝといふこゝろなり。又此うたを貫之の土佐日記には、青海原ふりさけみればと書かれたり。むかしより、青海原とも、天の原とも兩様にいひ傳へたる歌にて有しにや。

安倍仲麿の話

往古には、遣唐使とて皇國より才智ある官人を選みて、もろこしへ物學びにつかはさるゝ事ありし。それには、大使、副使、判官、主典とて、四人を四艘の船にのせて遣さるゝ例なれば、此遣唐使の事を、よつの船と歌にはよめり。元正天皇の靈龜二年六月、多治比真人縣守を押使

安倍仲麿

古傳に、中務大輔船守の子とあれど、此船守といふ人、續日本紀に見えれば、仲麿の先祖はたしかに知り難し。安倍氏は、孝元天皇第一の皇子大彥命の後なり。

阿保此原ぬれをみきて春日ある

みあを此原はよみて志津哉あも

古今集羈旅部に、もろこしにて月を見て詠めるとして此歌をのせられ、歌の左の注に、此うたはむかしなかまろを、もろこしに物ならはしにつかはしたりけるに、あまたの年を経て、えかへりまうでざりけるを、此國より又つかひまかりいたりけるにたぐひて、まうで來なんとて、いで立ちけるに、めいしうと云ふところの海邊にて、彼國の人うまのはなむけしけり、よるになりて、月のいとおもしろうさし出けるを見てよめるとなん、かたり傳ふるとあり。これは仲麿を學問の爲もろこしへつかはされたるに、數十年を歴ても、歸朝せられざりしところに、清河

はしかりし事を世にいひ傳ふるは、伊勢物語をよむ人多き故なるべし、家持の事は、萬葉集ふ
るくは世に流行せざりし故に人しらず、萬葉集十七卷平群氏の女郎が歌十二首の御釋に、家持
は風流の美男にてありけるにや、第三卷に笠女郎が、託馬野の紫ふかく思ひそめしより、第
四、第八及び今此女郎に至るまで、あまたの女の心をくだけばとかよせ給へりと云々とあり。
これは家持の美男にてありし事を、ことわれるなり。託馬野の歌は、彼集第三、笠女郎の歌に、
つくまのに生るむらさき衣にそめいまだ著すして色にいでにけり
とよめるなり。つくまのは近江の名所にて、後世の歌にはちくまのとよめり。

天皇奈良の宮に行幸し給ひて、皇太子と種繼とに都の留守を命ぜられければ、此隙を得て、早良親王、繼人、竹良をして種繼を伺ひ狙はしめたまひけるに、一夕、種繼燭のもとに獨坐してありけるを見て、繼人、竹良、ひそかにしのびよりて、種繼が胸板を只一矢に射徹しければ、種繼は其創にて翌日死したり。天皇、奈良の宮にて此事を聞かせたまひ、やがて長岡の都に還幸ありて、種繼が横死を傷ませたまひ、正一位を贈りて是を葬らしめ、繼人、竹良、并に其徒數十人を召捕て推問せしめ給ふに、早良親王に頼まれ奉りて、種繼を殺害せしよし白狀に及びければ、やがて繼人、竹良を斬罪に處し、皇太子早良親王を廢して、淡路に流し給へり。初め繼人等究明にあひし時、此事はもと大伴家持首謀にてありしよし申ける故、追て家持が名籍を削り、其子永主を隱岐國に流罪せられしかど、是も後には赦にあひて歸洛しけり。其後桓武天皇崩御の時、遺詔したまへるによりて、死したる家持を本の位に復されし事、日本紀略に見えたり。されば家持兩度まで惡名をたてられけるは、すべて無實のことにてありしなり。家持歌をよくせられて、萬葉集二十卷を撰せられたるよし、大日本史に記されたり。その細注にいはいはく、按ずるに萬葉集撰人の事、諸説まちくになり、今其集を考へ、且拾芥抄に載るところの定家の説に據て、定て家持の撰するところとすといへり。又安藤爲章の説にいはいはく、業平の容貌うる

やむ事あたはざれば、川かはつぐ繼ぎが死罪しざい一等いとうを免ゆるして、伊豆國いづのくにに流ながし、母ははの不ふ破は内親王ないしんわう、并ならびに川繼かはつぐが姉妹あねいもうとを淡路あはぢに流ながすべしと命めいぜらる。しかるに此時このとき、家持やかもちも川繼かはつぐに一味いみの聞きこえありければ、其實じつぶ否いなたしかならざる間あひだ、官くわんを奪うばはれて、都みやこの外ほかに追おひやられけり。されども、ほどなく其申まをわけ立たちければ、冤むじつの罪つみをのがれて、後東宮大夫のちとうぐうのだいぶに任にんぜられけるが、此時このとき奥州おくしゅうの夷賊いそく、やもすれば亂らんを起おこす事あり有ありければ、家持やかもちを陸奥むつの按察使あわせち鎮守將軍ちんじゆしやうぐんに任にんぜられ、延曆三年えんりやくにふたよび鎮東將軍ちんとうしやうぐんとせられし時とき、家持やかもち上言じやうげんせられけるは、奥州おくしゅうの名取郡なとりごほりより南みなみの十四郡じゆしよ、山野さんやの地ちにて陣營ぢんえいを去さる事こと遠とほき故ゆゑ、急きふに軍勢ぐんせいを徴めすに機會きかひ宜よろからざるまよ、權かりに多賀郡たがごほり階上郡かゐごほりの二郡ふたごほりを置おき、百姓ひやくしやうを募つり集あつめて國府こくふにこめ置き、東西とうざいの夷賊いそくを防ふせぐ便たよりとし侍はんべらん、しからば此後このごとき夷賊いそくどもの隙ひまをうかどふ道を絶たち候たはんと訴うたへられしが、ほどなく其年このとしに薨こうぜられければ、彼事かのことはむなしくなりぬ。しかるに家持やかもちの死し後ご廿日はつかばかりにして、いまだ葬式きやうしきも終をはらざるに、當帝たうたいの皇太子くわうたいしき早良親王らのしんわう先帝せんたいの御弟おんち也なり。大伴おほとも織人つぐひと、大伴竹良おほともものちくらやうじん兩人ふたりに命めいじて、中納言ちゆうなごん藤原種繼ふぢはらのたねつぐを殺せつ害がいせられければ、都みやこの内騷動うちさうどうせり。此種繼たねつぐといふ人は、三位さんい宇合卿うまかひのの孫まごにして、帝みかどの寵ちやうを得えられける故ゆゑ、天下あまのの政まつりごとことごとく己おのれが意こころに任まかせて、内外ないぐわいの事こと皆みな此種繼たねつぐに決けつしけるを、皇太子くわうたいしき早良親王らのしんわう、これを惡にくみ憤いきどほりたまひて、常々種繼たねつぐと御中おんちゆう不和ふわなりければ、かねて種繼たねつぐをうしなはんと思おもひしめしけるに、今年このとし八月はつげん、

ぎの橋を禁庭の御殿へ上る御階の事にいひならはせたり。されば此歌のこころは、禁中に宿直して、冬の夜に禁庭の御階のあたりに、置渡したる霜のましろなるを見れば、まことに夜のふけたるよと思はるといふことなり。

中納言家持の話

天應元年十二月に、光仁天皇崩じたまひければ、第一の皇子山部親王御位につきたまふ。これを桓武天皇と申奉る。しかるに延暦元年閏正月、氷上川繼謀反せり。此川繼は鹽燒王の子なり。これより先に、川繼が儻人大和乙人といふもの、兵器を携へてひそかに禁中に入れば、所司これを捕へて推問す。乙人がいふ、主人川繼隱謀を企て候て、今月十日の夜、徒黨を集め北門より攻入て、朝廷と侵し奉らんとす、此故に下官を以て、謀反の方人たる宇治王を召將しめ、彼日限を定んとせらるよ由、白狀に及びければ、帝此事を聞し召し、大に驚かせ給ひ、急に勅使をつかはされて、川繼をめされけるに、川繼勅使の到ると聞より、ひそかに後門より出て逐電せしを、官使追かけてこれを捕へたり。桓武帝詔してのたまはく、川繼潛に亂を謀りて事已に發覺す、其罪極刑に合ふといへども、先帝崩御ありて諒闇のはじめなる故、哀感の情

中納言家持

祖父は大納言從二位安磨、父は大納言從二位旅人、姓は大伴といへり。孝謙天皇の天平十七年從五位下、寶龜十一年參議に任ず。光仁天皇の天應元年從三位、桓武天皇の延暦元年參議東宮大夫、兼陸奥按察使、鎮守將軍、同三年中納言、同四年薨す。

あせくたれ乃日あせは橋よれく志を比

志はた浅みまきそとせぬあよ々は

新古今集冬部に、題しらすとて入れり。かさよぎの橋といふ事は、もと漢土の故事にて、淮南子に、七月七日夜烏鵲填河成橋以度織女とありて、七夕にはからすどもが羽をよせあはせて、天河に橋をかけて、織女をわたすと言傳へるより起りて、皇國にても、此事をかさよぎのより羽の橋など歌によみて、鵲の橋といへば、天上にある橋の事となりたり。しかるに帝を天子と申奉るより、禁中の事をすべて天上に譬へていふ事、やまとも唐も同じ事故、かさよ

然もこれ
 宇佐に
 神勅と
 云ふ
 清原
 道鏡乃
 威教と
 けり
 神勅に
 述べた其
 とんを
 いふも
 あらば
 王臣塞
 将ふ



秦は夏后
 唐乃武后
 嬪行多々
 其國代
 孝源帝
 深く道淺
 之を籠一
 経い天下
 多を置く
 天威
 心を



和名清磨行
 史記法化
 國中親製
 國史ホリ
 史記
 史記
 史記

て立つべしとの神託を承り候よしを、誰はどからず奏しければ、朝廷に並び立たる百官百司、清麿が言を聞もの、おほえず冷汗をぞ流しける。時に帝は默然としておはしけるが、道鏡此言を聞て大に怒り、清麿を穢麿と改名して、大隅國に配流しけれども、公卿大臣も道鏡が威勢に恐れて、これを支ゆる人なかりけり。其後寶龜元年二月、帝河内の山義の宮に行幸したまひける時、道鏡怪しき食物を帝にすゝ奉りけれ共、もとより寵愛の道鏡が奉れるものなれば、うたがひ無くそれをきこしめしてより、御惱に臥させ給ひ、翌年の四月に、山義の宮より都にかへり給ひしかど、ひたすら打伏させたまひて、今年八月に崩御なりければ、藤原百川と藤原良繼と相はかりて、天智天皇の御孫、白壁王六十二歳にならせたまふを皇太子として、ほどなく帝位に即奉れり。是すなはち光仁天皇なり。さて道鏡は現に先帝を弑し奉りし、大逆の罪ありといへ共、先帝の寵を得たるもの故、法王の位を貶し、下野國薬師寺の別當として、即日配所に遣はされけるが、薬師寺に三年在りて死したり。かゝる大逆無道の道鏡を猿丸大夫の事とするは、あまりなる附會の説なり。今猿丸の事につけて道鏡の事をとくは、彼妄説の甚しき事を、兒女の輩にわきまへさせんが爲なり。

神護元年に、道鏡を太政大臣とし、同二年に法王の位を授け給ひ、三年正月、道鏡を西宮の前殿に坐せしめ、大臣以下の官人に命じて、道鏡を拜賀せしめたまへり。これより先に大宰府の神主阿曾麿といふもの、清て道鏡が權威の盛なるを見て、是にへつらひ、八幡宮の神託といつはりて、道鏡を帝位に即しめ給はど、天下太平ならんと奏聞しけり。道鏡此よしを聞て、心によろこびけるが、帝和氣清麿を召して、勅してのたまはく、此頃不思議の神託あり、汝早く宇佐に往て、八幡宮の神命をうけ來れと。其時道鏡ひそかに清麿に語りていふやう、此度八幡大神勅使をこひたまふは、わが帝位につく事を告んが爲なるべし、汝よくよく意得て帝に歸り奏せよ、事成就の後は、官爵を以て重く汝にむくふべしと。清麿は此言を聞捨にして、阿曾に往に、途中にて真人豊永といふものに往逢たり。豊永清麿にかたりていはく、道鏡もし天位を侵さば、我何の顔ありてか彼が臣とならん、若さもあらば、足下と共に、今の世の伯夷叔齊となりて、いづくの山にも隠れ入るべしといふを聞て、清麿もとより忠直の人なれば、深く豊永が一言を感じけり。扱宇佐に詣て都に歸り、帝へ奏聞しけるは、清麿八幡大神の神託を承りさふらふ、我國天地開闢よりこのかた、君と臣との分ち明かに定りぬ、しかるに今道鏡無道にして、輒く帝位を望めり、ことを以て、神靈怒て其所を歎ず、天津日嗣は正しき皇統の人を以

古今集の眞名序に、大友黒主の歌は、いにしへの猿丸大夫の次なりとあり。此黒主は光孝天皇の仁和年中の人なり。しかるに此奥山にもみぢふみわけといふ歌は、光孝天皇第四の御子の是貞親王の家の歌合に、よみ人しらすの歌なるを、今猿丸大夫の歌として是を考ふれば、不審なる事あり。其故は、黒主、猿丸大夫ともに仁和の頃の人とすべし。しからば古今の眞名序に、黒主の事を評するとて、いにしへの猿丸大夫の次なりとかよるべきやうなし。されば此歌はもとよりよみ人しらすの歌にて、猿丸大夫の作にはあらざるべし。さて、この人もむかしより父祖もつまびらかならぬ人なりといふを、宗祇の百人一首古注に、猿丸大夫を弓削道鏡と號すとかきたるより、種々の妄説どもをいひつたへ、あまつさへそれを祕傳の説とせり。これは天武天皇の皇子に、弓削王と申すがおはしませしを、道鏡の事に混じていひ傳へたるなり。それを又後の世には、わざをぎの狂言にまでとりなして、猿丸大夫を全く道鏡の事となせるは、彼宗祇注のあやまりより起れるなり。彼道鏡は淡路廢帝の五年、はじめて孝謙天皇に見え奉りて、寵愛甚しかりける故、廢帝常に此事を諫め給ひしかど、孝謙帝これを用ひたまはざりし故、孝謙帝と廢帝と御中よからぬやうに成らせたまひ、孝謙帝終に廢帝を淡路國にうつさせたまひ、みづからふたよび帝位に卽せたまひて、稱徳天皇と申奉れり。かくて、稱徳帝の天平

猿丸大夫

父祖官位ともにつまびらかならず。あるせつ或説に元明天皇の時の人なりといへるは、續日しよくに本紀に、柿本朝臣佐留卒すとあるを、此人の事と思ひあやまりたるなり。大夫といふは、官人の稱なり。古今の眞名序に、柿本大夫とかきて、かきのもとこのりのまうちかきのもとと讀せたり。

奥山小をみちぬみよあをを志あは

あゑたをぞたせあはそあを志た

古今集秋部に、是貞のみこの家の歌合の歌、よみ人しらすとあり。歌のこころは、奥山おくやまに散ちりきてあるもみちの中なかをふみわけて、鳴なきありく鹿しかの聲こゑを聞きく時ときが、まことに秋のものがなしし至し極ごくの時節じせつなりといふこころなり。

猿丸大夫の話

られし後も、子孫猶伊豫にも有りけるにや。此別れ其職により、由縁ありて諸國に散うつる事あるなれば、東國に住れし事もあるか、知らずといへり。さて人麿は聖武天皇の神龜元年に石見國にて卒せられたるに、赤人は其頃天子の御供に候して、紀國に行き、天平年中には吉野の離宮にまゐり、又春日神岳にいたり、辛荷島、敏馬浦、あるひは東國にあそびて、富士の歌などよまれたる事、萬葉集に正しく見えたれば、人麿の卒後にも久しく世にながらへて、しかも帝の寵遇を得られたれども、官位にすまぬ人故、その始末をしりがたし。時代は元正天皇の御宇より、聖武天皇の御代の半まで在りし人と知らるゝなり。

歌の事に妙なる故、とりわきて召れたるなるべし、されば天平八年吉野に幸の時、詔に應じて詠めるとあるが、赤人存生の規模にて、ほどなく身まかられたりと見ゆ。大伴池主、家持に報ずる書に、幼年いまだ山梯の門に逕らずと書かれたるは、天平二十年の事なれば、其ほどを距る事十餘年にて、いくばくの先達ならず。當世ならば、さはかよれまじき事なり。富士の數首の歌、また勝鹿の眞間娘子が墓を過るの詠にて、まさしく坂東に下向せられし事知らる。其國守の下司などにて下られしにや、故郷とは見えざる歌のさまなり。赤人もし伊豫の人にてありけるか。萬葉集の伊豫の温泉に至るといふ歌につきて、伊豫の温泉に幸なりし時、御供に従はれけるにやと思ふより、此温泉に幸の事を國史に考ふるに、昔は代々幸ありけれど、齊明帝の後絶たりと見ゆ。此帝の七年よりかぞへみるに、天平八年まで七十六年なり。赤人其身貴からざりし人故、國史には載られざるなり。又かよる人を若年ならば召しつれらるべき事にあらず。然れば此伊豫に行れし事は、私の入湯か、又彼國の守の下司などにて下られたるなるべし。又故郷なる故、おもむかれたるも知りがたし。これは日本紀顯宗紀に、播磨國司山部連先祖伊豫來目部小楯とあるによりて、思ひよれるなり。されば若き時一度都にのほられしが、よしありて故郷へ歸られし事のありて、其時などの歌にや。先祖伊豫來目部小楯氏を山部とあらため

たごのうらゆとは、たごのうらよりといふ事にて、駿河國廬原郡の田籠の浦から、むかうへ出て見れば、ましろに富士の高きみねに雪のふりたるが見ゆるといふことなり。しかるに直して入られたる今の歌にてとけば、田子の浦へふと出てみれば、ましろなるふじの高きみねに、又雪がふりつくゝするといふ意になるなり。

山部赤人の話

貫之の古今集の序に、人麿は赤人が上にたよん事かたく、赤人は人麿がしもにたよん事かたくなんありけると書かれしより、人麿、赤人を和歌の二聖と稱する事は、誰も知りたる事なれど、此事は貫之よりはるか前に、萬葉集の大伴池主の歌の序に、人麿、赤人の事を山柿の門とかよれたれば、既に其代に名をひとしくせられたるなるべし。さて、此人の先祖、位階等も人麿に同じく、さして考ふべからず。海北若沖の赤人勘文にはく、赤人の傳國史等にかつて見えねば、中頃の抄物にたまゝかよれし事も、より所なきは用ひがたし、家集といふものも信じがたく、傳記の考ふべきたよりなし、たゞ萬葉集にたよりて案ずるに、神龜のはじめより天平八年まではまさしく見えて、十三年がほどにて、聖武帝の御代に殊に仕へられし人なるが、老後

山部 赤人

先祖つまびらかならず。山邊やまべとかくは誤あやまりなり。萬葉集に、山部宿禰赤人やまのべのすくねあかひととありて、この山部の姓せいは、顯宗天皇けんそうの御時、伊豫來目部小楯いよくめべをだてといふ人に、始はじめて山部連やまのべのむらじを賜ふよし日本紀に見えたり。又其後、桓武天皇くわんむを山部王やまのべのおほぎみと申ける故、山部の姓せいをあらためて山やまとせられたり。

田子浦よちちひてとみきを白ぬる乃

ぬ志比ぬあ孫小西たそぬ里津く

新古今集冬部ふゆのぶに、題だいしらすとあり。此歌うたはもと萬葉集いせに出て、

たこの浦うらのうち出でて見ればましろにぞ富士ふじのたかねに雪ゆきは降ふりける

とよまれたるが、まことの赤人の歌なり。それを、新古今なほに直なほして入いれられたるなるべし。しかれば、先萬葉まうの歌にて解とくべし。

茂しげに寫うつさせ、大學頭だいがくのかみ敦光あつみつに讚さんをこひ、神祇伯顯仲じんぎはくあきなかに清書せいしよせしめて、此影供このえいくを行おこなはれしなり。其影供ぎしきの儀式ぎしきは、當日たうじつ彼眞影かのしんえいの前に机まへを立て、飯一坏はんじつつき、并ならひに菓子くわし、種々しゆくの魚鳥ぎよてうの造物つくりのものを居すゑたり。今日こんにちの會首くわいしゆは伊豫守長實朝臣よのかみながねあそん、近江守經忠朝臣あふみのかみつねたぢあそん、前左頭俊頼朝臣さきのむくのかみとしよりあそん、前兵衛佐顯仲朝臣まへべゑさあきなかあそん、大學頭藤原敦光だいがくのかみふぢはらのあつみつ、少納言宗兼せうなごんげねかね、前和泉守道經さきのいづみのかみみちつね、安藝守爲忠等あきのかみためたぢなり。次に饗膳けんぜんを出いだし、次に初獻しよこん、侍人等鸚鵡じじんらあふひの盃さかづき、小銚子こてうしをもちて簀子すのこに候こうす。其儀そのぎ嚴重けんぢうなり。勸盃けんはい終りて、白しろき唐紙たうし二枚ふたまいにかきたる彼讚かのさんをひらき、文臺ふんたいに置おきて、これを講かうじ、次に和歌わかを講かうず。今日こんにちの通題つうだいは水風晚すみふうくれに來きたるといふ題だいにて、人々の歌うた十三首じふさんしゆあり。これすなはち後世和歌こうせいわかの會くわいに、人麿びんざうの像ざうをかくる濫傷らんしやうたるべしといへり。

ふるきあとを苔の下までたづねずば残れるかきのもとを見ましや
かくておもひがけず尋ねまかりて詠める、

おもひかね夏野のするにまよひ來ぬとどめし道のゆくへ知らせよ

とあり。さて此歌塚といふ名は、人麿の歌に秀られしを稱するにはあらで、かの清輔の卒都婆
をたてよ、わが歌をかきつけおかれしを見て、里人どもが、よびならはしたる名なるべし。近
き享保十六年、和州の森本宗範とかいひし人、此ところに石碑を興立して、碑文は百拙和尚書
かれたり。又今の世に傳はれる人麿の畫像の事は、鳥羽院の元永元年六月十日、藤原顯季卿の
家にて、人麿の影供といふ事を行はる。その事の起は、白河院の御時、藤原兼房といふ人、歌
道に志ふかく、かねて人麿を仰ぎ慕はれしに、或夜、夢中の感得によりて、人麿の眞影を寫
しとどめらる。其像は左の手に紙をとり、右の手に筆をとりて、年六十ばかりの人なり。これ
は兼房夢覺て後、畫工に命じて寫さしむる所なるが、はじめのほどは、夢中の形に似ざる所あ
りける故、たびく書き改めさせて後、朝夕これを拜せられければ、これより才思日々によ
みけるとぞ。然るに兼房終に臨む頃、此眞影を白河院に獻せられければ、寶藏に納めさせたま
ひしに、顯季は彼院に親しく仕へ奉る人なりければ、強て願ひ奉りて、彼像を申下し、繪師信

手ねほりし伝説の
 森の中に一うらまきと
 邊りて安んずるを
 其の身ハ龍門の玉
 小徑しる。桐を風
 國は實くともさる

新撰姓氏錄曰

大和皇別

攝下朝臣

大春日嗣臣同祖。天足
 赤野押人命之後也。故
 遠天皇御世。依家門
 有攝下朝臣稱本皇氏。



傍かたはらに社やしろあり、春道はるみちの社やしろと稱なづす、其社地しやちに寺てらありて柿本寺しほんじと稱なづす、これ人麿ひとまろの祠堂しだうなり、その社やしろの前の田まへの中に、ちひさき塚つかありて、人麿塚ひとまろつかと稱なづすといへり。清輔きよすけかの土民つちみんのいひし事を聞き、よろこびて彼家かのいへに行向ゆきむかひけるに、春道はるみちの社やしろは鳥居とりゐあり。柿本寺しほんじはたゞ礎いしすゑのみあり。人麿ひとまろの墓かぶは四尺よじふくばかりのちひさき塚つかなり。木きはなくして薄生すすせたり。仍なほて後代こうだいの爲ために卒都婆そとばをたてよ、其その銘めいに柿本朝臣かきのものあそひぢまろ人麿ひとまろ墓かぶと書かし、その裏うらに佛菩薩ぶつぼさつの名號みやうがうと經教きやうきやうの要文えうもんとを書かき、又清輔きよすけの姓名せいめいを書かき、その下に和歌わかをしるしつけて曰いはく、

世よを經へてもあふべかりけるちぎりこそ苦この下したにも朽くちせざりけれ

ひそかに案あんずるに、人麿石見ひとまろいしの國くにに於おて死亡しほすといへども、其屍そのしかはねを和州わしゆにうつせるか。其例れいこれ多おほしといへり。近世きんせいの釋しやく顯常けんじやうの説せつに云いはく、人麿石見ひとまろいしに終をはられし事こと、分明ぶんみやうに諸書しよしよに見えた

り、しかれども、柿本寺歌塚しほんじうたづかの事こと、清輔きよすけすでに筆記ひつぎせられしかば、後世こうせいの附會ふくわいにあらず、人麿石見ひとまろいしにて歿ぼつせられし遺骸ゆいがいを、大和たいわへかへし葬ほうりしならんといへり。又長明ちやうめいの無名抄むみやうせうに、人麿ひとまろの墓かぶは大和たいわの國くににあり、初瀬はつせへまるる道みちなり、人麿墓ひとまろかぶといひては、たづぬるに知る人なし、かしこにては、歌塚うたづかといふなりといへり。又寂蓮法師じやくれんはふしの家集いへのしふに、人麿ひとまろの墓かぶ尋たづねありきけるに、柿本かきのもの明神みやうじんにまうでて、

日毎ひごとに待まちつよくらせしを、彼國かのくににてむなしくなられしと聞きて、中々なかにそのよしをつけ來こずば、いつまでも歸かへりますものにして待まちてあらんといふなり。有ありといはずやもといふ詞ことば、いとせめてあはれなり。又次つぎの歌は、石見いほみまでは、はるかなる道をへだてたれば、行ゆてむなしき骸からをみんことも難かたし、さらば其石川いしがわに雲くもなりともたちわたれ、それを面影おもかげに見みて慕したはんと詠よめるなり。さて又またいつの頃ときよりいひ傳つたへけん、人麿ひとざらの辭世じせいの歌うたとて、

石見いほみのや高角たかつのやまの木の間まよりうき世よの月つきを見みはてつるかな

といふうた、世よに弘ひろまれり。これは萬葉集まんやふしの石見國いほみのくにより、妻つまにわかれて上のぼるといふ長歌ながうたの末すえの反歌かへしうたに、

石見いほみのやたかつの山の木この間まゆもわがふる袖そでを妹見いもつらんか

とある歌の末すえをとりかへたるものにて、人麿ひとざらの辭世じせいのうたといふは妄説まうせつなり。此こうき世よの月つきといふうたは、一條禪閣いちじょうぜんかくの本朝語園ほんてうごゑんに、人麿ひとざらの歌うたとのせられたれば、早く其頃そのころもつばらいひ傳つたへたるものなるべし。又後世こうせいにいたりて、人麿ひとざらの詞ことばといふもの、ところへにありて、石碑いしひなどたてたるもあれど、必ず其かならところに住すまれたるにはあらず、よまれたる歌うたによりて、附會そくわいしたるが多おほし。藤原清輔ふじはらのきよすけの云いく、大和國やまとくにに下向ひかうせし時とき、彼國かのくにの古老こらうの民たみのいふ、添そふ上郡のかるのこほりの石上寺いそのからでらの

石見國
石見國
石見國
石見國



のに見えねど、若此歌よみたる後に、石見のしのび妻の子産たるが、其子彼國にとどまつて子孫傳はり來たるが、彼綾部氏なりしにや。とにかくに、柿の木のもとに神童とあらはれられたるといふ事は、例の後人の附會にて、妄説論するに及ばず。又人麿の本妻は、名を依羅娘子といひて、大和の都にありし事、萬葉集にて知らる。其證は萬葉に、人麿在石見國臨死時みづからいたみてつくれるうた

自傷作歌

かもやまの岩根しまける我をかも知らずてもが待つとあらんとよまれたり。眞淵云く、鴨山は石見に在て、そのかみ死人を葬り埋みなどせし地なるべし、人麿今はかぎりとおもはれける時、かの鴨山にやがて葬られんことを、かの山の岩がね枕すべき我とも知らずして、都なる妻の待つとあらんとよめるなり。岩根しまけるは、岩の根に枕してふす事なり。又次に大和の都なる妻の依羅娘子が歌にいはいはく、

けふくとわが待つ君は石川の貝にまじりてありといはずやも
又はいはく、

たごにあはばあひがてましを石川に雲たちわたれみつよ忍ばん
これは人麿、石川といふ里にて死せられしよしを告げ來るに、今日や都にかへりたまはんと、

に、我に父母なし、唯風月の主として敷島の道をさとれりといふ。夫婦よろこびてこれを撫育す。生長の後出身して、和歌の才徳をあらはしたまへりと書けり。此説論するにも足らざる事なれど、石見國に綾部氏あり、一に語合氏といへり。其家凡四十代、血脈綿々として相つゞき、しかも長壽の人多しといへり。そこに人麿の神祠もあり、そのところを柿本と名づく。人麿出現の柿の木と云もあり。其柿の實は細長く尖り黒みて、筆先に墨の染みたるに似たり。世の人はを筆柿とよべり。其實に核なく、老樹になれば、他の柿の木に接木とす。此柿の木は、此郷と高角社の別當眞福寺の庭とにありて、他處になし。人これをとりに去て他の木に接ば、尋常の柿の實と變ずるよしいへり。この事ふるくかたり傳へて、其家今猶相續すといへり。さて人麿の子孫數代連綿たりといはん事は、人麿石見に在す間、使して京に上らるゝ時の歌の小序に、從_二石見國_一別妻上來時作歌とあり。此事眞淵の説には、人麿もとより京官の人なれば、石見國に本妻はあるべからず。この妻とあるは、石見國なる女にしのみ逢たるにて、其別の歌なるべし。其歌にいはいはく、

さぬる夜はいくばくもあらず這ふくすのわかれし來れば 云々
かく詠みたるにて、しのび妻なる事をするといへり。さて、そのしのび妻に子ありし事は、も

孝昭天皇の皇子、天押帶日子命の子孫、十六氏にわかれたる中に、柿本の姓あり。此姓の事は、新撰姓氏錄に、敏達天皇の御時、柿本臣といふ人あり。これは其人の家の門に柿の木ありけるゆゑ、かく稱したるものなりといへり。其後、天武天皇の御時に、柿本臣猿といふ人も有ければ、人麿はこれらの親族にてありけるや。また續日本紀、聖武天皇の神龜天平の間に、柿本朝臣建石といふ人、正六位上より外從五位下に叙せられ、又柿本濱名といふ人、又市守といふ人など、いづれも正六位上より從五位下に叙せられし事見えり。この人々も、みな人麿の氏族なるべし。とかくに家系たしかならねば、其詳なる事を知らず。萬葉集の外に、此人の事をしるせることのなければ、彼集によりてこれを考ふるに、持統天皇の御代の始に、石見國より都に上り、文武天皇の御代の末に、また石見に下りて死せられたり。官位は、古今集の序によれば、正三位と見れど、それは死後の贈位にて、存生は至つて卑賤なる人にてありけれど、歌よむことの堪能なりし故にや、新田皇子高市皇子などともまじはり奉り、又帝の供奉して、紀國、伊勢國、雷岳、吉野などにも行き、近江、筑紫などの諸國にあそびて、歌よまれたることども見えて、石見國にてをはられたる事いちじるし。或書には、石見國、美濃郡戸田郷小野といふ所に、綾部氏の人あり。ある時、後園の柿の樹の下に神童立ちたり。何人ぞと問ふ

柿本人麿

先祖せんぞつまびらかならず。天武天皇てんむの白鳳九年はくほうに詠よまれたる歌、萬葉集まんやふしふに見えたり。
 人麿しきよ死去ごしの年は、聖武天皇しやうむの神龜元年しんき二月なるよし、林家りんけの國史實錄こくしじつろくに見えたり。

あまむたれ山鳥やまどりれ伐れをあむ刺伐れ

あろくろくと志こころと伐をむせ刺をあむを祢なま

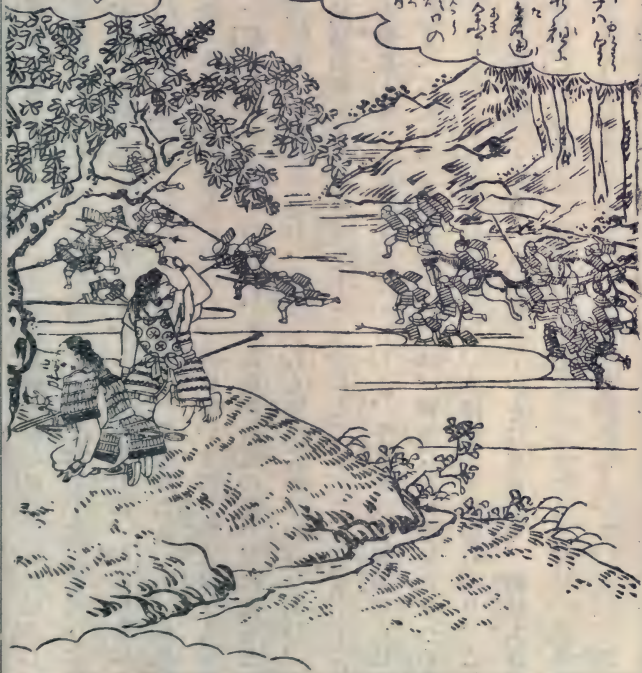
拾遺集しゆいしふ戀部こひのぶに、題だいしらすとあり。あしびきは山やまといふ枕詞まくらことばなり。山鳥やまどりの尾おはしだりてながくしきものなるが、此こながくしき夜よを、ひとりねする事ことかといふこよろなり。此歌しうたの趣意しゆいは、たと長ながき夜よを待まつ人は來こぬ故ゆゑひとりねする事ことかと、歎なげく心許こころがかりなるに、足引あしびきの山鳥やまどりの尾おのなどと、外ほかの事ことをかりていひつゞくるを、序歌じよかといひて、古今集ここんしふなどにもあまた此體ていの歌うたあり。

柿本人麿かきのものひとまろの話

以上のものには、稻五十束宛下し賜はりければ、萬民その仁徳を仰ぎ奉らぬものなかりき。さて八年の十二月に、都を大和の藤原宮に遷させ給ひ、十年正月に、草壁皇子の御子珂瑠王を立て、皇太子と定めたまふ。後に文武天皇と稱し奉るこれなり。さて皇太子即位の後、持統帝太上天皇とならせたまひしが、大寶二年十一月、參州に御幸したまひ、都に歸らせたまひし程より、御不例にならせたまひしかば、御孫帝文武天皇、是を歎ぎ奉りたまひて、天下に大赦を行はれ、百人の僧に度牒を賜はり、畿内の國々に於て、金光明最勝王經を講ぜさせ給ひなどして、太上天皇の御惱平癒を祈らせ給ひしかど、終に其しるしなくして、今年十二月二十二日に崩御ならせたまへり。帝御遺詔ありて崩御の節、羣臣素服して、哀感することを止めたまひ、文武百官政事を行ふ事平日の如くにして、御葬式もつとめて儉約にしたがふべきよし仰置かれければ、明年十二月、飛鳥岡にて火葬にし奉れり。

心おはしましけるに、新羅より來りたる僧行心といふもの、皇子の謀反の御心あるを察して、君は人の臣たる相にはましまさず、かゝる貴相のそなはりながら、臣下の位にましまさば、恐らくは御身を全うし給はじなど申して、叛逆をすゝめ奉りしかば、もとより御下心ある事故、行心にあざむかれたまひて、草壁皇子を殺さんとしたまひけるに、早くも其事あらはれければ、皇后大に驚き給ひ、御子の草壁皇子と計りて、急に大津皇子を捕へて殺害したまへり。大津皇子、此時御年はたちにておはしけり。かゝりけるに、いくほどなく草壁皇子も早世したまひければ、いよく皇后は國政をゆるみなくとり行ひたまひ、諸國に詔を下して、諸臣にもつばら武藝を習はせたまふ。かくて四年の正月に、みづから帝位に即せたまへり。是すなはち持統天皇なり。天皇御即位の後、高市皇子太政大臣たり。持統帝つねに遠方に行幸したまふを好ませたまひ、年ごとに吉野にみゆきしたまひ、今年三月には、伊勢に行幸せんとのたまひけるを、高市鷹といふ人、表を上りて、三月に幸あらん事、百姓の農業の妨となりさふらはん由を述べて、諫め奉りけれど、天皇此諫を用ひたまはざりければ、高市鷹重ねて冠を脱ぎ、頭を叩きて、切に諫め奉るといへども、終に諫に従ひたまはずして、伊勢へみゆきなりけるが、過させたまふところの國々は、みな其年の貢をゆるさせたまひ、志摩國の百姓男女とも、八十歳

大友比佐守子ハ
 國詩賦の真神
 一々博學多聞也
 文式抄抄卷
 未だ世に其口の
 もれあつて書
 肉みよと文は
 全くと孫は
 天の
 ちの
 起之
 帝
 是れ大伯
 近衛の
 け
 みる



御方申されたる右大臣中臣連金、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等を召捕て斬罪に處し、其子孫をも國々に流し給ひ、翌年みづから帝位に即たまへり。これを天武天皇と申奉る。又其年、御妃を皇后としたまふ。さて天武天皇御在位十五年にして、朱鳥元年九月に、淨御原宮において崩じたまひしかば、皇后みづから朝廷に出たまひて、萬機の政を聽せたまへり。此皇后は天智帝第二の御むすめなりしが、はじめ齊明天皇の三年に、天武帝いまだ大海人皇子と申奉りしとき、御妃となりたまひて、草壁皇子を生たまひしが、大友皇子の亂の時、天武帝とともに吉野の宮より東國へ落させ給ふ時も、附從ひたまひ、女ながらも軍議にあづかりたまひ、太平の後皇后とならせたまへり。此皇后御人となり沈深としとやかにして、しかも大度ありしゆゑ、政道の大事に於ても、天武帝を輔佐し奉らせたまふ事多かりしが、今年天武帝崩御ならせたまひし故、かく朝政をとり行ひたまへるなり。されど御下心には、御腹に生れさせたまへる草壁皇子を、帝位に即奉らんとおぼしけるに、天武帝第三の御子に、大津皇子と申奉るあり、これは皇后の御姉大田皇女の御腹に生れさせ給へるなり。此大津皇子いとけなきより、御狀大きやかにして、學問を好ませられ、博覽にして文を作り詩を賦し、壯とならせたまひては、武事を好みたまひ、御力強くして劍術をよくしたまひしが、みづから力を頼みたまひて、かねて謀反の

に、大海人皇子方の稚臣智尊を橋爪にて討取り、男依は軍兵をすよめて、犬養連谷塩手をも討取りければ、大友皇子今はせんかたなくて落行たまひしかど、落つきたまふべき所なければ、隠山かくれやまに入り、みづから縊くびれて薨こうじたまへり。臨終りんじゆうに詩しを賦ふしてのたまはく、

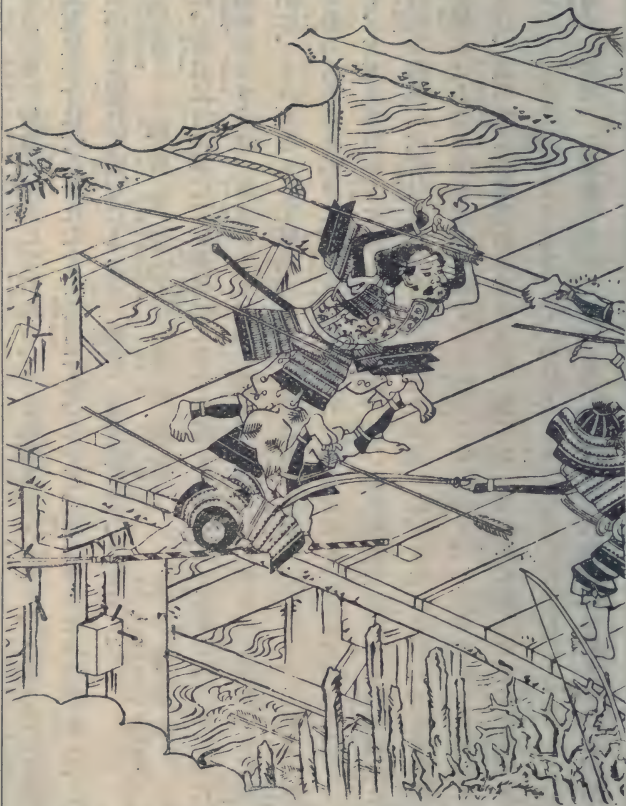
金鳥臨西舍きんとうりんしやのせ

鼓聲催短命こせいさいたんめいをもよほす

泉路無賓主せんろむんしゆなし

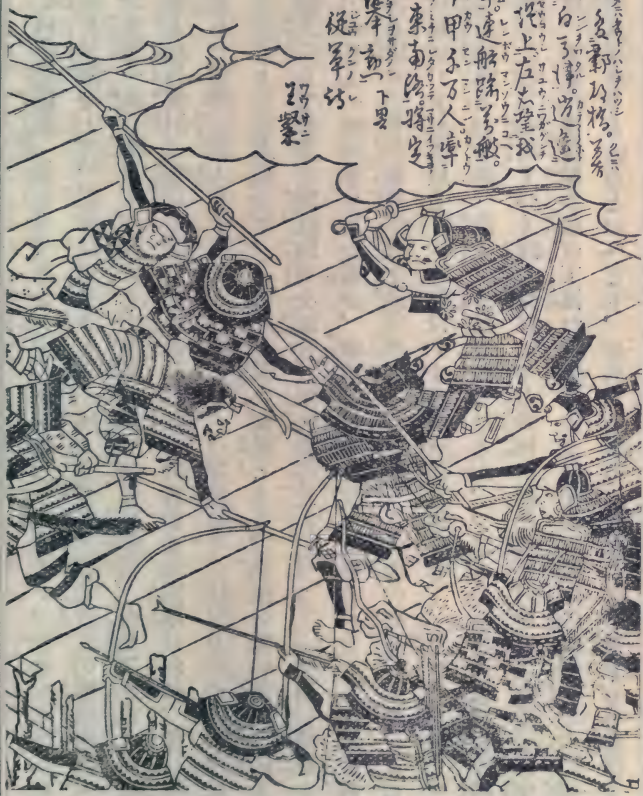
此夕誰家向このゆふべたれがいにむかはん

此詩のこころは、金鳥は日の事にて、西舍はにしのやどりと讀みて、日影の西の空にかたぶく事なり。鼓聲短命を催すとは、軍破れてせめ鼓の聲が、わが今はの命をもよほすやうに聞ゆるよしなり。泉路は、よみちとよみて冥途の事なり。賓は客、主はあるじなり。これより冥途に赴おもむくに、主客の分ちもあるまじきに、此夕誰が家にむかひて行んと、作らせ給へるなり。さてこの時に當りて、大友皇子の御方たりし左右の大臣、及び群臣皆逃失せ、たゞ物部連麿と舍人一人ばかりぞ討死の御供には従ひける。そもく此大友皇子は、生れたまひし時より眼中精がんちゆうしゆうく耀かざきて、常人の體にましまさず見えさせ給ひ、天性明らかに悟く、いとけなかりし御時より學問を好ませたまひ、武の才にも通じたまひけるが、兼て才を恃み威に誇りたまひ、道德を御身に修めたまはずして、その終をよくせず、わづかに廿五歳にしてかくれ給ひしこそいたはしけれ。かくて大海人皇子は、大友皇子既に亡びたまひしかば、近江の朝廷の群臣の中に、大友に



朝多郵乃松。多乃
 橋白子博。皆遠
 所從上左七望我
 軍。遠船跡。乃賊。
 帶甲亦万人。率
 彼來。南將。將定
 一世。年。一。下界
 從軍。行

野繁



給へり。かくて紀阿閉磨置始、連等を大将として、數萬騎を引牽せしめ、伊勢の大山を越て大和に向はせ、村岡男依等をして、數萬騎に將として不破より出て、直に近江の都に攻め入らしめけるが、吹員が軍勢一番に進みて、大友方の勇將大野果安と相戦ひ、打負て引退く時に、男依等は太友方の軍と息長横川に戦ひて、是を打破り、敵の大將あまた討取ければ、勝に乗て直に進んで瀬田に至る。其時大海人皇子の御方の兵ども、みな赤符をつけたりければ、殊に花々しくぞ見えにける。こよに大友皇子は、みづから群臣に將として、勢田の橋の西爪に陣をたてられけるが、其陣大にして數里が間旌旗空を覆ひ、烟塵天に連れり。さて勢田の橋板を截つ事三丈許にして、わざと一枚の長き板を置き、敵軍其板を踏でよせ來るものあらば、彼板を引て河の中に墮さんと謀り、且亦強弓の者を設け列ねて、射かくる矢雨の如く、矢聲を天に響かせたり。かよりければ、大海人皇子方の軍勢たやすく橋を渡り得ずして、暫ためらひける所に、男依が部將大分稚彦といふ者、武勇三軍に冠たりけるが、一人すよみ出て、彼橋板を踏で馳渡るよと見えしが、かねて引落すべく謀り設けたりし長板の綱を切て、直に大友皇子の中軍へ衝てかよりければ、大友の軍勢驚き騒ぎて亂れ走る。大友皇子の先鋒の大將智尊、大に怒て逃走る所の御方の軍兵をきりまはるといへども、崩れたちたる勢なれば、禁ずる事能はざる間

村岡男依、美濃の軍兵三千人を發して、不破の道をさし塞ぎ、皇子を迎へ奉りて、進みて桑名の郡家にいたりて、留め宿し奉る。こよに數日滯留したまふ間に、山背部小田及び安斗阿加布を遣はして、東海道とうかいだうの軍を發し、稚櫻わかざくら五百瀬、土師馬手はじのうまてをして、東山道とうざんだうの軍を發せしめたまふ。こよに於て、大海人皇子の御軍勢、いよく盛さかんにぞなりにける。この時大友皇子に從ひて、近江の朝廷てうていにある郡臣共、大海人皇子吉野を出て、東國に入たまふよしを聞て、大に愕おそれ、或は東國に往て降參せん事を思ひ、又は山澤さんたくに逃匿にひかくれんことを思ひなどして、人心じんしんまちくになり、京中大に騒動さうどうせり。時に一人大友皇子の御前ごぜんに出て申やう、遅く謀らば事に後れ侍るべし、急ぎて健すみやかなる騎馬きばの兵を催し、大海人皇子の御跡あとより追蒐おひかけ、討奉るに如じと勸め奉りけれども、大友皇子此諫このいさめにしたがひ給はざりし故、其事やみぬ。さてそれより軍議ぐんぎさまぐなりける間に、大友皇子の大將たいしやう大伴馬來田、其弟吹負等も、時の勢を見て、大海人皇子に降參し、又尾張國主小千部鉏鉤も、二萬騎を引牽して、大海人に御方みかたし奉りければ、いよく大友方おほともがたの軍勢は氣を落せり。時に高市皇子、大海人のおはします桑名の郡家に使をさよけて、皇子の行宮かりみや遠くして、政を行ふに便あしよ、早く近き所に御座ござを移さるべしと、申させたまひければ、大海人皇子御妃みめ後のちに持統帝と申奉るを殘し留めて、即日野上えくじつのかみに遷りたまふに、高市皇子まるりむかへ



又ひとしとて
 了哉帝吉野とて
 高き時を回して
 を奪ひしは
 なるを徳園と
 無とたし
 とをいぬじ
 竹麻山とて
 そのしを徳と
 けとてい
 こく大支
 かと察と
 る人とい
 りにた
 の小坂
 けとて
 これと信
 あま



の到らんとするを待ちて、徒に身を亡すべきにあらざとて、密に吉野を出て、奥州に落たまふべき用意をなさせらるゝに、先村岡男依等に命じ、急に美濃國に往き、國司共に觸知せて、諸軍を發し、急ぎて不破の道を塞がしめよと仰られ、俄に吉野を出て東國に赴きたまふに、事喧噪くして御車をよするも待す、直に御馬にめされて出立ちたまふ。此時御妃持統帝の御事也并に御子の草壁皇子、忍坂皇子、舍人村井連雄君等二十餘人、女孀十餘人徒にて御供に從はれけるが、甘羅村を過ぎたまふ時、獵者二十餘人行逢ひ奉りて、御供に加はれり。菟田郡に至る時、伊勢の貢米を負せたる駄馬五十匹引連れ來るに行逢たれば、悉く其馬を奪ひ、米を乗させて歩立の人々を乗せ、大野といふ所にいたりて、日既に暮たり。山道暗くして進み行く事自由ならざりければ、民家の垣を壊ち松明として、夜半の頃隱郡に至れり。こゝに於て、火を擧て邑中の者どもを詔ていはく、天智帝の皇子東國に入らせたまふなるぞ、人夫共早く參れ、とよばはりけれど、一人として命に從ひて參るものなかりければ、せんかたなく、道をいそぎて伊賀郡にいたりたまふに、當國の郡司等、數百人を引連れ來り、高市皇子も來り會たまひて、ともに伊勢の鈴鹿にいたりたまひけるに、國司三宅石床等、五百人を率ゐて御方に來りくはより、大津皇子并に惠尺なども、馳附て御供に從はれければ、供奉の人々力を得て勇みすゝみけるに、

かと、恐れ給ひて、手づから佛前の香爐を執り、座を起て盟てのたまはく、今汝たち五人と共に、父天皇の詔をうけて、我今日より儲の君たらんとす、もしこの詔にたがふものあらば、必天罰を被らんと申されければ、蘇我赤兄續き起て盟ひていはく、臣等五人君に従ひ奉りて、御父天皇の詔をうけ奉れり、もし違ふものあらば、天神地祇の誅罰をうけ、子孫斷絶して、家門亡び候べしと申ければ、殘る四人の輩も異議なく、皇子に一味の盟をぞたてにける。斯て程なく天智帝崩御なりけるに、朴井連雄君といふもの、吉野の宮におはしける大海人皇子に告奉るやう、臣此頃私用ありて、美濃國に行侍りしに、此節大友皇子より、美濃、尾張の兩國司に命ぜられて、山陵を造らせたまはんとて、多くの人夫をめしよせられ、其人夫どもに、兵器をあたへ給ふよし承はれり、是全く山陵を造らせたまふにはあらで、君の御爲に、一大事の出來侍らんしるしと察し侍り、君には早く此所をたち去りたまひて、御難をさけたまへと申けるに、又一人告奉りけるは、此頃近江の京より大和の京にいたる道の處々に、候を置れ、又菟道の橋守に命じて、大海人皇子の御用米を運ばさるゝ事をさしとどめよと、命ぜられさふらふよしに侍る、といふを聞せたまひ、大海人皇子かたぐの注進に驚かせたまひて仰せけるは、わが位を辭し世を遁るゝ事は、病を養ひ、身を全うせんとおもふが故なり、しかるに今わざはひ

にさだめ置れし御弟の大海人皇子（後に天武天皇と稱し奉る。）を召れて、天位を譲りたまはん事を、仰せ置れんとしけるに、蘇我安麿は、もとより東宮大海人皇子とむつまじかりければ、ひそかに大海人皇子に告げ奉つりて、天皇へ御讓位の事を辭退したまふべきよしを申さる。これは、内々大友皇子、天位を心がけたまふ事を知るによりてなり。かくて天智帝、大海人皇子を大殿にめされて、天位を授けたまはん事をのたまひけるに、大海人皇子辭してのたまふやう、臣もとより多病にさふらへば、帝位を保たんことは存じもよらずさふらふ、願はくは、大友皇子を立てて東宮としたまひ、この人に御位を譲らせたまふべし、臣は出家して、陛下の御あとをとぶらひ奉るべしと、仰せられけるに、天智帝、もとより御籠愛の采女の腹に生れたまへる大友皇子を、御位に即けたく思しめされし事故、直に此儀を御許容ありて、大海人皇子は、其日出家したまひけるに、帝御袈裟をたまはりて、吉野宮に入らせたまふ。この時公卿たち、大海人皇子を苑道まで送り奉りて歸られけるが、或人、大海人皇子の吉野へ入らせたまふ事を、虎に翼をつけて放つやうなりと、ひそかに申せしとかや。其折しも大友皇子は、内裏の西殿にて織ものの佛像の前におはしまして、其座に左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金連、蘇我果安、巨勢人臣などさぶらひけるが、大友皇子、天位は既に我に定まりけれど、諸臣の内に歸服せざるものも有らん

雲はると雪のひかりや白たへのころもほすてふあまのかぐ山

とよまれたり。此後京極殿は、定家卿と同じ時代の人なるに、わが歌に持統天皇の御製を、三句ながらそのまよにてぬすみ詠みたまふべきにあらず。この後京極殿の歌のころは、かの萬葉集にある、持統帝の御製の、ころもさらせりあまのかぐ山と、詠ませたまへるは、夏のはじめの景色なるを、今雲のはれたるあとの雪のひかりの眞白に見ゆるにつけて、むかし持統帝の衣さらせりとのたまひし、天のかぐ山のけしきも、かやうにありたるやと、思ひあはせて詠まれたるなり。ほすもさらすも同じころなれば、これにてよく聞ゆるなり。されば、新古今にも此百人一首にも、後京極殿の歌と、持統帝の御製とをひとつに混じて、書きつたへたるものなるべく思はるとなり。

持統天皇の話

天智帝の八年に、内大臣藤原鎌足公薨ぜられければ、大友皇子を太政大臣として、天下の政を執行はしめ給ふ。此大友皇子は天智天皇の御子にて、伊賀采女宅子の腹に生れたまひしかば、伊賀皇子とも申奉れり。しかるに今年、天智帝御惱重らせたまふ時、かねて東宮

して有るがよく見ゆるといふ事にて、奈良の都の禁裏より見わたしたまへる景色を、ありのまゝに詠ませられたるものなり。しろたへとは、たゞ白き色といふ事にて、外の色に染めぬ前の著ものの色は、皆白き故、むかしより白たへの衣とも、白たへの袖とも歌によみ來れり。白妙とかく妙の字は、假字にて、萬葉には多く白栲とかけり。栲の字は木の名にて、栲といふ木の皮をさきて衣に織たる故、外の色に染ぬ先を白栲といふなり。さらせりとは、日にほしてあるといふ意にて、此御時代は藤原宮とて、大和の高市郡が都にてありし故、禁裏よりほど近き、十市郡の香具山あたりなる民の家々に、夏になれば櫃より著物どもをとり出して、ほしわたすさまを御覽じて、詠ませ給へるなり。しかるに新古今集にも、此百人一首にも、衣ほすてふとかよれたるは、不審なる事なり。すべて歌の詞に、てふといふは、といふと云ふ詞をつどめたるものにて、戀をするといふことを、戀すてふといへるが如し。しかれば此御製に、眼前衣のほしてあることを、衣ほすてふと、詠ませたまふべきにあらず。此故に百人一首の諸家の註釋、いづれも此歌の解に、さまざまのむづかしき説どもをつけながら、明らかに解き得たるも見えず。こよにひとつの考あり。後京極攝政良經公の月濟集に、院の第二度の百首とてあり。その冬の歌のうち、

持統天皇

御幼名は、鷓野讚良の皇女と申奉る。御父は天智天皇、御母は大臣蘇我山田石川麿の女なり。文武天皇の皇后となられたまひ、後に帝位に即たまふ。文武天皇の大寶三年に崩じたまへり。御諡を、高天原廣野姬天皇、又持統天皇とも稱し奉る。

春をたて夏來ふお麗し志氣多る此

六秘を母きてぬ阿は乃あをるは

新古今集夏部しんこんしんしふなつのぶに入いりて、題だいしらすとあり。此御製ごせいは、もと萬葉集まんえふしふに入いりて、

春はるすぎぎて夏なつは來きぬらし白しろたへへのころもさらせりあまのかぐやま

とありしを、新古今集しんこんしんしふに、詞ことばをその時代じだいの風ふうに直なほして、入いれれたるものか、または傳つたへあやまりてかやうの詞ことばになりたるか、知りがたし。先萬葉集まづにあるまよの詞ことばにて、御歌みうたのこゝろを解とかば、春は過去すぎさりて夏なつが來きたるにや、民百姓たみひやくしやうどもの白しろき著物きものどもが、天あまのかぐ山やまあたりには

給ふ。これを近江朝あふみのてうの令りやうと申して、萬代ばんだい不朽ふくの法式ほふしきとなれり。さて此帝かまたりこの七年ななに、鎌足公かまたりこの中なか臣せみといふ姓せいを、藤原ふぢはらと改めさせ給ひ、大職冠たいしよくわんといふ號がうを賜たまはりしに、翌年あくるねんの冬ふゆ、大職冠たいしよくわん鎌足公かまたりこ病重やまひおもくなりける時とき、天皇其家あふみのみやに行幸みゆきならせられけり。其後そのち、天皇も十年じゅうねんの九月くわがつより御惱ごなごうにて、十二月じふにがつに近江宮あふみのみやに崩ほうじ給へり。御在位ございゐ十年じゅうねん、御年ごねん四十六しじゅうろくにんと云いひ。世よの人あふみのひと淡海帝あふみのみかどとも申奉まをされり。一説せつに、天皇崩御ほうぎよの事ことを、今年ことし十二月じふにがつ帝みかど御馬ごまにて山科やましなへおはして、林はやしの中うちに入いり。いづくへおはすといふことを知らねば、只御沓ただおんくつの落おちたりしを見て、陵みさきにこめたてまつりしといへり。これは大鏡おほかげにしるせる趣おもじきなれど、信しんじがたきとなり。上かみに述のるところは日本紀にほんぎの趣おもじきなれば、外説ぐわいせつにまどふべきにあらず。

天皇と稱し奉る。しかるに六年の十二月、新羅と百濟と合戦ありて、百濟の將軍福信、援兵を日本に請ふによりて、天皇兵を遣し百濟を救ひ給はんとて、七年の五月、帝筑前國に幸したまひ、朝倉宮におはしまして、軍兵をあつめ、甲兵を修め繕ひ、兵糧を備へ設けて、百濟を救はんと思しめしけるに、はからずも御惱によりて崩じたまへり。其頃中大兄皇子も、御母帝に従ひて朝倉宮におはせしが、この朝倉宮は假宮にて、山中に造らせたまひければ、材木も削らず、丸木のまよにて建させたまひしかば、時の人黒木御所とも、木丸殿とも申せしとかや。中大兄皇子、此御所にてよませたまへる御歌、

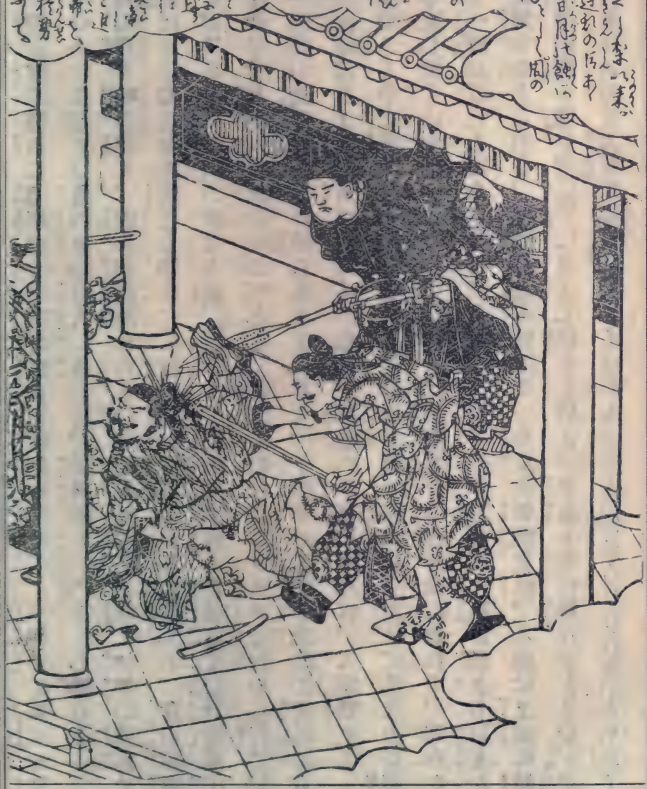
朝くらや木のまろどのにわが居ればなのりをしつゝ行くはたが子ぞ

これは、朝倉山の中にとてたる假御殿にて、要害堅固ならざれば、供奉の人々の名をなのりて行くを、誰々ぞと聞とどめさせ給ふことを、詠ませ給へるなり。後世に此御歌の事を論じて、後々の天子の御代に、大嘗會行はると時、黒木屋とて、北野の齋場所につくらるとは、彼御時の例にて、民を煩はさず宮造りも儉約なるべきといふよしなりと、十訓抄にしるせり。さて中大兄皇子は、御母齊明天皇崩御の後、御服のあひだながら、天下の政事を聞せられ、ほどなく帝位に即せられて、大に帝業を開き、學問を好ませ給ひ、諸臣に命じて令二十一卷を撰ばしめ

さて其後、帝は御位を中大兄皇子に譲らんとおほしめされけるに、大兄皇子退て此事を鎌足に語りたまふ。鎌足申されけるは、今古人皇子は君の御兄なり、輕皇子は君の御舅なり、しかるに是等をさしおきて、君天位を受つぎたまはん事、道にたがひたまふなれば、輕皇子を御位にすゝめて、恭謙のこころをあらはしたまへと申さるゝに、大兄皇子深く鎌足の教をよるこびたまひて、ひそかに御母帝に此事を奏したまふ。こゝに於て、帝、輕皇子に詔して、御位を授けたまはんとするに、輕皇子固く辭して、古人皇子に譲りたまふ。古人皇子またこれを辭して、何ぞ天皇の詔に違はんとて、髪を截て吉野山に入たまひければ、輕皇子も今はせんかたなく、御位を繼給へり。これを孝徳天皇と申し奉る。孝徳帝即位の後、中大兄皇子を皇太子と定め、鎌足を内大臣となして、政事を司どらしめ給ひけるに、其年の冬、古人皇子謀反を企給へり。これは古人皇子、もとより入鹿と睦かりけるが、入鹿の誅せられし時、その死をいたみたまふあまり、讓位を辭するにかこつけて、髪を斷て吉野に入り、密に謀反して、蘇我物部稚子等と相謀りて、禁裏を襲はんとしたまひけるに、吉備笠垂といふもの此事を聞き知りて、皇太子中大兄に告奉るより、すなはち軍兵をつかはして古人皇子を討せられけれど、古人遂に自殺したまへり。其後白雉五年十月、孝徳天皇崩じ給ひければ、皇極帝重祚したまひて、齊明

伏して奏したまふは、入鹿、かねて陰謀を企て朝家を滅し、日嗣の御位を傾け奉らんとし侍れば、かくはからひ侍り、豈、天位を以て大臣に代へ侍らんやと、のたまひければ、天皇此言を聞せ給ひ、直に玉座を起て殿中に入御なりければ、子鷹、綱田、其まゝ入鹿にとどめをぞ刺したりける。さて中大兄皇子は法興寺に馳入りて、城を構へ備をたてたまひければ、諸皇子、諸卿、ことごとく大兄皇子に従ひ奉りて、守護し給ふ。御兄古人皇子一人は私宅に走り歸り、門を杜て出たまはず、下心には入鹿が横死をいたみたまへり。かくて、入鹿が死骸を父の蝦夷に賜はせければ、蝦夷が臣漢直等眷屬を總聚め、甲を懐き、兵器を持たせて、蝦夷を助け軍陣を設く。大兄皇子此よしを聞せ給ひ、將軍巨勢徳を以て、入鹿罪有て誅に伏せしよしを諭したまひければ、蝦夷が徒黨の者共、ともに罪せられん事を恐れて、一同に遁れ去ぬ。さて蝦夷は我子入鹿が大兄皇子に討れたる事を、憤り恨む事甚しきよし聞えければ、やがて其家に討手をつかはされて、誅に伏する時、大臣たる蝦夷が家なれば、かねて朝廷より預り居たる天下の記録、天皇紀、其外珍寶の類ことごとくみづから火をかけて焼失ひけるに、船史惠尺、逸早く火中にかけて入り、國紀許を取出して、大兄皇子に奉れり。されば此度の亂に、日本先代の記録共ことごとく焼失して、わづかに残るところは、惠尺が取出したる殘冊ばかりなりき。

國に送れるはあ
 罪格日勝は餓い
 るよし〜周の
 分母
 園は
 二の舞の
 探新の
 舞はる
 かの
 新朝の
 時國の
 守は
 護物
 此の
 と黄
 新工の
 一毒と道
 毒を
 五五行勢



何心もなく咲ひて、劔を解て御前に著座せり。さて倉山田麿席を進みて、三韓王の表文を讀唱ふる間に、大兄皇子ひそかに起て、衛門府の官人に命じて、禁裏の十二門をさし鎖めさせて、人の往來を絶ち、自ら長き槍を執て、殿の傍に隠れたまひ、鎌足は弓矢を持って加勢の用意せらる。又犬養連勝麿に、三韓より進調せし箱に、二振の劔を隠し入たるを持しめ、倉山田麿が表文を讀の時に當て、ひそかに彼箱の中なる兩の劔を、佐伯連子麿と葛城稚犬養連綱田と兩人に投與へ、心を合せて入鹿が不意をうつべしと、命ぜられければ、人々これを承はれり。かくて倉山田麿は、三韓の表文既によみ終らんとすれども、子麿等が入鹿を恐れて起あがらざるを見るより、倉山田は流るゝ汗渾身にそよぐが如く、聲亂れ手戦ひければ、入鹿怪しみて、何故にかくふるひをのよくやと問ふ。倉山田こたへて、玉座近く侍るによりて、あまりの恐ろしさに、覺えず汗を流し候といふ。此時中大兄皇子は、子麿等が入鹿が威に恐れて、進みかねたるを見て、咄嗟と一聲かけたまふを相圖に、とびかゝりて、不意なる入鹿が頭より肩先かけて斬つければ、入鹿驚き起ところを、子麿又劔を揮うて、片足を斬倒せば、入鹿は玉座に轉びより、頭を叩て、臣何の罪か侍る、明にさとし給へと請ふ。天皇も大に驚かせたまひ、中大兄皇子に詔して、何事によりて大臣たる入鹿をかくはからふやと、仰せられければ、大兄皇子平

されければ、大兄皇子大に悦^{よろこ}び其議^ぎに従^{したが}ひたまへり。鎌足すなはち、みづから倉山田麿の家^{いへ}に往^ゆて媒^{なかつ}せらるゝに、倉山田も大に歡^{よろこ}びて、其むすめを大兄皇子に奉^{おほえのわうじ}りければ、これより倉山田と共^{とも}に内々^{ないく}その計^{はかり}をぞなしにける。此時蘇我大臣蝦夷^{そがのだいじんえみじ}が子入鹿^{こいろか}は、甘檮^{あまかし}の岡^{おか}に大なる家^{いへ}どもを起^{たて}雙^{ふた}べ、父の蝦夷^{えみじ}が家を宮門^{みやま}と稱^{しょう}し、己^{おのれ}が家を谷^{たに}の宮門^{みやま}と稱^{しょう}し、己^{おのれ}が男子女子をいづれも王^{わう}と稱^{しょう}し、家の外^{そと}にことごとくしき築土^{ついで}を構^{かま}へ、門^{もん}の傍^{かたはら}に兵庫^{ひやうご}を作り、常に力士^{りきし}をして兵具^{ひやうぐ}を持^{もた}せて守^{まも}らしめ、父蝦夷^{ちえみじ}も、又長直^{をさのあたひ}といふ者に命^{めい}じて、畝傍山^{うねびやま}の東^{ひがし}に家を造^{つく}り、池^{いけ}を穿^ほり城^{しろ}を作り、庫^{くら}を起^{たて}て弓箭^{ゆみや}を儲^{たくわ}へ、常に五七人の兵士^{へいし}を従^{したが}へて其身^{しん}を守護^{しゆご}せしめ、其餘萬事^{ほんじ}の儀式^{ぎしき}を禁中^{きんちゆう}に等^{ひら}しくして、殆^{ほとん}ど反逆^{はんぎやく}のさまをあらはせり。然^{しか}るに今年六月、三韓^{さんかん}より日本へ進調^{しんてう}を奉^{たづ}る事ありければ、中大兄皇子ひそかに、倉山田麿^{くらやまだまろ}にかたらしたまふやうは、此度三韓^{このたびさんかん}より我帝^{わがみかど}に奉^{たづ}る表文^{へうもん}を、御前^{ごぜん}に於^おて讀唱^{よみさな}ふる役^{やく}を汝^{なんぢ}に命^{めい}すべし、汝^{なんぢ}が表文^{へうもん}をよみあぐる間^{あひだ}に、鎌足^{かまたり}と計^{はかり}りて、入鹿^{いろか}を斬^きん、汝^{なんぢ}かねて此事^{このこと}を會得^{あひやく}すべしと仰^{おほせ}られければ、倉山田領承^{くらやまだりやうじやう}して退^{しりぞ}きぬ。かくて其日になりければ、天皇大極殿^{てんわうだいごくでん}に出御^{しゆつぎよ}あり、中大兄皇子^{なかのおほえのわうじ}は御兄古人皇子^{おんあにふるひこのわうじ}と共に、玉座^{ぎよくざ}のかたはらに侍^じしたまふ。鎌足^{かまたり}は、かねて入鹿^{いろか}が疑^{うたが}ひ深^{ふか}き性^{せい}にて、晝夜^{ちゆうや}劍^{けん}を帶^おる事^{こと}を知られければ、俳優^{わづを}のものにいひ含^{かく}め、戲^{たは}れごとをいはせて、今日の昇殿^{しやうでん}には、たばかりて帶劍^{たいけん}を解^としめけるに、入鹿

れを感じて、或時皇子の舍人に語りていはく、下官殊に君の恩澤を蒙る事を辱くす、願くは皇子を以て天下の主となし奉りて、此恩に酬い奉らんと。舍人此よしを皇子に申上げれば、皇子もひそかに悦ばせたまへり。鎌足又當時の王宗の中にて、器量ある君を見立奉りて、功名をだてんとおもふこよろざしある故、當今皇極帝の御子中大兄皇子後に天智天皇と稱し奉る。聰明にして、人君の大度おほしますを見て、これに因み奉らんと思はれけれど、其心底を明し奉るべき隙を得られざりけるに、大化三年の彌生の頃、中大兄皇子法興寺の槻の木の下にて鞠の御遊ありけるに、鎌足も伺候せられけるが、はからず大兄皇子の御沓、鞠につきて脱落けるを、鎌足直に立寄り、彼御沓を取て手に居ゑ、御前に跪てこれを捧げられければ、大兄皇子も跪てこれを取たまへり。これを睦びのはじめとして、後には隔なく交りたまふあまりに、今は心に懐ふ事を隠したまはざるやうになれり。しかれども、他人の耳目を憚りて、時の博士南淵先生の所に、學問に通ふ事に託け、大兄皇子と鎌足と、途中往還の間にて肩を比べて密事を謀りたまふに、鎌足の申さるゝ事一として、皇子の御心に叶はざるはなし。ことに於て、鎌足議して申されけるは、大事を謀るには、輔佐の人あるにしかず、蘇我倉山田石川麻呂のむすめを納て、君の妃となし、婚姻の昵をなして後大事を陳説き、彼と共に事を計らば、功を成の道これより近きは候はじと、申

居るわれらの袖が、朝もよるも露にぬれつくして、苦勞なる事ぞといふこよろなり。これを天子の御身にて、わが衣手と仰せられたるよし注するはわろし。天皇の御身をおしくだしたまひ、土民になりかはりて詠ませられたる御歌なれば、百姓の辛勞をいたはらせたまふ、歡慮のありがたきなり。衣手はすなはち袖の事にて、むかしは衣といふ字を、衣と一字の訓によみたり。衣の手のあたる所なるゆゑ、ころもでと訓じたり。

天智天皇の話

皇極 女帝の御時、蘇我の蝦夷大臣たりければ、其子入鹿天下の政を執行ひて、威勢父の蝦夷にも勝れるあまりに、終には天子の御位をも篡はんとする下ごころありければ、中臣の鎌足心に深く憤り惡まれけれども、入鹿が勢強大にして、輕々しく敵對しがたき故、常に齒を切て虚病を構へ、三島といふ所に引籠りてぞ居られける。時に皇極帝の御弟輕の皇子徳天皇と稱し、脚の病おはして、これも參内したまはざりけるが、平生鎌足と御中よかりければ、鎌足時輕の皇子の宮にまゐりて、宿直などせられけるに、皇子鎌足の意氣高く逸れて、天下萬民を匡し救ふべき器量あることを察したまひ、御鍾愛の御女を、鎌足にめあはせたまへり。鎌足こ

百人一首一夕話

天智天皇

御幼名を葛城皇子とも中^{なか}大兄皇子とも申奉り、御諱を天命開^{おんいみなあめのみことひらかすわけ}別^{わか}天皇とも申奉^{まう}る。天智とは、平城の朝の御時に、淡海真人御船といふ人、代々の天皇の御徳を考^{かんが}へ、漢土の例にならひて、諡^{おくりな}を奉りしよりかく稱^{しょう}し奉るなり。御父は舒明天皇、御母は寶皇女、後に皇極天皇又齊明天皇とも申奉れり。

秋乃田此るれ母此庵此苦哉阿羅美

己あ夫祿もてを津也よ姫き津と

此御製は、後撰集秋中に題知らずとて入れり。御歌の意は、稻の實のりたる秋の田を、鳥獸にあらさせじと、假庵とて假屋をたてと守り居るが、其庵をふきたる苦の、目があらし故、中に

朱雀門八宮城
 十二の角敷
 江戸の角敷
 羅門の通
 七軒五戸柱
 徳一と朱
 青葉と
 七棟は借儀
 おまじゆふ一



著聞集曰

しうい対

のせんら

ふみ家い

きかみ

秘法と二七

仲せしめ

朱雀門乃

よきし

隠とつ

鬼のぬすみ

たろく

續日本紀曰

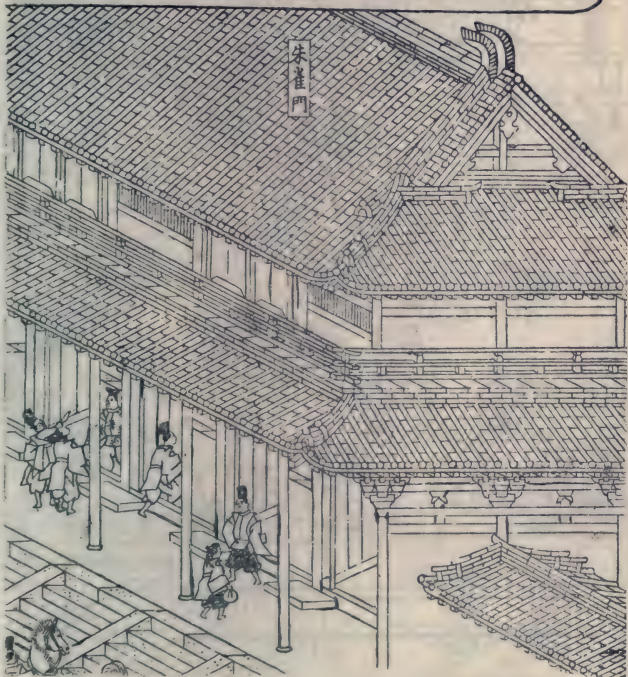
聖武天皇

平六年二月

癸巳朔天皇

所朱雀門崩

歌垣云



新

報

割

詔

天

門

信

業

行

罪

由

伴

大

物

言

函

及

信



翔雲輝

盛衰記曰

此は元帝の時空は

そつ物とてけり

つて大極殿乃

顔とわきだ

小御造風

こまはこ

大極殿

大極殿

火極殿

極殿

あふ人

あふ人

あふ人

あふ人

あふ人

あふ人

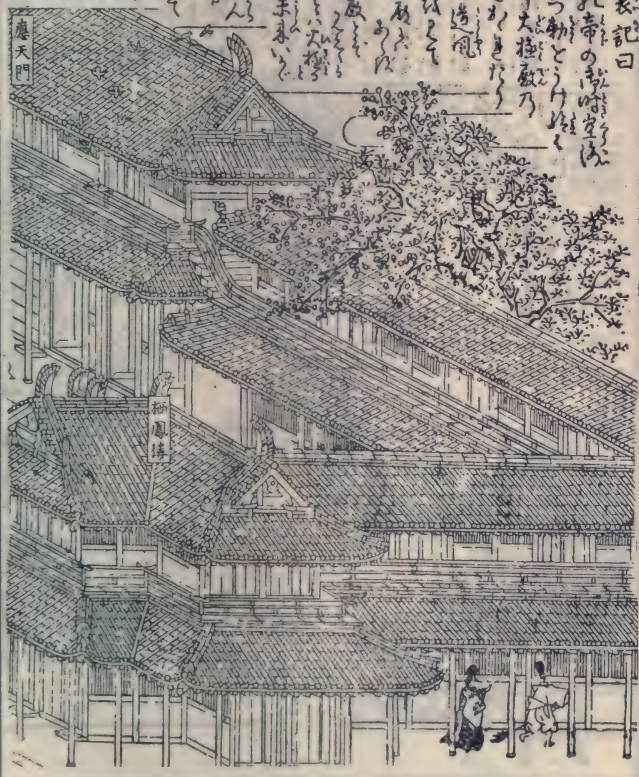
あふ人

あふ人

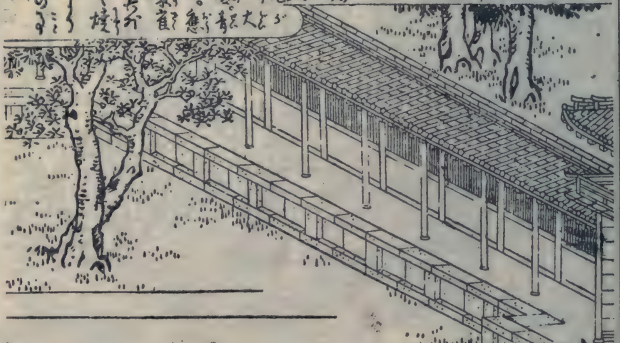
あふ人

應天門

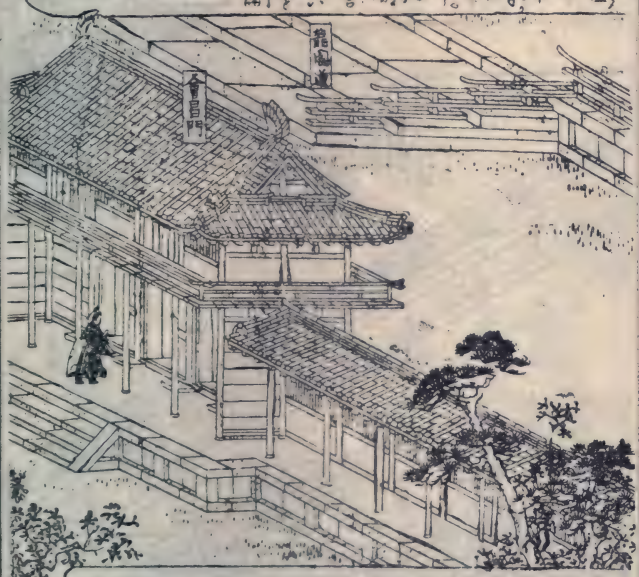
柳園亭



けしき 翻と
 詔あり 年
 安神と 号
 二史 旧史
 石像抄と
 坊と 信美
 元年四月
 成白 極子 家
 小治 大
 ころ 大 始 元
 極殿 考 慶 香
 終白 成 揚 無
 天 會 昌 朱 宣
 地を 擲 せ 境
 たる 是
 道 官 の 子
 不



午^い時^ま未^ま八^は担^{たん}
 武帝^{すい}延^{えん}香^{かう}
 十二月^{じふに}正月^{しつげつ}甲^か
 午^う使^しと^と山^{さん}省^{しやう}
 國^{こく}馬^まと^と字^じ人^{にん}
 村^{むら}の^の地^ぢへ^へ連^{れん}し^し
 林^{りん}と^と連^{れん}多^た人^{にん}
 山^{さん}大^{だい}八^は新^{しん}宮^{みや}
 と^とゆ^ゆる^る年^{ねん}の^のい^い
 月^{げつ}夜^やを^を諸^{しよ}國^{こく}と
 して^{して}新^{しん}宮^{みや}の^の諸^{しよ}
 門^{もん}と^と造^{ぞう}ら^ら
 同^{どう}十^{じふ}二^に年^{ねん}
 十^{じふ}月^{げつ}申^{しん}
 萬^{まん}三^{さん}に^に造^{ぞう}
 中^{ちゆう}一^{いつ}は^は後^ご
 竹^{たけ}と^と民^{たみ}
 ち^ちて^て新^{しん}
 ら^らく^くち^ち



百^{ひゃく}味^み改^{かい}曰^{いふ}
 後^ご三^{さん}条^{じょう}并^{なら}
 延^{えん}文^{ぶん}三^{さん}年^{ねん}
 五^ご月^{げつ}廿^{にじふ}日^{にち}
 大^{だい}極^{ごく}殿^{でん}出^で
 尾^お可^か用^{よう}本^{ほん}
 之^{これ}由^{よし}宣^{のたま}下^{くだ}
 二^に

ま本

我園はわづの

のり

またまのり

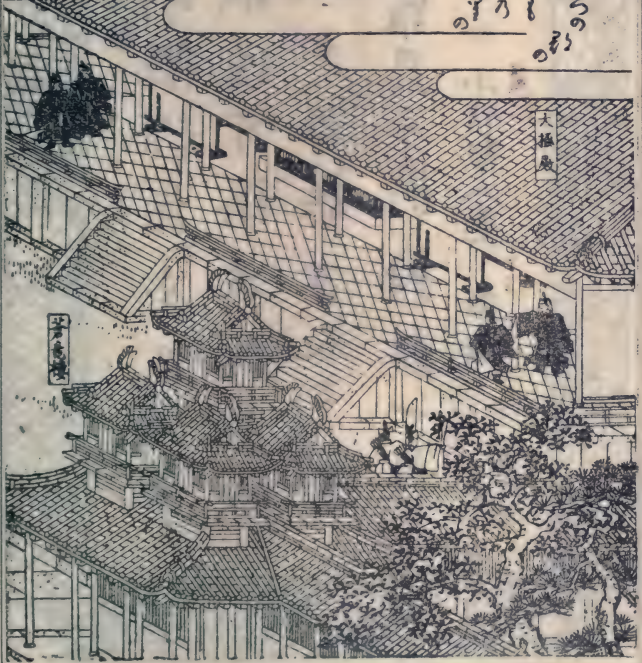
の

又

ま

公

大極殿
の省けの
正殿
朝堂
周の明堂
比に堂
繁に堂
所
拾



明徵作意旁及故事
歌道可講異聞兼備
一夕之話百人之詩
蘿月片影桂林一枝

小竹散人題



赤人人麿を山梯さんしといふ話

海北若冲赤人事跡考じせきかうの話

猿丸大夫歌うた譯

弓削道鏡ゆきせのちかやうの話

白壁皇子老年しらかべのわうじらうねんにて太子たいしに立ち給たまふ話

中納言家持歌うた譯

氷上川繼謀反ひがみのかはつぐむぼんの話

早良親王種繼さらのしんわうたねつぐを殺ころしたまふ話

家持美男やかもちびなんの話

安部仲麿歌うべのなかまろ譯

遣唐使けんたうしの話

吉備公唐きびこうもろこしより歸朝きてうの話

仲麿安南なかまろあんなんへ漂者へうちやくの話

仲麿の從者唐女じゅうしゃたうぢよめを娶めとる話

百人一首一夕話 卷之一

目録

天智天皇 御製譯

中大兄皇子鎌足と因を結び給ふ話

蝦夷父子亂を起す話

大極殿に入鹿を斬る話

古人皇子謀反の話

朝倉山木丸殿の話

持統天皇 御製譯

大友皇子謀反の話

柿本人麿 歌譯

大海人皇子東國に落ちたまふ話

宇治橋合戦の話

持統帝遠方行幸の話

人麿傳系説々ある話

石見に人麿の子孫傳はる話

人麿二人の妻の話

筆柿の話

大和に人麿の骨を納る話

和歌會に人麿の像を掛る話

山部赤人 歌譯

よろづに堪能ならずとも、一の道をつらぬき得たらむ人は、おのづからもの毎に渡りていとも尊くぞ覺ゆ。こゝに百人一首といへる文は、そのむかしより今に傳り、稚きをはじめ、あまねく教と成りて、其いさを筆にも盡しがたきをや。さるに難波わたりなる尾崎雅嘉、彼えらびにあへりし人々の有つる事を、一夜の中にも世にしらしめんと、四方よちのうみの玉藻のかずかずひろひあつめ、一夜がたりと名づけ、櫻木にちりばめ、ながく世につたへむとて、予にはし書をがき需む。實に身を盡し、ふかくもしける志のせつなれば、千ひろの竹のよよもかはらず榮えむことをおもひて、いさよかつたなき筆をそむるになむ。

花園三位公燕卿

波龍主人

第一章	緒言	一
第二章	第一編	一
第三章	第二編	一
第四章	第三編	一
第五章	第四編	一
第六章	第五編	一
第七章	第六編	一
第八章	第七編	一
第九章	第八編	一
第十章	第九編	一
第十一章	第十編	一
第十二章	第十一編	一
第十三章	第十二編	一
第十四章	第十三編	一
第十五章	第十四編	一
第十六章	第十五編	一
第十七章	第十六編	一
第十八章	第十七編	一
第十九章	第十八編	一
第二十章	第十九編	一
第二十一章	第二十編	一
第二十二章	第二十一編	一
第二十三章	第二十二編	一
第二十四章	第二十三編	一
第二十五章	第二十四編	一
第二十六章	第二十五編	一
第二十七章	第二十六編	一
第二十八章	第二十七編	一
第二十九章	第二十八編	一
第三十章	第二十九編	一
第三十一章	第三十編	一
第三十二章	第三十一編	一
第三十三章	第三十二編	一
第三十四章	第三十三編	一
第三十五章	第三十四編	一
第三十六章	第三十五編	一
第三十七章	第三十六編	一
第三十八章	第三十七編	一
第三十九章	第三十八編	一
第四十章	第三十九編	一
第四十一章	第四十編	一
第四十二章	第四十一編	一
第四十三章	第四十二編	一
第四十四章	第四十三編	一
第四十五章	第四十四編	一
第四十六章	第四十五編	一
第四十七章	第四十六編	一
第四十八章	第四十七編	一
第四十九章	第四十八編	一
第五十章	第四十九編	一
第五十一章	第五十編	一
第五十二章	第五十一編	一
第五十三章	第五十二編	一
第五十四章	第五十三編	一
第五十五章	第五十四編	一
第五十六章	第五十五編	一
第五十七章	第五十六編	一
第五十八章	第五十七編	一
第五十九章	第五十八編	一
第六十章	第五十九編	一
第六十一章	第六十編	一
第六十二章	第六十一編	一
第六十三章	第六十二編	一
第六十四章	第六十三編	一
第六十五章	第六十四編	一
第六十六章	第六十五編	一
第六十七章	第六十六編	一
第六十八章	第六十七編	一
第六十九章	第六十八編	一
第七十章	第六十九編	一
第七十一章	第七十編	一
第七十二章	第七十一編	一
第七十三章	第七十二編	一
第七十四章	第七十三編	一
第七十五章	第七十四編	一
第七十六章	第七十五編	一
第七十七章	第七十六編	一
第七十八章	第七十七編	一
第七十九章	第七十八編	一
第八十章	第七十九編	一
第八十一章	第八十編	一
第八十二章	第八十一編	一
第八十三章	第八十二編	一
第八十四章	第八十三編	一
第八十五章	第八十四編	一
第八十六章	第八十五編	一
第八十七章	第八十六編	一
第八十八章	第八十七編	一
第八十九章	第八十八編	一
第九十章	第八十九編	一
第九十一章	第九十編	一
第九十二章	第九十一編	一
第九十三章	第九十二編	一
第九十四章	第九十三編	一
第九十五章	第九十四編	一
第九十六章	第九十五編	一
第九十七章	第九十六編	一
第九十八章	第九十七編	一
第九十九章	第九十八編	一
第一百章	第九十九編	一
第一百零一章	第一百編	一

枕の草子	四〇七
政子靜に舞所望	七三三
まふりでの話	四三三
道眞の弓術	一八七
水瀬の社	七三三
源義朝父の首をきる	五三三
宮川歌合	六二七
宮の瀧	一七四
メ 明月記	七二二
モ 基俊俊頼の歌を難す	四九九
基俊俊頼の不和	四八九
元良親王の好色	一六五
文覺西行の對面	六〇八
ヤ 陽成院の御狂亂	一三七
ユ 弓削道鏡	六一
維摩會	四九五
ヨ 義孝兄弟の痘瘡	一三七
義孝の戀物語	三三四
良峯と五條の女	一八
賴家足立景盛の妻を奪ふ	六五三
賴家伊豆に蟄居す	六五五

ラ 朗詠谷	三六
リ 流泉啄木の曲	一〇八
ロ 六條家	五五五
ワ 我立柚	六六六
和漢朗詠集	三六七
キ 井手の蛙長柄の橋の鉋屑	四七
エ 遠所歌合	七五二
ラ 小倉山壯	七〇七
小野篁の英才	一一一

内容細目終

西園寺……………六九八
 早良親王種繼を殺し給ふ……………六九
 嵯峨帝室の才を試み給ふ……………一二二
 狭衣物語……………三八六
 佐藤兵衛尉近宗の話……………五三三
 實方陸奥に流さる……………三四〇
 三十六歌仙……………三六七
 シ 詞花集……………五五四
 侍従入道蓮如……………五四四
 柿本寺……………五一
 時平公の濫行……………一八六
 新羅國の人肥前に寇す……………一四五
 しめぢが原……………四九六
 尙齒會……………五八五
 順徳院佐渡國遷幸……………七五五
 駿馬の骨の故事……………四〇八
 俊惠の歌論……………五九三
 承久の亂……………七三九
 白川の關……………四五〇
 崇徳院阿波遷幸……………五四〇
 崇徳院御遷宮……………五四九

セ 關の石門……………四五六
 ソ 衣通姫の話……………九三
 タ 篁隱岐に流さる……………一二三
 忠平棗を好む……………二三〇
 忠見歌に執す……………二九一
 千 鎮西八郎の話……………五三三
 陳和卿賀朝に謁す……………六六一
 貞觀格式……………一八九
 ツ 土御門院の即位……………七六八
 壺の石碑……………六九三
 ト 獨鈷かまくび……………五九〇・六二〇
 土佐日記……………二六四
 通小町……………九七
 飛梅……………三七
 融の靈……………一三四
 ナ 内侍有子……………五六五
 中大兄皇子鎌足と因を結ぶ……………一七
 仲鷹安南へ漂著……………七六
 名なしの大將……………五七〇
 なるさの入道……………五八一
 ニ 日本紀の局……………三六一

ハ 亡室體……………七三八
 博雅三位……………一〇八
 白龍魚腹の事……………四六八
 はだし馬の助……………五七三
 花がつみ……………三四一
 濱成式……………二五七
 ヒ 久の松……………五四八
 人麿の影供……………五四
 人麿影供の祭田……………五五四
 人麿畫像……………五五一
 人麿塚……………五四
 フ 深草少將……………一〇〇
 ふし柴の加賀……………四五〇
 二俣川の軍立……………六五七
 藤原頼長敗北……………五三〇
 筆梯の話……………四六
 船岡子日の遊び……………三二三
 ホ 渤海國の相者王文矩……………一三九
 保元の亂……………五三三
 堀川艶書合せ……………四七〇
 マ 牧の方……………六五六

○逸話

ア 驚宿梅……………二七三
 阿古屋の松……………三四一
 朝倉山木丸殿……………三四
 飛鳥井家懷紙の書法……………六七九
 敦忠の管絃……………二九八
 粟田の宮……………五五〇
 阿佛尼……………七五五
 近江朝の令……………二二五
 尼將軍……………六七七
 安樂寺の祭禮……………二二〇
 有子入水……………五七〇
 蠟通……………二六六
 イ 十六夜日記……………七五五
 伊勢家を賣る歌……………一六二
 伊勢物語……………一四九
 嚴島の内侍上洛……………五六六
 稻荷詣に襖かる話……………三七四

ウ 大目の少將……………四六六
 有心座無心座……………六八八
 うそかへ鬼取……………三二四
 歌塚……………五一
 宇多帝伊勢を寵し給ふ……………一五九
 宇多法皇宮の龍遊覽……………一七四
 宇治川合戦……………六四一
 宇治勢田の合戦……………七四〇
 宇治橋合戦……………三五
 宇治山古蹟の話……………八八
 エ 叡山……………六八六
 江口の遊女……………六三三
 沖の石の讃岐……………六五〇
 大海人皇子……………三一
 大峯順逆の峯入り……………四三六
 大堰河三船……………三六四
 表歌……………五五五
 カ 強盜交野八郎……………七三五
 柿本栗本……………六八八
 覺阿……………七四
 蜻蛉日記……………二五四

交野少將……………二八〇
 萱の齋院……………六三九
 キ 金槐集……………六七七
 銀の猫……………六〇九
 桐火樋……………五七九
 ク 公曉實朝を斬る……………六六七
 貢米の船……………六一
 花山僧正……………一三三
 菅公の左遷……………一九五
 函谷關の故事……………四〇三
 ケ 源三位頼政の反逆……………六四〇
 源氏物語……………三七七
 全……………三三三
 玄象牧馬の琵琶……………四六一
 遣唐使……………七四
 コ 江家次第……………四八〇
 小式部内侍の詠歌……………三九六
 小町論……………九六
 伊衡伊勢の家に勅使……………一五七
 西行白峯詣……………五五五
 サ 西行天沖川の渡の話……………六〇七

左京大夫顯輔	五三三
左京大夫道雅	四〇九
參議 篁	一一〇
參議 等	二八一
參議 雅經	六七八
三條右大臣	三三三
三條院	四三三
猿丸大夫	六〇
寂蓮法師	六九
從二位家隆	七九
順德院	七五四
俊惠法師	五九二
式子内親王	六八
崇德院	五六
周防内侍	四三七
七清少納言	四〇一
蟬丸	一〇五
リ僧正遍照	二七
素性法師	一七三
曾根好忠	三二
待賢門院堀川	五八

大僧正行尊	四三
大納言公任	三〇
大納言經信	四八
大貳三位	三五
道因法師	七三
平兼盛	六三
中納言朝忠	三〇一
中納言敦忠	二九七
中納言兼輔	二三三
中納言家持	六六
中納言行平	一四四
持統天皇	二六
テ貞信公	三五
天智天皇	一五
二條院讚岐	六三九
入道太政大臣	六九五
ノ能因法師	四二
ハ春道列樹	二五三
フ藤原興風	二五六
藤原清輔朝臣	五八
藤原實方朝臣	三八

藤原敏行朝臣	一五三
藤原道信朝臣	三〇六
藤原基俊	四九五
藤原義孝	三〇
文屋朝康	二七五
文屋康秀	一七九
ホ法性寺入道(前關白太政大臣)	五〇四
ミ源兼昌	五五一
源重之	三〇
源俊賴朝臣	四八三
源宗于朝臣	三三六
壬生忠見	二八八
壬生忠岑	二四四
ム紫式部	三六
モ元良親王	一六四
ヤ陽成院	二三五
リ山部赤人	五六
リ良暹法師	四五一
エ惠慶法師	三八
ヲ小野小町	九一

ミ	みをつくしてや	六三五
ム	むかしはものを	二九七
	むべやまかせを	一七九
モ	ものやおもふと	二八三
	もみぢのにしき	一八四
	もれいづるつきの	五五三
ヤ	やくやもしほの	七〇〇
	やまのおくにも	五七七
ユ	ゆくへもしらぬ	三二二
	ゆめのかよひぢ	一五三
ヨ	よしののさとに	二五〇
	よにあふさかの	四〇一
	よをうちやまと	八七
	よをおもふゆゑ	七三〇
ワ	わがころもでに	一三六
	わがころもでは	一五
	わがたつそまに	六六六
	わがみひとつの	一八一
	わがみよにふる	九一
	わけてもすゑに	五五六
ヲ	をとめのすがた	二七

○作者

ア	赤染衛門	三六七
	安倍仲麿	七三
	在原業平朝臣	一四八
イ	祐子内親王家紀伊	四七〇
	伊勢	一五五
	伊勢大輔	三九七
	和泉式部	三六九
	殷宮門院大輔	六三一
ウ	右近	二七七
	右大將道綱母	三五三
	凡河内躬恒	二三八
カ	大江千里	一八一
	大中臣能宣朝臣	三五五
	柿本人麿	四四
	河原左大臣	一三三
	鎌倉右大臣	六六一
キ	喜撰法師	八七

	儀同三司母	三五五
	紀貫之	二六二
	紀友則	二五四
	清原深養父	二七三
	清原元輔	二九四
ク	光孝天皇	一三八
	皇嘉門院別當	六三五
	皇太后宮大夫俊成	五七七
ケ	菅家	一八四
	謙徳公	三〇七
コ	後京極政太政大臣	六三五
	小式部内侍	三九一
	後徳大寺左大臣	五六〇
	後鳥羽院	七〇〇
	權中納言定家	七〇〇
	權中納言定頼	四一四
	權中納言匡房	四七五
サ	西行法師	六〇四
	相摸	四一九
	坂上是則	二五〇
	前大僧正慈圓	六八六

うしとみしよぞ	五八四
オ おきまどはせる	二三八
カ かかけしやそでの	四七〇
かこちがほなる	六〇四
かたぶくまでの	三八七
かひなくたらん	四三七
からくれなぬに	一四八
キ ききりたちのぼる	六九
ク くだけてものを	三三〇
くもがくれにし	三七六
くものいづこに	二七三
くもぬにまがふ	五〇四
ケ けふここのへに	三九五
けふをかぎりの	三五五
コ こひしかるべき	四三三
こひぞつもりて	二五
こひにくちなん	四一九
ころもかたしき	六五五
ころもほすてふ	二六
こゑきくときぞ	六〇
サ さしもしらじな	三三八

しづごころなく	二五四
しのぶることの	六三八
しるもしらぬも	一〇五
しるきをみれば	六六
ス すゑのまつやま	二九四
タ たぎありあけの	五六〇
たつたのかはの	四四二
ツ つらぬきとめぬ	二七五
ト とやまのかすみ	四七五
ナ ながくもがなと	三三〇
ながくしよを	四四
ながれもあへぬ	二五二
なこそながれて	三六〇
なほあまりある	七五四
なほうちめしき	三四六
ヌ ぬれにぞぬれし	六三一
ネ ねやのひまさへ	五九二
ハ はげしかれとほ	四八三
はなぞむかしの	二六二
はなよりほかに	四三
ヒ ひとこそしらぬ	六三九

ひとこそみえぬ	三八
ひとしれずこそ	二八八
ひとづてならで	四〇九
ひとにしられで	三三
ひとにはつげよ	一一〇
ひとのいのちの	二七七
ひとめもくさも	二二六
ひとをもみをも	三〇一
ひるはきえつと	三三五
フ ふじのたかねに	五六
ふりゆくものは	六九五
ふるさとさむく	六七八
マ まだふみもみず	三九一
まつとしきかば	一四四
まつもむかしの	二五六
ミ みかさのやまに	七三
みそぎぞなつの	七一九
みだれそめにし	一三三
みだれてけさは	五五八
みのいたづらに	三〇七
みをつくしても	一六四

ながらへば	五八四
なげきつゝ	三五三
なげけとて	六〇四
なつのよば	二七三
なにしおはば	二二三
なにはえの	六三五
なにはがた	一五五
はなさをふ	六九五
はなのいろは	九一
はるすぎて	二六
はるのよの	四三七
ひさかたの	二五四
ひとはいさ	三六三
ひとをなし	七三〇
ふくからに	一七九
ホほととぎす	五六〇
ミみかきもり	三三五
みかのばら	三三三
みせばやな	六三一
みちのくの	一三三
みよしのの	六七八

ムむらさめの	六九
メめぐりあひて	三七六
モもろしきや	七五四
もろともに	四三三
ヤやすらばで	三六七
やへむぐら	三八
やまがはに	二五三
やまざとは	二二六
ユゆふされば	四八
ゆらのとを	三二
ヨよのなかば	六五一
よのなかよ	五七七
よもすがら	五九三
よをこめて	四〇一
ワわがいほほ	八七
わがそでは	三九
わすらるゝ	二七七
わすれじの	三五五
わたのはら(漕ぎ)	五〇四
わたのはら(八十島)	一一〇
わびぬれば	一六四

ヲをぐらやま	三五
アあかつきばかり	二四四
あしのまるやに	四五八
あはでこのよを	一五五
あはれことしの	四九五
あまのをぶれを	六五一
あまりてなどか	二八一
あらはれわたる	四一四
ありあけのつきを	一七三
イいかにひさしき	三五三
いくよれざぬ	五五一
いづこもおなじ	四五二
いつみきとてか	二三三
いでそよひとを	三八五
いまひとたびの(逢ふ事)	三六九
いまひとたびの(御幸)	三五
ウうきにたえぬは	五七二

内容細目

○和歌

上句五言

ア あきかぜに……………五五三

あきのたの……………一五

あけぬれば……………三四六

あさぢふの……………二八一

あさぼらけ(有明)……………二五〇

あさぼらけ(宇治)……………四四四

あしびきの……………四四

あばぢしま……………五五一

あはれとも……………三〇七

あひみでの……………二九七

あふことの……………三〇一

あまつかぜ……………一一七

あまのぼら……………七三

あらざらん……………三六九

あらしふく……………四四三

ありあけの……………二四四

ありまやま……………三八五

イ いにしへの……………三九七

いまこんと……………一七三

いまはたゞ……………四〇九

ウ うかりける……………四八三

うらみわび……………四一九

オ おくやまに……………六〇

おとにきく……………四七〇

おほえやま……………三九一

おほげなく……………六九六

おもひわび……………五七二

カ かくとだに……………三三八

かさぢぎの……………六六

かぜそよく……………七九

かぜをいたみ……………三三〇

キ きみがため(春の)……………一八六

きみがため(をし)……………三三〇

きりぎりす……………六三五

ココろあてに……………二三八

こころにも……………四三三

このたびは……………一八四

こぬひとを……………七〇〇

こひすてふ……………二八八

これやこの……………一〇五

サ さびしさに……………四五一

シ しのぶれど……………二八三

しらつゆに……………二七五

ス すみのえの……………一五三

セ せをはやみ……………五一六

タ たかさこの……………四七五

たきのねば……………三六〇

たごのうちに……………五六

たちわかれ……………一四四

たまのをよ……………六二八

たれをかも……………二五六

チ ちぎりおきし……………四九五

ちぎりきな……………二九四

ちはやふる……………一四八

ツ つきみれば……………一八一

つくばれぬ……………一二五

ナ ながからむ……………五五八

百人一首一夕話 目錄

卷一	三	——	八二
卷二	八三	——	一六八
卷三	一六九	——	二五七
卷四	二五九	——	三四七
卷五	三四九	——	四三七
卷六	四三九	——	五一二
卷七	五二三	——	五九九
卷八	六〇一	——	六八二
卷九	六八三	——	七六九

るものあるを見ず。今本文庫に採録するに當りては、天保四年新刻の木版本を底本として、句讀點を施し、假名遣を統一したる外、事實文格の如きは勿論、振假名、送り假名の類と雖も、殆んど原本施す所のまゝを覆刻し、敢へて私意を以て増減改竄せず。插畫また悉く寫眞製版として之を本文中に挿入し、小竹の題辭の如き亦之を寫眞に附し、以て原本の致趣を傷はざらん事を期したり。但し原本、作者の略傳に限り、小字を以て之を歌詞の釐頭に加へたれども、組版の都合上姑く之を作者の次に置きたり。又原本目次の始めに録する所の書名、卷一、卷七、卷八、卷九は「百人一首一夕話」とし、卷二は一夕話に代ふるに「比登與俄哆里」、卷三は「飛登與我丹理」卷四は「秘斗豫峨他梨」卷五は「飛登世我多利」卷六は「斐刀餘雅太喇」なる萬葉假名を以てせりと雖も、體裁上姑く「百人一首一夕話」の文字を以て統一する事となしたり。讀者請ふ之を諒せよ。

大正三年五月

校訂者 塚本哲三

緒言

百人一首一夕話九卷は、尾崎雅嘉の著作にして、百人一首の歌に基き、作者の略傳、歌詞の解釋、及び作者に聯關せる幾多の逸話奇聞を輯め、加ふるに二百十數面の挿畫を以てせるもの也。畫は大石眞虎の描く所、風韻最も掬すべく、歴史畫及び風俗畫の逸品として、世に名高きものの一に居る。

尾崎雅嘉は浪華の人、字を有魚、通稱を春藏といひ、華陽、春陽軒、蘿月、傳古知今堂等の數號あり。書估を以て業とし、傍ら讀書述作を努め、和漢の學に通ぜり。本書の外、著はす所數十卷あり、就中群書一覽の如きは、其最も著名なるもの也。

本書説く所の歌詞の解説を見るに、二三の首肯し難きもの無きにあらずと雖ども、概して懇切平正、初學者を益する所少なからず。殊に其作者に關する逸話奇聞の類は、汎く各種の典籍を涉獵し、最も趣味ある材料を輯集したるものにして、其内容殆んど信據すべきに近く、文亦平明典雅愛誦すべし。

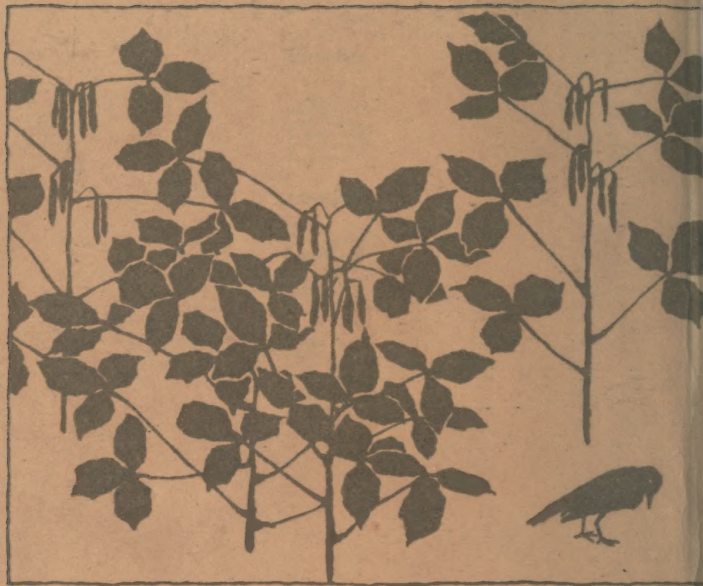
本書は、曩に某文庫が其内容の一部分を拔萃出版したる外、未だ活字本として世に流布す

PL
758
.5
043
09
1914



百人一首一夕話

全



PL
758
.5
043
09
1914

Ozaki, Masayoshi
Hyakunin isshu isseki wa

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

